

令和 6 年度 障害者総合福祉推進事業
重度障害者等の就労・修学の支援の在り方等
に関する調査研究
【報告書】

令和 7 年（2025 年）3 月



— 目 次 —

要旨	1
第1章 本調査研究の実施概要	3
1. 本調査研究の目的	3
2. 本調査研究の全体像	3
3. 本調査研究の実施概要	5
4. 実施体制	23
5. 成果等の公表計画	23
第2章 重度障害者等の就労支援の在り方に関する調査結果	24
1. サービス事業所アンケート調査結果	24
2. 利用者アンケート調査結果	40
3. 企業アンケート調査結果	155
4. ヒアリング調査結果	199
5. まとめ	211
第3章 大学等における重度障害者の修学支援の状況調査結果	217
1. 大学等アンケート調査結果	217
2. 自治体アンケート調査結果	250
3. ヒアリング調査結果	288
4. まとめ	308
第4章 訪問系サービスにおける外出支援の状況調査結果	319
1. 自治体アンケート調査結果	319

<参考資料> 調査票

要旨

障害者総合支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「重度障害者の職場及び通勤中における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況や、重度障害者の働き方や介助の実態を把握した上で、連携の取組の改善及び支援の在り方について検討すること。また、重度障害児の学校及び通学中における介護の在り方についても、教育と福祉の連携による取組の実施状況を踏まえて検討すること。」とされている。このため、本調査研究では、「重度障害者等の就労支援の在り方に関する調査」、「大学等における重度障害者の修学支援の状況調査」、「訪問系サービスにおける外出支援の状況調査」の3つの調査を実施した。

①重度障害者等の就労支援の在り方に関する調査

障害の状況や程度により、どのような就労支援や合理的配慮が必要かなど、就労支援の在り方を検討することを目的として、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）のサービス事業所・利用者を対象に、障害者の就労状況、就労意向等を把握するアンケート調査と、障害者を雇用する企業を対象に、職場等での就労のための合理的配慮の提供状況や課題等を把握するアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。なお、調査の設計・実施にあたっての助言を得るため、有識者、企業関係者、自治体関係者、当事者等で構成するワーキンググループを設置した。

サービス事業所を対象としたアンケート調査では、訪問系サービスの利用者に占める一般就労をしている利用者の割合が、居宅介護3.6%、重度訪問介護4.6%、同行援護12.3%、行動援護0.1%であった。

企業を対象としたアンケート調査では、「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」（以下、重度訪問介護サービス利用者等助成金等）の利用がある企業とその他企業で、雇用している障害者の特性や働き方で違いが見られたが、いずれも、雇用する障害者の支援ニーズを概ねカバーする形で、多岐にわたる配慮・支援が実施されていた。なお、業務中の身体介助、通勤時の援助・介助に着目すると、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業が71.4%、57.1%で支援ニーズがあると回答したのに対して、その他企業では5.0%、7.9%にとどまっており、これらの支援が必要な人は、その他企業ではほとんど雇用がなされていない実態がうかがえた。また、障害者の支援ニーズに対して、企業として対応が難しい内容として、手話等のサポート人員の確保、通勤時の介助等の支援、施設のバリアフリー化や休憩・執務スペースの確保などの環境整備、在宅勤務（対応可能な業務の形成）等が挙げられた。

企業（事業所）では十分な合理的配慮・支援が難しく、雇用に至らなかったケースでは、身体介助が必要なケース、通勤が難しいケース、本人の障害特性と業務内容のマッチングが難しいケース、希望する就労条件での採用が難しいケース等が挙げられた。

②大学等における重度障害者の修学支援の状況調査

「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」（以下、「大学修学支援事業」とする）の改善及び事業を活用した重度障害者の修学支援の在り方を検討することを目的として、事業を利用する大学等、事業を行う自治体を対象としたアンケート調査を実施した。また、事業を利用する大学等及び学生、事業を行う自治体を対象にヒアリング調査を実施した。なお、調査の設計・実施にあたっての助言を得るため、有識者、大学等関係者、自治体関係者、当事者等で構成するワーキンググループを設置した。

調査結果及びワーキンググループでの検討を踏まえ、事業に対する評価、課題等を整理した。重度障害のある学生

が安心して修学できる制度として、事業は重要な役割を果たしているという評価がなされた一方で、事業の課題、改善が必要な点については、以下のような意見があった。

- 普及啓発：事業に対する認知や理解が十分ではないことから、利用拡大に向けて幅広い主体に対する普及啓発が必要との指摘があった。
- 事業の設計：事業設計等に係る国からの情報提供の必要性、自治体ごとに制度設計が異なることで学生間による不公平が生じることや大学等での事務負担の拡大について指摘があった。また、国の要綱にある対象者要件の見直し、対象者の拡大、重度訪問介護との活動範囲の整理等について意見があった。
- 調整・連携：自治体から求められる書類作成の作業量の多さや提出スケジュールの短さ、紙での書類作成・郵送の負担感が課題となっていた。また、自治体と大学等での顔の見える関係性構築の難しさ等が指摘された。
- 自治体の財源確保：自治体の財源確保に係る課題として、障害福祉サービスとは異なる報酬の単価設定や単価の低さ、自治体の持ち出しの多さ、利用希望者の増加や年度途中での対応への懸念等が挙げられた。
- ヘルパー事業所の確保：自治体、大学等、学生から多数の指摘があり、事業利用の喫緊の課題となっていた。背景には、事業所の不足に加え、障害福祉サービスよりも低い報酬単価や不規則な通学・一部時間帯等のスパートでの利用から、事業所の採算確保の難しさがあるとの指摘があった。
- 大学等における支援体制の構築、支援の移行：大学の合理的配慮で実施すべきサポートに対して、事業を活用している実態が確認された。支援の移行はほぼ進んでおらず、大学等で合理的配慮として身体介助を実施することの困難さや、大学の規模による財政的な負担の大きさが指摘された。

③訪問系サービスにおける外出支援の状況調査

国の基礎資料とすることを目的として、自治体を対象に、外出支援の支給決定や利用の状況等を把握するためのアンケート調査及び補足的なヒアリング調査を実施した。

「通年かつ長期にわたる外出」については、該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況は、「明文化された基準がない（部署内で判断の考え方を統一化している）」の割合が約 6 割で、「明文化された基準がない（個々の担当者が判断している）」が約 3 割であった。「通年かつ長期にわたる外出」としている外出の内容としては、「通学・通園（61.1%）」、「通勤（60.3%）」、「通所（障害児支援・障害福祉サービスの利用を目的とした事業所・施設への外出）（58.2%）」の順に多かった。

「社会通念上適当でない外出」については、該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況は、「明文化された基準がない（部署内で判断の考え方を統一化している）」の割合が約 6 割で、「明文化された基準がない（個々の担当者が判断している）」が約 3 割であった。

第1章　本調査研究の実施概要

1．本調査研究の目的

障害者総合支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「重度障害者の職場及び通勤中における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況や、重度障害者の働き方や介助の実態を把握した上で、連携の取組の改善及び支援の在り方について検討すること。また、重度障害児の学校及び通学中における介護の在り方についても、教育と福祉の連携による取組の実施状況を踏まえて検討すること。」とされている。

このため、重度障害者等の就労支援の在り方に関する研究を行うとともに、大学等における重度障害者の修学支援の状況、訪問系サービスにおける外出支援の状況等を調査した。

2．本調査研究の全体像

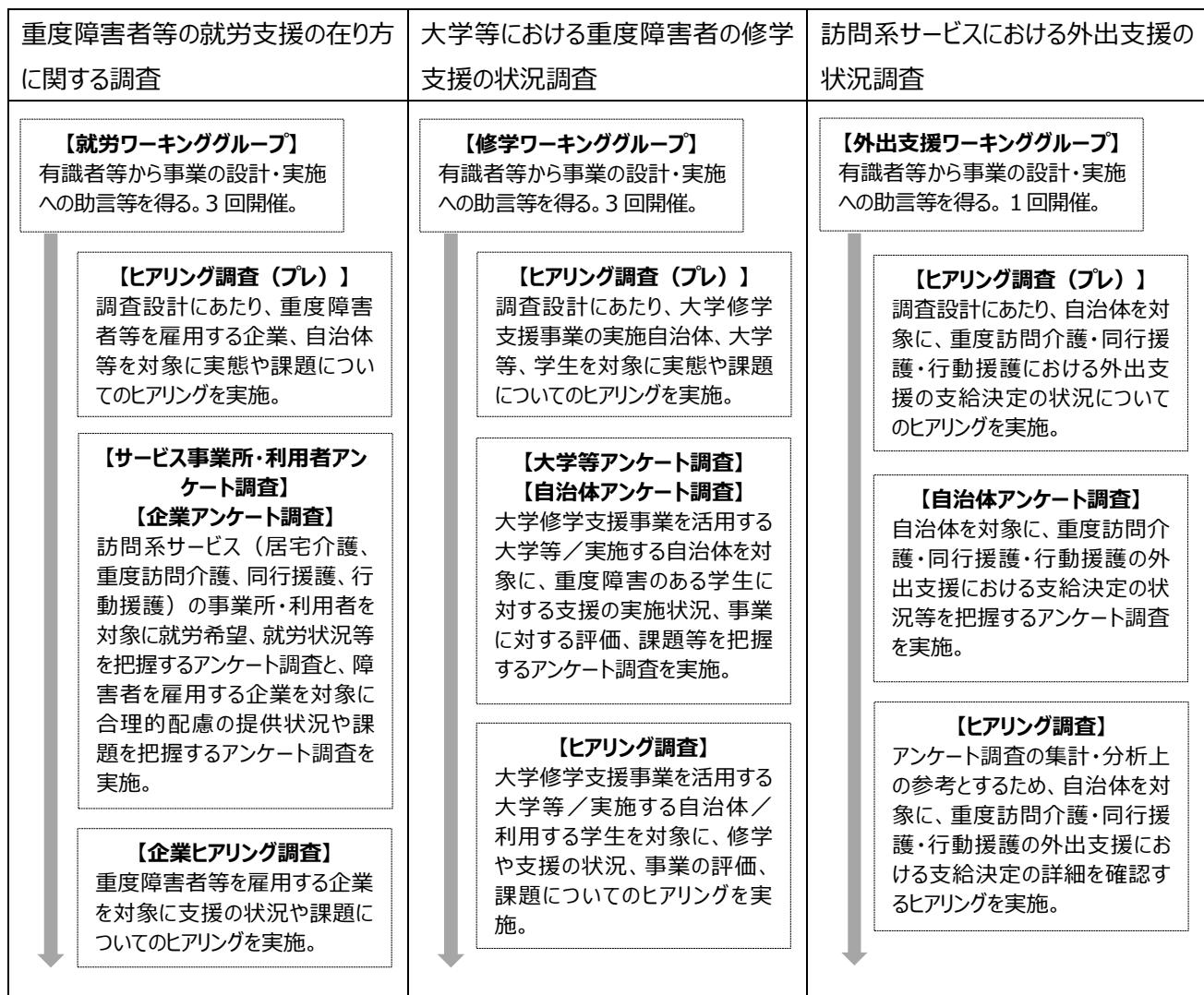
本調査研究では、「重度障害者等の就労支援の在り方に関する調査」、「大学等における重度障害者の修学支援の状況調査」、「訪問系サービスにおける外出支援の状況調査」の3つの調査を実施した。

「重度障害者等の就労支援の在り方に関する調査」では、障害の状況や程度により、どのような就労支援や合理的配慮が必要かなど、就労支援の在り方を検討することを目的して、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）のサービス事業所・利用者を対象に、障害者の就労希望、就労状況等の実態把握を行う調査と、障害者を雇用する企業を対象に、職場等での就労のための合理的配慮の提供状況や課題等の実態把握を行う調査、の2つを実施した。

「大学等における重度障害者の修学支援の状況調査」では、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」（以下、「大学修学支援事業」とする）を含め、大学等（大学（大学院及び短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）における重度障害者の修学支援の状況を調査し、大学修学支援事業の改善等の検討を行うとともに、事業を活用した重度障害者の修学支援の在り方を検討することとして、大学等、自治体、学生を対象とした調査を実施した。

「訪問系サービスにおける外出支援の状況調査」では、国の基礎資料とする目的として、自治体を対象に外出支援の支給決定や利用の状況等を把握するための調査を実施した。

図表 1-1 本調査研究の全体像



3. 本調査研究の実施概要

(1) 重度障害者等の就労支援の在り方に関する調査

① プレヒアリング調査

1) 目的

調査設計及び調査票作成のための情報収集を目的として、障害者を雇用する企業、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施している自治体を対象にヒアリング調査を実施した。

2) 調査対象、実施時期、実施方法

調査対象は、障害者を雇用する企業、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施している自治体として、就労ワーキンググループの委員に対してヒアリングを行った。

調査対象、実施時期、実施方法は以下のとおり。

図表 1-2 調査対象、実施時期、実施方法

種別	対象	実施日	実施方法
企業	日本アイ・ビー・エム株式会社	令和6年8月7日	オンライン
自治体	江戸川区	令和6年7月22日	オンライン

3) 調査項目

調査項目は以下のとおり。

図表 1-3 調査項目

■自治体

- 「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用状況、事業所が実施する内容

■企業

(1) 企業の基本情報について

- 障害者雇用についての方針
- 雇用している障害者の人数、障害の内容・程度、年齢等
- 雇用関係助成金等の活用状況

(2) 障害のある方の働き方・支援等について

- 雇用している障害者の特徴
- 雇用形態、通勤の有無、業務の実施場所、業務内容
- 雇用に至った経緯、雇用に際しての連携先
- 現在行っている支援や合理的配慮の内容、支援内容を決めるための調整プロセス
- 支援が十分に提供できず、または難しいと判断したために雇用に至らなかつたケース
- 支援における課題（企業だけでは十分に対応しきれない内容等）

/等

② サービス事業所・利用者アンケート調査

1) 目的

サービス事業所アンケート調査では、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の事業所が把握している利用者の就業率（一般就労、福祉サービス事業所等における就労）について把握することを目的として実施した。

利用者アンケート調査では、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を利用している障害者の一般就労の希望、現在の就労状況、必要な支援等を把握し、障害者の就労希望や就労状況を整理することを目的として実施した。

2) 調査対象

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている事業所から無作為抽出した計 2,000 事業所を対象とし、各事業所 5 人の利用者（計 10,000 人）を調査対象とした。

利用者アンケート調査における利用者の抽出は、各事業所の利用者 5 人のうち、一般就労している利用者最大 3 人、一般就労していない利用者 2 人の無作為抽出とした（※一般就労している利用者が 3 人に満たない場合は、回答者数全体で 5 人になるよう一般就労していない利用者から抽出する）。

抽出方法は、各事業所の利用者名簿から等間隔の抽出となるよう事業所に依頼した。

図表 1-4 サービス別の抽出数と対象利用者数

	指定事業所数 (R6.3 時点)	抽出数	1 事業所当たりの抽出利 用者数	対象利用者数 (最大)
①居宅介護	22,345 事業所	500 事業所	居宅介護利用者：5 人 重度訪問利用者：5 人 ※重度訪問介護を併設 している事業所のみ	計 2,500 人
②重度訪問介護	19,145 事業所	500 事業所	5 人	計 2,500 人
③同行援護	7,196 事業所	500 事業所	5 人	計 2,500 人
④行動援護	2,559 事業所	500 事業所	5 人	計 2,500 人
合計		計 2,000 事業所		計 10,000 人

(注) 指定事業所数は WAM NET オープンデータを参照（令和 6 年 3 月時点）。

なお、②重度訪問介護については、WAM NET のオープンデータでは事業所数が 19,145 件となっているが、国保連の請求事業所数（令和 6 年 3 月末）は 7,631 件であり、指定を受けているが実質サービスを提供していない事業所が半数以上を占めていると考えられることから、①居宅介護を対象とした調査にて、居宅介護に加えて重度訪問介護を実施している事業所については、重度訪問介護も対象として調査を行った（サービス事業所アンケート調査、利用者アンケート調査いずれも回答）。

また、1 事業所あたりの抽出利用者数は 5 人としているが、回答者確保のため抽出数を超えて回答に協力いただける事業所については、依頼状のメール、コピーによる利用者への配布を可能とした。

3) 調査方法

各事業所に、サービス事業所アンケート調査と利用者アンケート調査の調査 URL 及び QR コードが記載された依頼状を郵送配布した。

各事業所は、サービス事業所アンケート調査については、調査 URL 及び QR コードから Web アンケートに回答し、利用者アンケート調査については、各事業所から利用者本人もしくはご家族・支援者に、利用者アンケート調査の依頼状を配布し、Web アンケートに回答していただいた。

4) 調査内容

調査内容は以下のとおり。

図表 1-5 調査内容

サービス事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">サービスの利用者数一般就労している人数、うち、企業等で雇用されている人数／自営や請負等により働いている人数福祉サービス事業所等における就労をしている人数
利用者アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">本人の状況（年齢、障害の内容、障害支援区分、障害者手帳の保有状況等）現在利用しているサービスの内容一般就労の状況現在一般就労している場合の職業、業務内容、雇用形態、勤務日数、通勤方法、通勤中／勤務中の支援の内容・支援者、企業等が行っている合理的配慮の内容、就労を継続するにあたっての課題等現在は一般就労をしていないが、過去に一般就労をしていたことがある場合の職業、業務内容、雇用形態、勤務日数、離職した理由等一般就労をしていない場合の一般就労の希望、就労にあたっての必要な要件等

5) 調査実施時期

令和6年11月11日（月）～令和6年12月19日（木）

6) 回収状況

【サービス事業所アンケート調査】

- 居宅介護：132 事業所（有効回答率：26.4%）
- 重度訪問介護：75 事業所（有効回答率：15.0%）
- 同行援護：57 事業所（有効回答率：11.4%）
- 行動援護：71 事業所（有効回答率：14.2%）

【利用者アンケート調査】

- 居宅介護：46 人
- 重度訪問介護：36 人

- ・ 同行援護：58 人
- ・ 行動援護：62 人

③ 企業アンケート調査

1) 調査目的

障害者の雇用にあたり、就労のための合理的配慮の提供状況や就労支援の状況等を把握し、企業の合理的配慮・支援の状況と、企業のみでは困難な支援内容を整理することを目的として実施した。

2) 調査対象

障害者を雇用する企業 301 か所とした（（ i ）重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金又は重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金を受給する企業が 28 か所、（ ii ）公益社団法人全国障害者雇用事業所協会に加盟する企業が 273 か所）。

3) 調査方法

（ i ）重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金又は重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金を受給する企業については、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構より、本調査に協力可能な企業について情報提供いただき、企業に対して調査 URL 及び QR コードが記載された依頼状を郵送配布した。企業からは、Web アンケートによる回答・回収とした。

（ ii ）公益社団法人全国障害者雇用事業所協会に加盟する企業については、全国障害者雇用事業所協会事務局より加盟企業に対し、調査 URL 及び QR コードが記載された依頼状と調査票サンプルをメール送付いただいた。企業からは Web アンケートによる回答・回収とした。

（ i ）（ ii ）のいずれも、複数の事業所で障害者が就労している場合は、事業所単位での回答も可能とした。

4) 調査内容

調査内容は以下のとおり。

図表 1 -6 調査内容

○企業の概要
・ 主な業種、従業員規模、障害者雇用に活用した助成等
○雇用している障害者の概要
・ 雇用している障害者の人数、主たる障害・程度別の人数
・ 週所定労働時間、職務内容、勤務形態、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の利用状況
○合理的配慮・支援の実施状況
・ 本人の支援ニーズから必要と考えられる合理的配慮・支援の内容
・ 現在実施している合理的配慮・支援の内容
・ 支援ニーズに対して、対応ができていない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支

援の内容、十分な配慮・対応ができていない方の障害の内容・程度、できていない具体的な内容

○雇用に至らなかつた事例

- ・ 十分な合理的配慮・支援が難しく、雇用に至らなかつたケースの有無、具体的な内容

○その他

- ・ 重度障害者等の雇用に際して、外部に求める支援
- ・ その他、障害者の雇用についての課題、国に求める支援等

5) 調査実施時期

令和6年11月8日（金）～令和6年12月20日（金）

6) 回収状況

115件の有効回答があった（有効回答率：38.2%）。

④企業ヒアリング調査

1) 目的

企業における合理的配慮や支援の実態、課題等を具体的に収集することを目的として、ヒアリング調査を実施した。特に、重度の障害があり、対人援助が必要な場合での合理的配慮の負担や支援ニーズについて確認を行った。

2) 調査対象、実施時期、実施方法

調査対象は、重度障害者等を雇用する企業3か所として、アンケートに回答した企業のうち、ヒアリングに協力可能な企業から選定した。調査対象、実施時期、実施方法は以下のとおり。

図表 1-7 調査対象、実施時期、実施方法

対象	実施日	実施方法
株式会社ダイキンサンライズ摂津	令和7年2月17日	オンライン
A社	令和7年2月26日	オンライン
株式会社トレンド	令和7年3月3日	オンライン

3) 調査項目

調査項目は以下のとおり。

図表 1-8 調査項目

（1）基本情報

- ・ 業種、業務内容、従業員規模等
- ・ 障害者雇用についての方針

- ・ 障害者雇用にあたり活用した助成等
 - ・ 障害のある方の雇用のための支援体制
- (2) 障害のある方の雇用状況
- ・ 雇用している障害者の年齢、障害の内容・程度
 - ・ 雇用形態、通勤の有無、業務の実施場所、業務内容
 - ・ 現在行っている合理的配慮・支援の内容、支援内容を決めるための調整プロセス
 - ・ 合理的配慮・支援における課題（企業だけでは十分に対応しきれない支援ニーズ）
 - ・ 十分な合理的配慮・支援が難しく、雇用に至らなかったケースの具体的な内容
- (3) その他
- ・ どのような外部の支援があれば、現在働いている障害のある方の活躍の幅が広がる／障害者の雇用がさらに拡大するか
 - ・ 「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用状況、活用の課題、活用のメリット等
 - ・ 障害者の雇用についての課題、国に求める支援等

⑤ 就労ワーキンググループ

1) 目的

「重度障害者等の就労支援の在り方に関する調査」の全体の設計、実施にあたって、専門的な観点から意見をいたくため、有識者、企業関係者、自治体関係者、当事者等で構成する「就労ワーキンググループ」を設置した。

2) 委員構成

委員及びオブザーバーは、以下の通り。

図表 1-9 就労ワーキンググループ 委員

氏名	現職
安藤 信哉	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 事務局長
上坂 かおり	江戸川区福祉部障害者福祉課 課長
今野 智宏	日本アイ・ビー・エム株式会社 執行役員 通信事業総括 チーフダイバシティーオフィサー
◎曾根 直樹	日本社会事業大学専門職大学院 教授
大工 智彦 佐	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業リハビリテーション部総括管理課 課長補佐
福原 範彦	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
八木橋 パチ	日本アイ・ビー・エム株式会社 テクノロジー事業本部 コラボレーション・エナジヤイザー
山田 貢治	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者助成部 調査役

◎座長

(五十音順、敬称略)

図表 1-10 就労ワーキンググループ オブザーバー

所 属
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課

3) 開催概要

令和6年10月～令和7年3月にかけて、ワーキンググループを3回開催した。なお、開催にあたってはオンラインでの実施を基本とし、事務局及び委員長のみ対面で参加した。

図表 1-11 開催概要

	開催日時	議題
第1回	令和6年10月1日 15:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施概要について ・ プレヒアリング結果概要について ・ アンケート調査項目案について
第2回	令和7年2月6日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業所・利用者アンケート調査結果案について ・ 企業アンケート調査結果案について ・ 企業ヒアリング調査の実施概要案について
第3回	令和7年3月18日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業ヒアリング調査の結果について ・ 報告書案について

⑥ 実施スケジュール

「重度障害者等の就労支援の在り方に関する調査」の実施スケジュールは以下のとおり。

図表 1-12 本調査研究のスケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
就労ワーキンググループ				●				●	●
ヒアリング調査（プレ）		↔							
	対象の選定・実施								
サービス事業所・利用者アンケート調査／企業アンケート調査			↔	↔					
	調査設計・調査票作成								
				↔					
					↔				
企業ヒアリング調査							↔	↔	
							↔	↔	
報告書作成							↔	↔	

(2) 大学等における重度障害者の修学支援の状況調査

① プレヒアリング調査

a) 目的

調査設計及び調査票作成のための情報収集を目的として、大学修学支援事業の実施自治体、事業を利用する大学等、学生を対象に、事業の設計、活用状況等を把握するためのヒアリング調査を実施した。

b) 調査対象、実施時期、実施方法

調査対象は、大学修学支援事業の実施自治体、事業を利用する大学等、学生とした。なお、自治体と大学等は、修学ワーキンググループの委員に対してヒアリングを行った。調査対象、実施時期、実施方法は以下のとおり。

図表 1-13 調査対象、実施時期、実施方法

種別	対象	実施日	実施方法
自治体	大阪市	令和6年7月9日	オンライン
自治体	江戸川区	令和6年7月22日	オンライン
大学等	日本福祉大学	令和6年7月22日	オンライン
学生	大学修学支援事業を利用する大学生	令和6年8月5日	オンライン

c) 調査項目

調査項目は以下のとおり。

図表 1-14 調査項目

■自治体

(1) 大学修学支援事業の実施状況

- ・利用大学数、利用学生数、1人あたりの実施年数
- ・各主体（利用者／大学等／事業者）の定義の特徴
- ・居住地／所在地の考え方
- ・実施できる支援の範囲（身体介護／医療的ケア等）
- ・事業実施の流れと各主体における実施内容
- ・自治体と大学、事業所、本人との連携状況
- ・利用者／大学等／事業所の居住地／所在地が異なる場合の課題
- ・事業に対する評価、課題、改善が必要なこと

(2) その他

- ・アンケート調査の実施について

■大学等

(1) 大学修学支援事業の利用状況

- ・利用先となる自治体数、利用学生数、1人あたりの実施年数
- ・事業を利用するプロセス（自治体との調整内容、大学での実施内容等）
- ・利用する学生の状態像、大学／事業所での支援内容、支援にあたっての連携状況
- ・事業所から大学への支援の移行状況
- ・事業に対する評価、課題、改善が必要なこと

（2）その他

- ・障害のある学生の支援において、大学単独での実施が難しい状態像及び支援内容、外部に期待する支援内容 等

■学生

（1）基本情報

- ・障害の種類・程度、必要な支援・ケアの内容
- ・利用している公的サービス、インフォーマルサービス等

（2）現在の大学生活の状況

- ・学年、学部・専攻等
- ・主な学習スタイル、1日のスケジュール
- ・通学の頻度、通学の方法、通学に要する時間
- ・サークル活動等への参加状況

（3）大学生活での支援・配慮について

- ・大学修学支援事業の利用開始時期
- ・大学修学支援事業の申請プロセス（大学、事業所、自治体との調整等）
- ・1日のスケジュールにおける大学／事業所での支援内容
- ・大学生活で行われている支援・合理的配慮について良い点、課題等
- ・大学修学支援事業に対する評価、課題、改善が必要なこと ／等

② 大学等アンケート調査

1) 調査目的

大学等における重度障害者の修学支援の実施状況や、大学修学支援事業が果たしている役割、課題等を把握することを目的として、大学等を対象としたアンケート調査を実施した。

2) 調査対象

令和3年～令和6年の大学修学支援事業の実施大学等 99か所

3) 調査方法

厚生労働省担当課より、事業実施自治体宛に調査 URL 及び QR コードが記載された依頼状をメールで送付し、自治体に対象となる大学等宛に転送していただいた。大学等からは Web アンケートによる回答・回収とした。

4) 調査内容

調査内容は以下のとおり。

図表 1-15 調査内容

○基本情報
・ 学校種別、設置主体
・ 障害のある学生の障害の種類
・ 障害のある学生への支援業務を行う部署・機関の状況、支援（対人援助）を行うに当たっての体制整備、障害のある学生を受け入れるための施設の整備状況
○大学修学支援事業の実績や利用学生の状況
・ 大学修学支援事業の利用開始年度、利用学生数、連携する自治体数
○大学修学支援事業の利用学生の状況
・ 在籍課程、医療的ケアの必要性、居住地、主な通学方法
○大学修学支援事業を活用した支援体制構築等の状況
・ 利用学生への支援に関して、大学等が行った/行っている調整・コーディネートの内容、整備・提供している支援の内容（対人援助に関して）
・ 大学修学支援事業のヘルパーが実施している支援の内容
・ 大学修学支援事業の利用学生の受入れに際し、行っている合理的配慮の内容
・ 自治体との調整・連携の状況、具体的な内容
・ ヘルパー事業所との連携状況
○大学修学支援事業の評価や課題等
・ 大学修学支援事業に対する評価
・ 重度障害者の修学に関して、大学等が、現在、実施が難しい支援の内容／今後の整備見込みを含め、行うことができると思われる最大限の支援の内容
・ ヘルパー事業所から貴学への支援の移行状況、課題
・ 大学修学支援事業全般に関する課題
・ 大学修学支援事業の対象となるような重度障害者で、事業を利用せずに大学に通った事例の有無、その具体的な内容
・ 大学等での障害者の修学支援構築のために、大学等に対して必要な支援とその理由 等

5) 調査実施時期

令和6年9月27日（金）～令和6年11月6日（水）

6) 回収状況

58件の有効回答があった（有効回答率：58.6%）。

③自治体アンケート調査

1) 調査目的

大学等向けアンケートを補完する位置づけとして、大学修学支援事業における自治体と大学等の連携状況、課題等を把握することを目的として、自治体を対象としたアンケート調査を実施した。

2) 調査対象

令和3年～令和6年の大学修学支援事業の実施市区町村 64か所

3) 調査方法

厚生労働省担当課より事業実施自治体宛に、調査URL及びQRコードが記載された依頼状をメールで送付、Webアンケートによる回答・回収とした。

4) 調査内容

調査内容は以下のとおり。

図表 1-16 調査内容

- | | |
|---------------------|--|
| ○大学修学支援事業の実績 | <ul style="list-style-type: none">大学修学支援事業の実施開始年度、利用学生数、総支給決定時間数、大学等の数 |
| ○大学修学支援事業の運用状況 | <ul style="list-style-type: none">サービス提供時間数やサービス提供費の上限に関する規定、サービス提供（報酬）単価の設定状況大学修学支援事業の支給対象としている支援の内容大学修学支援事業の利用に際し、利用学生及び大学等に求める書類、利用申請書の提出方法 |
| ○大学等との連携や、大学等への支援状況 | <ul style="list-style-type: none">大学修学支援事業を行う大学等との連携状況大学等が行う支援体制構築に向けた計画の作成やその実施に対して行った協力・助言等の状況 |
| ○大学修学支援事業に係る課題等 | <ul style="list-style-type: none">利用を認めなかった事例や、利用に至らなかった事例等の状況大学修学支援事業に対する評価大学等で行う重度障害者の修学支援について、現在、大学等で実施が難しい支援の内容／今後の整備見込みを含め、大学等で実施できる（実施すべき）と考える内容大学修学支援事業を開始するにあたって、課題となったこと事業実施後から現在に至るまでの大学修学支援事業に係る課題大学等での障害者の修学支援構築のために、国に求める支援とその理由 等 |

5) 調査実施時期

令和6年9月27日（金）～令和6年11月6日（水）

6) 回収状況

48件の有効回答があった（有効回答率：75.0%）。

④ ヒアリング調査

1) 調査目的

大学修学支援事業の利用・実施までの経緯や課題、利用・実施する中での課題等を具体的に収集することを目的として、ヒアリング調査を実施した。

2) 調査対象、実施時期、実施方法

大学修学支援事業を利用する大学等（障害のある学生の支援担当部署、事業を活用して修学する学生等）2か所、大学修学支援事業を実施する市町村2か所を調査対象とした。

調査対象、実施時期、実施方法は以下のとおり。なお、大学等については、事業を活用して修学する学生の特定を避けるため、匿名での取り扱いとした。

図表 1-17 調査対象、実施時期、実施方法

種別	対象	実施日	実施方法
自治体	横浜市（神奈川県）	令和7年1月20日	オンライン
自治体	栗東市（滋賀県）	令和7年1月23日	オンライン
大学等・学生	国公立大学	令和7年2月4日	オンライン
大学等・学生	私立大学	令和7年2月10日	オンライン

3) 調査項目

調査項目は以下のとおり。

図表 1-18 調査項目

■大学・利用学生向け

（1）基本情報

- ・（大学）大学修学支援事業の利用状況
- ・大学修学支援事業を担当する部署・窓口の状況
- ・利用開始時期、利用学生数（実人数）、利用決定する自治体数 等
- ・（学生）本人の状況
- ・学年、学部・専攻等、大学で学ばれていること

- ・主な学習スタイル（オンライン／通学、講義／研究）、通学方法

- ・普段利用されている公的サービス、インフォーマルサービス

（2）大学修学支援事業の利用までの経緯

- ・大学修学支援事業の利用を開始したきっかけ・経緯

- ・事業を知ったきっかけ、（学生）利用開始時期とそのきっかけ

- ・事業利用まで／申請時のおよその流れ、調整状況（学生、大学、事業所、自治体、その他）

- ・自治体との連携・やり取りの状況 等

- ・自治体からの支援や助言等で良かったこと

- ・利用開始まで課題となったこと

（3）現在の大学修学支援事業の利用状況

- ・1日のスケジュールにおける大学／事業所での支援内容、体制

- ・支援内容やスケジュール等の調整方法（誰がどのように調整しているか）

- ・申請後の自治体との連携状況、自治体からの支援や助言等で良かったこと

- ・（大学）その他、重い障害のある方の修学支援にかかる工夫・取組

（4）大学修学支援事業の評価、課題等

- ・大学修学支援事業に対して思われること

- ・事業を利用して良かったと思うこと

- ・事業を利用する上での課題・不便に思うこと、改善できると良い点 等

- ・（大学）現在大学修学支援事業で提供している支援について、将来的な提供可能性、提供が難しい場合の理由

- ・（大学）大学修学支援事業を利用せず修学する重い障害のある学生の状況

- ・（学生）他にサポートがあれば挑戦できそう／してみたいこと

- ・重い障害のある方の大学修学のためにできると良いこと（国、自治体、大学等、その他）

■自治体向け

（1）基本情報

- ・大学修学支援事業の利用大学数、利用学生数

（2）大学修学支援事業の実施状況

- ・事業の実施開始時期、経緯、事業実施にあたっての課題 ※把握されている範囲で

- ・事業の申請～利用決定までの流れ ※予算請求を含む

- ・主に事業の申請や調整を行う方、調整の状況

- ・大学との連携状況、これまでに行った支援・助言等の状況

- ・大学での支援体制構築の状況

（3）大学修学支援事業の評価、課題等

- ・事業の評価、課題、改善できると良い点

- ・事業を利用せずに修学する重い障害のある学生の有無、（いる場合）利用しているサービス等

- ・重い障害のある方の大学修学のためにできると良いこと（国、大学等、その他） ／等

⑤修学ワーキンググループ

1) 目的

「大学等における重度障害者の修学支援の状況調査」の全体の設計、実施にあたって、専門的な観点から意見をいただくため、有識者、大学等関係者、自治体関係者、当事者等で構成する「修学ワーキンググループ」を設置した。

2) 委員構成

委員及びオブザーバーは、以下の通り。

図表 1-19 修学ワーキンググループ 委員

氏名	現職
安藤 信哉	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 事務局長
上坂 かおり	江戸川区福祉部障害者福祉課 課長
◎高木 憲司	和洋女子大学 准教授
福田 由紀子	日本福祉大学学生課（学生支援センター） 課長
福原 範彦	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
村田 淳	京都大学学生総合支援機構 准教授

◎座長

(五十音順、敬称略)

図表 1-20 修学ワーキンググループ オブザーバー

氏名	所属
小島 裕司	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐

(敬称略)

3) 開催概要

令和6年9月～令和7年3月にかけて、ワーキンググループを3回開催した。なお、開催にあたってはオンラインでの実施を基本とし、事務局及び委員長のみ対面で参加した。

図表 1-21 開催概要

	開催日時	議題
第1回	令和6年9月3日 17:00～19:00	<ul style="list-style-type: none">事業実施概要についてプレヒアリング結果概要についてアンケート調査項目案について
第2回	令和6年12月12日 18:00～20:00	<ul style="list-style-type: none">アンケート調査結果案についてヒアリング調査の実施概要案について

	開催日時	議題
第3回	令和7年3月6日 10:00～12:00	・ ヒアリング調査の結果について ・ 報告書案について

⑥ 実施スケジュール

「大学等における重度障害者の修学支援の状況調査」の実施スケジュールは以下のとおり。

図表 1-22 本調査研究のスケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
修学ワーキンググループ			●			●			●
ヒアリング調査（プレ）		←→	対象の選定・実施						
大学等アンケート調査／自治体アンケート調査		←→	調査設計・調査票作成	←→	調査実施	←→	集計・分析		
ヒアリング調査						↔	↔	対象の選定 調査実施	
報告書作成								↔	↔

（3）訪問系サービスにおける外出支援の状況調査

① プレヒアリング調査

1) 目的

調査設計及び調査票作成のための情報収集を目的として、自治体を対象に、重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定の状況等を把握するヒアリング調査を実施した。

2) 調査対象、実施時期、実施方法

外出支援ワーキンググループの委員のいる自治体を調査対象とした。調査対象、実施時期、実施方法は以下のとおり。

図表 1-23 調査対象、実施時期、実施方法

対象	実施日	実施方法
大阪市	令和6年7月9日	オンライン
江戸川区	令和6年7月22日	オンライン

3) 調査項目

調査項目は以下のとおり。

図表 1-24 調査項目

- | |
|---|
| (1) 重度訪問介護・同行援護・行動援護における外出支援の支給決定の状況 |
| ・重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定について定める要綱・内規等の有無 |
| ・外出支援について支給が認められる／認められない目的・内容など |
| ・重度訪問介護・同行援護・行動援護の外出支援の利用状況 |
| (2) その他外出支援の実施状況 |
| ・その他、障害者向けの外出支援サービス（地域支援事業の移動支援等）の実施状況 |
| ➢ 支援する範囲や期間 |
| ➢ 重度訪問介護・同行援護・行動援護とのすみわけ、併給の可否や優先されるサービス等／等 |

② 自治体アンケート調査

1) 調査目的

市町村の重度訪問介護・同行援護・行動援護における外出支援の支給決定（支給対象外とされている「通年かつ長期にわたる外出」における具体的な期間設定、「社会通念上適当でない外出」の取り扱い等）や利用の状況等を把握することを目的として、全国の自治体を対象としたアンケート調査を実施した。

2) 調査対象

全国の市町村（特別区含む）1,741か所（悉皆）

3) 調査方法

厚生労働省担当課より自治体宛に、調査 URL 及び QR コードが記載された依頼状をメールで送付、依頼状に従つて回答いただいた。調査は Web アンケートによる回答・回収とした。

4) 調査内容

調査内容は以下のとおり。

図表 1-25 調査内容

- | |
|---|
| ○重度訪問介護・同行援護・行動援護における外出支援の実施状況 |
| ・重度訪問介護・同行援護・行動援護の事業所数、支給決定者数 |
| ・「通年かつ長期にわたる外出」に該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況、通年／長期の具体的な期間の設定状況、「通年かつ長期にわたる外出」としている外出の内容 |
| ・「社会通念上適当でない外出」に該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況、「社 |

<p>会通念上適當でない外出」としている外出の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会参加のための外出等として支援の対象としている外出の内容 支給決定において、判断に迷う外出の内容、その対応 <p>○移動支援事業（地域生活支援事業）の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動支援事業の事業所数、支給決定者数 移動支援事業との併給を認めているサービス、併給を認めている理由、重度訪問介護・同行援護・行動援護では対象外だが、移動支援事業では対象としている外出の内容 等
--

5) 調査実施時期

令和6年11月28日（木）～令和7年1月17日（金）

6) 回収状況

1,104件の有効回答があった（有効回答率：63.4%）。

③ ヒアリング調査

1) 調査目的

アンケート調査の集計・分析上の参考とするため、重度訪問介護・同行援護・行動援護における外出支援の支給決定の状況等を確認する簡易的なヒアリング調査を実施した。

2) 調査対象、実施時期、実施方法

重度訪問介護・同行援護・行動援護における外出支援の支給決定において、基準の設定状況、具体的な利用決定の状況等を考慮して、アンケート調査に回答のあった市町村から2か所を選定し、調査対象とした。

図表 1-26 調査対象、実施時期、実施方法

対象	実施日	実施方法
A 自治体	令和7年3月5日	オンライン
B 自治体	令和7年3月5日	オンライン

3) 調査項目

調査項目は以下のとおり。

図表 1-27 調査項目

<p>○重度訪問介護・同行援護・行動援護における外出支援の支給決定の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 「通年かつ長期にわたる外出」に該当する外出の内容とその設定理由・根拠・参考としたもの 「社会通念上適當でない外出」に該当する外出の内容とその設定理由・根拠・参考としたもの 上記以外に重度訪問介護・同行援護・行動援護における外出支援の対象外としている外出の内容
--

- ・支給決定が可能な外出かをどのように判断しているか
- ・判断に悩む外出の内容とその対応
／等

④ 外出支援ワーキンググループ

1) 目的

「訪問系サービスにおける外出支援の状況調査」の全体の設計、実施にあたって、専門的な観点から意見をいただくため、有識者、自治体関係者で構成する「外出支援ワーキンググループ」を設置した。

2) 委員構成

委員及びオブザーバーは、以下の通り。

図表 1-28 外出支援ワーキンググループ 委員

氏名	現職
上坂 かおり	江戸川区福祉部障害者福祉課 課長
◎曾根 直樹	日本社会事業大学専門職大学院 教授
福原 範彦	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長

◎座長

(五十音順、敬称略)

図表 1-29 外出支援ワーキンググループ オブザーバー

氏名	所属
小島 裕司	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐

(敬称略)

3) 開催概要

令和6年11月にワーキンググループを1回開催した。なお、委員の日程調整が難航したため、持ち回りでの開催として、委員からのご意見をメールまたは電話で頂戴した。

図表 1-30 開催概要

	開催日時	議題
第1回	令和6年11月12~20日 (持ち回り開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施概要について ・アンケート調査項目案について

⑤ 実施スケジュール

「訪問系サービスにおける外出支援の状況調査」の実施スケジュールは以下のとおり。

図表 1-31 本調査研究のスケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
外出支援ワーキンググループ					●				
ヒアリング調査（プレ） 実施	↔								
自治体アンケート調査				↑ 調査設計・調査票作成					
ヒアリング調査				← 調査実施	→ 集計・分析			↔ 対象の選定	↔ 調査実施
報告書作成								↔	↔

4. 実施体制

本事業の実施体制は、以下の通り。

図表 1-32 実施体制

氏名	所属・役職
古賀 祥子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 主任研究員
清水 孝浩	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 主任研究員
西尾 秀美	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 副主任研究員
山田 詩介	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究員
信國 舞	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究アシスタント
白土 典子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究アシスタント

5. 成果等の公表計画

報告書については、事業実施主体である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の公式ホームページにて公開する。

第2章 重度障害者等の就労支援の在り方に関する調査結果

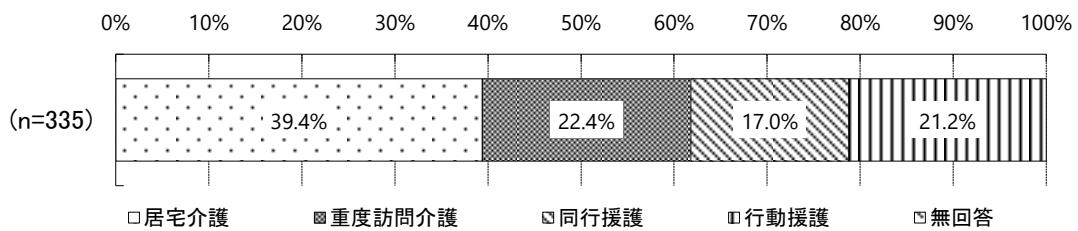
1. サービス事業所アンケート調査結果

(1) 回答事業所の種別

① 事業所にて提供している障害福祉サービス

「居宅介護」の割合が39.4%、「重度訪問介護」の割合が22.4%、「同行援護」の割合が17.0%、「行動援護」の割合が21.2%である。

図表 2-1 事業所にて提供している障害福祉サービス



図表 2-2 事業所にて提供している障害福祉サービス（単位_上段：か所）

	合計	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	無回答
提供している 障害福祉サービス	335	132	75	57	71	0
	100.0%	39.4%	22.4%	17.0%	21.2%	0.0%

(注) 居宅介護事業所のうち、重度訪問介護を提供している事業所（43か所）を含む。

(2) 事業所種別による利用者の状況

① 居宅介護

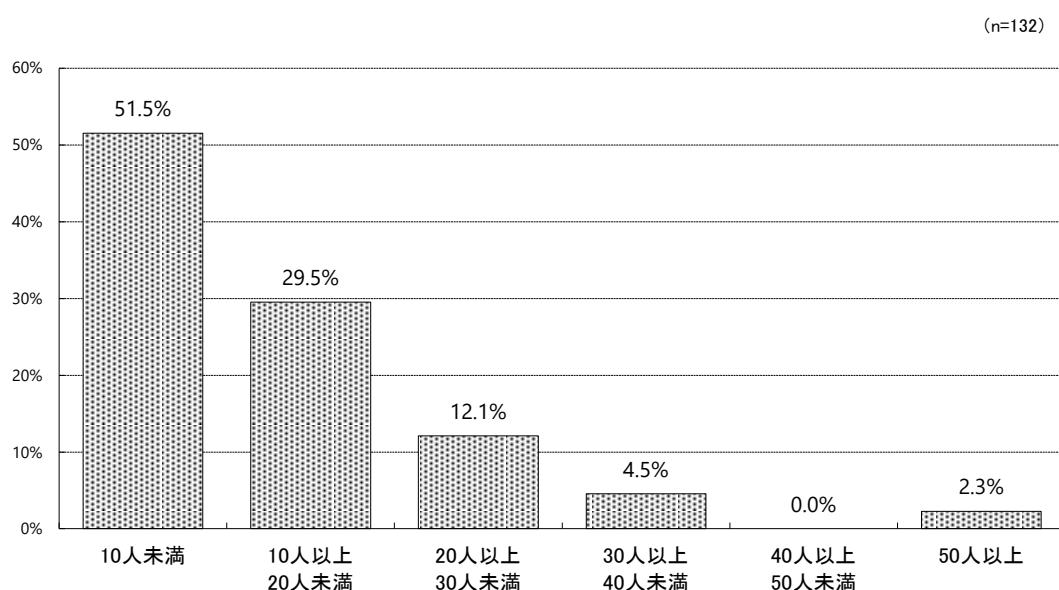
1) 利用者数

最小値は 1.0、最大値は 120.0、平均値は 12.6、標準偏差は 14.2、中央値は 9.0 である。

図表 2-3 利用者数（単位：人）

事業所数 (n)	利用者数 合計	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
132	1,666.0	1.0	120.0	12.6	14.2	9.0

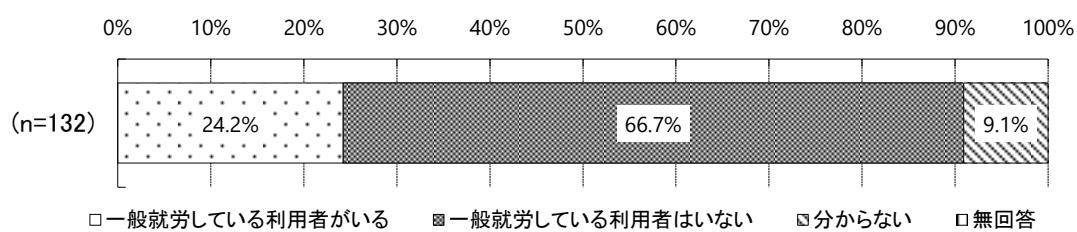
図表 2-4 利用者数の分布



2) 利用者の一般就労の状況

「一般就労している利用者がいる」事業所の割合が 24.2%、「一般就労している利用者はいない」事業所の割合が 66.7%である。

図表 2-5 利用者の一般就労の状況



3) 一般就労している利用者の人数

一般就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 1,349.0 人に対して、「一般就労している利用者数」は 49.0 人（3.6%）である。

図表 2-6 一般就労している利用者の人数（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした事業所数	利用者数（合計）	一般就労している利用者数（合計）
119 か所	1,349.0 人	49.0 人
	100.0%	3.6%

(注) 集計対象は、①事業所の利用者数に回答があり、「一般就労している利用者はいない」を選択した事業所（88 か所）、②事業所の利用者数に回答があり、「一般就労している利用者がいる」を選択してその人数について回答があった事業所（31 か所）とした。なお、①については、一般就労している利用者数は 0 人として集計した。

4) 一般就労している利用者の就労形態

一般就労している利用者 47.0 人のうち、「通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」が 43.0 人（91.5%）、「自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」が 5.0 人（10.6%）である。

図表 2-7 一般就労している利用者の就労形態（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした 事業所数	一般就労している 利用者数	うち、通勤又は在宅に より企業等で雇用され ている人数	うち、自営や請負等に より何等かの収入を得 て働いている人数
29 か所	47.0 人	43.0 人	5.0 人
	100.0%	91.5%	10.6%

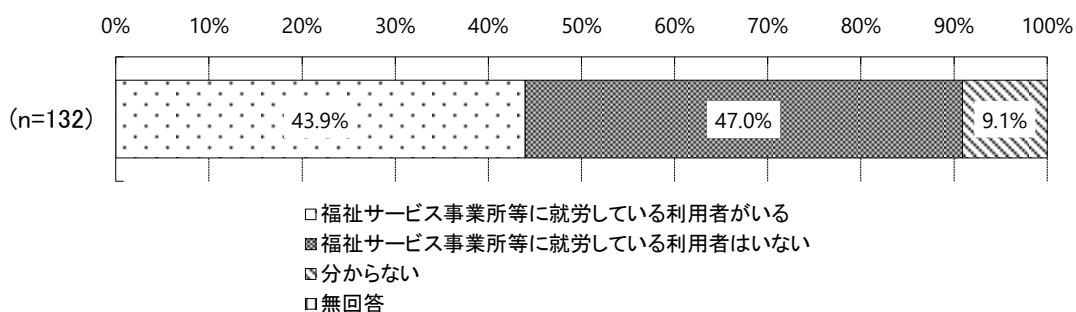
(注) 「一般就労している利用者数」、「うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」の 3 項目について回答があった事業所を集計対象とした（いずれかの項目で無回答がある事業所は集計対象外とした）。

(注) 一般就労している利用者数のうち、「通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」については、いずれの働き方も選択している場合はそれぞれでカウントしているため、合計値は必ずしも一致しない。

5) 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況

「福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる」事業所の割合が 43.9%、「福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない」事業所の割合が 47.0%である。

図表 2-8 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況



6) 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数

福祉サービス事業所等での就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 1,384.0 人に対して、「福祉サービス事業所等に就労している利用者数」は 241.0 人（17.4%）である。

図表 2-9 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした事業所数	利用者数（合計）	福祉サービス事業所等に就労している利用者数（合計）
118 か所	1,384.0 人	241.0 人
	100.0%	17.4%

(注) 集計対象は、①事業所の利用者数に回答があり、「福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない」を選択した事業所（62 か所）、②事業所の利用者数に回答があり、「福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる」を選択してその人数について回答があった事業所（56 か所）とした。なお、①については、福祉サービス事業所等に就労している利用者数は 0 人として集計した。

② 重度訪問介護

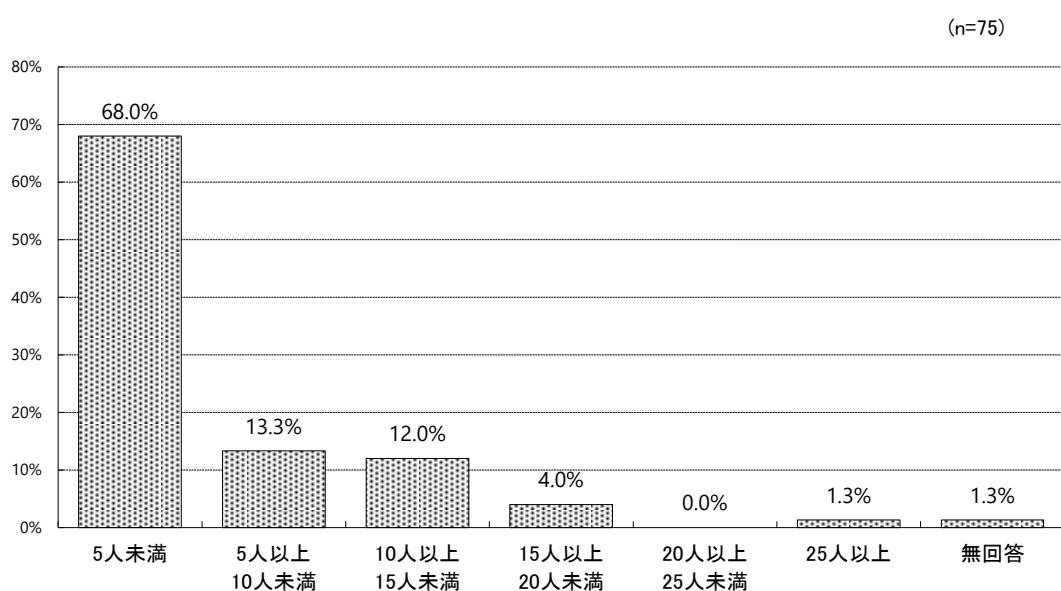
1) 利用者数

最小値は 1.0、最大値は 28.0、平均値は 4.7、標準偏差は 5.2、中央値は 3.0 である。

図表 2-10 利用者数（単位：人）

事業所数 (n)	利用者数 合計	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
74	347.0	1.0	28.0	4.7	5.2	3.0

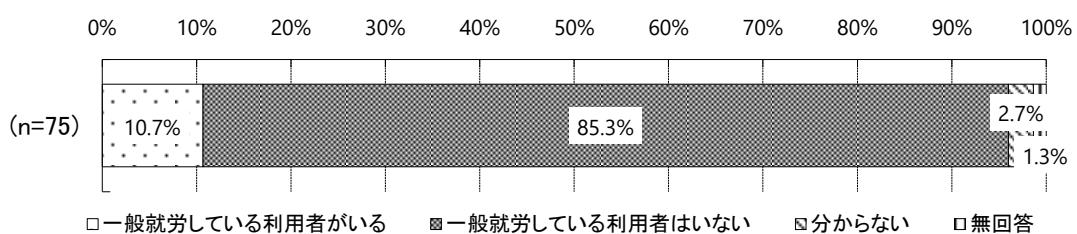
図表 2-11 利用者数の分布



2) 利用者の一般就労の状況

「一般就労している利用者がいる」事業所の割合が 10.7%、「一般就労している利用者はいない」事業所の割合が 85.3%である。

図表 2-12 利用者の一般就労の状況



3) 一般就労している利用者の人数

一般就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 326.0 人に対して、「一般就労している利用者数」は 15.0 人（4.6%）である。

図表 2-13 一般就労している利用者の人数（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした事業所数	利用者数（合計）	一般就労している利用者数（合計）
72 か所	326.0 人	15.0 人
	100.0%	4.6%

(注) 集計対象は、①事業所の利用者数に回答があり、「一般就労している利用者はいない」を選択した事業所（64 か所）、②事業所の利用者数に回答があり、「一般就労している利用者がいる」を選択してその人数について回答があった事業所（8 か所）とした。なお、①については、一般就労している利用者数は 0 人として集計した。

4) 一般就労している利用者の就労形態

一般就労している利用者 13.0 人のうち、「通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」が 8.0 人（61.5%）、「自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」が 5.0 人（38.5%）である。

図表 2-14 一般就労している利用者の就労形態（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした 事業所数	一般就労している 利用者数	うち、通勤又は在宅に より企業等で雇用され ている人数	うち、自営や請負等に より何等かの収入を得 て働いている人数
6 か所	13.0 人	8.0 人	5.0 人
	100.0%	61.5%	38.5%

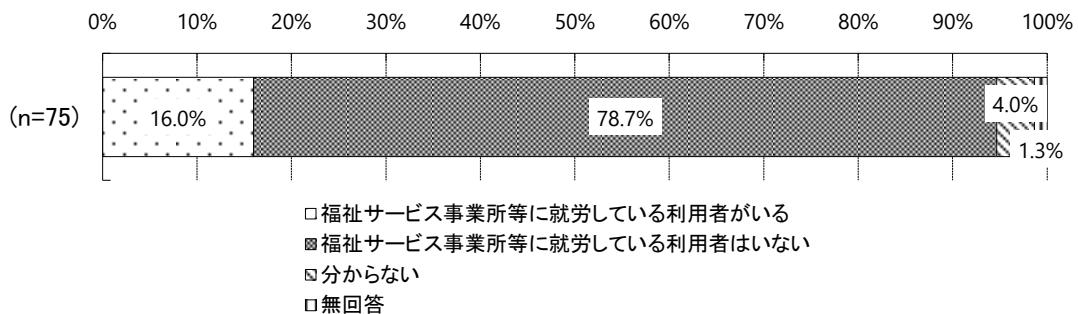
(注) 「一般就労している利用者数」、「うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」の 3 項目について回答があった事業所を集計対象とした（いずれかの項目で無回答がある事業所は集計対象外とした）。

(注) 一般就労している利用者数のうち、「通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」については、いずれの働き方も選択している場合はそれぞれカウントしているため、合計値は必ずしも一致しない。

5) 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況

「福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる」事業所の割合が 16.0%、「福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない」事業所の割合が 78.7%である。

図表 2-15 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況



6) 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数

福祉サービス事業所等での就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 315.0 人に対して、「福祉サービス事業所等に就労している利用者数」は 17.0 人（5.4%）である。

図表 2-16 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした事業所数	利用者数（合計）	福祉サービス事業所等に就労している利用者数（合計）
71 か所	315.0 人	17.0 人
	100.0%	5.4%

（注）集計対象は、①事業所の利用者数に回答があり、「福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない」を選択した事業所（59 か所）、②事業所の利用者数に回答があり、「福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる」を選択してその人数について回答があった事業所（12 か所）とした。なお、①については、福祉サービス事業所等に就労している利用者数は 0 人として集計した。

③ 同行援護

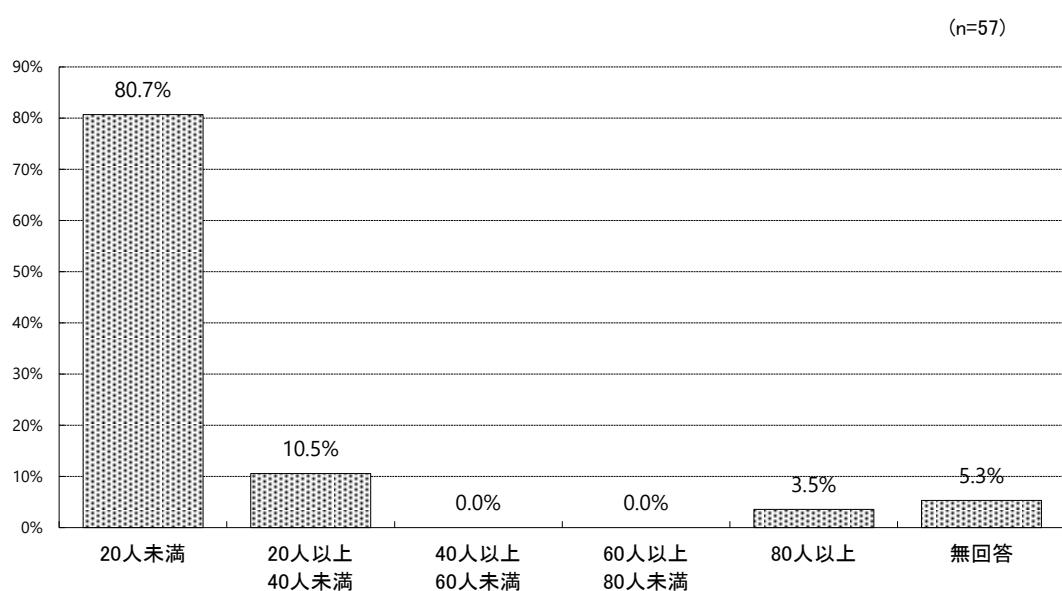
1) 利用者数

最小値は 1.0、最大値は 100.0、平均値は 10.3、標準偏差は 18.8、中央値は 3.0 である。

図表 2-17 利用者数（単位：人）

事業所数 (n)	利用者数 合計	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
54	558.0	1.0	100.0	10.3	18.8	3.0

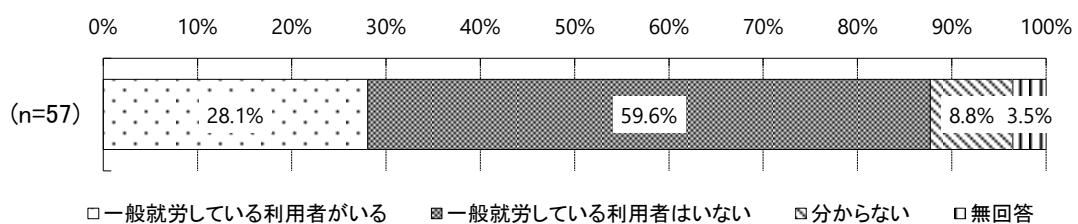
図表 2-18 利用者数の分布



2) 利用者の一般就労の状況

「一般就労している利用者がいる」事業所の割合が 28.1%、「一般就労している利用者はいない」事業所の割合が 59.6%である。

図表 2-19 利用者の一般就労の状況



3) 一般就労している利用者の人数

一般就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 383.0 人に対して、「一般就労している利用者数」は 47.0 人（12.3%）である。

図表 2-20 一般就労している利用者の人数（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした事業所数	利用者数（合計）	一般就労している利用者数（合計）
48 か所	383.0 人	47.0 人
	100.0%	12.3%

(注) 集計対象は、①事業所の利用者数に回答があり、「一般就労している利用者はいない」を選択した事業所（33 か所）、②事業所の利用者数に回答があり、「一般就労している利用者がいる」を選択してその人数について回答があった事業所（15 か所）とした。なお、①については、一般就労している利用者数は 0 人として集計した。

4) 一般就労している利用者の就労形態

一般就労している利用者 47.0 人のうち、「通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」が 31.0 人（66.0%）、「自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」が 21.0 人（44.7%）である。

図表 2-21 一般就労している利用者の就労形態（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした事業所数	一般就労している利用者数	うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数	うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数
15 か所	47.0 人	31.0 人	21.0 人
	100.0%	66.0%	44.7%

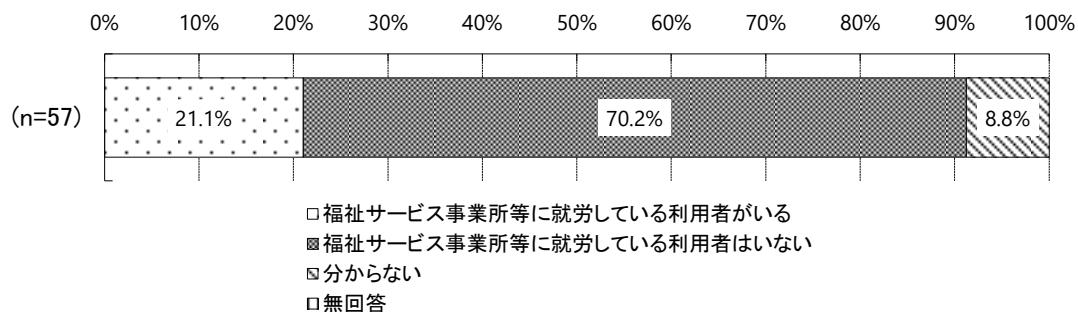
(注) 「一般就労している利用者数」、「うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」の 3 項目について回答があった事業所を集計対象とした（いずれかの項目で無回答がある事業所は集計対象外とした）。

(注) 一般就労している利用者数のうち、「通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」については、いずれの働き方も選択している場合はそれぞれカウントしているため、合計値は必ずしも一致しない。

5) 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況

「福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる」事業所の割合が 21.1%、「福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない」事業所の割合が 70.2%である。

図表 2-22 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況



6) 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数

福祉サービス事業所等での就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 391.0 人に対して、「福祉サービス事業所等に就労している利用者数」は 29.0 人（7.4%）である。

図表 2-23 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした事業所数	利用者数（合計）	福祉サービス事業所等に就労している利用者数（合計）
49 か所	391.0 人	29.0 人
	100.0%	7.4%

(注) 集計対象は、①事業所の利用者数に回答があり、「福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない」を選択した事業所（37 か所）、②事業所の利用者数に回答があり、「福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる」を選択してその人数について回答があった事業所（12 か所）とした。なお、①については、福祉サービス事業所等に就労している利用者数は 0 人として集計した。

④ 行動援護

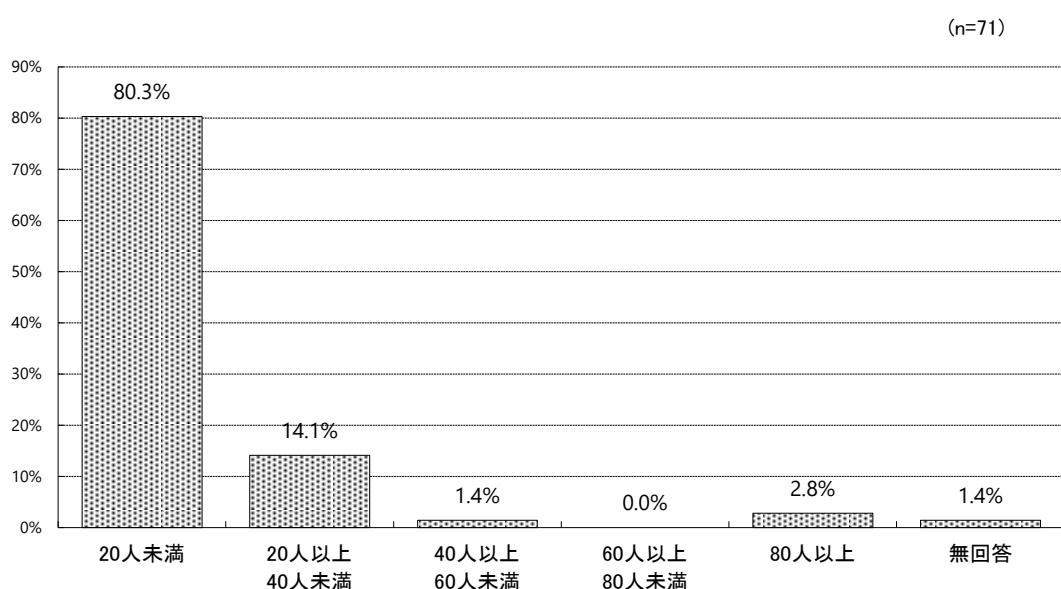
1) 利用者数

最小値は 1.0、最大値は 100.0、平均値は 12.7、標準偏差は 16.5、中央値は 7.0 である。

図表 2-24 利用者数（単位：人）

事業所数 (n)	利用者数 合計	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
70	890.0	1.0	100.0	12.7	16.5	7.0

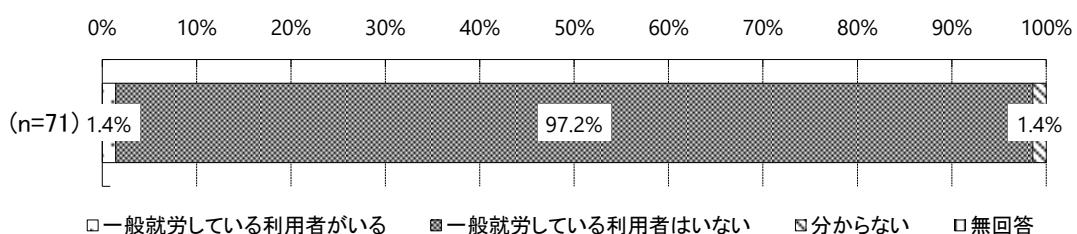
図表 2-25 利用者数の分布



2) 利用者の一般就労の状況

「一般就労している利用者がいる」事業所の割合が 1.4%、「一般就労している利用者はいない」事業所の割合が 97.2%である。

図表 2-26 利用者の一般就労の状況



3) 一般就労している利用者の人数

一般就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 810.0 人に対して、「一般就労している利用者数」は 1.0 人（0.1%）である。

図表 2-27 一般就労している利用者の人数（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした事業所数	利用者数（合計）	一般就労している利用者数（合計）
69 か所	810.0 人	1.0 人
	100.0%	0.1%

(注) 集計対象は、①事業所の利用者数に回答があり、「一般就労している利用者はいない」を選択した事業所（68 か所）、②事業所の利用者数に回答があり、「一般就労している利用者がいる」を選択してその人数について回答があった事業所（1 か所）とした。なお、①については、一般就労している利用者数は 0 人として集計した。

4) 一般就労している利用者の就労形態

一般就労している利用者 1.0 人のうち、「通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」が 1.0 人（100.0%）、「自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」が 0.0 人（0.0%）である。

図表 2-28 一般就労している利用者の就労形態（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした事業所数	一般就労している利用者数	うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数	うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数
1 か所	1.0 人	1.0 人	0.0 人
	100.0%	100.0%	0.0%

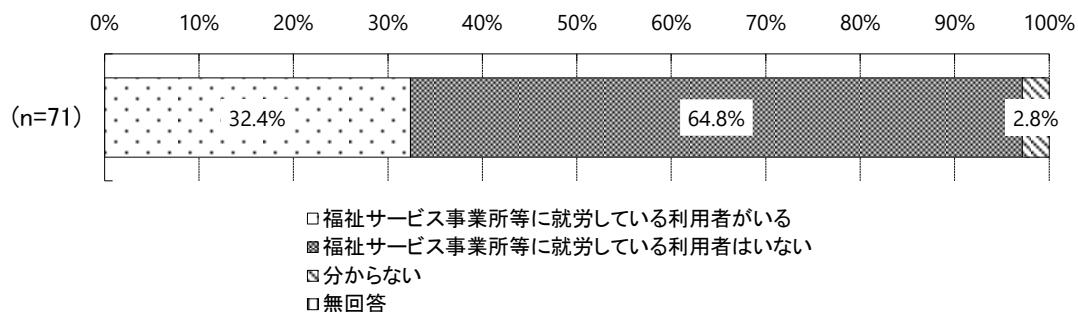
(注) 「一般就労している利用者数」、「うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」の 3 項目について回答があった事業所を集計対象とした（いずれかの項目で無回答がある事業所は集計対象外とした）。

(注) 一般就労している利用者数のうち、「通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」については、いずれの働き方も選択している場合はそれぞれカウントしているため、合計値は必ずしも一致しない。

5) 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況

「福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる」事業所の割合が 32.4%、「福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない」事業所の割合が 64.8%である。

図表 2-29 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況



6) 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数

福祉サービス事業所等での就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 703.0 人に対して、「福祉サービス事業所等に就労している利用者数」は 70.0 人（10.0%）であった。

図表 2-30 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数（上段：人数、下段：割合）

集計対象とした事業所数	利用者数（合計）	福祉サービス事業所等に就労している利用者数（合計）
66 か所	703.0 人	70.0 人
	100.0%	10.0%

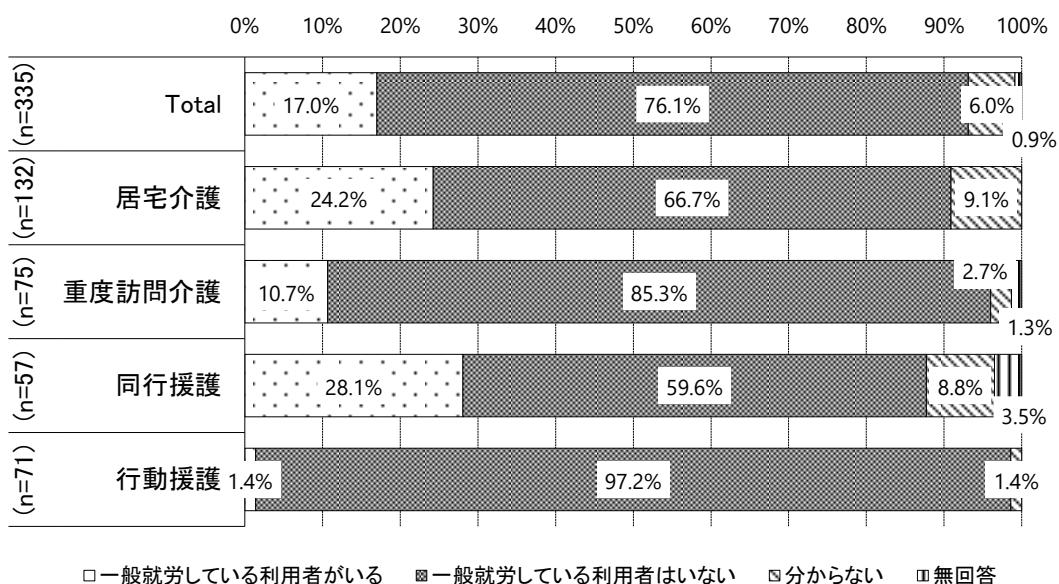
（注）集計対象は、①事業所の利用者数に回答があり、「福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない」を選択した事業所（46 か所）、②事業所の利用者数に回答があり、「福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる」を選択してその人数について回答があった事業所（20 か所）とした。なお、①については、福祉サービス事業所等に就労している利用者数は 0 人として集計した。

⑤ 比較（参考）

1) 利用者の一般就労の状況

「一般就労している利用者がいる」事業所、「一般就労している利用者はいない」事業所の割合は以下のとおり。

図表 2-31 利用者の一般就労の状況



2) 一般就労している利用者的人数

一般就労の状況を把握している事業所における、「利用者数」と「一般就労している利用者数」は以下のとおり。

図表 2-32 一般就労している利用者的人数（上段：人数、下段：割合）

サービス種	集計対象とした事業所数	利用者数（合計）	一般就労している利用者数（合計）
居宅介護	119 か所	1,349.0 人	49.0 人
		100.0%	3.6%
重度訪問介護	72 か所	326.0 人	15.0 人
		100.0%	4.6%
同行援護	48 か所	383.0 人	47.0 人
		100.0%	12.3%
行動援護	69 か所	810.0 人	1.0 人
		100.0%	0.1%

（注）集計対象は、①事業所の利用者数に回答があり、「一般就労している利用者はいない」を選択した事業所、②事業所の利用者数に回答があり、「一般就労している利用者がいる」を選択してその人数について回答があった事業所とした。なお、①については、一般就労している利用者数は0人として集計した。

3) 一般就労している利用者の就労形態

一般就労している利用者のうち、「通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」は以下のとおり。

図表 2-33 一般就労している利用者の就労形態（上段：人数、下段：割合）

サービス種	集計対象とした事業所数	一般就労している利用者数	うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数	うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数
居宅介護	29 か所	47.0 人	43.0 人	5.0 人
		100.0%	91.5%	10.6%
重度訪問介護	6 か所	13.0 人	8.0 人	5.0 人
		100.0%	61.5%	38.5%
同行援護	15 か所	47.0 人	31.0 人	21.0 人
		100.0%	66.0%	44.7%
行動援護	1 か所	1.0 人	1.0 人	0.0 人
		100.0%	100.0%	0.0%

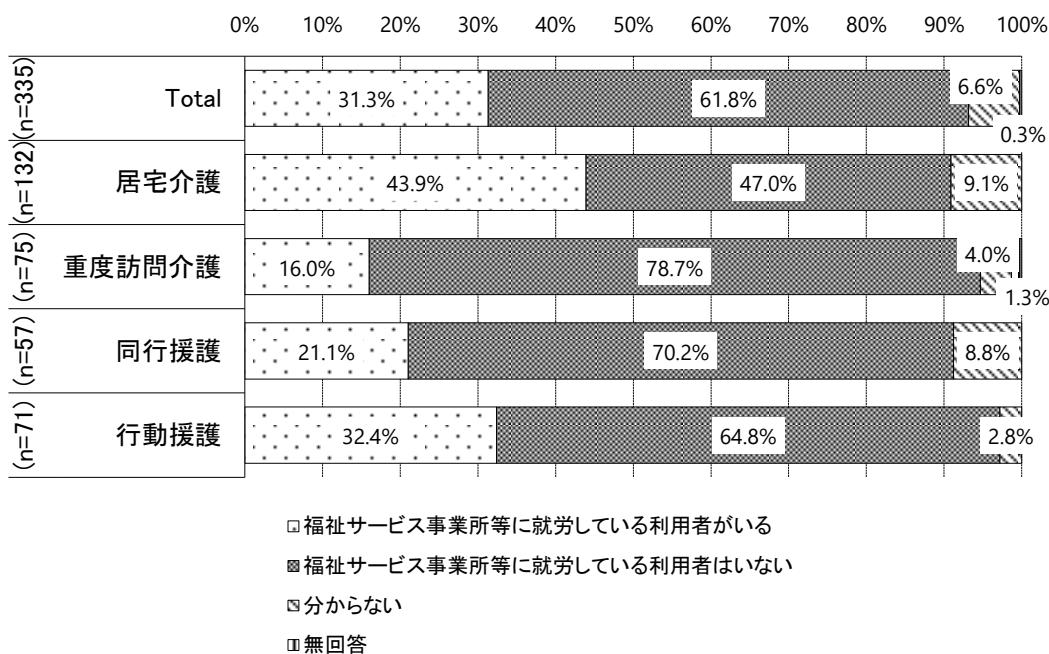
(注) 「一般就労している利用者数」、「うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」の3項目について回答があった事業所を集計対象とした（いずれかの項目で無回答がある事業所は集計対象外とした）。

(注) 一般就労している利用者数のうち、「通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数」、「自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数」については、いずれの働き方も選択している場合はそれぞれでカウントしているため、合計値は必ずしも一致しない。

4) 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況

「福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる」事業所、「福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない」事業所の割合は以下のとおり。

図表 2-34 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況



5) 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数

福祉サービス事業所等での就労の状況を把握している事業所における、「利用者数」と「福祉サービス事業所等に就労している利用者数」は以下のとおり。

図表 2-35 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数（上段：人数、下段：割合）

サービス種	集計対象とした事業所数	利用者数（合計）	福祉サービス事業所等に就労している利用者数（合計）
居住介護	118 か所	1,384.0 人	241.0 人
		100.0%	17.4%
重度訪問介護	71 か所	315.0 人	17.0 人
		100.0%	5.4%
同行援護	49 か所	391.0 人	29.0 人
		100.0%	7.4%
行動援護	66 か所	703.0 人	70.0 人
		100.0%	10.0%

(注) 集計対象は、①事業所の利用者数に回答があり、「福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない」を選択した事業所、②事業所の利用者数に回答があり、「福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる」を選択してその人数について回答があった事業所とした。なお、①については、福祉サービス事業所等に就労している利用者数は0人として集計した。

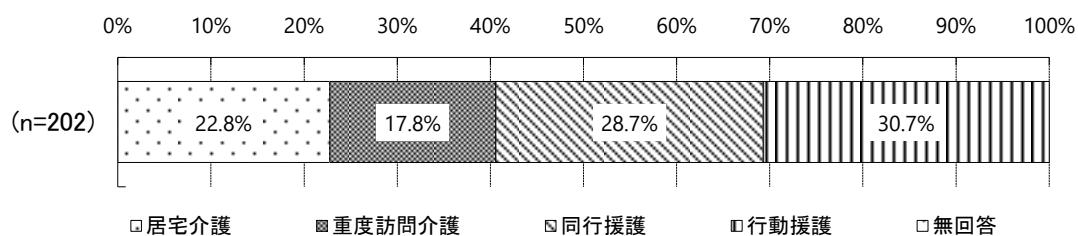
2. 利用者アンケート調査結果

(1) 回答サービス種

① 本人の回答サービス種別（アンケート調査の案内を行った事業所種別）

「居宅介護」の割合が 22.8%、「重度訪問介護」の割合が 17.8%、「同行援護」の割合が 28.7%、「行動援護」の割合が 30.7%である。

図表 2-36 本人の回答サービス種別（アンケート調査の案内を行った事業所種別）



図表 2-37 本人の回答サービス種別（単位_上段：件数、下段：割合）

合計	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	無回答
202	46	36	58	62	0
100.0%	22.8%	17.8%	28.7%	30.7%	0.0%

以下、本人の回答サービス種別に基づいて集計を行う。

(2) 回答サービス種別による利用者の状況_居宅介護 (n=46)

① 本人の状況について

1) 年齢

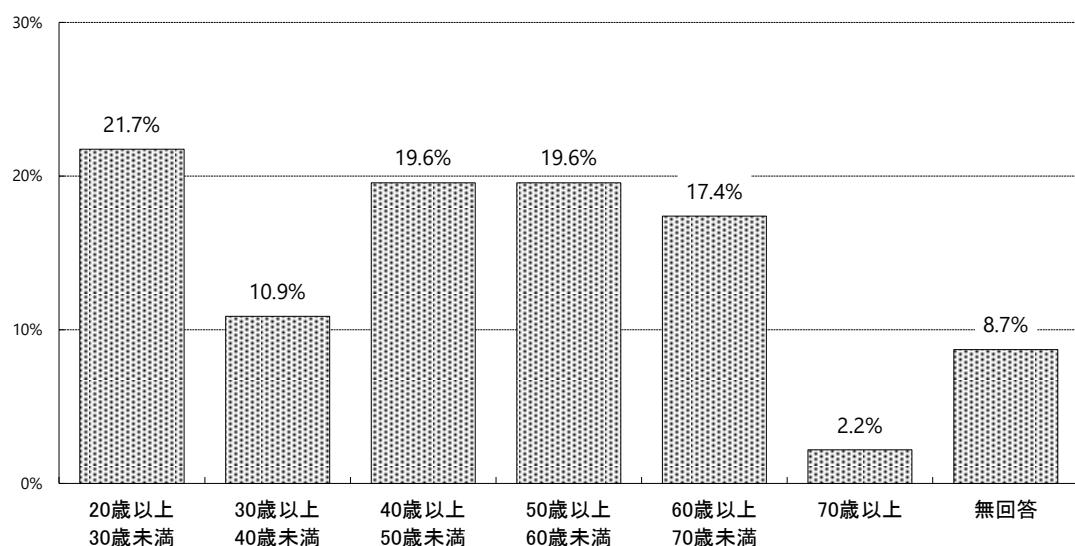
最小値は 20.00、最大値は 70.00、平均値は 45.33、標準偏差は 14.34、中央値は 47.50 である。

図表 2-38 回答者の年齢 (単位: 歳)

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
42	20.00	70.00	45.33	14.34	47.50

図表 2-39 回答者の年齢の分布

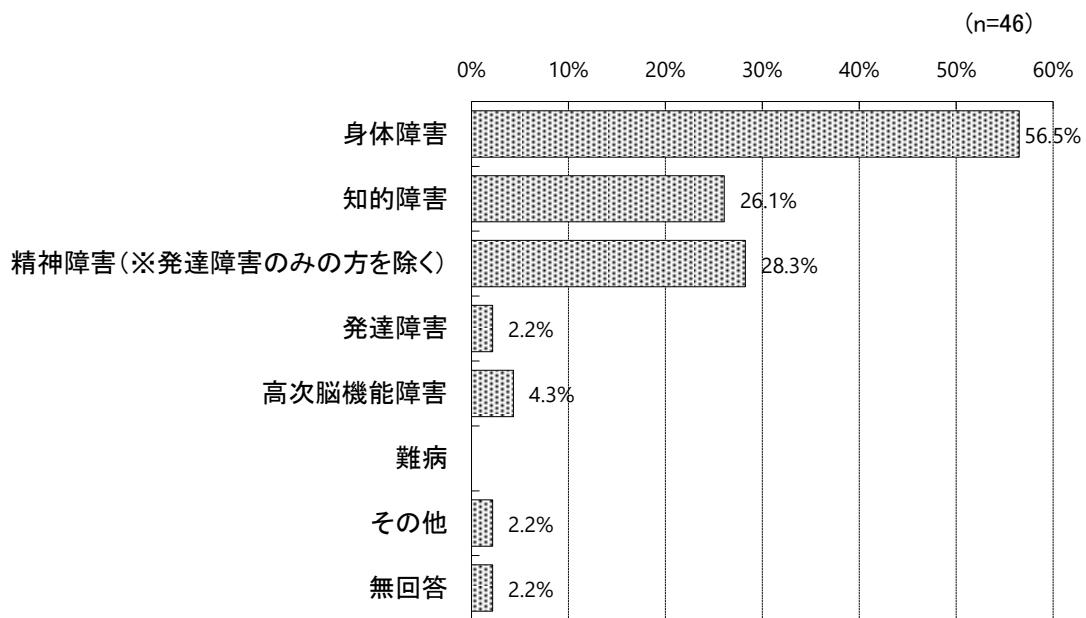
(n=46)



2) 障害の内容

「身体障害」の割合が最も高く 56.5%である。次いで、「精神障害（※発達障害のみの方を除く）（28.3%）」、「知的障害（26.1%）」である。

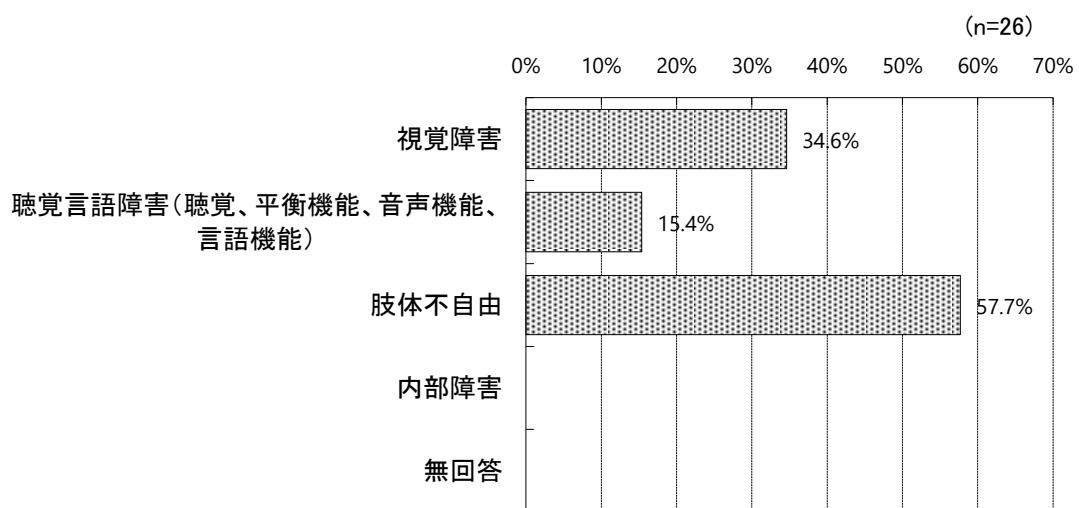
図表 2-40 障害の内容（複数選択）



a) 身体障害の状況（※障害の内容にて「身体障害」を選択した場合）

「肢体不自由」の割合が最も高く 57.7%である。次いで、「視覚障害（34.6%）」、「聴覚言語障害（聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能）（15.4%）」である。

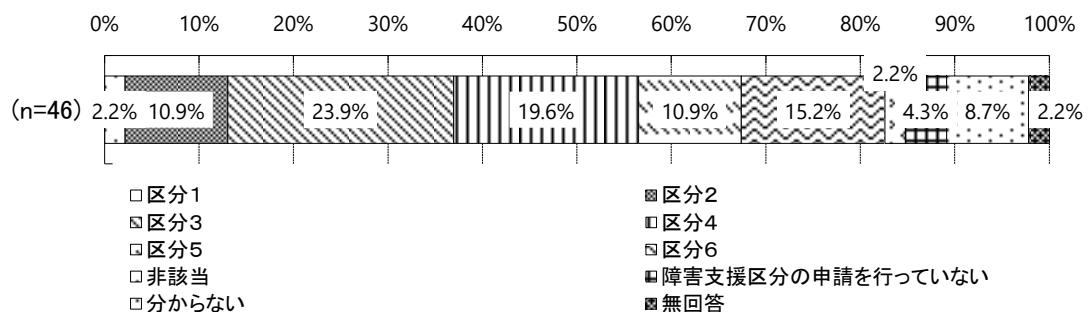
図表 2-41 身体障害の状況（複数選択）



3) 障害支援区分

「区分3」の割合が最も高く23.9%である。次いで、「区分4（19.6%）」、「区分6（15.2%）」である。

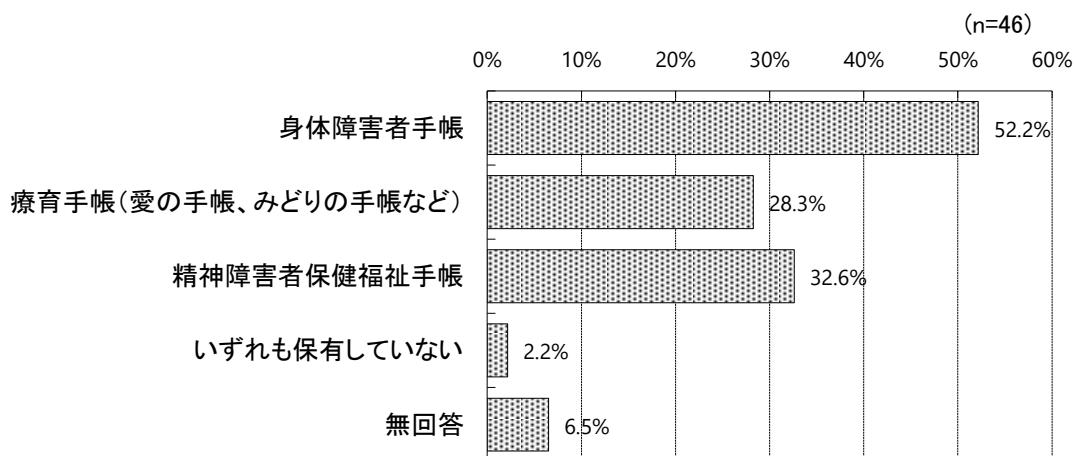
図表 2-42 障害支援区分



4) 障害者手帳の保有状況

「身体障害者手帳」の割合が最も高く52.2%である。次いで、「精神障害者保健福祉手帳（32.6%）」、「療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳など）（28.3%）」である。

図表 2-43 障害者手帳の保有状況（複数選択）



a) 身体障害者手帳の等級（※身体障害者手帳を保有している場合）

「1級」の割合が最も高く58.3%である。次いで、「2級（25.0%）」である。

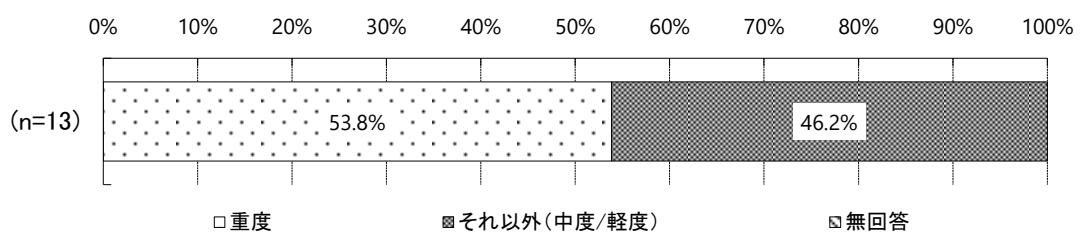
図表 2-44 身体障害者手帳の等級

回答数 (n)	1級	2級	3級	4級	5級	無回答
24	14	6	1	1	2	0
	58.3%	25.0%	4.2%	4.2%	8.3%	0.0%

b) 療育手帳の等級（※療育手帳を保有している場合）

「重度」の割合が最も高く 53.8%である。次いで、「それ以外（中度/軽度）（46.2%）」である。

図表 2-45 療育手帳の等級



c) 精神障害者保健福祉手帳の等級（※精神障害者保健福祉手帳を保有している場合）

「2 級」の割合が 53.3%と最も高く、次いで、「3 級（33.3%）」である。

図表 2-46 精神障害者保健福祉手帳の等級

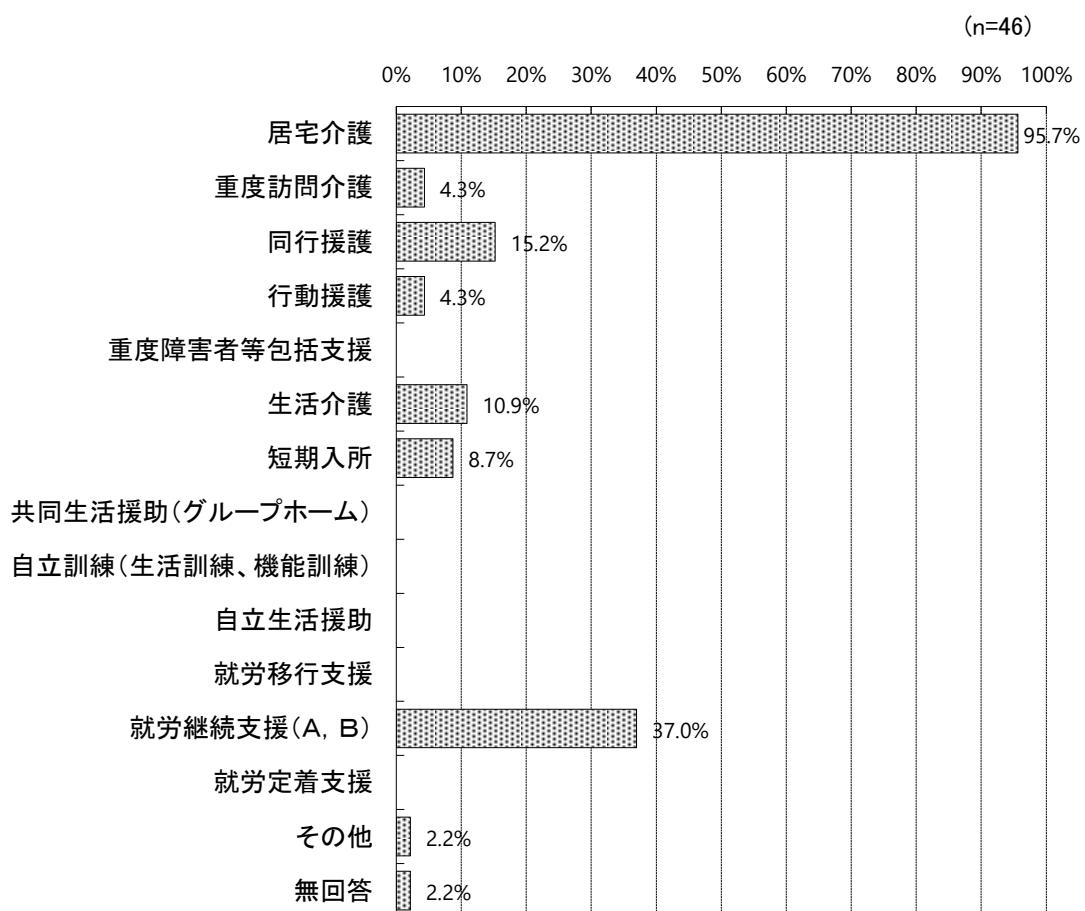
回答数 (n)	1 級	2 級	3 級	無回答
15	1	8	5	1
	6.7%	53.3%	33.3%	6.7%

② 現在、利用しているサービスについて

1) 現在、利用している障害福祉サービス

「居宅介護」の割合が最も高く 95.7%である。次いで、「就労継続支援（A，B）（37.0%）」「同行援護（15.2%）」である。

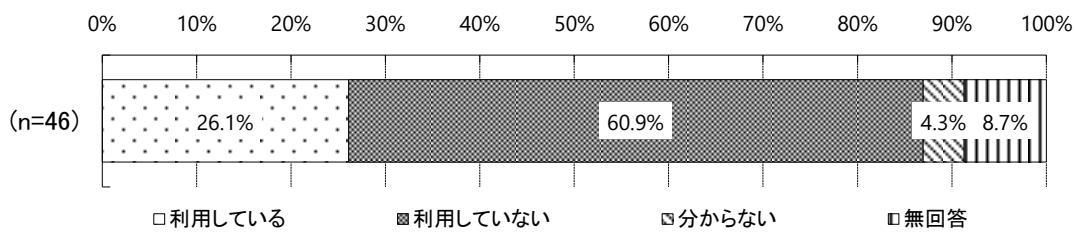
図表 2-47 現在、利用している障害福祉サービス（複数選択）



2) 移動支援（地域生活支援事業）の利用状況

「利用していない」の割合が最も高く 60.9%である。次いで、「利用している（26.1%）」「分からない（4.3%）」である。

図表 2-48 移動支援（地域生活支援事業）の利用状況

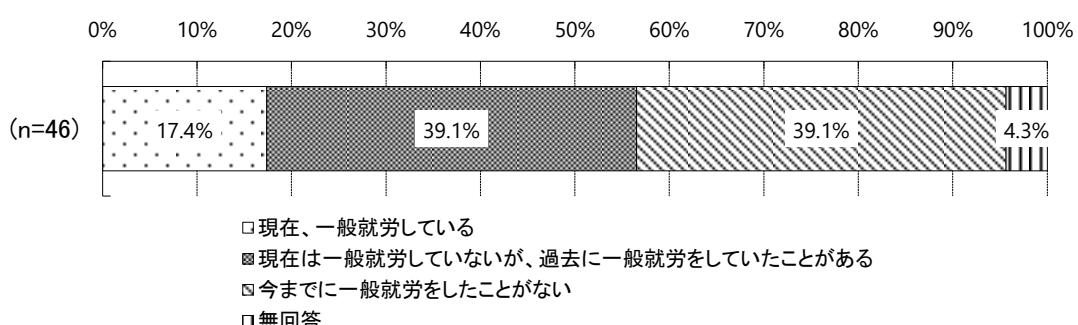


③ 就労の状況について

1) (参考情報) 一般就労の状況 (※回答者の抽出要件あり)

「現在、一般就労している」は 17.4%である。「現在は一般就労していないが、過去に一般就労をしていたことがある」、「今までに一般就労をしたことがない」の割合が高く、それぞれ 39.1%である。

図表 2-49 一般就労の状況



(注1) 「一般就労している」：以下のいずれかの就労形態のこと、雇用形態（正規、非正規）、所定労働時間は問わない。また、障害福祉サービス等の利用における就労（就労継続支援 A型・B型事業所、地域活動支援センターでの就労）、就労移行支援事業所の利用を除く。

(1) 通勤又は在宅により企業等で雇用されている

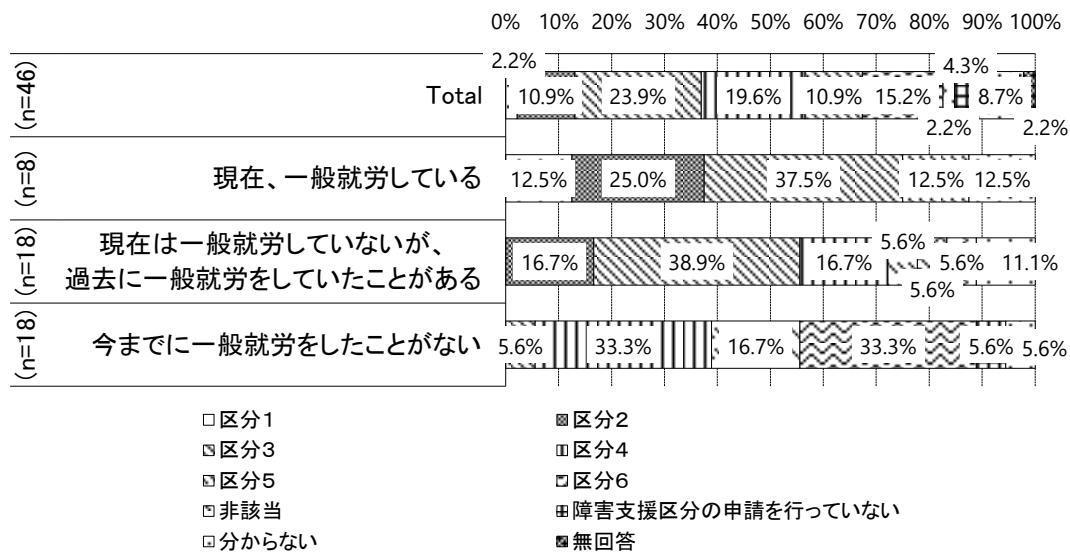
(2) 自営や請負等により何等かの収入を得て働いている

(注2) 本調査の調査対象の抽出について、各事業所に対し要件を定めており、各事業所の利用者 5人抽出のうち、一般就労している利用者最大 3人、一般就労していない利用者 2人の無作為抽出としている（※一般就労している利用者が 3人に満たない場合は、回答者数全体で 5人になるよう一般就労していない利用者から抽出する）。従って、本回答は各事業所の利用者の就労状況は反映していない。

a) 一般就労の状況別 障害支援区分

一般就労の状況別に障害支援区分をみると、「現在、一般就労している」では、「区分1」が12.5%、「区分2」が25.0%、「区分3」が37.5%であるのに対し、「今までに一般就労したことがない」では、「区分1」、「区分2」は0.0%、「区分3」が5.6%、「区分4」、「区分6」が33.3%である。

図表 2-50 一般就労の状況別_障害支援区分

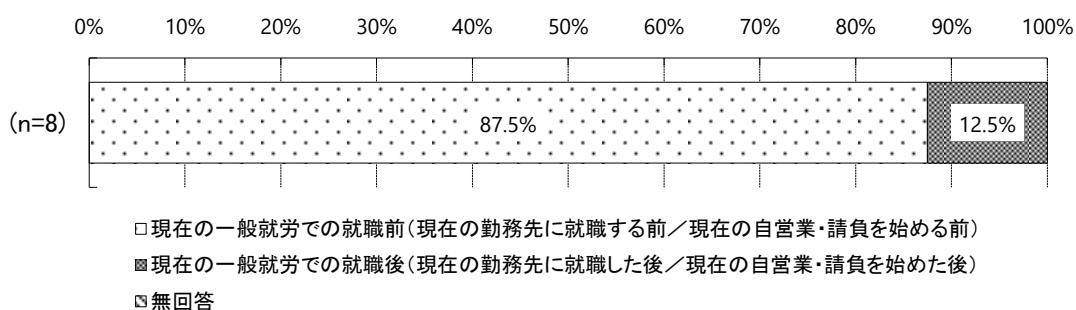


【現在、一般就労している場合 (n=8)】

1) いつから障害があるか

「現在の一般就労での就職前（現在の勤務先に就職する前／現在の自営業・請負を始める前）」の割合が最も高く87.5%である。次いで、「現在の一般就労での就職後（現在の勤務先に就職した後／現在の自営業・請負を始めた後）（12.5%）」である。

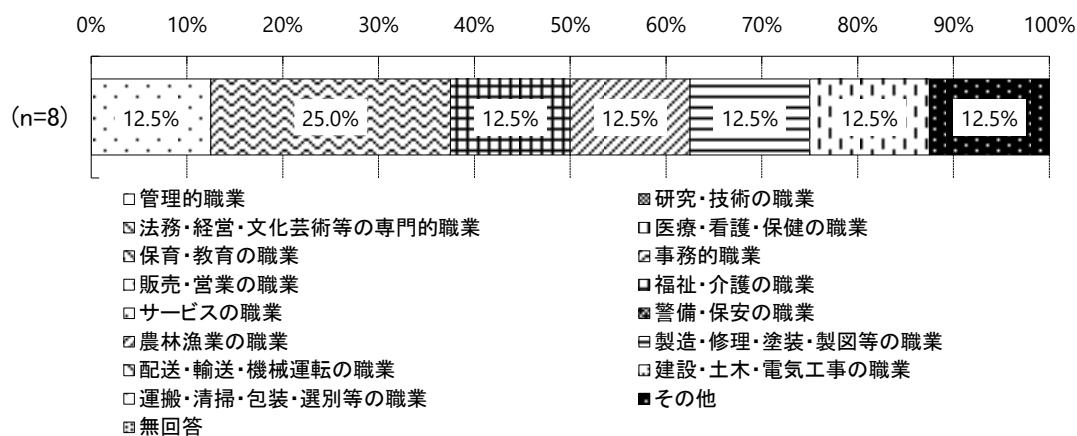
図表 2-51 いつから障害があるか



2) 職業

「事務的職業」の割合が最も高く 25.0%である。次いで、「管理的職業（12.5%）」、「福祉・介護の職業（12.5%）」、「農林漁業の職業（12.5%）」、「製造・修理・塗装・製図等の職業（12.5%）」、「運搬・清掃・包装・選別等の職業（12.5%）」、「その他（12.5%）」である。

図表 2-52 職業



(注) 具体的な業務内容としては、「農業」、「外資系の製薬会社事務」、「マッサージ」、「病院内清掃」、「デイサービスで介護補助」、「製造」、「事務処理、販売、電話対応」といった回答であった。

3) 1か月の賃金収入（令和 6 年 10 月）

最小値は 40,000、最大値は 300,000、平均値は 132,000、標準偏差は 105,688、中央値は 80,000 である。

図表 2-53 1か月の賃金収入（令和 6 年 10 月、単位：円）

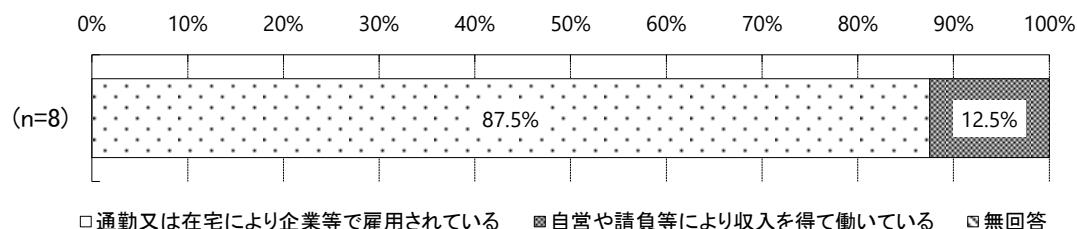
回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
5	40,000	300,000	132,000	105,688	80,000

(注) 一般就労における賃金収入（手当等を含めたもの。税金等を差し引く前の金額）について回答。

4) 就労形態

「通勤又は在宅により企業等で雇用されている」の割合が最も高く 87.5%である。次いで、「自営や請負等により収入を得て働いている（12.5%）」である。

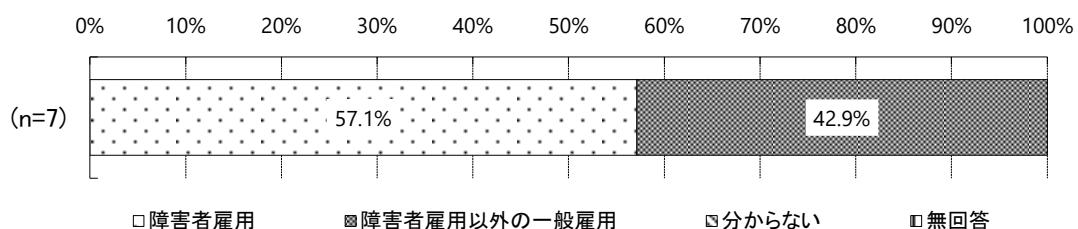
図表 2-54 就労形態



a) 雇用枠（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「障害者雇用」の割合が最も高く57.1%である。次いで、「障害者雇用以外の一般雇用（42.9%）」である。

図表 2-55 雇用枠

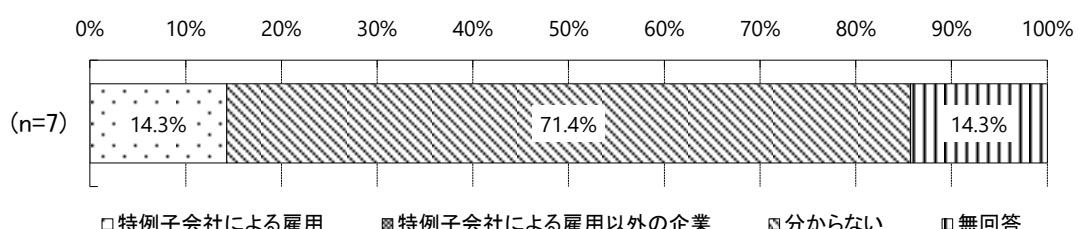


(注)「障害者雇用」は、障害者雇用率制度（従業員の一定割合以上の障害者の雇用の義務づけ）の対象として企業に雇用されている場合のこと。

b) 雇用先（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「分からない」の割合が最も高く71.4%である。次いで、「特例子会社による雇用（14.3%）」である。

図表 2-56 雇用先

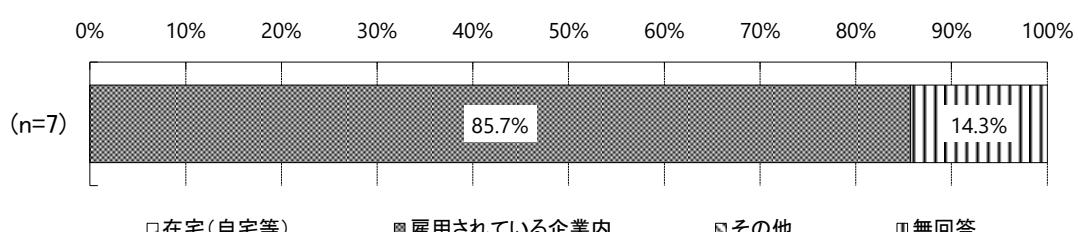


(注)「特例子会社」：厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受け、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した会社のこと。

c) 主な勤務場所（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「雇用されている企業内」の割合が最も高く85.7%である。

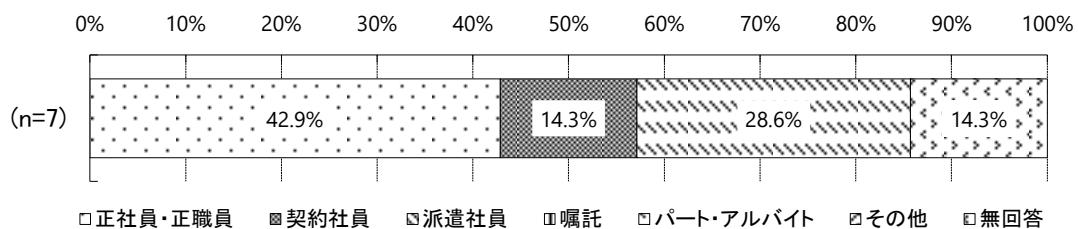
図表 2-57 主な勤務場所



d) 雇用形態（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「正社員・正職員」の割合が最も高く 42.9%である。次いで、「パート・アルバイト（28.6%）」、「契約社員（14.3%）」である。

図表 2-58 雇用形態



5) 勤務年数

最小値は 2.00、最大値は 38.00、平均値は 20.00、標準偏差は 12.24、中央値は 20.00 である。

図表 2-59 勤務年数（単位：年）

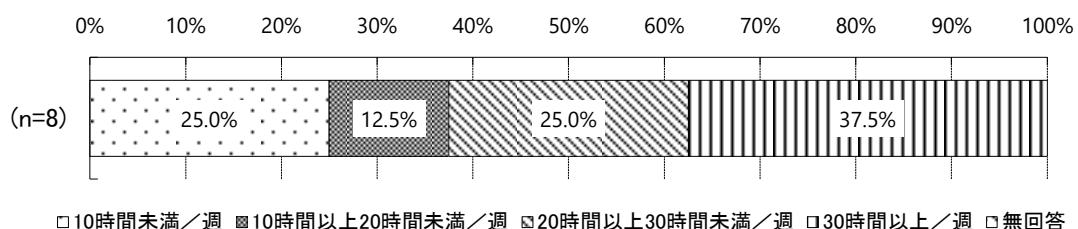
回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
8	2.00	38.00	20.00	12.24	20.00

(注) 現在、一般就労している企業や自営業等について回答（休職期間は含まない）。

6) 現在の勤務時間（週当たり）

「30 時間以上／週」の割合が最も高く 37.5%である。次いで、「10 時間未満／週（25.0%）」、「20 時間以上 30 時間未満／週（25.0%）」、「10 時間以上 20 時間未満／週（12.5%）」である。

図表 2-60 現在の勤務時間（週当たり）



7) 現在の勤務日数（週当たり）

最小値は 3.00、最大値は 7.00、平均値は 5.00、標準偏差は 1.26、中央値は 5.00 である。

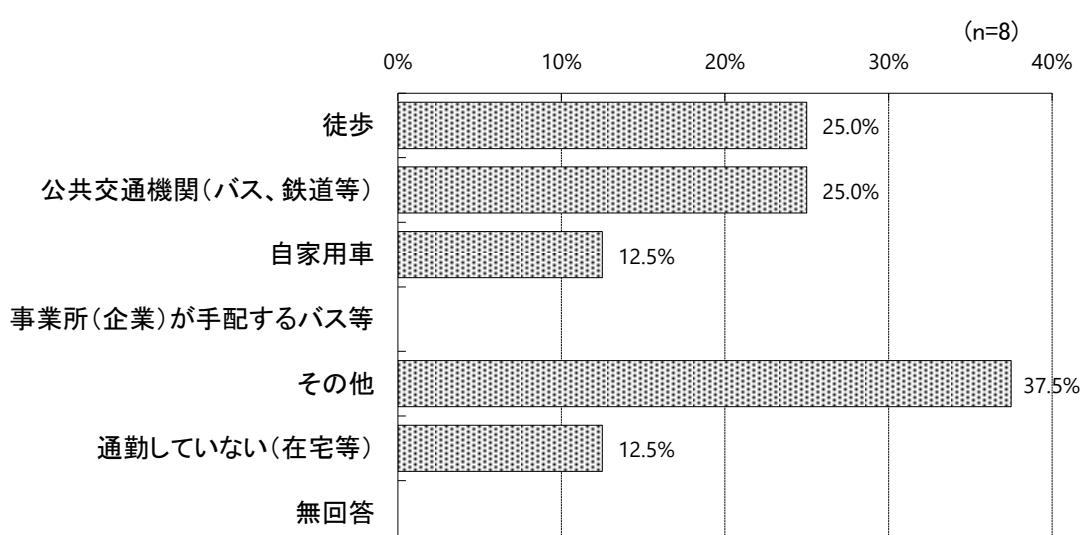
図表 2-61 現在の勤務日数（週当たり、単位：日）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
6	3.00	7.00	5.00	1.26	5.00

8) 通勤方法（通常勤務時）

「その他」の割合が最も高く 37.5%である。次いで、「徒歩（25.0%）」、「公共交通機関（バス、鉄道等）（25.0%）」、「自家用車（12.5%）」、「通勤していない（在宅等）（12.5%）」である。

図表 2-62 通勤方法（通常勤務時）（複数選択）

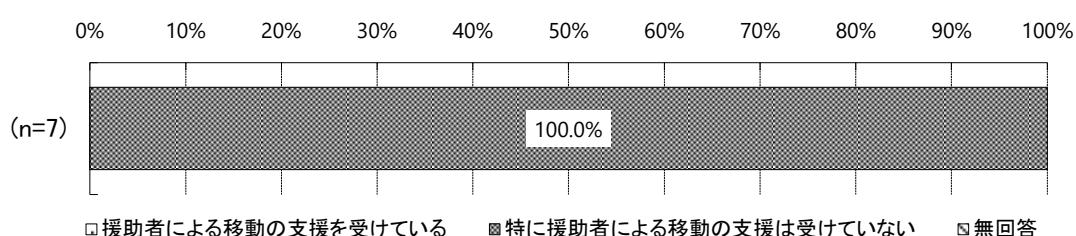


(注) 「その他」として、「自転車」が 3 件。

a) 「通勤中」における援助者による支援の有無（※通勤している場合）

「特に援助者による移動の支援は受けていない」の割合が 100.0%である。

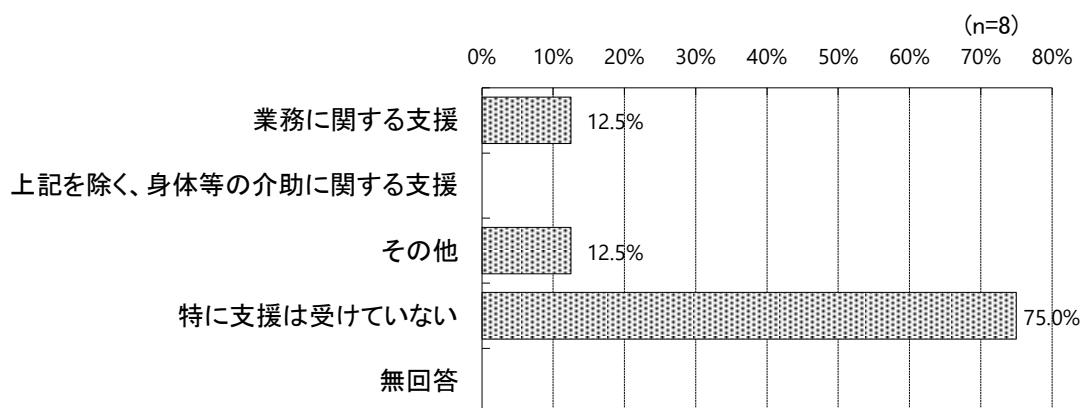
図表 2-63 「通勤中」における援助者による支援の有無



9) 「勤務中」に受けている支援の内容

「特に支援は受けていない」の割合が最も高く 75.0%である。次いで、「業務に関する支援（12.5%）」、「その他（12.5%）」である。

図表 2-64 「勤務中」に受けている支援の内容（複数選択）



(注) 休憩時間を除く。

a) 勤務中の「業務に関する支援」の提供者（援助者）（※業務に関する支援を受けている場合）

※n=1。回答は「勤務先の同僚等」である。（複数選択）

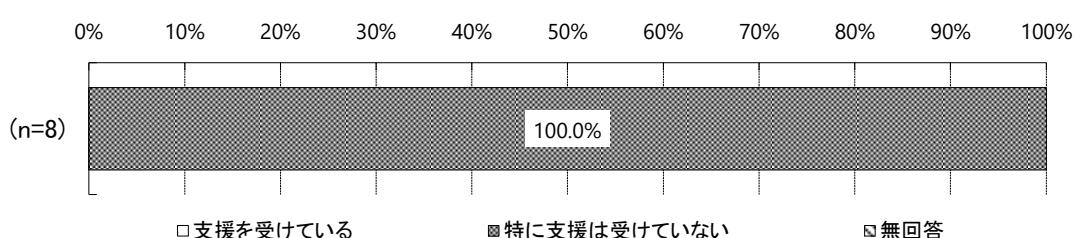
b) 勤務中の「業務に関する支援」で援助者が行っている支援の内容（※業務に関する支援を受けている場合）

※n=1。回答は「自宅内、職場内での業務に関する見守り」である。（複数選択）

10) 「休憩中」に受けている支援の有無

「特に支援は受けていない」の割合が 100.0%である。

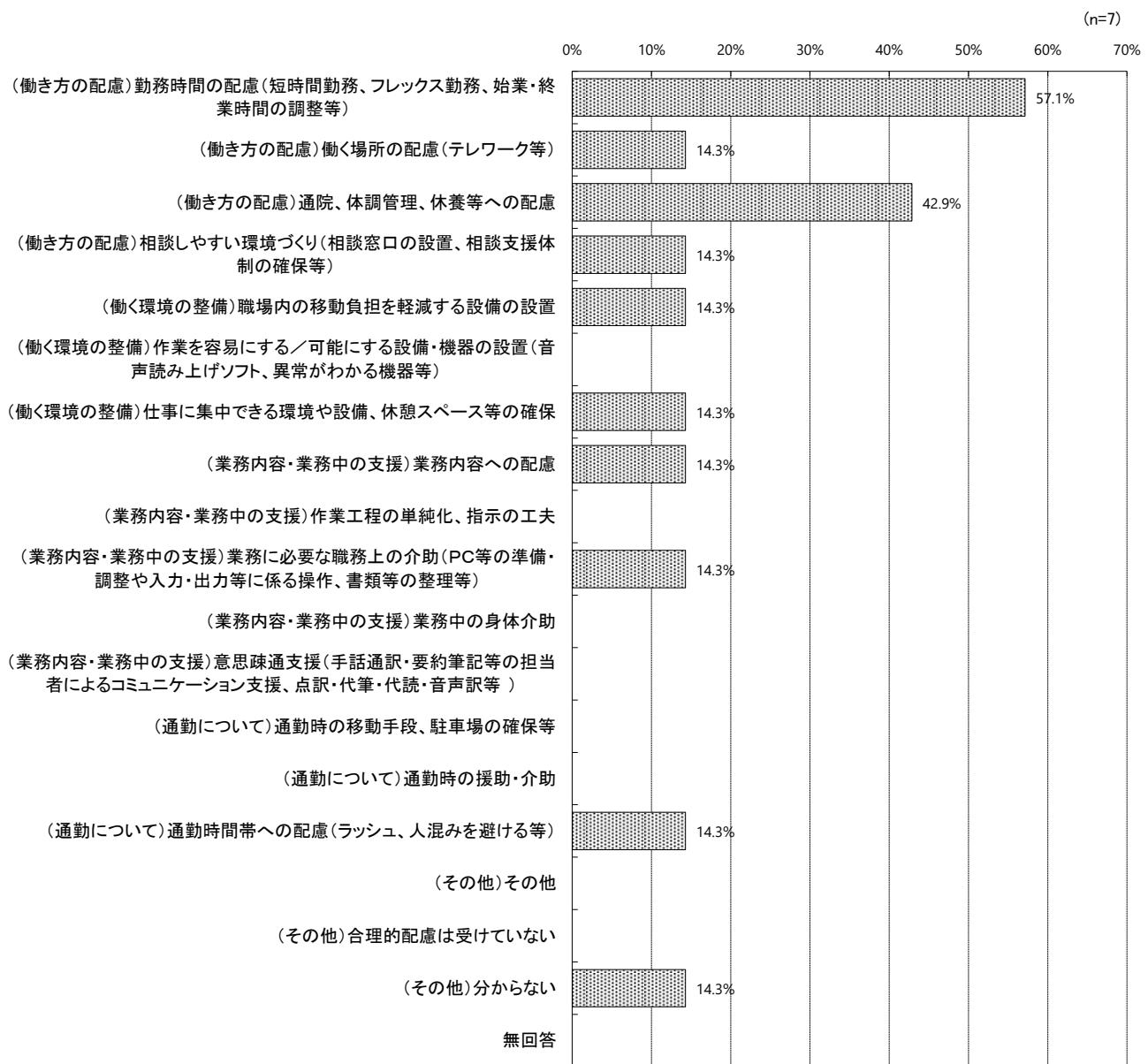
図表 2-65 「休憩中」に受けている支援の内容



11) 雇用している企業等が行っている合理的配慮（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「（働き方の配慮）勤務時間の配慮（短時間勤務、フレックス勤務、始業・終業時間の調整等）」の割合が最も高く57.1%である。次いで、「（働き方の配慮）通院、体調管理、休養等への配慮（42.9%）」、「（働き方の配慮）働く場所の配慮（テレワーク等）（14.3%）」、「（働き方の配慮）相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）（14.3%）」、「（働く環境の整備）職場内の移動負担を軽減する設備の設置（14.3%）」、「（働く環境の整備）仕事に集中できる環境や設備、休憩スペース等の確保（14.3%）」、「（業務内容・業務中の支援）業務内容への配慮（14.3%）」、「（業務内容・業務中の支援）業務に必要な職務上の介助（PC等の準備・調整や入力・出力等に係る操作、書類等の整理等）（14.3%）」、「（通勤について）通勤時間帯への配慮（ラッシュ、人混みを避ける等）（14.3%）」、「（その他）分からない（14.3%）」である。

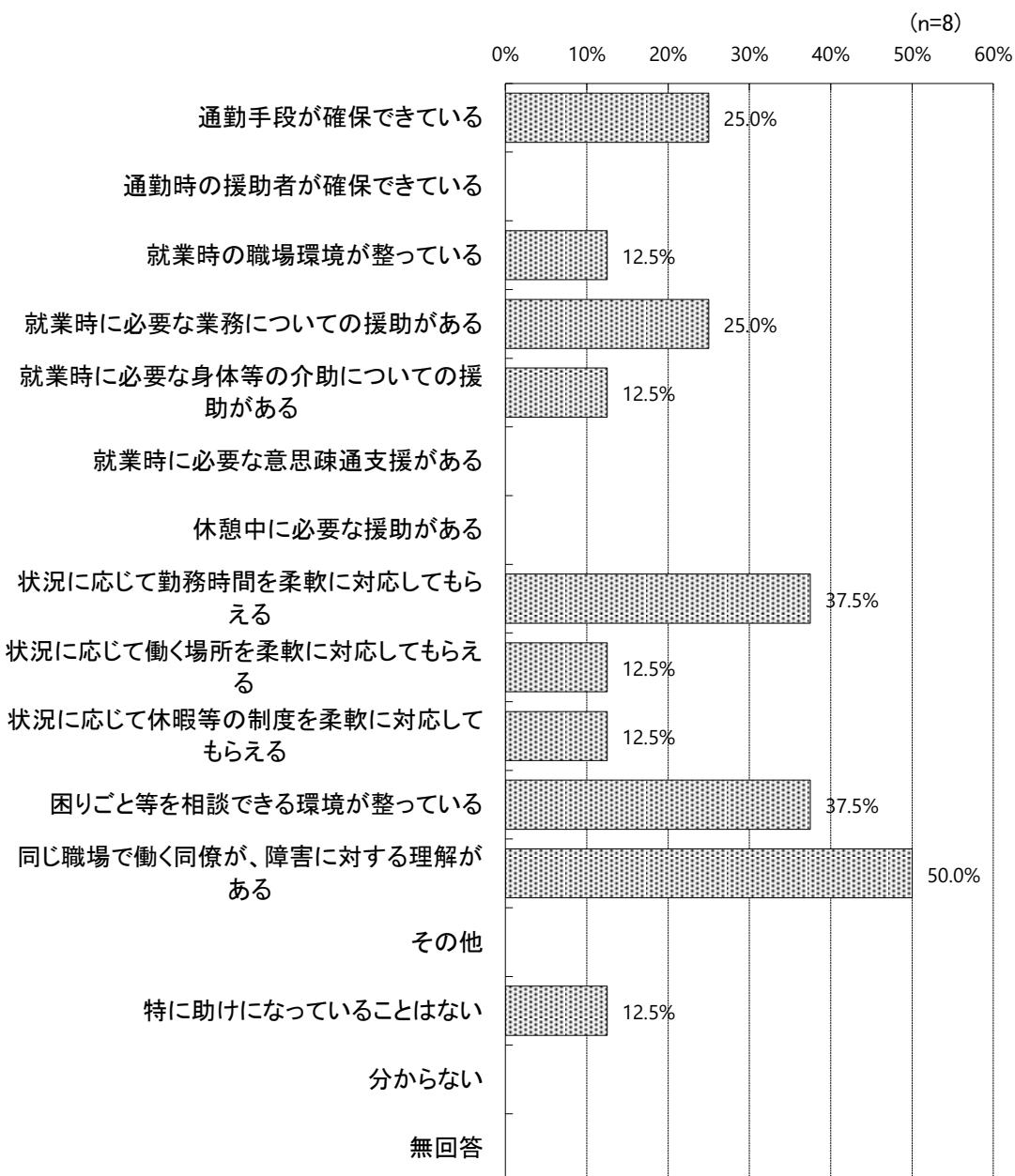
図表 2-66 雇用している企業等が行っている合理的配慮（複数選択）



12) 就労を継続する上で助けになっていること

「同じ職場で働く同僚が、障害に対する理解がある」の割合が最も高く 50.0%である。次いで、「状況に応じて勤務時間を柔軟に対応してもらえる（37.5%）」、「困りごと等を相談できる環境が整っている（37.5%）」、「通勤手段が確保できている（25.0%）」、「就業時に必要な業務についての援助がある（25.0%）」である。

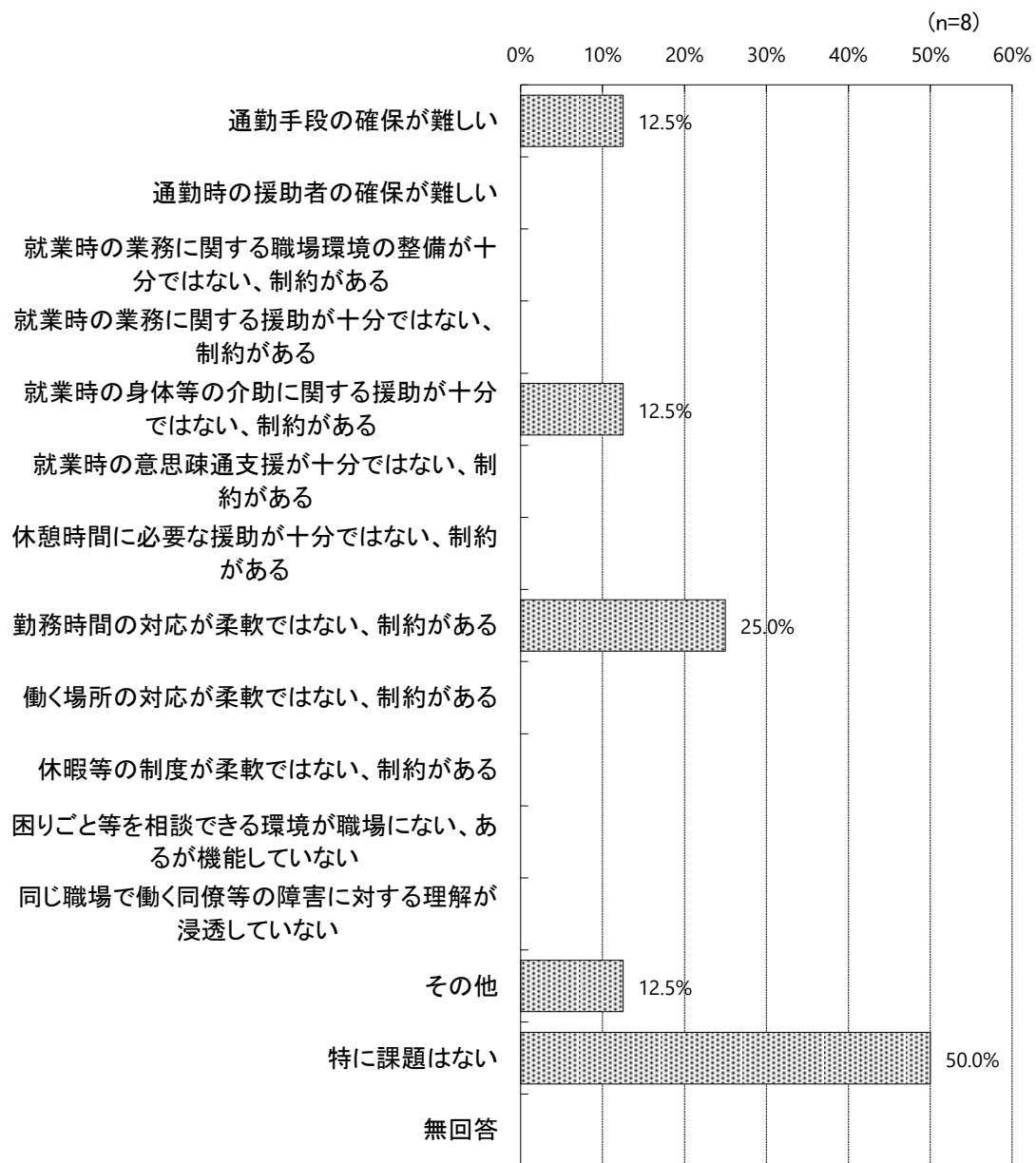
図表 2-67 就労を継続する上で助けになっていること（複数選択）



13) 就労を継続するに当たって課題となっていること

「特に課題はない」の割合が最も高く 50.0%である。次いで、「勤務時間の対応が柔軟ではない、制約がある（25.0%）」、「通勤手段の確保が難しい（12.5%）」、「就業時の身体等の介助に関する援助が十分ではない、制約がある（12.5%）」、「その他（12.5%）」である。

図表 2-68 就労を継続するに当たって課題となっていること（複数選択）



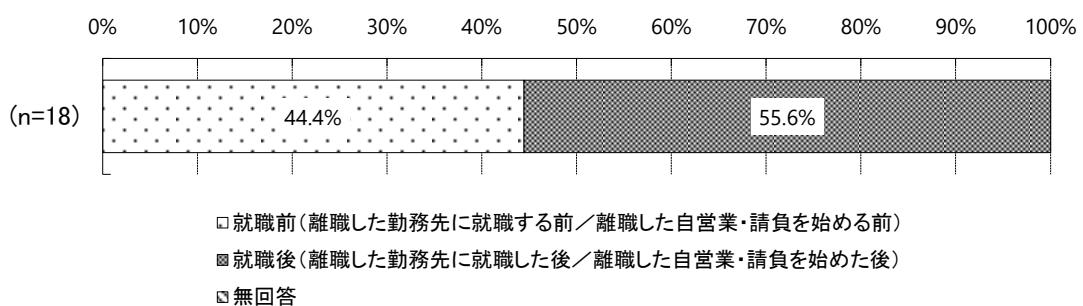
(注) 具体的な課題内容として、「自転車による通勤のため、天候による影響がある」といった回答であった。

【現在は一般就労していないが、過去に一般就労したことがある場合（n=18）】

1) いつから障害があったか

「就職後（離職した勤務先に就職した後／離職した自営業・請負を始めた後）」の割合が最も高く 55.6%である。次いで、「就職前（離職した勤務先に就職する前／離職した自営業・請負を始める前）（44.4%）」である。

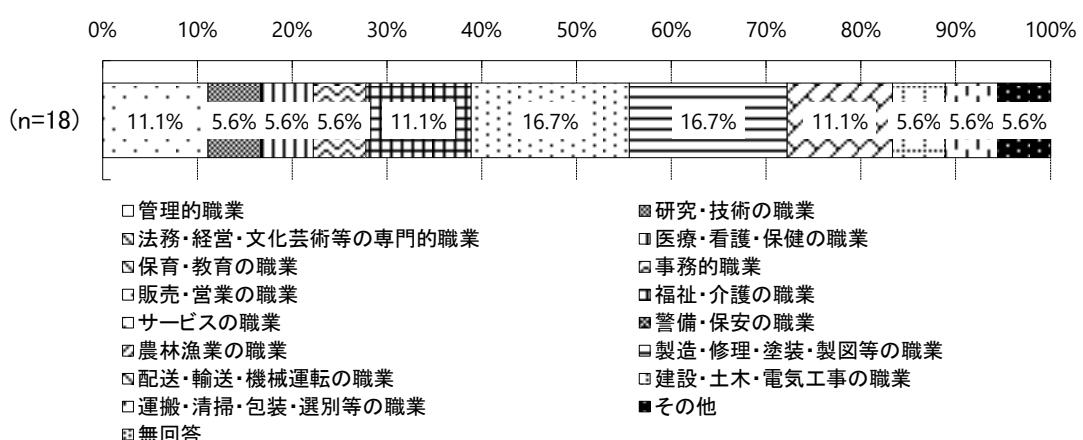
図表 2-69 いつから障害があったか



2) 職業

「サービスの職業」、「製造・修理・塗装・製図等の職業」の割合が高く、それぞれ 16.7%である。次いで、「管理的職業（11.1%）」、「福祉・介護の職業（11.1%）」、「配送・輸送・機械運転の職業（11.1%）」、「研究・技術の職業（5.6%）」、「医療・看護・保健の職業（5.6%）」、「事務的職業（5.6%）」、「建設・土木・電気工事の職業（5.6%）」、「運搬・清掃・包装・選別等の職業（5.6%）」、「その他（5.6%）」である。

図表 2-70 職業

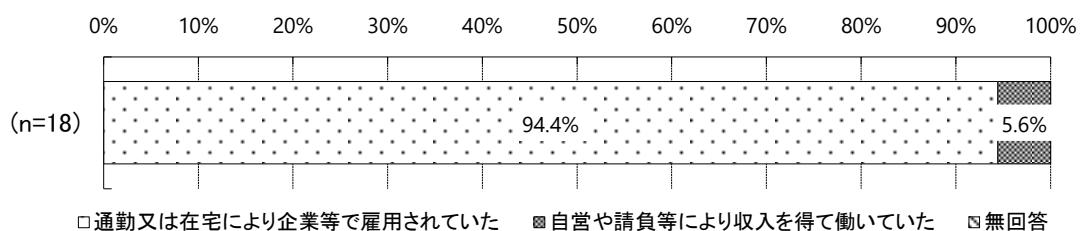


（注）具体的な業務内容としては、「スーパーの店長」、「ソフト提供」、「タクシー運転手」、「サッシの製造施工」、「鉄工所内の手伝い」、「簡単な手伝いを種々行った」、「プログラミング」、「縫製」、「寝具たたみ」、「自動車製造」といった回答であった。

3) 就労形態

「通勤又は在宅により企業等で雇用されていた」の割合が最も高く 94.4%である。次いで、「自営や請負等により収入を得て働いていた（5.6%）」である。

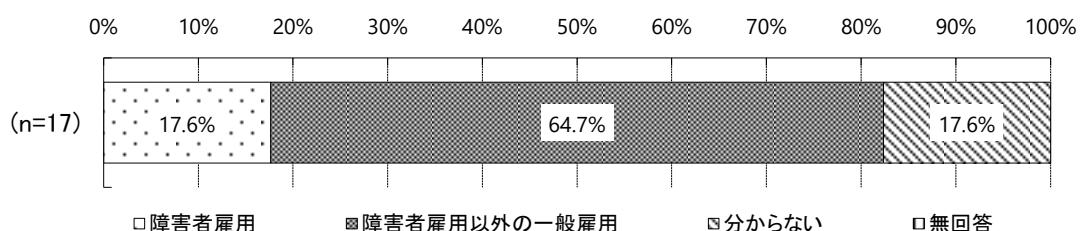
図表 2-71 就労形態



a) 雇用枠（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「障害者雇用以外の一般雇用」の割合が最も高く 64.7%である。次いで、「障害者雇用（17.6%）」、「分からぬい（17.6%）」である。

図表 2-72 雇用枠

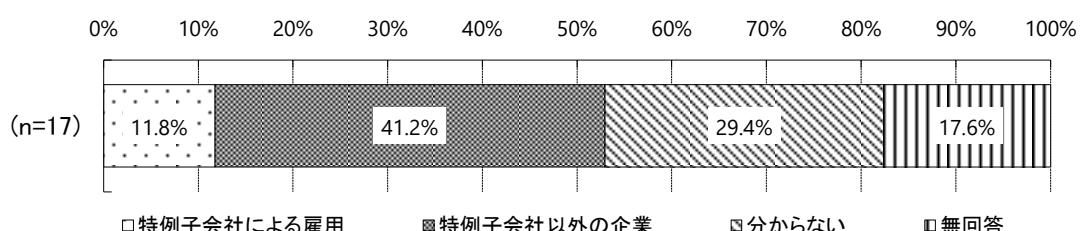


(注) 「障害者雇用」は、障害者雇用率制度（従業員の一定割合以上の障害者の雇用の義務づけ）の対象として企業に雇用されている場合のこと。

b) 雇用先（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「特例子会社以外の企業」の割合が最も高く 41.2%である。次いで、「分からぬい（29.4%）」、「特例子会社による雇用（11.8%）」である。

図表 2-73 雇用先

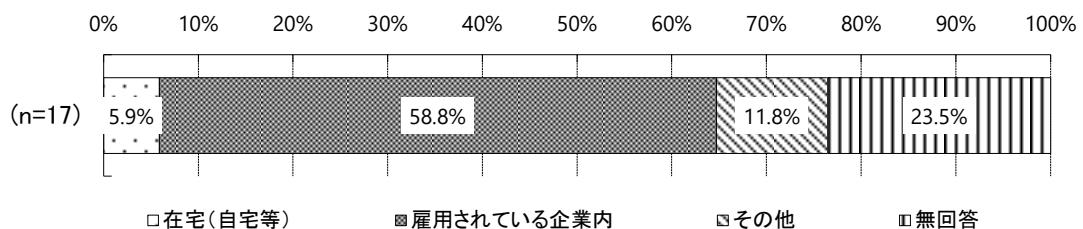


(注) 「特例子会社」：厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受け、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した会社のこと。

c) 勤務場所（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「雇用されている企業内」の割合が最も高く 58.8%である。次いで、「その他（11.8%）」、「在宅（自宅等）（5.9%）」である。

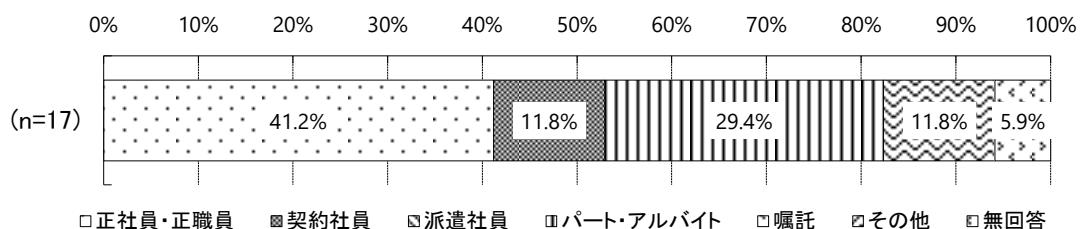
図表 2-74 勤務場所



d) 雇用形態（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「正社員・正職員」の割合が最も高く 41.2%である。次いで、「パート・アルバイト（29.4%）」、「契約社員（11.8%）」、「その他（11.8%）」である。

図表 2-75 雇用形態



4) 勤務年数

最小値は 1.00、最大値は 35.00、平均値は 12.43、標準偏差は 9.15、中央値は 10.00 である。

図表 2-76 勤務年数（単位：年）

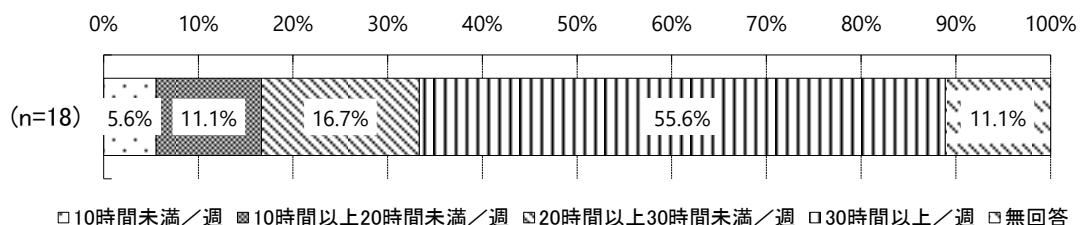
回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
14	1.00	35.00	12.43	9.15	10.00

(注) 一般就労していた企業や自営業等について回答（休職期間は含まない）。

5) 勤務時間（週当たり）

「30 時間以上／週」の割合が最も高く 55.6% である。次いで、「20 時間以上 30 時間未満／週（16.7%）」、「10 時間以上 20 時間未満／週（11.1%）」である。

図表 2-77 勤務時間（週当たり）



6) 勤務日数（週当たり）

最小値は 4.00、最大値は 7.00、平均値は 5.36、標準偏差は 0.84、中央値は 5.00 である。

図表 2-78 勤務日数（週当たり、単位：日）

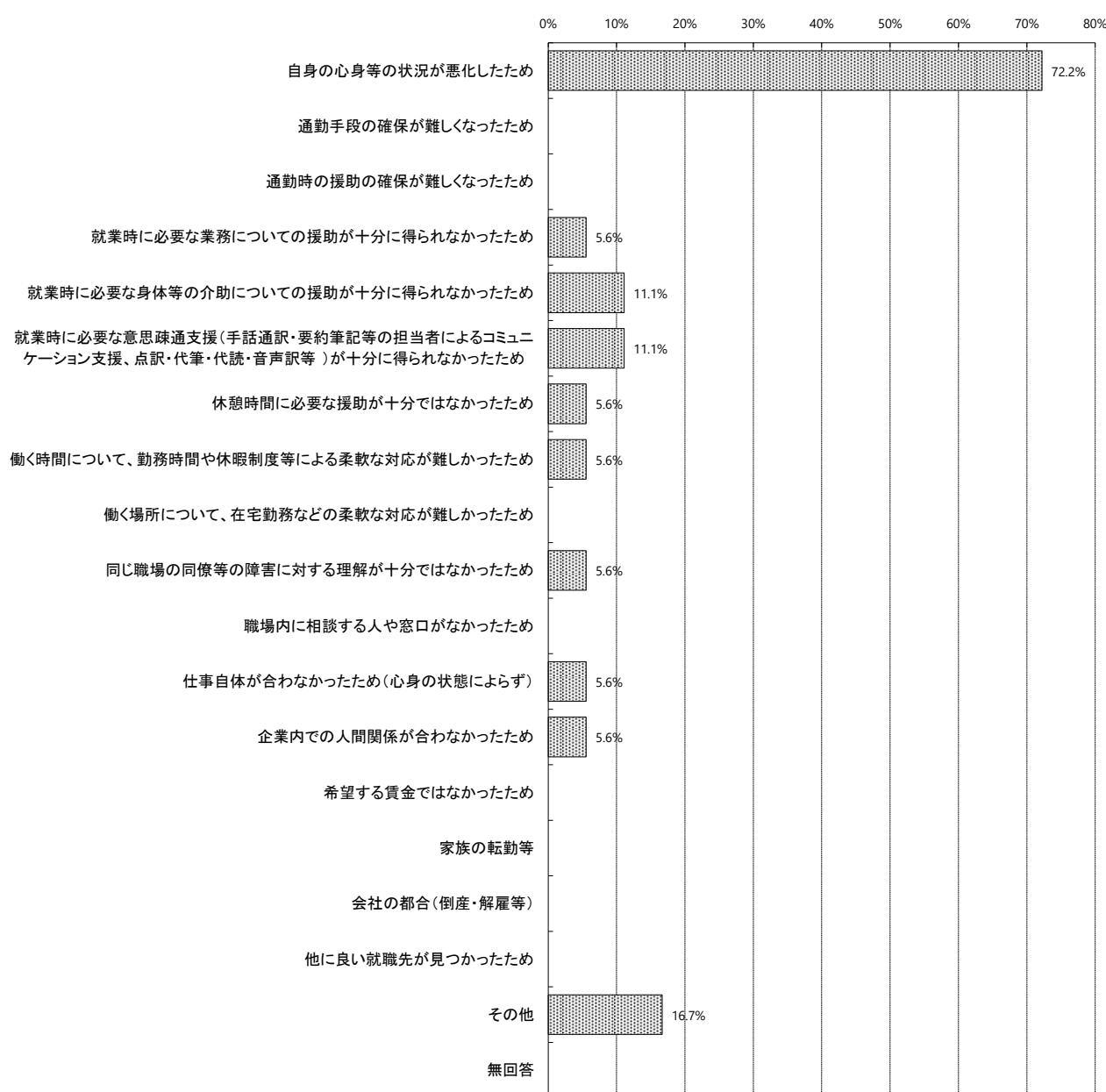
回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
14	4.00	7.00	5.36	0.84	5.00

7) 離職した理由

「自身の心身等の状況が悪化したため」の割合が最も高く72.2%である。次いで、「その他（16.7%）」、「就業時に必要な身体等の介助についての援助が十分に得られなかつたため（11.1%）」、「就業時に必要な意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等）が十分に得られなかつたため（11.1%）」である。

図表 2-79 離職した理由（複数選択）

(n=18)



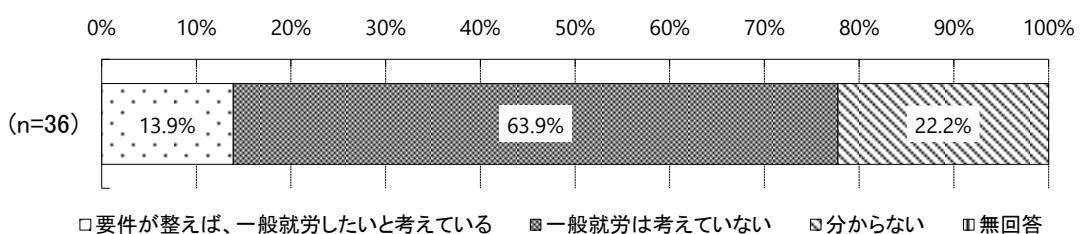
(注) 離職理由の具体的な内容として、「ほとんど視力が無くなつたため」、「人間関係や自分の気持ちが耐えられなかつた」、「頸椎損傷の後遺症で働けなくなつた」、「子育てとの両立が難しく、うつ病になつた」、「体が動かなくなつた」、「悪口が聞こえてくるようになった」といった回答である。

④ 一般就労の希望について（※現在、一般就労していない場合）

1) 現時点での一般就労の希望

「一般就労は考えていない」の割合が最も高く 63.9%である。次いで、「分からぬ（22.2%）」、「要件が整えば、一般就労したいと考えている（13.9%）」である。

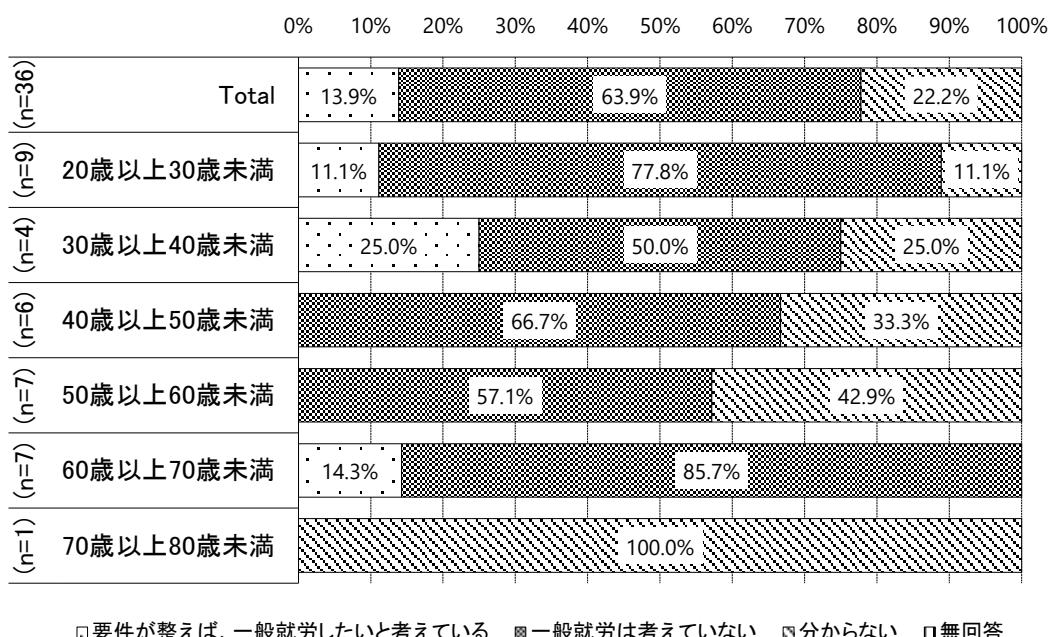
図表 2-80 現時点での一般就労の希望



a) 年齢区分別_現時点での一般就労の希望

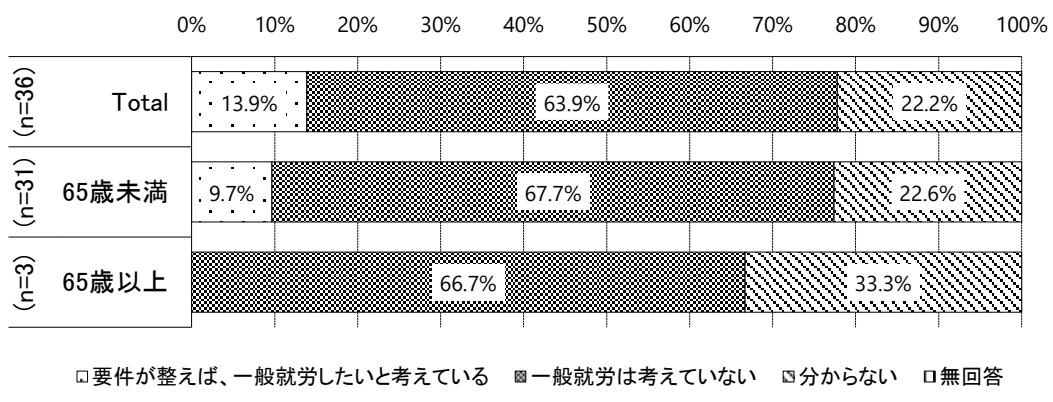
年齢区分別に現時点での一般就労の希望をみると、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」は、「20 歳以上 30 歳未満」で 11.1%、「30 歳以上 40 歳未満」で 25.0%である。また、65 歳未満/65 歳以上の年齢区分でみると、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」は、「65 歳未満」では 9.7%、「65 歳以上」では 0.0%である。

図表 2-81 年齢区分別_現時点での一般就労の希望



□要件が整えば、一般就労したいと考えている ■一般就労は考えていない □分からぬ □無回答

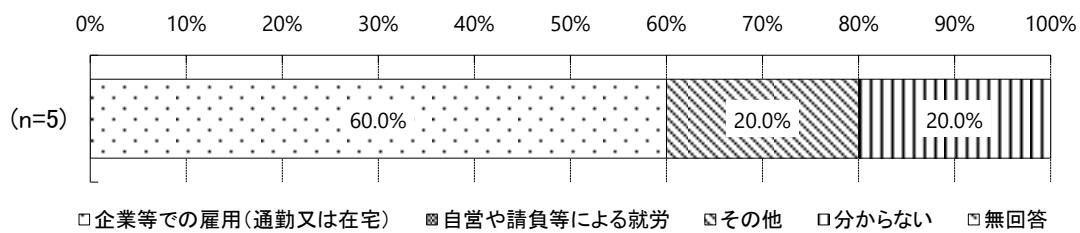
図表 2-82 年齢区分別（65歳未満/65歳以上）_現時点での一般就労の希望



b) 就労形態の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

「企業等での雇用（通勤又は在宅）」の割合が最も高く 60.0%である。次いで、「その他（20.0%）」、「分からぬ（20.0%）」、「自営や請負等による就労（0.0%）」である。

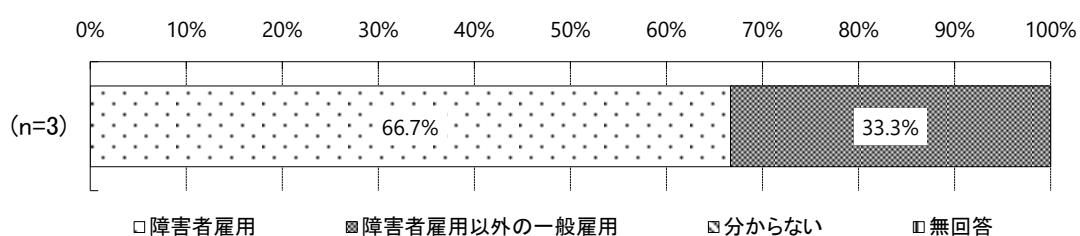
図表 2-83 就労形態の希望



c) 雇用枠の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

「障害者雇用」の割合が最も高く 66.7%である。次いで、「障害者雇用以外の一般雇用（33.3%）」である。

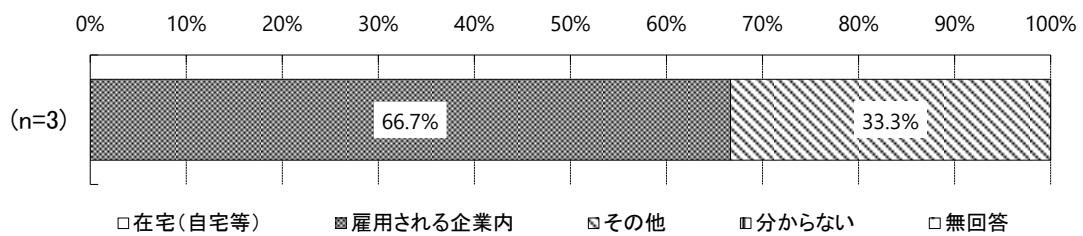
図表 2-84 雇用枠の希望



d) 勤務場所の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

「雇用される企業内」の割合が最も高く 66.7%である。次いで、「その他（33.3%）」である。

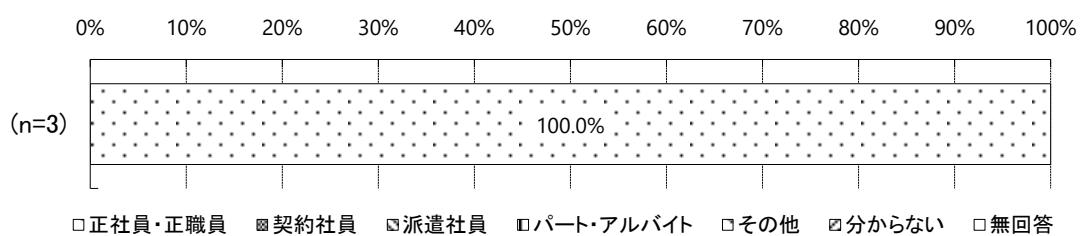
図表 2-85 勤務場所の希望



e) 雇用形態の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

「正社員・正職員」の割合が 100.0%である。

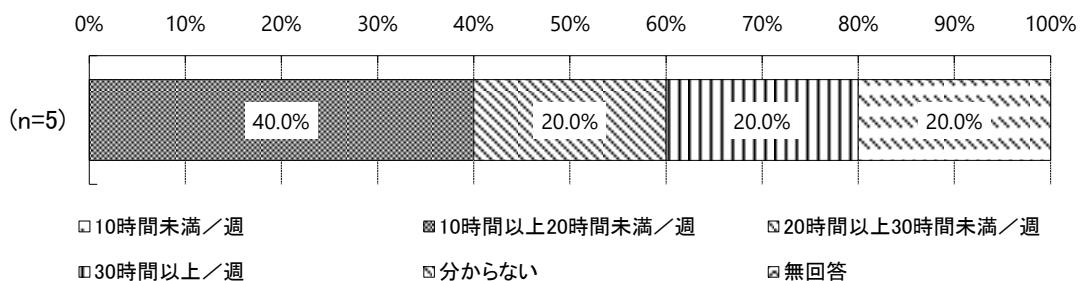
図表 2-86 雇用形態の希望



f) 勤務時間（週当たり）の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

「10 時間以上 20 時間未満／週」の割合が最も高く 40.0%である。次いで、「20 時間以上 30 時間未満／週（20.0%）」、「30 時間以上／週（20.0%）」、「分からない（20.0%）」である。

図表 2-87 勤務時間（週当たり）の希望



g) 勤務日数（週当たり）の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

最小値は 4.00、最大値は 5.00、平均値は 4.50、標準偏差は 0.71、中央値は 4.50 である。

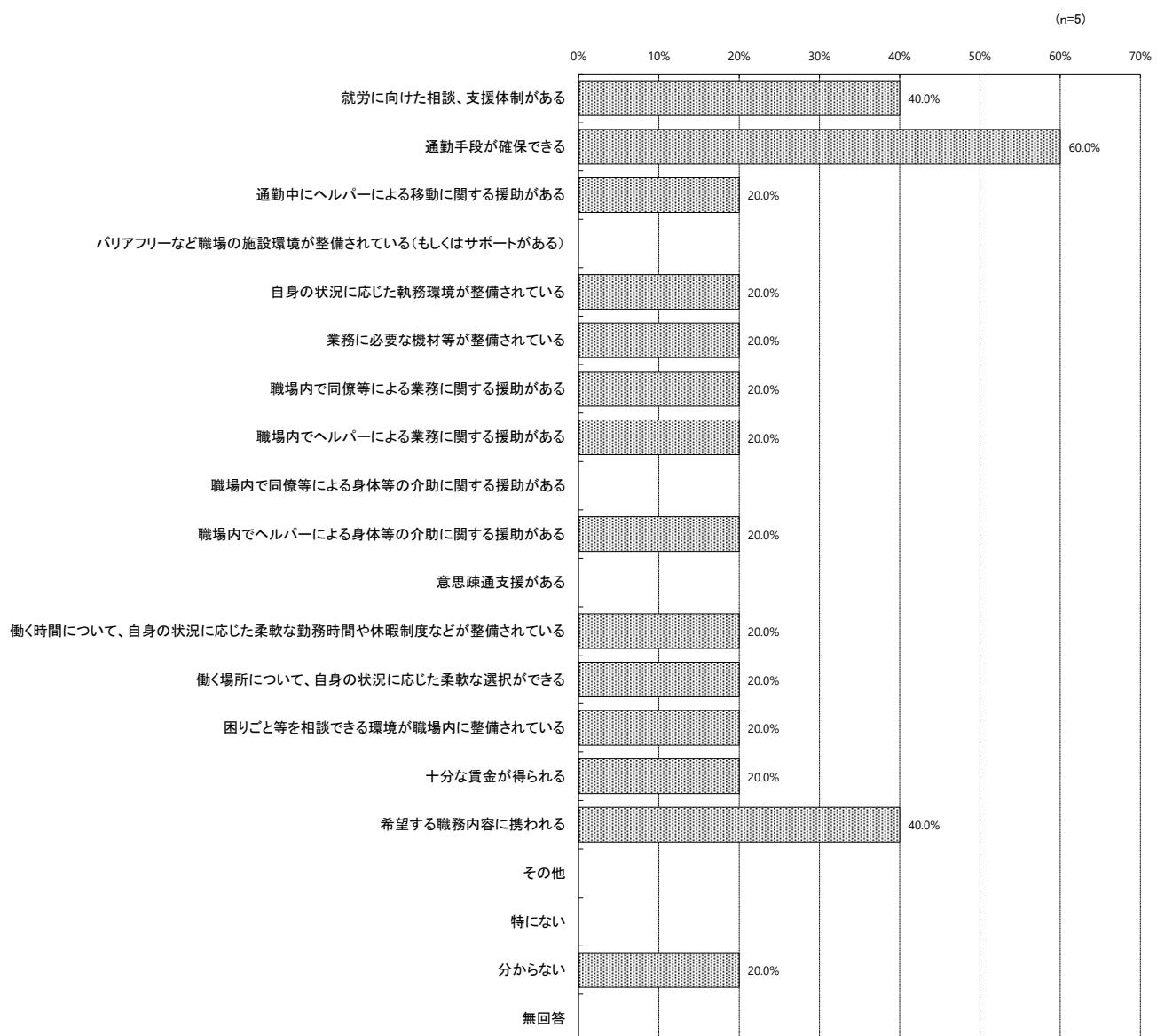
図表 2-88 勤務日数（週当たり）の希望（単位：日）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
2	4.00	5.00	4.50	0.71	4.50

h) 就労するに当たって必要な要件（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

「通勤手段が確保できる」の割合が最も高く 60.0%である。次いで、「就労に向けた相談、支援体制がある（40.0%）」、「希望する職務内容に携われる（40.0%）」、「通勤中にヘルパーによる移動に関する援助がある（20.0%）」、「自身の状況に応じた執務環境が整備されている（20.0%）」、「業務に必要な機材等が整備されている（20.0%）」、「職場内で同僚等による業務に関する援助がある（20.0%）」、「職場内でヘルパーによる業務に関する援助がある（20.0%）」、「職場内でヘルパーによる身体等の介助に関する援助がある（20.0%）」、「働く時間について、自身の状況に応じた柔軟な勤務時間や休暇制度などが整備されている（20.0%）」、「働く場所について、自身の状況に応じた柔軟な選択ができる（20.0%）」、「困りごと等を相談できる環境が職場内に整備されている（20.0%）」、「十分な賃金が得られる（20.0%）」、「分からぬ（20.0%）」である。

図表 2-89 就労するに当たって必要な要件（複数選択）



(注) 就労に当たって必要な支援の具体的な内容として、「総合的に、周りのサポートや理解が重要か」といった回答であった。

2) 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援についての意見・要望

※回答なし（自由回答）

(注) 現在、障害者雇用納付金制度に基づく助成金や、自治体の補助事業（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）により、重度障害者等に対する通勤や職場等における支援として、重度障害者等に対するヘルパーによる身体介助等の支援を実施している。この支援を含め、重度障害者等に対する通勤や職場等の就労支援についてご意見・ご要望があれば回答。

(3) 回答サービス種別による利用者の状況_重度訪問介護 (n=36)

① 本人の状況について

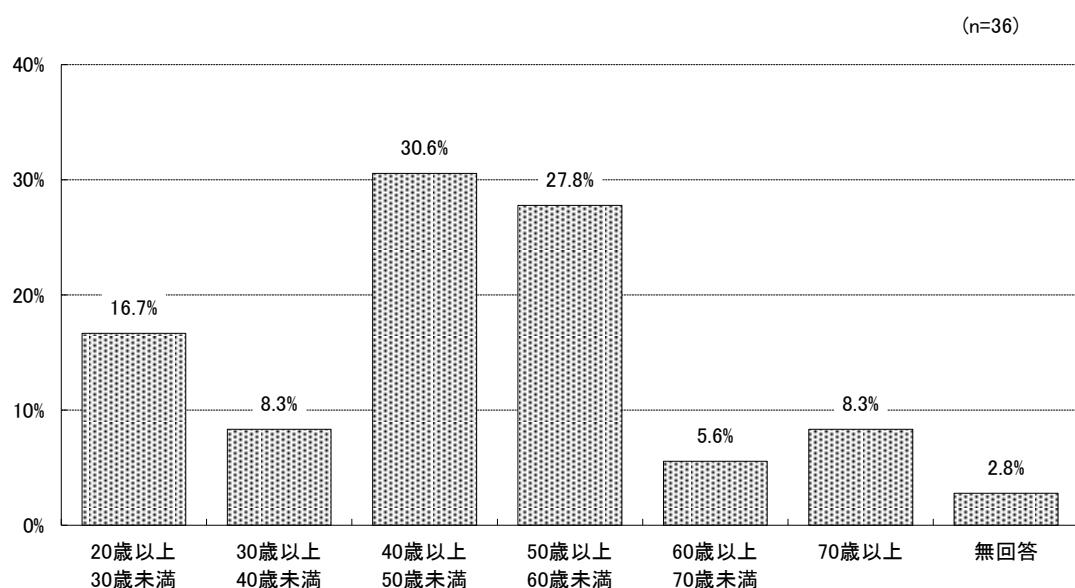
1) 年齢

最小値は 24.00、最大値は 78.00、平均値は 47.03、標準偏差は 14.42、中央値は 48.00 である。

図表 2-90 回答者の年齢（単位：歳）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
35	24.00	78.00	47.03	14.42	48.00

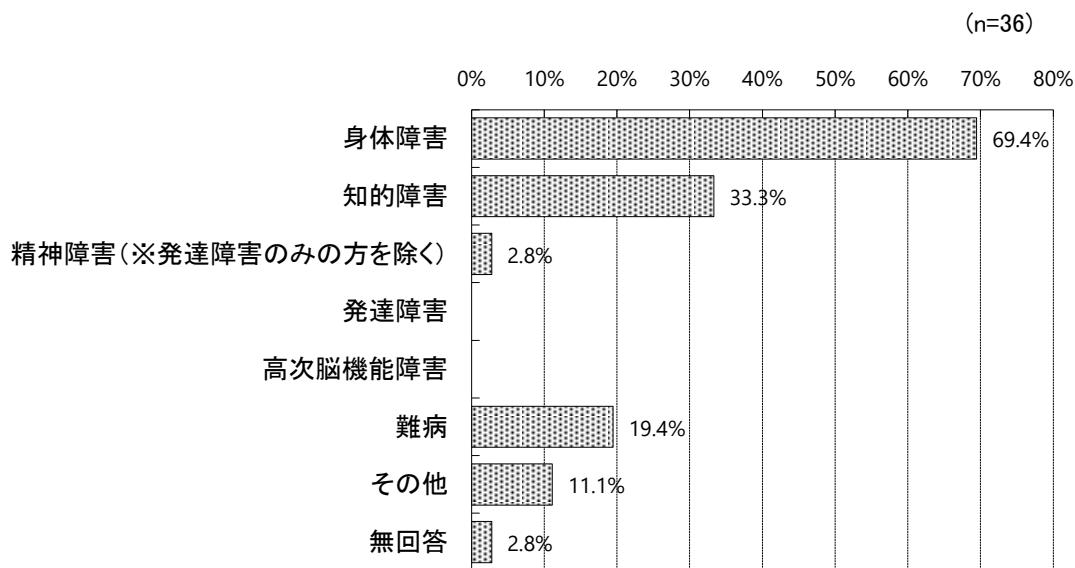
図表 2-91 回答者の年齢の分布



2) 障害の内容

「身体障害」の割合が最も高く 69.4%である。次いで、「知的障害（33.3%）」、「難病（19.4%）」である。

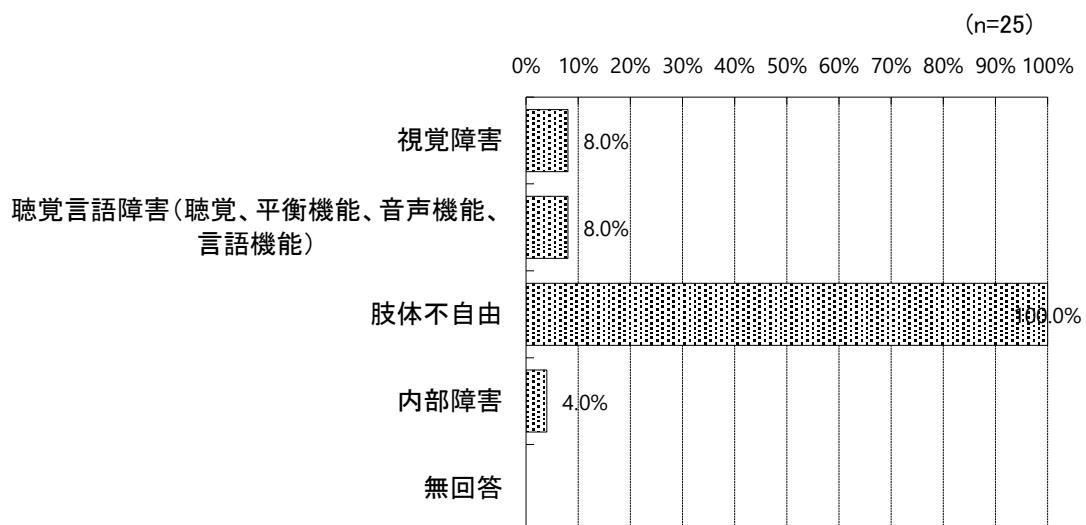
図表 2-92 障害の内容（複数選択）



a) 身体障害の状況（※障害の内容にて「身体障害」を選択した場合）

「肢体不自由」の割合が最も高く 100.0%である。次いで、「視覚障害（8.0%）」、「聴覚言語障害（聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能）（8.0%）」、「内部障害（4.0%）」である。

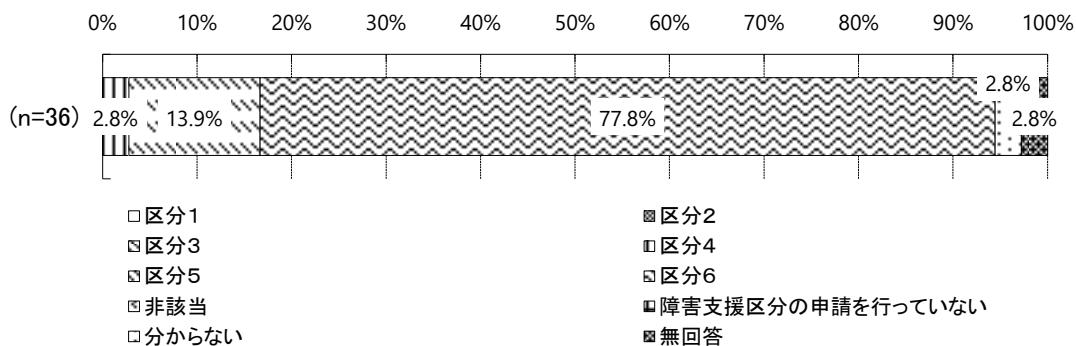
図表 2-93 身体障害の状況（複数選択）



3) 障害支援区分

「区分6」の割合が最も高く77.8%である。次いで、「区分5（13.9%）」、「区分4（2.8%）」、「分からぬ（2.8%）」である。

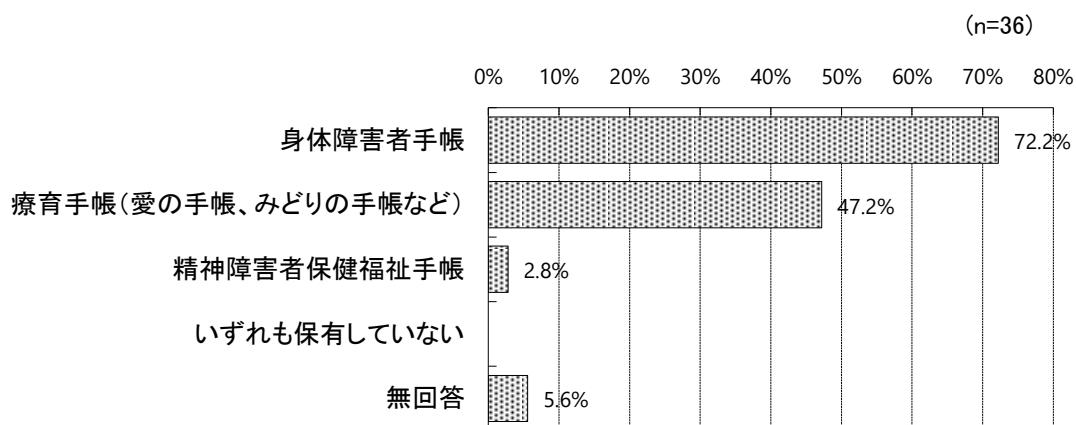
図表 2-94 障害支援区分



4) 障害者手帳の保有状況

「身体障害者手帳」の割合が最も高く72.2%である。次いで、「療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳など）（47.2%）」、「精神障害者保健福祉手帳（2.8%）」である。

図表 2-95 障害者手帳の保有状況（複数選択）



a) 身体障害者手帳の等級（※身体障害者手帳を保有している場合）

「1級」の割合が最も高く80.8%である。次いで、「2級（11.5%）」である。

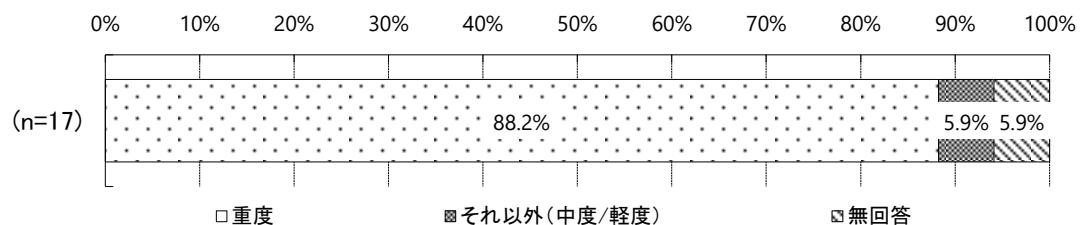
図表 2-96 身体障害者手帳の等級

回答数 (n)	1級	2級	3級	4級	5級	無回答
26	21	3	0	0	0	2
	80.8%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%

b) 療育手帳の等級（※療育手帳を保有している場合）

「重度」の割合が最も高く88.2%である。次いで、「それ以外（中度/軽度）（5.9%）」である。

図表 2-97 療育手帳の等級



c) 精神障害者保健福祉手帳の等級（※精神障害者保健福祉手帳を保有している場合）

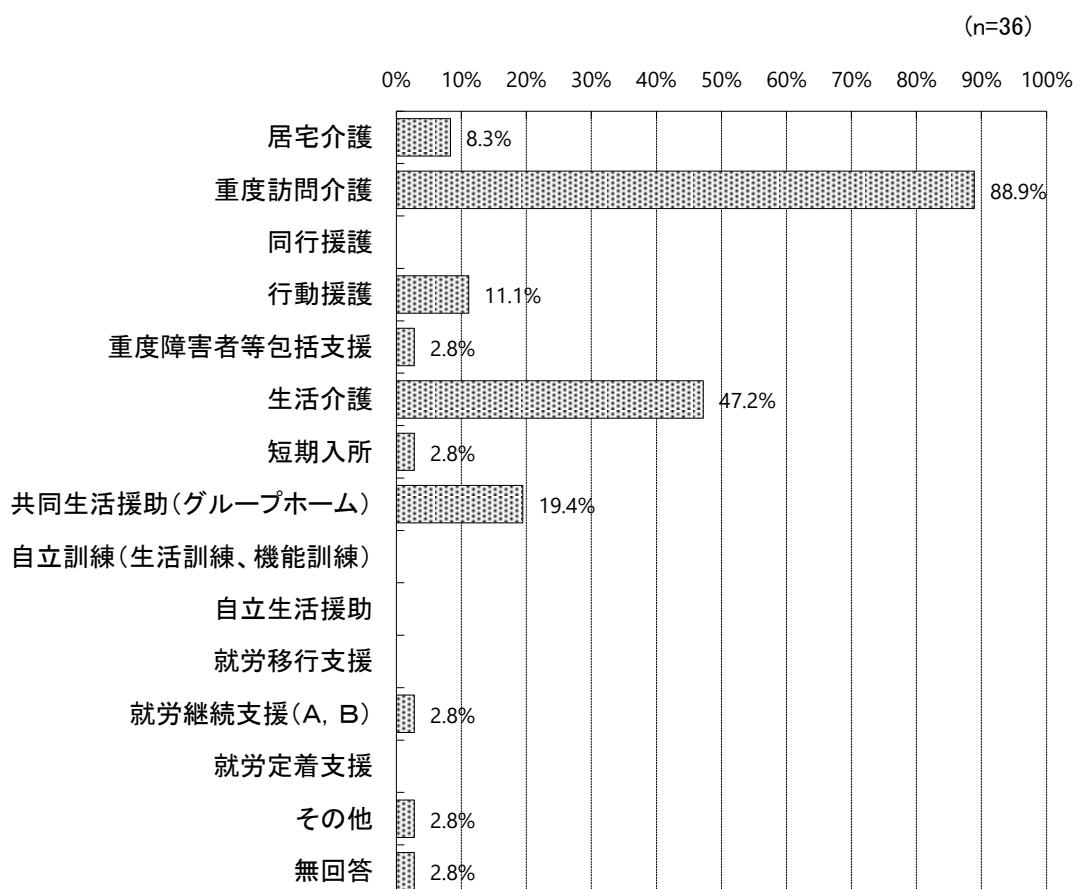
※n=1。回答は「無回答」である。

② 現在、利用しているサービスについて

1) 現在、利用している障害福祉サービス

「重度訪問介護」の割合が最も高く 88.9%である。次いで、「生活介護（47.2%）」、「共同生活援助（グループホーム）（19.4%）」である。

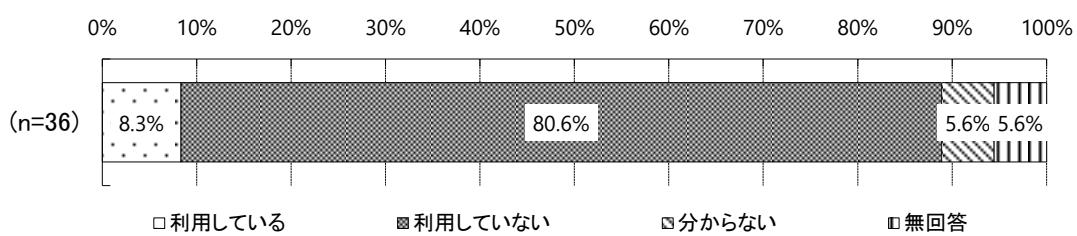
図表 2-98 現在、利用している障害福祉サービス（複数選択）



2) 移動支援（地域生活支援事業）の利用状況

「利用していない」の割合が最も高く 80.6%である。次いで、「利用している（8.3%）」、「分からぬ（5.6%）」である。

図表 2-99 移動支援（地域生活支援事業）の利用状況

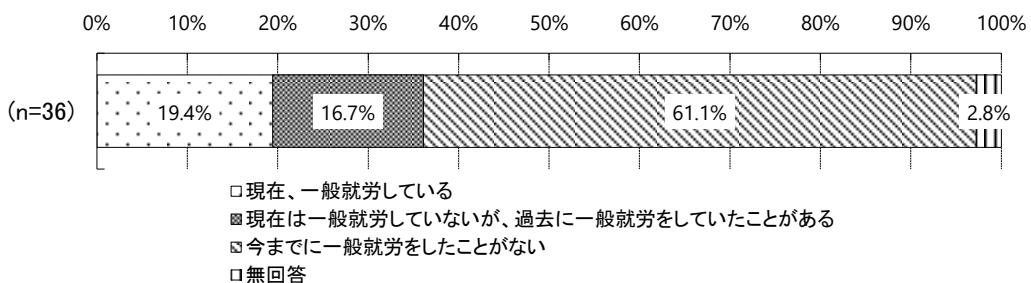


③ 就労の状況について

1) (参考情報) 一般就労の状況 (※回答者の抽出要件あり)

「今までに一般就労したことがない」の割合が最も高く 61.1%である。次いで、「現在、一般就労している（19.4%）」、「現在は一般就労していないが、過去に一般就労をしていたことがある（16.7%）」である。

図表 2-100 一般就労の状況



(注1) 「一般就労している」：以下のいずれかの就労形態のことで、雇用形態（正規、非正規）、所定労働時間は問わない。また、障害福祉サービス等の利用における就労（就労継続支援 A型・B型事業所、地域活動支援センターでの就労）、就労移行支援事業所の利用を除く。

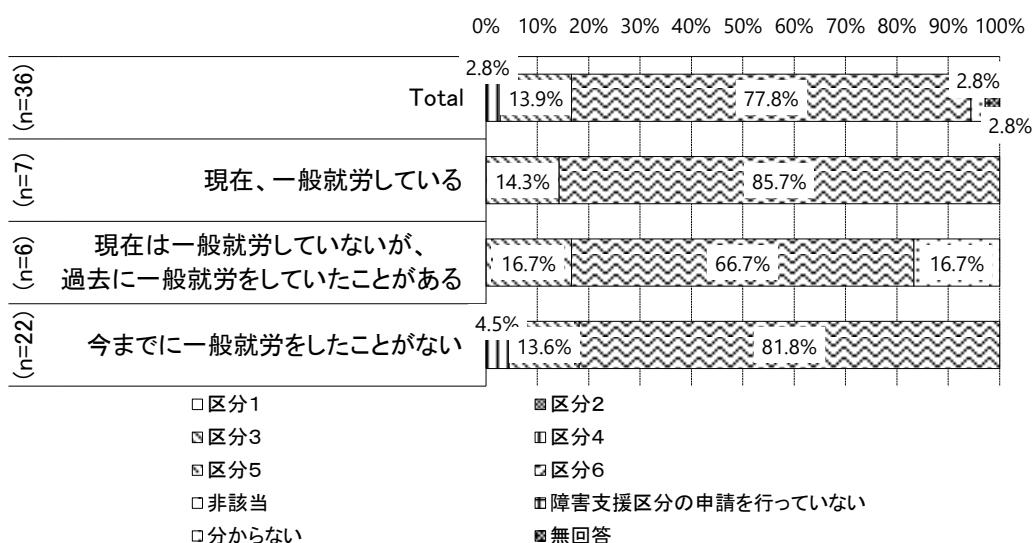
- (1) 通勤又は在宅により企業等で雇用されている
- (2) 自営や請負等により何等かの収入を得て働いている

(注2) 本調査の調査対象の抽出について、各事業所に対し要件を定めており、各事業所の利用者 5人抽出のうち、一般就労している利用者最大 3人、一般就労していない利用者 2人の無作為抽出としている（※一般就労している利用者が 3人に満たない場合は、回答者数全体で 5人になるよう一般就労していない利用者から抽出する）。従って、本回答は各事業所の利用者の就労状況は反映していない。

a) 一般就労の状況別 障害支援区分

一般就労の状況別に障害支援区分をみると、「現在、一般就労している」では、「区分5」が 14.3%、「区分6」が 85.7%、「今までに一般就労したことがない」では、「区分5」が 13.6%、「区分6」が 81.8%である。

図表 2-101 一般就労の状況別_障害支援区分

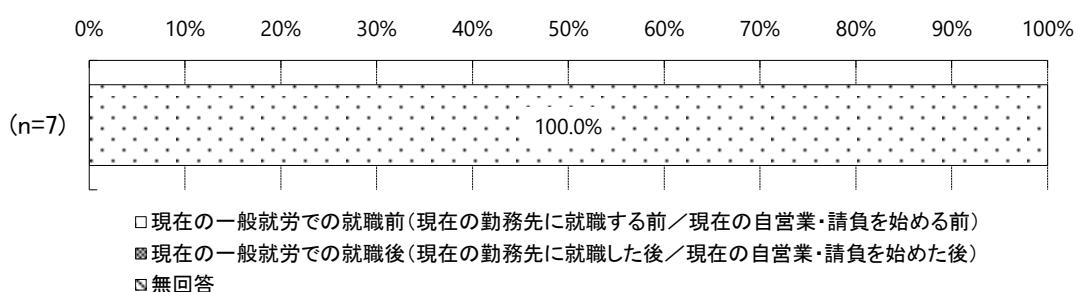


【現在、一般就労している場合（n=7）】

1) いつから障害があるか

「現在の一般就労での就職前（現在の勤務先に就職する前／現在の自営業・請負を始める前）」の割合が100.0%である。

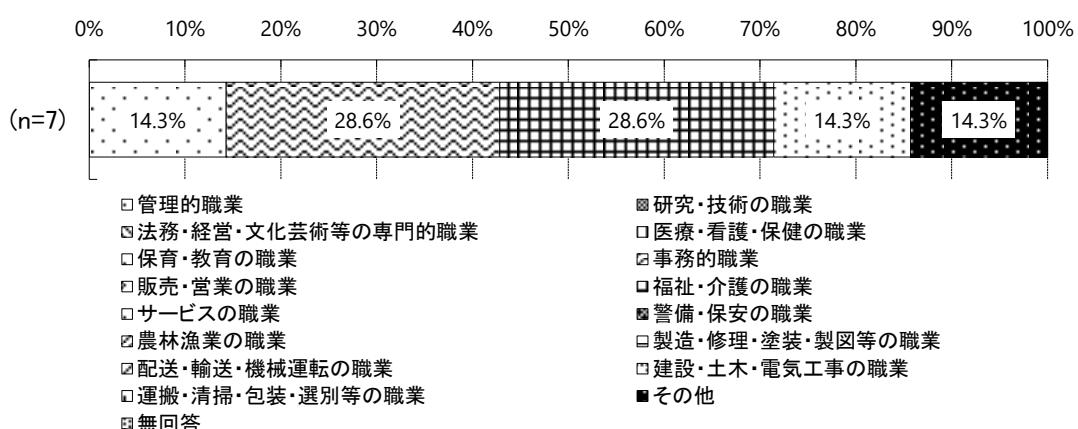
図表 2-102 いつから障害があるか



2) 職業

「事務的職業」、「福祉・介護の職業」の割合が高く、それぞれ 28.6%である。次いで、「管理的職業（14.3%）」、「サービスの職業（14.3%）」、「その他（14.3%）」である。

図表 2-103 職業



（注）具体的な業務内容としては、「電話対応、パソコン操作」、「データ入力」、「EC サイトの管理全般」、「データ入力 PC サイトの管理」、「採用事務」、「訪問介護事業者の経営」、「会社の管理」といった回答であった。

3) 1か月の賃金収入（令和6年10月）

最小値は75,000、最大値は410,000、平均値は185,357、標準偏差は120,367、中央値は162,500である。

図表 2-104 1か月の賃金収入（令和6年10月、単位：円）

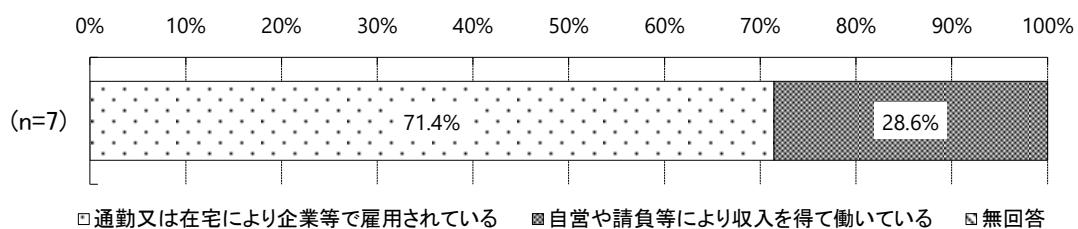
回答数(n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
7	75,000	410,000	185,357	120,367	162,500

(注)一般就労における賃金収入（手当等を含めたもの。税金等を差し引く前の金額）について回答。

4) 就労形態

「通勤又は在宅により企業等で雇用されている」の割合が最も高く71.4%である。次いで、「自営や請負等により収入を得て働いている（28.6%）」である。

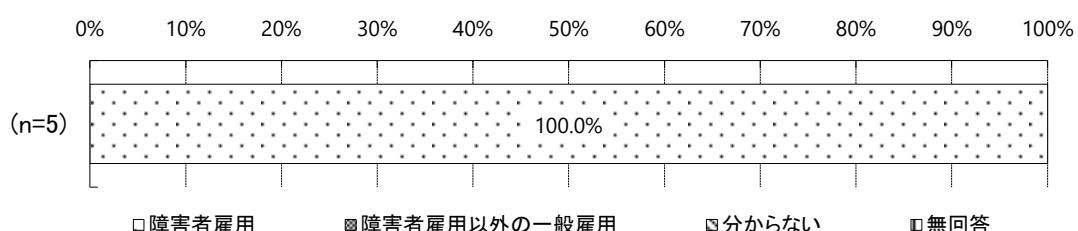
図表 2-105 就労形態



a) 雇用枠（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「障害者雇用」の割合が100.0%である。

図表 2-106 雇用枠

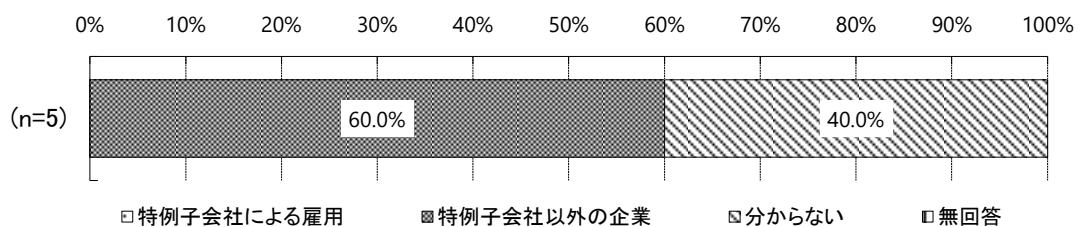


(注)「障害者雇用」は、障害者雇用率制度（従業員の一定割合以上の障害者の雇用の義務づけ）の対象として企業に雇用されている場合のこと。

b) 雇用先（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「特例子会社以外の企業」の割合が最も高く60.0%である。次いで、「分からない（40.0%）」である。

図表 2-107 雇用先

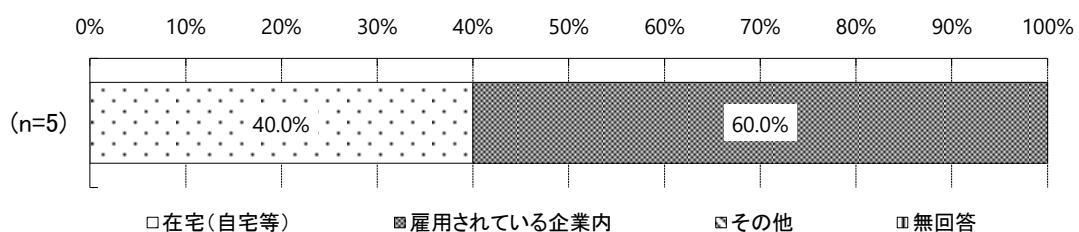


(注)「特例子会社」：厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受け、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した会社のこと。

c) 主な勤務場所（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「雇用されている企業内」の割合が最も高く60.0%である。次いで、「在宅（自宅等）（40.0%）」である。

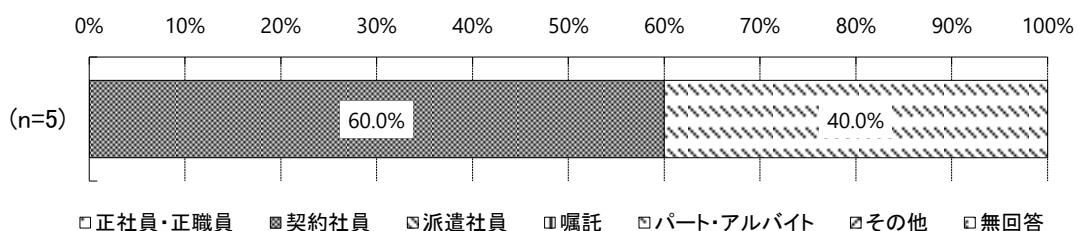
図表 2-108 主な勤務場所



d) 雇用形態（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「契約社員」の割合が最も高く60.0%である。次いで、「パート・アルバイト（40.0%）」である。

図表 2-109 雇用形態



5) 勤務年数

最小値は 2.00、最大値は 20.00、平均値は 7.33、標準偏差は 6.89、中央値は 5.00 である。

図表 2-110 勤務年数（単位：年）

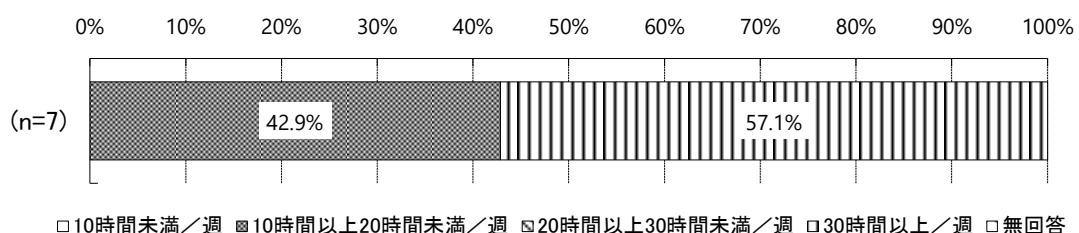
回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
6	2.00	20.00	7.33	6.89	5.00

(注) 現在、一般就労している企業や自営業等について回答（休職期間は含まない）。

6) 現在の勤務時間（週当たり）

「30 時間以上／週」の割合が最も高く 57.1% である。次いで、「10 時間以上 20 時間未満／週 (42.9%)」である。

図表 2-111 現在の勤務時間（週当たり）



7) 現在の勤務日数（週当たり）

最小値は 3.00、最大値は 6.00、平均値は 4.57、標準偏差は 1.29、中央値は 5.00 である。

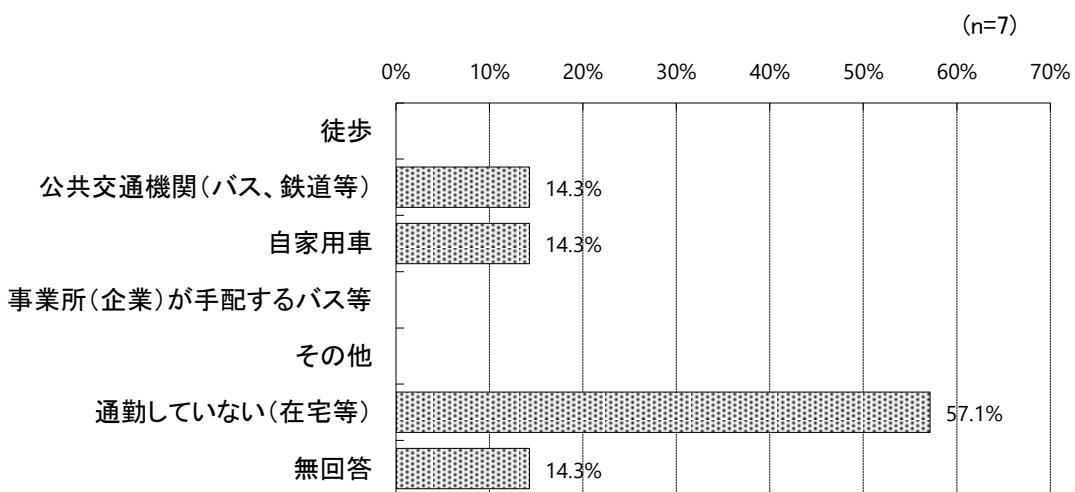
図表 2-112 現在の勤務日数（週当たり、単位：日）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
7	3.00	6.00	4.57	1.29	5.00

8) 通勤方法（通常勤務時）

「通勤していない（在宅等）」の割合が最も高く 57.1%である。次いで、「公共交通機関（バス、鉄道等）（14.3%）」、「自家用車（14.3%）」である。

図表 2-113 通勤方法（通常勤務時）（複数選択）



a) 「通勤中」における援助者による支援の有無（※通勤している場合）

※n=2。「援助者による移動の支援を受けている（n=1）」、「特に援助者による移動の支援は受けていない（n=1）」である。（複数選択）

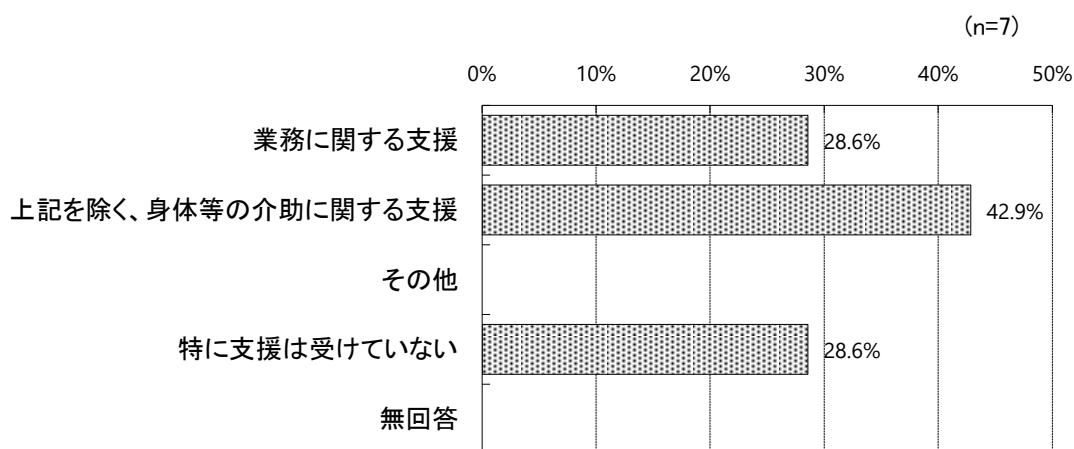
b) 「通勤中」の支援の提供者（援助者）（※通勤している場合）

※n=1。回答は「雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」による援助者」である。（複数選択）

9) 「勤務中」に受けている支援の内容

「上記（業務に関する支援）を除く、身体等の介助に関する支援」の割合が最も高く 42.9%である。次いで、「業務に関する支援（28.6%）」、「特に支援は受けていない（28.6%）」である。

図表 2-114 「勤務中」に受けている支援の内容（複数選択）



(注) 休憩時間を除く。

a) 勤務中の「業務に関する支援」の提供者（援助者）（※業務に関する支援を受けている場合）

※n=2。回答は「勤務先の同僚等（n=1）」、「事業主が委託している援助者（雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」による援助者を除く）（n=1）」である。（複数選択）

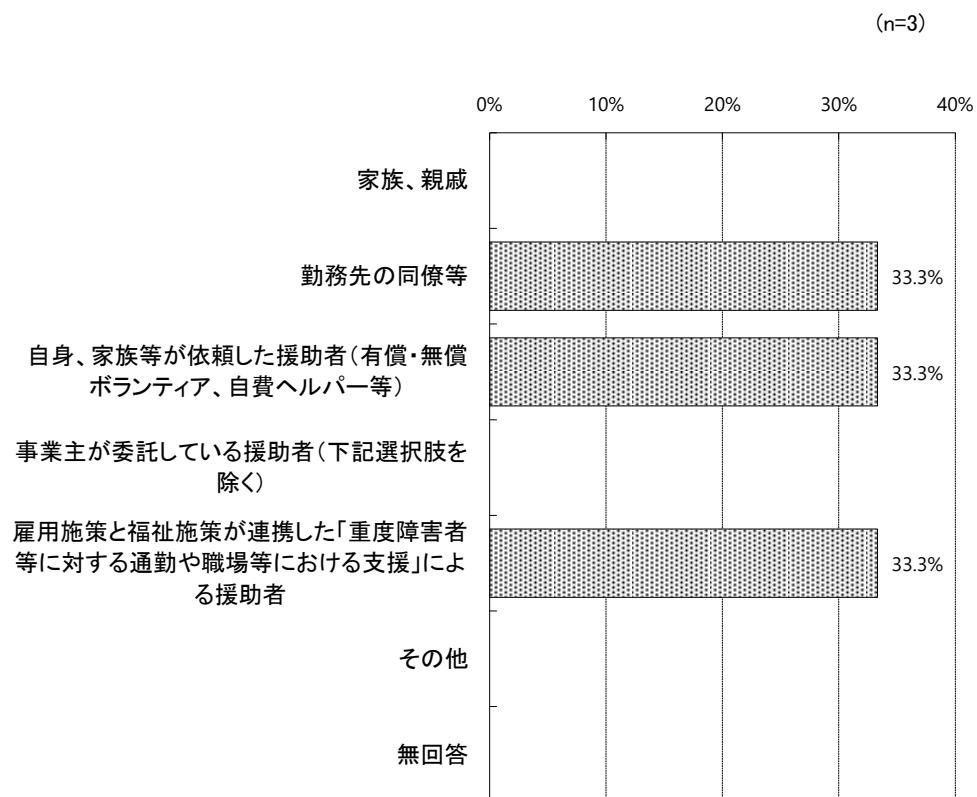
b) 勤務中の「業務に関する支援」で援助者が行っている支援の内容（※業務に関する支援を受けている場合）

※n=2。「業務上の移動、外出の付き添い（n=2）」、「書類等の整理、配置（n=2）」、「機器の準備や調整（n=1）」、「機器操作の補助（n=1）」、「書類のページめぐりの補助（n=1）」、「文字盤、口文字等の読み取り（n=1）」、「自宅内、職場内の業務に関する見守り（n=1）」である。（複数選択）

c) 勤務中の「身体等の介助に関する支援」の提供者（援助者）（※身体等の介助に関する支援を受けている場合）

「勤務先の同僚等」、「自身、家族等が依頼した援助者（有償・無償ボランティア、自費ヘルパー等）」、「雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」による援助者」の割合が、それぞれ33.3%である。

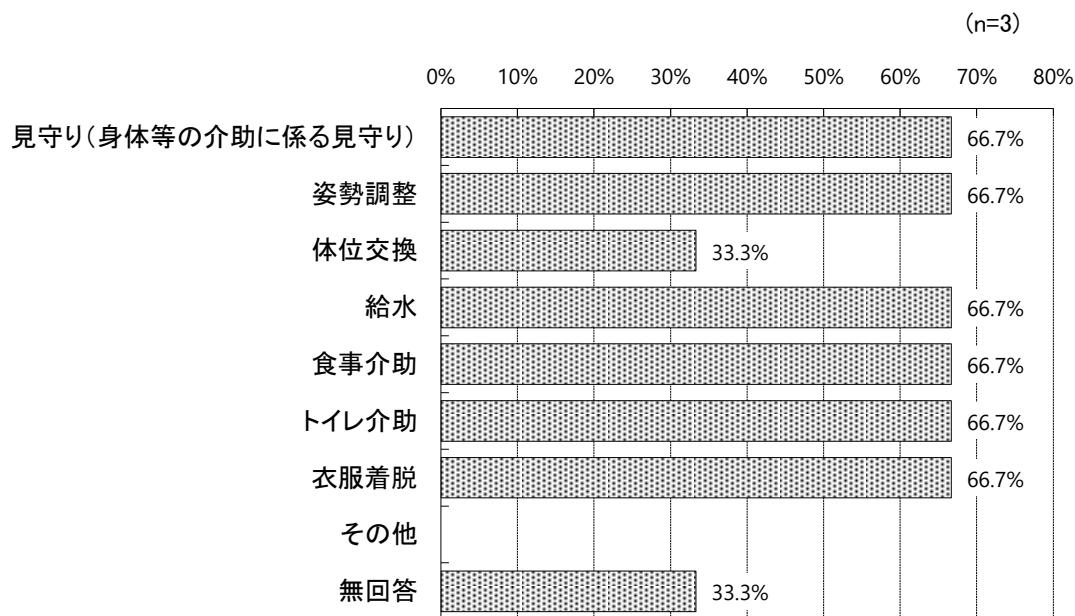
図表 2-115 勤務中の「身体等の介助に関する支援」の提供者（援助者）（複数選択）



d) 身体等の介助に関して、勤務中に家族、職場の同僚、ヘルパー等が行っている支援の内容（※身体等の介助に関する支援を受けている場合）

「見守り（身体等の介助に係る見守り）」、「姿勢調整」、「給水」、「食事介助」、「トイレ介助」、「衣服着脱」の割合が高く、それぞれ 66.7%である。次いで、「体位交換（33.3%）」である。

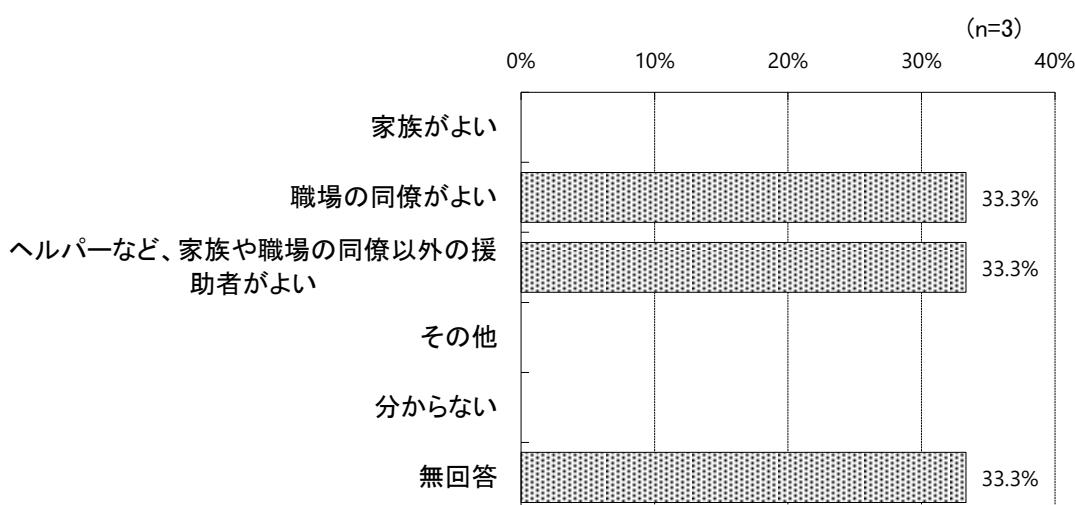
図表 2-116 身体等の介助に関して、勤務中に家族、職場の同僚、ヘルパー等が行っている支援の内容
(複数選択)



e) あなたが希望する援助者（※身体等の介助に関する支援を受けている場合）

「職場の同僚がよい」、「ヘルパーなど、家族や職場の同僚以外の援助者がよい」の割合が、それぞれ 33.3%である。

図表 2-117 あなたが希望する援助者（複数選択）

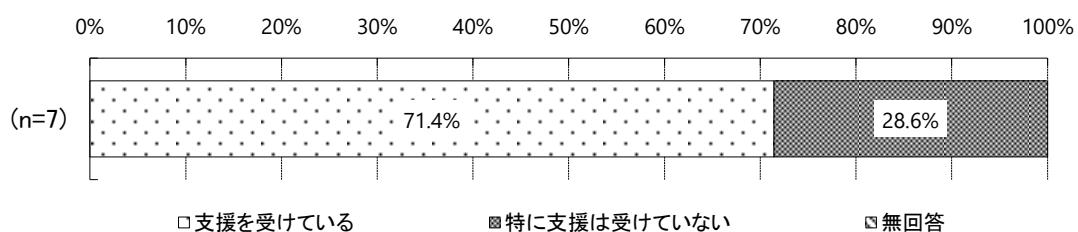


(注) 実際に可能かどうかは問わない。希望する援助者を回答。

10) 「休憩中」における支援の有無

「支援を受けている」の割合が最も高く71.4%である。次いで、「特に支援は受けていない（28.6%）」である。

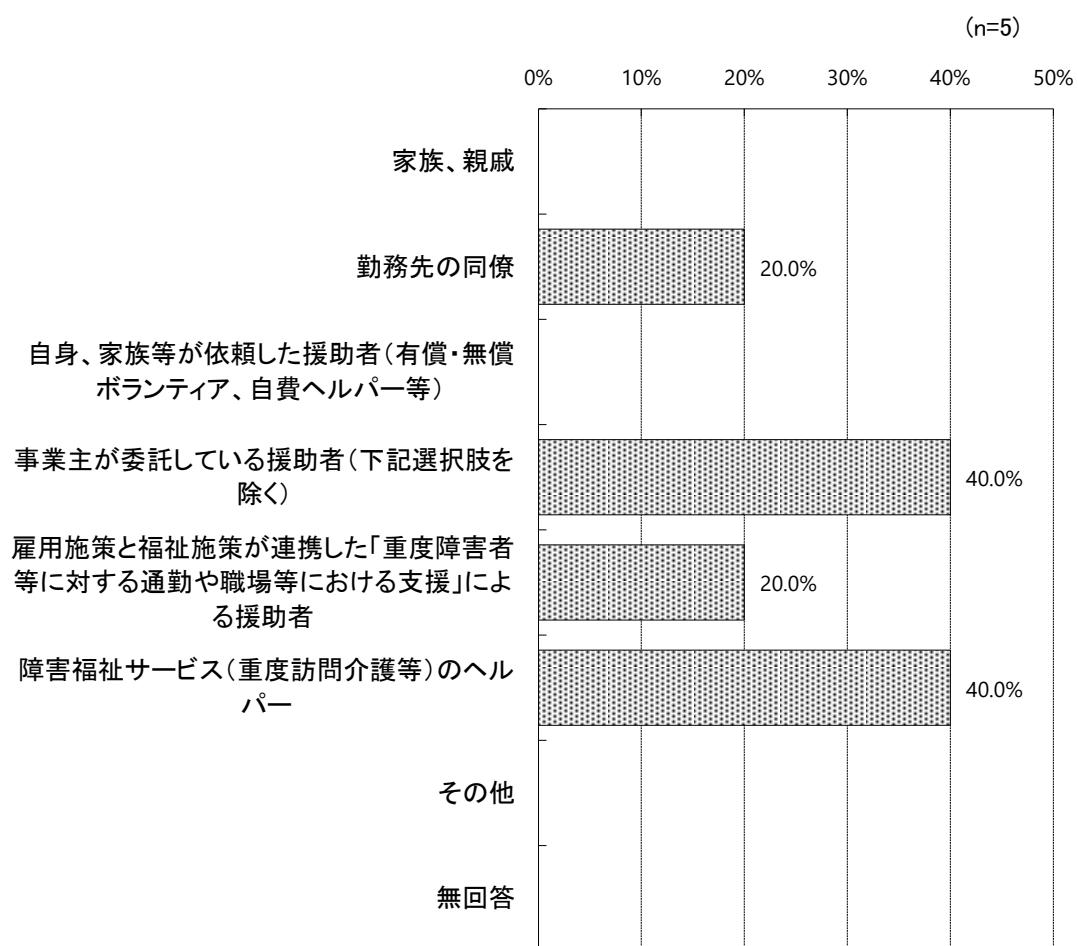
図表 2-118 「休憩中」に受けている支援の有無



a) 「休憩中」における支援の提供者（援助者）（支援を受けている場合）

「事業主が委託している援助者（下記選択肢を除く）」、「障害福祉サービス（重度訪問介護等）のヘルパー」の割合が、それぞれ40.0%である。次いで、「勤務先の同僚（20.0%）」、「雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」による援助者（20.0%）」である。

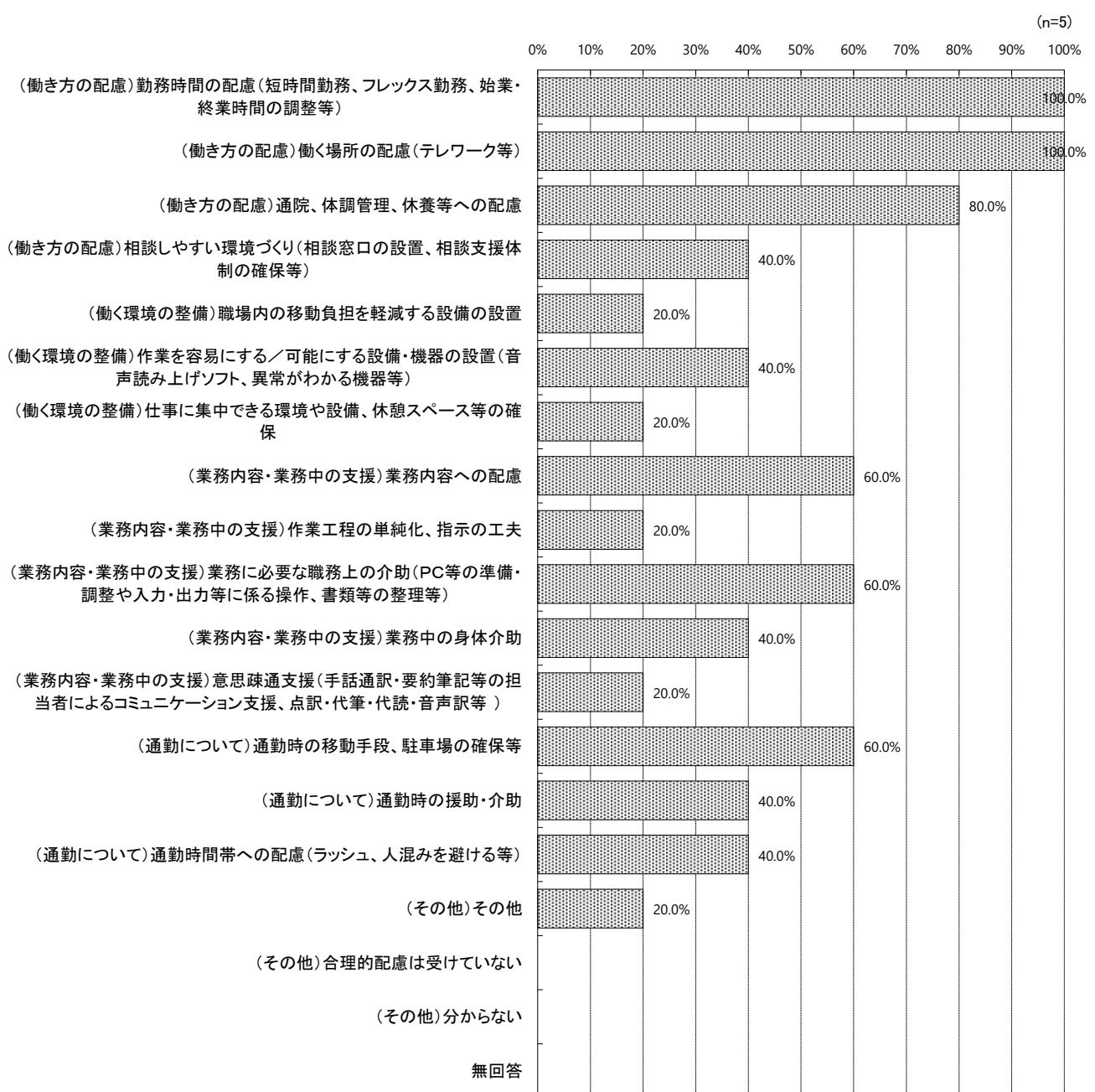
図表 2-119 「休憩中」における支援の提供者（援助者）（複数選択）



1.1) 雇用している企業等が行っている合理的配慮（通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「（働き方の配慮）勤務時間の配慮（短時間勤務、フレックス勤務、始業・終業時間の調整等）」、「（働き方の配慮）働く場所の配慮（テレワーク等）」の割合が高く、それぞれ 100.0%である。次いで、「（働き方の配慮）通院、体調管理、休養等への配慮（80.0%）」、「（業務内容・業務中の支援）業務内容への配慮（60.0%）」、「（業務内容・業務中の支援）業務に必要な職務上の介助（PC等の準備・調整や入力・出力等に係る操作、書類等の整理等）（60.0%）」、「（通勤について）通勤時の移動手段、駐車場の確保等（60.0%）」である。

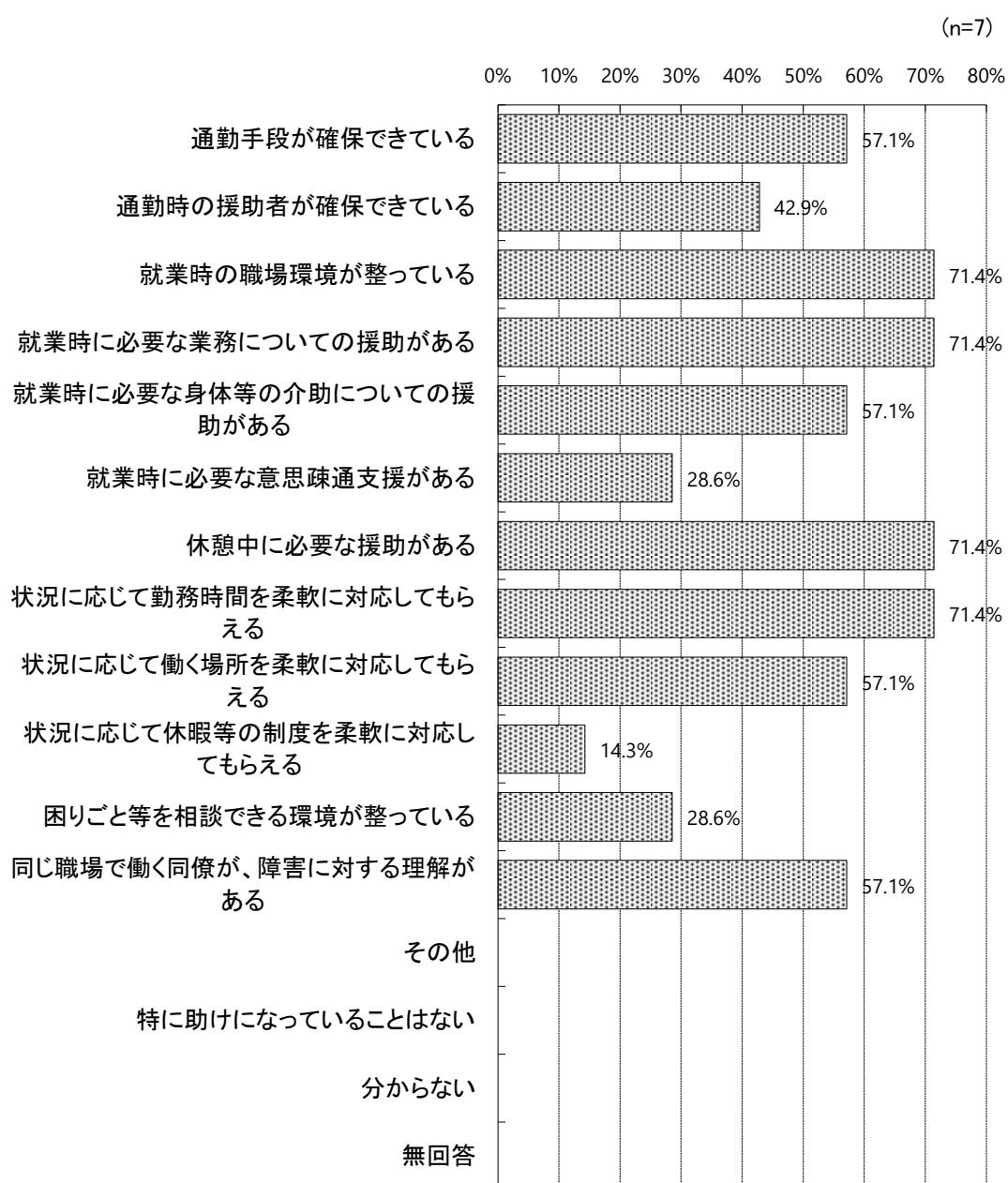
図表 2-120 雇用している企業等が行っている合理的配慮（複数選択）



12) 就労を継続する上で助けになっていること

「就業時の職場環境が整っている」、「就業時に必要な業務についての援助がある」、「休憩中に必要な援助がある」、「状況に応じて勤務時間を柔軟に対応してもらえる」の割合が高く、それぞれ 71.4%である。次いで、「通勤手段が確保できている（57.1%）」、「就業時に必要な身体等の介助についての援助がある（57.1%）」、「状況に応じて働く場所を柔軟に対応してもらえる（57.1%）」、「同じ職場で働く同僚が、障害に対する理解がある（57.1%）」、「通勤時の援助者が確保できている（42.9%）」である。

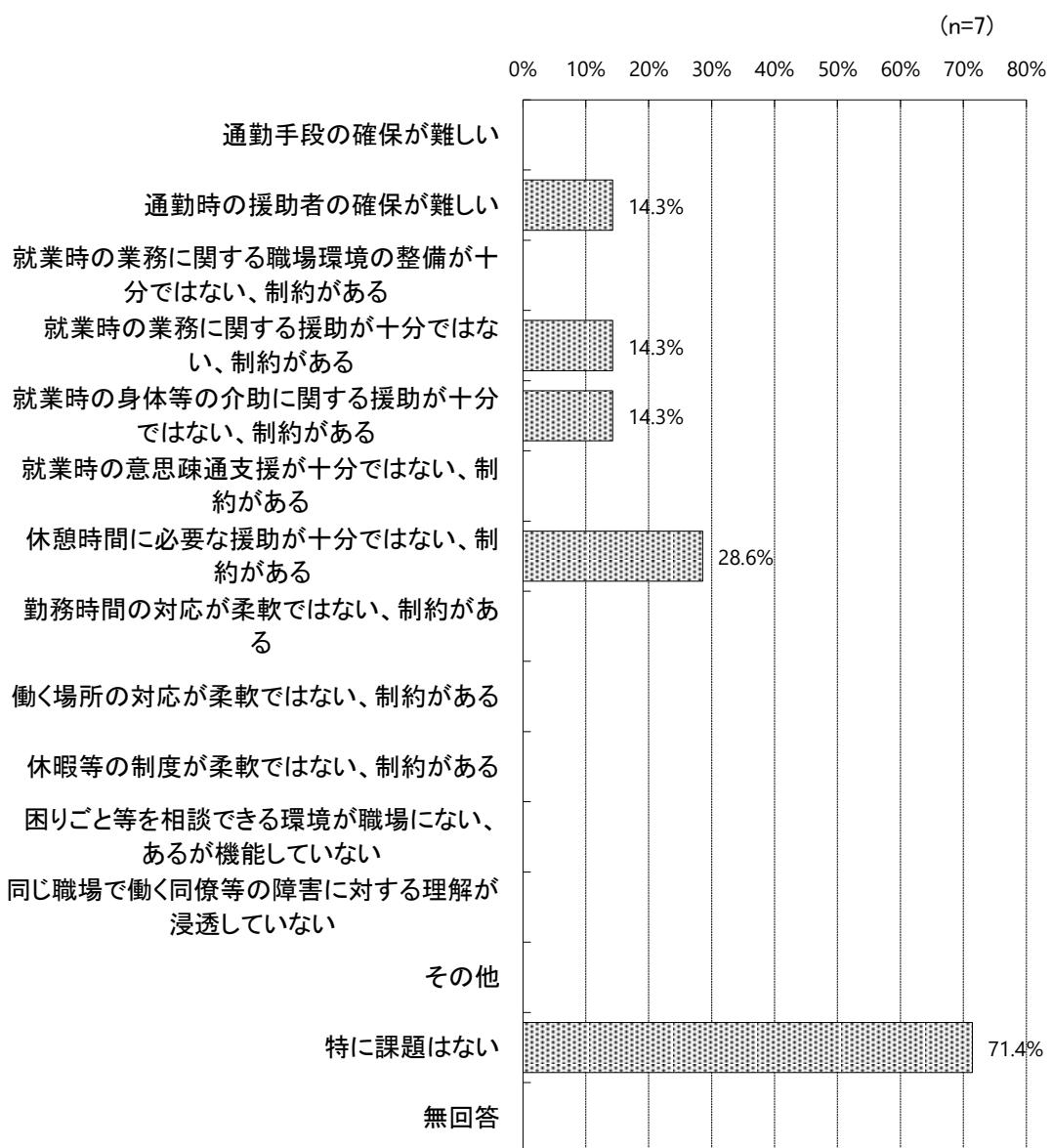
図表 2-121 就労を継続する上で助けになっていること（複数選択）



13) 就労を継続するに当たって課題となっていること

「特に課題はない」の割合が最も高く71.4%である。次いで、「休憩時間に必要な援助が十分ではない、制約がある（28.6%）」、「通勤時の援助者の確保が難しい（14.3%）」、「就業時の業務に関する援助が十分ではない、制約がある（14.3%）」、「就業時の身体等の介助に関する援助が十分ではない、制約がある（14.3%）」である。

図表 2-122 就労を継続するに当たって課題となっていること（複数選択）



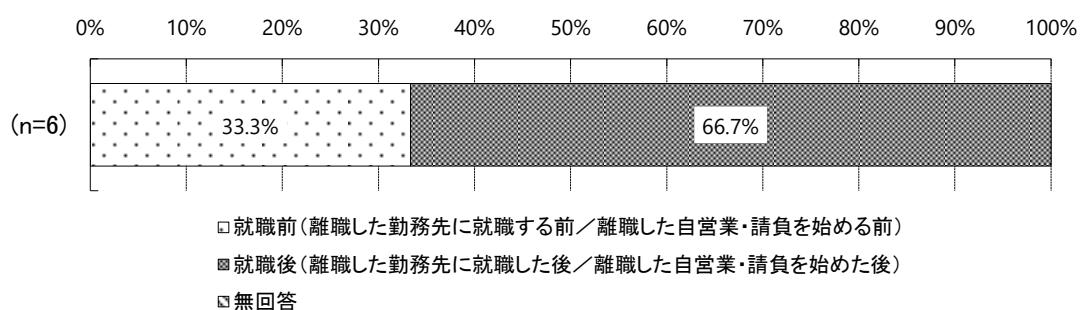
(注) 具体的な課題内容について、特に回答はなかった。

【現在は一般就労していないが、過去に一般就労したことがある場合（n=6）】

1) いつから障害があったか

「就職後（離職した勤務先に就職した後／離職した自営業・請負を始めた後）」の割合が最も高く 66.7%である。次いで、「就職前（離職した勤務先に就職する前／離職した自営業・請負を始める前）（33.3%）」である。

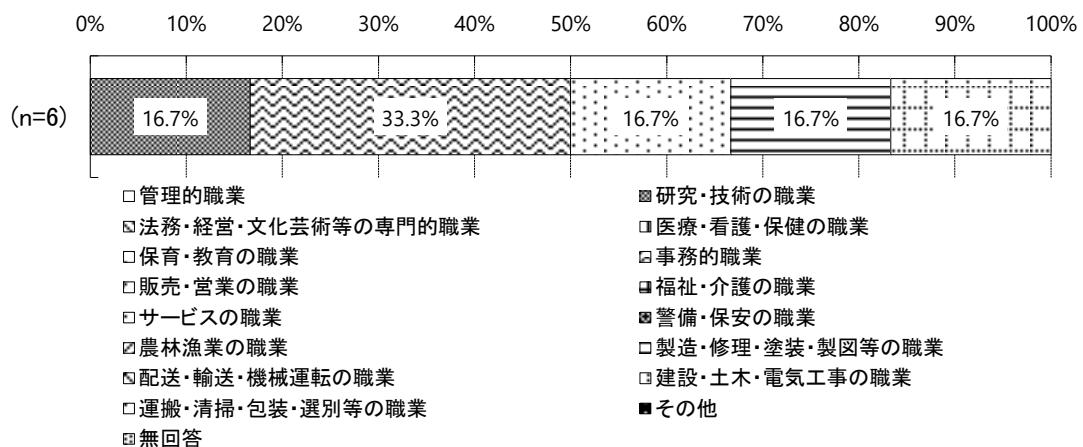
図表 2-123 いつから障害があったか



2) 職業

「事務的職業」の割合が最も高く 33.3%である。次いで、「研究・技術の職業（16.7%）」、「サービスの職業（16.7%）」、「製造・修理・塗装・製図等の職業（16.7%）」、「建設・土木・電気工事の職業（16.7%）」である。

図表 2-124 職業

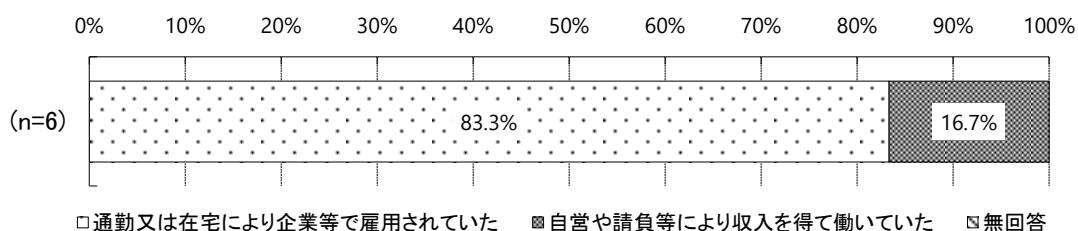


(注) 具体的な業務内容としては、「システム開発」、「荷物管理など」、「売上の集計、商品在庫管理、電話対応など」といった回答であった。

3) 就労形態

「通勤又は在宅により企業等で雇用されていた」の割合が最も高く 83.3%である。次いで、「自営や請負等により収入を得て働いていた（16.7%）」である。

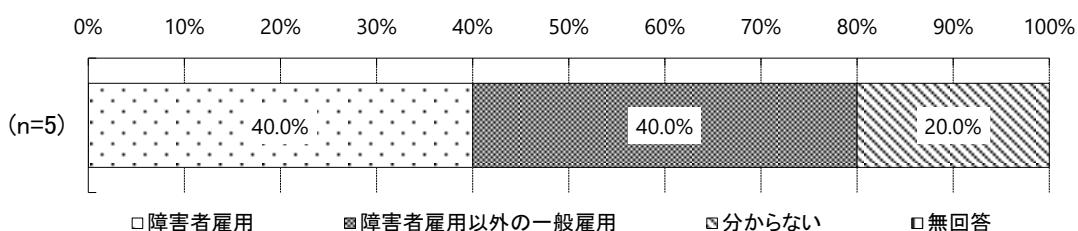
図表 2-125 就労形態



a) 雇用枠（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「障害者雇用」、「障害者雇用以外の一般雇用」の割合が高く、それぞれ 40.0%である。次いで、「分からない（20.0%）」である。

図表 2-126 雇用枠

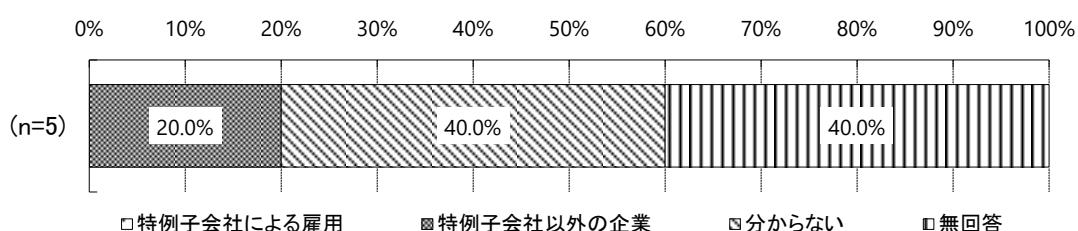


(注) 「障害者雇用」は、障害者雇用率制度（従業員の一定割合以上の障害者の雇用の義務づけ）の対象として企業に雇用されている場合のこと。

b) 雇用先（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「分からない」の割合が最も高く 40.0%である。次いで、「特例子会社以外の企業（20.0%）」である。

図表 2-127 雇用先

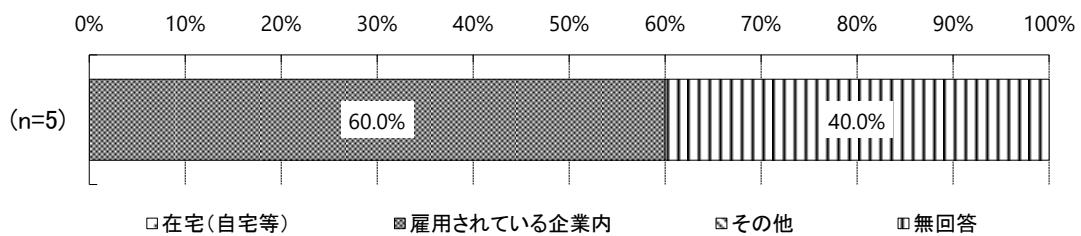


(注) 「特例子会社」：厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受け、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した会社のこと。

c) 勤務場所（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「雇用されている企業内」の割合が最も高く 60.0%である。

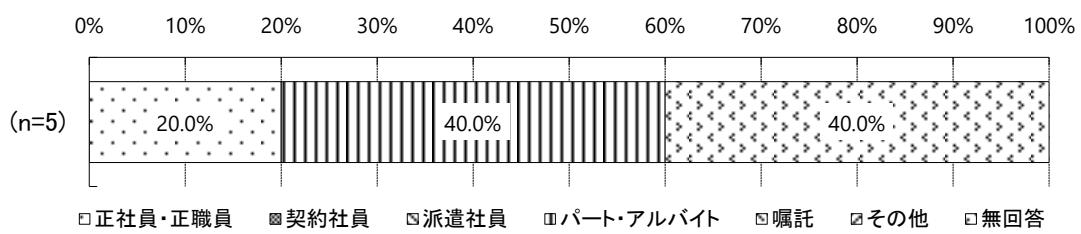
図表 2-128 勤務場所



d) 雇用形態（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「パート・アルバイト」の割合が最も高く 40.0%である。次いで、「正社員・正職員（20.0%）」である。

図表 2-129 雇用形態



4) 勤務年数

最小値は 0.50、最大値は 20.00、平均値は 8.88、標準偏差は 8.37、中央値は 7.50 である。

図表 2-130 勤務年数（単位：年）

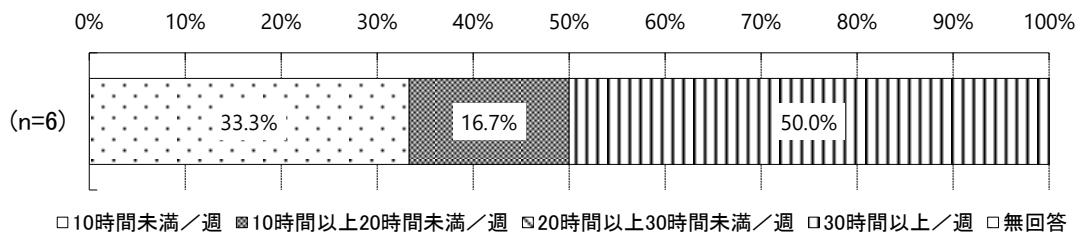
回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
4	0.50	20.00	8.88	8.37	7.50

(注) 一般就労していた企業や自営業等について回答（休職期間は含まない）。

5) 勤務時間（週当たり）

「30 時間以上／週」の割合が最も高く 50.0%である。次いで、「10 時間未満／週（33.3%）」、「10 時間以上 20 時間未満／週（16.7%）」である。

図表 2-131 勤務時間（週当たり）



6) 勤務日数（週当たり）

最小値は 2.00、最大値は 5.00、平均値は 4.50、標準偏差は 1.22、中央値は 5.00 である。

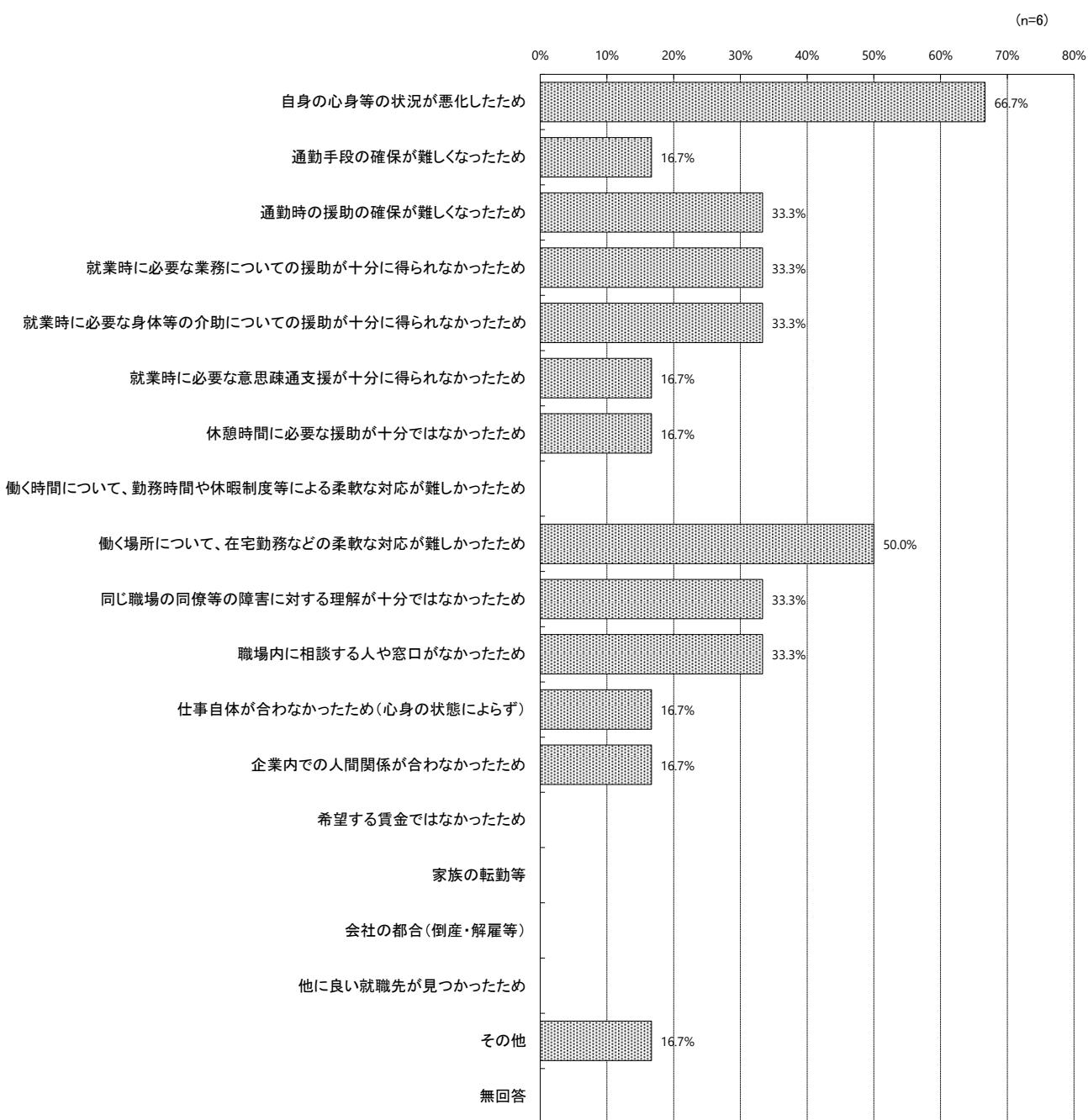
図表 2-132 勤務日数（週当たり、単位：日）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
6	2.00	5.00	4.50	1.22	5.00

7) 離職した理由

「自身の心身等の状況が悪化したため」の割合が最も高く 66.7%である。次いで、「働く場所について、在宅勤務などの柔軟な対応が難しかったため（50.0%）」、「通勤時の援助の確保が難しくなったため（33.3%）」、「就業時に必要な業務についての援助が十分に得られなかつたため（33.3%）」、「就業時に必要な身体等の介助についての援助が十分に得られなかつたため（33.3%）」、「同じ職場の同僚等の障害に対する理解が十分ではなかつたため（33.3%）」、「職場内に相談する人や窓口がなかつたため（33.3%）」である。

図表 2-133 離職した理由（複数選択）



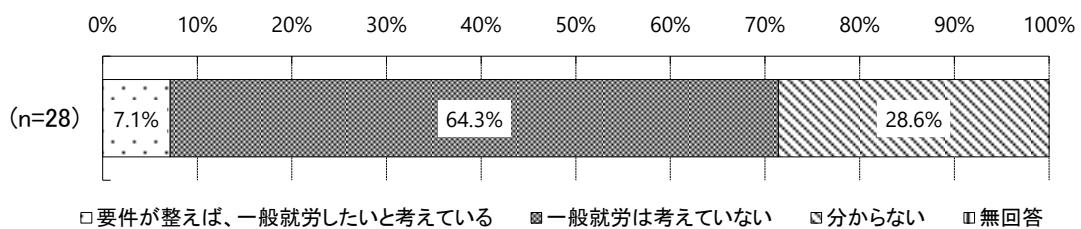
(注) 離職理由の具体的な内容として、「脳梗塞」、「受傷当時の地方では、障害者雇用の知識、情報が殆どなく、障害者が働くという考え方を持たなかった」といった回答である。

④ 一般就労の希望について（現在、一般就労していない場合）

1) 現時点での一般就労の希望

「一般就労は考えていない」の割合が最も高く 64.3%である。次いで、「分からぬ（28.6%）」、「要件が整えば、一般就労したいと考えている（7.1%）」である。

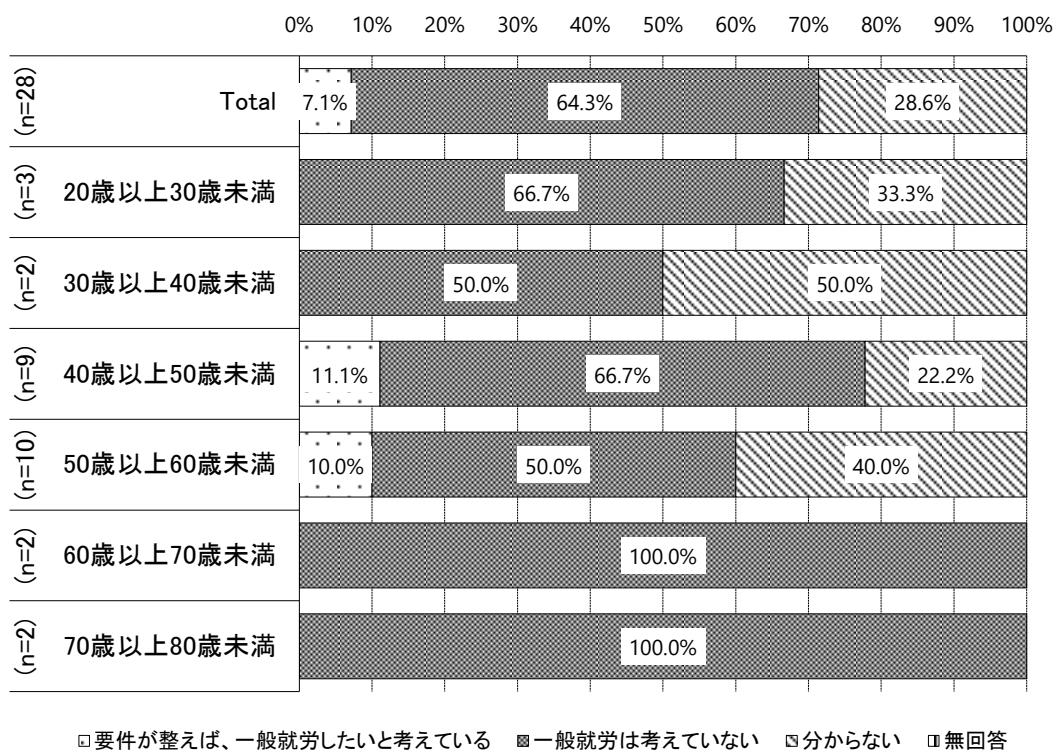
図表 2-134 現時点での一般就労の希望



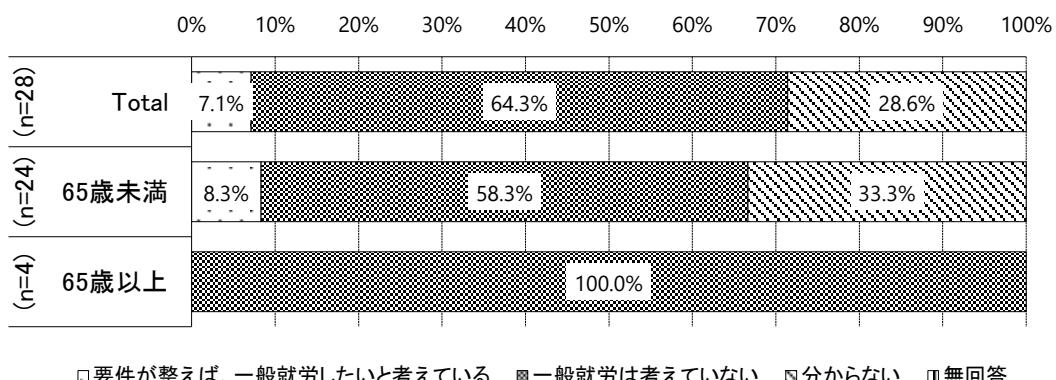
a) 年齢区分別_現時点での一般就労の希望

年齢区分別に現時点での一般就労の希望をみると、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」は、「20 歳以上 30 歳未満」、「30 歳以上 40 歳未満」では 0.0%、「40 歳以上 50 歳未満」で 11.1%、「50 歳以上 60 歳未満」で 10.0%である。また、65 歳未満/65 歳以上の年齢区分でみると、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」は、「65 歳未満」で 8.3%、「65 歳以上」で 0.0%である。

図表 2-135 年齢区分別_現時点での一般就労の希望



図表 2-136 年齢区分別（65歳未満/65歳以上）_現時点での一般就労の希望



b) 就労形態の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

※n=2。「企業等での雇用（通勤又は在宅）（n=1）」、「自営や請負等による就労（n=1）」である。

c) 雇用枠の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

※n=1。「障害者雇用（n=1）」である。

d) 勤務場所の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

※n=1。「雇用される企業内（n=1）」である。

e) 雇用形態の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

※n=1。「パート・アルバイト（n=1）」である。

f) 勤務時間（週当たり）の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

※n=2。「10時間以上 20時間未満／週（n=1）」、「無回答（n=1）」である。

g) 勤務日数（週当たり）の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

※n=2。「無回答（n=2）」である。（自由回答）

h) 就労するに当たって必要な要件（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

※n=2。「無回答（n=1）」、1名の回答は、「通勤手段が確保できる」、「通勤中にヘルパーによる移動に関する援助がある」、「バリアフリーなど職場の施設環境が整備されている（もしくはサポートがある）」、「自身の状況に応じた執務環境が整備されている」、「業務に必要な機材等が整備されている」、「職場内で同僚等による業務に関する援助がある」、「職場内でヘルパーによる業務に関する援助がある」、「職場内で同僚等による身体等の介助に関する援助が

ある」、「職場内でヘルパーによる身体等の介助に関する援助がある」、「働く時間について、自身の状況に応じた柔軟な勤務時間や休暇制度などが整備されている」、「困りごと等を相談できる環境が職場内に整備されている」、「十分な賃金が得られる」、「希望する職務内容に携われる」である。（複数回答）

2) 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援についての意見・要望

※回答なし（自由回答）

（注）現在、障害者雇用納付金制度に基づく助成金や、自治体の補助事業（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）により、重度障害者等に対する通勤や職場等における支援として、重度障害者等に対するヘルパーによる身体介助等の支援を実施している。この支援を含め、重度障害者等に対する通勤や職場等の就労支援についてご意見・ご要望があれば回答。

(4) 回答サービス種別による利用者の状況_同行援護 (n=58)

① 本人の状況について

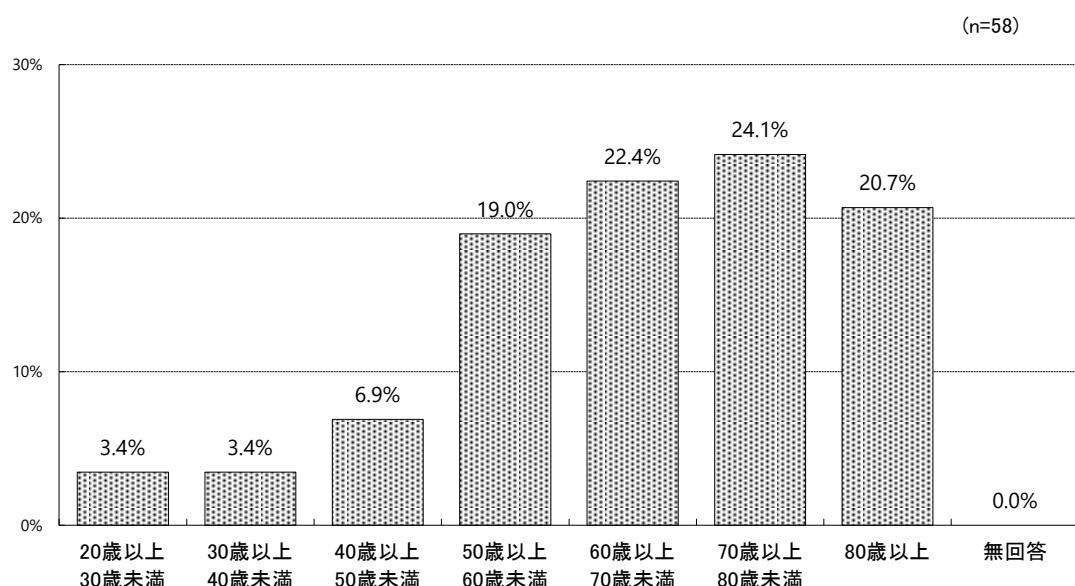
1) 年齢

最小値は 23.00、最大値は 92.00、平均値は 65.60、標準偏差は 16.02、中央値は 66.00 である。

図表 2-137 回答者の年齢（単位：歳）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
58	23.00	92.00	65.60	16.02	66.00

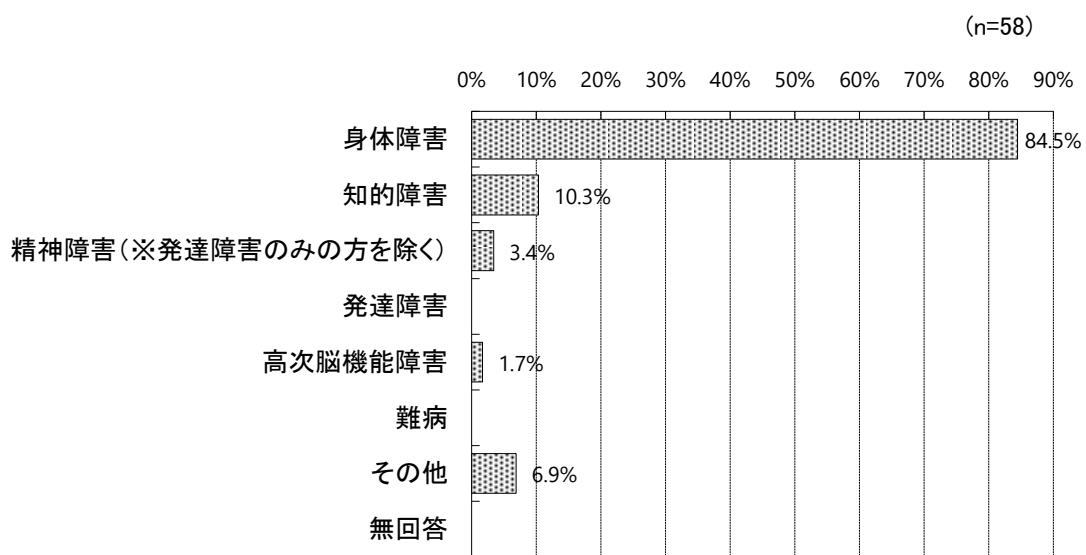
図表 2-138 回答者の年齢の分布



2) 障害の内容

「身体障害」の割合が最も高く 84.5%である。次いで、「知的障害（10.3%）」、「その他（6.9%）」である。

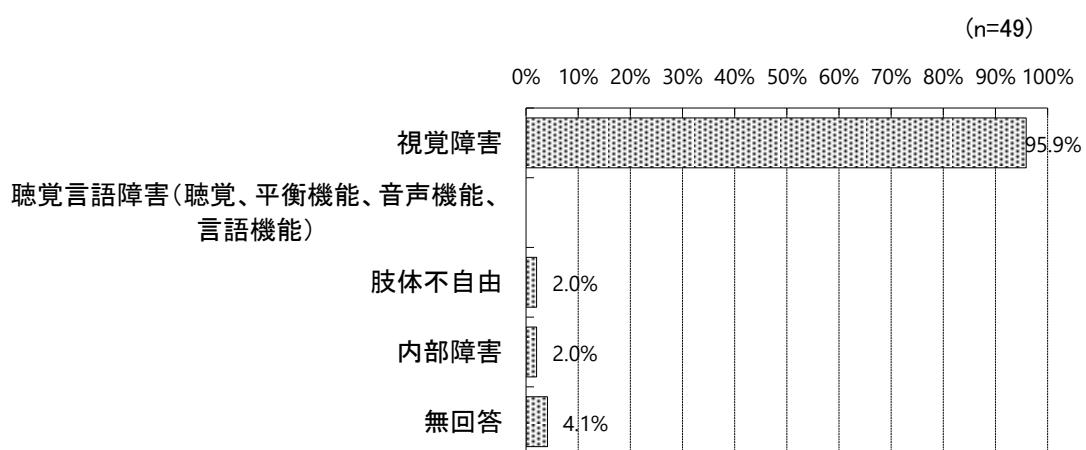
図表 2-139 障害の内容（複数選択）



a) 身体障害の状況（※障害の内容にて「身体障害」を選択した場合）

「視覚障害」の割合が最も高く 95.9%である。次いで、「肢体不自由（2.0%）」、「内部障害（2.0%）」である。

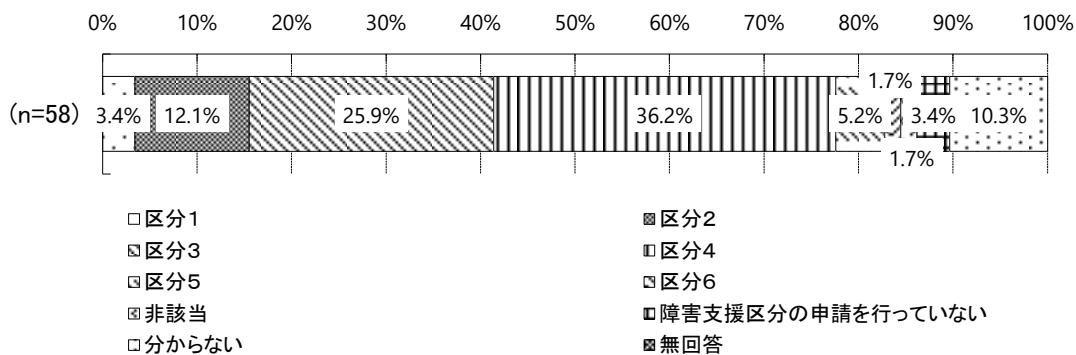
図表 2-140 身体障害の状況（複数選択）



3) 障害支援区分

「区分4」の割合が最も高く36.2%である。次いで、「区分3（25.9%）」、「区分2（12.1%）」である。

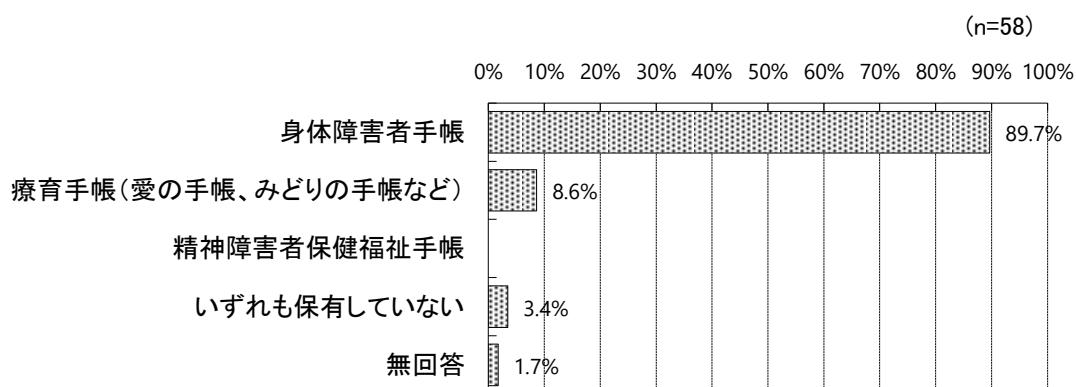
図表 2-141 障害支援区分



4) 障害者手帳の保有状況

「身体障害者手帳」の割合が最も高く89.7%である。次いで、「療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳など）（8.6%）」、「いずれも保有していない（3.4%）」である。

図表 2-142 障害者手帳の保有状況（複数選択）



a) 身体障害者手帳の等級（※身体障害者手帳を保有している場合）

「1級」の割合が最も高く71.2%である。次いで、「2級（15.4%）」である。

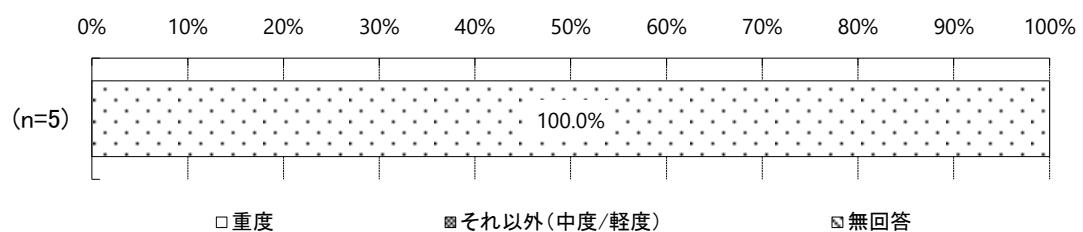
図表 2-143 身体障害者手帳の等級

回答数 (n)	1級	2級	3級	4級	5級	無回答
52	37	8	3	0	0	4

b) 療育手帳の等級（※療育手帳を保有している場合）

「重度」の割合が 100.0%である。

図表 2-144 療育手帳の等級



c) 精神障害者保健福祉手帳の等級（※精神障害者保健福祉手帳を保有している場合）

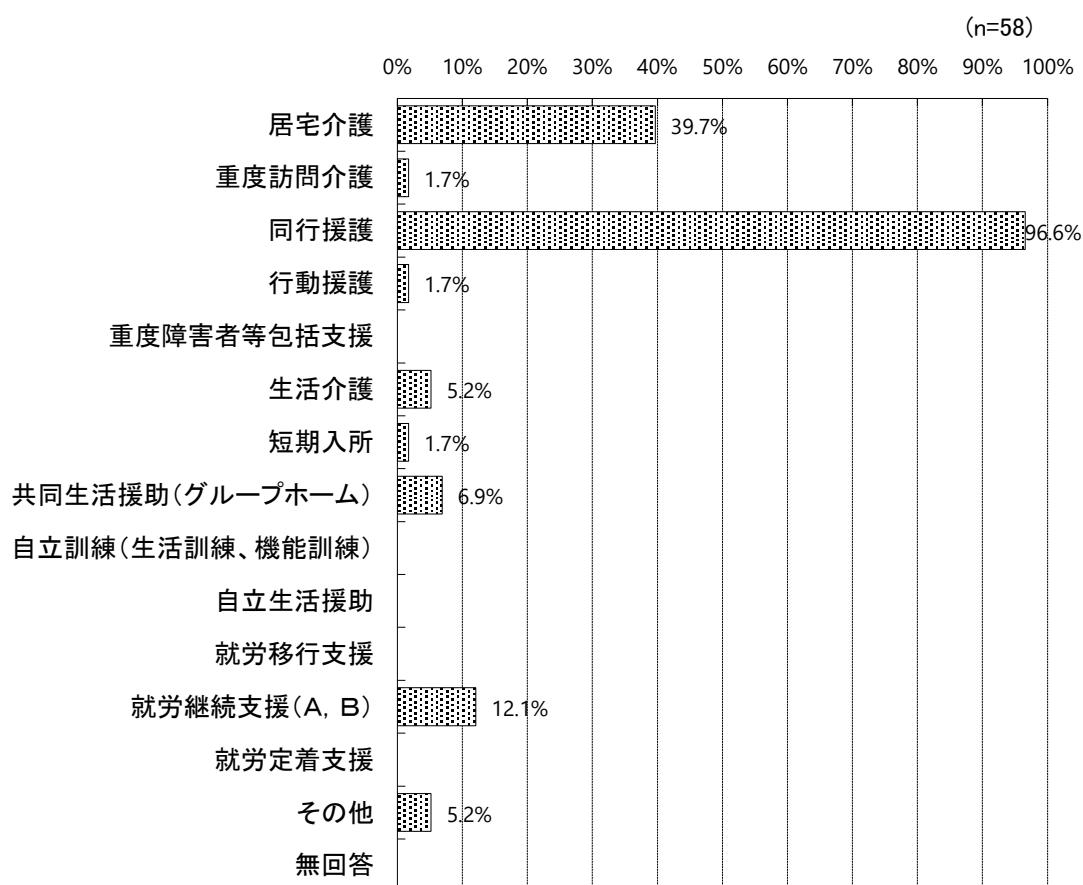
※n= 0 である。

② 現在、利用しているサービスについて

1) 現在、利用している障害福祉サービス

「同行援護」の割合が最も高く 96.6%である。次いで、「居宅介護（39.7%）」、「就労継続支援（A，B）（12.1%）」である。

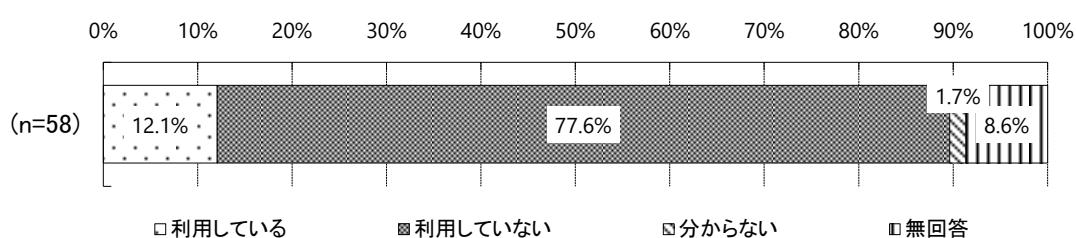
図表 2-145 現在、利用している障害福祉サービス（複数選択）



2) 移動支援（地域生活支援事業）の利用状況

「利用していない」の割合が最も高く 77.6%である。次いで、「利用している（12.1%）」、「分からない（1.7%）」である。

図表 2-146 移動支援（地域生活支援事業）の利用状況

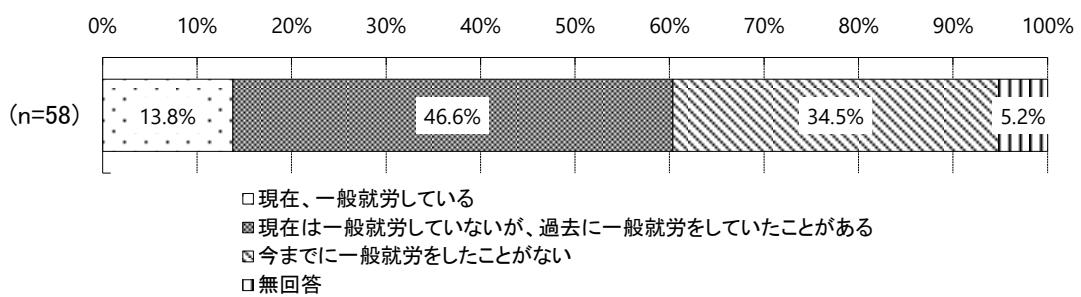


③ 就労の状況について

1) (参考情報) 一般就労の状況 (※回答者の抽出要件あり)

「現在は一般就労していないが、過去に一般就労をしていたことがある」の割合が最も高く 46.6%である。次いで、「今までに一般就労をしたことがない（34.5%）」、「現在、一般就労している（13.8%）」である。

図表 2-147 一般就労の状況



(注1) 「一般就労している」：以下のいずれかの就労形態のこと、雇用形態（正規、非正規）、所定労働時間は問わない。また、障害福祉サービス等の利用における就労（就労継続支援 A型・B型事業所、地域活動支援センターでの就労）、就労移行支援事業所の利用を除く。

(1) 通勤又は在宅により企業等で雇用されている

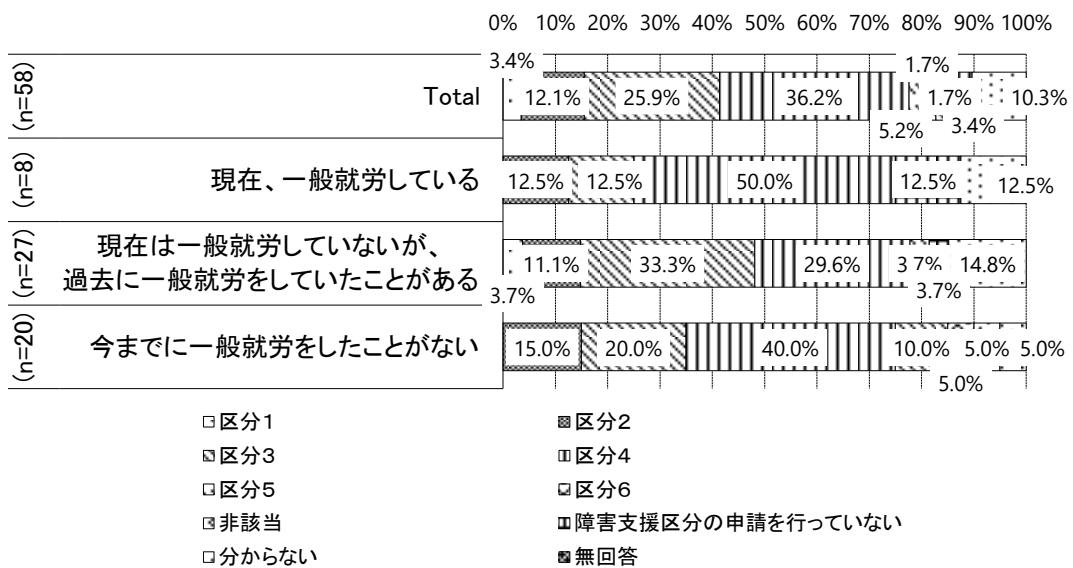
(2) 自営や請負等により何等かの収入を得て働いている

(注2) 本調査の調査対象の抽出について、各事業所に対し要件を定めており、各事業所の利用者5人抽出のうち、一般就労している利用者最大3人、一般就労していない利用者2人の無作為抽出としている（※一般就労している利用者が3人に満たない場合は、回答者数全体で5人になるよう一般就労していない利用者から抽出する）。従って、本回答は各事業所の利用者の就労状況は反映していない。

a) 一般就労の状況別 障害支援区分

一般就労の状況別に障害支援区分をみると、「現在、一般就労している」では、「区分2」「区分3」が12.5%、「区分4」が50.0%、「今までに一般就労したことがない」では、「区分2」が15.0%、「区分3」は20.0%、「区分4」が40.0%、「区分5」が10.0%、「区分6」が5.0%である。

図表 2-148 一般就労の状況別_障害支援区分

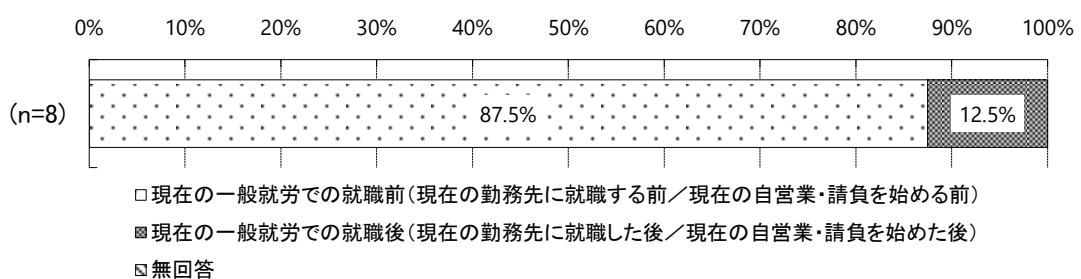


【現在、一般就労している場合 (n=8)】

1) いつから障害があるか

「現在の一般就労での就職前（現在の勤務先に就職する前／現在の自営業・請負を始める前）」の割合が最も高く87.5%である。次いで、「現在の一般就労での就職後（現在の勤務先に就職した後／現在の自営業・請負を始めた後）（12.5%）」である。

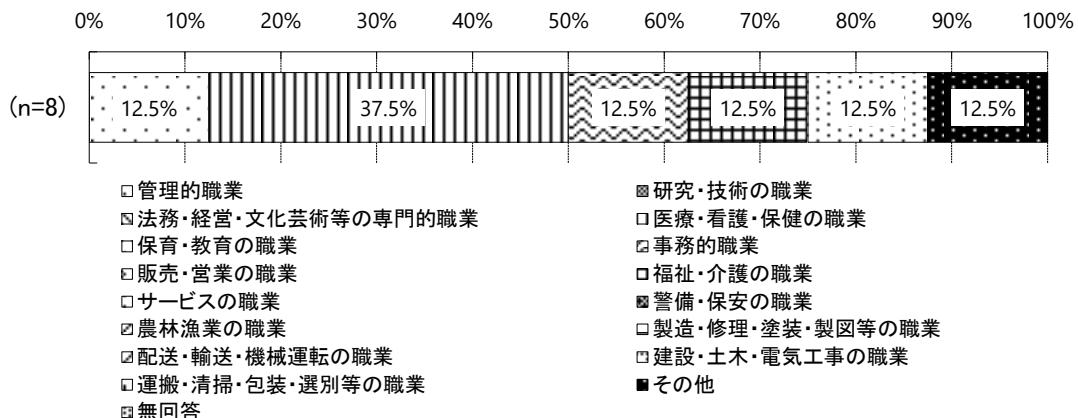
図表 2-149 いつから障害があるか



2) 職業

「医療・看護・保健の職業」の割合が最も高く 37.5%である。次いで、「管理的職業（12.5%）」、「事務的職業（12.5%）」、「福祉・介護の職業（12.5%）」、「サービスの職業（12.5%）」である。

図表 2-150 職業



(注) 具体的な業務内容としては、「マッサージ師」、「訪問マッサージ」、「指圧、はり」、「鍼灸師」、「鍼灸院自営」、「代表取締役業務」、「オペレーター」、「デイサービスの支援」といった回答であった。

3) 1か月の賃金収入（令和 6 年 10 月）

最小値は 5,000、最大値は 300,000、平均値は 111,833、標準偏差は 103,131、中央値は 100,000 である。

図表 2-151 1か月の賃金収入（令和 6 年 10 月、単位：円）

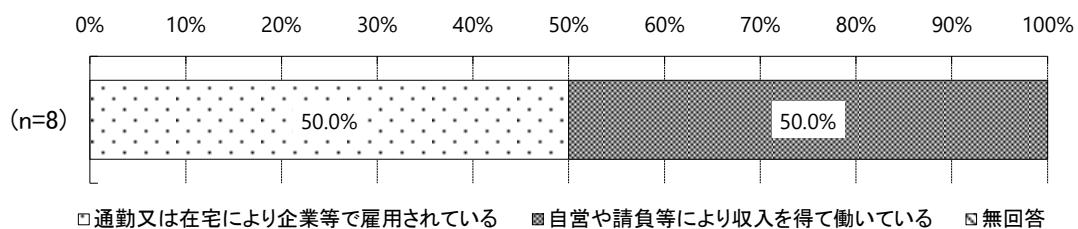
回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
6	5,000	300,000	111,833	103,131	100,000

(注) 一般就労における賃金収入（手当等を含めたもの。税金等を差し引く前の金額）について回答。

4) 就労形態

「通勤又は在宅により企業等で雇用されている」、「自営や請負等により収入を得て働いている」の割合が、それぞれ 50.0%である。

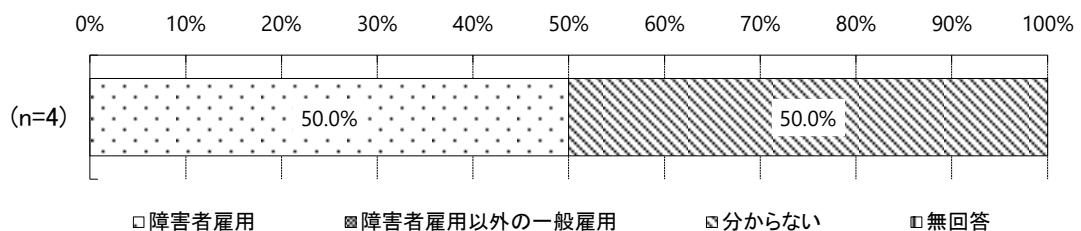
図表 2-152 就労形態



a) 雇用枠（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「障害者雇用」、「分からぬ」の割合が、それぞれ 50.0% である。

図表 2-153 雇用枠

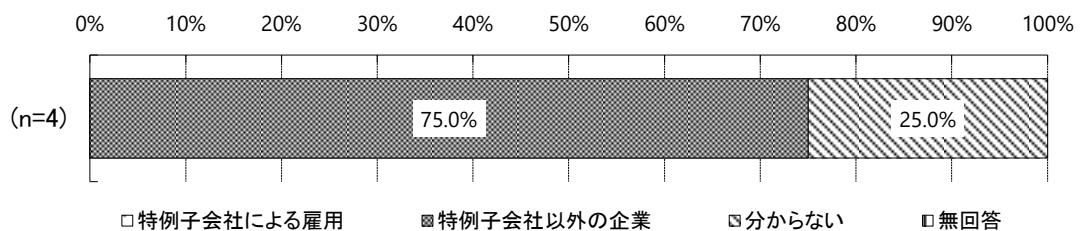


(注) 「障害者雇用」は、障害者雇用率制度（従業員の一定割合以上の障害者の雇用の義務づけ）の対象として企業に雇用されている場合のこと。

b) 雇用先（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「特例子会社以外の企業」の割合が最も高く 75.0% である。次いで、「分からぬ（25.0%）」である。

図表 2-154 雇用先

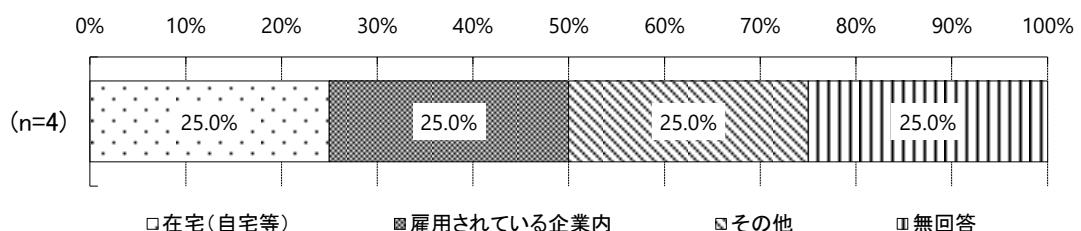


(注) 「特例子会社」：厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受け、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した会社のこと。

c) 主な勤務場所（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「在宅（自宅等）」、「雇用されている企業内」、「その他」の割合が、それぞれ 25.0% である。

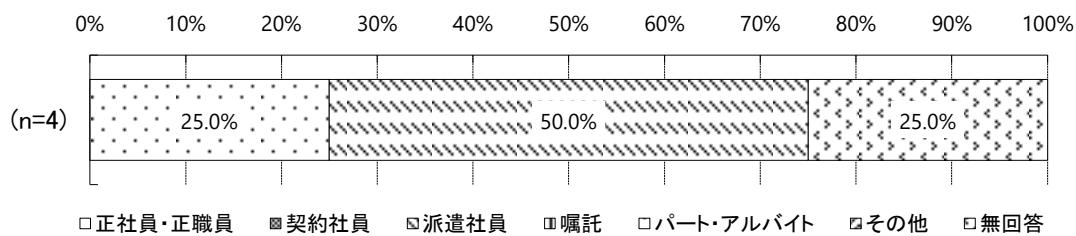
図表 2-155 主な勤務場所



d) 雇用形態（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「パート・アルバイト」の割合が最も高く 50.0%である。次いで、「正社員・正職員（25.0%）」である。

図表 2-156 雇用形態



5) 勤務年数

最小値は 3.00、最大値は 40.00、平均値は 22.40、標準偏差は 15.66、中央値は 30.00 である。

図表 2-157 勤務年数（単位：年）

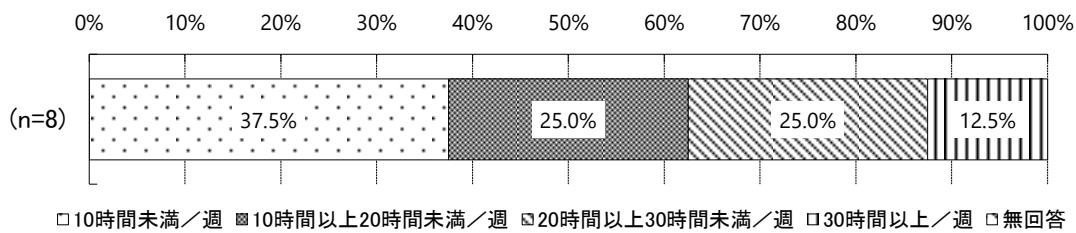
回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
5	3.00	40.00	22.40	15.66	30.00

(注) 現在、一般就労している企業や自営業等について回答（休職期間は含まない）。

6) 現在の勤務時間（週当たり）

「10 時間未満／週」の割合が最も高く 37.5%である。次いで、「10 時間以上 20 時間未満／週（25.0%）」、「20 時間以上 30 時間未満／週（25.0%）」、「30 時間以上／週（12.5%）」である。

図表 2-158 現在の勤務時間（週当たり）



7) 現在の勤務日数（週当たり）

最小値は 1.00、最大値は 6.00、平均値は 3.86、標準偏差は 1.77、中央値は 4.00 である。

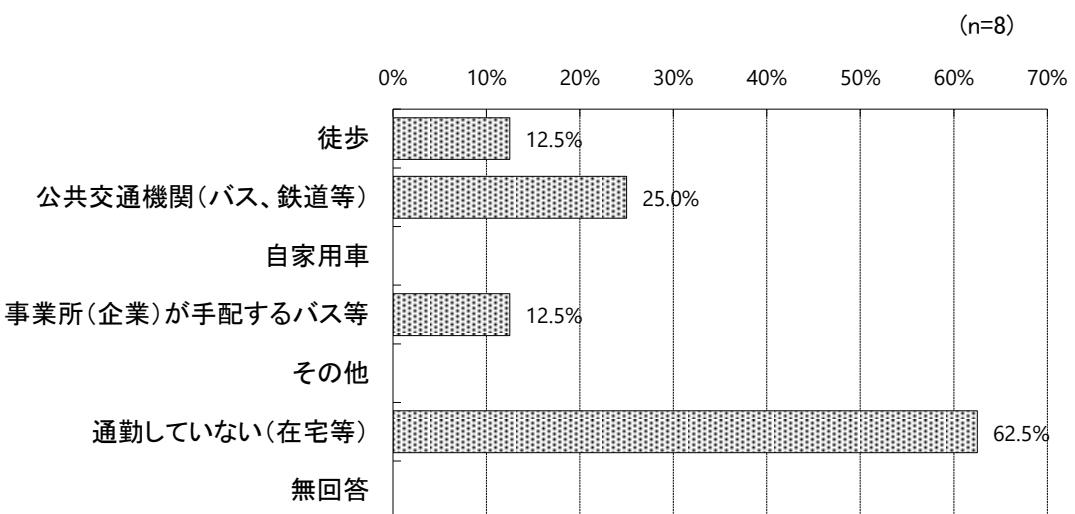
図表 2-159 現在の勤務日数（週当たり、単位：日）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
7	1.00	6.00	3.86	1.77	4.00

8) 通勤方法（通常勤務時）

「通勤していない（在宅等）」の割合が最も高く 62.5%である。次いで、「公共交通機関（バス、鉄道等）（25.0%）」、「徒歩（12.5%）」、「事業所（企業）が手配するバス等（12.5%）」である。

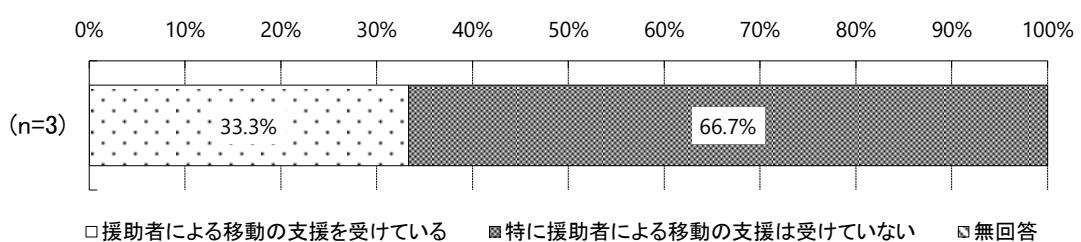
図表 2-160 通勤方法（通常勤務時）（複数選択）



a) 「通勤中」における援助者による支援の有無（※通勤している場合）

「特に援助者による移動の支援は受けていない」の割合が最も高く 66.7%である。次いで、「援助者による移動の支援を受けている（33.3%）」である。

図表 2-161 「通勤中」における援助者による支援の有無



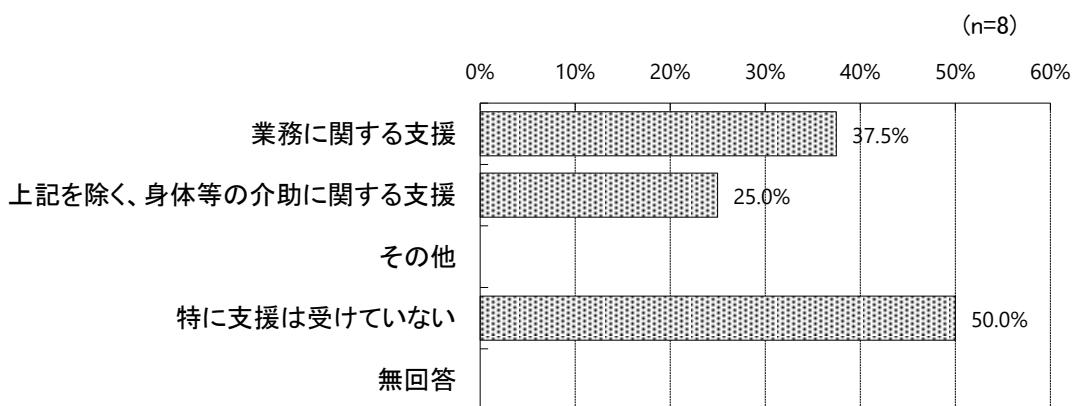
b) 「通勤中」の支援の提供者（援助者）（※通勤している場合）

※n=1。回答は「勤務先の同僚（n=1）」である。（複数選択）

9) 「勤務中」に受けている支援の内容

「特に支援は受けていない」の割合が最も高く 50.0%である。次いで、「業務に関する支援（37.5%）」、「上記を除く、身体等の介助に関する支援（25.0%）」である。

図表 2-162 「勤務中」に受けている支援の内容（複数選択）

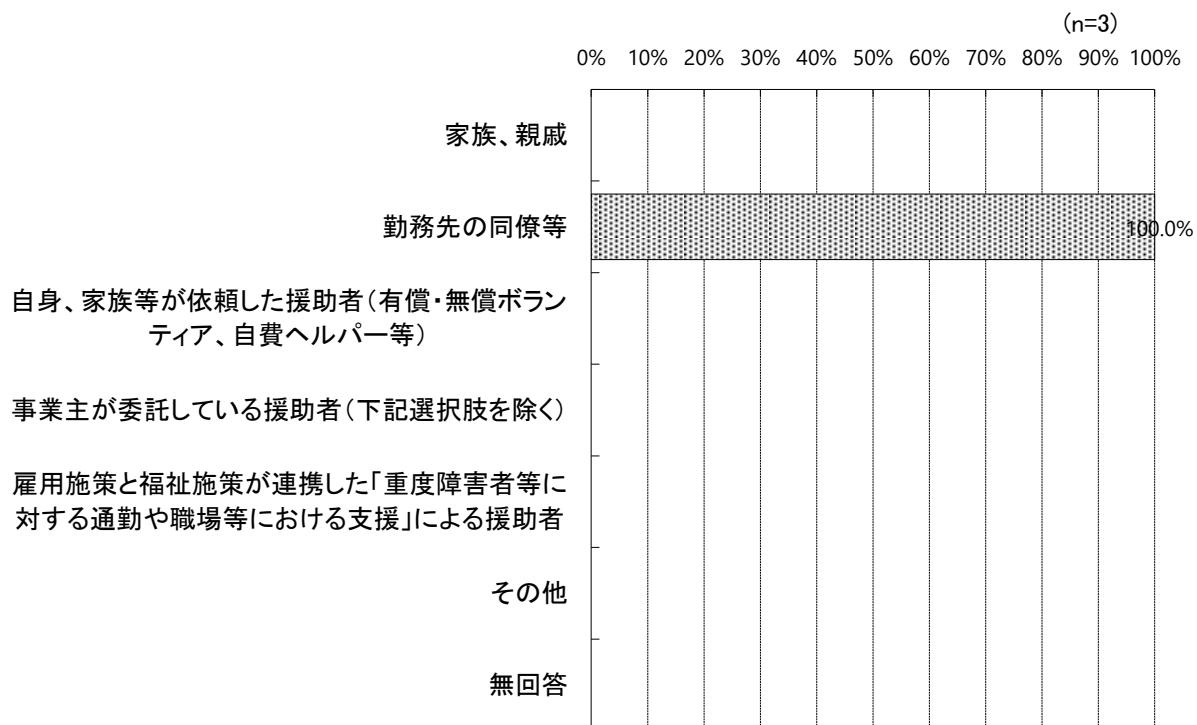


(注) 休憩時間を除く。

a) 勤務中の「業務に関する支援」の提供者（援助者）（※業務に関する支援を受けている場合）

「勤務先の同僚等」の割合が 100.0%である。

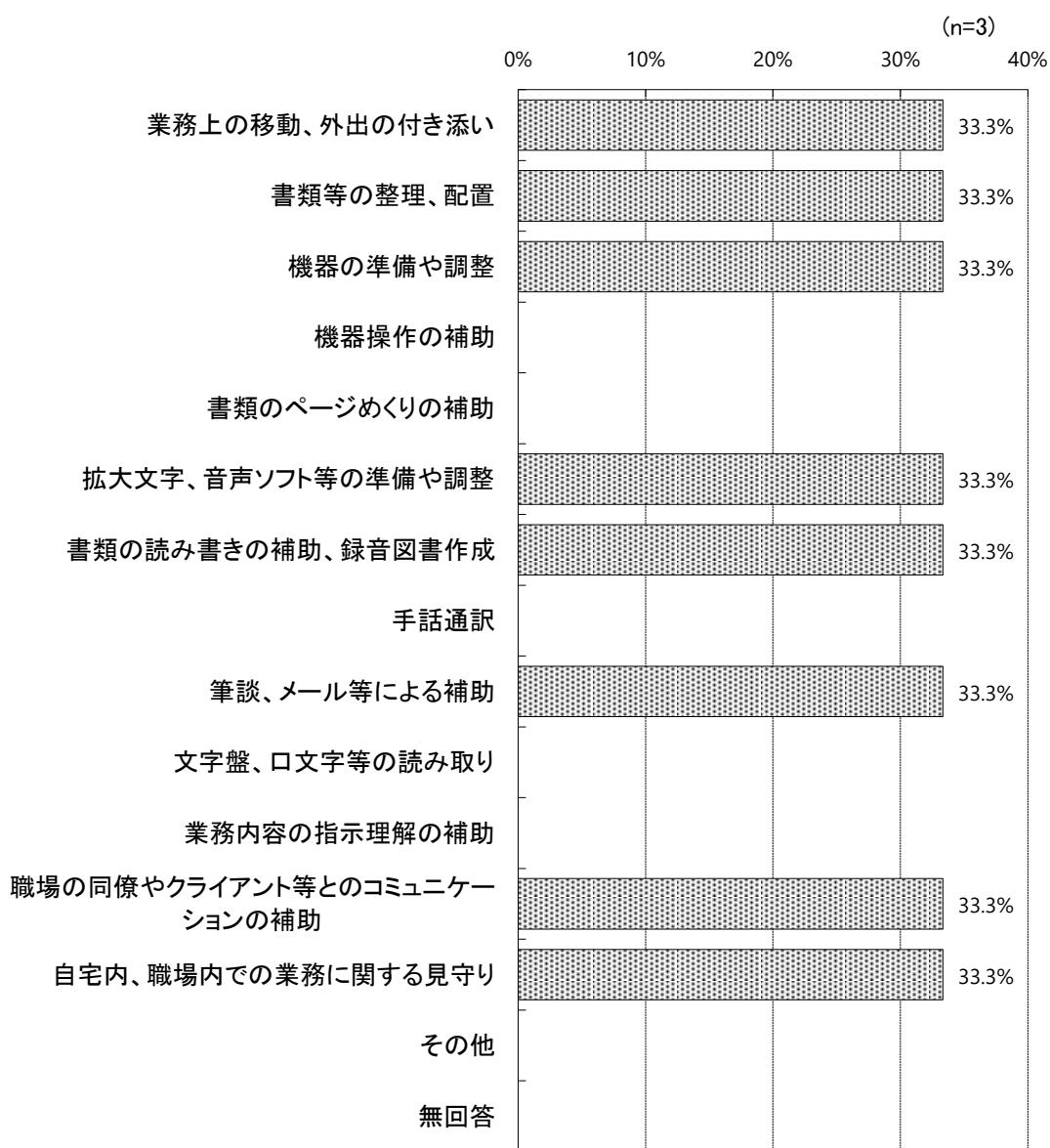
図表 2-163 勤務中の「業務に関する支援」の提供者（援助者）（複数選択）



b) 勤務中の「業務に関する支援」で援助者が行っている支援の内容（※業務に関する支援を受けている場合）

「業務上の移動、外出の付き添い」、「書類等の整理、配置」、「機器の準備や調整」、「拡大文字、音声ソフト等の準備や調整」、「書類の読み書きの補助、録音図書作成」、「筆談、メール等による補助」、「職場の同僚やクライアントとのコミュニケーションの補助」、「自宅内、職場内での業務に関する見守り」の割合が、それぞれ 33.3%である

図表 2-164 勤務中の「業務に関する支援」で援助者が行っている支援の内容（複数選択）



c) 勤務中の「身体等の介助に関する支援」の提供者（援助者）（※身体等の介助に関する支援を受けている場合）

※n=2。回答は「勤務先の同僚等（n=1）」、「事業主が委託している援助者（雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」による援助者を除く）（n=1）」である。（複数選択）

d) 身体等の介助に関して、勤務中に家族、職場の同僚、ヘルパー等が行っている支援の内容（※身体等の介助に関する支援を受けている場合）

※n=2。回答は「見守り（身体等の介助に係る見守り）（n=1）」、「無回答（n=1）」である。（複数選択）

e) あなたが希望する援助者（※身体等の介助に関する支援を受けている場合）

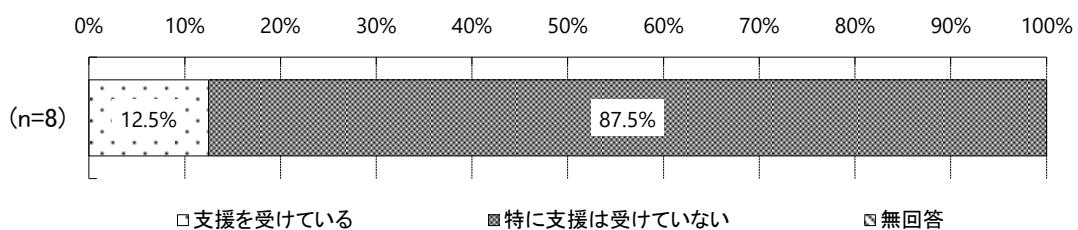
※n=2。回答は「職場の同僚がよい（n=1）」、「ヘルパーなど、家族や職場の同僚以外の援助者がよい（n=1）」、「無回答（n=1）」である。（複数選択）

（注）実際に可能かどうかは問わない。希望する援助者を回答。

10 「休憩中」における支援の有無

「特に支援は受けていない」の割合が最も高く87.5%である。次いで、「支援を受けている（12.5%）」である。

図表 2-165 「休憩中」に受けている支援の内容



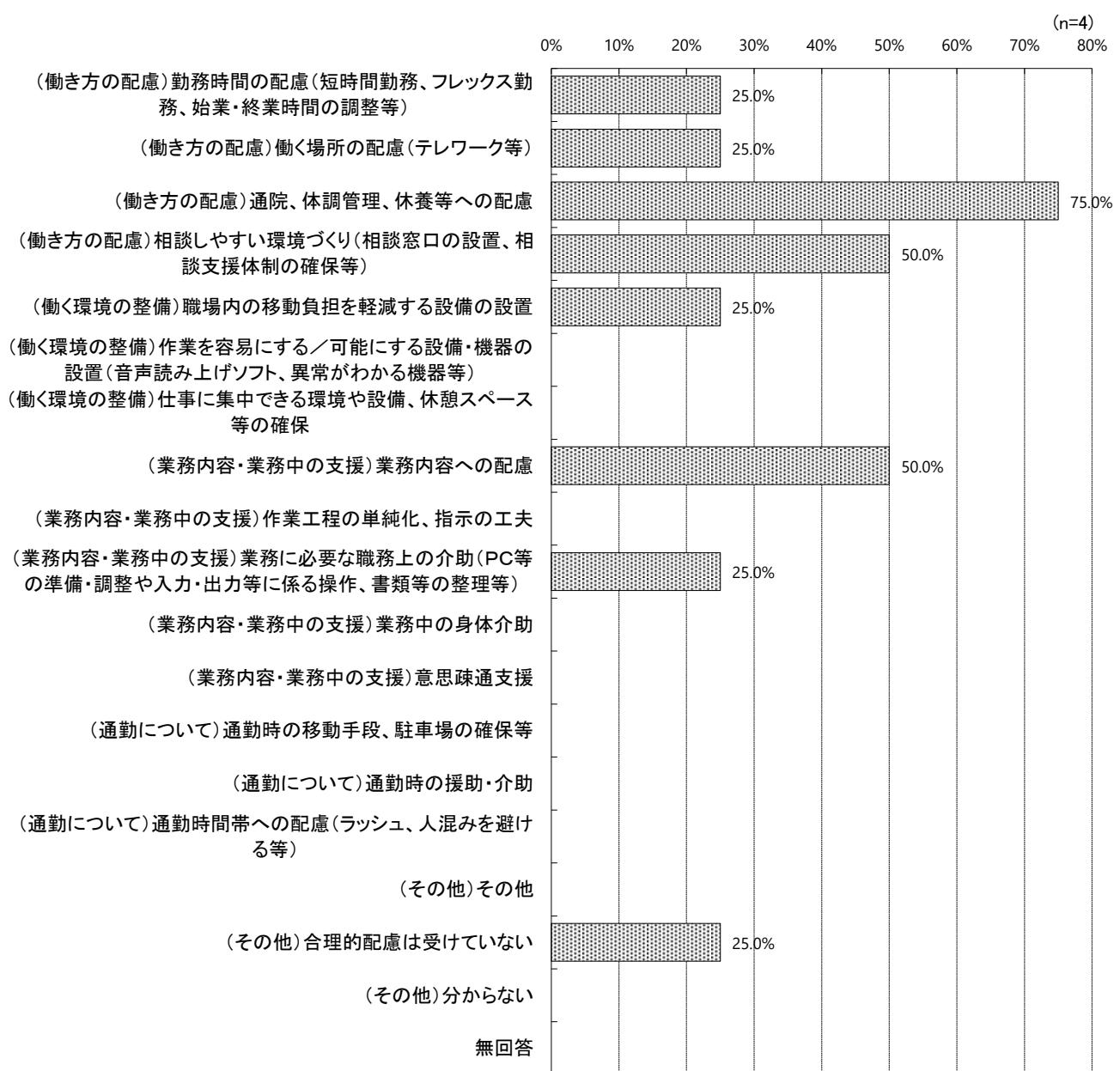
a) 「休憩中」における支援の提供者（援助者）（支援を受けている場合）

※n=1。回答は「障害福祉サービス（重度訪問介護等）のヘルパー（n=1）」である。（複数回答）

11) 雇用している企業等が行っている合理的配慮（通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

「（働き方の配慮）通院、体調管理、休養等への配慮」の割合が最も高く75.0%である。次いで、「（働き方の配慮）相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）（50.0%）」、「（業務内容・業務中の支援）業務内容への配慮（50.0%）」、「（働き方の配慮）勤務時間の配慮（短時間勤務、フレックス勤務、始業・終業時間の調整等）（25.0%）」、「（働き方の配慮）働く場所の配慮（テレワーク等）（25.0%）」、「（働く環境の整備）職場内の移動負担を軽減する設備の設置（25.0%）」、「（業務内容・業務中の支援）業務に必要な職務上の介助（PC等の準備・調整や入力・出力等に係る操作、書類等の整理等）（25.0%）」、「（その他）合理的配慮は受けていない（25.0%）」である。

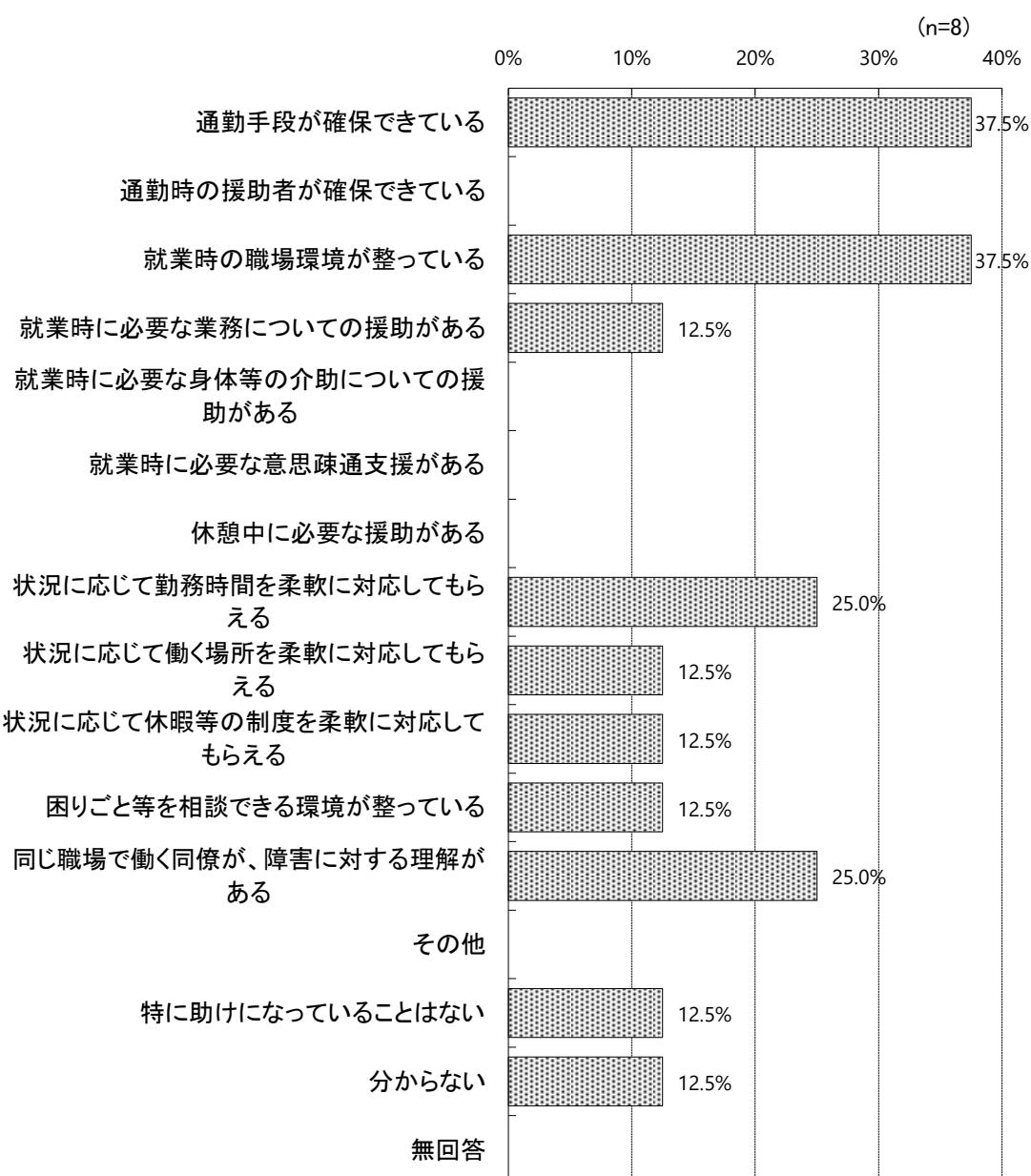
図表 2-166 雇用している企業等が行っている合理的配慮（複数選択）



12) 就労を継続する上で助けになっていること

「通勤手段が確保できている」、「就業時の職場環境が整っている」の割合が高く、それぞれ 37.5%である。次いで、「状況に応じて勤務時間を柔軟に対応してもらえる（25.0%）」、「同じ職場で働く同僚が、障害に対する理解がある（25.0%）」、「就業時に必要な業務についての援助がある（12.5%）」、「状況に応じて働く場所を柔軟に対応してもらえる（12.5%）」、「状況に応じて休暇等の制度を柔軟に対応してもらえる（12.5%）」、「困りごと等を相談できる環境が整っている（12.5%）」、「特に助けになっていることはない（12.5%）」、「分からない（12.5%）」である。

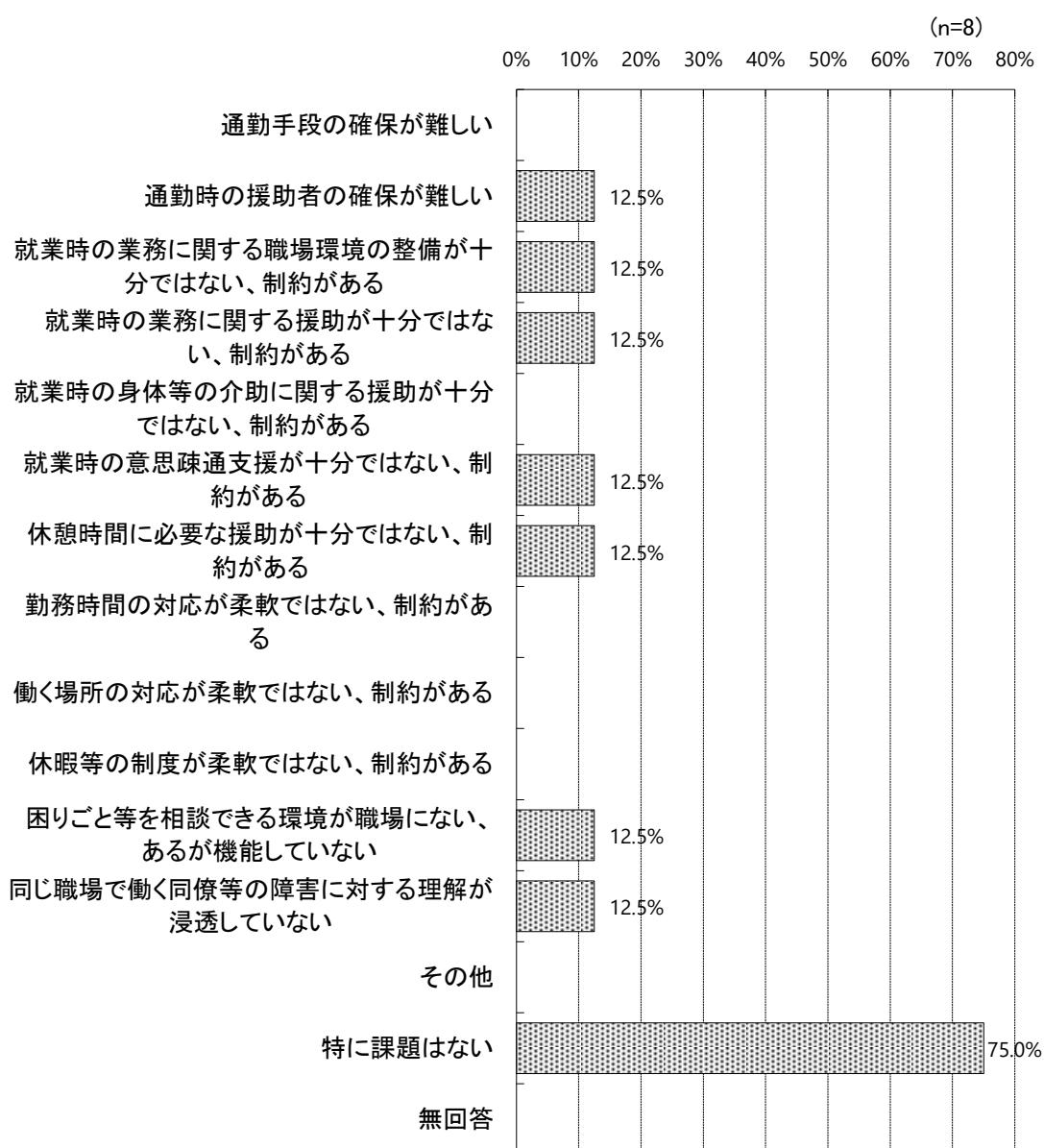
図表 2-167 就労を継続する上で助けになっていること（複数選択）



13) 就労を継続するに当たって課題となっていること

「特に課題はない」の割合が最も高く75.0%である。次いで、「通勤時の援助者の確保が難しい（12.5%）」、「就業時の業務に関する職場環境の整備が十分ではない、制約がある（12.5%）」、「就業時の業務に関する援助が十分ではない、制約がある（12.5%）」、「就業時の意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等）が十分ではない、制約がある（12.5%）」、「休憩時間に必要な援助が十分ではない、制約がある（12.5%）」、「困りごと等を相談できる環境が職場にない、あるが機能していない（12.5%）」、「同じ職場で働く同僚等の障害に対する理解が浸透していない（12.5%）」である。

図表 2-168 就労を継続するに当たって課題となっていること（複数選択）



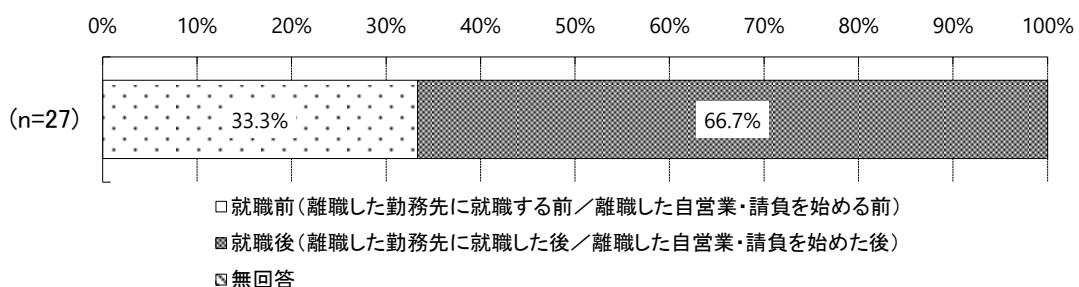
(注) 具体的な課題内容として、「視覚障害者の理解や配慮がほとんどない」といった回答であった。

【現在は一般就労していないが、過去に一般就労したことがある場合（n=27）】

1) いつから障害があったか

「就職後（離職した勤務先に就職した後／離職した自営業・請負を始めた後）」の割合が最も高く 66.7%である。次いで、「就職前（離職した勤務先に就職する前／離職した自営業・請負を始める前）（33.3%）」である。

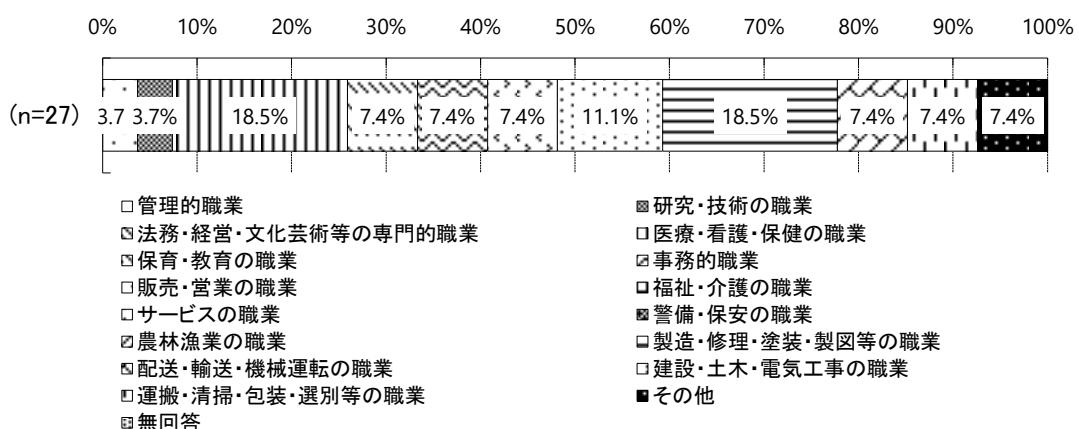
図表 2-169 いつから障害があったか



2) 職業

「医療・看護・保健の職業」、「製造・修理・塗装・製図等の職業」の割合が高く、それぞれ 18.5%である。次いで、「サービスの職業（11.1%）」、「保育・教育の職業（7.4%）」、「事務的職業（7.4%）」、「販売・営業の職業（7.4%）」、「配送・輸送・機械運転の職業（7.4%）」、「運搬・清掃・包装・選別等の職業（7.4%）」、「その他（7.4%）」である。

図表 2-170 職業

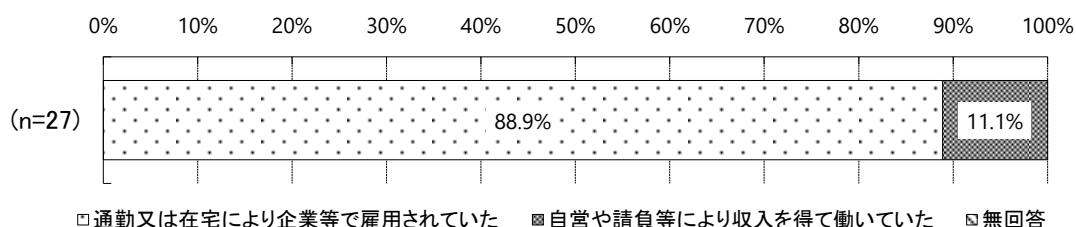


(注) 具体的な業務内容としては、「看護師」、「マッサージ師」、「ヘルスキー（企業内マッサージ師）」、「部品の製造」、「鉄工」、「受付」、「コールセンターの音声モニタリングとスコアシートの作成」、「物流の仕分け作業並びに発送」、「類物品の管理」、「教員」、「理療科教員」、「フォークリフト運転」、「製造」、「パチンコ」、「デパートでの販売員」、「洋裁、八百屋」といった回答であった。

3) 就労形態

「通勤又は在宅により企業等で雇用されていた」の割合が最も高く 88.9%である。次いで、「自営や請負等により収入を得て働いていた（11.1%）」である。

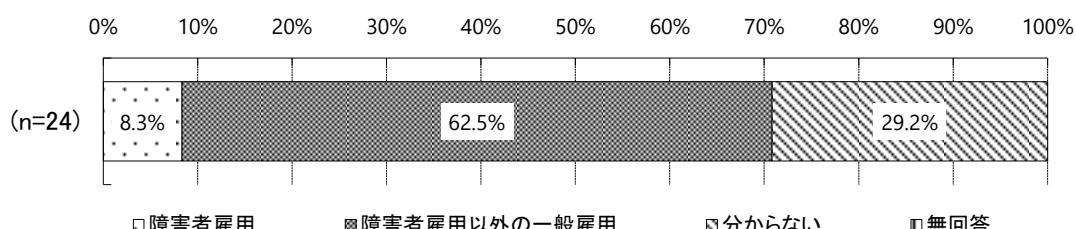
図表 2-171 就労形態



a) 雇用枠（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「障害者雇用以外の一般雇用」の割合が最も高く 62.5%である。次いで、「分からない（29.2%）」、「障害者雇用（8.3%）」である。

図表 2-172 雇用枠

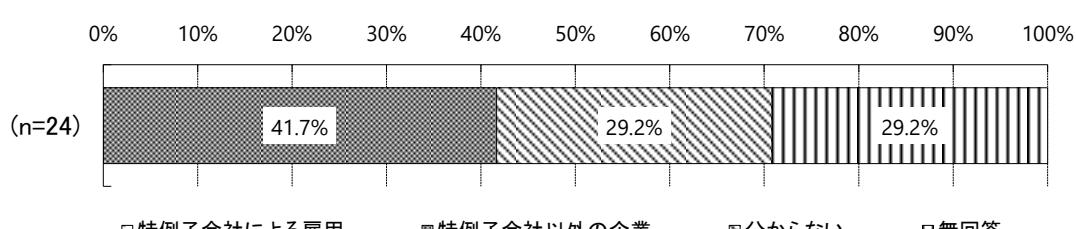


(注) 「障害者雇用」は、障害者雇用率制度（従業員の一定割合以上の障害者の雇用の義務づけ）の対象として企業に雇用されている場合のこと。

b) 雇用先（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「特例子会社以外の企業」の割合が最も高く 41.7%である。次いで、「分からない（29.2%）」である。

図表 2-173 雇用先

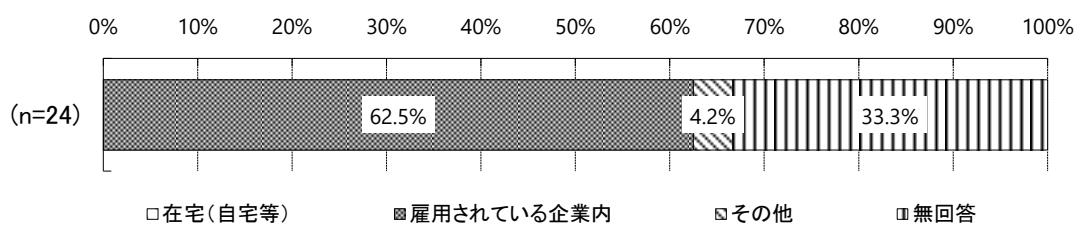


(注) 「特例子会社」：厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受け、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した会社のこと。

c) 勤務場所（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「雇用されている企業内」の割合が最も高く 62.5%である。次いで、「その他（4.2%）」である。

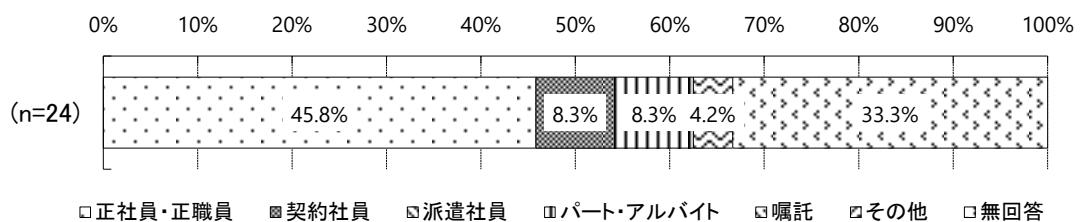
図表 2-174 勤務場所



d) 雇用形態（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「正社員・正職員」の割合が最も高く 45.8%である。次いで、「契約社員（8.3%）」、「パート・アルバイト（8.3%）」、「その他（4.2%）」である。

図表 2-175 雇用形態



4) 勤務年数

最小値は 3.00、最大値は 40.00、平均値は 20.14、標準偏差は 12.24、中央値は 20.00 である。

図表 2-176 勤務年数（単位：年）

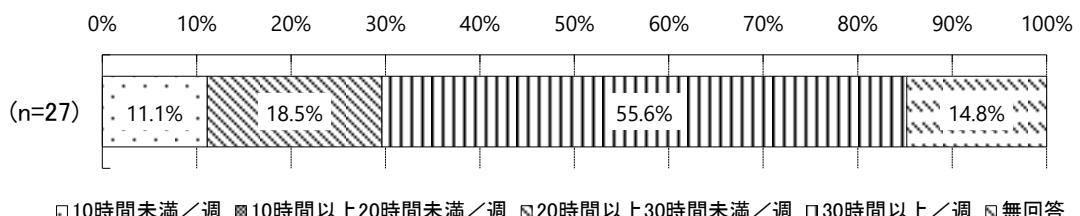
回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
21	3.00	40.00	20.14	12.24	20.00

(注) 一般就労していた企業や自営業等について回答（休職期間は含まない）

5) 勤務時間（週当たり）

「30 時間以上／週」の割合が最も高く 55.6% である。次いで、「20 時間以上 30 時間未満／週（18.5%）」、「10 時間未満／週（11.1%）」である。

図表 2-177 勤務時間（週当たり）



6) 勤務日数（週当たり）

最小値は 3.00、最大値は 6.00、平均値は 4.25、標準偏差は 0.72、中央値は 5.00 である。

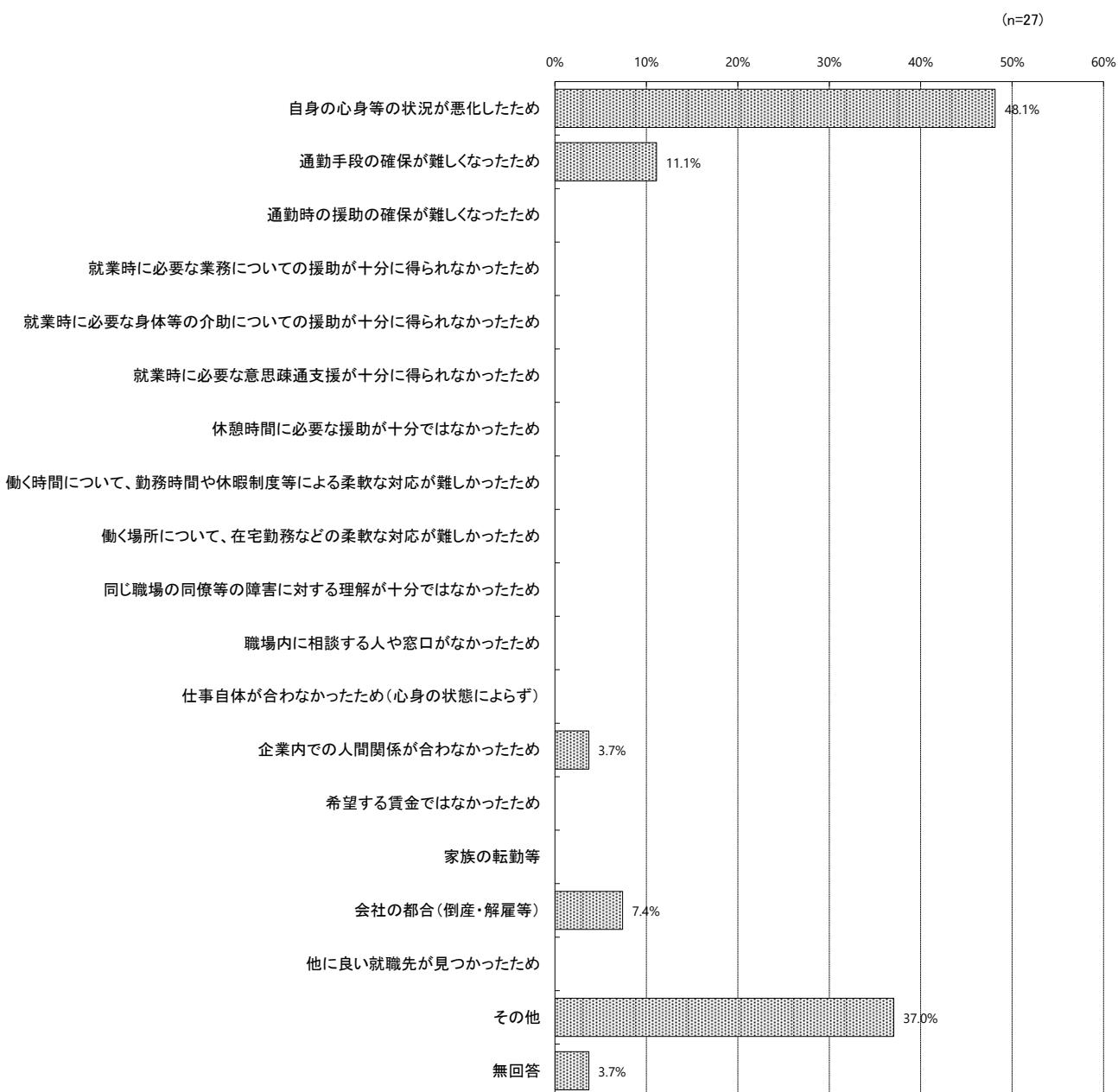
図表 2-178 勤務年数（週当たり、単位：日）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
22	3.00	6.00	4.25	0.72	5.00

7) 離職した理由

「自身の心身等の状況が悪化したため」の割合が最も高く 48.1%である。次いで、「その他（37.0%）」、「通勤手段の確保が難しくなったため（11.1%）」である。

図表 2-179 離職した理由（複数選択）



(注1)「その他」として、「結婚で退職。専業主婦」、「定年退職」、「契約期間満了」の回答があった。

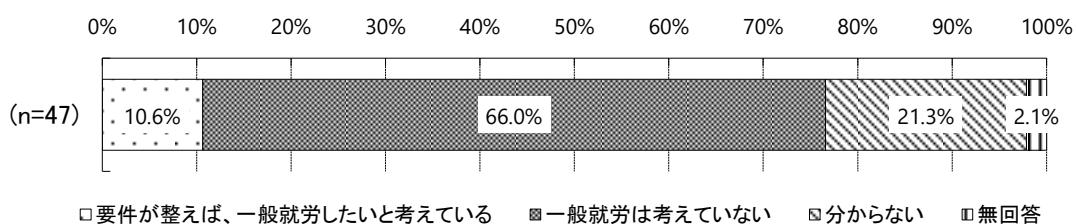
(注2)離職理由の具体的な内容として、「視覚障害者となったため」、「全盲になったため」、「事故で突然全盲になったため」、「視力低下のため自動車免許を返納したため」、「雇い止めになったため」、「糖尿病が悪化し、目が見えにくくなり運転できなくなった」、「結婚のため」、「加齢のため」、「疾病の影響により次第に視力が低下したため」といった回答があった。

④ 一般就労の希望について（現在、一般就労していない場合）

1) 現時点での一般就労の希望

「一般就労は考えていない」の割合が最も高く 66.0%である。次いで、「分からぬ（21.3%）」、「要件が整えば、一般就労したいと考えている（10.6%）」である。

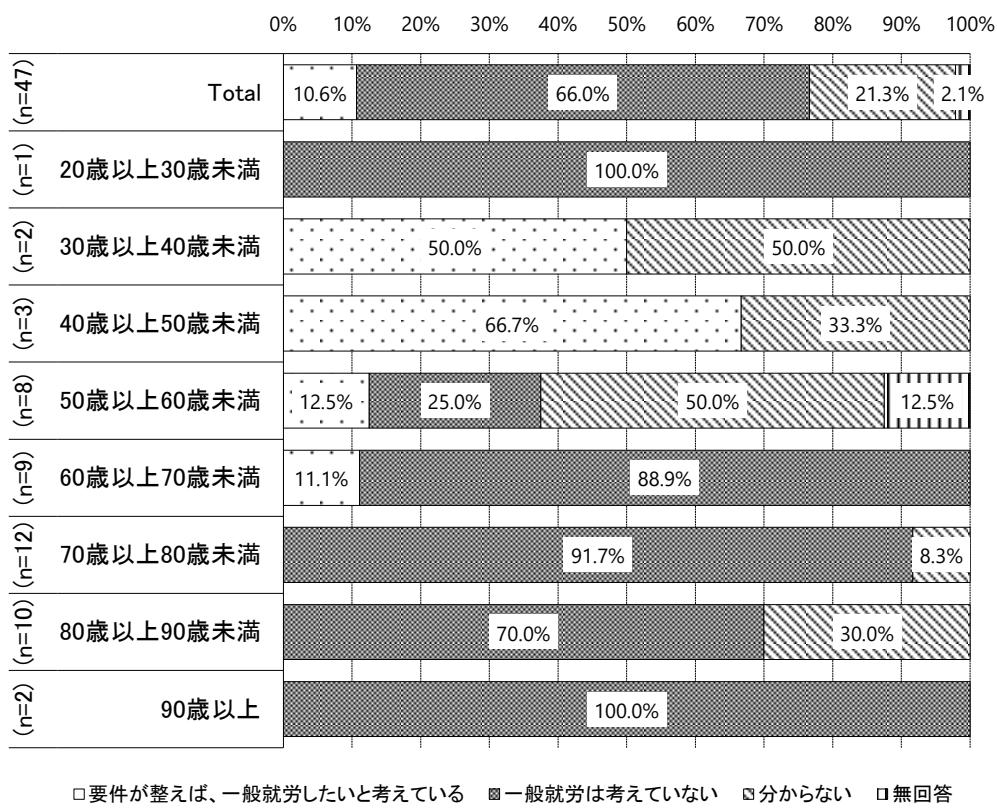
図表 2-180 現時点での一般就労の希望



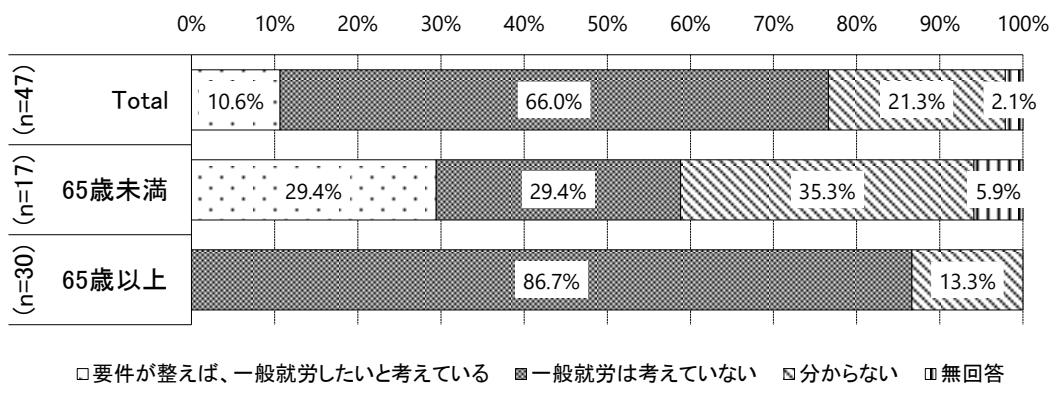
a) 年齢区別_現時点での一般就労の希望

年齢区別に現時点での一般就労の希望をみると、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」は、「30 歳以上 40 歳未満」では 50.0%、「40 歳以上 50 歳未満」で 66.7%、「50 歳以上 60 歳未満」で 12.5%、「60 歳以上 70 歳未満」で 11.1%である。また、65 歳未満/65 歳以上の年齢区分でみると、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」は、「65 歳未満」で 29.4%、「65 歳以上」で 0.0%である。

図表 2-181 年齢区別_現時点での一般就労の希望



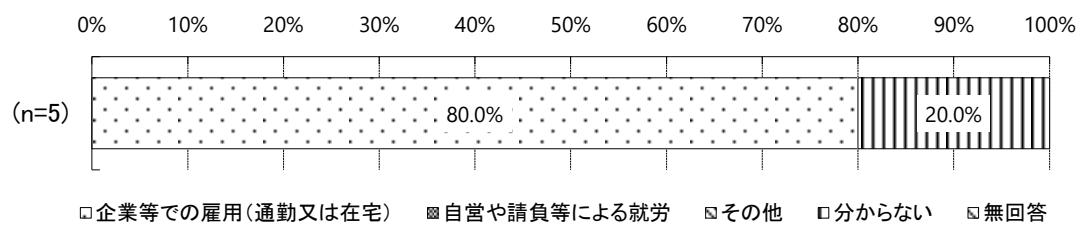
図表 2-182 年齢区分別（65歳未満/65歳以上）_現時点での一般就労の希望



b) 就労形態の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

「企業等での雇用（通勤又は在宅）」の割合が最も高く 80.0%である。次いで、「分からぬ（20.0%）」である。

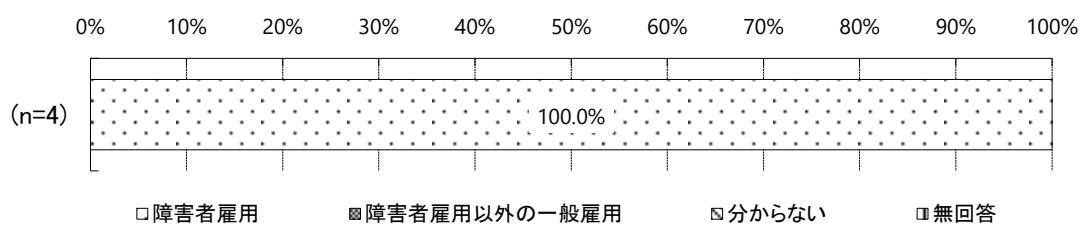
図表 2-183 就労形態の希望



c) 雇用枠の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

「障害者雇用」の割合が 100.0%である。

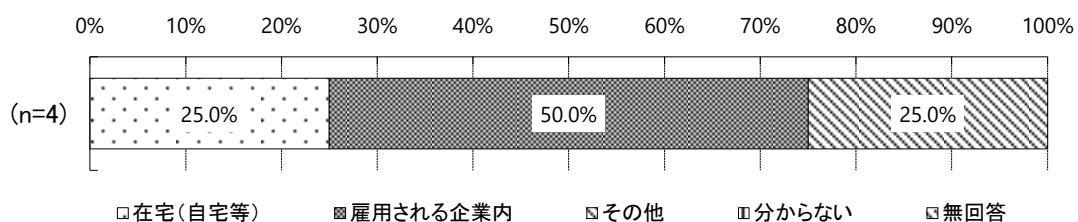
図表 2-184 雇用枠の希望



d) 勤務場所の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

「雇用される企業内」の割合が最も高く 50.0%である。次いで、「在宅（自宅等）（25.0%）」、「その他（25.0%）」である。

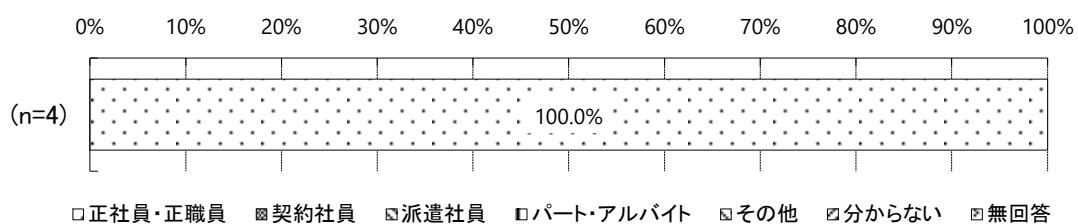
図表 2-185 勤務場所の希望



e) 雇用形態の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

「正社員・正職員」の割合が 100.0%である。

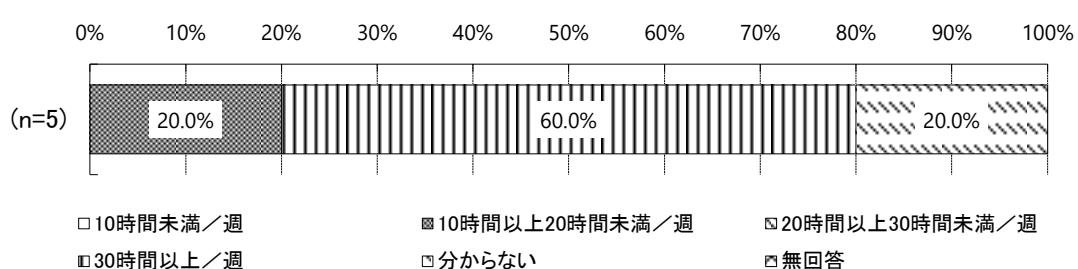
図表 2-186 雇用形態の希望



f) 勤務時間（週当たり）の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

「30 時間以上／週」の割合が最も高く 60.0%である。次いで、「10 時間以上 20 時間未満／週（20.0%）」、「分からない（20.0%）」である。

図表 2-187 勤務時間（週当たり）の希望



g) 勤務日数（週当たり）の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

最小値は 3.00、最大値は 6.00、平均値は 4.75、標準偏差は 1.26、中央値は 5.00 である。

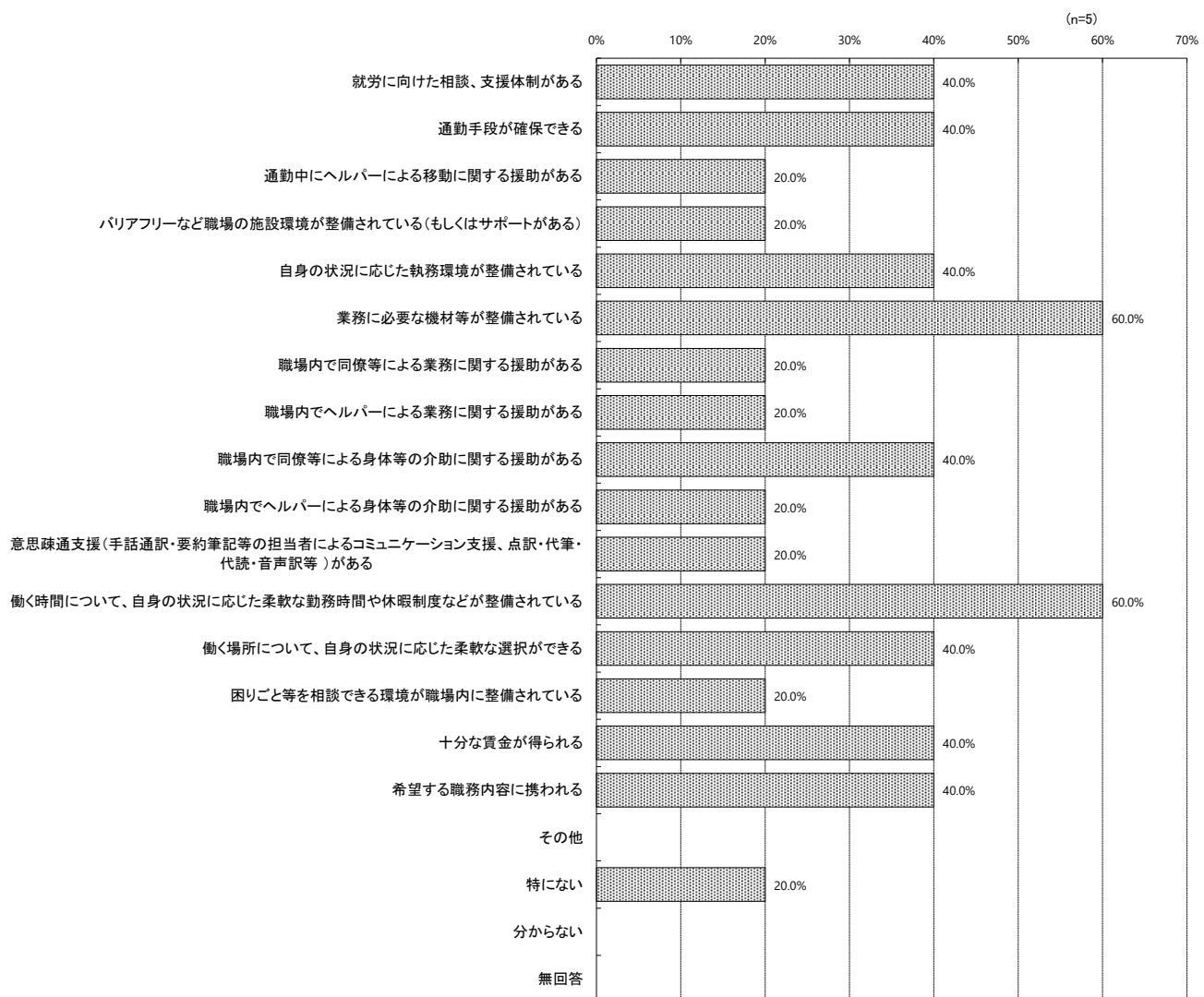
図表 2-188 勤務日数（週当たり）の希望（単位：日）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
4	3.00	6.00	4.75	1.26	5.00

h) 就労するに当たって必要な要件（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

「業務に必要な機材等が整備されている」、「働く時間について、自身の状況に応じた柔軟な勤務時間や休暇制度などが整備されている」の割合が高く、それぞれ 60.0%である。次いで、「就労に向けた相談、支援体制がある（40.0%）」、「通勤手段が確保できる（40.0%）」、「自身の状況に応じた執務環境が整備されている（40.0%）」、「職場内で同僚等による身体等の介助に関する援助がある（40.0%）」、「働く場所について、自身の状況に応じた柔軟な選択ができる（40.0%）」、「十分な賃金が得られる（40.0%）」、「希望する職務内容に携われる（40.0%）」、「通勤中にヘルパーによる移動に関する援助がある（20.0%）」、「バリアフリーなど職場の施設環境が整備されている（もしくはサポートがある）（20.0%）」、「職場内で同僚等による業務に関する援助がある（20.0%）」、「職場内でヘルパーによる業務に関する援助がある（20.0%）」、「職場内でヘルパーによる身体等の介助に関する援助がある（20.0%）」、「意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等）がある（20.0%）」、「困りごと等を相談できる環境が職場内に整備されている（20.0%）」、「特にない（20.0%）」である。

図表 2-189 就労するに当たって必要な要件（複数選択）



(注) 就労に当たって必要な支援の具体的な内容として、「在宅勤務」といった回答であった。

2) 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援についての意見・要望

※n=1。回答としては「職場までの通勤手段の確保ができるといい。通勤に同行援護が使えるといい」といった回答である。（自由回答）

（注）現在、障害者雇用納付金制度に基づく助成金や、自治体の補助事業（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）により、重度障害者等に対する通勤や職場等における支援として、重度障害者等に対するヘルパーによる身体介助等の支援を実施している。この支援を含め、重度障害者等に対する通勤や職場等の就労支援についてご意見・ご要望があれば回答。

(5) 回答サービス種別による利用者の状況_行動援護 (n=62)

① 本人の状況について

1) 年齢

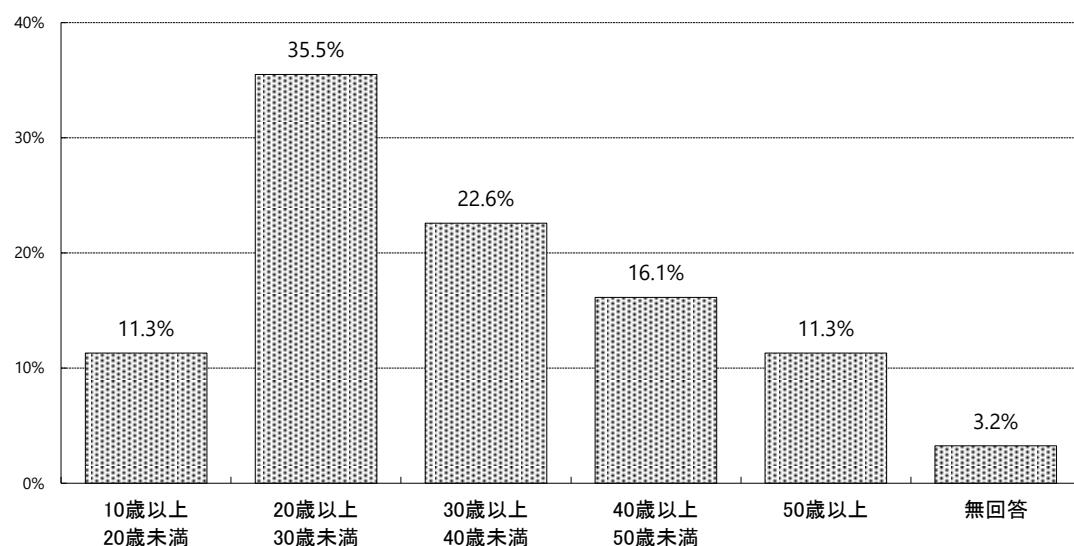
最小値は 10.00、最大値は 57.00、平均値は 32.47、標準偏差は 11.90、中央値は 30.50 である。

図表 2-190 回答者の年齢（単位：歳）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
60	10.00	57.00	32.47	11.90	30.50

図表 2-191 回答者の年齢の分布

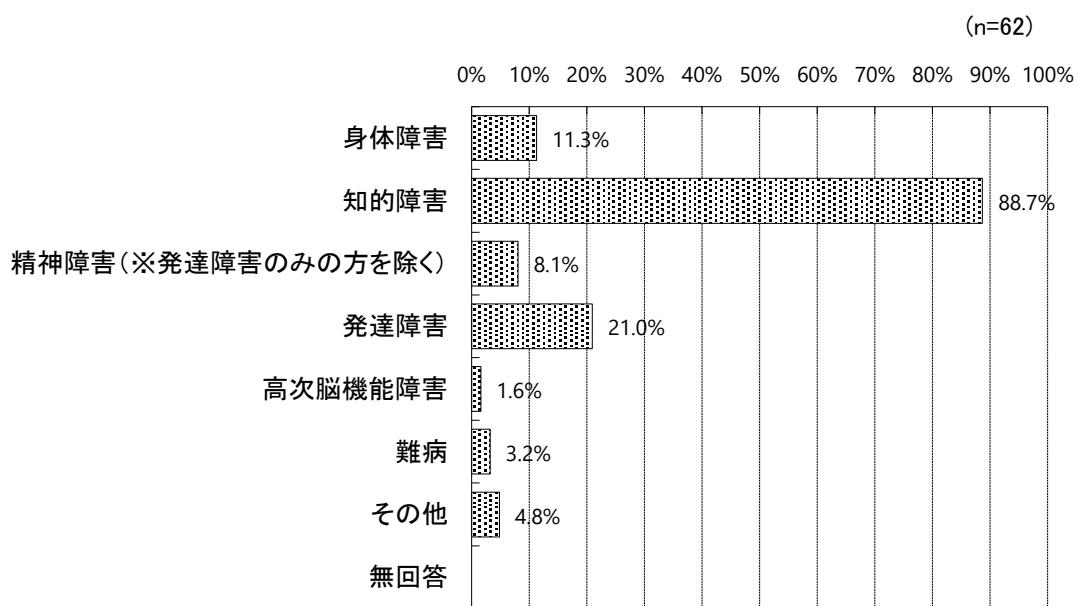
(n=62)



2) 障害の内容

「知的障害」の割合が最も高く 88.7%である。次いで、「発達障害（21.0%）」、「身体障害（11.3%）」である。

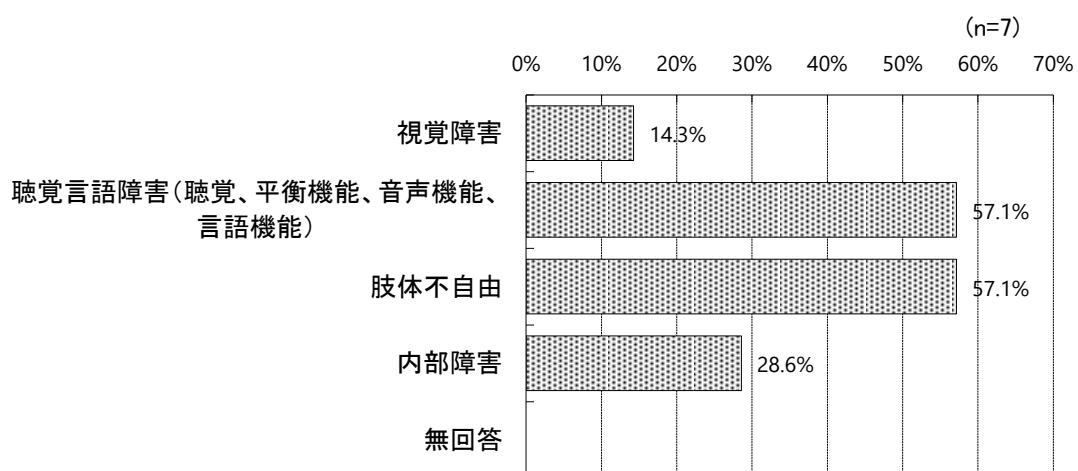
図表 2-192 障害の内容（複数選択）



a) 身体障害の状況（※障害の内容にて「身体障害」を選択した場合）

「聴覚言語障害（聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能）」、「肢体不自由」の割合が高く、それぞれ 57.1%である。次いで、「内部障害（28.6%）」、「視覚障害（14.3%）」である。

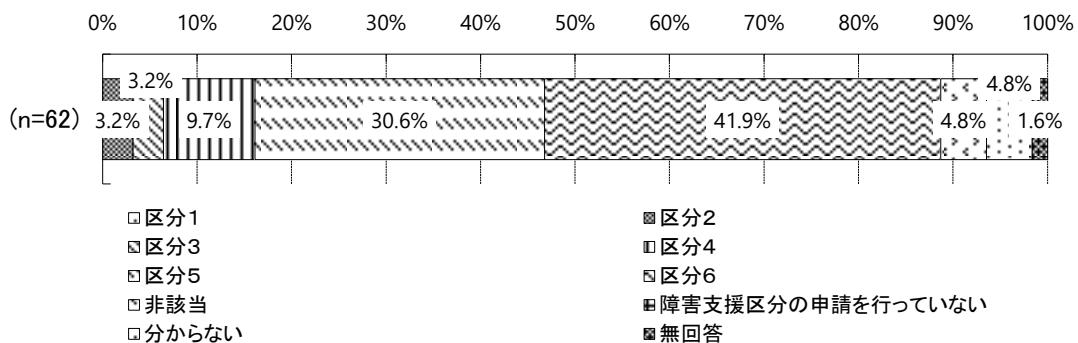
図表 2-193 身体障害の状況（複数選択）



3) 障害支援区分

「区分6」の割合が最も高く41.9%である。次いで、「区分5（30.6%）」、「区分4（9.7%）」である。

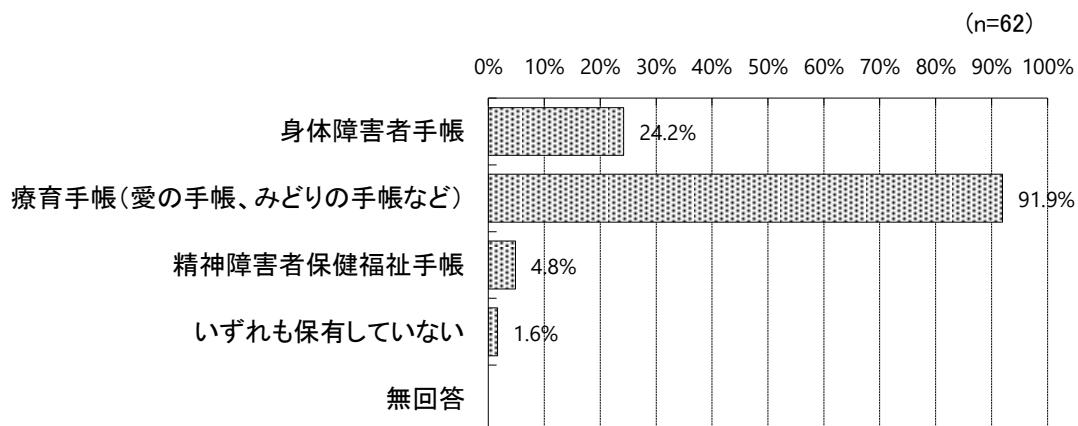
図表 2-194 障害支援区分



4) 障害者手帳の保有状況

「療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳など）」の割合が最も高く91.9%である。次いで、「身体障害者手帳（24.2%）」、「精神障害者保健福祉手帳（4.8%）」である。

図表 2-195 障害者手帳の保有状況（複数選択）



a) 身体障害者手帳の等級（※身体障害者手帳を保有している場合）

「1級」の割合が最も高く40.0%である。次いで、「2級（20.0%）」、「3級（20.0%）」である。

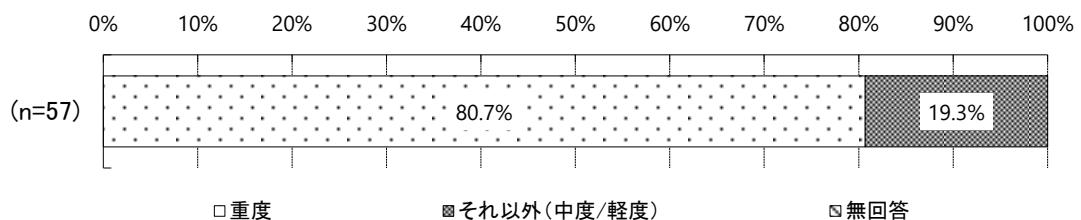
図表 2-196 身体障害者手帳の等級

回答数 (n)	1級	2級	3級	4級	5級	無回答
15	6	3	3	0	0	3
	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%

b) 療育手帳の等級（※療育手帳を保有している場合）

「重度」の割合が最も高く80.7%である。次いで、「それ以外（中度/軽度）（19.3%）」である。

図表 2-197 療育手帳の等級



c) 精神障害者保健福祉手帳の等級（※精神障害者保健福祉手帳を保有している場合）

「1級」の割合が66.7%と最も高く、次いで、「2級（33.3%）」である。

図表 2-198 精神障害者保健福祉手帳の等級

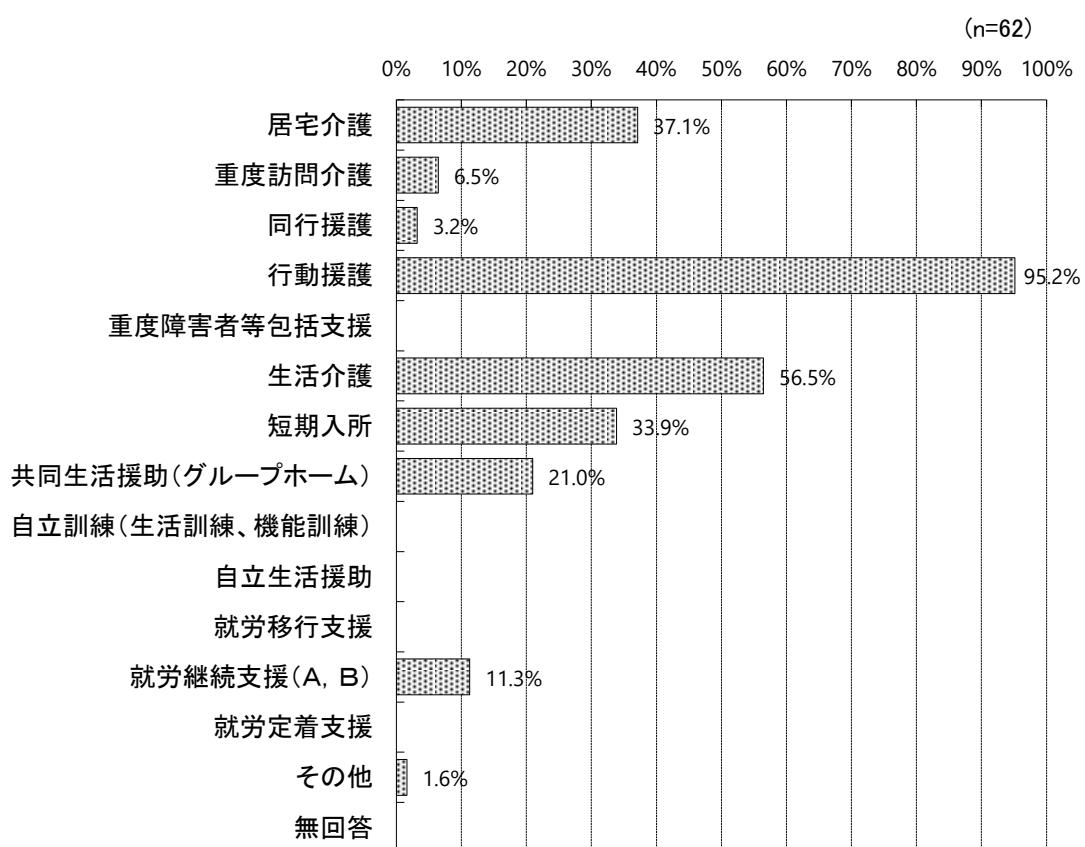
回答数 (n)	1級	2級	3級	無回答
3	2	1	0	0
	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%

② 現在、利用しているサービスについて

1) 現在、利用している障害福祉サービス

「行動援護」の割合が最も高く 95.2%である。次いで、「生活介護（56.5%）」、「居宅介護（37.1%）」である。

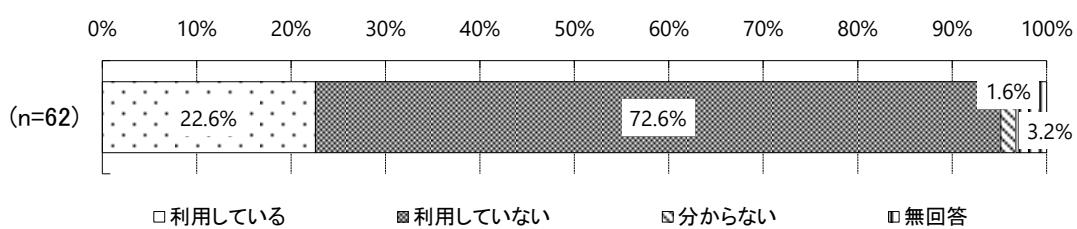
図表 2-199 現在、利用している障害福祉サービス（複数選択）



2) 移動支援（地域生活支援事業）の利用状況

「利用していない」の割合が最も高く 72.6%である。次いで、「利用している（22.6%）」、「分からぬ（1.6%）」である。

図表 2-200 移動支援（地域生活支援事業）の利用状況

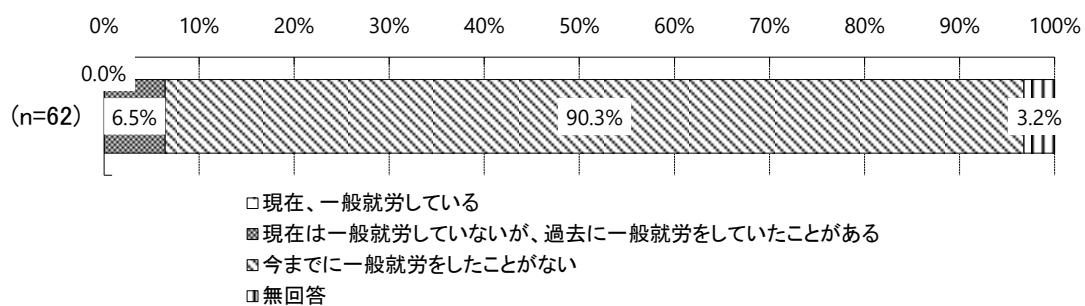


③ 就労の状況について

1) (参考情報) 一般就労の状況 (※回答者の抽出要件あり)

「今までに一般就労をしたことがない」の割合が最も高く 90.3%である。次いで、「現在は一般就労していないが、過去に一般就労をしていたことがある（6.5%）」である。「現在、一般就労している」は、0.0%であった。

図表 2-201 一般就労の状況



(注1)「一般就労している」：以下のいずれかの就労形態のことで、雇用形態（正規、非正規）、所定労働時間は問わない。

また、障害福祉サービス等の利用における就労（就労継続支援 A型・B型事業所、地域活動支援センターでの就労）、就労移行支援事業所の利用を除く。

(1) 通勤又は在宅により企業等で雇用されている

(2) 自営や請負等により何等かの収入を得て働いている

(注2) 本調査の調査対象の抽出について、各事業所に対し要件を定めており、各事業所の利用者 5人抽出のうち、一般就労している利用者最大 3人、一般就労していない利用者 2人の無作為抽出としている（※一般就労している利用者が 3人に満たない場合は、回答者数全体で 5人になるよう一般就労していない利用者から抽出する）。従って、本回答は各事業所の利用者の就労状況は反映していない。

【現在、一般就労している場合 (n=0)】

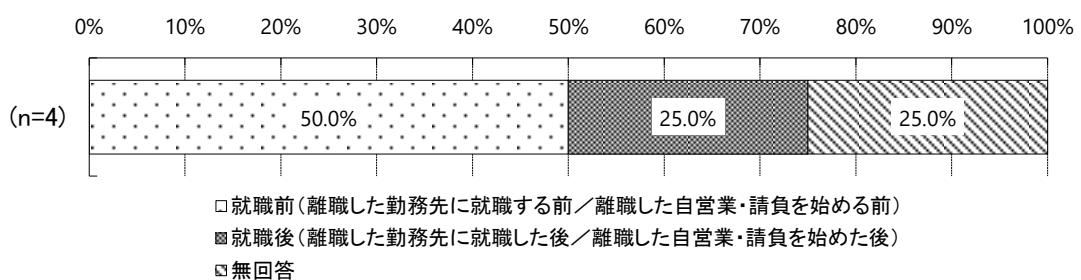
※一般就労している場合は n=0 のため、回答なし。

【現在は一般就労していないが、過去に一般就労したことがある場合（n=4）】

1) いつから障害があったか

「就職前（離職した勤務先に就職する前／離職した自営業・請負を始める前）」の割合が最も高く 50.0%である。次いで、「就職後（離職した勤務先に就職した後／離職した自営業・請負を始めた後）（25.0%）」である。

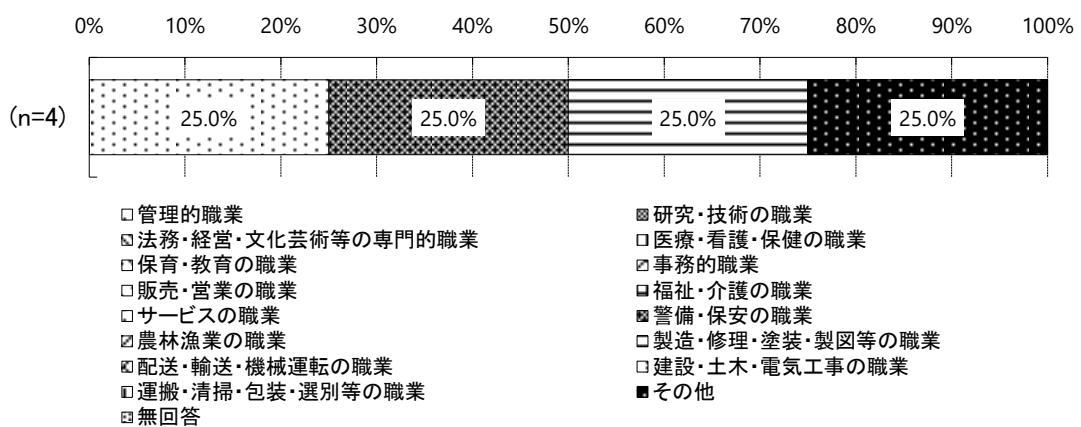
図表 2-202 いつから障害があったか



2) 職業

「サービスの職業」、「警備・保安の職業」、「製造・修理・塗装・製図等の職業」、「その他」の割合が、それぞれ 25.0%である。

図表 2-203 職業



(注) 具体的な業務内容としては、「段ボールにのりを付け、折りたたむ作業」といった回答であった。

3) 就労形態

「通勤又は在宅により企業等で雇用されていた」の割合が最も高く75.0%である。

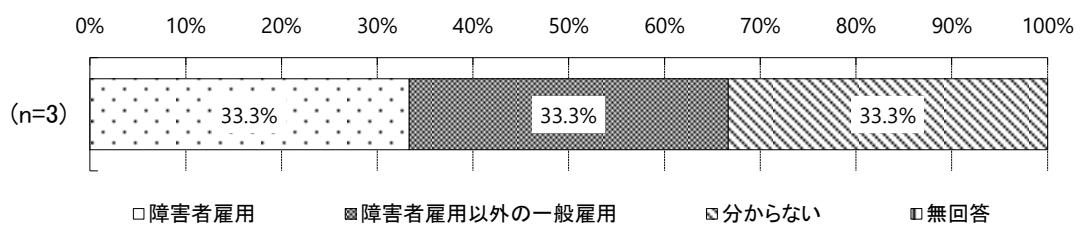
図表 2-204 就労形態



a) 雇用枠（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「障害者雇用」、「障害者雇用以外の一般雇用」、「分からぬ」の割合が、それぞれ33.3%である。

図表 2-205 雇用枠

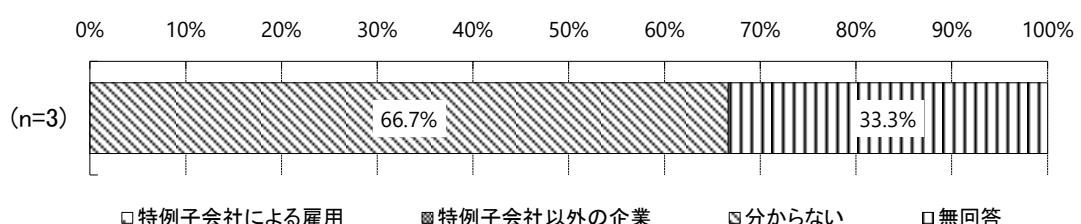


(注) 「障害者雇用」は、障害者雇用率制度（従業員の一定割合以上の障害者の雇用の義務づけ）の対象として企業に雇用されている場合のこと。

b) 雇用先（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「分からぬ」の割合が最も高く66.7%である。

図表 2-206 雇用先

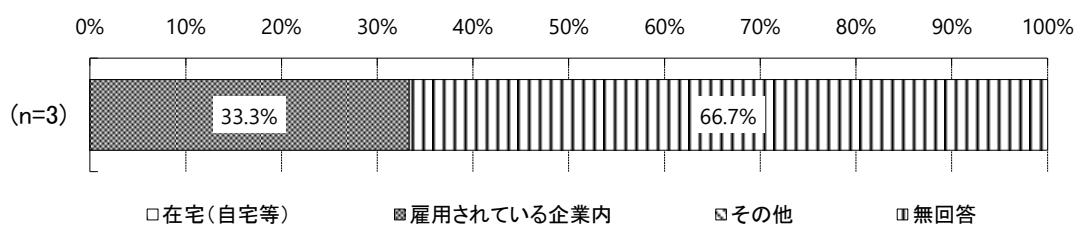


(注) 「特例子会社」：厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受け、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した会社のこと。

c) 勤務場所（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「雇用されている企業内」の割合が最も高く33.3%である。

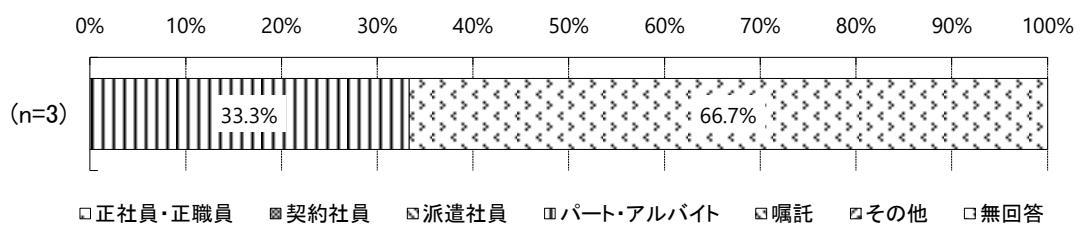
図表 2-207 勤務場所



d) 雇用形態（※通勤又は在宅により企業等に雇用されていた場合）

「パート・アルバイト」の割合が最も高く33.3%である。

図表 2-208 雇用形態



4) 勤務年数

最小値は1.00、最大値は2.00、平均値は1.50、標準偏差は0.71、中央値は1.50である。

図表 2-209 勤務年数（単位：年）

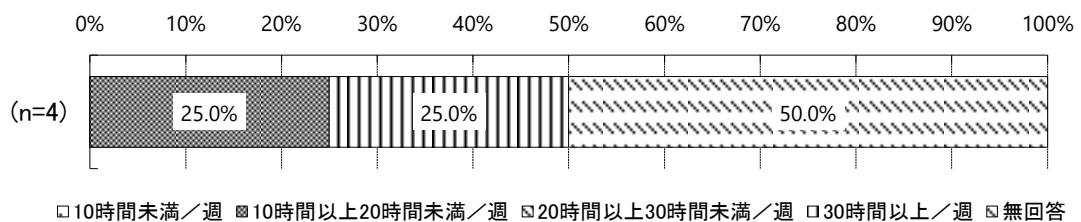
回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
2	1.00	2.00	1.50	0.71	1.50

(注) 一般就労していた企業や自営業等について回答（休職期間は含まない）

5) 勤務時間（週当たり）

「10 時間以上 20 時間未満／週」、「30 時間以上／週」の割合が、それぞれ 25.0%である。

図表 2-210 勤務時間（週当たり）



6) 勤務日数（週当たり）

最小値は 3.00、最大値は 5.00、平均値は 4.00、標準偏差は 1.41、中央値は 4.00 である。

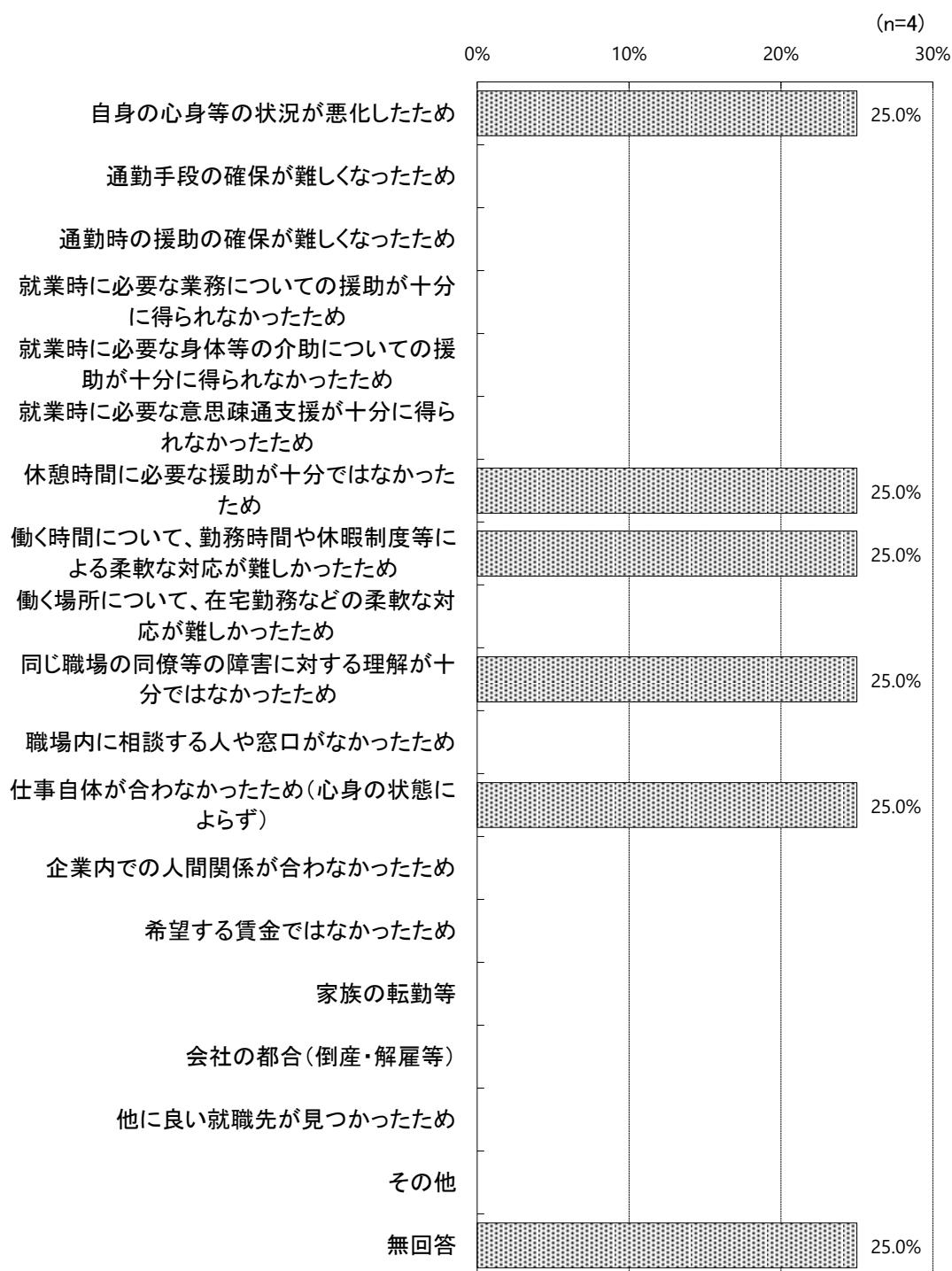
図表 2-211 勤務日数（週当たり、単位：日）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
2	3.00	5.00	4.00	1.41	4.00

7) 離職した理由

「自身の心身等の状況が悪化したため」、「休憩時間に必要な援助が十分ではなかったため」、「働く時間について、勤務時間や休暇制度等による柔軟な対応が難しかったため」、「同じ職場の同僚等の障害に対する理解が十分ではなかったため」、「仕事自体が合わなかつたため（心身の状態によらず）」の割合が高く、それぞれ 25.0%である。

図表 2-212 離職した理由（複数選択）

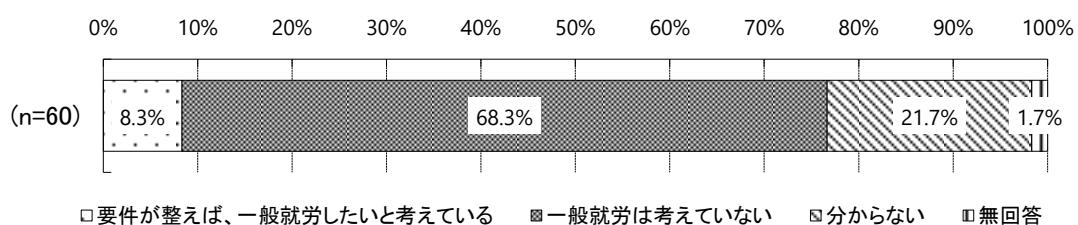


④ 一般就労の希望について（現在、一般就労していない場合）

1) 現時点での一般就労の希望

「一般就労は考えていない」の割合が最も高く 68.3%である。次いで、「分からない（21.7%）」、「要件が整えば、一般就労したいと考えている（8.3%）」である。

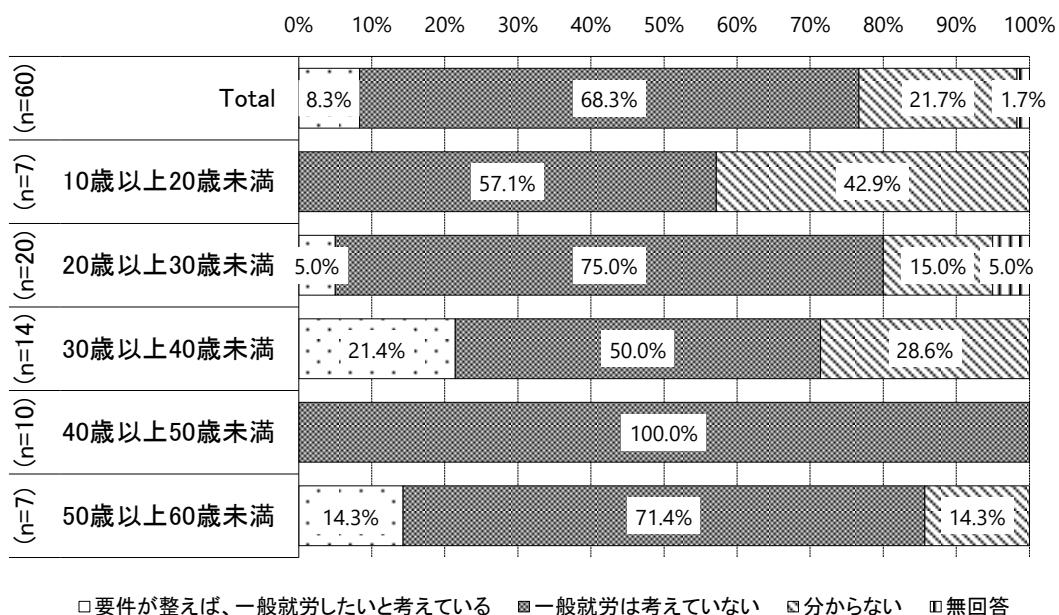
図表 2-213 現時点での一般就労の希望



a) 年齢区分別_現時点での一般就労の希望

年齢区分別に現時点での一般就労の希望をみると、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」は、「20 歳以上 30 歳未満」で 5.0%、「30 歳以上 40 歳未満」では 21.4%、「50 歳以上 60 歳未満」で 14.3%である。

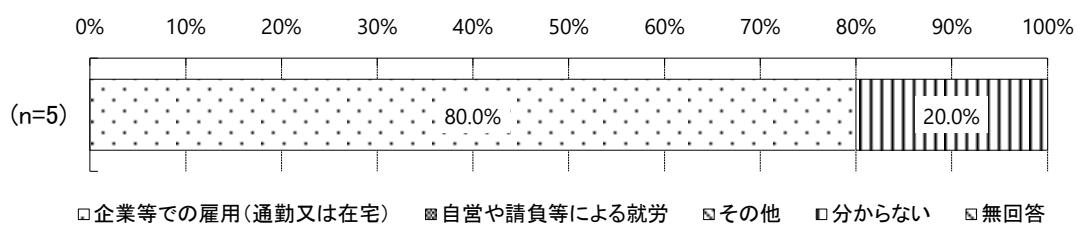
図表 2-214 年齢区分別_現時点での一般就労の希望



b) 就労形態の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

「企業等での雇用（通勤又は在宅）」の割合が最も高く 80.0%である。次いで、「分からぬ（20.0%）」である。

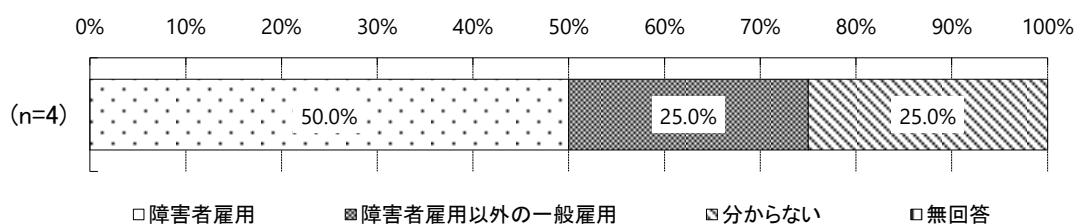
図表 2-215 就労形態の希望



c) 雇用枠の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

「障害者雇用」の割合が最も高く 50.0%である。次いで、障害者雇用以外の一般雇用（25.0%）、「分からぬ（25.0%）」である。

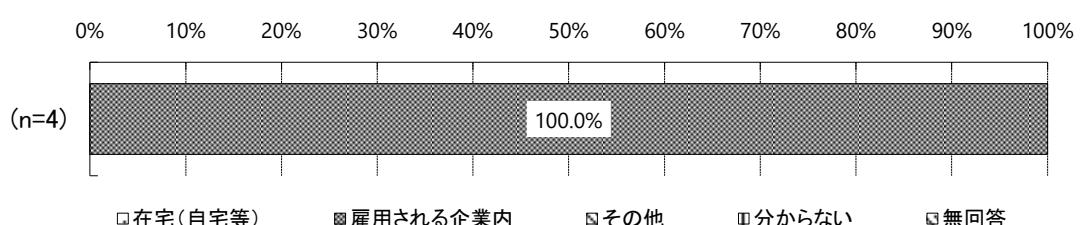
図表 2-216 雇用枠の希望



d) 勤務場所の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

「雇用される企業内」の割合が 100.0%である。

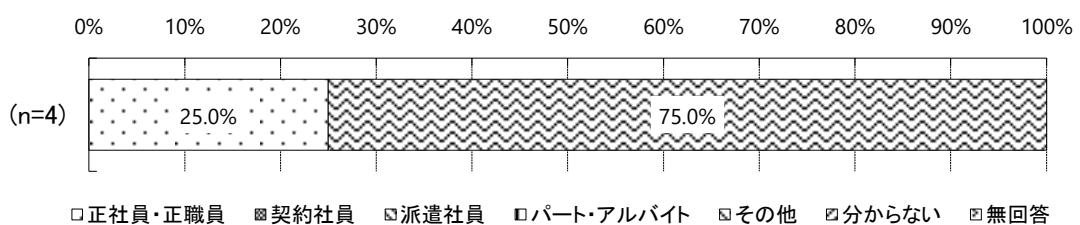
図表 2-217 勤務場所の希望



e) 雇用形態の希望（※企業等での雇用を希望している場合）

「分からない」の割合が最も高く 75.0%である。次いで、「正社員・正職員（25.0%）」である。

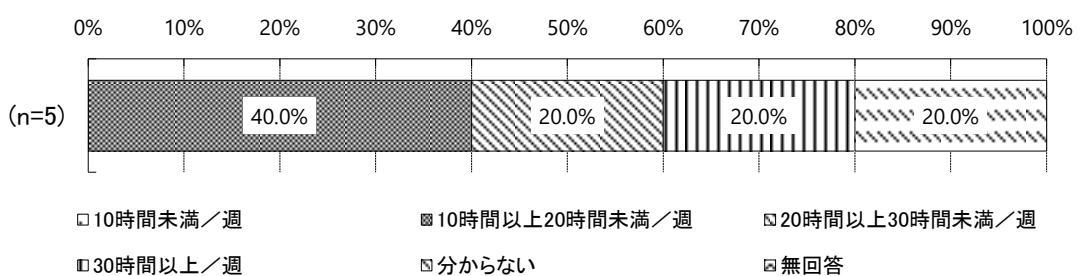
図表 2-218 雇用形態の希望



f) 勤務時間（週当たり）の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

「10 時間以上 20 時間未満／週」の割合が最も高く 40.0%である。次いで、「20 時間以上 30 時間未満／週（20.0%）」、「30 時間以上／週（20.0%）」、「分からない（20.0%）」である。

図表 2-219 勤務時間（週当たり）の希望



g) 勤務日数（週当たり）の希望（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

最小値は 5.00、最大値は 5.00、平均値は 5.00、標準偏差は 0.00、中央値は 5.00 である。

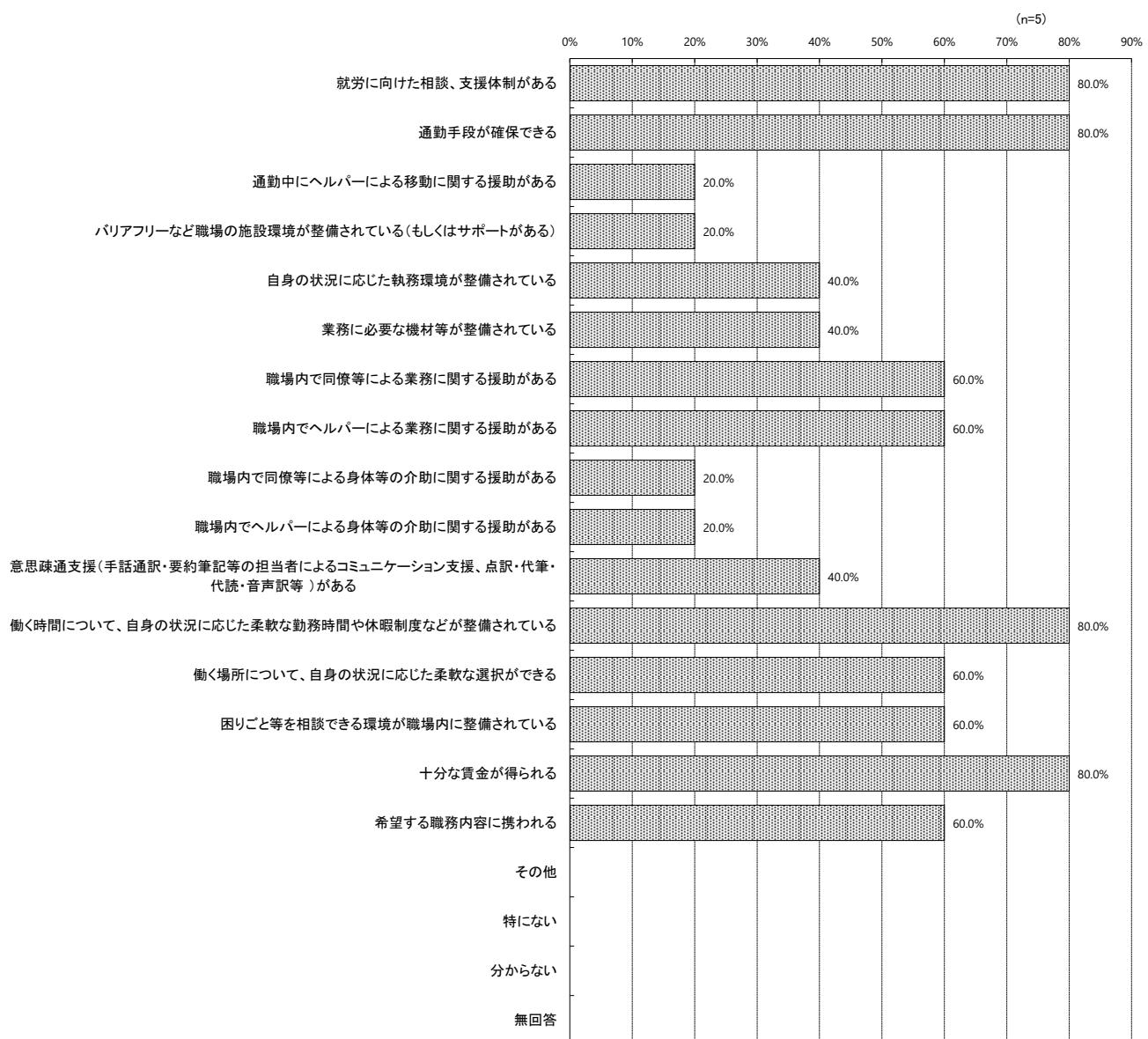
図表 2-220 勤務日数（週当たり）の希望（単位：日）

回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
2	5.00	5.00	5.00	0.00	5.00

h) 就労するに当たって必要な要件（※要件が整えば、一般就労したいと考えている場合）

「就労に向けた相談、支援体制がある」、「通勤手段が確保できる」、「働く時間について、自身の状況に応じた柔軟な勤務時間や休暇制度などが整備されている」、「十分な賃金が得られる」の割合が高く、それぞれ 80.0%である。次いで、「職場内で同僚等による業務に関する援助がある（60.0%）」、「職場内でヘルパーによる業務に関する援助がある（60.0%）」、「働く場所について、自身の状況に応じた柔軟な選択ができる（60.0%）」、「困りごと等を相談できる環境が職場内に整備されている（60.0%）」、「希望する職務内容に携われる（60.0%）」、「自身の状況に応じた執務環境が整備されている（40.0%）」、「業務に必要な機材等が整備されている（40.0%）」、「意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等）がある（40.0%）」である。

図表 2-221 就労するに当たって必要な要件（複数選択）



2) 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援についての意見・要望

※回答なし（自由回答）

(注) 現在、障害者雇用納付金制度に基づく助成金や、自治体の補助事業（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業）により、重度障害者等に対する通勤や職場等における支援として、重度障害者等に対するヘルパーによる身体介助等の支援を実施している。この支援を含め、重度障害者等に対する通勤や職場等の就労支援についてご意見・ご要望があれば回答。

(6) 回答サービス種別による比較（参考）

① 本人の状況について

1) 年齢

回答者の年齢は以下のとおり。

図表 2-222 年齢

	Total (n=202)	居宅介護 (n=46)	重度訪問介護 (n=36)	同行援護 (n=58)	行動援護 (n=62)
10歳以上20歳未満	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	11.3%
20歳以上30歳未満	19.8%	21.7%	16.7%	3.4%	35.5%
30歳以上40歳未満	11.9%	10.9%	8.3%	3.4%	22.6%
40歳以上50歳未満	16.8%	19.6%	30.6%	6.9%	16.1%
50歳以上60歳未満	18.3%	19.6%	27.8%	19.0%	11.3%
60歳以上70歳未満	11.4%	17.4%	5.6%	22.4%	0.0%
70歳以上80歳未満	8.9%	2.2%	8.3%	24.1%	0.0%
80歳以上90歳未満	5.0%	0.0%	0.0%	17.2%	0.0%
90歳以上	1.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%
無回答	3.5%	8.7%	2.8%	0.0%	3.2%

2) 障害の内容

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「身体障害」が 56.5%と最も割合が高く、次いで「精神障害（※発達障害のみの方を除く）」が 28.3%、「知的障害」が 26.1%である。「重度訪問介護」では「身体障害」が 69.4%と最も割合が高く、次いで「知的障害」が 33.3%、「難病」が 19.4%である。「同行援護」では「身体障害」が 84.5%と最も割合が高く、次いで「知的障害」が 10.3%、「その他」が 6.9%である。「行動援護」では「知的障害」が 88.7%と最も割合が高く、次いで「発達障害」が 21.0%、「身体障害」が 11.3%である。

図表 2-223 障害の内容（複数選択）

	Total (n=202)	居宅介護 (n=46)	重度訪問介護 (n=36)	同行援護 (n=58)	行動援護 (n=62)
身体障害	53.0%	56.5%	69.4%	84.5%	11.3%
知的障害	42.1%	26.1%	33.3%	10.3%	88.7%
精神障害（※発達障害のみの方を除く）	10.4%	28.3%	2.8%	3.4%	8.1%
発達障害	6.9%	2.2%	0.0%	0.0%	21.0%
高次脳機能障害	2.0%	4.3%	0.0%	1.7%	1.6%
難病	4.5%	0.0%	19.4%	0.0%	3.2%
その他	5.9%	2.2%	11.1%	6.9%	4.8%
無回答	1.0%	2.2%	2.8%	0.0%	0.0%

3) 障害支援区分

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「区分 3」が 23.9%と最も割合が高く、次いで「区分 4」が 19.6%、「区分 6」が 15.2%である。「重度訪問介護」では「区分 6」が 77.8%と最も割合が高く、次いで「区分 5」が 13.9%、「区分 4」、「分からぬ」が 2.8%である。「同行援護」では「区分 4」が 36.2%と最も割合が高く、次いで「区分 3」が 25.9%、「区分 2」が 12.1%である。「行動援護」では「区分 6」が 41.9%と最も割合が高く、次いで「区分 5」が 30.6%、「区分 4」が 9.7%である。

図表 2-224 障害支援区分

	Total (n=202)	居宅介護 (n=46)	重度訪問介護 (n=36)	同行援護 (n=58)	行動援護 (n=62)
区分 1	1. 5%	2. 2%	0. 0%	3. 4%	0. 0%
区分 2	6. 9%	10. 9%	0. 0%	12. 1%	3. 2%
区分 3	13. 9%	23. 9%	0. 0%	25. 9%	3. 2%
区分 4	18. 3%	19. 6%	2. 8%	36. 2%	9. 7%
区分 5	15. 8%	10. 9%	13. 9%	5. 2%	30. 6%
区分 6	30. 7%	15. 2%	77. 8%	1. 7%	41. 9%
非該当	2. 5%	2. 2%	0. 0%	1. 7%	4. 8%
申請を行っていない	2. 0%	4. 3%	0. 0%	3. 4%	0. 0%
分からぬ	6. 9%	8. 7%	2. 8%	10. 3%	4. 8%
無回答	1. 5%	2. 2%	2. 8%	0. 0%	1. 6%

② 現在利用しているサービスについて

1) 現在、利用している障害福祉サービス

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「居宅介護」が 95.7%と最も割合が高く、次いで「就労継続支援（A，B）」が 37.0%、「同行援護」が 15.2%である。「重度訪問介護」では「重度訪問介護」が 88.9%と最も割合が高く、次いで「生活介護」が 47.2%、「共同生活援助（グループホーム）」が 19.4%である。「同行援護」では「同行援護」が 96.6%と最も割合が高く、次いで「居宅介護」が 39.7%、「就労継続支援（A，B）」が 12.1%である。「行動援護」では「行動援護」が 95.2%と最も割合が高く、次いで「生活介護」が 56.5%、「居宅介護」が 37.1%である。

図表 2-225 現在利用している障害福祉サービス（複数選択）

	Total (n=202)	居宅介護 (n=46)	重度訪問介護 (n=36)	同行援護 (n=58)	行動援護 (n=62)
居宅介護	46.0%	95.7%	8.3%	39.7%	37.1%
重度訪問介護	19.3%	4.3%	88.9%	1.7%	6.5%
同行援護	32.2%	15.2%	0.0%	96.6%	3.2%
行動援護	32.7%	4.3%	11.1%	1.7%	95.2%
重度障害者等包括支援	0.5%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%
生活介護	29.7%	10.9%	47.2%	5.2%	56.5%
短期入所	13.4%	8.7%	2.8%	1.7%	33.9%
共同生活援助（グループホーム）	11.9%	0.0%	19.4%	6.9%	21.0%
自立訓練（生活訓練、機能訓練）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立生活援助	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援（A，B）	15.8%	37.0%	2.8%	12.1%	11.3%
就労定着支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	3.0%	2.2%	2.8%	5.2%	1.6%
無回答	1.0%	2.2%	2.8%	0.0%	0.0%

2) 移動支援の利用状況

いずれの利用サービスにおいても、「利用していない」の割合が高く、「居宅介護」では 60.9%、「重度訪問介護」では 80.6%、「同行援護」では 77.6%、「行動援護」では 72.6%である。

図表 2-226 移動支援

	Total (n=202)	居宅介護 (n=46)	重度訪問介護 (n=36)	同行援護 (n=58)	行動援護 (n=62)
利用している	17.8%	26.1%	8.3%	12.1%	22.6%
利用していない	72.8%	60.9%	80.6%	77.6%	72.6%
分からない	3.0%	4.3%	5.6%	1.7%	1.6%
無回答	6.4%	8.7%	5.6%	8.6%	3.2%

③ 就労の状況

1) (参考情報) 一般就労の状況 (※回答者の抽出要件あり)

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「現在は一般就労していないが、過去に一般就労をしていたことがある」、「今までに一般就労をしたことがない」が39.1%と最も割合が高く、次いで「現在、一般就労している」が17.4%である。「重度訪問介護」では「今までに一般就労をしたことがない」が61.1%と最も割合が高く、次いで「現在、一般就労している」が19.4%、「現在は一般就労していないが、過去に一般就労をしていたことがある」が16.7%である。「同行援護」では「現在は一般就労していないが、過去に一般就労をしていたことがある」が46.6%と最も割合が高く、次いで「今までに一般就労をしたことがない」が34.5%、「現在、一般就労している」が13.8%である。「行動援護」では「今までに一般就労をしたことがない」が90.3%と最も割合が高く、次いで「現在は一般就労していないが、過去に一般就労をしていたことがある」が6.5%、「現在、一般就労している」が0.0%である。

図表 2-227 一般就労の状況

	Total (n=202)	居宅介護 (n=46)	重度訪問介護 (n=36)	同行援護 (n=58)	行動援護 (n=62)
現在、一般就労している	11.4%	17.4%	19.4%	13.8%	0.0%
現在は一般就労していないが、過去に一般就労をしていたことがある	27.2%	39.1%	16.7%	46.6%	6.5%
今までに一般就労をしたことがない	57.4%	39.1%	61.1%	34.5%	90.3%
無回答	4.0%	4.3%	2.8%	5.2%	3.2%

(注1)「一般就労している」：以下のいずれかの就労形態のこと、雇用形態（正規、非正規）、所定労働時間は問わない。

また、障害福祉サービス等の利用における就労（就労継続支援A型・B型事業所、地域活動支援センターでの就労）、就労移行支援事業所の利用を除く。

(1) 通勤又は在宅により企業等で雇用されている

(2) 自営や請負等により何等かの収入を得て働いている

(注2) 本調査の調査対象の抽出について、各事業所に対し要件を定めており、各事業所の利用者5人抽出のうち、一般就労している利用者最大3人、一般就労していない利用者2人の無作為抽出としている（※一般就労している利用者が3人に満たない場合は、回答者数全体で5人になるよう一般就労していない利用者から抽出する）。従って、本回答は各事業所の利用者の就労状況は反映していない。

【現在、一般就労している場合（居宅介護 n=8、重度訪問介護 n=7、同行援護 n=8）】

※行動援護は n=0 のため非掲載

1) いつから障害があるか

「居宅介護」では「現在の一般就労での就職前」が 87.5%と最も割合が高く、次いで「現在の一般就労での就職後」が 12.5%である。「重度訪問介護」では「現在の一般就労での就職前」が 100.0%である。「同行援護」では「現在の一般就労での就職前」が 87.5%と最も割合が高く、次いで「現在の一般就労での就職後」が 12.5%である。

図表 2-228 いつから障害があるか

	Total (n=23)	居宅介護 (n=8)	重度訪問介護 (n=7)	同行援護 (n=8)	行動援護 (n=0)
現在の一般就労での就職前	91.3%	87.5%	100.0%	87.5%	-
現在の一般就労での就職後	8.7%	12.5%	0.0%	12.5%	-
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

2) 職業

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「事務的職業」が 25.0%と最も割合が高く、次いで「管理的職業」、「福祉・介護の職業」、「農林漁業の職業」、「製造・修理・塗装・製図等の職業」、「運搬・清掃・包装・選別等の職業」、「その他」が 12.5%、である。「重度訪問介護」では「事務的職業」、「福祉・介護の職業」が 28.6%と最も割合が高く、次いで「管理的職業」、「サービスの職業」、「その他」が 14.3%、である。「同行援護」では「医療・看護・保健の職業」が 37.5%と最も割合が高く、次いで「管理的職業」、「事務的職業」、「福祉・介護の職業」、「サービスの職業」、「その他」が 12.5%である。

図表 2-229 職業

	Total (n=23)	居宅介護 (n=8)	重度訪問介護 (n=7)	同行援護 (n=8)	行動援護 (n=0)
管理的職業	13.0%	12.5%	14.3%	12.5%	-
研究・技術の職業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
法務・経営・文化芸術等の専門的職業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
医療・看護・保健の職業	13.0%	0.0%	0.0%	37.5%	-
保育・教育の職業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
事務的職業	21.7%	25.0%	28.6%	12.5%	-
販売・営業の職業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
福祉・介護の職業	17.4%	12.5%	28.6%	12.5%	-
サービスの職業	8.7%	0.0%	14.3%	12.5%	-
警備・保安の職業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
農林漁業の職業	4.3%	12.5%	0.0%	0.0%	-
製造・修理・塗装・製図等の職業	4.3%	12.5%	0.0%	0.0%	-
配送・輸送・機械運転の職業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
建設・土木・電気工事の職業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
運搬・清掃・包装・選別等の職業	4.3%	12.5%	0.0%	0.0%	-
その他	13.0%	12.5%	14.3%	12.5%	-
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

【具体的な業務内容】

※居宅介護では、「農業」、「外資系の製薬会社事務」、「マッサージ」、「病院内清掃」、「デイサービスで介護補助」、「製造」、「事務処理、販売、電話対応」といった回答であった。

※重度訪問介護では、「電話対応、パソコン操作」、「データ入力」、「EC サイトの管理全般」、「データ入力 PC サイトの管理」、「採用事務」、「訪問介護事業者の経営」、「会社の管理」といった回答であった。

※同行援護では、「マッサージ師」、「訪問マッサージ」、「指圧、はり」、「鍼灸師」、「鍼灸院自営」、「代表取締役業務」、「オペレーター」、「デイサービスの支援」といった回答であった。

3) 1か月の賃金収入（令和6年10月）

利用サービス種別別の「1か月の賃金収入」は以下のとおり。

図表 2-230 1か月の賃金収入（令和6年10月、単位：円）

	合計値	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
居宅介護 (n=5)	660,000	40,000	300,000	132,000	105,688	80,000
重度訪問介護 (n=7)	1,297,500	75,000	410,000	185,357	120,367	162,500
同行援護 (n=6)	671,000	5,000	300,000	111,833	103,131	100,000

(注) 一般就労における賃金収入（手当等を含めたもの。税金等を差し引く前の金額）について回答

4) 就労形態

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「通勤又は在宅により企業等で雇用されている」が 87.5%と最も割合が高く、次いで「自営や請負等により収入を得て働いている」が 12.5%である。「重度訪問介護」では「通勤又は在宅により企業等で雇用されている」が 71.4%と最も割合が高く、次いで「自営や請負等により収入を得て働いている」が 28.6%である。「同行援護」では「通勤又は在宅により企業等で雇用されている」、「自営や請負等により収入を得て働いている」が 50.0%である。

図表 2-231 就労形態

	Total (n=23)	居宅介護 (n=8)	重度訪問介護 (n=7)	同行援護 (n=8)	行動援護 (n=0)
通勤又は在宅により企業等で雇用されている	69.6%	87.5%	71.4%	50.0%	-
自営や請負等により収入を得て働いている	30.4%	12.5%	28.6%	50.0%	-
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

5) 勤務年数

利用サービス種別別の「勤務年数」は以下のとおり。

図表 2-232 勤務年数（単位：年）

	合計値	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
居宅介護 (n=8)	160.00	2.00	38.00	20.00	12.24	20.00
重度訪問介護 (n=6)	44.00	2.00	20.00	7.33	6.89	5.00
同行援護 (n=5)	112.00	3.00	40.00	22.40	15.66	30.00

(注) 現在、一般就労している企業や自営業等について回答（休職期間は含まない）。

6) 現在の勤務時間（週当たり）

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「30 時間以上／週」が 37.5%と最も割合が高く、次いで「10 時間未満／週」、「20 時間以上 30 時間未満／週」が 25.0%、「10 時間以上 20 時間未満／週」が 12.5%である。「重度訪問介護」では「30 時間以上／週」が 57.1%と最も割合が高く、次いで「10 時間以上 20 時間未満／週」が 42.9%、「10 時間未満／週」、「20 時間以上 30 時間未満／週」が 0.0%である。「同行援護」では「10 時間未満／週」が 37.5%と最も割合が高く、次いで「10 時間以上 20 時間未満／週」、「20 時間以上 30 時間未満／週」が 25.0%、「30 時間以上／週」が 12.5%である。

図表 2-233 現在の勤務時間（週当たり）

	Total (n=23)	居宅介護 (n=8)	重度訪問介護 (n=7)	同行援護 (n=8)	行動援護 (n=0)
10時間未満／週	21.7%	25.0%	0.0%	37.5%	-
10時間以上20時間未満／週	26.1%	12.5%	42.9%	25.0%	-
20時間以上30時間未満／週	17.4%	25.0%	0.0%	25.0%	-
30時間以上／週	34.8%	37.5%	57.1%	12.5%	-
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

7) 現在の勤務日数（週当たり）

利用サービス種別別の勤務日数（週当たり）は以下のとおり。

図表 2-234 現在の勤務日数（週当たり、単位：日）

	合計値	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
居宅介護 (n=6)	30.00	3.00	7.00	5.00	1.26	5.00
重度訪問介護 (n=7)	32.00	3.00	6.00	4.57	1.29	5.00
同行援護 (n=7)	27.00	1.00	6.00	3.86	1.77	4.00

8) 通勤方法（通常勤務時）

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「その他」が 37.5%と最も割合が高く、次いで「徒歩」、「公共交通機関（バス、鉄道等）」が 25.0%、「自家用車」、「通勤していない（在宅等）」が 12.5%である。「重度訪問介護」では「通勤していない（在宅等）」が 57.1%と最も割合が高く、次いで「公共交通機関（バス、鉄道等）」、「自家用車」が 14.3%である。「同行援護」では「通勤していない（在宅等）」が 62.5%と最も割合が高く、次いで「公共交通機関（バス、鉄道等）」が 25.0%、「徒歩」、「事業所（企業）が手配するバス等」が 12.5%である。

図表 2-235 通勤方法（複数選択）

	Total (n=23)	居宅介護 (n=8)	重度訪問介護 (n=7)	同行援護 (n=8)	行動援護 (n=0)
徒歩	13.0%	25.0%	0.0%	12.5%	-
公共交通機関（バス、鉄道等）	21.7%	25.0%	14.3%	25.0%	-
自家用車	8.7%	12.5%	14.3%	0.0%	-
事業所（企業）が手配するバス等	4.3%	0.0%	0.0%	12.5%	-
その他	13.0%	37.5%	0.0%	0.0%	-
通勤していない（在宅等）	43.5%	12.5%	57.1%	62.5%	-
無回答	4.3%	0.0%	14.3%	0.0%	-

（注）居宅介護の「その他」として、「自転車」が 3 件

9) 「休憩中」における支援の有無

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「特に支援は受けていない」が 100.0%である。「重度訪問介護」では「支援を受けている」が 71.4%、「特に支援は受けていない」が 28.6%である。「同行援護」では「特に支援は受けていない」が 87.5%、「支援を受けている」が 12.5%である。

図表 2-236 「休憩中」に受けている支援の有無

	Total (n=23)	居宅介護 (n=8)	重度訪問介護 (n=7)	同行援護 (n=8)	行動援護 (n=0)
支援を受けている	26.1%	0.0%	71.4%	12.5%	-
特に支援は受けていない	73.9%	100.0%	28.6%	87.5%	-
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

10) 雇用している企業等が行っている合理的配慮（※通勤又は在宅により企業等に雇用されている場合）

利用サービス種別の「雇用している企業等が行っている合理的配慮」は以下のとおり。

図表 2-237 雇用している企業等が行っている合理的配慮（複数選択）

	Total (n=16)	居宅介護 (n=7)	重度訪問介護 (n=5)	同行援護 (n=4)	行動援護 (n=0)
（働き方の配慮）勤務時間の配慮（短時間勤務、フレックス勤務、始業・終業時間の調整等）	62.5%	57.1%	100.0%	25.0%	-
働く場所の配慮（テレワーク等）	43.8%	14.3%	100.0%	25.0%	-
通院、体調管理、休養等への配慮	62.5%	42.9%	80.0%	75.0%	-
相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）	31.3%	14.3%	40.0%	50.0%	-
（働く環境の整備）職場内の移動負担を軽減する設備の設置	18.8%	14.3%	20.0%	25.0%	-
作業を容易にする／可能にする設備・機器の設置（音声読み上げソフト、異常がわかる機器等）	12.5%	0.0%	40.0%	0.0%	-
仕事に集中できる環境や設備、休憩スペース等の確保	12.5%	14.3%	20.0%	0.0%	-
（業務内容・業務中の支援）業務内容への配慮	37.5%	14.3%	60.0%	50.0%	-
作業工程の単純化、指示の工夫	6.3%	0.0%	20.0%	0.0%	-
業務に必要な職務上の介助（PC等の準備・調整や入力・出力等に係る操作、書類等の整理等）	31.3%	14.3%	60.0%	25.0%	-
業務中の身体介助	12.5%	0.0%	40.0%	0.0%	-
意思疎通支援	6.3%	0.0%	20.0%	0.0%	-
（通勤について）通勤時の移動手段、駐車場の確保等	18.8%	0.0%	60.0%	0.0%	-
通勤時の援助・介助	12.5%	0.0%	40.0%	0.0%	-
通勤時間帯への配慮（ラッシュ、人混みを避ける等）	18.8%	14.3%	40.0%	0.0%	-
その他	6.3%	0.0%	20.0%	0.0%	-
合理的配慮は受けていない	6.3%	0.0%	0.0%	25.0%	-
分からない	6.3%	14.3%	0.0%	0.0%	-
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

1 1) 就労を継続する上で助けになっていること

利用サービス種別別の「就労を継続する上で助けになっていること」は以下のとおり。

図表 2-238 就労を継続する上で助けになっていること（複数選択）

	Total (n=23)	居宅介護 (n=8)	重度訪問介護 (n=7)	同行援護 (n=8)	行動援護 (n=0)
通勤手段が確保できている	39.1%	25.0%	57.1%	37.5%	-
通勤時の援助者が確保できている	13.0%	0.0%	42.9%	0.0%	-
就業時の職場環境が整っている	39.1%	12.5%	71.4%	37.5%	-
就業時に必要な業務についての援助がある	34.8%	25.0%	71.4%	12.5%	-
就業時に必要な身体等の介助についての援助がある	21.7%	12.5%	57.1%	0.0%	-
就業時に必要な意思疎通支援がある	8.7%	0.0%	28.6%	0.0%	-
休憩中に必要な援助がある	21.7%	0.0%	71.4%	0.0%	-
状況に応じて勤務時間を柔軟に対応してもらえる	43.5%	37.5%	71.4%	25.0%	-
状況に応じて働く場所を柔軟に対応してもらえる	26.1%	12.5%	57.1%	12.5%	-
状況に応じて休暇等の制度を柔軟に対応してもらえる	13.0%	12.5%	14.3%	12.5%	-
困りごと等を相談できる環境が整っている	26.1%	37.5%	28.6%	12.5%	-
同じ職場で働く同僚が、障害に対する理解がある	43.5%	50.0%	57.1%	25.0%	-
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
特に助けになっていることはない	8.7%	12.5%	0.0%	12.5%	-
分からぬ	4.3%	0.0%	0.0%	12.5%	-
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

1 2) 就労を継続するに当たって課題となっていること

利用サービス種別別の「就労を継続するに当たって課題となっていること」は以下のとおり。いずれも「特に課題はない」の割合が最も高い。

図表 2-239 就労を継続するに当たって課題となっていること（複数選択）

	Total (n=23)	居宅介護 (n=8)	重度訪問介護 (n=7)	同行援護 (n=8)	行動援護 (n=0)
通勤手段の確保が難しい	4.3%	12.5%	0.0%	0.0%	-
通勤時の援助者の確保が難しい	8.7%	0.0%	14.3%	12.5%	-
就業時の業務に関する職場環境の整備が十分ではない、制約がある	4.3%	0.0%	0.0%	12.5%	-
就業時の業務に関する援助が十分ではない、制約がある	8.7%	0.0%	14.3%	12.5%	-
就業時の身体等の介助に関する援助が十分ではない、制約がある	8.7%	12.5%	14.3%	0.0%	-
就業時の意思疎通支援が十分ではない、制約がある	4.3%	0.0%	0.0%	12.5%	-
休憩時間に必要な援助が十分ではない、制約がある	13.0%	0.0%	28.6%	12.5%	-
勤務時間の対応が柔軟ではない、制約がある	8.7%	25.0%	0.0%	0.0%	-
働く場所の対応が柔軟ではない、制約がある	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
休暇等の制度が柔軟ではない、制約がある	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
困りごと等を相談できる環境が職場にない、あるが機能していない	4.3%	0.0%	0.0%	12.5%	-
同じ職場で働く同僚等の障害に対する理解が浸透していない	4.3%	0.0%	0.0%	12.5%	-
その他	4.3%	12.5%	0.0%	0.0%	-
特に課題はない	65.2%	50.0%	71.4%	75.0%	-
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

【現在は一般就労していないが、過去に一般就労したことがある場合（居宅介護 n=18、重度訪問介護 n=6、同行援護 n=27）】※行動援護は n=4 のため非掲載（合計には含む）

1) いつから障害があったか

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「就職後」が 55.6%、「就職前」が 44.4%である。「重度訪問介護」では「就職後」が 66.7%、「就職前」が 33.3%である。「同行援護」では「就職後」が 66.7%、「就職前」が 33.3%である。

図表 2-240 いつから障害があったか

	Total (n=55)	居宅介護 (n=18)	重度訪問介護 (n=6)	同行援護 (n=27)	行動援護 (n=4)
就職前	38.2%	44.4%	33.3%	33.3%	-
就職後	60.0%	55.6%	66.7%	66.7%	-
無回答	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	-

2) 離職した理由

利用サービス種別別の「離職した理由」は以下のとおり。いずれも「自身の心身等の状況が悪化したため」の割合が最も高い。

図表 2-241 離職した理由（複数選択）

	Total (n=55)	居宅介護 (n=18)	重度訪問介護 (n=6)	同行援護 (n=27)	行動援護 (n=4)
自身の心身等の状況が悪化したため	56.4%	72.2%	66.7%	48.1%	-
通勤手段の確保が難しくなったため	7.3%	0.0%	16.7%	11.1%	-
通勤時の援助の確保が難しくなったため	3.6%	0.0%	33.3%	0.0%	-
就業時に必要な業務についての援助が十分に得られなかつたため	5.5%	5.6%	33.3%	0.0%	-
就業時に必要な身体等の介助についての援助が十分に得られなかつたため	7.3%	11.1%	33.3%	0.0%	-
就業時に必要な意思疎通支援が十分に得られなかつたため	5.5%	11.1%	16.7%	0.0%	-
休憩時間に必要な援助が十分ではなかつたため	5.5%	5.6%	16.7%	0.0%	-
働く時間について、勤務時間や休暇制度等による柔軟な対応が難しかつたため	3.6%	5.6%	0.0%	0.0%	-
働く場所について、在宅勤務などの柔軟な対応が難しかつたため	5.5%	0.0%	50.0%	0.0%	-
同じ職場の同僚等の障害に対する理解が十分ではなかつたため	7.3%	5.6%	33.3%	0.0%	-
職場内に相談する人や窓口がなかつたため	3.6%	0.0%	33.3%	0.0%	-
仕事自体が合わなかつたため（心身の状態によらず）	5.5%	5.6%	16.7%	0.0%	-
企業内での人間関係が合わなかつたため	5.5%	5.6%	16.7%	3.7%	-
希望する賃金ではなかつたため	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
家族の転勤等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
会社の都合（倒産・解雇等）	3.6%	0.0%	0.0%	7.4%	-
他に良い就職先が見つかったため	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
その他	25.5%	16.7%	16.7%	37.0%	-
無回答	3.6%	0.0%	0.0%	3.7%	-

【離職理由の具体的な内容】

※居宅介護では、「ほとんど視力が無くなったため」、「人間関係や自分の気持ちが耐えられなかった」、「頸椎損傷の後遺症で働けなくなった」、「子育てとの両立が難しく、うつ病になった」、「体が動かなくなった」、「悪口が聞こえてくるようになった」といった回答である。

※重度訪問介護では、「脳梗塞」、「受傷当時の地方では、障害者雇用の知識、情報が殆どなく、障害者が働くという考え方を持たなかった」といった回答である。

※同行援護では、「視覚障害者となったため」、「全盲になったため」、「事故で突然全盲になったため」、「視力低下のため自動車免許を返納したため」、「雇い止めになったため」、「糖尿病が悪化し、目が見えにくくなり運転できなくなった」、「結婚のため」、「加齢のため」、「疾病の影響により次第に視力が低下したため」といった回答である。

④ 一般就労の希望について（※現在、一般就労していない場合）

1) 現時点での一般就労の希望

利用サービス種別別にみると、「居宅介護」では「一般就労は考えていない」が 63.9%と最も割合が高く、次いで「分からない」が 22.2%、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」が 13.9%である。「重度訪問介護」では「一般就労は考えていない」が 64.3%と最も割合が高く、次いで「分からない」が 28.6%、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」が 7.1%である。「同行援護」では「一般就労は考えていない」が 66.0%と最も割合が高く、次いで「分からない」が 21.3%、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」が 10.6%である。「行動援護」では「一般就労は考えていない」が 68.3%と最も割合が高く、次いで「分からない」が 21.7%、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」が 8.3%である。

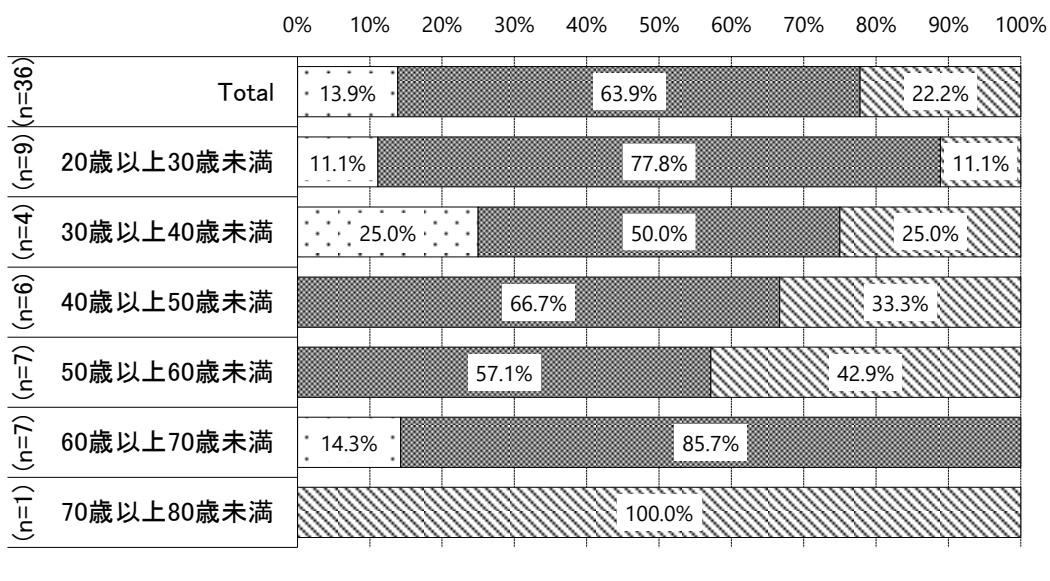
図表 2-242 現時点での一般就労の希望

	Total (n=171)	居宅介護 (n=36)	重度訪問介護 (n=28)	同行援護 (n=47)	行動援護 (n=60)
要件が整えば、一般就労したいと考えている	9.9%	13.9%	7.1%	10.6%	8.3%
一般就労は考えていない	66.1%	63.9%	64.3%	66.0%	68.3%
分からない	22.8%	22.2%	28.6%	21.3%	21.7%
無回答	1.2%	0.0%	0.0%	2.1%	1.7%

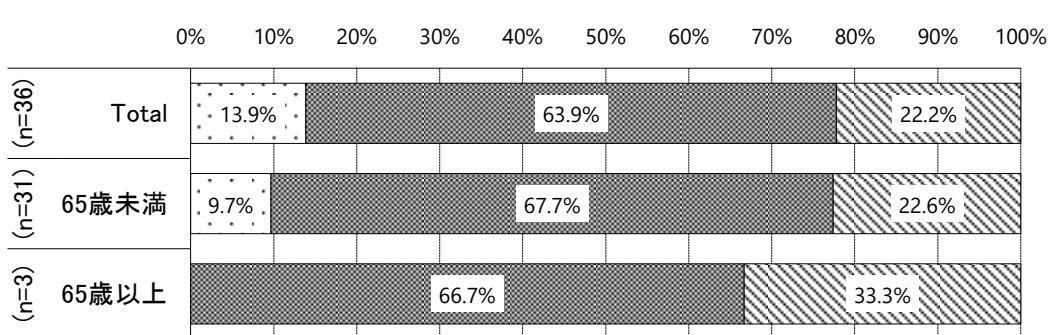
a) 年齢区分別_現時点での一般就労の希望（各サービス種単位）

年齢区分別にみると、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」は、「居宅介護」では、「20歳以上 30歳未満」で 11.1%、「30歳以上 40歳未満」で 25.0%である。「重度訪問介護」では、「20歳以上 30歳未満」、「30歳以上 40歳未満」では 0.0%、「40歳以上 50歳未満」で 11.1%、「50歳以上 60歳未満」で 10.0%である。「同行援護」では、「30歳以上 40歳未満」では 50.0%、「40歳以上 50歳未満」で 66.7%、「50歳以上 60歳未満」で 12.5%、「60歳以上 70歳未満」で 11.1%である。「行動援護」では、「20歳以上 30歳未満」で 5.0%、「30歳以上 40歳未満」では 21.4%、「50歳以上 60歳未満」で 14.3%である。

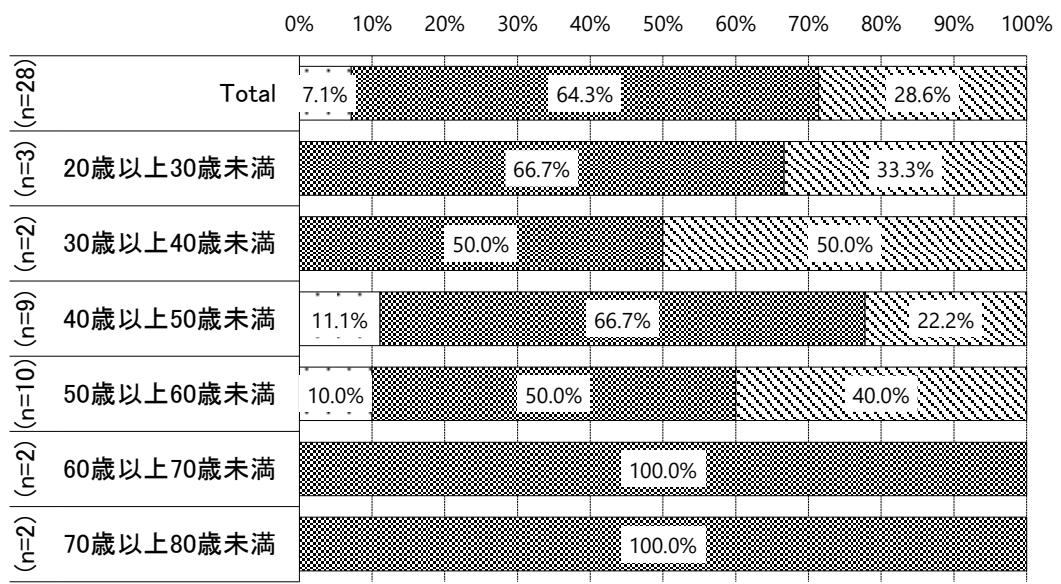
図表 2-243 年齢区分別_現時点での一般就労の希望（居宅介護）



図表 2-244 年齢区分別（65歳未満/65歳以上）_現時点での一般就労の希望（居宅介護）

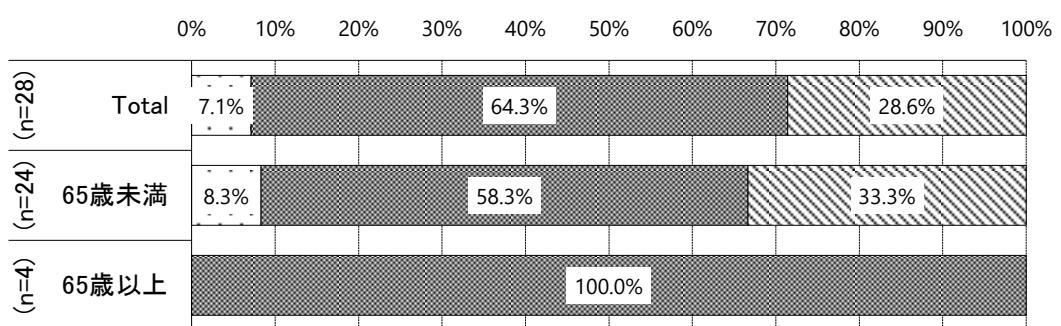


図表 2-245 年齢区分別_現時点での一般就労の希望（重度訪問介護）



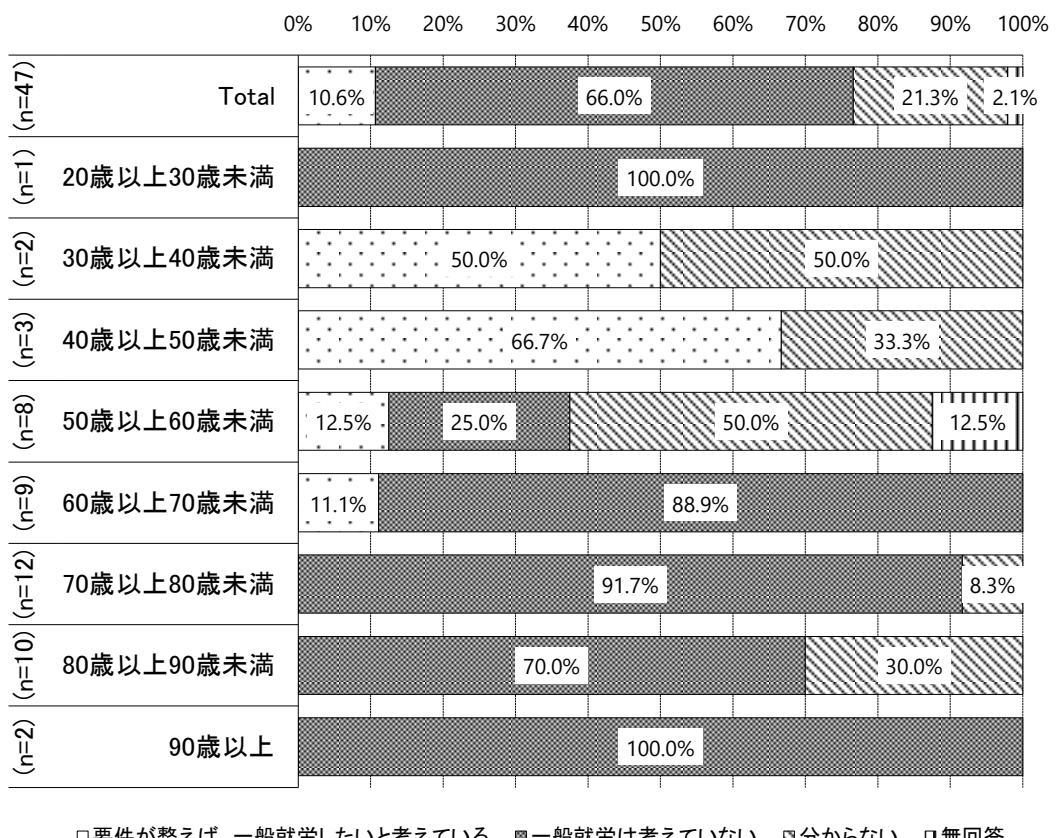
□要件が整えば、一般就労したいと考えている ■一般就労は考えていない ▨分からぬ □無回答

図表 2-246 年齢区分別（65歳未満/65歳以上）_現時点での一般就労の希望（重度訪問介護）

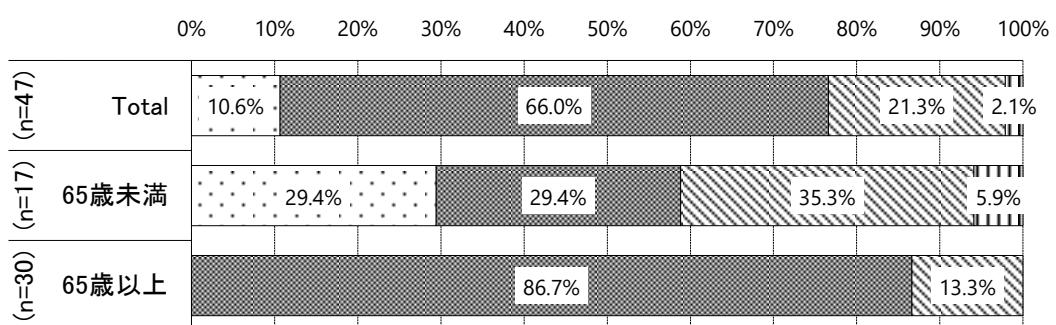


□要件が整えば、一般就労したいと考えている ■一般就労は考えていない ▨分からぬ □無回答

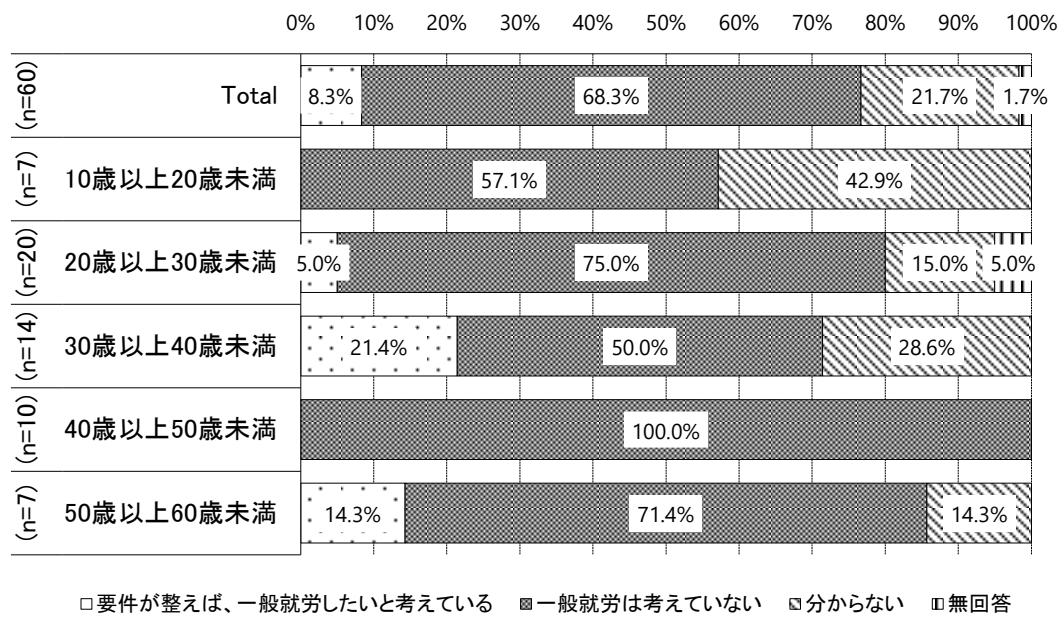
図表 2-247 年齢区分別_現時点での一般就労の希望（同行援護）



図表 2-248 年齢区分別（65歳未満/65歳以上）_現時点での一般就労の希望（同行援護）



図表 2-249 年齢区分別_現時点での一般就労の希望（行動援護）



図表 2-250 年齢区分別（65歳未満/65歳以上）_現時点での一般就労の希望（行動援護）

※65歳以上の回答がないため掲載なし

b) 就労形態の希望

就労形態の希望は以下のとおり。

図表 2-251 就労形態の希望（※一般就労の希望がある場合）

	Total (n=17)	居宅介護 (n=5)	重度訪問介護 (n=2)	同行援護 (n=5)	行動援護 (n=5)
企業等での雇用（通勤又は在宅）	70.6%	60.0%	50.0%	80.0%	80.0%
自営や請負等による就労	5.9%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
その他	5.9%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
分からぬ	17.6%	20.0%	0.0%	20.0%	20.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

3. 企業アンケート調査結果

※企業アンケート調査は、「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」のいずれかの活用有無別に集計を行った。ただし、回答数が少ない設問については単純集計のみを掲載している。

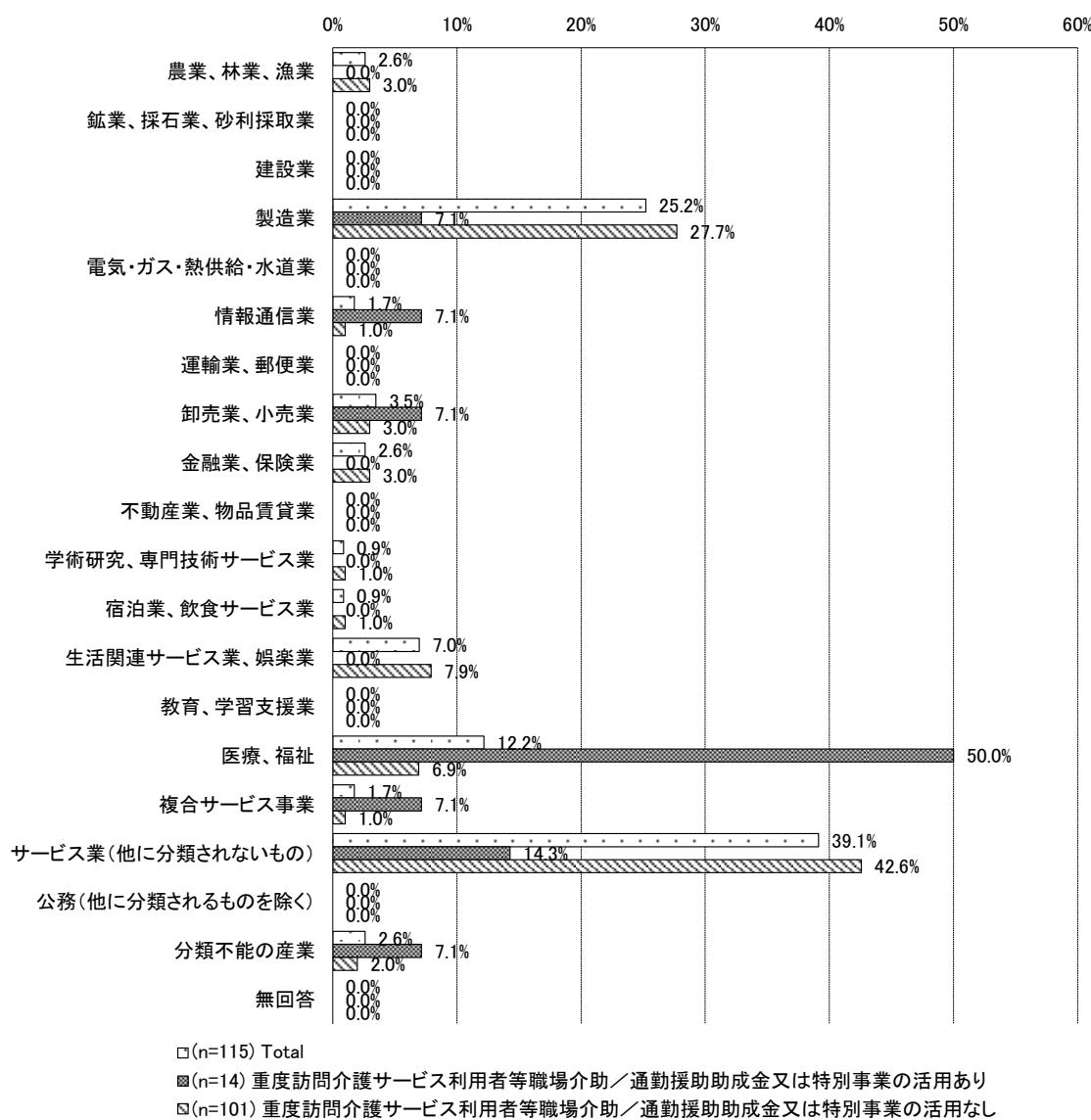
(1) 企業（事業所）の概要（令和6年11月1日時点）

① 企業（事業所）の主な業種

全体では、「サービス業（他に分類されないもの）」の割合が最も高く39.1%となっている。次いで、「製造業（25.2%）」、「医療、福祉（12.2%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「医療、福祉」が50.0%と最も割合が高く、活用なしでは「サービス業（他に分類されないもの）」が42.6%と最も割合が高くなっている。

図表 2-252 企業（事業所）の主な業種（単数選択）

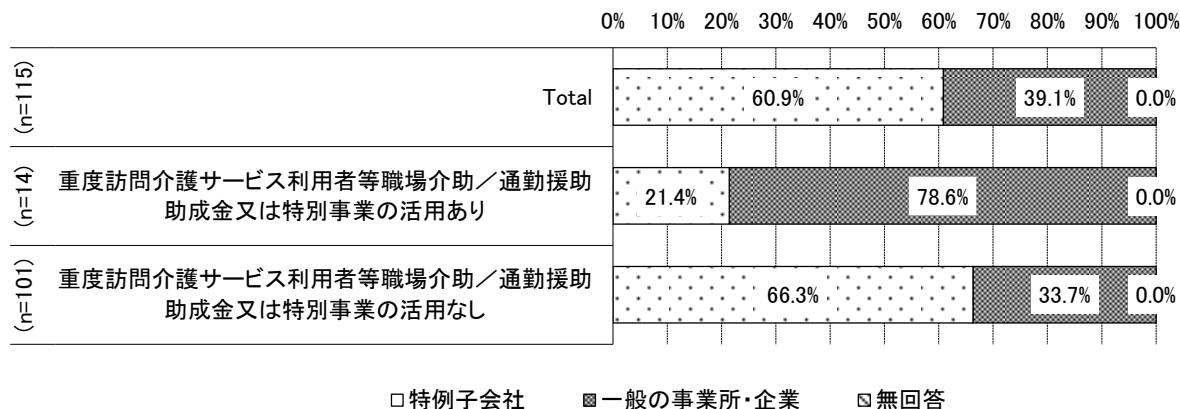


②企業（事業所）の形態

全体では、「特例子会社」の割合が 60.9%、「一般の事業所・企業」の割合が 39.1%となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「一般の事業所・企業（78.6%）」、活用なしでは「特例子会社（66.3%）」で、全体の傾向よりも割合が高くなっている。

図表 2-253 企業（事業所）の形態



③企業（事業所）での従業員規模（常用雇用労働者数）

常用雇用労働者数は、企業単位では、平均値 642.0、最小値 6.0、最大値 20,074.0、標準偏差 2,501.3 となっている。事業所単位で回答があった場合は、事業所単位では、平均値 171.4、最小値 2.0、最大値 1,500.0、標準偏差 348.5 となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありの方が企業規模、事業所規模が小さい傾向が見られた。

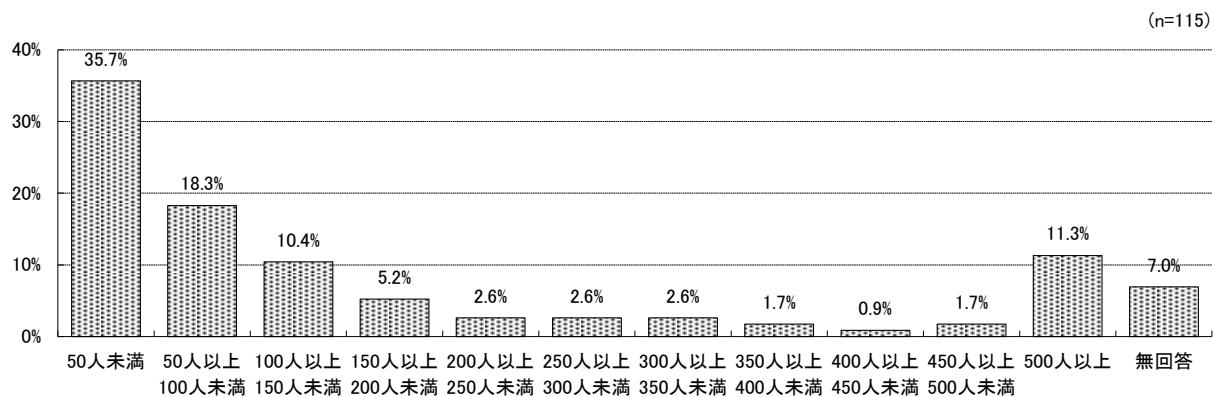
図表 2-254 企業（事業所）での従業員規模（常用雇用労働者、単位：人）

		回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	企業単位	107	6.0	20,074.0	642.0	2,501.3	78.0
	事業所単位	18	2.0	1,500.0	171.4	348.5	57.5
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり	企業単位	13	6.0	1795.0	181.6	486.7	46.0
	事業所単位	4	2.0	25.0	13.3	9.5	13.0
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用なし	企業単位	94	6.0	20,074.0	705.6	2,658.4	79.5
	事業所単位	14	11.0	1,500.0	216.6	385.9	82.0

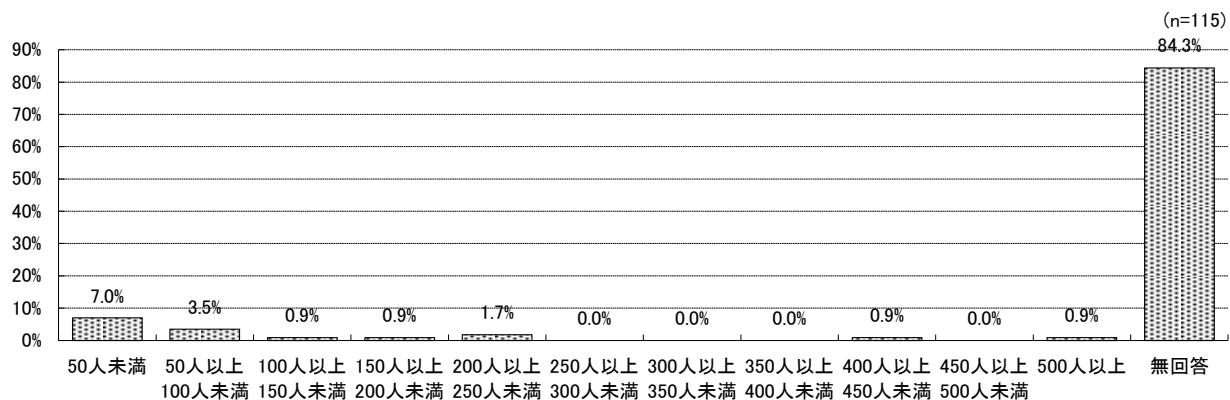
（注）事業所単位での回答の場合は、事業所・企業の両方について回答。企業単位での回答の場合は、企業のみを回答。

図表 2-255 企業（事業所）での従業員規模（常用雇用労働者数）の分布

【企業】



【事業所】

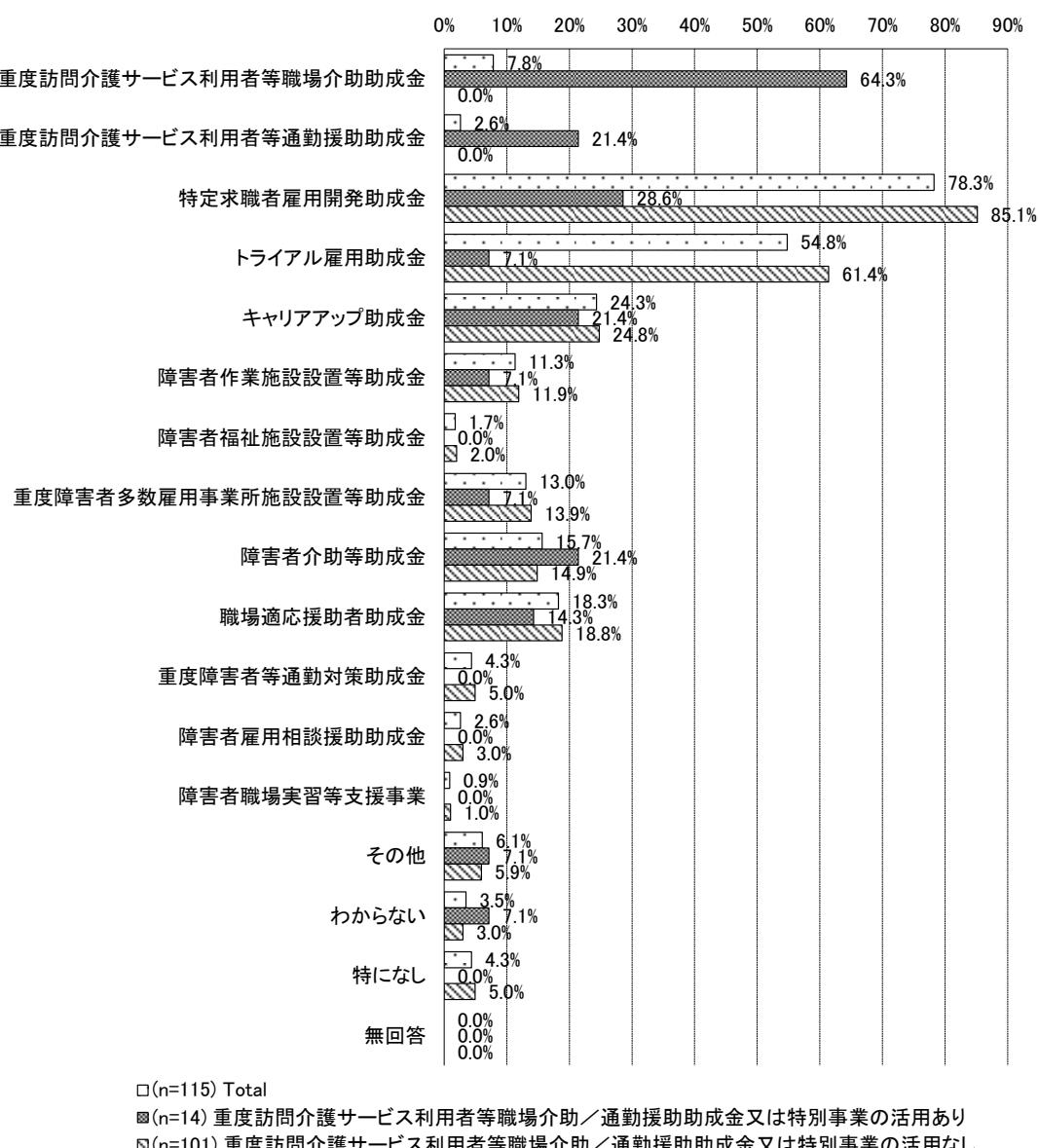


④企業（事業所）が障害者雇用にあたり活用した助成等

全体では、「特定求職者雇用開発助成金」の割合が最も高く78.3%となっている。次いで、「トライアル雇用助成金（54.8%）」、「キャリアアップ助成金（24.3%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」が64.3%と最も割合が高く、次いで「特定求職者雇用開発助成金」が28.6%、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「キャリアアップ助成金」、「障害者介助等助成金」が21.4%となっている。活用なしでは、「特定求職者雇用開発助成金」が85.1%と最も割合が高く、次いで「トライアル雇用助成金」が61.4%、「キャリアアップ助成金」が24.8%となっている。

図表 2-256 企業（事業所）が障害者雇用にあたり活用した助成等（複数選択）



(注1)「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の利用は除いて尋ねた。

(注2)「その他」として、「日本障害者雇用促進協会助成金」、「障害者雇用安定助成金」、「市雇用奨励金」等が挙げられた。

(2) 雇用している障害のある方の概要（令和6年11月1日時点）

① 障害のある方の人数（実人数）

全体では、雇用している障害のある方の人数は、平均値 72.4、最小値 1.0、最大値 489.0、標準偏差 101.6となっている。このうち、障害者雇用率制度の対象となる方の人数は、平均値 72.6、最小値 0.0、最大値 489.0、標準偏差 100.5 となっている。

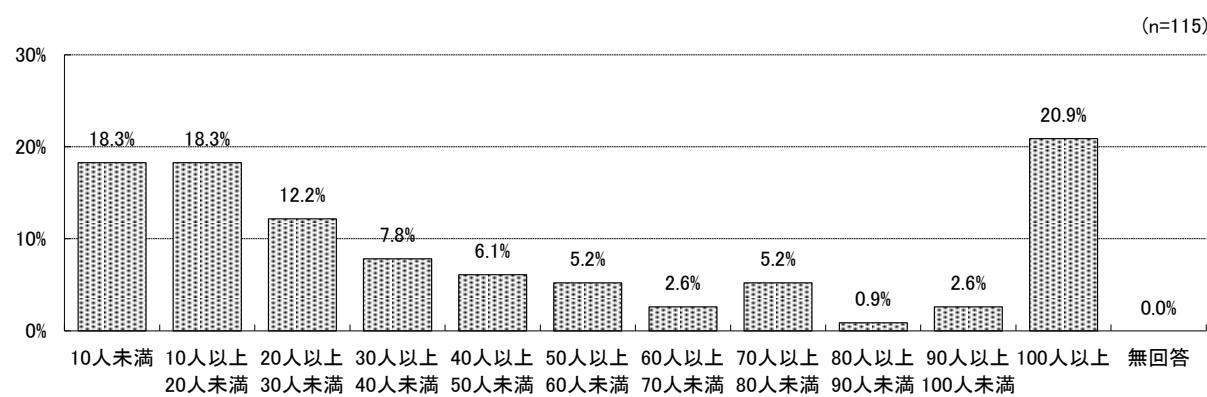
「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありの方が、人数が少ない傾向が見られた。

図表 2-257 雇用している障害のある方の人数（実人数、単位：人）

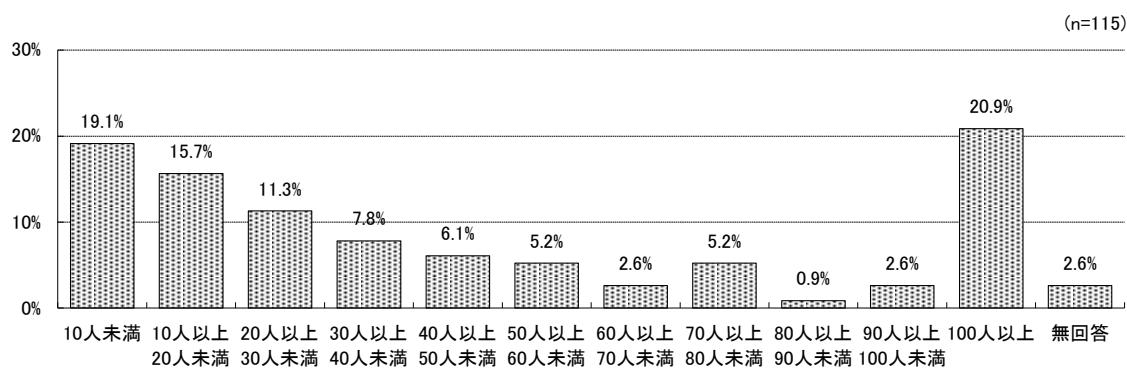
		回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	雇用している障害のある方	115	1.0	489.0	72.4	101.6	33.0
	このうち、障害者雇用率制度の対象となる方	112	0.0	489.0	72.6	100.5	34.5
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり	雇用している障害のある方	14	1.0	117.0	21.4	35.9	3.0
	このうち、障害者雇用率制度の対象となる方	13	0.0	117.0	22.5	37.1	3.0
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用なし	雇用している障害のある方	101	1.0	489.0	79.5	105.8	35.0
	このうち、障害者雇用率制度の対象となる方	99	0.0	489.0	79.2	104.4	36.0

図表 2-258 雇用している障害のある方の人数の分布

【雇用している障害のある方】



【障害者雇用率制度の対象となる方】

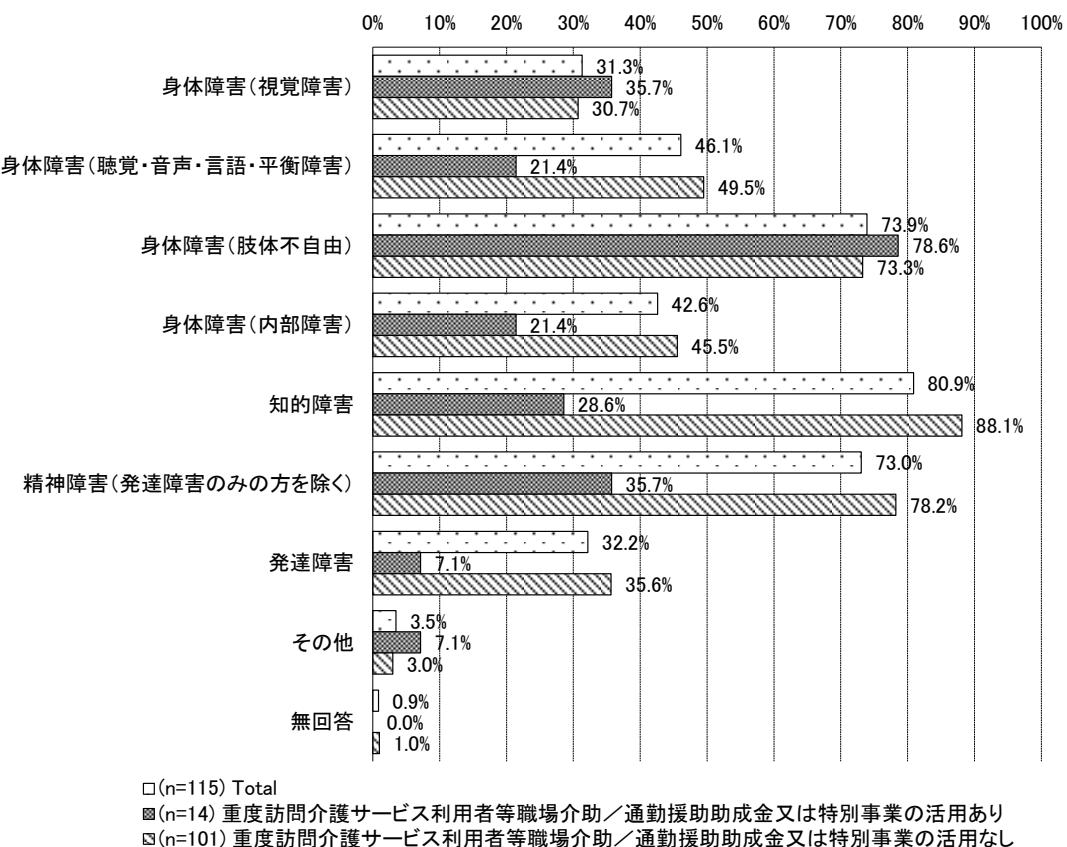


② 障害のある方の主たる障害の種類

全体では、「知的障害」の割合が最も高く80.9%となっている。次いで、「身体障害（肢体不自由）（73.9%）」、「精神障害（発達障害のみの方を除く）（73.0%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「身体障害（肢体不自由）」が78.6%と最も割合が高く、次いで「身体障害（視覚障害）」、「精神障害（発達障害のみの方を除く）」が35.7%、「知的障害」が28.6%となっている。活用なしでは「知的障害」が88.1%と最も割合が高く、次いで「精神障害（発達障害のみの方を除く）」が78.2%、「身体障害（肢体不自由）」が73.3%となっている。

図表 2-259 障害のある方について、主たる障害の種類（複数選択）



(注) 複数の障害がある方については、最も重いもので回答。

③ 主たる障害の種類別の人数

主たる障害が身体障害の方については、「視覚障害」は、平均値 1.0、最小値 0.0、最大値 24.0、標準偏差 3.1 となっている。「聴覚・音声・言語・平衡障害」は、平均値 5.1、最小値 0.0、最大値 84.0、標準偏差 13.5 となっている。「肢体不自由」は、平均値 9.8、最小値 0.0、最大値 179.0、標準偏差 25.5 となっている。「内部障害」は、平均値 2.6、最小値 0.0、最大値 40.0、標準偏差 6.9 となっている。

主たる障害が「知的障害」の方については、平均値 33.7、最小値 0.0、最大値 301.0、標準偏差 48.1 となっている。

主たる障害が「精神障害（発達障害のみの方を除く）」の方については、平均値 15.7、最小値 0.0、最大値 181.0、標準偏差 34.4 となっている。「発達障害」の方については、平均値 3.6、最小値 0.0、最大値 74.0、標準偏差 11.0 となっている。

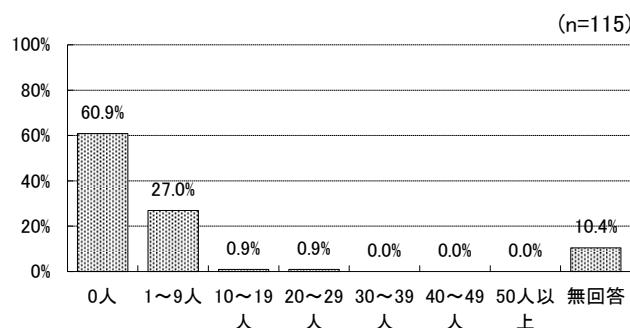
主たる障害が「その他」の方については、平均値 0.7、最小値 0.0、最大値 63.0、標準偏差 6.2 となっている。

図表 2-260 主たる障害の種類別の人数（単位：人）

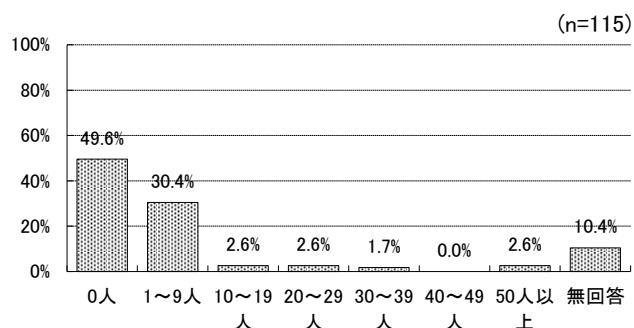
		回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	身体障害(視覚障害)	103	0.0	24.0	1.0	3.1	0.0
	身体障害(聴覚・音声・言語・平衡障害)	103	0.0	84.0	5.1	13.5	0.0
	身体障害(肢体不自由)	103	0.0	179.0	9.8	25.5	2.0
	身体障害(内部障害)	103	0.0	40.0	2.6	6.9	0.0
	知的障害	103	0.0	301.0	33.7	48.1	15.0
	精神障害(発達障害のみの方を除く)	103	0.0	181.0	15.7	34.4	3.0
	発達障害	103	0.0	74.0	3.6	11.0	0.0
	その他	103	0.0	63.0	0.7	6.2	0.0
重度訪問介護サービス利用者等職場 介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり	身体障害(視覚障害)	13	0.0	3.0	0.6	1.0	0.0
	身体障害(聴覚・音声・言語・平衡障害)	13	0.0	8.0	1.0	2.3	0.0
	身体障害(肢体不自由)	13	0.0	59.0	7.0	15.9	2.0
	身体障害(内部障害)	13	0.0	6.0	1.2	2.2	0.0
	知的障害	13	0.0	39.0	4.0	10.8	0.0
	精神障害(発達障害のみの方を除く)	13	0.0	59.0	5.4	16.2	0.0
	発達障害	13	0.0	7.0	0.5	1.9	0.0
	その他	13	0.0	2.0	0.2	0.6	0.0
重度訪問介護サービス利用者等職場 介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用なし	身体障害(視覚障害)	90	0.0	24.0	1.0	3.3	0.0
	身体障害(聴覚・音声・言語・平衡障害)	90	0.0	84.0	5.7	14.3	0.0
	身体障害(肢体不自由)	90	0.0	179.0	10.2	26.7	1.5
	身体障害(内部障害)	90	0.0	40.0	2.8	7.3	0.0
	知的障害	90	0.0	301.0	38.0	49.9	18.0
	精神障害(発達障害のみの方を除く)	90	0.0	181.0	17.1	36.1	4.0
	発達障害	90	0.0	74.0	4.1	11.7	0.0
	その他	90	0.0	63.0	0.7	6.6	0.0

図表 2-261 主たる障害の種類別の人数の分布

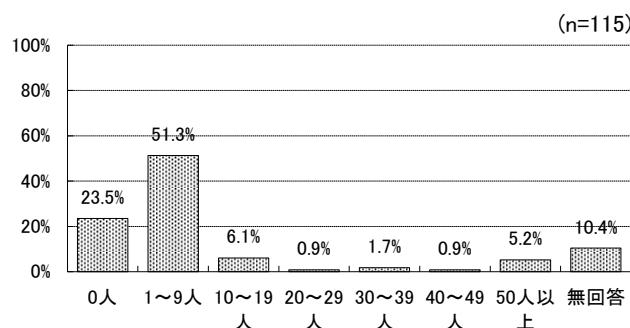
【身体障害（視覚障害）】



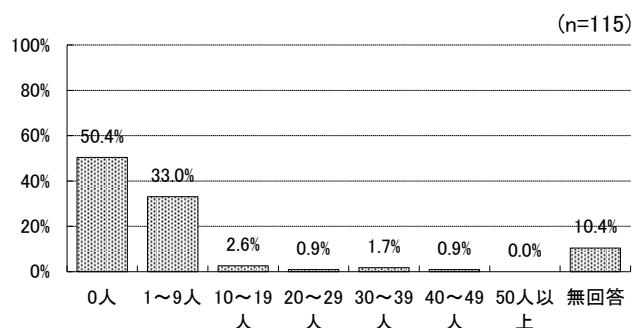
【身体障害（聴覚・音声・言語・平衡障害）】



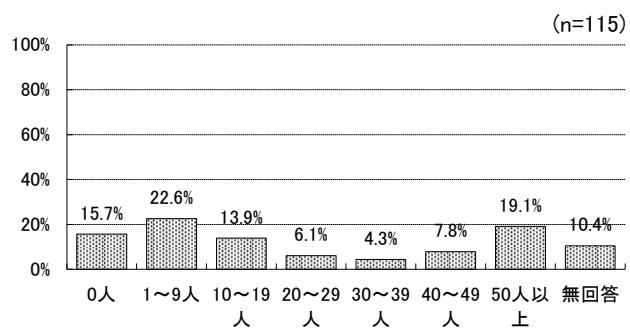
【身体障害（肢体不自由）】



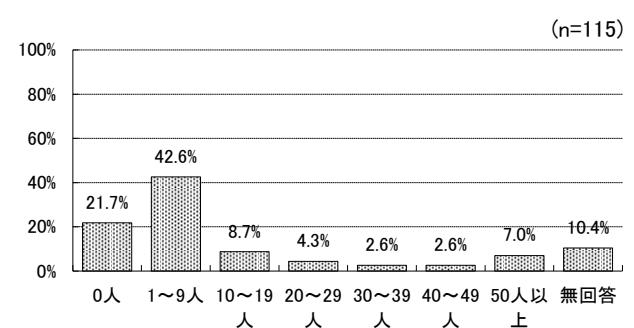
【身体障害（内部障害）】



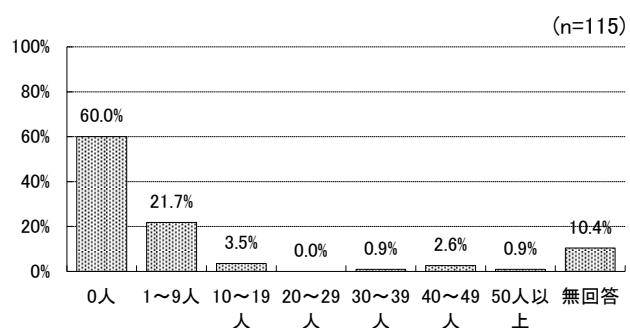
【知的障害】



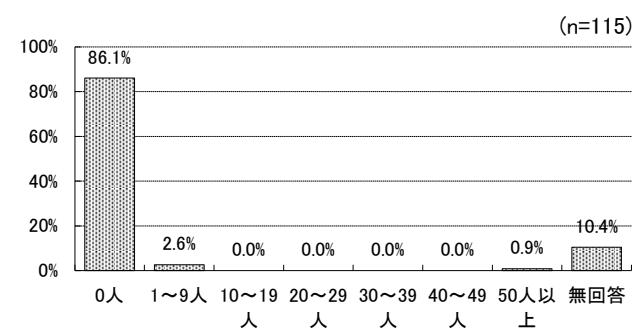
【精神障害（発達障害のみの方を除く）】



【発達障害】



【その他】



④ 主たる障害が「身体障害」の方の程度別の人数

「身体障害者手帳1級、2級」は、平均値11.9、最小値0.0、最大値139.0、標準偏差26.6、「身体障害者手帳3級、4級」は、平均値4.5、最小値0.0、最大値59.0、標準偏差10.4、「身体障害者手帳5級、6級」は、平均値1.8、最小値0.0、最大値29.0、標準偏差5.1となっている。「わからない」は、平均値3.1、最小値0.0、最大値226.0、標準偏差25.8となっている。

主たる障害が「身体障害」の方の程度別の割合を、「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、「身体障害者手帳1級、2級」の占める割合が、活用ありでは66.7%、活用なしでは55.5%であった。

図表 2-262 主たる障害が「身体障害」の方の程度別の人数（単位：人）

		回答数(n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	身体障害者手帳1級、2級	77	0.0	139.0	11.9	26.6	2.0
	身体障害者手帳3級、4級	77	0.0	59.0	4.5	10.4	1.0
	身体障害者手帳5級、6級	77	0.0	29.0	1.8	5.1	0.0
	わからない	77	0.0	226.0	3.1	25.8	0.0
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり	身体障害者手帳1級、2級	12	0.0	14.0	3.5	4.4	2.0
	身体障害者手帳3級、4級	12	0.0	11.0	1.2	3.2	0.0
	身体障害者手帳5級、6級	12	0.0	2.0	0.3	0.8	0.0
	わからない	12	0.0	3.0	0.3	0.9	0.0
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用なし	身体障害者手帳1級、2級	65	0.0	139.0	13.5	28.7	3.0
	身体障害者手帳3級、4級	65	0.0	59.0	5.1	11.1	2.0
	身体障害者手帳5級、6級	65	0.0	29.0	2.1	5.5	1.0
	わからない	65	0.0	226.0	3.6	28.0	0.0

(注) 主たる障害が「身体障害」の方の雇用がある企業のうち、回答があったものを集計対象とした。

図表 2-263 主たる障害が「身体障害」の方の程度別の割合

		回答数(n)	合計人数	割合
Total	身体障害者手帳1級、2級	77	918.0	55.9%
	身体障害者手帳3級、4級	77	344.0	21.0%
	身体障害者手帳5級、6級	77	141.0	8.6%
	わからない	77	238.0	14.5%
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり	身体障害者手帳1級、2級	12	42.0	66.7%
	身体障害者手帳3級、4級	12	14.0	22.2%
	身体障害者手帳5級、6級	12	4.0	6.3%
	わからない	12	3.0	4.8%
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用なし	身体障害者手帳1級、2級	65	876.0	55.5%
	身体障害者手帳3級、4級	65	330.0	20.9%
	身体障害者手帳5級、6級	65	137.0	8.7%
	わからない	65	235.0	14.9%

⑤ 主たる障害が「知的障害」の方の程度別の人数

「重度」は、平均値 11.0、最小値 0.0、最大値 117.0、標準偏差 17.4、「重度以外」は、平均値 29.3、最小値 1.0、最大値 183.0、標準偏差 34.0、「わからない」は、平均値 0.0、最小値 0.0、最大値 1.0、標準偏差 0.1 となっている。

主たる障害が「知的障害」の方の程度別の割合を、「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、「重度」の占める割合が、活用ありでは 17.3%、活用なしでは 27.5% であった。

図表 2-264 主たる障害が「知的障害」の方の程度別の人数（単位：人）

		回答数(n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	重度	77	0.0	117.0	11.0	17.4	5.0
	重度以外	77	1.0	183.0	29.3	34.0	17.0
	わからない	77	0.0	1.0	0.0	0.1	0.0
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり	重度	3	0.0	5.0	3.0	2.6	4.0
	重度以外	3	4.0	35.0	14.3	17.9	4.0
	わからない	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用なし	重度	74	0.0	117.0	11.3	17.7	5.0
	重度以外	74	1.0	183.0	29.9	34.4	17.0
	わからない	74	0.0	1.0	0.0	0.1	0.0

(注) 主たる障害が「知的障害」の方の雇用がある企業のうち、回答があったものを集計対象とした。

図表 2-265 主たる障害が「知的障害」の方の程度別の割合

		回答数(n)	合計人数	割合
Total	重度	77	848.0	27.3%
	重度以外	77	2,256.0	72.7%
	わからない	77	1.0	0.0%
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり	重度	3	9.0	17.3%
	重度以外	3	43.0	82.7%
	わからない	3	0.0	0.0%
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用なし	重度	74	839.0	27.5%
	重度以外	74	2,213.0	72.5%
	わからない	74	1.0	0.0%

⑥ 主たる障害が「精神障害」「発達障害」の方の程度別の人数

「精神障害者保健福祉手帳 1 級」は、平均値 0.1、最小値 0.0、最大値 2.0、標準偏差 0.3、「精神障害者保健福祉手帳 2 級」は、平均値 7.4、最小値 0.0、最大値 62.0、標準偏差 12.8、「精神障害者保健福祉手帳 3 級」は、平均値 12.6、最小値 0.0、最大値 119.0、標準偏差 24.8、「精神障害者保健福祉手帳なし（医師の診断書等で状態を確認）」は、平均値 0.0、最小値 0.0、最大値 0.0、標準偏差 0.0、「わからない」は、平均値 2.8、最小値 0.0、最大値 170.0、標準偏差 19.6 となっている。

図表 2-266 主たる障害が「精神障害」「発達障害」の方の程度別の人数（単位：人）

		回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	精神障害者保健福祉手帳1級	77	0.0	2.0	0.1	0.3	0.0
	精神障害者保健福祉手帳2級	77	0.0	62.0	7.4	12.8	3.0
	精神障害者保健福祉手帳3級	77	0.0	119.0	12.6	24.8	4.0
	精神障害者保健福祉手帳なし (医師の診断書等で状態を確認)	77	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	77	0.0	170.0	2.8	19.6	0.0
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり	精神障害者保健福祉手帳1級	4	0.0	1.0	0.3	0.5	0.0
	精神障害者保健福祉手帳2級	4	0.0	9.0	3.5	4.0	2.5
	精神障害者保健福祉手帳3級	4	0.0	50.0	15.0	23.5	5.0
	精神障害者保健福祉手帳なし (医師の診断書等で状態を確認)	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	4	0.0	2.0	0.5	1.0	0.0
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用なし	精神障害者保健福祉手帳1級	73	0.0	2.0	0.1	0.3	0.0
	精神障害者保健福祉手帳2級	73	0.0	62.0	7.6	13.1	3.0
	精神障害者保健福祉手帳3級	73	0.0	119.0	12.5	25.1	3.0
	精神障害者保健福祉手帳なし (医師の診断書等で状態を確認)	73	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	73	0.0	170.0	2.9	20.1	0.0

(注) 主たる障害が「精神障害」または「発達障害」の方の雇用がある企業のうち、回答があったものを集計対象とした。

図表 2-267 主たる障害が「精神障害」「発達障害」の方の程度別の割合

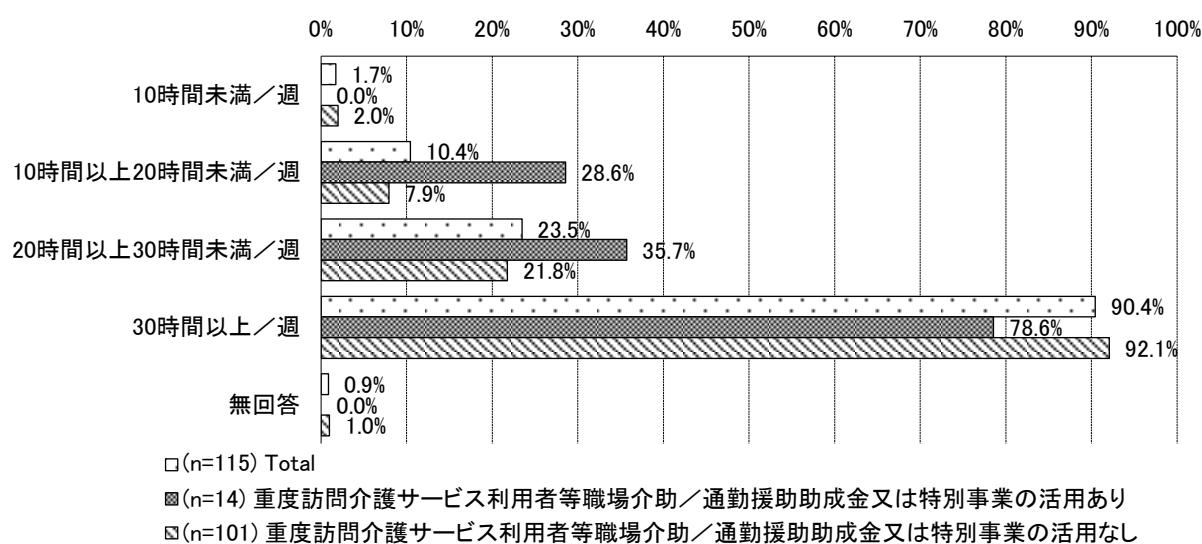
		回答数 (n)	合計人数	割合
Total	精神障害者保健福祉手帳1級	77	8.0	0.5%
	精神障害者保健福祉手帳2級	77	569.0	32.2%
	精神障害者保健福祉手帳3級	77	973.0	55.1%
	精神障害者保健福祉手帳なし(医師の診断書等で状態を確認)	77	0.0	0.0%
	わからない	77	215.0	12.2%
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり	精神障害者保健福祉手帳1級	4	1.0	1.3%
	精神障害者保健福祉手帳2級	4	14.0	18.2%
	精神障害者保健福祉手帳3級	4	60.0	77.9%
	精神障害者保健福祉手帳なし(医師の診断書等で状態を確認)	4	0.0	0.0%
	わからない	4	2.0	2.6%
重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用なし	精神障害者保健福祉手帳1級	73	7.0	0.4%
	精神障害者保健福祉手帳2級	73	555.0	32.9%
	精神障害者保健福祉手帳3級	73	913.0	54.1%
	精神障害者保健福祉手帳なし(医師の診断書等で状態を確認)	73	0.0	0.0%
	わからない	73	213.0	12.6%

⑦ 障害のある方の週所定労働時間

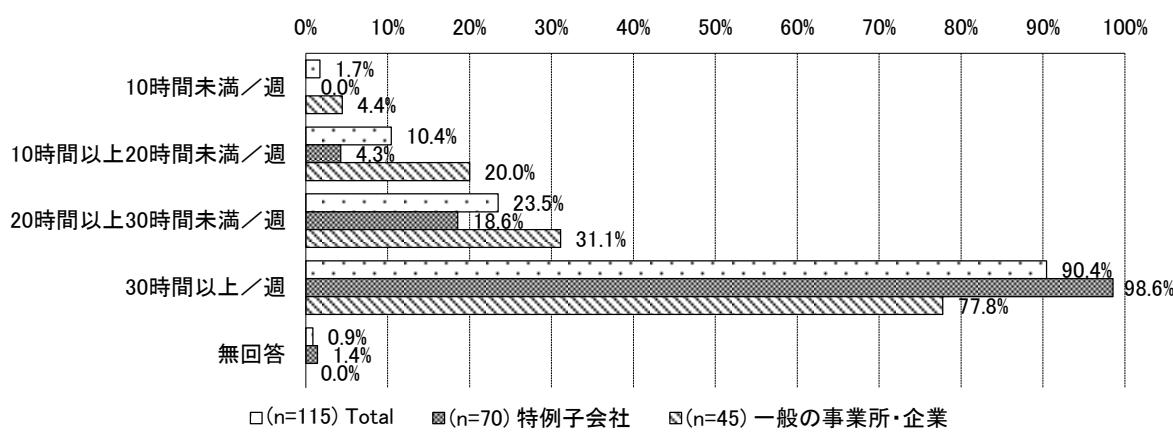
全体では、「30 時間以上／週」の割合が最も高く 90.4% となっている。次いで、「20 時間以上 30 時間未満／週（23.5%）」、「10 時間以上 20 時間未満／週（10.4%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「10 時間以上 20 時間未満／週（28.6%）」、「20 時間以上 30 時間未満／週（35.7%）」、活用なしでは「30 時間以上／週（92.1%）」等で、全体の傾向よりも割合が高くなっている。

図表 2-268 障害のある方の週所定労働時間（複数選択）



図表 2-269 【企業形態別】_障害のある方の週所定労働時間（複数選択）

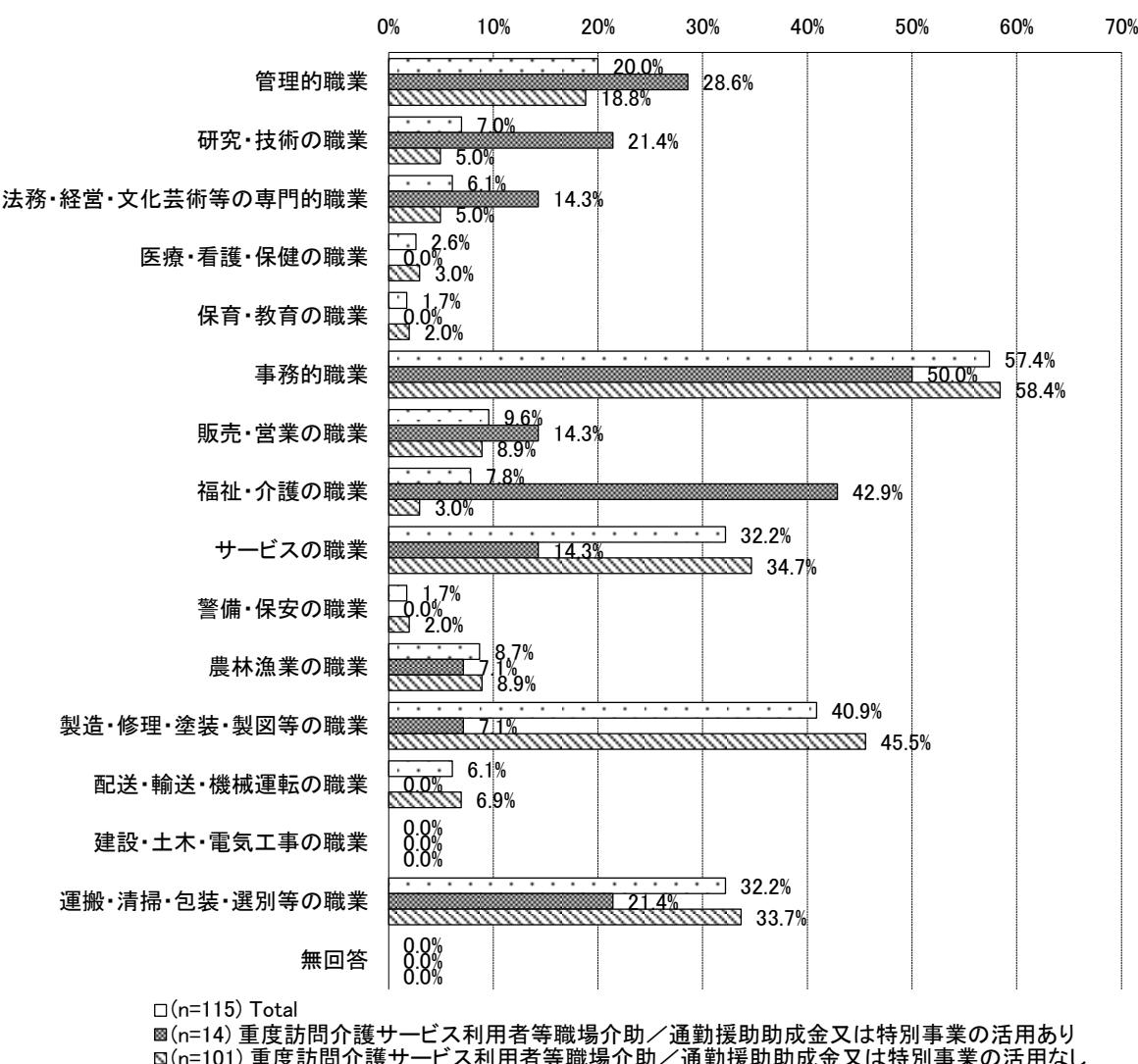


⑧ 障害のある方の職務内容

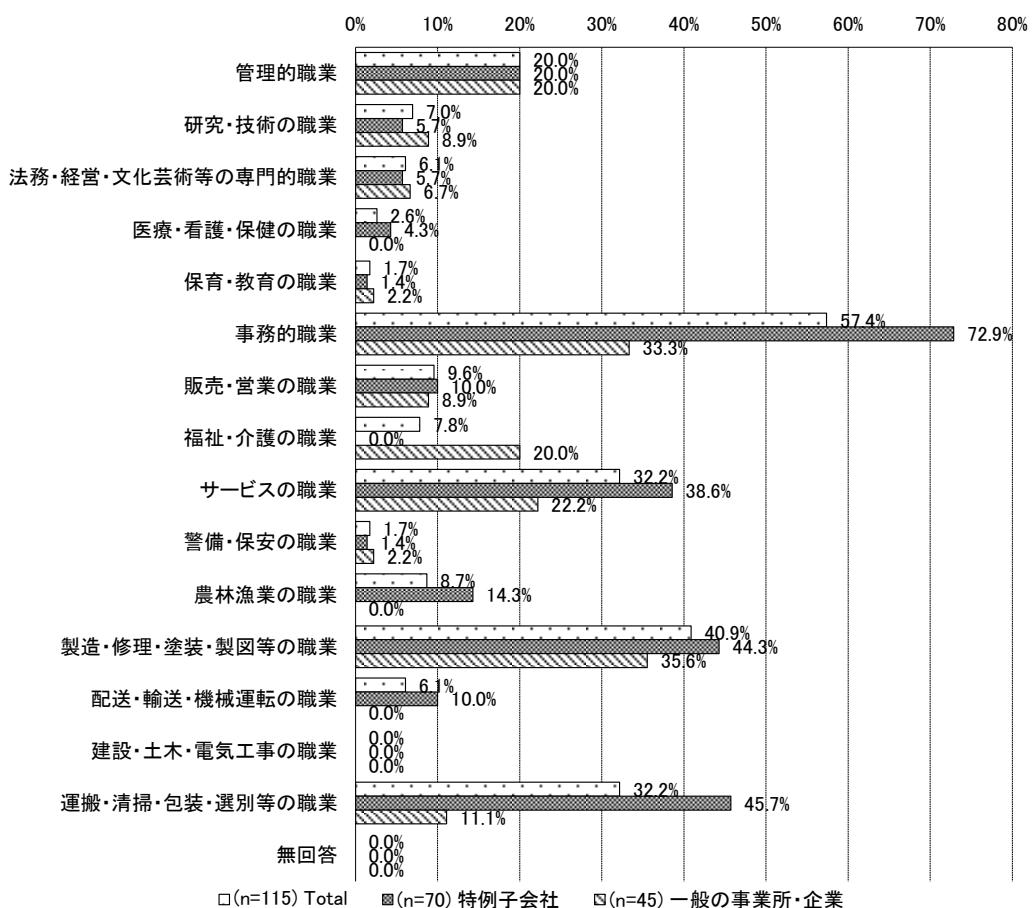
全体では、「事務的職業」の割合が最も高く 57.4%となっている。次いで、「製造・修理・塗装・製図等の職業（40.9%）」、「サービスの職業（32.2%）」、「運搬・清掃・包装・選別等の職業（32.2%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「事務的職業」が 50.0%と最も割合が高く、次いで「福祉・介護の職業」が 42.9%、「管理的職業」が 28.6%となっている。活用なしでは「事務的職業」が 58.4%と最も割合が高く、次いで「製造・修理・塗装・製図等の職業」が 45.5%、「サービスの職業」が 34.7%となっている。

図表 2-270 障害のある方の職務内容（複数選択）



図表 2-271【企業形態別】_障害のある方の職務内容（複数選択）



障害のある方の具体的な職務内容を尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 2-272 障害のある方の具体的な職務内容（自由記述式）

<u>重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり</u>	<ul style="list-style-type: none"> SNS 運用、データ制作、メールでの顧客対応、見積もり・請求制作など Web ページやカタログのデザインなど データ入力、電話対応、書類作成 データ入力、プログラミング、ホームページ制作、デザイン制作 メール集配、名刺作成、データ入力、各種発送、各種受付、農作業、売店、レストラン、弁当作成・販売、清掃、庭園管理、ギフト販売 視覚障害者への情報配信(原稿作成、撮影、編集、配信)、研修の企画、計画、運営の補助 清掃業 相談員 障害者の相談支援事業・権利擁護事業 様々な関係機関との連携・連絡、就労支援継続 B 型の諸請求業務、企業内の情報共有などの管理業務 / 等
<u>重度訪問介</u>	【クリーニング関係】

<p><u>護 サービス 利用者等職 場 介 助／通 勤 援 助 助成 金 又は 特別 事 業 の 活用 なし</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーニングの洗浄、仕上げ ・ クリーニング作業 ・ クリーニング作業／リネン類の仕分け、洗濯機への製品投入と機械操作、製品の運搬、アイロン機械への製品の投入・検品、製品の手たたみ、数量確認、伝票記入 など ・ タオルたたみ作業 リネン類の機械投入作業 ・ ホテル等のシーツや包布バスタオルなどの洗濯仕上 ・ 洗濯の洗い場・アイロン仕上げ・ローラー仕上げ・洗濯物のたたみ ・ 洗濯物の畳作業など <p>【医療・福祉関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院セット配布業務・回収作業・受付業務・ピッキング ・ 病院寝具類の洗濯業務 ・ 事務職、指導員、ヘルパー <p>【製造関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回路部品の製造 ・ 食品製造業務(包装作業) ・ 製造ライン作業 ・ 製造軽作業、庶務 ・ 製造組立、データ整理業務 ・ 部品製造、生産管理、製品検査、保全・生産技術、安全、総務、管理 ・ 文具製造 ・ 冷凍食品工場内での軽作業シール印刷に必要な版の製造、機械操作、加工作業、ピッキング、梱包、運搬など ・ ライン作業、設備オペレーター、ライン管理者、生産管理、品質検査 ・ ライン製造、梱包作業 <p>【事務関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理全般 ・ データ入力、丁合作業、郵便物対応 ・ データ入力、書類点検・保管、データスキャン、名刺・会議資料印刷、メール便配達、電話受付、用度品の印刷・作成 ・ データ入力、封入・発送作業 マクロ・VBA プログラミング 伝票・名刺印刷等 ・ データ入力作業、PDF化、社内便の仕分け、印刷、書類の仕分け <p>【農業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業 ・ 水耕による葉物野菜の栽培から出荷に至るまでの細分化された業務及び設備等の清掃・メンテナンス <p>【IT 関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PC入力、英語翻訳、2 次元AUTOCADでの作図作業、図面・書類の電子業務、清掃、一般事務
---	--

- ・ 社内システム構築
- ・ SE 業務全般、事務作業、HP 制作

【清掃関係】

- ・ 施設内清掃作業・施設警備
- ・ 資源ゴミ・不燃ゴミ等の選別作業
- ・ 親会社の事務所や工場の清掃
- ・ 親会社所有の緑地整備(草刈、芝刈、竹林管理、花壇管理)、親会社所有の施設内外の清掃

【多岐にわたる業務】

- ・ 社内印刷、名刺作成、機械部品組立
- ・ データ入力、プログラミング、軽作業、総務業務、プロモーション業務
- ・ データ入力、プログラミング、書類・物品の管理、電話対応、清掃作業
- ・ データ入力、他の障害者団体との調整、会議の出席、職員の労働時間のチェック、その他の総務業務
- ・ 印刷、クリーニング、清掃、園芸、メール、クラフトワーク
- ・ 飲食店舗の客席の清掃作業・印刷加工、資料の封入発送作業・木工作業
- ・ 花栽培、花壇維持管理、制服管理、ダイレクトメール封入封緘、商品梱包・包装、文書集配、呈茶・喫茶、事務補助、清掃、電線解体・分別、いちご栽培
- ・ 課長職、清掃、あんまマッサージ指圧、データ入力、印刷、喫茶、事務、信書便
- ・ 技術開発補助、製造補助、紙文書電子化、清掃、メール配達、廃棄物回収・運搬・処理、データ入力、作品製作
- ・ 経理業務全般、商品管理、電話対応、印刷部の製造、放送用字幕の制作、郵便物の発受信、書類の集配
- ・ 食品の受託加工(梱包・検査業務)、出入荷業務(フォークリフト)、包装(包装機オペレーター・検査)、機械保全・保守業務
- ・ 清掃、ごみ回収、オフィスサービス、農園、カフェ
- ・ 清掃、物流業務、経理事務、庶務業務、食堂支援、カフェ業務、Web 業務
- ・ 清掃・緑化等の美化保守業務、事務・社内メール便・名刺作成・会議用弁当発注他の支援推進業務の 2 つ
- ・ 清掃作業、書類の電子化作業、社内郵便物等の集配送、農作業、工場生産組み立て部品の荷姿変更作業、パソコンのキッティング／等

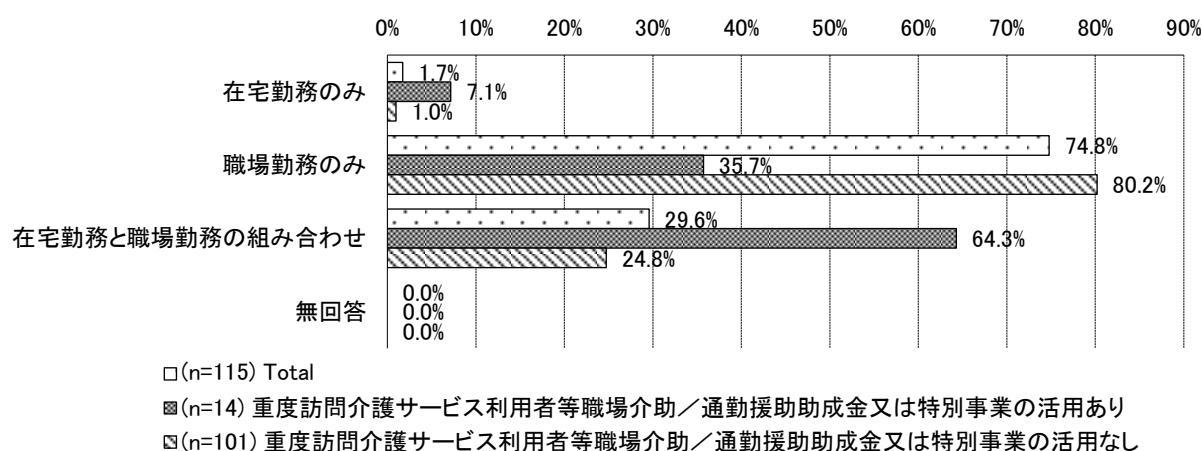
(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

⑨ 障害のある方の勤務の形態

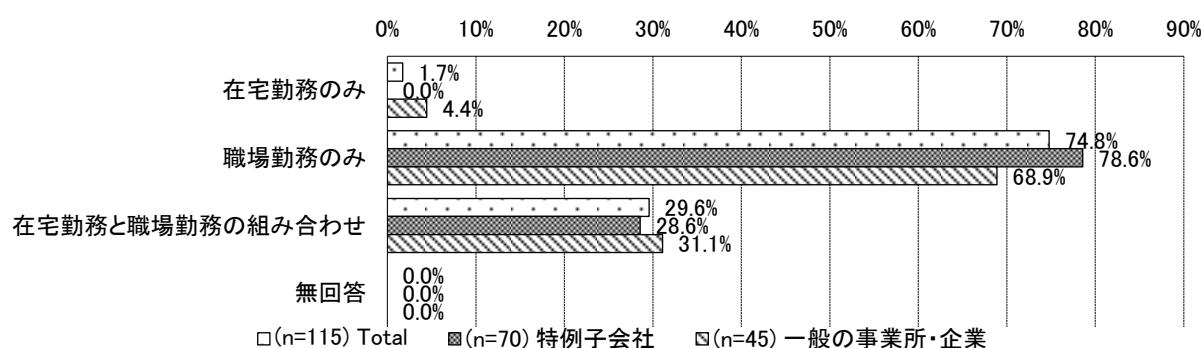
全体では、「職場勤務のみ」の割合が最も高く 74.8%となっている。次いで、「在宅勤務と職場勤務の組み合わせ（29.6%）」、「在宅勤務のみ（1.7%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「在宅勤務と職場勤務の組み合わせ」が 64.3%と最も割合が高く、次いで「職場勤務のみ」が 35.7%、「在宅勤務のみ」が 7.1%となっている。活用なしでは「職場勤務のみ」が 80.2%と最も割合が高く、次いで「在宅勤務と職場勤務の組み合わせ」が 24.8%、「在宅勤務のみ」が 1.0%となっている。

図表 2-273 障害のある方の勤務の形態（複数選択）



図表 2-274 【企業形態別】_障害のある方の勤務の形態（複数選択）

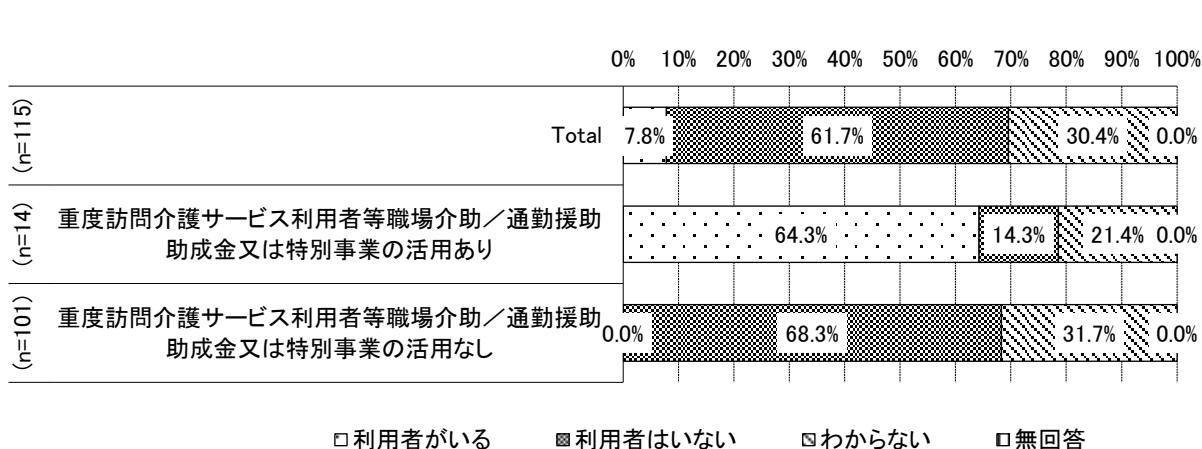


⑩ 障害のある方のうち、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の利用者の有無

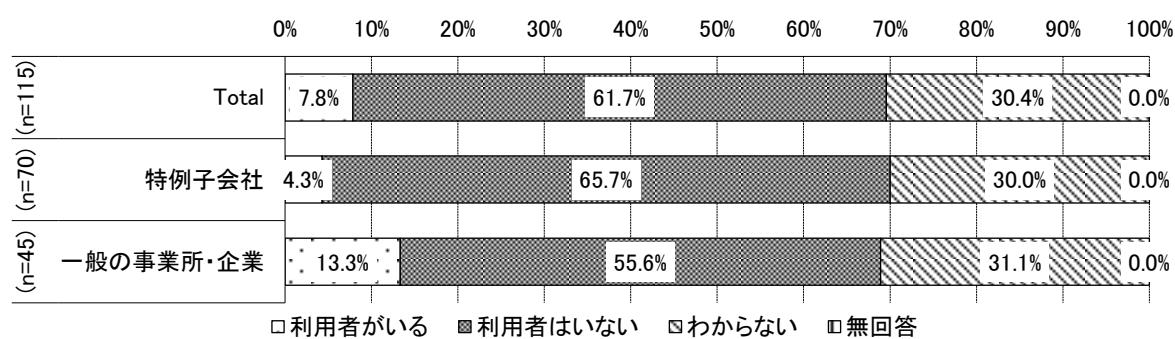
全体では、「利用者はいない」の割合が最も高く 61.7%となっている。次いで、「わからない（30.4%）」、「利用者がいる（7.8%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「利用者がいる」が 64.3%となっている。

図表 2-275 障害のある方のうち、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の利用者の有無



図表 2-276【企業形態別】_障害のある方のうち、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の利用者の有無



(3) 雇用している障害のある方への合理的配慮・支援（令和6年11月1日時点）

① 障害のある方の支援ニーズから必要と考えられる合理的配慮・支援の内容

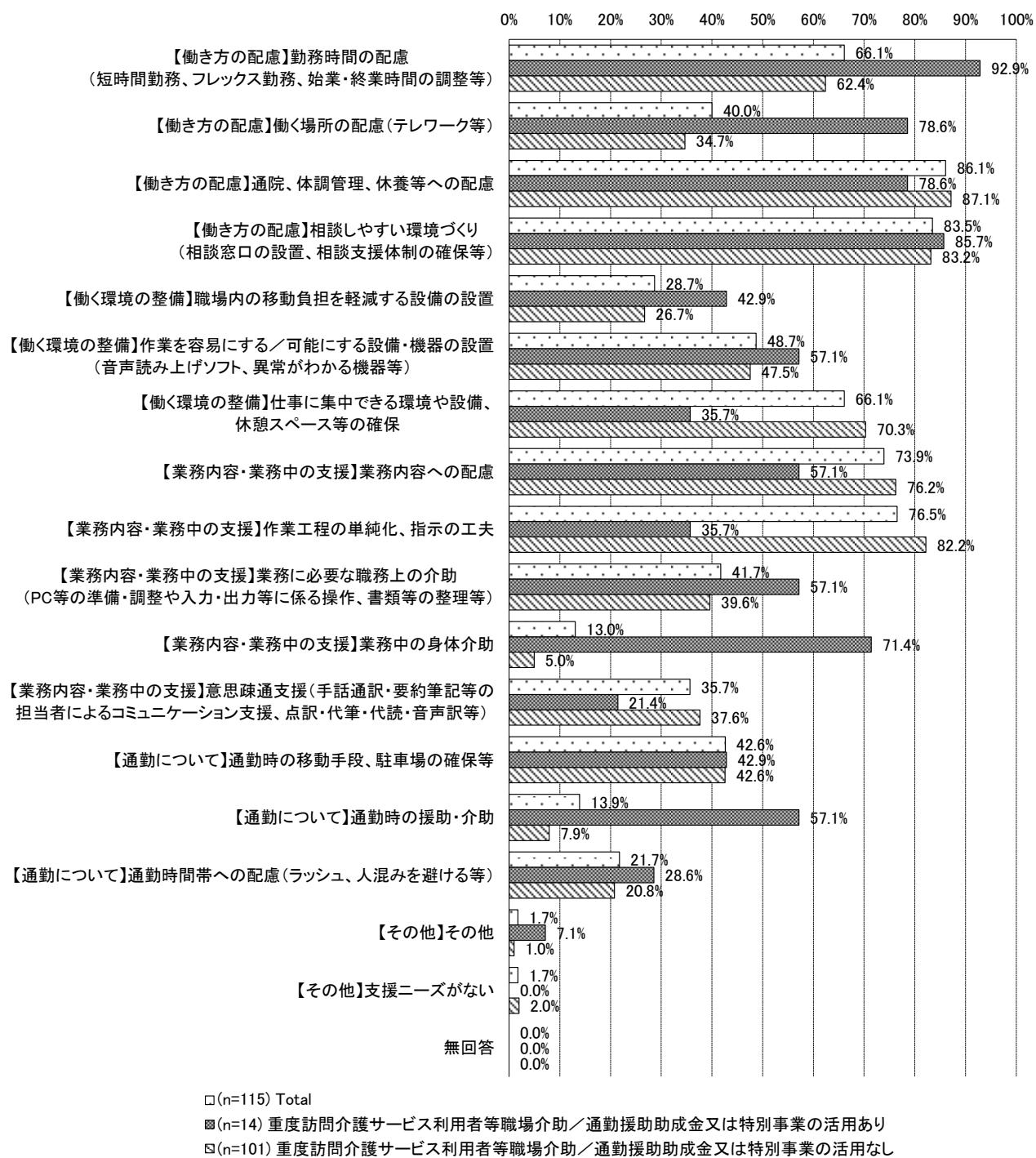
全体では、「【働き方の配慮】通院、体調管理、休養等への配慮」の割合が最も高く86.1%となっている。次いで、「【働き方の配慮】相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）（83.5%）」、「【業務内容・業務中の支援】作業工程の単純化、指示の工夫（76.5%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「【働き方の配慮】勤務時間の配慮（短時間勤務、フレックス勤務、始業・終業時間の調整等）」が92.9%と最も割合が高く、次いで「【働き方の配慮】相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）」が85.7%、「【働き方の配慮】働く場所の配慮（テレワーク等）」、「【働き方の配慮】通院、体調管理、休養等への配慮」が78.6%となっている。

活用なしでは「【働き方の配慮】通院、体調管理、休養等への配慮」が87.1%と最も割合が高く、次いで「【働き方の配慮】相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）」が83.2%、「【業務内容・業務中の支援】作業工程の単純化、指示の工夫」が82.2%となっている。

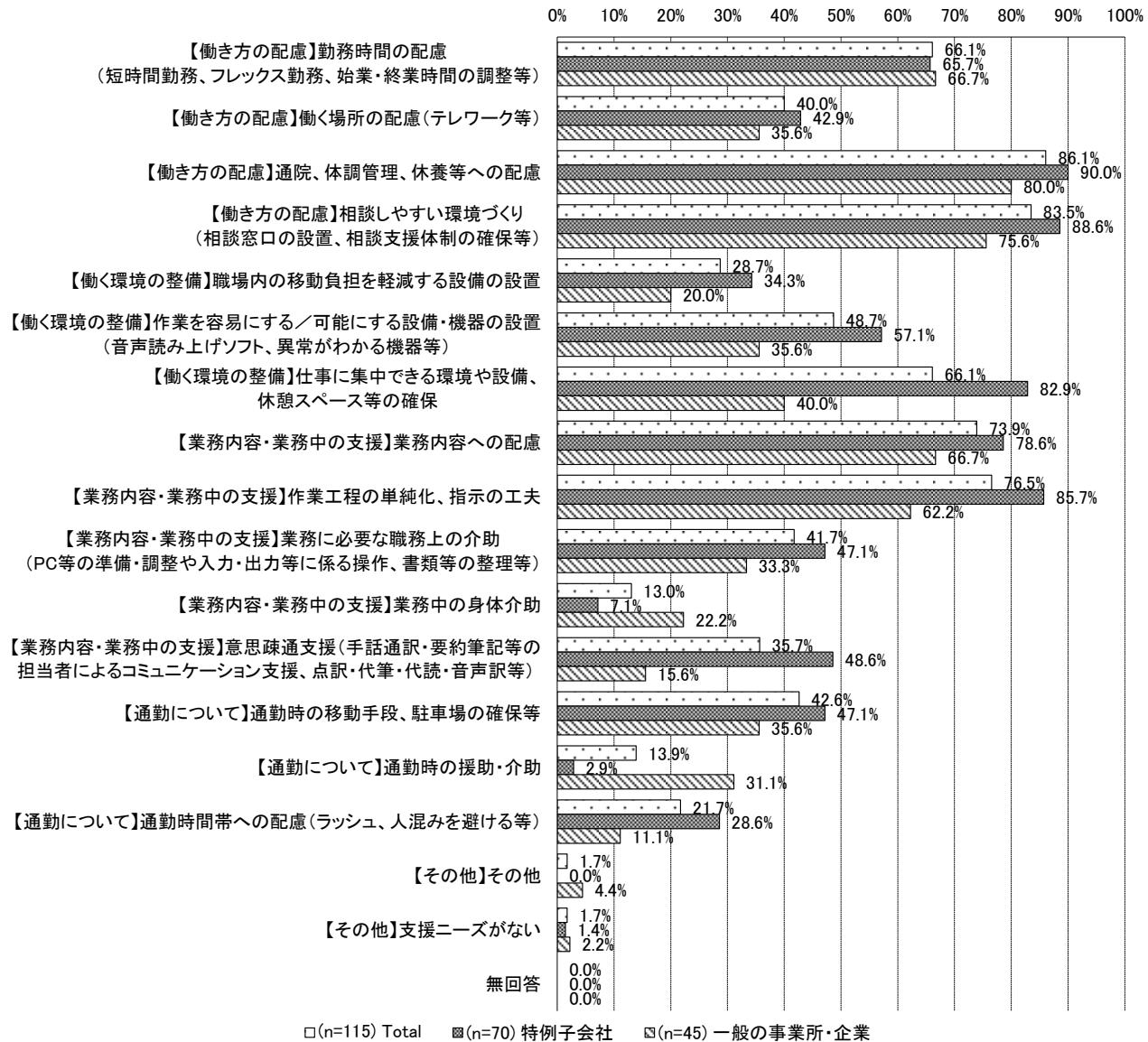
活用有無で差が大きいのは、「【業務内容・業務中の支援】業務中の身体介助」、「【通勤について】通勤時の援助・介助」、「【業務内容・業務中の支援】作業工程の単純化、指示の工夫」、「【働き方の配慮】働く場所の配慮（テレワーク等）」である。

図表 2-277 障害のある方の支援ニーズから必要と考えられる合理的配慮・支援の内容（複数選択）



(注) 休憩時間を含め、勤務開始～終了までの状況について尋ねた。

図表 2-278 【企業形態別】_障害のある方の支援ニーズから必要と考えられる合理的配慮・支援の内容
(複数選択)



②企業（事業所）が実施している合理的配慮・支援の内容

1) 障害のある方について、企業（事業所）が実施している合理的配慮・支援の内容

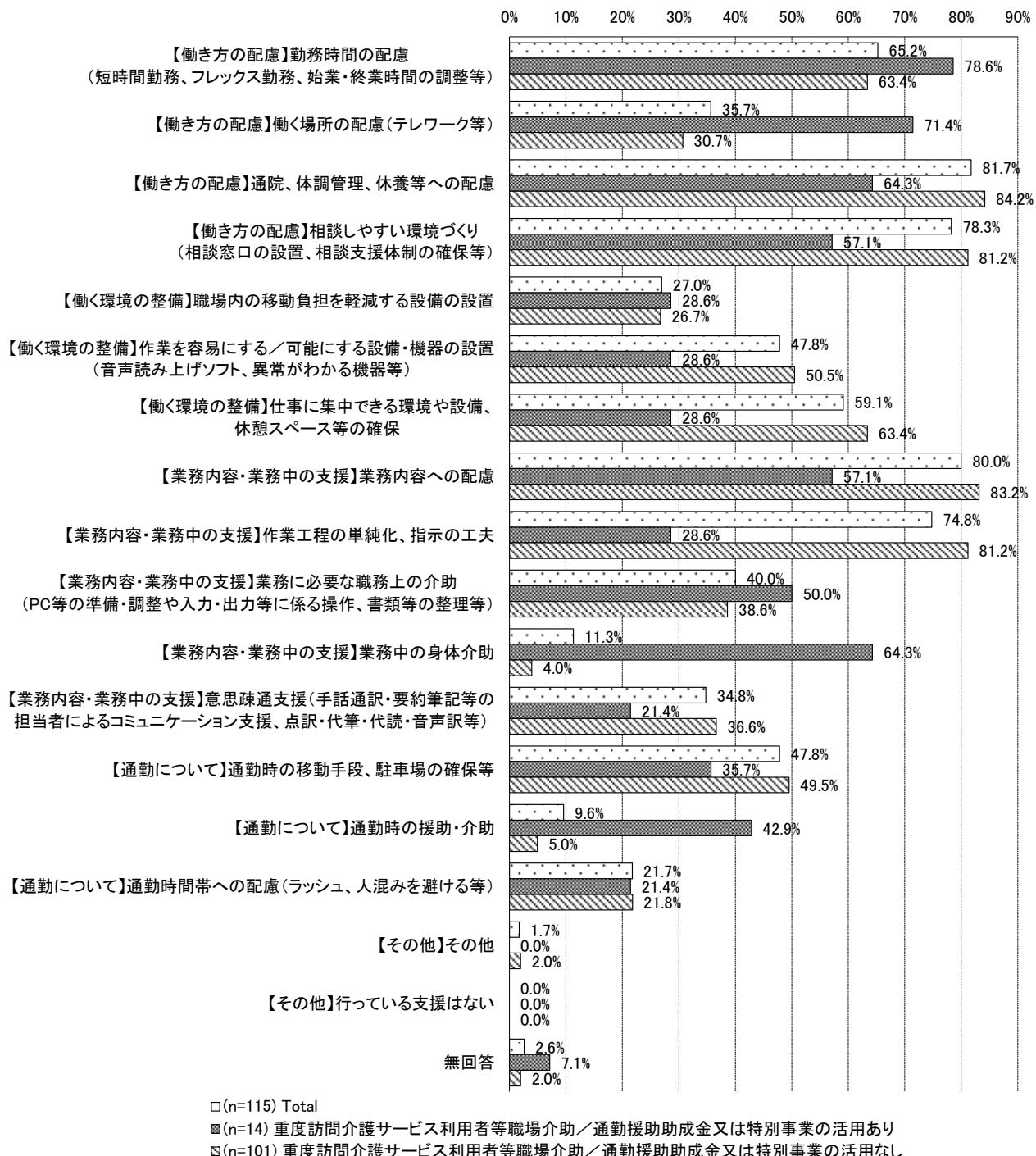
「【働き方の配慮】通院、体調管理、休養等への配慮」の割合が最も高く 81.7%となっている。次いで、「【業務内容・業務中の支援】業務内容への配慮（80.0%）」、「【働き方の配慮】相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）（78.3%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「【働き方の配慮】勤務時間の配慮（短時間勤務、フレックス勤務、始業・終業時間の調整等）」が 78.6%と最も割合が高く、次いで「【働き方の配慮】働く場所の配慮（テレワーク等）」が 71.4%、「【働き方の配慮】通院、体調管理、休養等への配慮」、「【業務内容・業務中の支援】業務中の身体介助」が 64.3%となっている。

活用なしでは「【働き方の配慮】通院、体調管理、休養等への配慮」が 84.2%と最も割合が高く、次いで「【業務内容・業務中の支援】業務内容への配慮」が 83.2%、「【働き方の配慮】相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）」、「【業務内容・業務中の支援】作業工程の単純化、指示の工夫」が 81.2%となっている。

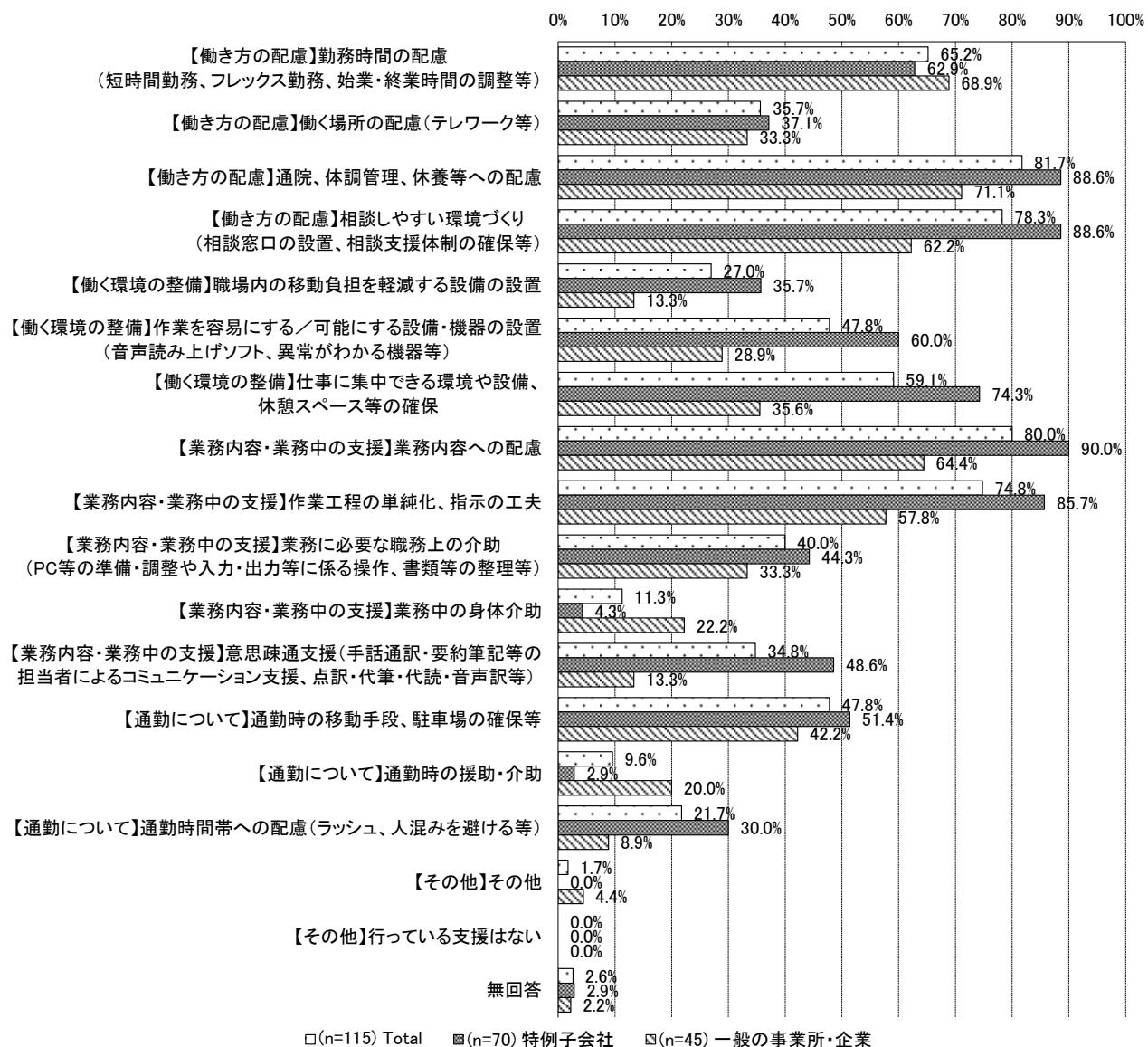
活用有無で差が大きいのは、「【業務内容・業務中の支援】業務中の身体介助」、「【業務内容・業務中の支援】作業工程の単純化、指示の工夫」、「【働き方の配慮】働く場所の配慮（テレワーク等）」、「【通勤について】通勤時の援助・介助」である。

図表 2-279 障害のある方について、企業（事業所）が実施している合理的配慮・支援の内容
(複数選択)



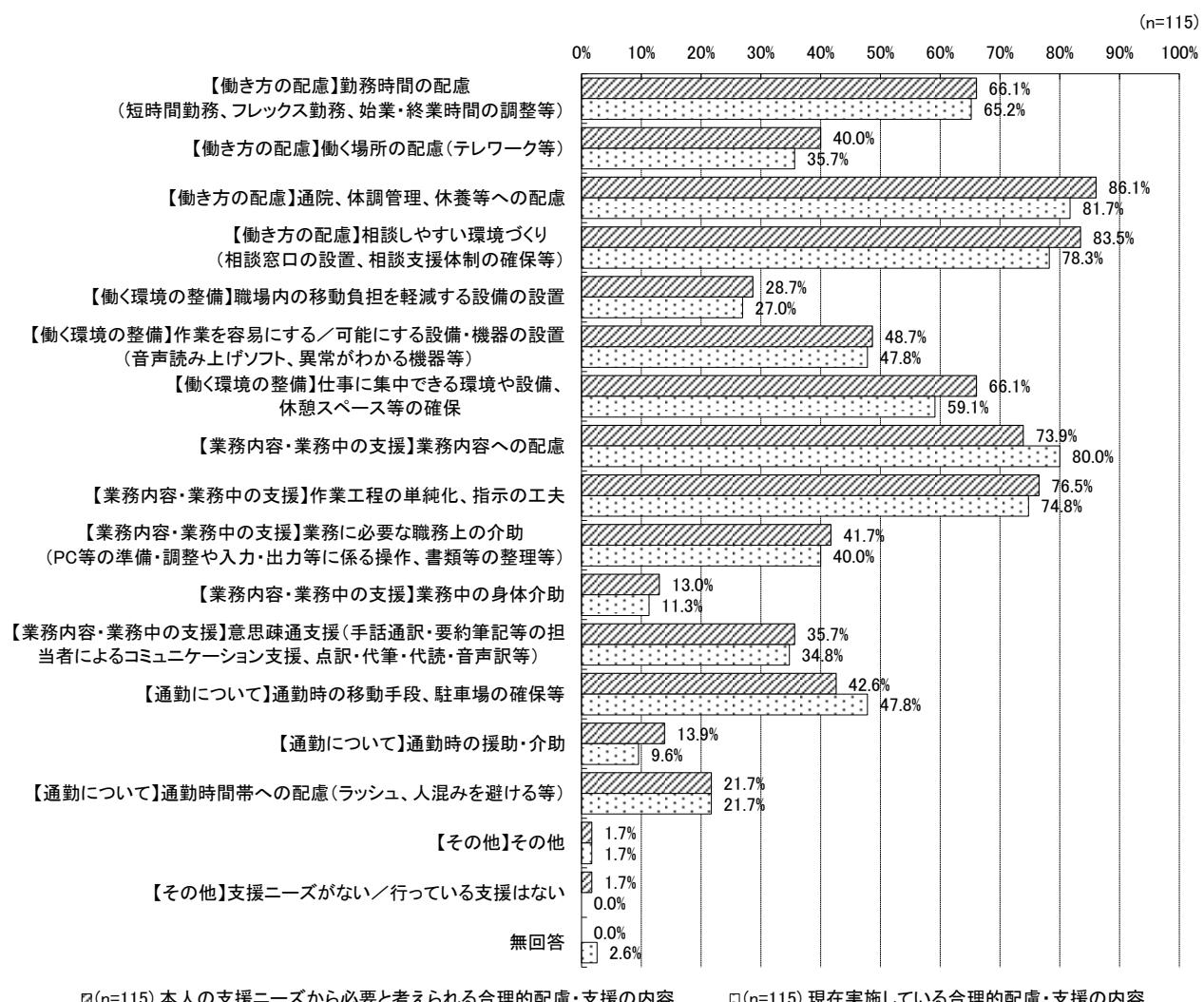
(注) 休憩時間を含め、勤務開始～終了までの状況について尋ねた。

図表 2-280 【企業形態別】_障害のある方について、企業（事業所）が実施している合理的配慮・支援の内容（複数選択）

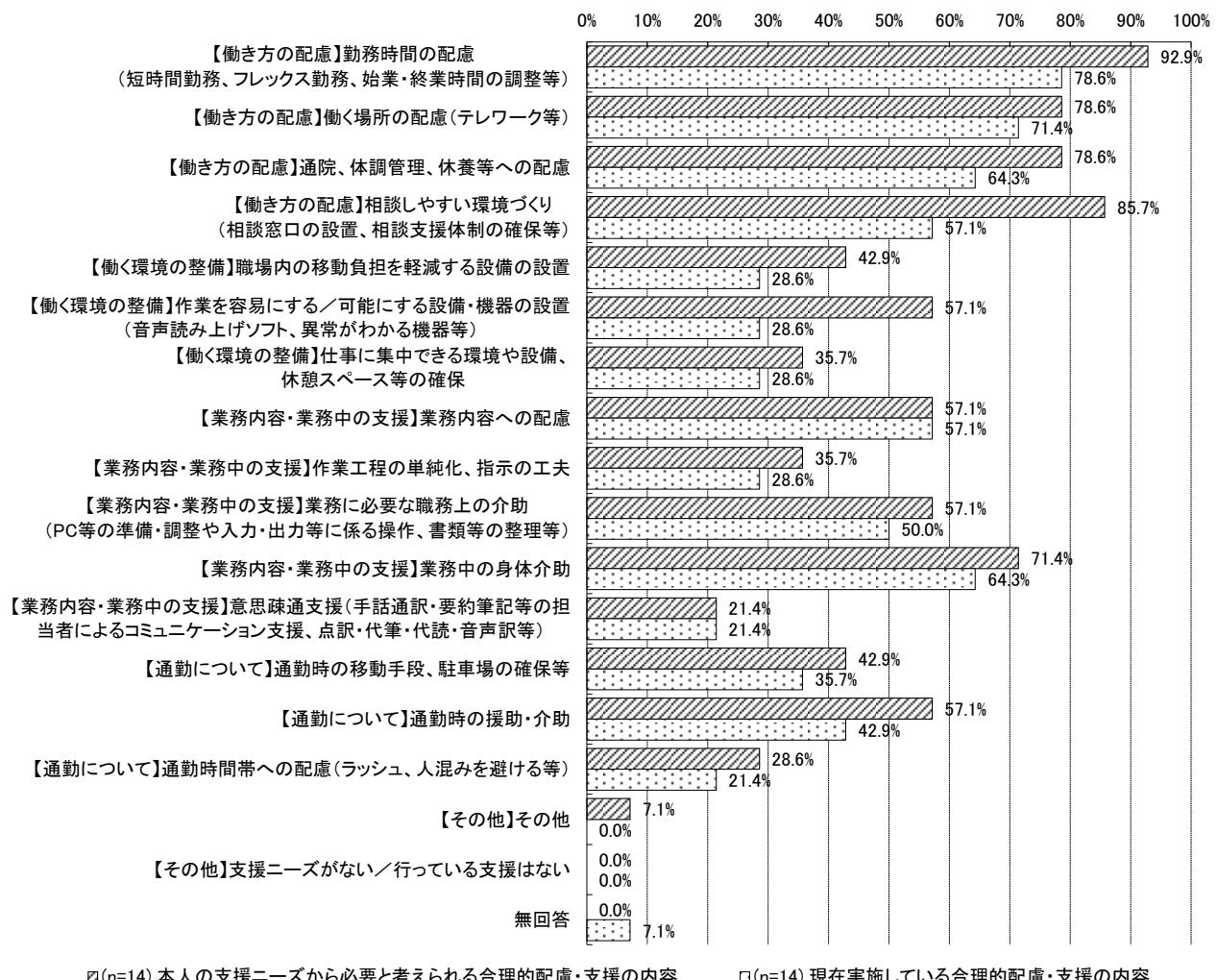


【参考】

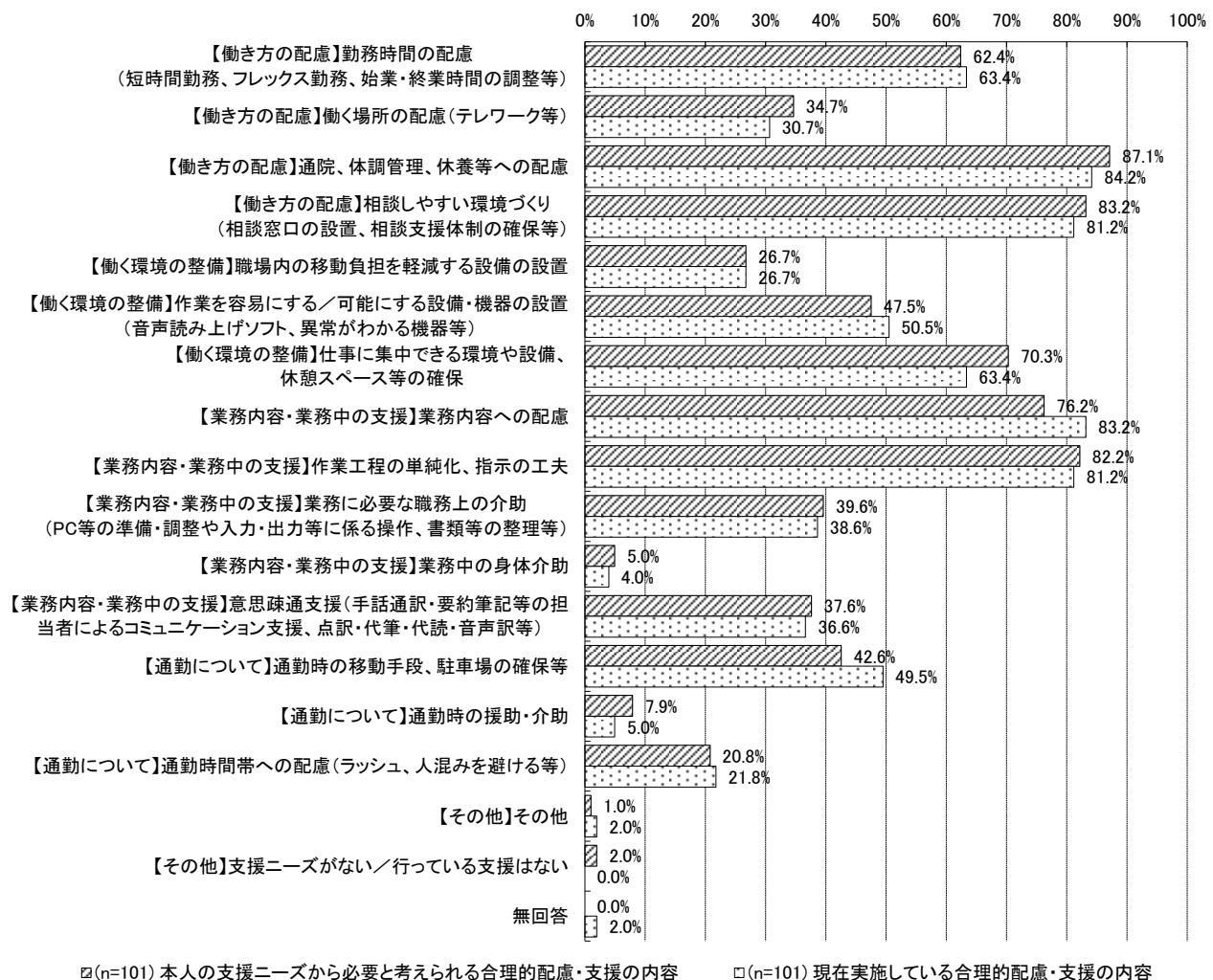
図表 2-281 【全体】 障害のある方の支援ニーズから必要と考えられる合理的配慮・支援の内容と、企業（事業所）が実施している合理的配慮・支援の内容の比較（複数選択）



**図表 2-282 【重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用がある企業】
障害のある方の支援ニーズから必要と考えられる合理的配慮・支援の内容と、
企業（事業所）が実施している合理的配慮・支援の内容の比較（複数選択）**



図表 2-283 【重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用がない企業】
障害のある方の支援ニーズから必要と考えられる合理的配慮・支援の内容と、
企業（事業所）が実施している合理的配慮・支援の内容の比較（複数選択）



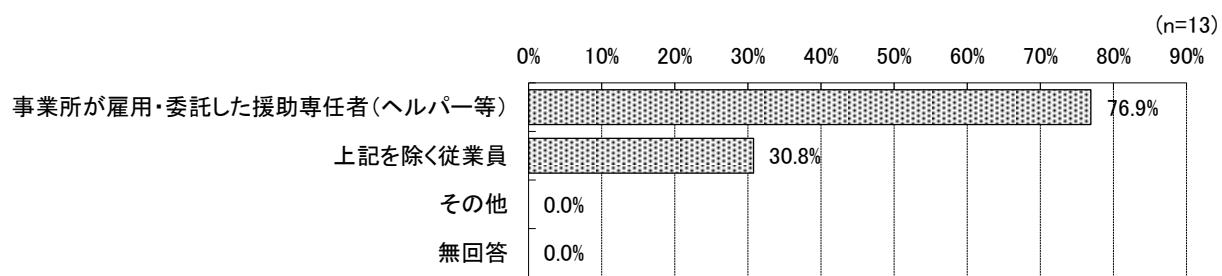
□(n=101) 本人の支援ニーズから必要と考えられる合理的配慮・支援の内容 □(n=101) 現在実施している合理的配慮・支援の内容

2) 「業務中の身体介助」について

a) 「業務中の身体介助」の支援者

「事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等）」の割合が最も高く76.9%となっている。次いで、「上記を除く従業員（30.8%）」となっている。

図表 2-284 「業務中の身体介助」の支援者（業務中の身体介助がある場合、複数選択）



(注) 重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用有無別に見ると、ある場合 (n=9) は、「事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等）」(88.9%)、「上記を除く従業員」(22.2%) であった。ない場合 (n=4) は、「事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等）」、「上記を除く従業員」(いずれも 50.0%) であった。

b) 「業務中の身体介助」を行っている時間帯

事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等）では、「業務を実施する時間（休憩時間を除く）」が 100.0%、「休憩時間」が 80.0% となっている。

上記を除く従業員では、回答数が 4 件であった。「業務を実施する時間（休憩時間を除く）」が 75.0%（3 件）、「休憩時間」が 25.0%（1 件）となっている。

図表 2-285 「業務中の身体介助」を行っている時間帯（業務中の身体介助がある場合、複数選択）

	回答数(n)	業務を実施する時間 (休憩時間を除く)	休憩時間	無回答
事業所が雇用・委託した援助専任者(ヘルパー等)	10	100.0%	80.0%	0.0%
上記を除く従業員	4	75.0%	25.0%	25.0%

c) 「業務中の身体介助」の具体的な内容

事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等）では、「食事介助」、「トイレ介助」の割合が高く、それぞれ90.0%となっている。次いで、「見守り（身体等の介助に係る見守り）（80.0%）」、「姿勢調整（70.0%）」、「体位交換（70.0%）」、「給水（70.0%）」となっている。

上記を除く従業員では、回答数が4件であった。「トイレ介助」、「見守り（身体等の介助に係る見守り）」の割合が高く、それぞれ50.0%（2件）となっている。次いで、「姿勢調整（25.0%）」、「食事介助（25.0%）」、「衣服着脱（25.0%）」、「その他（25.0%）」（いずれも1件）となっている。

図表 2-286 「業務中の身体介助」の具体的な内容（業務中の身体介助がある場合、複数選択）

	回答数 (n)	姿勢 調整	体位 交換	給水	食事 介助	トイレ 介助	衣服 着脱	見守り※	その他	無回答
事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等）	10	70.0%	70.0%	70.0%	90.0%	90.0%	60.0%	80.0%	20.0%	0.0%
上記を除く従業員	4	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	50.0%	25.0%	25.0%

（注1）「見守り」は、身体等の介助に係る見守りを含む

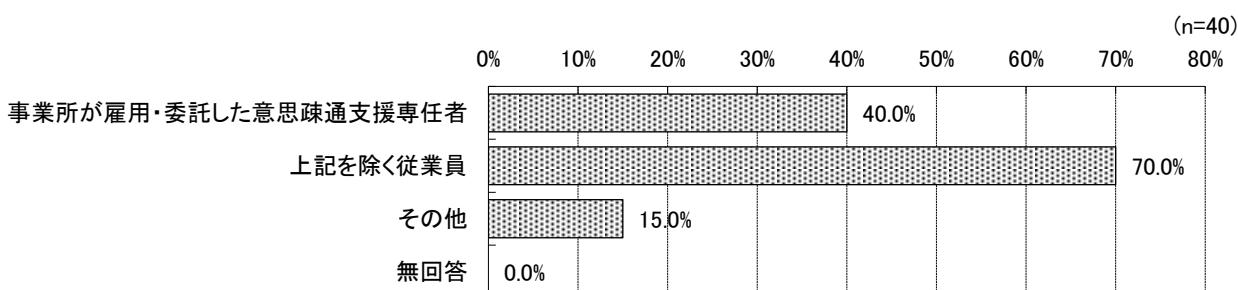
（注2）「その他」として、「車いす移動介助」、「必要時にはシャワー浴」が挙げられた。

3) 「意思疎通支援」について

a) 「意思疎通支援」の支援者

「上記を除く従業員」の割合が最も高く70.0%となっている。次いで、「事業所が雇用・委託した意思疎通支援専任者（40.0%）」、「その他（15.0%）」となっている。

図表 2-287 「意思疎通支援」の支援者（業務中の意思疎通支援がある場合、複数選択）



（注）重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用有無別に見ると、ある場合（n=3）は、「事業所が雇用・委託した意思疎通支援専任者」（33.3%）、「上記を除く従業員」（66.7%）であった。ない場合（n=37）は、「事業所が雇用・委託した意思疎通支援専任者」（40.5%）、「上記を除く従業員」（70.3%）であった。

b) 「意思疎通支援」の具体的な内容

「意思疎通支援」の具体的な内容を尋ねたところ、以下の回答があつた。

図表 2-288 「意思疎通支援」の具体的な内容（業務中の意思疎通支援がある場合、自由記述式）

- ・ 手話通訳
- ・ 手話通訳、筆談、口話
- ・ 手話通訳の派遣
- ・ 手話通訳や音声文字化システム、聴覚障害者向け会議参加サポートツールの導入
- ・ 手話通訳者 2 名を中心に、手話を活用した職場環境づくりを実施。会議や研修、業務において聴覚障害社員に情報が正確に伝わるよう支援している。
- ・ 手話通訳者を都度依頼、緊急かつ重要な場合は手話のできる社員が対応
- ・ 全体会議での手話通訳
- ・ 本社では手話通訳者が常駐し、聴覚障害者が参加する朝礼、会議、面談等に同席して、聴覚障害者の意思疎通をサポートしている。また、手話通訳者以外の一般従業員の一部も手話を習得しており、日常業務において聴覚障害者との意思疎通を行っている。
- ・ 企業在籍型職場適応援助者の増員(2022 年度 2 名→2024 年度 6 名)、有料の文字起こしアプリを導入、チャットやメールでの意思疎通をルール化
- ・ 文字起こしソフトの活用(Word・UD トーク)、手話、筆談
- ・ 記録書類などへの代筆
- ・ 健康管理、相談支援、手話通訳
- ・ グループでの相互理解、対話
- ・ 会議、面談等、音声文字おこしを使用して支援をしている
- ・ 健聴社員への手話指導、UD トーク等の変換ソフトの仕様、筆談用電子パッドの使用／等

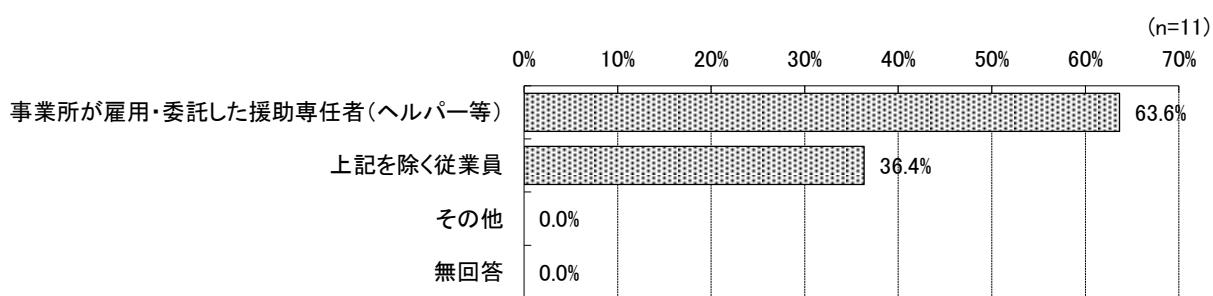
(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

4) 「通勤時の援助・介助」について

a) 「通勤時の援助・介助」の支援者

「事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等）」の割合が最も高く 63.6%となっている。次いで、「上記を除く従業員（36.4%）」となっている。

図表 2-289 「通勤時の援助・介助」の支援者（通勤時の援助・介助がある場合、複数選択）



(注) 重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用有無別に見ると、ある場合 (n=6) は、「事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等）」(83.3%)、「上記を除く従業員」(16.7%) であった。ない場合 (n=5) は、「事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等）」(40.0%)、「上記を除く従業員」(60.0%) であった。

③企業（事業所）では対応が難しい合理的配慮・支援の内容

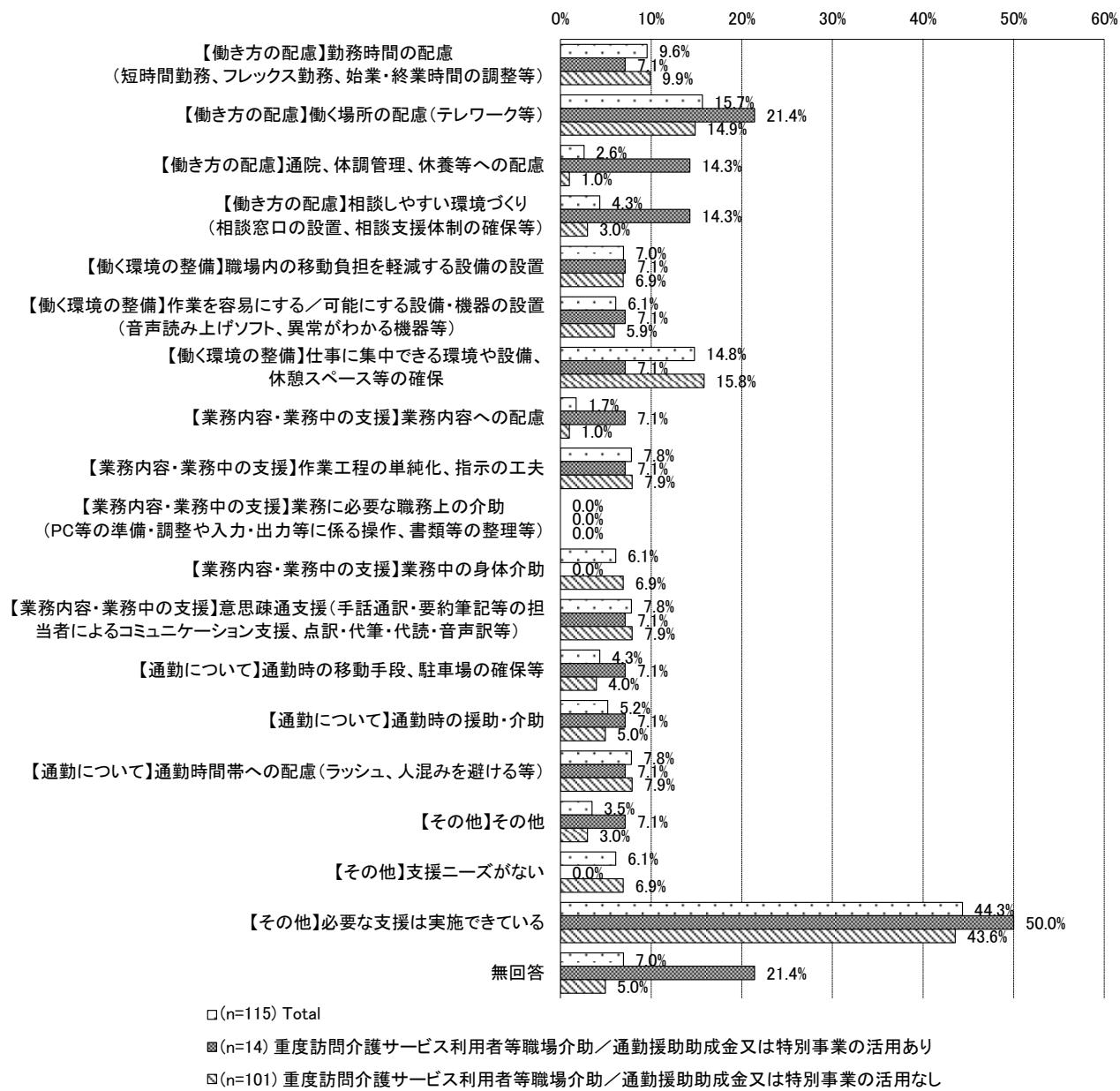
1) 障害のある方の支援ニーズに対して、対応ができていない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容

全体では、「【その他】必要な支援は実施できている」の割合が最も高く 44.3%となっている。次いで、「【働き方の配慮】働く場所の配慮（テレワーク等）」(15.7%)、「【働く環境の整備】仕事に集中できる環境や設備、休憩スペース等の確保（14.8%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「【その他】必要な支援は実施できている」が 50.0%と最も割合が高く、次いで「【働き方の配慮】働く場所の配慮（テレワーク等）」が 21.4%、「【働き方の配慮】通院、体調管理、休養等への配慮」、「【働き方の配慮】相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）」が 14.3%となっている。

活用なしでは「【その他】必要な支援は実施できている」が 43.6%と最も割合が高く、次いで「【働く環境の整備】仕事に集中できる環境や設備、休憩スペース等の確保」が 15.8%、「【働き方の配慮】働く場所の配慮（テレワーク等）」が 14.9%となっている。

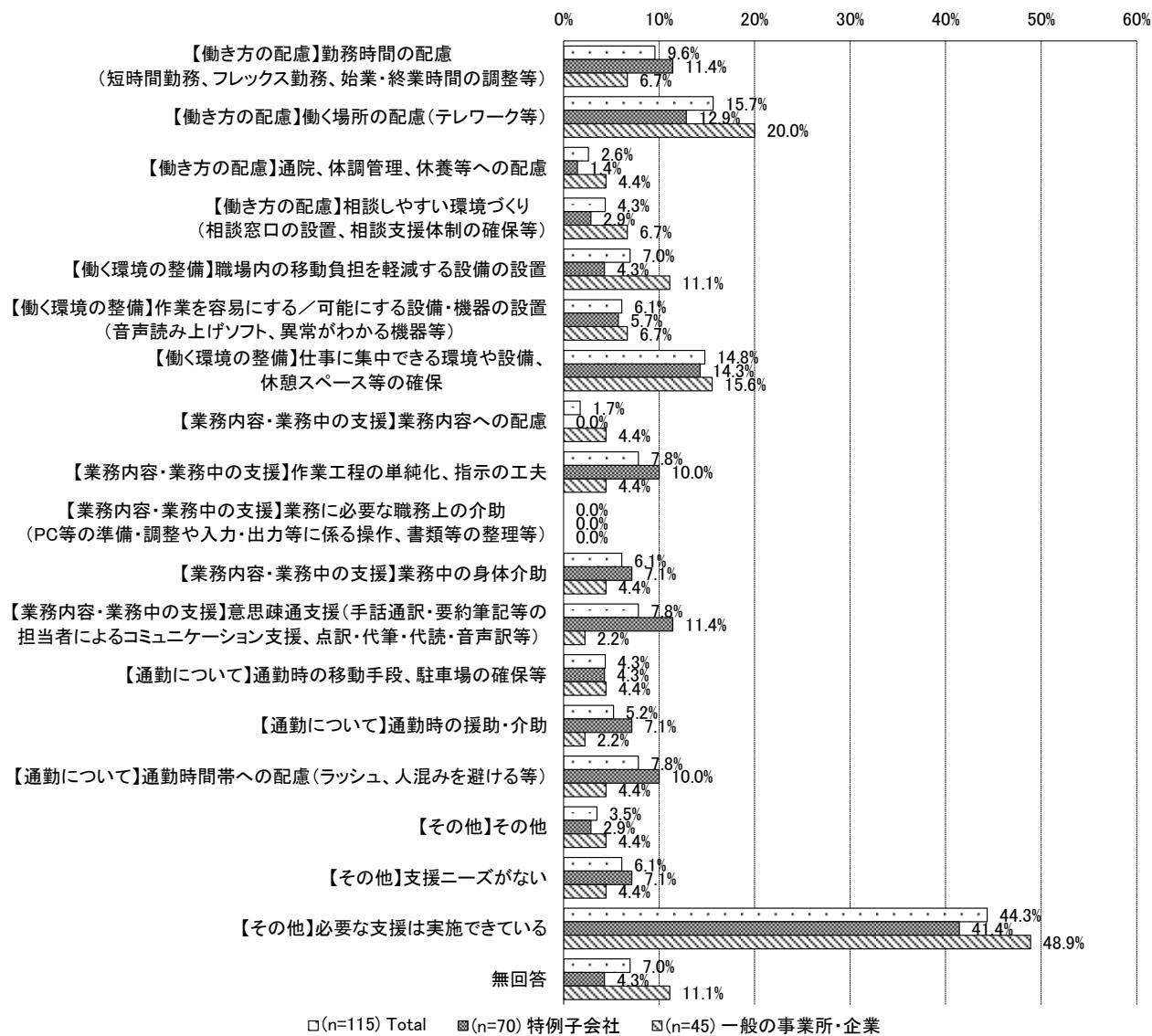
図表 2-290 障害のある方の支援ニーズに対して、対応ができていない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容（複数選択）



(注1) 休憩時間を含め、勤務開始～終了までの状況について、本人のニーズに応えられているかどうかという観点で尋ねた。

(注2) 「その他」として、「知的障害レベル別の周知・教育等」、「サポートする担当者教育の遅れ」が挙げられた。

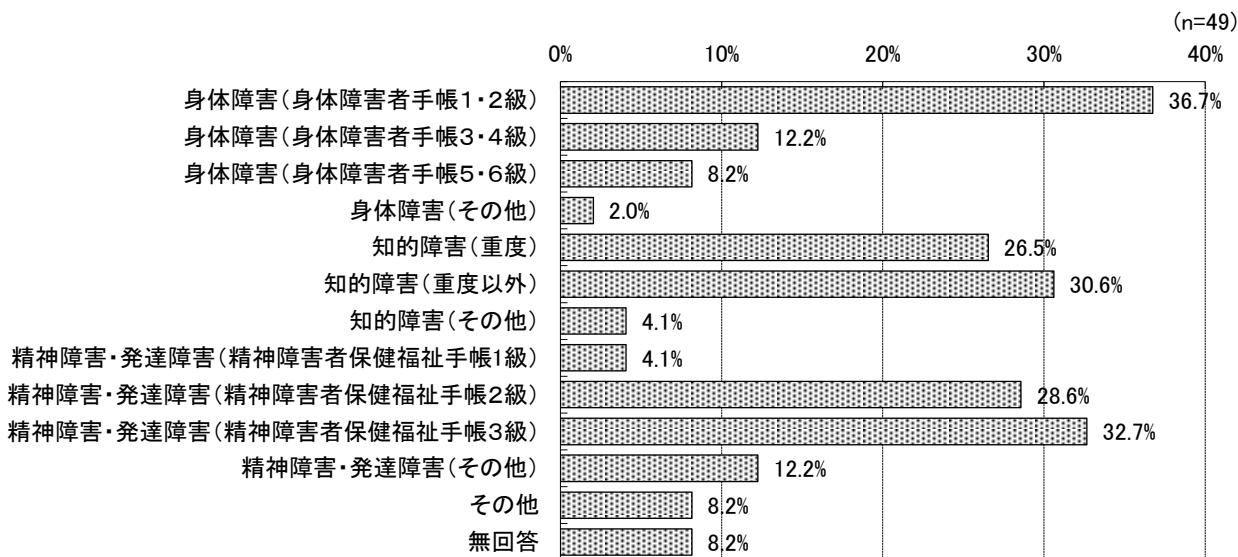
図表 2-291 【企業形態別】_障害のある方の支援ニーズに対して、対応ができていない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容（複数選択）



2) 十分な配慮・対応ができていない方の障害の内容・程度

「身体障害（身体障害者手帳1・2級）」の割合が最も高く36.7%となっている。次いで、「精神障害・発達障害（精神障害者保健福祉手帳3級）（32.7%）」、「知的障害（重度以外）（30.6%）」となっている。

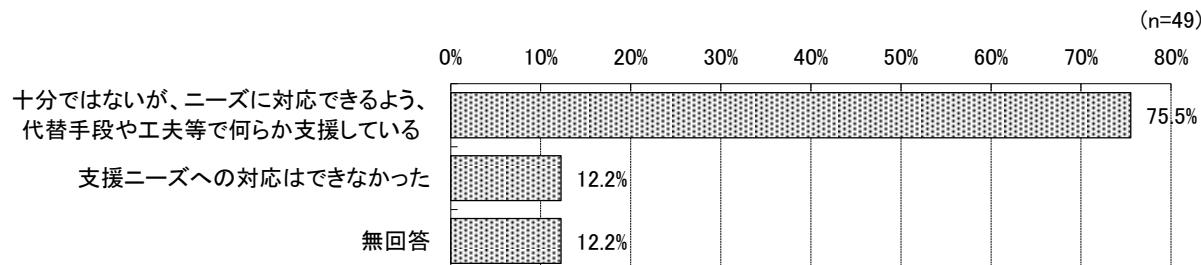
図表 2-292 十分な配慮・対応ができていない方の障害の内容・程度（対応ができていない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容で1つ以上選択があった場合、複数選択）



3) 障害のある方の支援ニーズに対して、対応ができていない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容について、どのように対応しているか

「十分ではないが、ニーズに対応できるよう、代替手段や工夫等で何らか支援している」の割合が最も高く75.5%となっている。次いで、「支援ニーズへの対応はできなかった（12.2%）」となっている。

図表 2-293 障害のある方の支援ニーズに対して、対応ができていない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容について、どのように対応しているか
(対応ができていない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容で1つ以上選択があった場合、複数選択)



4)十分な配慮・対応ができていない方の障害の内容・程度、対応が難しい合理的配慮・支援の内容、代替手段や工夫等で何らか支援している具体的な内容

十分な配慮・対応ができていない方の障害の具体的な内容、状態、対応できていない配慮・対応の具体的な内容、理由を尋ねたところ、以下の回答があった。

また、代替手段や工夫等で何らか支援している場合は、その内容についても自由記述式で回答いただいた。

図表 2-294 ①十分な配慮・対応ができていない方の障害の具体的な内容、状態、②対応できていない配慮・対応の具体的な内容、理由（対応ができない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容で1つ以上選択があった場合）、③代替手段や工夫等で、実際に支援している内容（十分ではないが、ニーズに対応できるよう、代替手段や工夫等で何らか支援している場合）（自由記述式）

障害種	①障害の具体的な内容、状態	②対応が難しかった合理的配慮・支援の内容	③実際に対応している内容
身体	指先と頭を除いて動かせない。会話は問題なく可能。	通院などは本人が手配しているため、業務上の相談は対応できるが介助業者の契約に関しては本人でしかできない ※重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金を活用している企業の回答	—
身体	肢体不自由で登り降り	トイレ、玄関の階段	トイレを洋式に変更した
身体	(身体障害の方)	・身体の方について、移動等は、現状、専門の方も雇用できず、介助支援を行っておりません。 ・通勤についても、十分な配慮ができていません。公共交通機関を利用するにも、時間帯が合わず利用できない。送迎の配慮は出来ていない。	—
身体	聴覚障害者に対して、手話のサポート人員不足	手話人員の増員	作業工程の指示工夫・イラストを活用して目で見て理解しやすいようにしている
身体	聴覚障害のメンバーが緊急時の放送が聞き取りづらい	視覚的にわかるような、火報機と連動したパトライトの設置が不足している	緊急時の放送等がわかりづらいため、周りの支援者が筆談などで状況を伝え、避難指示の時も一緒に行動するように訓練している(消防訓練の対応)
身体	聴覚障害者	聴覚障害者に対するコミュニケーション、隔離された	通院などに配慮し1時間単位で休暇取得できるよう

障害種	①障害の具体的な内容、状態	②対応が難しかった合理的配慮・支援の内容	③実際に対応している内容
		休憩室の確保	就業規則の変更、パーテーションなどで囲い休憩場所を確保
身体／精神・発達	・視覚 各人の見え方や考え方の違いがあるため ・精神・発達 自分以外の方とのかかわり方	・視覚障害の社員に関しては、自身の使用しやすい環境でのPCを使っていただいており、PC機器や設定などは、会社からのサポートはできていない ・精神・発達障害の方に関しては、複数でグループ単位で行う仕事の仕方をしているため、その日の状況で、個人で仕事がしたいとなった場合でも、対応できない時もある	休憩場所の設定はできていないが、自己申告により業務を休んで気持ちを落ち着かせるなど対応している。また、相談をしやすい環境づくりのために、業務日報での報告・コメントや、連絡箱(意見箱の様なもの)を設置している。
精神・発達	広汎性発達障害・自閉症	人数が増え、手狭になり共有スペースが多く救護室なども物置と化しており個室対応ができていない。	お昼休みのみ研修室をサイレントルームとして開放個別の試着室のようなブースを設置しお試し対応中
精神・発達	発達障害 思春期妄想症 自閉症	人に見られたくないため、個室を作つて欲しいと言われたが、個室を確保するスペースがない	駐車場の変更 ついたての設置
精神・発達	精神障害	テレワーク	テレワークは現状難しいが、1人で集中して作業できるスペースを整えている
知的	知的1級の50代男性	加齢のせいか欠勤しがちであるが家庭へのアプローチ等が十分ではないように感じる	送迎時母親の顔をみたら一声かけるようにしている
身体／精神・発達	身体ならびに精神障害	在宅勤務制度の未導入	—
精神・発達	精神、発達障害において疲れやすい、持久力が低い過集中もある	短時間勤務の制度を設けていない	休憩時間への配慮を行っている
身体／精神・発達	A:車イスを使用する方 B:過集中などの発達障害をお持ちの方	A:建物が広範囲にわたり多数あり、全社的なバリアフリー工事が困難である。 B:共用スペースの広さに限りがあるため。	A:車イスを使用している方で職場に不都合がある職場から対応。 B:既存の休憩室を利用いただく。

障害種	①障害の具体的な内容、状態	②対応が難しかった合理的配慮・支援の内容	③実際に対応している内容
身体／知的／精神・発達	イ) 身体障害(1・2 級)(車いす使用の方) ロ) 身体障害(1・2 級) ハ) 精神障害(2・3 級)の方を中心 ニ) 知的障害(重度、重度以外)の方を中心 ホ) 身体障害(1・2 級)(聴覚障害の方)	イ) 徐々に業容を拡大してきたため、本社は建屋が 3 つに分散しており、うち 1 つはスロープが設置できず車椅子使用者は利用できない。本社以外の拠点 4 か所のうち 1 か所もスロープが設置できず、車椅子使用者は利用できない。 ロ) テレワークは導入しているが、情報セキュリティ上の制約により業務量は限定的であるため、フルリモートの就業は困難。 ハ) 手狭で休憩スペースが少ない建屋が存在 ニ) 同様に執務スペースが手狭な建屋が存在 ホ) 従前は音声を文字に変換するアプリを使用していたが、ベンダーの事情(倒産)により現時点では使用できない(代替検討中)	イ) グループウェアを搭載したタブレットを導入し、建屋間を移動しなくてもリモートでコミュニケーション可能な環境を整備。障害特性に応じて人事異動や配置部署を考慮。 ロ) ローテーションでのテレワーク実施。テレワーク可能な新規業務の開拓。 ハ) 会議室等を休憩スペースとして開放。 ニ) 会議室等を作業スペースとして確保。 ホ) 手話通訳者・一般職員による手話や筆談ボード等を用いた意思疎通サポート。朝礼・会議における聴覚障害者向けの視覚資料の提示等。
その他	一般障害者	職場内の移動負担を軽減する設備の設置 理由:階段などのバリアフリー化や業務上改善が難しい水や油による滑床への対応など 事業所全体の製造ライン見直しによる費用の増大が予想される為対応できていない。	移動場所を制限しなるべく階段など使わなくても良い環境で仕事をしてもらう
その他	指示の受け止め方がネガティブで他責感が強い	指示をする側の傾聴力や伝え方のスキルが未熟	社内教育の機会を増やすと共に、担当者ごとの現場教育を強化 内容:障害の特徴、ハラスメント、合理的配慮、について
その他	事業所内の音(他の従業員の話し声、キャビネットの開閉音等)が苦痛に感じるため、テレワークを希望している。	特例子会社としてグループ各社から受託している業務は出社が必要な現場作業的なものが多く、テレワークが可能な業務の量が圧倒的に不足しているため。	①静かな作業環境を整えるため、座席を少し離れた配置にした ②時間を区切り、Solo ブースや集中ワークエリアでの業務を認めている ③終日テレワークが可能な業務量が貯まれば、テレワークを許可してい

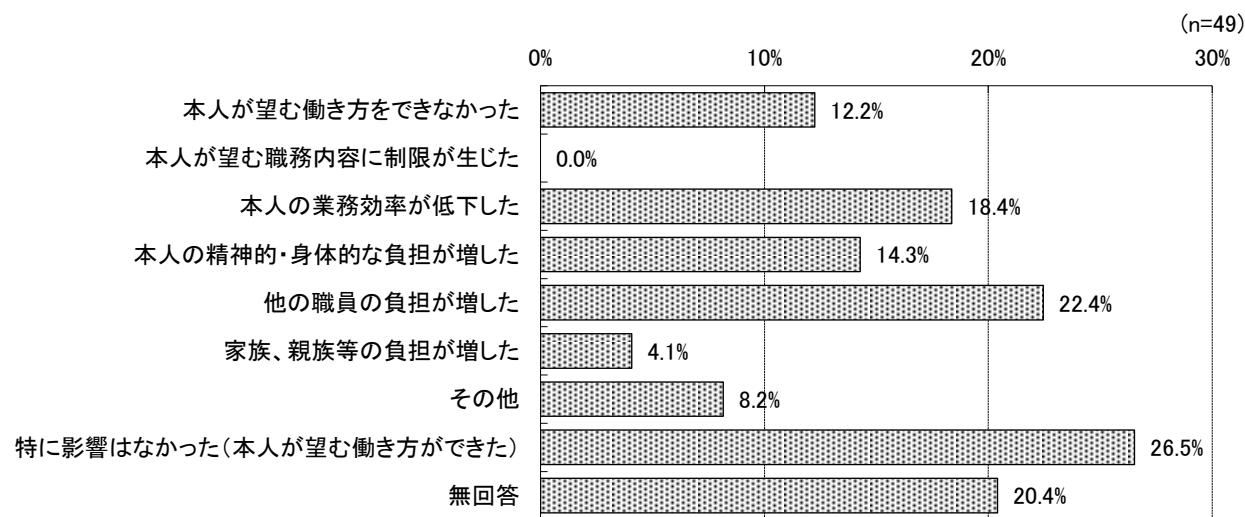
障害種	①障害の具体的な内容、状態	②対応が難しかった合理的配慮・支援の内容	③実際に対応している内容
			る(1か月に1~2日)
その他	特定の障害の方ではなく全般的な課題	在宅にて実施する業務が極めて少ない	—
その他	休憩スペースの確保	事業所のスペース(親会社工場内にあり、使用できるスペースが限られている)が狭く、1人になれる空間まで確保することができない	共有のスペースを、必要なときに一人で過ごせるように配慮する
その他	在宅勤務は難しい。通勤時の介助は困難。	製造業の為、工場への出社が前提。在宅での業務は少ない。通勤時の介助を出来る体制が無い。	在宅で勤務できる業務の担当者は、在宅で勤務している。
その他	5階建ての事務所を借りているが、エレベータが無くバリアフリー化出来ていない。	お金がない。	社員が手添えや支え歩きをするといったソフト対応を実施している。

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

5) 別の方法での対応や対応ができなかつことで生じた影響

「特に影響はなかった（本人が望む働き方ができた）」の割合が最も高く 26.5% となっている。次いで、「他の職員の負担が増した（22.4%）」、「本人の業務効率が低下した（18.4%）」となっている。

図表 2-295 別の方法での対応や対応ができなかつことで生じた影響（対応ができない又はニーズに對して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容で 1 つ以上選択があった場合、複数選択）



(注) 「その他」として、「体力の低下で出勤が不可能になった社員は退職した」、「採用拡大の阻害要因になる可能性がある」、「本人の調子により、影響が全くない場合もあるが、不調になるとその部分が気になり休みが多くなる傾向がある」、「本人にとって許容できる範囲に収まったものと認識」等が挙げられた。

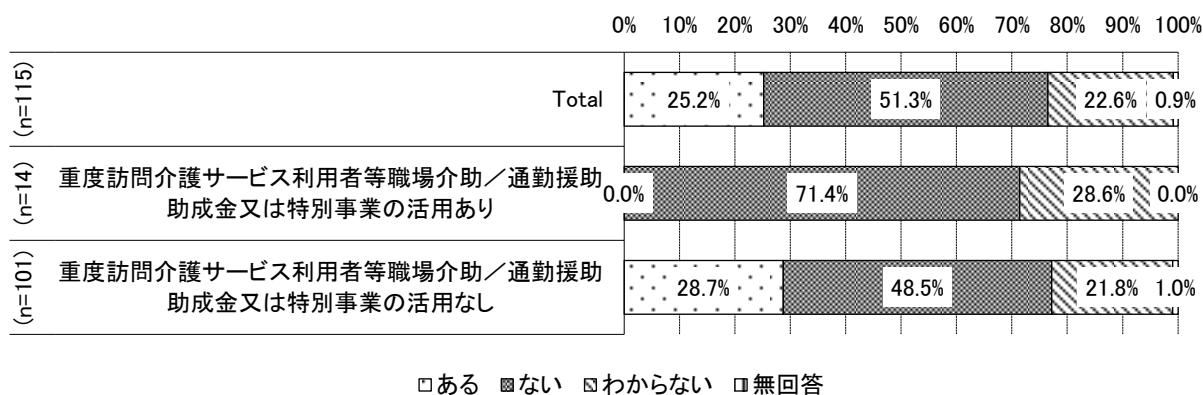
(4) 企業（事業所）で雇用に至らなかった事例

① 障害者の雇用にあたり、企業（事業所）では十分な合理的配慮・支援が難しく、雇用に至らなかったケースの有無

全体では、「ない」の割合が最も高く 51.3%となっている。次いで、「ある（25.2%）」「わからない（22.6%）」となっている。

「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用有無別に見ると、活用ありでは「ない」が 71.4%と最も割合が高く、次いで「わからない」が 28.6%となっている。活用なしでは「ない」が 48.5%と最も割合が高く、次いで「ある」が 28.7%、「わからない」が 21.8%となっている。

図表 2-296 障害者の雇用にあたり、企業（事業所）では十分な合理的配慮・支援が難しく、雇用に至らなかったケースの有無



② 雇用に至らなかったケースの具体的な内容

雇用に至らなかったケースについて、障害のある方の障害の具体的な内容、状態／対応が難しかった合理的配慮・支援の内容を尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 2-297 雇用に至らなかったケースについて、障害のある方の障害の具体的な内容、状態／対応が難しかった合理的配慮・支援の内容（自由記述式）

障害種	障害の具体的な内容、状態	対応が難しかった合理的配慮・支援の内容
身体	視覚障害	軽作業スタッフで選考を受けたが、どの作業においても安全面やクオリティにおいて難しい面があった
身体	視覚障害者	視覚障害の方にやってもらう仕事を準備できなかった
身体	全盲の方	・安全配慮義務を十分に果たすことが難しい・視覚的情報を得られない状態でも可能な業務の切り出しが難しい
身体	視覚障害、上下肢障害	視覚障害や手足が不自由であってもできる仕事のやり

障害種	障害の具体的な内容、状態	対応が難しかった合理的配慮・支援の内容
		方を用意することができない
身体	聴覚障害 内部障害	知的のメンバーとの意思疎通が難しかった 製造機材にペースメーカーに悪影響を及ぼすものがあり雇用に至らなかつた
身体	身体障害者(車椅子利用者)	段差等改造が必要
身体	身体障害者(脳性まひ)で車いすを使用。身体的介助が必要(トイレの介助など)	業務面での配慮や支援については対応可能だが、業務以外での対応は他社員の負荷が大きいため
身体	重度の身体障害のある方	職場勤務を前提として通勤できる方を雇用しているため
身体	重度障害者に対する業務の付与	業務の切り出し、支援する者の確保
知的	知的障害	長時間落ち着いて作業することが難しく、転倒など安全面が懸念された
知的／精神・発達	知的・精神障害	清掃業務において始業時間が早く、希望者の要望と合致しなかつた
精神・発達	精神障害	正社員募集における、短日勤務希望や短時間勤務の希望。弊社では短日や、短時間勤務は嘱託社員もしくはパート社員しか適用していない
精神・発達	精神障害	弊社業務へのマッチングが困難であった
精神・発達	精神障害 1 級。前職では一般雇用だったが、退職を機に手帳を取得し障害者雇用で入社(トライアル雇用)。これまでの就労経験の中で、先輩社員からのパワハラなどにより精神的なダメージを負いそれがトラウマになっている。そのため、強い言い方や嫌味な態度をする人に対し苦手意識を感じやすい。ルーティン作業よりは、あちこち動き回る仕事の方が飽きないため向いている。	弊社の仕事のほとんどがルーティン作業であること。その他に比較的動き回れる部署があり、その部署を担当してもらうこととなった。ただ、業種柄汚物を取り扱うことがあり、その臭いに耐えるのが難しかった(頭痛など身体的に拒否反応が出てしまった)。マスクを着用するなどしてみたが、良い解決方法が見つけられなかった。それに加え、頼りにしていた先輩社員の退職も重なり、精神的負担が大きくなってしまった
精神・発達	精神障害者:自分をよく見せようとして、必要以上に頑張りすぎて、家族にあたったり、物を壊すなどの行為が目立った。	本人、家族、生活支援センターの支援員などと、何度も話し合いを行い、勤務時間や雇用契約の内容を変更した
精神・発達	発達障害 自閉症	激しい問題行動(窃盗・放尿・引きこもり)
その他	他者とのコミュニケーションに支援が必要	個別の支援員配置

障害種	障害の具体的な内容、状態	対応が難しかった合理的配慮・支援の内容
その他	1人で通勤ができない	通勤の安全面
その他	口頭指示で理解が困難 可視化表現で理解が困難 集団(2~8人)の中で迷惑となる行為がある(奇声、他害行為、予期できない動き) 自身の障害について理解できていない(業務が出来ない状態になったときの対応策が不明)	本人のその日のコンディションで欠勤早退や訴えを起こす方への接し方、業務評価の仕方
その他	・毎日、出勤して働ける状況(体力、精神の場合は安定性等)になかった。・知的障害で事務を希望されたが、その人の能力で対応できる業務が無かった。	・毎日出勤できる状況にない人・生活介助(トイレなど)が必要な重度障害者
その他	コミュニケーションが苦手なので接客を伴わない業務を希望される	接客を伴わない業務がない為、対応することが困難
その他	一人は精神障害の方で個室の着替場所、だれも居ない個室執務室の提供希望を出された。もう一人は完全緘默の方。	一人のための場所の用意はできなかった。また最低限のコミュニケーションが必要なため、会話も筆談も手話も何も手段がなく、難しかった。

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

(5) その他

① 重度障害者等の雇用に際して、外部に求める支援

重度障害者等の雇用に際して、外部に求める支援を尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 2-298 重度障害者等の雇用に際して、外部に求める支援（自由記述式）

重度訪問介護サービス利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用あり	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の紹介 現在、市の補助により、通勤退勤の移動介助と休憩時間中介助の支出はありませんが、労働時間中の介助はヘルパーに委嘱している状況です。職場介助者助成金の上限が1ヶ月あたり15万円のため、本人が希望する働き方ですと、毎月ヘルパーに委嘱する支出が20万円前後となり、毎月企業からの手出しが差額分約5万円という現状です。また本人としては休憩時間をもう少し短く、もっと働きたいという意欲はあるものの、企業の手出しが多くなってしまうため気を遣っている状況です。国や県や市の支援があるとより働きやすい環境が整うと感じています
重度訪問介護サービス	<p>【介助等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社員の生活介護。通勤援助。社内で介助が必要な場合の人的対応

<p>利用者等職場介助／通勤援助助成金又は特別事業の活用なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の支援。働くことに合わせる福祉側の支援 <p>【通勤支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤や移動に関して ・ 通勤時に必要な車輛を買い替えたい場合、2台目以降にも助成金が使えるようにしてほしい <p>【支援機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者(主治医、生活支援、家族など)からの情報共有と連携 ・ 重度障害者が能力低下に伴い働けなくなってくることに対する支援、(会社を卒業しどう生活していくかなどの支援)支援機関との連携を取りたいがあまり積極的に関わってくれない ・ 当事者を支援する主治医や就労移行支援事業所等の専門家としての見地に基く支援、協力。行政の通勤補助、支援サービス <p>【相談支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業者による従業員の面談(3年間程度) ・ ご本人からの相談を待つのではなく、定期的に面談を実施して、生活面を含めヒアリングを実施していただきたい（企業側に専門的な知識を有する人数に限りがある） <p>【企業への情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境の整備や作業要領の設定の際のアドバイス ・ 雇用継続のために自社従業員がスキルを向上させる方法や、ノウハウなどを教えてほしい ・ 高齢化などによる能力低下や能力不足の際の在職者の再訓練や、福祉への橋渡し(退職支援) ・ 職業訓練校や就労移行支援事業所等の支援機関による就労準備・訓練の提供／うつ・適応障害等体調不良により就労困難となった障害者の職場復帰支援策(リワーク・プログラム等の利用相談)／障害者の生活面(住居関係、各種行政サービス・助成の利用、介護保険、障害年金等の社会保障制度の利用等)のサポート <p>【補助金等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金 ・ 会社の規模にかかわらない障害者雇用を積極的進めている企業に向けた助成金の充実 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々に事情や特性も異なるので一概に記載不可能に感じます ・ 住宅支援、通勤寮の設置、生活環境 QOL の向上、家庭環境指導 ・ 今ある制度を活用すれば、ある程度の支援が受けられますので、今のところは求める支援はありません ・ 仕事の内容が本人に向いているか・仕事ができるのか等の見極めと一緒に現場において確認 ・ 企業が本人の能力を把握して仕事の配慮が出来るためにも、就職する時には IQ 取得と
---	--

	同時に「職業能力センター」にて重度判定をとる事を、個人情報に縛り付けず(両親・親族のみの依頼と立会)会社からの委託でも受けさせてもらえる支援が必要であると考える
--	--

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

② その他、障害者の雇用についての課題、国に求める支援等

その他、障害者の雇用についての課題、国に求める支援等を尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 2-299 その他、障害者の雇用についての課題、国に求める支援等（自由記述式）

【福祉との連携】

- ・ 就労・福祉の密な連携の促進
- ・ 福祉への橋渡し(退職支援)の施策
- ・ 障害者の労働時間内のヘルパー配慮
- ・ 重度訪問介護などの個別支援給付の一本化、利用者への自己負担金の軽減(重度訪問介護利用者でもあるので、自己負担金が2倍発生している)、重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金や就労支援特別事業の利用を認められている市町村が少ないので、早く実現してほしい
- ・ 労働と福祉の連携ということで創設された重度障害者就労支援だが、雇用部分と福祉部分の請求システムと適用期間が違い、雇用側としては面倒な請求に対する忌避があり、とても使いづらい
- ・ 「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」における福祉施策の実施している市町村数が少ないと感じている。また、「特別事業」において雇用施策の助成金があっても企業負担が大きいのでなかなかこの制度を使っての雇用につながらない

【その他】

- ・ 助成金の拡充
- ・ 助成金申請の簡略化
- ・ 環境整備に対しての助成
- ・ 在宅で可能な業務の紹介
- ・ 障害者の指導員育成
- ・ 精神障害者にも重度判定が欲しい
- ・ 発達障害を含めた精神障害者が重度障害より企業サイドの支援や配慮が必要なため、ダブルカウント等の措置を望む
- ・ キャリアアップ、加齢によるキャリア転換、福祉との連携
- ・ 障害者本人や企業に対する認定や表彰などで障害者雇用に対する関心や認知度を高めていってほしい
- ・ 重度障害者の雇用について業務とのマッチングが難しく、社内で専任支援員を付ける余裕が無い為、採用が慎重になってしまいます。また弊社は電車やバスの公共交通機関を利用できない場所にあり、マイカーや自転車での通勤に限定されるので、採用範囲が限定される課題もあります

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

4. ヒアリング調査結果

重度障害者等を雇用する企業 3か所を対象に、ヒアリング調査を実施した。

図表 2-300 調査対象、実施時期、実施方法

対象	実施日	実施方法
株式会社ダイキンサンライズ摂津	令和 7 年 2 月 17 日	オンライン
A 社	令和 7 年 2 月 26 日	オンライン
株式会社トレンド	令和 7 年 3 月 3 日	オンライン

調査結果は以下の通り。

I. 株式会社ダイキンサンライズ摂津

1. 基本情報

(1) 業種、業務内容、従業員規模等

- ・ 業種は製造業、従業員は 216 名。
- ・ 業務内容は、油圧潤滑装置部品加工・組立、空調機部品組立、電機、電子部品組立、機械部品加工・組立、フッ素化学製品製造、CAD 図面作成、一般書類電子データ化、各種名刺作成など。

(2) 障害者雇用についての方針

- ・ 会社の基本方針として、「1. 自らの努力と相互協力により経済的自立を目指す」、「2. 生産活動を通じて自らの成長と社会的貢献を目指す」、「3. 社員、家族、地域にとって誇れる企業を目指す」を掲げている。
- ・ 「1. 自らの努力と相互協力により経済的自立を目指す」については、障害者雇用では本人が福祉側から納税側に回ることから、一人前の社会人になって欲しいと考えて、方針とした。経済的自立にはフルタイム勤務が必要なので、短時間勤務は行っていない。ただし、体調を崩す等あればすぐに連絡してもらい、業務途中であれば社員が受診に付き添うこともある。基本的にはしっかり働いてもらうことがベースにあり、その他、障害に対する対応として実施すべきことは実施している。
- ・ 会社設立から 31 年になる。障害があっても健常者に負けないように頑張ろうとスタートした。自分の給料を自分で稼ぐためには企業の黒字化が必要であり、営業利益をプラスにすることを目標としている。業務のほとんどがグループ企業からの発注のため大きな利益をあげる必要はないが、営業利益をプラスにすれば自分たちの給料を自ら稼いだことになる。

(3) 障害者雇用にあたり活用した助成等

- ・ 障害者雇用にあたり、特定求職者雇用開発助成金／トライアル雇用助成金／キャリアアップ助成金／重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を活用した。
- ・ それ以外に市町村の助成がある。例えば、新規投資した場合の固定資産税の一部免除、手話通訳、駐車場利用料の助成がある。
- ・ 企業として利用できる助成金があれば問題なく利用している。

(4) 障害のある方の雇用のための支援体制

- ・ 障害の有無に関わらず、リーダーになれば障害者職業生活相談員資格認定講習を、課長になれば企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を、それぞれ受講することにしている。社内には、企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）18名、障害者職業生活相談員28名（リーダー以上）がいる。
- ・ また、総務課に精神保健福祉士が3名いる。障害者社員のほぼ半分が精神障害者であり、精神障害者への支援を厚くしている。
- ・ 係長クラス以上が参加する「職場定着推進会議」を月1回実施している。会議では、体調を崩して長期休職している人について、その経緯、休職中の状況、復職に向けた情報を共有する。また、新規で雇用された方についての情報共有も行う。安定して就労している人については本会議の対象外である。
- ・ 年に1～2回、個別ケース会議を実施している。個別ケース会議は、休みや遅刻が増えてきた方や、グループホームから通勤している方が休みがちになった際など、社内だけでは対応が難しいときを開催する。ケースに応じて、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校の先生、家族等をお呼びして、対応について検討をする。

2. 障害のある方の雇用状況

(1) 雇用している障害のある方の年齢、障害の内容・程度

- ・ 雇用障害者は211名（視覚障害：1名、聴覚・音声・言語・平衡障害：36名、肢体不自由：37名、内部障害：1名、知的障害：47名、精神障害：53名、発達障害：36名）。
- ・ 障害が重い方は、身体障害者手帳1級、2級が64名、知的障害の重度が18名いる。なお、精神障害者保健福祉手帳1級は0名で、同手帳2級は47名。
- ・ 重複障害者は感覚的に10～15名いる。聴覚障害と知的障害、精神障害や、身体障害と知的障害などめずらしくはない。
- ・ 就労している人の平均年齢は40.9歳。就労している人の高齢化が進んでいると認識している。過去には、高齢になり本人の体力が落ち、家族も高齢でサポートが難しく、通勤できなくなって退職となったケースがある。また、退職には至らないが、職業能力が落ちて、できるだけ簡単な業務に仕事内容を変える人も何人かいる。

(2) 雇用形態、通勤の有無、業務の実施場所、業務内容

- ・ 雇用形態について、1年目は基本的に契約社員としている。問題がなければ2年目以降に正社員となる。トライアル雇用が認められない時期において、いきなり正社員として雇用するのはリスクが大きかったので、1年目は契約社員とした。契約社員といっても、正社員登用が前提であり、また、待遇の差（賞与の有無、福利厚生等）はほとんどない。契約社員を導入した目的は、1年間安定して勤務できるかの確認のためとなる。なお、途中から出社できなくなって退職、自主的に退職という人も過去に5～6名いた。
- ・ 勤務は通勤が基本となるが、通勤方法は本人の希望に沿うようにしている。バイク、自転車、高速道路利用等も認めている。障害特性で混雑を避ける必要があれば、時差出社をしている。
- ・ 業務場所は、工場2か所。2つの工場は、徒歩15分程度離れている。毎日、本社の工場の方に出社し、朝礼後にそれぞれの工場で勤務する。また、勤務終了15分前になつたら本社の工場に向かい、17時に終業となる。

(3) 雇用のきっかけ、合理的配慮・支援の調整プロセス、行っている合理的配慮・支援の内容

①雇用のきっかけ

- ・ 主に、拡大する事業について、生産関係、技術関係の人材を募集・採用している。製造現場であれば、退職者が出て、業務量が増えた、新規の生産関係の受注時等に対応できる人が欲しい、等の理由で採用を行う。採用のルートとしては、就労移行支援、特別支援学校、ハローワークの障害者対象の面接会などがある。
- ・ 基本的には、募集している業務内容で実習をして応募者の適正を確認して、採用となる。ただし、ハローワークの面接会では実習ができない。知的障害のある方の職業能力を面接だけで確認することが難しく、ハローワーク面接会からの採用は比較的少ない。

②採用の条件

- ・ 障害の規定ではなく、職種で募集し、適性があれば採用する。
- ・ 勤務時間は、フルタイム勤務が基本であり、短時間勤務は行っていない。
- ・ また、通勤勤務が前提であり、在宅勤務での採用はしていない。在宅勤務を行う者も数名いるが、以前は出社していたが、障害が重くなったり病気の発症などで通勤が困難となり在宅勤務となった人である。1つの会社の中で、在宅勤務前提で採用する人と出社勤務で採用する人がいると、処遇の問題も出てくるので、通勤を前提としている。
- ・ 在宅介護サービスを利用している人について、特に意識していることはなく、出社して仕事ができるのであれば採用している。

③採用のプロセス（合理的配慮・支援の調整プロセス）

- ・ 採用に向けて、実際の現場で働いてもらう実習を行っている。実習の期間は、就労移行支援の利用者は 2 週間～1 か月程度、特別支援学校の学生は 1～2 か月程度（2 年生から複数回に分けて実習があり、合計で 2 か月程度実施することもある）。実習前面談（工場案内、通勤の可否の確認等）で状況を確認し、実習を行い、実習後には振り返りを行う、という流れになる。例えば、特別支援学校のケースでは、本人・教師に企業に来てもらい、実習前面談を実施し、実習後では結果報告を含めた振り返りを実施する。実際に採用をして働く場合に、どのような合理的配慮や支援が必要かは、実習を通して確認している。
- ・ また、採用と直接は関係しない体験実習（希望に応じて 1～2 週間程度）も受け入れている。日に 3 名前後、年間 60 名が実習を体験する。体験実習をきっかけに、採用に向けた実習につながるケースもある。例えば、特別支援学校の学生が体験実習に参加して、実習後、生徒が当社を気に入ってくれたり、当社側から雇用できると思ったら、学校と相談し採用に向けた実習を実施する。
- ・ 体験実習は、障害者が少しでも就労につながるように、前任の社長の時代から実施している。障害者が具体的に雇用をイメージしたり、働くことについての理解をしたりできるきっかけになっている。

④行っている合理的配慮の内容

- ・ 合理的配慮・支援について意識していることは、最近は精神障害者の雇用が多いので、障害特性を見極めること（苦手な部分、困る部分等）と、体調を崩しているかの把握が難しいので、早期に状況を把握することである。
- ・ リーダー/サブリーダーには研修等で、日々のコミュニケーションをしっかりと図って、特性を把握することを伝えている。また、体調変化を把握するために自筆の日誌を記載してもらい、リーダーやその上司が確認している。文章の中身だけでなく、力の入れ方、文章の長さ等により、変化を早期に発見することができる。特に、精神障害者については、体調・状況の変化を早期につかむことが重要なので、自筆の日誌（通常は入社後 1 年間利用）を卒業した後に SPIS を利用し、体調の変化を把握する社員もいる。
- ・ 現在、力をいれているのは精神障害者に対する支援だが、知的障害者、身体障害者も含め従来より以下のような

支援を行っている。

- 下肢障害者への配慮：建屋（エレベーター、トイレ等）のバリアフリー化など
- 上肢障害者への配慮：作業しやすい治具の工夫、携帯電話による応答など
- 聴覚障害者への配慮：聴覚障害者以外の手話の習得、視覚による信号、避難指示用フラッシュライトのトイレへの設置など
- 知的障害者への配慮：作業の細分化、単純化、作業指示書のビジュアル化など
- 精神障害者への配慮：相談しやすい雰囲気作り、日々の体調確認、受診しやすい環境づくり、本人・医療機関・支援機関・企業・家族の連携した指導など
- ・ 意思疎通支援として、聴覚障害者に対しては、場面に応じて手話、筆記、UDトーク、Pekoe（音声変換ソフト）等を活用している。聴覚障害者には細かいニュアンスを伝えるのが難しく、文章の読み解きが難しい人もいるので、UDトーク等に加えて手話が必要な場合がある。なお、聴覚障害者のいる職場のリーダー以上は手話をできる状況にある。当初は会社で手話勉強会を開催していたが、同じ職場で仕事をしていると、聴覚障害者が手話を教えてくれるので、現在は勉強会を行っていない。その他、知的障害者に対する作業指導は、文章ではなくOJTで伝えたり、画像を使って指導したりしている。
- ・ 会社は全てバリアフリーで、車椅子向けトイレも多い。その他、避難訓練の実施や、災害時に使用できる車椅子を利用している人用の器具などを準備している。

（4）合理的配慮・支援における課題（企業だけでは十分に対応しきれない支援ニーズ）

- ・ 雇用定着のための課題は、プライベート面と医療との関係性。体調を崩したり、欠勤となったりしたときに、家族やプライベートでの問題が要因となることがある。このような場合、企業が対応するのが難しいので、障害者就業・生活支援センターや学校の先生に協力を依頼する。また、企業から情報提供の依頼をしても医療機関側が対応していただけない場合がある。（特に精神科）。
- ・ 知的障害がある場合、障害の程度が重いほど、生活のコントロールが難しくなる。他機関に協力してもらうことが多いが、各機関の担当者により対応が異なる場合がある。
- ・ 社内での人間関係や腰痛等の問題については一般企業と同様に対応している。障害者雇用においては、ベースの生活面を安定させることが重要である。グループホーム入所者でも食生活が乱れ、健康管理ができていないケースもある。社外のことは企業としては関与が難しい。
- ・ 障害の進行や、疾病により在宅勤務となったケースがある。入社時は車椅子の自操や、車の運転をして出社していたが、その後、家族の送迎や有料の福祉車両利用で通勤するようになった。会社としては、規定の通勤費を支給するが、本人の就労意欲が強く、福祉車両の利用費を自己負担しながら通勤を頑張ってくれた。新型コロナ以降、在宅勤務として、家族の支援による介助のもと、現場とのやり取りについては同僚のサポートを受けながらの勤務を続けている。
- ・ 出社している時期は、社員（同僚）が仕事の合間にトイレや食事の介助をしていた。ただ、社員が忙しくなると本人も気を遣っていた。福祉から介助のサポートを受けられるようになれば、本人も同僚に気遣いをしなくてもよくなり、自身の経済的負担も軽減できたと思う。
- ・ 企業の合理的配慮としてヘルパーを配置するのは難しい。経済的な問題、他社員との公平性の問題がある。明確な理由がなければ一人だけ特別扱いをすることはできないので、福祉側のサポートとしてヘルパーの支援が得られると良い。企業がその人の仕事の成果に対する報酬（給料）を払うということであれば他社員も納得できる。

- 外部のヘルパーがついて就労するとなった場合、社内で個人情報等を目にする可能性があるので、ヘルパーとは守秘契約を結ぶ必要がある。また、日によってヘルパーが変わるのは避けたい。また、他の社員もいるので、業務中に常時ヘルパーが付き添うのも難しいかもしれない。ヘルパーには別室で待機してもらい、必要時に対応してもらうことが望ましいように思う。

(5) 十分な合理的配慮・支援が難しく、雇用に至らなかったケースがある場合、その具体的な内容

- これまでに、体力や精神的な課題があり、毎日出勤して働く状況になかったケースや、知的障害で事務を希望されたが、その人の能力で対応できる業務が無かったというケースがあった。両ケースともに実習をしてもらったが、その人より適した人がいたので採用に至らなかった。企業として選考しているので、応募した人を必ず採用ということはできない。
- 社内で一部身体介助を行ったことはあったが、長い間働いている職員の状態の悪化で支援が必要になったケースであり、以前から親しくしていた同僚の支援があったからできた。会社から指示したわけではないし、そのような支援を社員に要求することは厳しい。身体介助が必要な人が新しく入社したときには、会社として対応が難しい。

3. その他

(1) どのような外部の支援があれば、現在働いている障害のある方の活躍の幅が広がる／障害者の雇用がさらに拡大するか

- 電動車椅子の人が出勤できる環境が整うとよい。会社は駅から遠く送迎バスもないが、電動車椅子の人でも、出社さえできれば仕事ができる人がいる。
- 周囲に気遣うことなく身の回りのことができる環境が整うとよい。会社として、トイレを車椅子用に改修する等はできるが、本人ができないことを他の社員に介助を依頼するようなことは難しい。制度として、食事やトイレなどの身の回りの支援があれば雇用も広がるのではないか。

(2) 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金、重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の活用の見込み等

- 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金等については認識していなかった。これまでに利用を検討したことはない。

(3) 障害者の雇用についての課題、国に求める支援等

- 加齢により職業能力が落ちる人、私生活で問題を抱えている人、家族関係の問題でしんどくなり出社できない人がいる。そのような場合、障害者就業・生活支援センター等に相談している。これ以上どのような業務内容を任せたらできるかわからないところまで能力が落ちているケースについても、出社さえできれば業務に従事してもらわないといけない。本人にとって就労継続支援事業所の方が良いように見えても、会社からは言えないので、福祉側からその人にとって良い選択肢を助言してほしい。現在は、そのようなケースについて、当社総務担当者がフォローをしたり各所に相談をしたりしているので、企業をサポートしてもらえる仕組みができるとよい。
- 障害のある社員が詐欺にあったケースでは、障害者就業・生活支援センターの担当者の方が市の福祉担当者につないでいただいた。相談先としては、日常的に交流している障害者就業・生活支援センターを頼ってしまう。

II. A 社

※今回のヒアリングは、障害のある方の上司にあたる方からお伺いした。

1. 基本情報

(1) 会社概要

- ・ 業種は、卸売業、小売業。
- ・ 企業の常用雇用労働者数は約 30 人（支社を含む全社での労働者数）。

(2) 障害者雇用の状況

- ・ 障害者雇用の方針について、特に会社として定めているものはない。
- ・ 重度の肢体不自由のある方が 1 名勤務している（経緯等は後述）。
- ・ 現在、重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（以下「助成金」とする）、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（以下「特別事業」とする。なお、助成金とあわせてお伺いしていることは「助成金等」とする）を活用している。
- ・ 障害のある方の雇用のための支援体制については、業務に関することは上司（ヒアリング対応者） 1 名が基本的に対応する。本人が企業の所在地から遠方に居住している関係で、障害のある方への身体介助等のサポートはヘルパーが対応する。

2. 障害のある方の雇用状況

(1) 雇用している障害のある方の状況

- ・ 障害のある本人には、重度の肢体不自由がある。手首から先の手先を動かすことができる。椅子に座る、マウスを握る等の業務を行う体勢を取るところから介助が必要。肢体不自由以外の障害はなく、口頭でのコミュニケーションが可能。
- ・ 雇用形態は、嘱託。
- ・ 勤務方法は、本人の自宅での勤務（テレワーク）。通勤はない。
- ・ 業務内容は、カタログやウェブの原稿の作成や、掲載する画像の準備、メールマガジンやプレスリリースの作成等。入社前にデザインを学ぶ学校に通っていたと聞いており、そのスキルを活かして業務にあたっている。
- ・ 勤務時間は、全社的には 9~17 時（うち休憩 1 時間）だが、本人については、その日の体調や仕事に入るまでの準備・セッティング等の状況に応じて、現場で柔軟に調整してもらっている。
- ・ また、1 日の労働時間についても、全社的には 7 時間となっているが、柔軟に対応している。実際のところ、1 日の労働時間は、本人の体調や、その日に入れるヘルパーの状況によって様々で、日によって変動する。
- ・ テレワークや勤務時間等への柔軟な対応については、就労にあたって配慮していることであり、一般社員については、例外はあっても、基本的に認められているものではない。

(2) 雇用のきっかけや、合理的配慮・支援の調整プロセス、その内容

- ・ 雇用のきっかけは、障害のある本人の家族が当社に勤めていたため。
- ・ 入社当時に行った合理的配慮・支援については、業務に関することが中心で、例えば、テレビ電話/Web ミーティング

グの体制を整える、サーバー上でデータ管理をする、業務で使用する端末等を用意する等を行った。

- ・ 入社当時の身体介助等のサポートは、本人の家族が対応していた。そのため、企業で障害のある方を雇用するにあたり、企業側で介助等のサポートをする必要性を十分に把握していなかった。
- ・ 数年前にその家族が亡くなったことをきっかけに、障害のある本人から情報提供があり、助成金等の制度があることを知った。その後、企業として申請し、現在に至る。（活用の経緯等は後述）
- ・ 業務の進め方については、会社として特に定めているものではなく、上司としても、本人が進めやすいように運用して良いとしている。
- ・ ヘルパーとの役割分担については、勤務地（本人の居住地）が離れているので、身体介助等は全てヘルパーに任せている状態である。
- ・ 企業としては、業務上のサポートを積極的に働きかけるようにしている。具体的には、本人が望むパソコンやキーボード等、業務上必要なものを確保したり、本人が業務を円滑に進めるうえで役立ちそうなツールがあれば都度試したりしている（例：5～6 年前に文字起こしをしてくれるツールを試しに入れてみたことがある）。本人は遠慮しがちな性格のため、気にせず使うように伝えている。
- ・ また、本人がテレワークをしているので、週 1 回程度、定期的に Web ミーティングを行い、業務上のサポートをしている。具体的には、データやクライアントが求める成果物のイメージ等を共有している。当該ミーティングは、本人もしくは上司が必要に応じて設定する。
- ・ 一般的に、会社では利益を上げることが目標となる。極論ではあるが、仮に会社が倒産したとしても、障害のある本人が路頭に迷うことがないよう、本人が働ける環境の整備や、スキルの向上に向けたサポートを心掛けている。スキル向上のためにもある程度の厳しさが必要であるし、物的なツール等の整備も肝要である。
- ・ 必要な配慮や支援等については、困ったときにはインターネットで簡単に調べる程度。何が上手くいか等は自身（上司）が考え、本人とすり合わせながら対応している。

（3）助成金等の活用状況、評価、課題等

（助成金等の活用状況、評価）

- ・ 前述の通り、助成金等の制度については、障害のある本人から情報提供があった。その本人に対しては、相談支援機関から情報提供があったと聞いている。
- ・ 助成金等の申請は、今回のケースが初めてだったため、申請のハードルはあった。幸いにも 3 か月以上準備をする期間があったため、わからないところは調べながら、1 つずつ解消していく。また、申請書を提出する窓口の方も親切に書類の不備等を教えてくれた。複雑ではあるが、1 つずつ対応すれば申請できる。半期で 1 回の申請を 2 ～ 3 回繰り返すとルーティン化される。
- ・ 申請時の支援計画では、支援時間数（1 日あたり）は、全体で 240 分、うち業務に関連する介助が 60 分、それ以外が 180 分となっている。
- ・ ヘルパーに対応してもらっている内容については、自身（上司）が介助者になることが難しいので、入ってもら正在のこと自体が有難いと思う。
- ・ 中小企業は、業務に関する介助費用のうち 9 割を助成金でカバーしてもらっており、9 割も負担してもらってよいのかと恐縮している。企業側の業務に関する介助費用は 1 割の負担だけなので、月額にしてもさほど大きな金額ではない。今は、業務に関する介助費用の総額からしてボリュームが小さいので、感覚的には 5 対 5 の費用負担になつても大きな負担感はない。他方で、介助費用の総額が大きくなってくれれば、5 対 5 の費用負担でも対応が難しいと

いうケースもあると思うので、負担の割合というよりは介助費用の総額とのバランスが論点になると思う。

(課題)

- ・ 助成金等の制度活用においては、就業中の合理的配慮の提供が企業負担であることと、こうした制度があることを企業側が把握していないことが制度利用を妨げているように思う。
- ・ 国に求める支援として、助成金等の制度について周知されると良い。こんなに良い制度があるのに、世の中に知られていないことがもったいないと思う。制度が世間的に認知されることで、企業側にとっても採用のきっかけにもなるよう思う。
- ・ 申請については、書面・郵送でのやり取りをしている。郵送する際は配達記録が残る形で送付する必要がある。過去の経緯からオンラインやメールでの申請ができないという説明は受けているが、オンライン申請ができると便利だと思う。

(4) 合理的配慮・支援における課題

- ・ アンケートでは、企業として対応ができていない合理的配慮について、「通院、体調管理、休養等への配慮」、「相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）」を選択した。背景として、テレワークをしていることもあり、上司として本人の体調を把握できず、本人が我慢してしまうところがある。今はヘルパーがついているのでそのような事態はないと思うが、日常的にヘルパーとやり取りをすることもないで、その点が気がかりである。
- ・ また、現在は週1回程度のWebミーティングで業務上のフォローをしているが、もう少し密なコミュニケーションが取れると、より質の高い成果物に繋がるよう思う。実際の印刷物の仕上がり等、こまめにサポートできると、本人のスキルも上がると思う。他方で、週1回のミーティングでも本人にとっては負荷があると理解しているので、コミュニケーションの手段や頻度も悩ましく思う。
- ・ 就労に際して必要な支援等について、定期的に本人の自宅を訪問し、対面で話すことができればよいが、そのための時間や費用の捻出が難しく、現状はこれ以上の支援が難しい。
- ・ 今はヘルパーとコミュニケーションを取る機会がないが、本人の普段の生活や、雇用者に対して本人が言いにくいことをヘルパーが把握しているかもしれない。雇用されている側としては、本当はこういうものが欲しいけれど言い出しにくい部分があると思う。本人から聞けない分、雇用者とヘルパーがコミュニケーションを取ることで、さらに踏み込んだ支援ができるかもしれない。

3. その他

(1) どのような外部の支援があれば、現在働いている障害のある方の活躍の幅が広がる／障害者の雇用がさらに拡大するか

- ・ 障害のある本人とはオンライン上でやり取りをしているように、業務内容によっては、オンラインだけで完結するものもあると思う。重い障害のある方とオンライン上でできる業務とをマッチングできるプラットフォームがあると、さらに障害のある方の活躍の幅が広がるのではないか。他方で、障害の有無で切り分けるということは社会的にどうかと思う部分もある。
- ・ 自身は、現在雇用している方以外の障害のある方との付き合いがないので、様々なことを知る機会があると良いと思う。

(2) 障害者の雇用についての課題、国に求める支援等

- ・ 当社では、障害のある本人の家族との関係性から雇用に至ったため、助成金等がないからといって雇用を継続しな

いということにはならなかつたと思う一方で、今後、新規採用で同様の障害のある方が入社するとなると、従業員の理解を得ることが難しいかもしれない。中小企業には手厚い配慮・支援をするだけの余裕がないため、仮に社長が採用を決めたとしても、障害のある方を雇用することによって、自身の給料に影響が出たらどうしようと考える従業員が出てくる可能性は否定できない。

- ・ 障害のある本人からは、ヘルパーの確保が課題と聞いている。ヘルパーの体制が安定しないと、生活も仕事も安定しない一方で、実際は対応してくれるヘルパーや事業所が度々変わることがある。1つの事業所が入れなくなったら、本人も不安に思うし、実際生活も不安定になる。ヘルパー派遣が難しくなった事業所が次の事業所を探すものの、次の対応先も見つからないと聞く。
- ・ 支援者が本人の家族からヘルパーに変わった時期に、仕事のパフォーマンスが落ちたことがある。その時に家族がしっかりサポートされていたのだと実感した。同様に、ヘルパーの体制が整いつつあり、仕事が上向きになってきたタイミングで事業所が変わったときにも、仕事のパフォーマンスが落ちることがあった。ヘルパーの支援を安定的に受けられるようになると良い。

III. 株式会社トレンド

1. 基本情報

(1) 業種、業務内容、従業員規模等

- ・ 業種は、デザイン・印刷業、製造業、小売業。
- ・ 従業員規模は 10 名程度。

(2) 障害者雇用の状況

- ・ 障害の有無に関わらず、誰でも自分らしく強みを発揮しながら働くことを、当社の理念に盛り込んでいる。現在、障害のある方 1 名（詳細後述）を雇用しているが、障害の有無に関係なく、一個人として当社の理念に合致していると考え、雇用した。
- ・ 社員の中に重度の障害がある子どもを持つ者がいることもあり、障害児者に対する社内の理解は進んでいる。また、障害児を育てる保護者の雇用を目的の一つとする事業を展開している。

2. 障害のある方の雇用状況

(1) 雇用している障害のある方の年齢、障害の内容・程度

- ・ 脊髄性筋萎縮症があり、身体障害（肢体不自由）があり、手帳区分は 1 級。
- ・ 障害福祉サービスとして、重度訪問介護を利用。

(2) 雇用形態、通勤の有無、業務の実施場所、業務内容

- ・ 雇用形態は正社員で週 5 日フルタイム勤務。
- ・ 身体的な負担を小さくするため、入社時から週 1 日は自宅でのテレワークとしている。週 4 日は原則出社しているが、テレワークへの変更は本人の状況に応じて柔軟に認めている。
- ・ 業務内容としては、顧客からの問い合わせメールへの対応、社内で作成したデータの確認・修正、制作物のデザイン、見積の作成、受注、請求書の発行等。受注から納品まで一通り対応できる。また、所属する部署の SNS アカウントの運用も行っている。

(3) 雇用のきっかけ、合理的配慮・支援の調整プロセス、行っている合理的配慮・支援の内容

①雇用のきっかけ

- ・ 当社の代表（ヒアリング対応者）が大学で講義を行った際に、当時学生だった本人がその講義を聴講していた。講義後、本人からインターン生として当社で働きたいと希望があり、受け入れた。なお、給与が発生しないため、インターン中は重度訪問介護を利用してヘルパーによる支援を受けていた。インターン終了後、本人から正社員として入社する希望があり、雇用に至った。

②合理的配慮・支援の調整プロセス

- ・ 本人の就労に際して必要な支援に関して、
 - ①全社員が喀痰吸引等研修を受講して社員だけで全て支援を行う案
 - ②身体介助等の支援は全てヘルパーに任せる案
- の 2 案を社内で検討した。社員からは研修の受講を承諾してもらっていたが、実際に支援を行っていく中で、支援

を受ける本人と支援を行う社員がお互いに気を遣ってしまうのは良くないと考え、ヘルパーを利用することになった。

- ・ ヘルパーの利用においては、当社で専任のヘルパーを雇用することを検討したが、当該ヘルパーが体調不良等で休んだ際に対応が難しくなるため、外部のヘルパー事業所に委託する形になった。
- ・ 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「JEED」とする）の重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（以下、「助成金」とする）と自治体の雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（以下、「特別事業」とする）の支援対象（どの支援をどちらの事業で行うか）に関しては、入社前に障害のある本人が利用する相談支援専門員とJEEDと自治体とでやり取りをして調整し、その後はJEEDとのやり取りを当社が、自治体とのやり取りを相談支援専門員が行っている。

③行っている合理的配慮・支援の内容

- ・ 入社に当たり、障害のある本人の障害の特性上必要なベッドの設置等、合理的配慮を行った。一方で、社内での人的な支援体制の構築はしておらず、社員たちは他の社員と変わらない一社員として本人に接している。ハード面以外では特別扱いをしないことが、ある意味で最大の合理的配慮と考えている。

（4）「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用状況、課題、評価等

① 活用状況

- ・ 障害のある方は、助成金と特別事業によるヘルパー介助により、通勤や業務等における支援を受けている。
- ・ ヘルパーによる支援の内容としては、身体介助全般（姿勢調整、体位交換、給水、食事介助、トイレ介助、ベッド移乗、身体介助に係る見守り等）、業務に使用するパソコンのセッティング、通勤時の支援等となっている。

②課題

- ・ 助成金はJEED、特別事業は自治体と窓口が分かれているが、県内で助成金と特別事業の利用が初めてのケースだったため、窓口の担当者が慣れておらず、また、申請時に準備が必要な書類が多かった点は大変だった。

③評価

- ・ ヘルパーを利用してすることで、障害のある本人が、周囲の社員に気を遣うことなく支援を受けられている。また、身体介助等の支援の面で、周囲の社員が本人のことを気に掛ける必要がなくなった。

（5）合理的配慮・支援における課題（企業だけでは十分に対応しきれない支援ニーズ）

- ・ 車いすで入室しやすいようにトイレや社内の各部屋の入口の幅を広くしたいが、費用面の問題で対応できていない。

3. その他

（1）どのような外部の支援があれば、現在働いている障害のある方の活躍の幅が広がる／障害者の雇用がさらに拡大するか。

- ・ 先日、特別支援学校を今年度卒業する子どもとその親（当社が所在する県とは他の県に在住）が、当社を視察しに来た。その際、障害のある方を受け入れている企業の数が少なく、あつたとしても情報がオープンになっていないという話を聞いた。障害のある方を受け入れている企業を紹介してもらえると、障害のある方の活躍の場が広がると思う。

(2) 障害者の雇用についての課題、国に求める支援等

- ・ 重度の障害のある方が働く企業のモデルケースに、当社がなればと考えている。そのためには、障害のある方が長く、生き生きと働ける環境づくりが必須だと思う。その方策として、就労中のヘルパーの利用を重度訪問介護の対象に含めてもらったり、自治体に負担してもらったりすると、本人・企業の双方が安心できて、障害のある方の雇用が進むと思う。

(3) 企業の合理的配慮では対応が難しいと考える内容

- ・ 排泄介助など、本人に直接触れる身体介助については企業で対応するのは難しく、安全性の観点からもヘルパーが対応した方が良いと思う。
- ・ 喀痰吸引までなら企業で対応可能かもしれないが、社員が行うとなると、本人は気を遣う部分があると思う。
- ・ 業務の中で関わる社員が、折に触れて障害のある方に支援を行うことは考えられるが、障害のある方に常時支援を行う役目を社員の誰かに任せると、支援の持続可能性という観点や他社（特に営利目的の企業）でも同じことが可能という観点で考えると、難しいと思う。
- ・ 身体障害に関して、自分の意志で手足を動かすことができない状態像の人に対する支援を企業で行うのは難しいと思う。それ以外の状態像の人であれば、ある程度企業で支援可能かと思う。

5. まとめ

本調査研究では、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の訪問系サービス事業所とその利用者を対象にしたアンケート調査と、障害者を雇用する企業を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査を行った。

① 訪問系サービス利用者の一般就労、福祉サービス事業所等での就労の状況【サービス事業所調査】

居宅介護	<ul style="list-style-type: none">一般就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 1,349.0 人に対して、「<u>一般就労している利用者数</u>」は 49 人（3.6%）であった。一般就労している利用者の就労形態は、企業等での雇用が 91.5%、自営や請負等が 10.6% であった※。福祉サービス事業所等での就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 1,384.0 人に対して、「<u>福祉サービス事業所等に就労している利用者数</u>」は 241.0 人（17.4%）であった。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none">一般就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 326.0 人に対して、「<u>一般就労している利用者数</u>」は 15.0 人（4.6%）であった。一般就労している利用者の就労形態は、企業等での雇用が 61.5%、自営や請負等が 38.5% であった※。福祉サービス事業所等での就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 315.0 人に対して、「<u>福祉サービス事業所等に就労している利用者数</u>」は 17.0 人（5.4%）であった。
同行援護	<ul style="list-style-type: none">一般就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 383.0 人に対して、「<u>一般就労している利用者数</u>」は 47.0 人（12.3%）であった。一般就労している利用者の就労形態は、企業等での雇用が 66.0%、自営や請負等が 44.7% であった※。福祉サービス事業所等での就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 391.0 人に対して、「<u>福祉サービス事業所等に就労している利用者数</u>」は 29.0 人（7.4%）であった。
行動援護	<ul style="list-style-type: none">一般就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 810.0 人に対して、「<u>一般就労している利用者数</u>」は 1.0 人（0.1%）で、この 1 人は企業等での雇用であった。福祉サービス事業所等での就労の状況を把握している事業所では、利用者数の合計 703.0 人に対して、「<u>福祉サービス事業所等に就労している利用者数</u>」は 70.0 人（10.0%）であった。

※一般就労している利用者の就労形態は、企業等での雇用と自営や請負等のいずれの働き方も選択している場合はそれぞれでカウントしているため、合計値が必ずしも 100% とはならない。

② 一般就労をしている人の状況【利用者調査】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護の利用者で一般就労をしている人の状況を整理する。ただし、回答数が少ないことに留意が必要である。なお、行動援護については、利用者調査の回答者で一般就労をしている人がいなかった。

居宅介護 ※n=8	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援区分を、一般就労の状況別にみると、「現在、一般就労している」では、区分1～3で75%を占めるのに対し、「今まで一般就労したことがない」では、区分4～6が約8割を占めた。<u>一般就労をしている人は、支援区分の程度が相対的に軽度であった。</u> 就労形態は、<u>企業等での雇用が87.5%、自営や請負等が12.5%</u>であった。 企業等で雇用されている場合、<u>障害者雇用での就労が約6割</u>で、特例子会社以外の雇用が約7割であった。また、<u>主な勤務場所は「雇用されている企業内」が85.7%</u>であった。<u>雇用形態は、正社員・正職員が約4割、パート・アルバイトが約3割</u>であった。 現在の勤務時間は、週あたり30時間以上の割合が約4割で最も高いものの、<u>10時間未満</u>から、<u>様々な時間数での勤務が行われていた</u>。 通勤がある場合の通勤方法は、自転車、徒歩、公共交通機関、自家用車など多岐にわたっていた。なお、通勤中は、いずれの回答者も援助者による移動の支援は受けていなかった。 <u>勤務中に受けている支援</u>については、特に受けっていない割合が75.0%で、「業務に関する支援」を受けているのは12.5%（1人）にとどまった。このケースでは、勤務先の同僚等による業務に関する見守りが行われていた。 雇用している企業等が行っている合理的配慮は、<u>勤務時間の配慮が約6割</u>、<u>通院・体調管理・休養等への配慮</u>が約4割で多かった。 就労を継続する上で助けになっていることとして、「<u>同じ職場で働く同僚が、障害に対する理解がある</u>」が5割、「<u>状況に応じて勤務時間を柔軟に対応してもらえる</u>」、「<u>困りごと等を相談できる環境が整っている</u>」が約4割で、ソフト面でのサポートが重要と思われた。 就労を継続するにあたっての課題は、半数がなしと回答した。「勤務時間の対応が柔軟ではない、制約がある」、「<u>通勤手段の確保が難しい</u>」、「<u>就業時の身体等の介助に関する援助が十分ではない、制約がある</u>」については8人中1～2人で選択があった。
重度訪問介護 ※n=7	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援区分は、<u>一般就労の状況別</u>で大きな差は見られなかつた。 就労形態は、<u>企業等での雇用が71.4%、自営や請負等が28.6%</u>であった。 企業等で雇用されている場合、<u>全員が障害者雇用での就労</u>であった。雇用先は、特例子会社以外の企業が6割、分からぬが4割であった。<u>主な勤務場所は「雇用されている企業内」が6割、「在宅（自宅等）」が4割</u>であった。<u>雇用形態は、契約社員が約6割、パート・アルバイトが約4割</u>であった。 現在の勤務時間は、週あたり30時間以上の割合が最も高く57.1%であった。 通勤については、<u>通勤していない（在宅等）</u>の割合が57.1%で高く、通勤がある場合（2人）では、公共交通機関や自家用車の利用であった。このうち1名は、雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」による援助者に支援を受けていた。 <u>勤務中に受けている支援</u>については、<u>身体等の介助に関する支援</u>が42.9%で、<u>業務に関する支援</u>が28.6%だった。なお、<u>身体等の介助に関する支援</u>を受けている3人は、それぞれ、<u>勤務先の同僚等、自身・家族等が依頼した援助者、雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」</u>による援助者から、見守り、姿勢調整、給水、食事

	<p><u>介助、トイレ介助、衣服着脱等の多岐にわたる支援を受けていた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用している企業等が行っている合理的配慮は、<u>勤務時間の配慮、働く場所の配慮は100.0%の実施</u>だった。次いで、<u>通院・体調管理・休養等への配慮が8割、業務内容への配慮、業務に必要な職務上の介助、通勤時の移動手段・駐車場の確保等が6割</u>で多かった。 就労を継続する上で助けになっていることとして、「就業時の職場環境が整っている」、「就業時に必要な業務についての援助がある」、「休憩中に必要な援助がある」、「状況に応じて勤務時間を柔軟に対応してもらえる」の割合が高く、それぞれ 71.4%である。次いで、「通勤手段が確保できている」、「就業時に必要な身体等の介助についての援助がある」、「状況に応じて働く場所を柔軟に対応してもらえる」、「同じ職場で働く同僚が、障害に対する理解がある」が 57.1%、「通勤時の援助者が確保できている」が 42.9%で、<u>幅広い配慮や支援によって就労の継続が実現している実態がうかがえた。</u> 就労を継続するにあたっての課題は、なしの回答が 7 割を超えた。
同行援護 ※n=8	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援区分は、<u>一般就労の状況別で大きな差は見られなかつた。</u> 就労形態は、<u>半数が企業等での雇用、半数が自営や請負等</u>であった。 企業等で雇用されている場合、「<u>障害者雇用</u>」、「<u>分からぬい</u>」の割合が、それぞれ 50.0%であった。雇用先は、特例子会社以外の企業が 75.0%であった。<u>主な勤務場所は「在宅（自宅等）」、「雇用されている企業内」、「その他」の割合が、それぞれ 25.0%</u>であった。<u>雇用形態は、パート・アルバイトが 50.0%、正社員・正職員が 25.0%</u>であった。 現在の勤務時間は、週あたり 10 時間未満が 37.5%で最も高いが、30 時間以上まで様々な勤務時間帯で選択が見られた。 通勤については、「<u>通勤していない（在宅等）</u>」の割合が 62.5%で最も高く、通勤がある場合（3 人）では、徒歩、公共交通機関、事業所（企業）が手配するバス等の利用であった。このうち 1 名は、勤務先の同僚に通勤中の支援を受けていた。 勤務中に受けている支援については、<u>半数が支援を受けておらず、業務に関する支援は 37.5%、身体等の介助に関する支援は 25.0%</u>で行われていた。なお、<u>身体等の介助に関する支援を受けている 2 人は、それぞれ、勤務先の同僚等、事業主が雇用している援助者から支援を受けていた。</u> 雇用している企業等が行っている合理的配慮は、<u>通院・体調管理・休養等への配慮が 75.0%</u>、相談しやすい環境づくり、業務内容への配慮が 50.0%で多かった。 就労を継続する上で助けになっていることは、「<u>通勤手段が確保できている</u>」、「<u>就業時の職場環境が整っている</u>」がそれぞれ 37.5%で高かった。なお、就労を継続するにあたっての課題は、なしの回答が 75.0%であった。

③一般就労をしていない人の一般就労の希望【利用者調査】

居宅介護 ※n=36	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労の希望は、「<u>要件が整えば、一般就労したいと考えている</u>」が 13.9%、「<u>一般就労は考えていない</u>」が 63.9%、「<u>分からぬい</u>」が 22.2%であった。 「<u>要件が整えば、一般就労したいと考えている</u>」割合は、65 歳未満では 9.7%であった。
----------------------	---

重度訪問介護 ※n=28	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労の希望は、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」が7.1%、「一般就労は考えていない」が64.3%、「分からない」が28.6%であった。 「要件が整えば、一般就労したいと考えている」割合は、「65歳未満」では8.3%であった。
同行援護 ※n=47	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労の希望は、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」が10.6%、「一般就労は考えていない」が66.0%、「分からない」が21.3%であった。 「要件が整えば、一般就労したいと考えている」割合は、「65歳未満」で29.4%であった。
行動援護 ※n=60	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労の希望は、「要件が整えば、一般就労したいと考えている」が8.3%、「一般就労は考えていない」が68.3%、「分からない」が21.7%であった。なお、この割合は全て65歳未満からの回答であった。

④企業（事業所）における合理的配慮・支援の状況【企業調査】

※「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」について、以下、「重度訪問介護サービス利用者等助成金等」とする。

1) 雇用している障害者の概要

- 雇用している障害者の人数は、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では平均21.4人、その他企業では平均79.5人であった。
- 重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では、肢体不自由が78.6%で最も多く、次いで、視覚障害、精神障害（発達障害のみを除く）がそれぞれ35.7%で多かった。その他企業では、知的障害が88.1%で最も多く、精神障害（発達障害のみを除く）が78.2%、肢体不自由が73.3%で多かった。
- 主たる障害が身体障害の方の程度別の割合を見ると、身体障害者手帳1級・2級の割合は、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では66.7%、その他企業では55.5%であった。同様に、主たる障害が知的障害の方の程度別の割合を見ると、重度の割合は、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では17.3%、その他企業では27.5%であった。

2) 雇用している障害者の働き方

- 職務内容は、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では、事務的職業、福祉・介護の職業、管理的職業が多く、その他企業では、事務的職業、製造・修理・塗装・製図等の職業、サービスの職業が多かった。全体で見ると、多岐にわたる職務内容に従事していた。
- 勤務形態としては、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では、「在宅勤務と職場勤務の組み合わせ」が64.3%であるのに対して、その他企業では、「職場勤務のみ」が80.2%と最も高く、「在宅勤務と職場勤務の組み合わせ」は24.8%、「在宅勤務のみ」は1.0%にとどまった。

3) 企業における合理的配慮・支援の内容

a) 支援ニーズ

- 障害者の支援ニーズから必要と考えられる合理的配慮・支援の内容については、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では、勤務時間の配慮、相談しやすい環境づくり、働く場所の配慮、通院・体調管理・休養等への配慮、業務中の身体介助が7割を超えていた。その他企業では、通院・体調管理・休養等への配慮、相談しやすい環境づくり、作業工程の単純化・指示の工夫、業務内容への配慮、仕事に集中できる環境や設備・休憩スペース等の確保が7割を超えており、一部の支援ニーズで傾向の違いが見られた。
- 業務中の身体介助、通勤時の援助・介助に着目すると、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業が71.4%、57.1%で支援ニーズがあるのに対して、その他企業では、5.0%、7.9%であった。これらの支援が必要な人は、その他企業では、ほとんど雇用がなされていない実態がうかがえた。

b) 実施している／対応が難しい合理的配慮・支援の内容

- 企業（事業所）が実施している合理的配慮・支援の内容については、支援ニーズを概ねカバーする形で、多岐にわたる配慮・支援の実施がなされていた。重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では、支援ニーズとして高い割合であった、勤務時間の配慮、働く場所の配慮、通院・体調管理・休養等への配慮、業務中の身体介助が多くの企業で行われていた。また、その他企業においても、通院・体調管理・休養等への配慮、業務内容への配慮、相談しやすい環境づくり、作業工程の単純化・指示の工夫について割合が高く、支援ニーズとの関連性が見られた。なお、業務中の身体介助、通勤時の援助・介助は、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では64.3%、42.9%と実施率が高いが、その他企業では、ニーズのある障害者が少ないためか、4.0%、5.0%にとどまった。
- 障害者の支援ニーズに対して、対応ができていない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容を尋ねたところ、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業の約5割、その他企業の約4割が必要な支援は実施できているとの回答だった。他方で、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では、働く場所の配慮、通院・体調管理・休養等への配慮、相談しやすい環境づくり、その他企業では、仕事に集中できる環境や設備、休憩スペース等の確保、働く場所の配慮などの環境整備面の課題が、約1～2割であった。
- 対応が難しい具体的な内容として、手話等のサポート人員の確保、通勤時の介助等の支援、施設のバリアフリー化や休憩・執務スペースの確保などの環境整備、在宅勤務（対応可能な業務の形成）等が挙げられた。ヒアリング調査で援助者が必要なケースの対応について確認したところ、障害の進行や、疾病により在宅勤務となったケースで、社内で一部身体介助を行ったものの、社員が忙しくなると本人も気を遣ってしまい、支援が難しくなった事例があった。この企業では、経済的な問題、他社員との公平性の問題で企業の合理的配慮としてヘルパーを配置するのは難しく、福祉側のサポートとしてヘルパーの支援が得られると良いとの意見があった。また、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では、排泄介助など、本人に直接触れる身体介助については企業で対応するのは難しく、安全性の観点からもヘルパーが対応した方が良いという意見や、社員の誰かに障害者への常時の支援を任せることは支援の持続可能性という観点からも難しいという意見が出された。加えて、ヘルパーの体制変更が仕事のパフォーマンスに影響を及ぼすという意見があり、安定的なヘルパーの支援が重要であることがうかがえた。

4) 企業（事業所）では十分な合理的配慮・支援が難しく、雇用に至らなかったケース

- ・ 十分な合理的配慮・支援が難しく、雇用に至らなかったケースが「ある」割合は、重度訪問介護サービス利用者等助成金等を活用する企業では 0.0%、その他企業では 28.7%であった。
- ・ 具体的な内容としては、身体介助が必要なケース、通勤が難しいケース、本人の障害特性と業務内容のマッチングが難しいケース、希望する就労条件での採用が難しいケース等が確認できた。

5) その他

- ・ 重度障害者等の雇用に際して、外部に求める支援を自由記述式で尋ねたところ、社内で介助が必要な場合の人的対応、通勤や移動に対する支援、環境整備やスキル向上に向けた助言、支援機関（主治医、就労移行支援事業所等）との連携等が挙げられた。また、ヒアリング調査では、福祉サービスで就労中のヘルパー利用ができるようになること、職業能力の低下や私生活での問題を抱える人等への支援のサポート、安定的なヘルパーの確保等の意見があった。

第3章 大学等における重度障害者の修学支援の状況調査結果

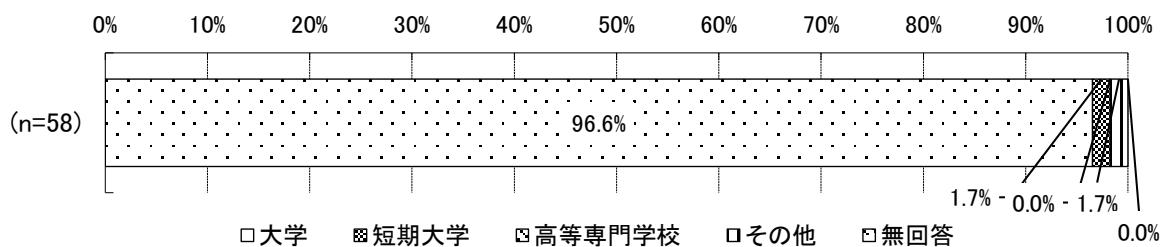
1. 大学等アンケート調査結果

(1) 基本情報

① 学校種別

「大学」の割合が最も高く96.6%となっている。次いで、「短期大学（1.7%）」、「その他（1.7%）」となっている。

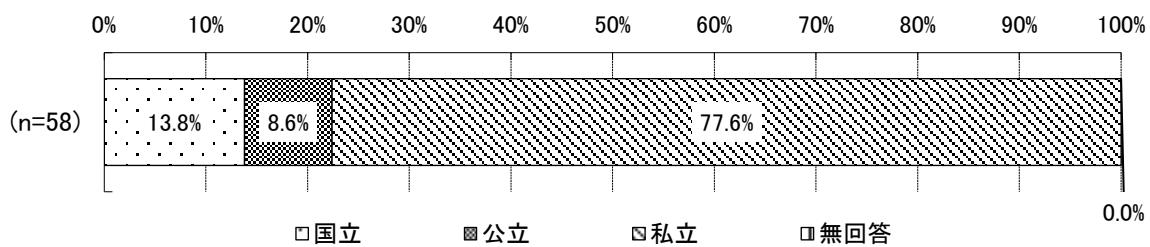
図表 3-1 学校種別



② 大学等の設置主体

「私立」の割合が最も高く77.6%となっている。次いで、「国立（13.8%）」、「公立（8.6%）」となっている。

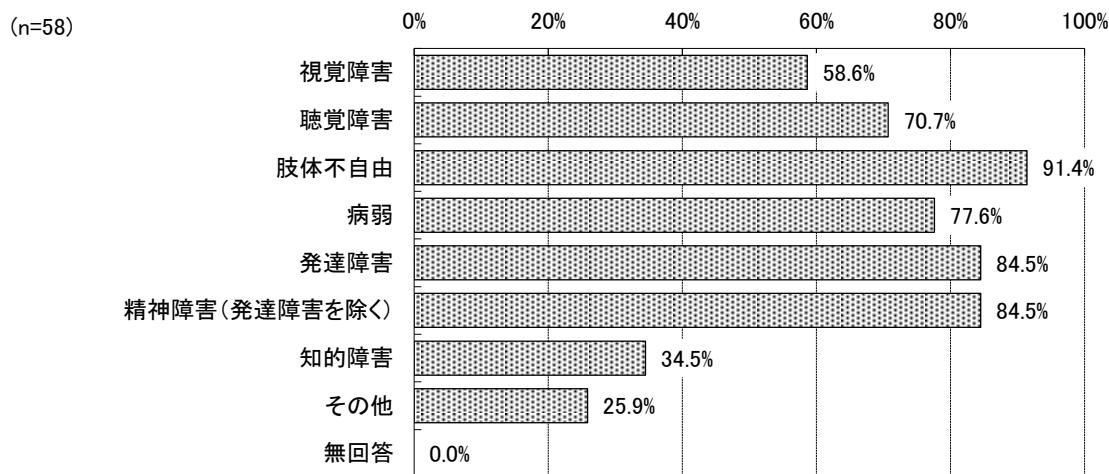
図表 3-2 大学等の設置主体



③ 大学等に在籍する障害のある学生の障害の種類

「肢体不自由」の割合が最も高く91.4%となっている。次いで、「発達障害（84.5%）」、「精神障害（発達障害を除く）（84.5%）」、「病弱（77.6%）」となっている。

図表 3-3 大学等に在籍する障害のある学生の障害の種類（複数選択）



(注1) 大学修学支援事業の利用の有無によらず回答いただいた。

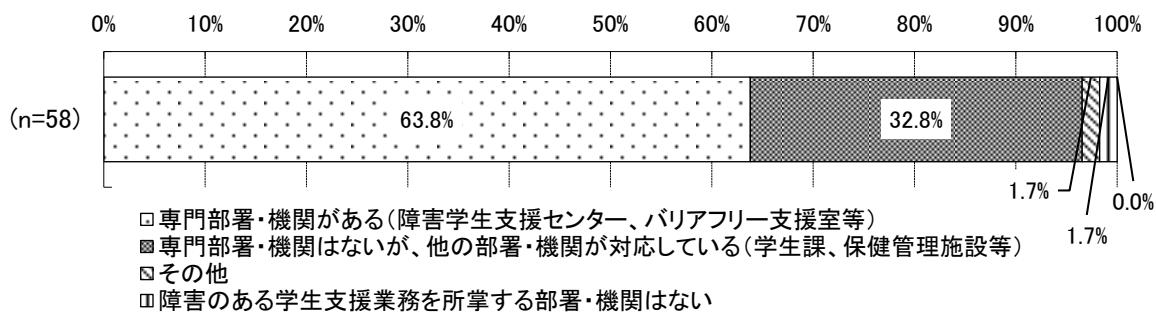
(注2) 「その他」として、「起立性調節障害」「原因不明の困難性への対応」等の回答があった。

④ 障害のある学生への支援業務を行う部署・機関の状況

1) 障害のある学生への支援業務を行う部署・機関の状況

「専門部署・機関がある（障害学生支援センター、バリアフリー支援室等）」の割合が最も高く63.8%となっている。次いで、「専門部署・機関はないが、他の部署・機関が対応している（学生課、保健管理施設等）（32.8%）」、「その他（1.7%）」、「障害のある学生支援業務を所掌する部署・機関はない（1.7%）」となっている。

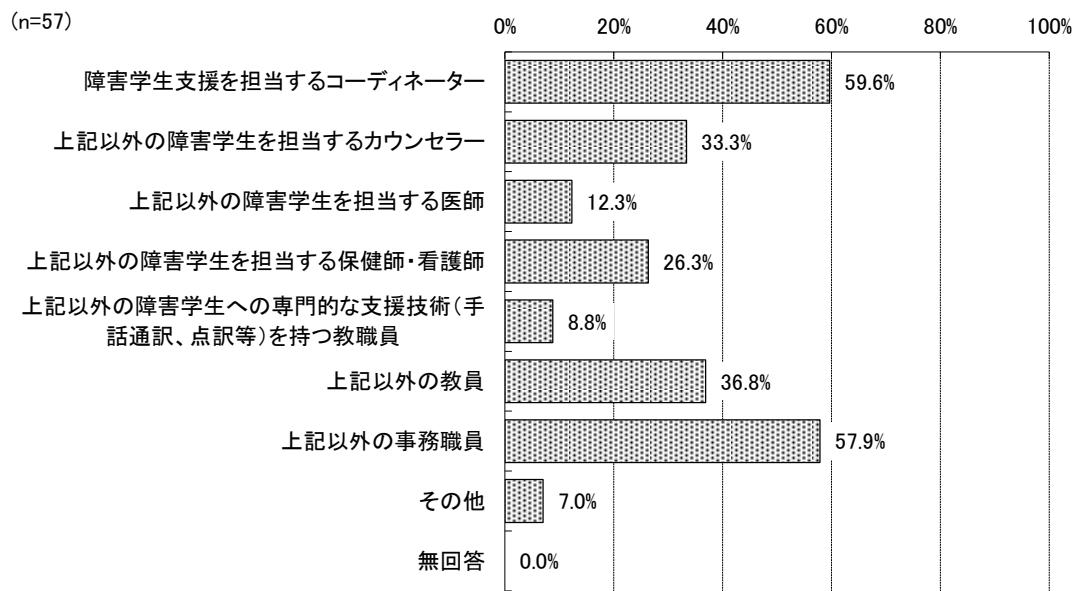
図表 3-4 障害のある学生への支援業務を行う部署・機関の状況



2) 障害のある学生への支援業務を行う主な担当者（支援業務を行う部署・機関がある場合、兼務を含む）

「障害学生支援を担当するコーディネーター」の割合が最も高く59.6%となっている。次いで、「上記以外の事務職員（57.9%）」、「上記以外の教員（36.8%）」となっている。

図表 3-5 障害のある学生への支援業務を行う主な担当者（複数選択、兼務を含む）

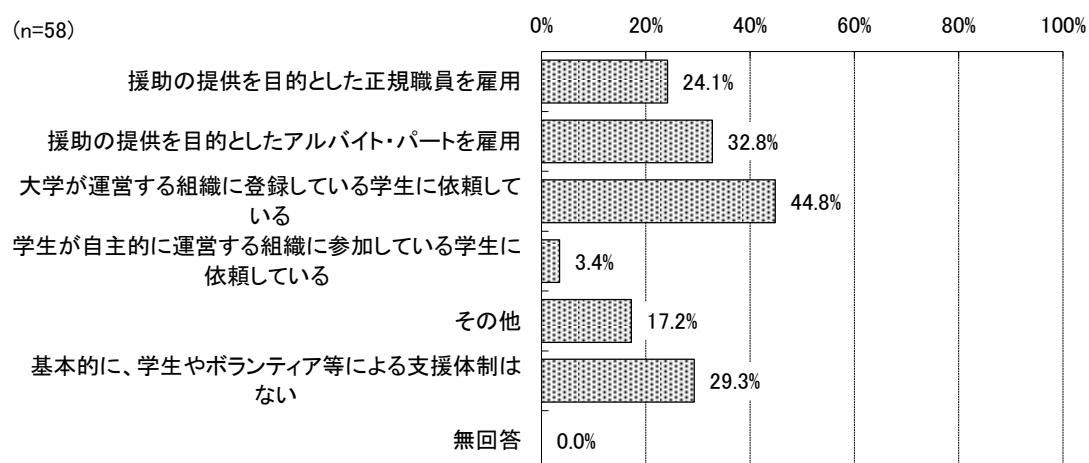


(注)「その他」として、「各学部事務室に所属するキャンパスソーシャルワーカー」「知能・発達検査等を担当するアセッサー」等の回答があった。

⑤ 障害のある学生への支援（対人援助）を行うに当たっての体制整備

「大学が運営する組織に登録している学生に依頼している」の割合が最も高く44.8%となっている。次いで、「援助の提供を目的としたアルバイト・パートを雇用（32.8%）」、「基本的に、学生やボランティア等による支援体制はない（29.3%）」となっている。

図表 3-6 障害のある学生への支援（対人援助）を行うに当たっての体制整備（複数選択）



(注1)「組織」とは、障害のある学生に対して学内での支援を提供することを目的とした組織を指す。

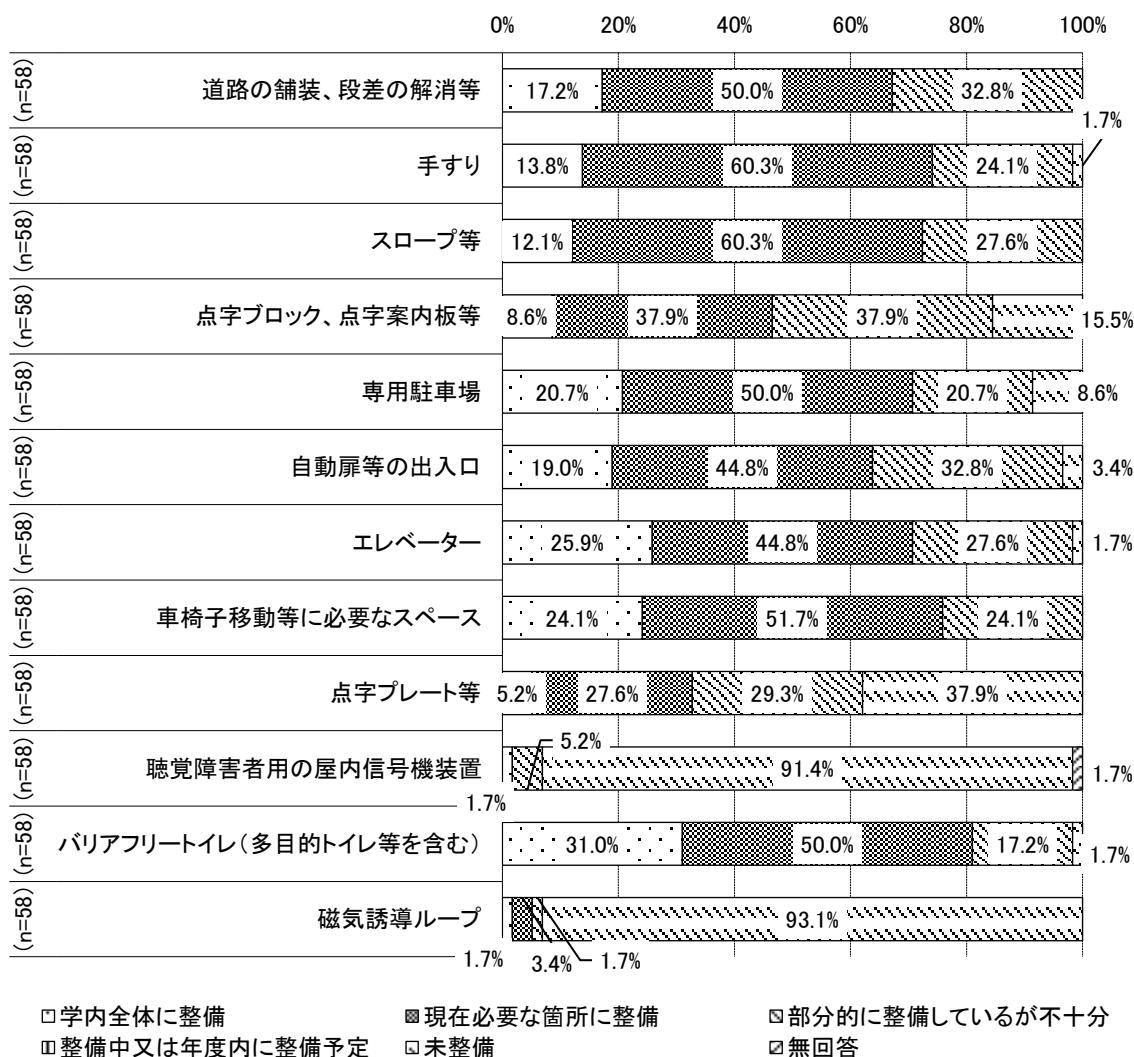
(注2) 障害のある学生が個人的に支援を学生に依頼する等、大学等が関わっていない場合は除いて回答いただいた。

(注3)「その他」として、「有償での外部委託」「社会福祉法人との連携（業務委託）」「個別に学生へ依頼」「援助の提供と相談支援を目的とした有期雇用職員（常勤）」「訪問介護事業所のヘルパー派遣を依頼。学生を訪問介護事業所に登録し、登録ヘルパーとして派遣を依頼。手話通訳者、パソコン通訳者へ依頼」等の回答があった。

⑥ 障害のある学生を受け入れるための施設の整備状況

「学内全体に整備」と「現在必要な箇所に整備」の割合の合計に着目すると、「バリアフリートイレ（多目的トイレ等を含む）」における割合が最も高く81.0%となっている。次いで、「車椅子移動等に必要なスペース（75.9%）」、「手すり（74.1%）」となっている。

図表 3-7 障害のある学生を受け入れるための施設の整備状況



(2) 大学修学支援事業の実績や利用学生の状況

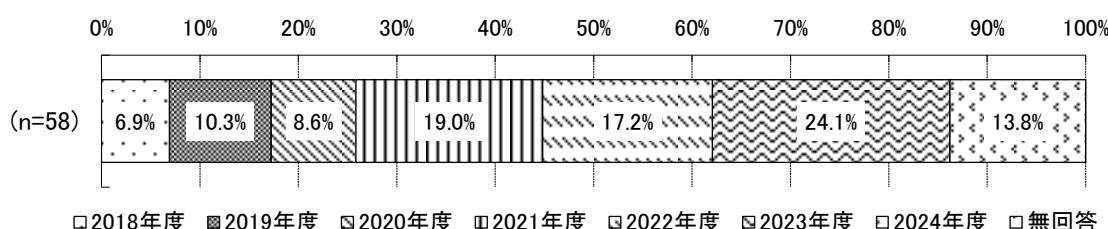
以降では、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下、「大学修学支援事業」とする）について回答いただいた。

① 大学修学支援事業の実績について

1) 大学修学支援事業の利用開始年度

「2023 年度」の割合が最も高く 24.1% となっている。次いで、「2021 年度（19.0%）」、「2022 年度（17.2%）」となっている。

図表 3-8 大学修学支援事業の利用開始年度



2) 2021～2024 年度の大学修学支援事業の利用学生数

2021～2024 年度における利用学生数は、次のとおり。

図表 3-9 2021～2024 年度の大学修学支援事業の利用学生数（単位：人）

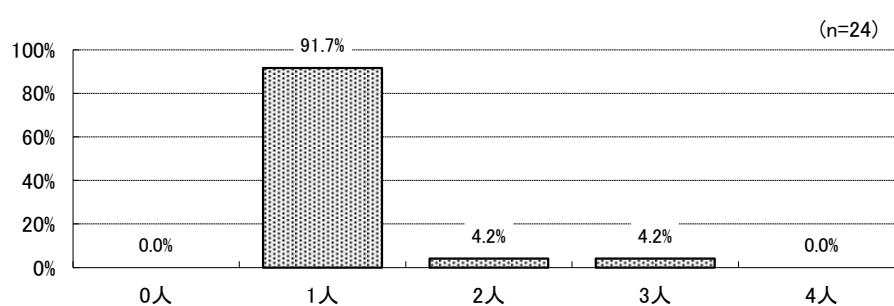
年度	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
2021 年度	24	1.00	3.00	1.13	0.45	1.00
2022 年度	34	0.00	3.00	1.06	0.55	1.00
2023 年度	48	0.00	4.00	1.00	0.71	1.00
2024 年度	55	0.00	4.00	1.11	1.01	1.00

（注1）2024 年度については、2024 年 9 月 1 日時点での回答をもとにした。

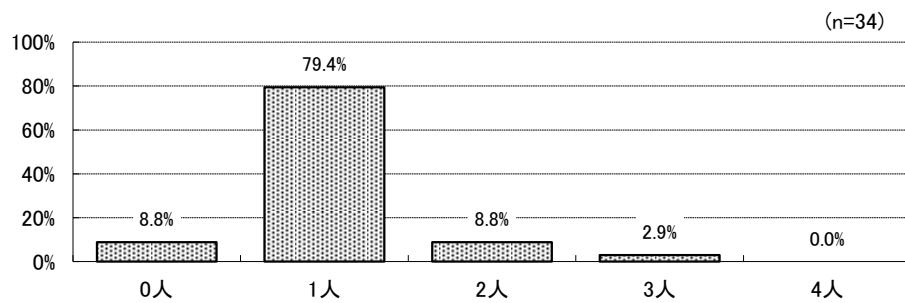
（注2）利用開始年度で回答のあった年度以降で、数値的回答があったものを集計対象とした。

図表 3-10 2021～2024 年度の大学修学支援事業の利用学生数の分布

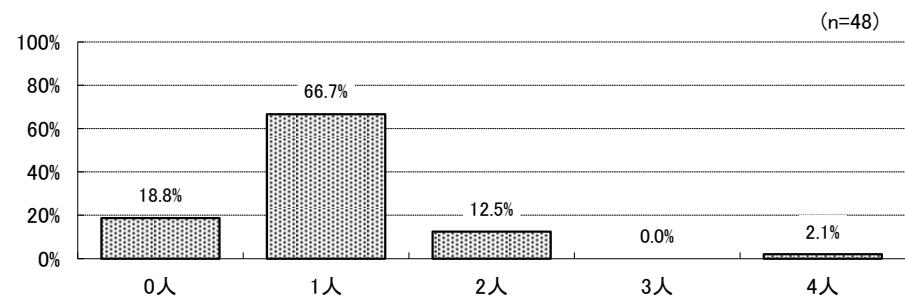
【2021 年度】



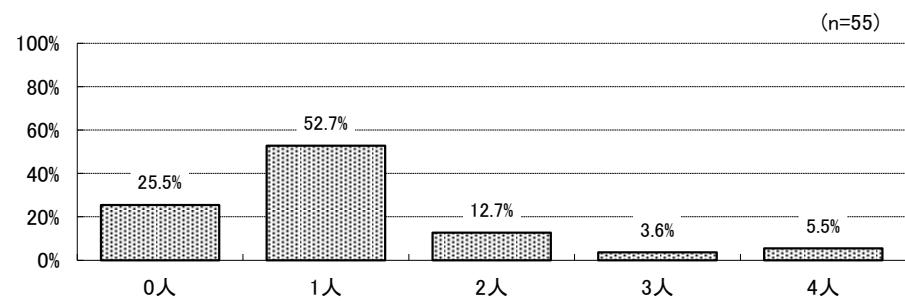
【2022 年度】



【2023 年度】



【2024 年度】



3) 2021～2024 年度に大学修学支援事業を実施し、大学等と連携する自治体数（利用学生の事業利用決定を行った自治体）

2021～2024 年度に大学修学支援事業を実施し、大学等と連携する自治体数（利用学生の事業利用決定を行った自治体）は、次のとおり。

図表 3-11 2021～2024 年度に大学修学支援事業を実施し大学等と連携する自治体数（単位：か所）

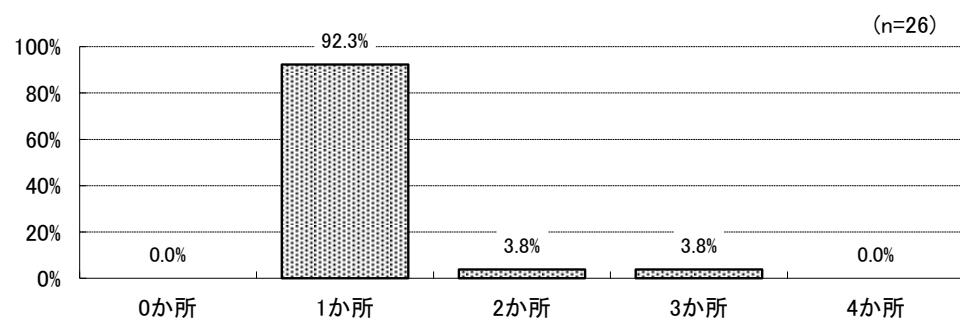
年度	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
2021 年度	26	1.00	3.00	1.12	0.43	1.00
2022 年度	36	0.00	3.00	1.06	0.53	1.00
2023 年度	49	0.00	2.00	0.92	0.53	1.00
2024 年度	57	0.00	4.00	1.05	0.85	1.00

(注1) 2024 年度については、2024 年 9 月 1 日時点で回答いただいた。

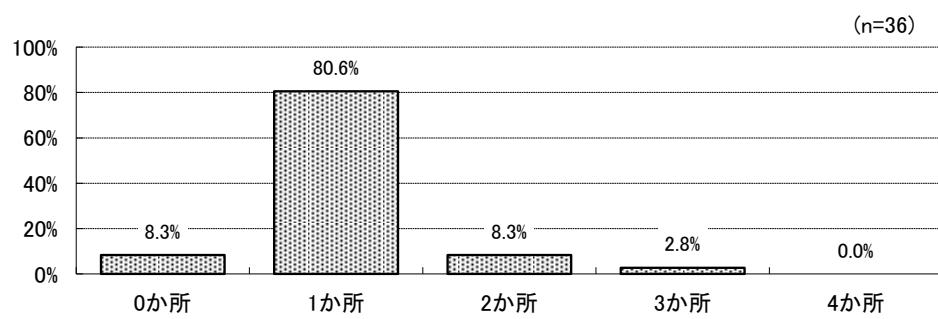
(注2) 利用開始年度で回答のあった年度以降で、数値的回答があったものを集計対象とした。

図表 3-12 2021～2024 年度に大学修学支援事業を実施し大学等と連携する自治体数の分布

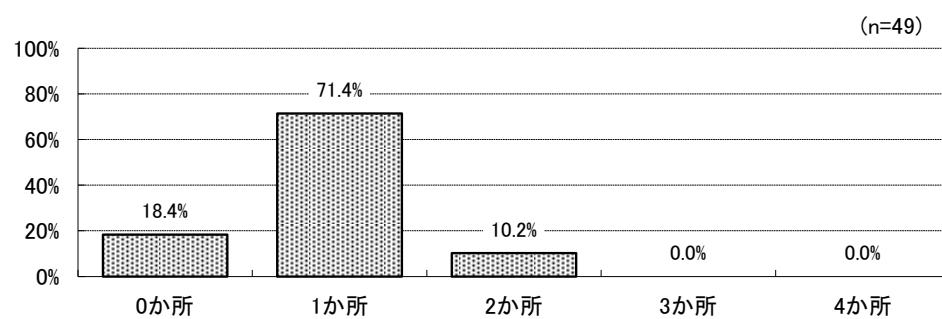
【2021 年度】



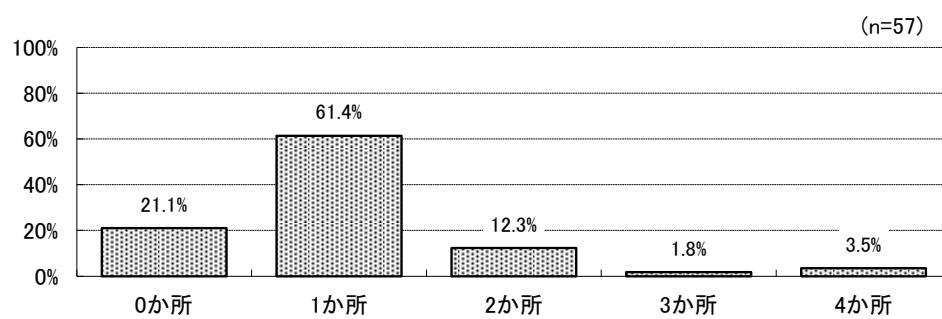
【2022 年度】



【2023 年度】



【2024 年度】



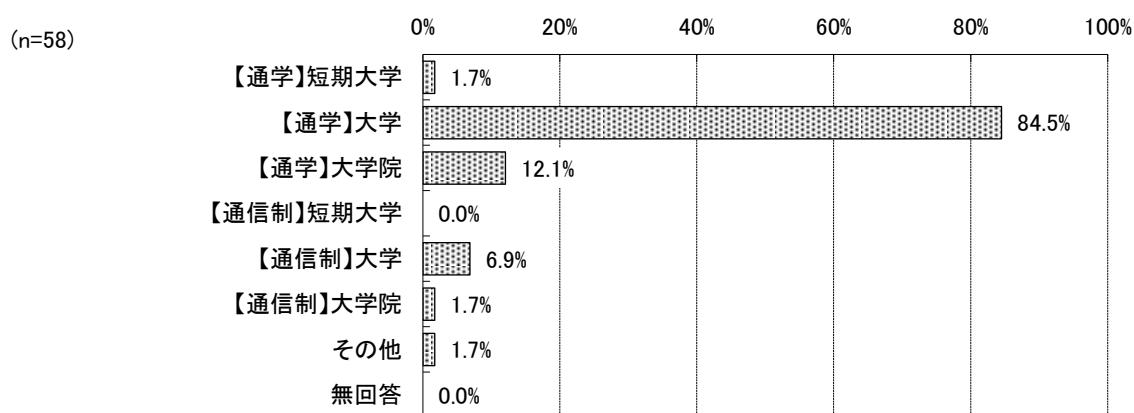
② 大学修学支援事業の利用学生の状況について

直近で事業の利用があった年度について回答いただいた。

1) 利用学生が在籍する課程

「【通学】大学」の割合が最も高く 84.5%となっている。次いで、「【通学】大学院（12.1%）」、「【通信制】大学（6.9%）」となっている。

図表 3-13 利用学生が在籍する課程（複数選択）

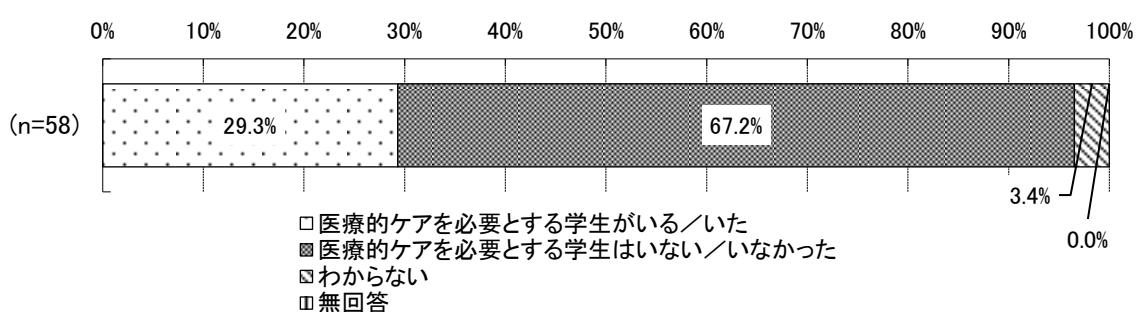


2) 医療的ケアを必要とする利用学生の有無

a) 医療的ケアを必要とする利用学生の有無

「医療的ケアを必要とする学生はいない／いなかった」の割合が最も高く 67.2%となっている。次いで、「医療的ケアを必要とする学生がいる／いた（29.3%）」、「わからない（3.4%）」となっている。

図表 3-14 医療的ケアを必要とする利用学生の有無



b) 必要とする医療的ケアの内容

必要とする医療的ケアの内容について尋ねたところ、次の回答があった。

図表 3-15 必要とする医療的ケアの内容（自由記述式）

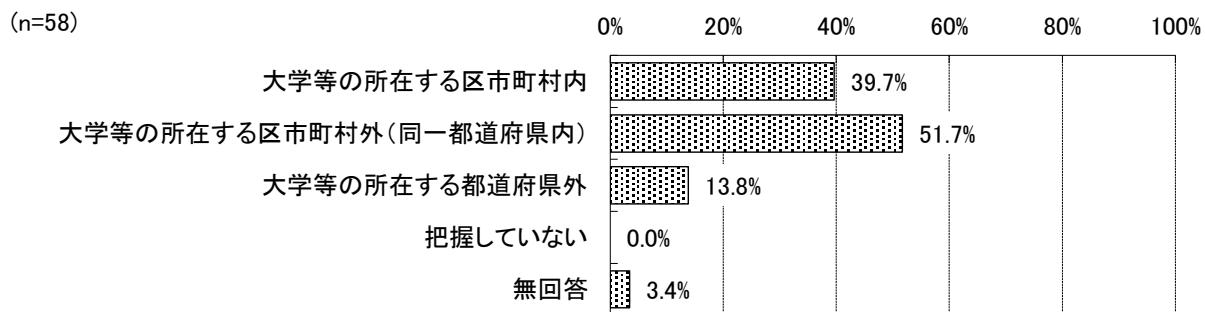
- ・ 人工呼吸器による呼吸管理
- ・ 気管カニューレの交換
- ・ 酸素ボンベの管理
- ・ 咳痰吸引
- ・ カフアシスト
- ・ 経管栄養(胃ろう)
- ・ 血管カテーテルによる栄養補給
- ・ 表皮水疱症の外傷・出血処置
- ・ 排便管理
- ・ 留置型尿路カテーテルの管理(常時観察)、ウロバッグからの尿の廃棄
- ・ 人口肛門(ストーマ)

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

3) 利用学生の居住地

「大学等の所在する区市町村外（同一都道府県内）」の割合が最も高く 51.7%となっている。次いで、「大学等の所在する区市町村内（39.7%）」、「大学等の所在する都道府県外（13.8%）」となっている。

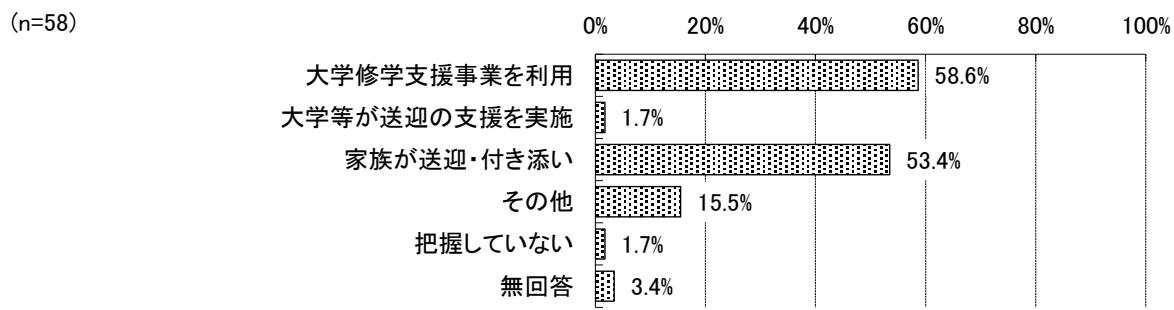
図表 3-16 利用学生の居住地（複数選択）



4) 利用学生の主な通学方法

「大学修学支援事業を利用」の割合が最も高く 58.6%となっている。次いで、「家族が送迎・付き添い（53.4%）」、「その他（15.5%）」となっている。

図表 3-17 利用学生の主な通学方法（複数選択）

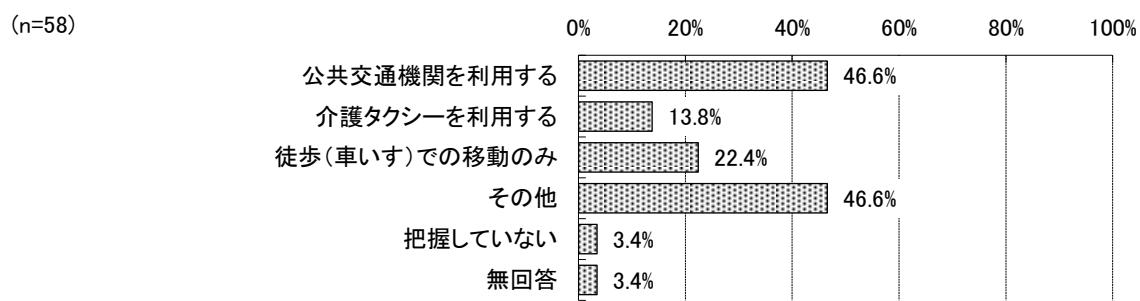


(注) 「その他」として、「福祉タクシー」「車いすで自力通学」「移動支援を使用」等の回答があった。

5) 利用学生の主な通学手段

「公共交通機関を利用する」、「その他」の割合が高く、それぞれ 46.6% となっている。次いで、「徒歩（車いす）での移動のみ（22.4%）」、「介護タクシーを利用する（13.8%）」となっている。

図表 3-18 利用学生の主な通学手段（複数選択）



(注) 「その他」として、「自家用車」「家族が自家用車で送迎」「施設による送迎」等の回答があった。

(3) 大学修学支援事業を活用した支援体制構築等の状況

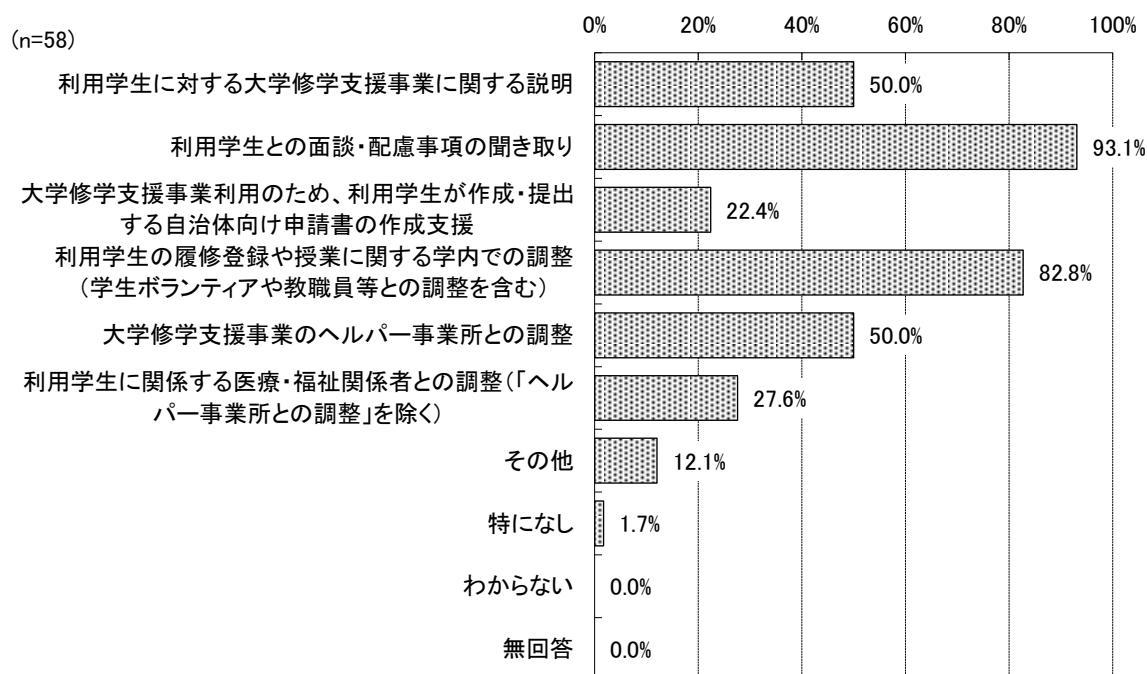
直近で事業の利用があった年度について回答いただいた。

① 支援体制や支援内容について

1) 大学修学支援事業の利用学生への支援に関して、大学等が行った/行っている調整・コーディネートの内容

「利用学生との面談・配慮事項の聞き取り」の割合が最も高く 93.1%となっている。次いで、「利用学生の履修登録や授業に関する学内での調整（学生ボランティアや教職員等との調整を含む）（82.8%）」、「利用学生に対する大学修学支援事業に関する説明（50.0%）」、「大学修学支援事業のヘルパー事業所との調整（50.0%）」となっている。

図表 3-19 大学等が行った/行っている調整・コーディネートの内容（複数選択）



（注1）事業の申請時、事業の利用前、利用後など時点は問わず回答いただいた。

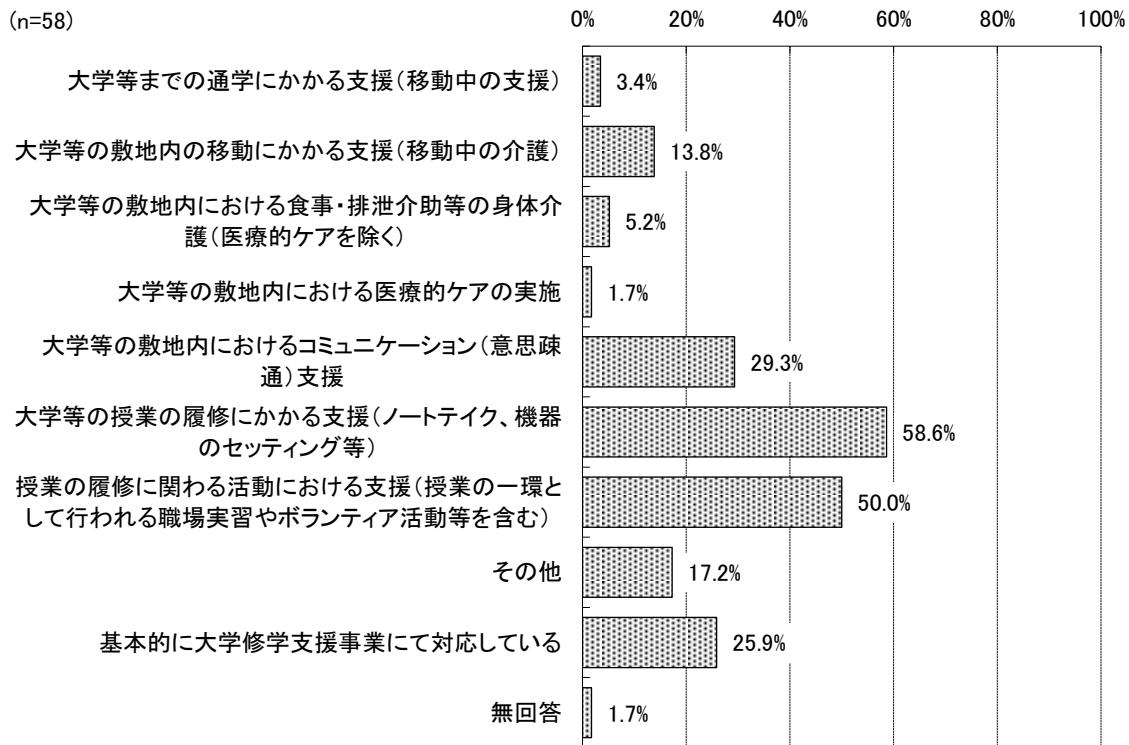
（注2）「その他」として、「家族との調整、支援機器利用の提案、レンタル等の調整」「支援組織との連携」等の回答があった。

2) 大学等が整備・提供している支援の内容（対人援助に関して）

a) 大学等が整備・提供している支援の内容（対人援助に関して）

「大学等の授業の履修にかかる支援（ノートテイク、機器のセッティング等）」の割合が最も高く 58.6%となっている。次いで、「授業の履修に関わる活動における支援（授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む）（50.0%）」、「大学等の敷地内におけるコミュニケーション（意思疎通）支援（29.3%）」となっている。

図表 3-20 大学等が整備・提供している支援の内容（対人援助に関して）（複数選択）

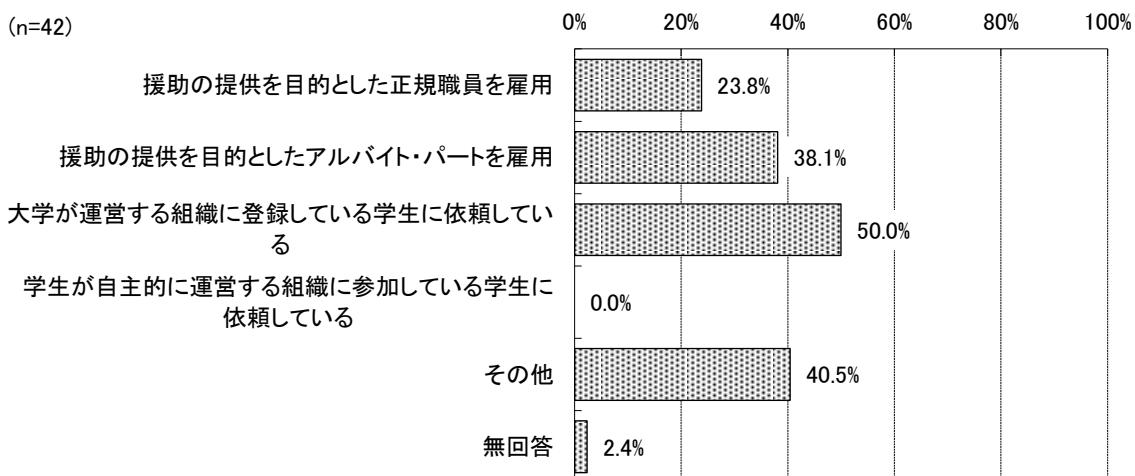


(注)「その他」として、「必要に応じ保健室での休養」「講義受講に係る環境の整備」「オンライン授業への一部切替」「大学が委託契約をしているヘルパー事業所による排泄介助等」「学生有償ボランティアによるスケジュール調整(学修サポート)」「短時間の休憩時間でキャンパス内の移動が必要な場合の福祉タクシーの手配」等の回答があった。

b) 大学等が提供・調整する支援を実際に行っている者

「大学が運営する組織に登録している学生に依頼している」の割合が最も高く 50.0%となっている。次いで、「その他(40.5%)」、「援助の提供を目的としたアルバイト・パートを雇用(38.1%)」となっている。

図表 3-21 大学等が提供・調整する支援を実際に行っている者（複数選択）



(注1)「組織」とは、障害のある学生に対して学内での支援を提供することを目的とした組織を指す。

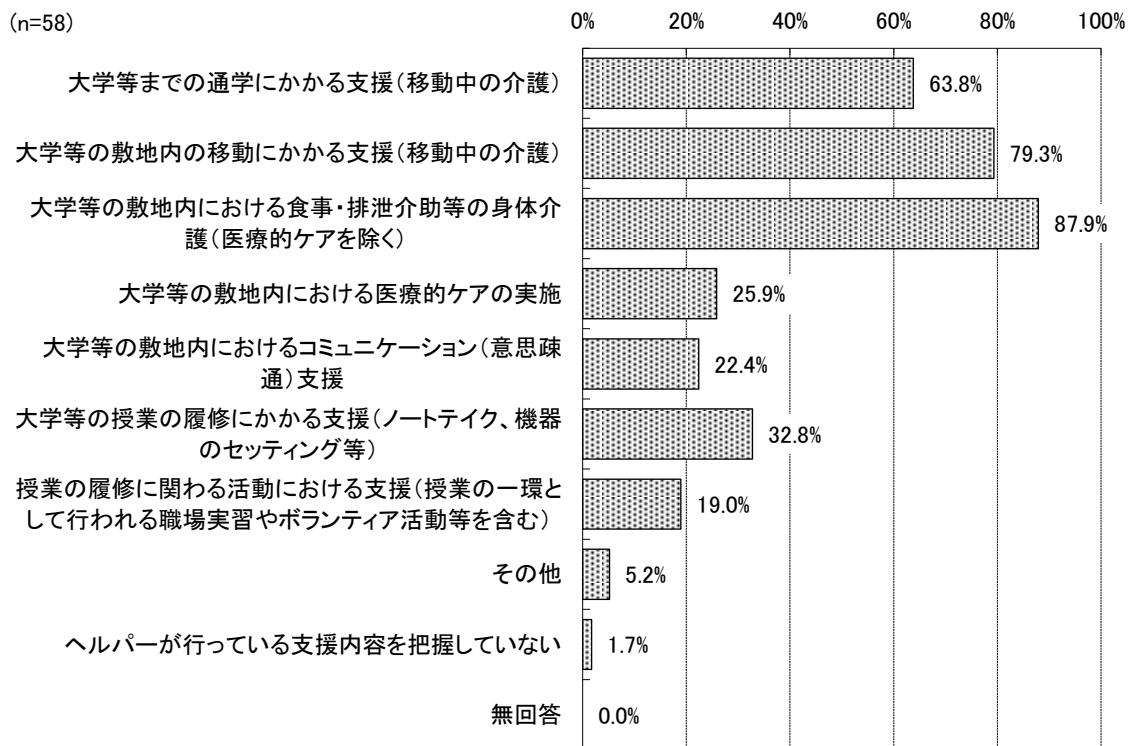
(注2)障害のある学生が個人的に支援を学生に依頼する等、大学等が関わっていない場合は除いて回答いただいた。

(注3)「その他」として、「意思疎通支援のための外部通訳者を、派遣団体経由で有償で依頼」「援助の提供を目的とした派遣社員を雇用」「連携（業務委託）している社会福祉法人のコーディネーター、および採用・育成している学内の学生サポートスタッフ」等の回答があった。

3) 大学修学支援事業のヘルパーが実施している支援の内容

「大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く）」の割合が最も高く87.9%となっている。次いで、「大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護）（79.3%）」、「大学等までの通学にかかる支援（移動中の介護）（63.8%）」となっている。

図表 3-22 大学修学支援事業のヘルパーが実施している支援の内容（複数選択）



(注)「その他」として、「緊急時の家族等への連絡、簡単な医療行為(ガーゼ張り替え等)」「学外実習においての自宅から実習先までの移動ならびに実習中の身体介護」等の回答があった。

4) 大学修学支援事業のヘルパーが実施する支援と、大学等が実施する支援の提供における役割分担・すみ分けや、工夫していること

大学修学支援事業のヘルパーが実施する支援と、大学等が実施する支援の提供における役割分担・すみ分けや、工夫していることについて尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-23 大学等が実施する支援と大学修学支援事業のヘルパーが実施する支援における
役割分担・すみ分けや工夫していること（自由記述式）

大学等が実施する支援	大学修学支援事業のヘルパーが実施する支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学内の移動支援 ・ トイレ介助 ・ 食事介助 ・ 授業中の合理的配慮(教科書のページめくり／試験のフォロー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時のトイレ介助
<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業内及び授業間の移動・それに付随する身体介護や、履修に必要な合理的配慮(代筆サポート等)は本学で実施している。また、排泄介助に関しては本学が委託契約をしているヘルパー事業所が実施している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それ以外では、学生の大学までの移動と学内の身体介護、医療的ケア、授業中の介助等は大学修学支援事業にて実施している ・ 授業で使用する iPad などの機器のセッティングは、大学、委託事業所のヘルパー、大学修学支援事業のヘルパーで対応している
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学で行っている支援は、教育に関するもの全てである。授業に関する移動、授業内の支援はすべて、教職員、学生サポーターで行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育面以外の当該学生のパーソナルにかかる部分(食事、医療的ケア、排泄、送迎など)全般
<ul style="list-style-type: none"> ・ PC 等の操作、答案の代筆等の支援学生を必要に応じて配置 ・ 授業受講、諸活動に対する相談等の窓口の設置・対応 ・ 支援学生の手配・調整 ・ 講義室の車椅子での利用対応措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義等受講時の身体介助のサポート及びノートテイク等 ・ 車椅子での学内での移動支援 ・ 授業時間以外での控室における身体介助
<ul style="list-style-type: none"> ・ 語学及び情報処理の授業内における、履修に必要な合理的配慮(ノートテイク等や、機器の操作補助)を本学が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他一般教養科目のノートテイクや、授業外の身体介護及び排泄補助はヘルパーが実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業に関する支援(機器の準備、板書の代理筆記、リモート受講時の対応等)については、すべて大学教職員および学生アルバイトが担っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学では移動・食事・排泄等の生活支援を提供できないため、大学修学支援事業のヘルパーにお任せしている

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

5) 大学修学支援事業の利用学生の受入れに際し、行っている合理的配慮の内容

大学修学支援事業の利用学生の受入れに際し、行っている合理的配慮の内容について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-24 大学修学支援事業の利用学生の受入れに際し、行っている合理的配慮の内容（自由記述式）

授業支援	授業以外の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時間、雨天時の移動、災害時避難を考慮し授業開始に間に合うように履修する授業の教室を調整 ・ 固定机・椅子の撤去 ・ 専用机、電動昇降椅子の設置 ・ 教室出入口近くなどの車椅子が利用しやすい場所に座席を確保し、優先席とする ・ 学外実習について、送迎方法や実習先設備について確認や調整を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車での通学の許可、駐車スペースの確保 ・ エレベーター点検・改修予定の連絡 ・ 災害時の支援(防災訓練を含む)を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修する授業について、車椅子での移動が可能な教室に設定 ・ 教室毎に車椅子利用エリアを設定し、昇降机を設置 ・ 実験時の人的支援等の支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンパス内のバリアフリーマップを作成し、車椅子での通行に支障(急坂や凸凹)等がある位置を可視化しつつ、改修できる箇所は順次是正するほか、図書館などキャンパス内公共施設のハード・ソフト面でのバリアフリー化も行う
<ul style="list-style-type: none"> ・ 席の配置 ・ マイクの使用(発言時) ・ 板書の撮影・録音・プリント配布等の配慮 ・ 遅刻や早退の承認(トイレに時間を要した場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校医(保健センター)と主治医の連携 ・ エレベーターの優先利用 ・ 避難時の対策(災害時等)
<p>(1)情報保障と支援者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノートテイクによる支援を行うための支援者1名、教室移動のための支援者を1名配置 ・ 支援者が記入したノートは、学生支援課にてPDF化し、本人にデータで渡す ・ 車椅子のまま受講できる本人専用の机を使用し、支援者は本人の左側に座る ・ コミュニケーションのための文字盤を使用 ・ 本人の口頭による発表が必要な場合は、発言内容を本人が文字盤で示し、支援者が読み取り代弁。または本人がパソコンに入力し、音声出力する ・ 手書きが必要な提出物については、本人の指示のもと支援者が代筆する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者送迎のための入構許可 ・ 休憩スペースの確保 ・ 通常施錠箇所の開錠(通学時)

授業支援	授業以外の支援
<p>(2)教員の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業資料はデータ化したものを本人に事前配布 ・ 教室移動に時間がかかるため、移動のための遅刻に 関しては配慮 ・ 授業内で小テスト等を実施する場合は時間延長 ・ パソコン入力に時間がかかるため、授業内でパソコンを 使った作業などがある場合は時間を延長する ／等 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書・教材のテキストデータ提供 ・ LMS 情報の個別ファイルでの提供 ・ 履修要項等のテキストデータ提供 ・ 適時のメールでの情報提供 ・ 手続き締め切りの延長 ・ 履修やスクーリング等の情報提供のための面談 ・ 面談時の情報保障 ・ レポート課題の締め切り延長 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部支援団体・支援者・自治体との連絡・情報共有を通じた連携 ・ 体温調整のための保冷剤の保管・冷却 ・ 姿勢保持のための環境調整(面談、机の選定、実地検証、クッション等備品の貸し出し)など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人がアクセスしやすい教室への教室変更 ・ 対面授業に参加できなかった場合のオンライン対応 ・ 休み時間中の身体介護や移動に時間を要するために 授業に遅刻した場合の事後の出席確認や資料の取り 置き、教室出入り口の開け閉めの支援 ・ 授業中に車椅子のリクライニング機能を使用 ・ ポイントティングデバイスを用いたノートの作成 ・ プリント類のページめくりの負担軽減のためのデータに よる資料の事前配布 ・ 人工呼吸器等の使用のための教室内の電源使用 ・ 学生本人が発言する際のマイクの使用(課題に関する 合理的配慮) ・ 本人にとって負担の少ない方法でのレポート作成と提 出 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属図書館における書籍等のテキスト データ化支援 ・ 休憩室の確保 ・ 短時間の休み時間におけるキャンパス 内の福祉タクシーの利用 ・ 学生の状況に応じた定期的な個別面談 ・ 学生が所属する学部・大学院の担任・指 導教員や支援室と障害学生支援部署の 連携

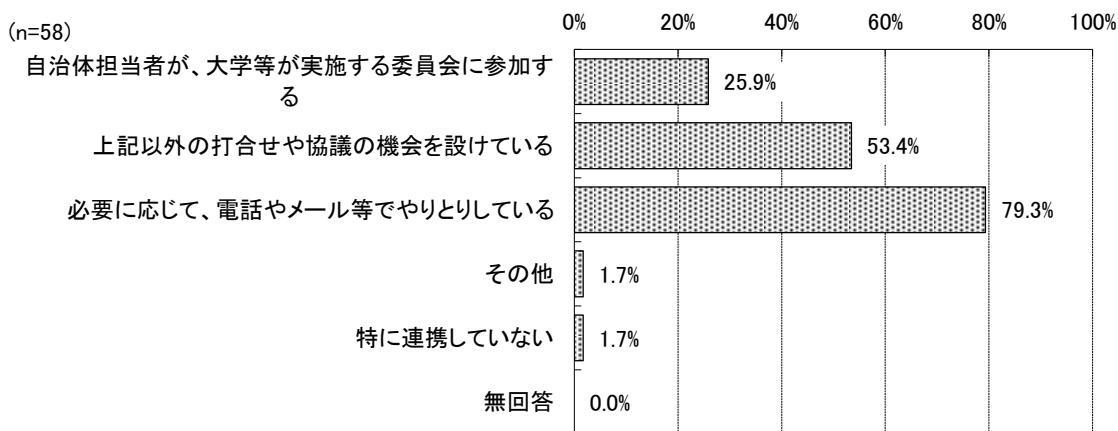
(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

②自治体等との連携状況について

1)自治体との調整・連携の状況

「必要に応じて、電話やメール等でやりとりしている」の割合が最も高く79.3%となっている。次いで、「上記以外の打合せや協議の機会を設けている（53.4%）」、「自治体担当者が、大学等が実施する委員会に参加する（25.9%）」となっている。

図表 3-25 自治体との調整・連携の状況（複数選択）



2)自治体との連携の内容（連携している場合）

自治体との連携の内容について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-26 自治体との連携の内容（連携している場合、自由記述式）

【大学等が開催する委員会への参加】

- 委員会では、大学修学支援事業に関係のある内容の部分だけ、Zoomで参加してもらっている
- 市内の大学で障害学生支援に携わる実務者のネットワークに自治体担当者を年に1回お招きし、本事業の現状と課題を共有している
- 最低年に1回以上【委員会】を実施。そのほか必要に応じて連携のための打ち合わせやメール等でのやり取りがある。【委員会】では、大学の障害学生支援体制、大学修学支援事業を利用する学生が学内で申請する合理的配慮事項、合理的配慮以外に学内で受けている支援について関係者間で共有している。さらに、学生自身が修学上抱えている困りごとや課題を共有し、支援者間で対応方針を検討

【委員会以外の打合せや協議の機会】

- 年1回、コーディネーターや相談支援専門員とご本人との合同の打ち合わせをしている
- 支援している事業所等を含め、年に数回関係者が集まって現状の確認等を行っている
- 入学前より、自治体やヘルパー等との相談会を実施
- 年1回、自治体職員が来学し、対象学生の修学状況の確認や大学での生活環境について問題がないか共有、確認を行っている

- 支援を受けている学生とその保護者、本学の医師・看護師、ヘルパー事業所の担当者、本学職員による意見交換会を、前期・後期の開始直前に実施

【その他】

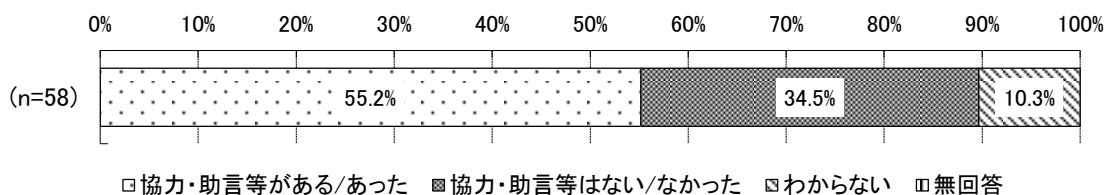
- 大学での支援内容の共有、頻度は多いケースで入学前の事前打ち合わせから対面やオンラインで年10数回、少ないケースでは電話、メールでの確認のみ
- 大学修学支援事業の申請に必要な事項等、必要に応じて電話やメールでやり取りを行っている

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

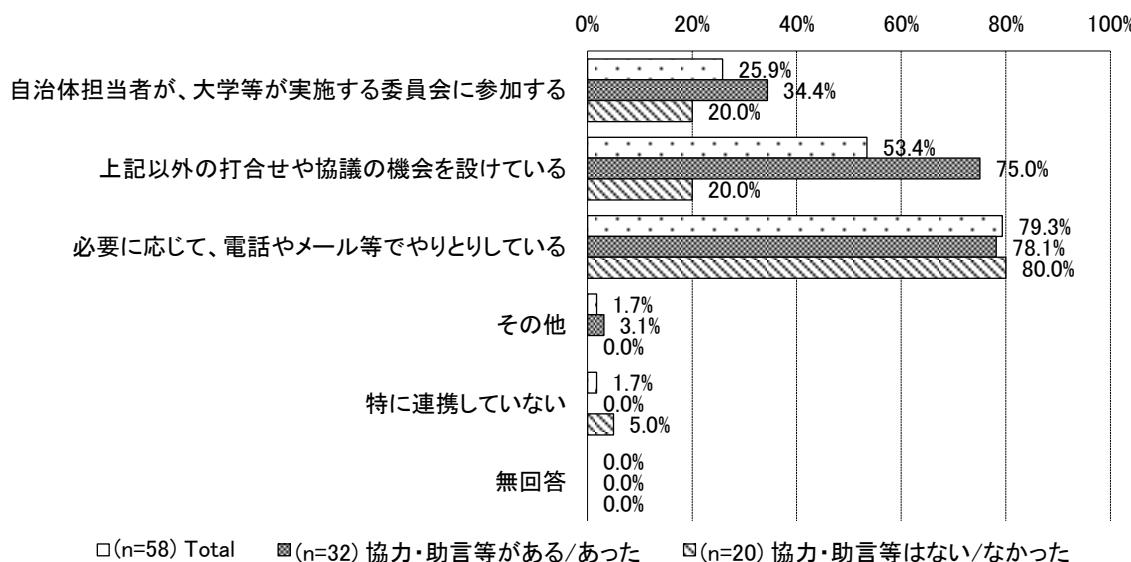
3) 大学等が行う支援体制構築に向けた計画の策定やその実施に対して、市町村から受けた協力や助言等の有無

「協力・助言等がある/あった」の割合が最も高く 55.2%となっている。次いで、「協力・助言等はない/なかつた(34.5%)」、「わからない(10.3%)」となっている。

図表 3-27 大学等が行う支援体制構築に向けた計画の策定やその実施に対して、市町村から受けた協力や助言等の有無



図表 3-28 【参考】自治体との調整・連携の状況（複数選択、市町村からの協力・助言等の有無別）



4) 市町村から受けた協力や助言等の内容（ある／あった場合）

市町村から受けた協力や助言等の内容について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-29 市町村から受けた協力や助言等の内容（ある／あった場合、自由記述式）

【支援計画の作成】

- ・ 自治体に提出する支援計画書に詳細を記載するよう助言があった
- ・ 個別支援計画作成時の事例提示など

【支援体制の構築】

- ・ 学生の長期履修に伴う支援体制の構築に向けた方向性について
- ・ 学内での支援体制の整備に関するアドバイス

【全般的な相談】

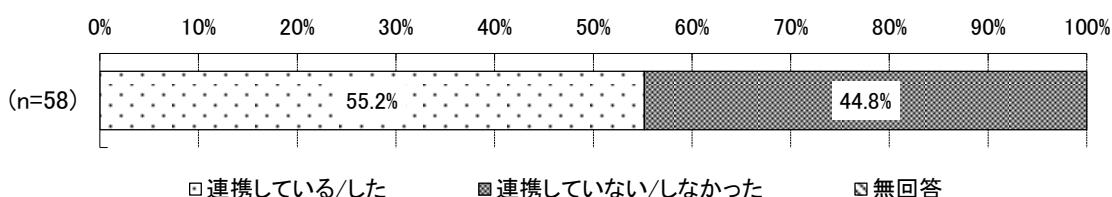
- ・ 修学支援事業の制度に関する説明、進め方に関して相談に乗っていただいた
- ・ 本制度について使用することが初めてであったため、申請書類についての助言があった。本学の規模・現状のことなどを伝え、今後の課題等についても助言いただいた

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

5) 大学修学支援事業における支援体制の構築において、大学等とヘルパー事業所との連携状況

「連携している/した」の割合が最も高く 55.2% となっている。

図表 3-30 大学修学支援事業における支援体制の構築において、大学等とヘルパー事業所との連携状況



6) 大学等とヘルパー事業所の連携の内容（連携している／した場合）

大学等とヘルパー事業所の連携の内容について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-31 大学等とヘルパー事業所との連携の内容（連携している/した場合、自由記述式）

【利用開始前の調整・準備】

- ・ それぞれの事業所向けにファイルを作成し、大学の学年暦、行事予定表、授業日程表、校内配置図、学生サポーターのシフト表等を共有している
- ・ ヘルパー事業所に学内での待機場所や駐車場等を案内している。また、ヘルパー事業所に障害学生支援担当部署の連絡先を共有し、学内での支援のために必要に応じて連携がとれるように準備した
- ・ 当該事業利用前に利用学生と事業所、大学が集まり注意事項や利用日時等の打ち合わせを実施。医療的ケアが必要な場合は、研修等の進捗状況の確認を行う

【定期的／日常的な情報共有・連携】

- ・ 支援教員とヘルパーが定期的に情報共有している
- ・ 担当者会議にて調整および情報共有を行った
- ・ 定期的に情報交換会を開催すると共に、学生の体調など、日頃から情報共有に努めた
- ・ ヘルパーより、当該学生の現状報告を定期的に行ってもらい、改善等が必要な事項があれば、大学は検討を行い、対応している
- ・ 毎月、時間割を確認して、ヘルパーの確保、調整を事業所に依頼

【ヘルパーの確保・養成】

- ・ ヘルパー募集について、チラシの掲示が可能であることを伝えている
- ・ ヘルパー研修や募集に関する学生への情報発信、研修を実施する場合のトイレなど実習場所の提供
- ・ ボランティアへの説明会等の会場の提供

【その他】

- ・ 車椅子について勉強会の開催(学生サポーター向けに事業所が開講してくださいました)

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

(4) 大学修学支援事業の評価や課題等

以降は、大学修学支援事業を利用している全ての年度を踏まえて回答いただいた。

① 大学修学支援事業に関すること

1) 大学修学支援事業に対する評価

大学修学支援事業に対する評価について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-32 大学修学支援事業に対する評価_利用学生（自由記述式）

【肯定的な評価】

- 安心して通学できるようになった。トイレ等ヘルパーにお願いすることで、学校に長く滞在することができるようになった
- 通学が困難な状況において本制度の利用が可能であることは、非常に有難い
- 当事業を活用することで、大学院での研究・学びが充実したものになっている。通学時にヘルパーによる介助を受けているが、さまざまな場面で臨機応変に対応してくれて、本当に助かっている。ここでの経験が、今後社会へ出していく際いきてくれると思う
- 本事業を利用させていただくことで、大学生活を他の学生たちと同じように過ごすことができている。身体介助を受けながら安心して大学生活を送ることができる

【事業利用に関する負担感】

- 手続きのための作業量も多く、また、単年度での支給決定のため、継続性に関して不透明なこともあります、非常に使いづらい制度となっている。単価も低く、ヘルパーの安定的な確保に困難がある
- (自治体は最大限善処してくれたが)使用上限の目途や報酬額等の関係で大学近郊の事業者が見つかりにくい等、安心して実施できるまでに大学や事業所に調整等で負担をかけたし、自分自身としてもどのように利用することが良いのかわかりにくかった
- 大学修学支援事業があることで、大学への通学に関して助かっている話も聞くが、一方で事業所ごとの利用に関するルールや利用時間の制限などの柔軟さが乏しいようで、当該学生への負担も生じている話も耳にした
- 自治体からのレスポンスが遅く、サービス開始が授業期間開始に間に合わず困った
- 結果的に保護者の送迎が必要となったことから、家庭的に負担が大きかった

【ヘルパー確保】

- 補助額が十分とは言えず、不足分を補填している自治体もあると聞きます。本学在籍の学生は自治体からの補填もないため、ヘルパーを探すのにも苦労しているそうなので、国からの補助の一層の充実をお願いしたい
- 事業所が見つかるか不安である(見つかるまでの生活介助をどうすべきか等)
- ヘルパー配置が必要な授業数が多くなった場合、特に同性による介護を希望するとヘルパーの確保が難しいことがある

【その他】

- 事業全体の予算が決められているため、利用する学生が複数名いた場合は、希望通りの時間数が取れないと言われたが、幸い1名しかいなかつたため希望が叶った
- この事業によって、大学進学の希望が叶えられ、毎日通学できることに感謝しています。さらにこの事業が、大学での学びをいかして、重度障害者学生達の将来の社会参加を促進するために制定されたのであるならば、仕事を得るための在学中の活動にもご理解いただき、支給対象となることを望みます

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

図表 3-33 大学修学支援事業に対する評価_大学等 (自由記述式)

【肯定的な評価】

- この事業がなければ、本学の負担は大きくなり、肢体不自由の学生を受け入れることに支障が出る可能性があるため、多くの学生に本学で学んでいただく機会を提供できるという点で、非常にありがたい
- この事業による支援があることで障害を持つ学生が大学での修学が可能になっていると感じる
- 安心安全な修学機会の保障。体調不良時の対応。必要なサービスを受けることによって、一般の学生と同様に授業に参加することが可能

【調整上の課題・負担】

- 制度を利用するため、学生の時間割の決定が必要であり、4月当初の調整が困難である
- 当市は大学と事業所が契約することになっているので、契約に係る事務作業や事業所の選定、価格交渉、などの負担が多い
- 行政からの提出書類の締切が当日や翌日などに設定されているため、他業務との調整を行わなければならぬことが何度かあった
- 身体介助をする場面が通学等に限られている場合に依頼可能な事業所がない
- 大学では、ヘルパーの帯同を認める立場であるが、実際には計画書や報告書、形式的なカンファレンスの参加が求められ、利用が煩雑である。このため、制度を利用する学生にとっても利用しにくい状況が生じている

【財政的な負担】

- 「大学が支援体制を整備するまで」という制約があるが、学内の授業に関する合理的配慮や、サービスを利用するための助言などに力を尽くしていて、他の学生への配慮のための予算確保の必要性もあり、通学やトイレ介助の人材を確保する財政面での負担が難しい。「体制の整備をしていない」から利用できる制度となっていることは、学生にとって利用しやすい制度になっているのか疑問に感じる

【大学等が提供する支援の範囲】

- 生命維持や日常生活(食事、排泄、入浴など)にかかる介助は、学生が大学の提供する教育プログラムに参加するか否かに関わらず、またどこにいるかに関わらず日常的に常時発生するものであり、大学の本来業務に付随すると考えることは難しい。さらに、大学生・大学院生の通学時移動は必ずしも自宅と大学の往復に限られたものではなく、日常生活や余暇と不可分であることから、これを大学の本来業務に付随するととらえて対応することは、修学上の合理的配慮の観点だけでなく、支援の連続性を担保するという観点からも困難な状況である。以上の理由から、通学や大学構内での身体介護については障害福祉サービスにて対応されることが望ましいと考えている。一方で、教室等の環境調整や、ノートの代筆支援・教室での荷物の出し入れ等の人的支援については、大学が提供する合理的配慮の枠組み

による対応が可能であると考えている

- ・ 移動・食事・排泄等の介助を行うヘルパーを含めて、大学が体制を構築するのは相当に無理があると思う。規模の小さい大学であれば可能かもしれないが、学生数が数万人を超える本学においては、軽重を問わず生活支援を必要とする学生は増える一方で、教育に直接かかわらない部分の支援については自治体による公共の支援として提供されることを切に願う

【その他】

- ・ 現在、大学と自治体との契約となっているが、学生と自治体との契約に統一してほしい。現時点で当該事業を利用できる自治体、できない自治体があるため、全自治体で利用できるようにしていただきたい
- ・ 成績の条件について支給対象者から単位修得が少ない方が除外され、成績証明書の提出が求められる点には疑問を感じる。障害者の社会参加促進が目的とされる中で、成績と社会参加の関連性は必ずしも高くないと考えられるため、成績を利用要件とすることは不適切であると考える

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

図表 3-34 大学修学支援事業に対する評価_その他（自由記述式）

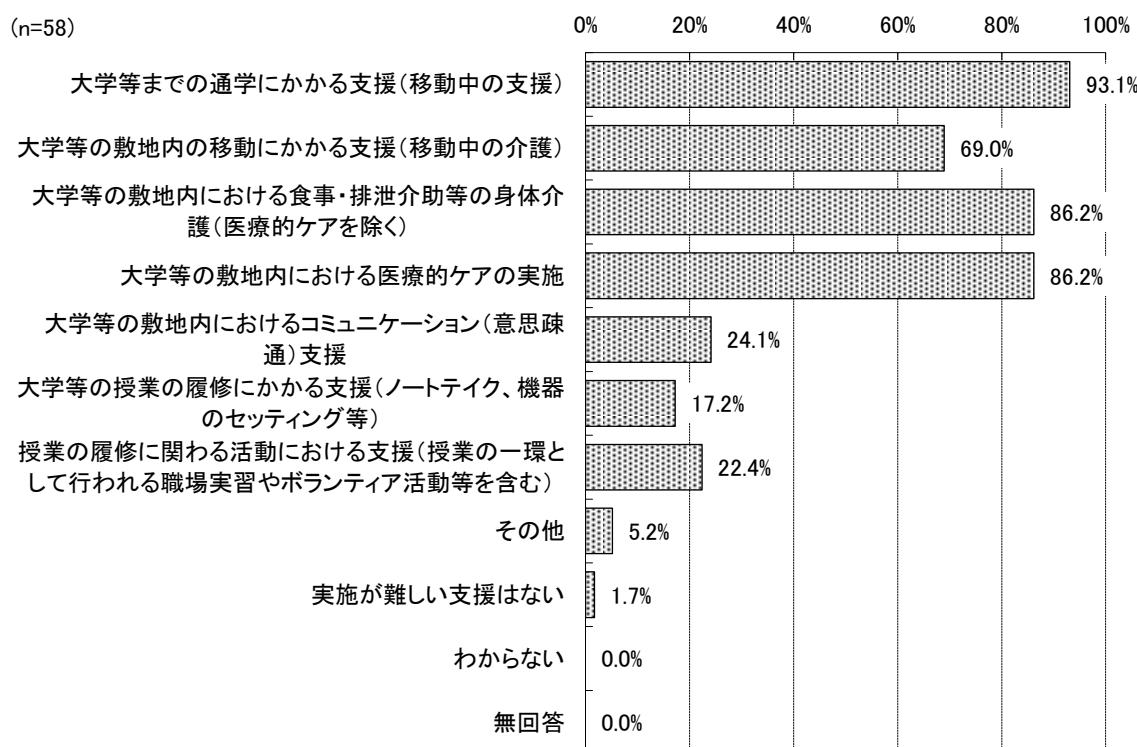
- ・ 家族より「高校までは手厚い支援体制が整っており、家族の介助はまったく必要とせず学校に任せられていた。大学入学後に医療的ケアが無くなり介助ヘルパーもなかなか見つからず、家族への介助の依存が高まり、逆戻りしてしまった。」学生サポーターより「医療的ケアが必要な学生を一人でサポートするのは心配。怖い。」
- ・ コスト的な問題でヘルパー事業所が受けづらい。特に短時間利用の場合は断られることも少なくない
- ・ 事業所が本事業を知らないため、説明し理解を得ることが難しかった。特に単発的な対応をしてくださる柔軟な事業所が少なく、初年度は、授業中はすべて待機してもらうなど拘束時間が長くなることがあった。市内の事業所へ本事業について周知し、理解しておいてほしい
- ・ 事業の窓口となる市役所の方も、いつも熱心にご対応くださり、また知識面でも様々にご指導いただいております

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

2) 重度障害者の修学に関して、現在、大学等では実施が難しい支援の内容

「大学等までの通学にかかる支援（移動中の支援）」の割合が最も高く93.1%となっている。次いで、「大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く）（86.2%）」、「大学等の敷地内における医療的ケアの実施（86.2%）」、「大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護）（69.0%）」となっている。

図表 3-35 重度障害者の修学に関して、現在、大学等では実施が難しい支援の内容（複数選択）



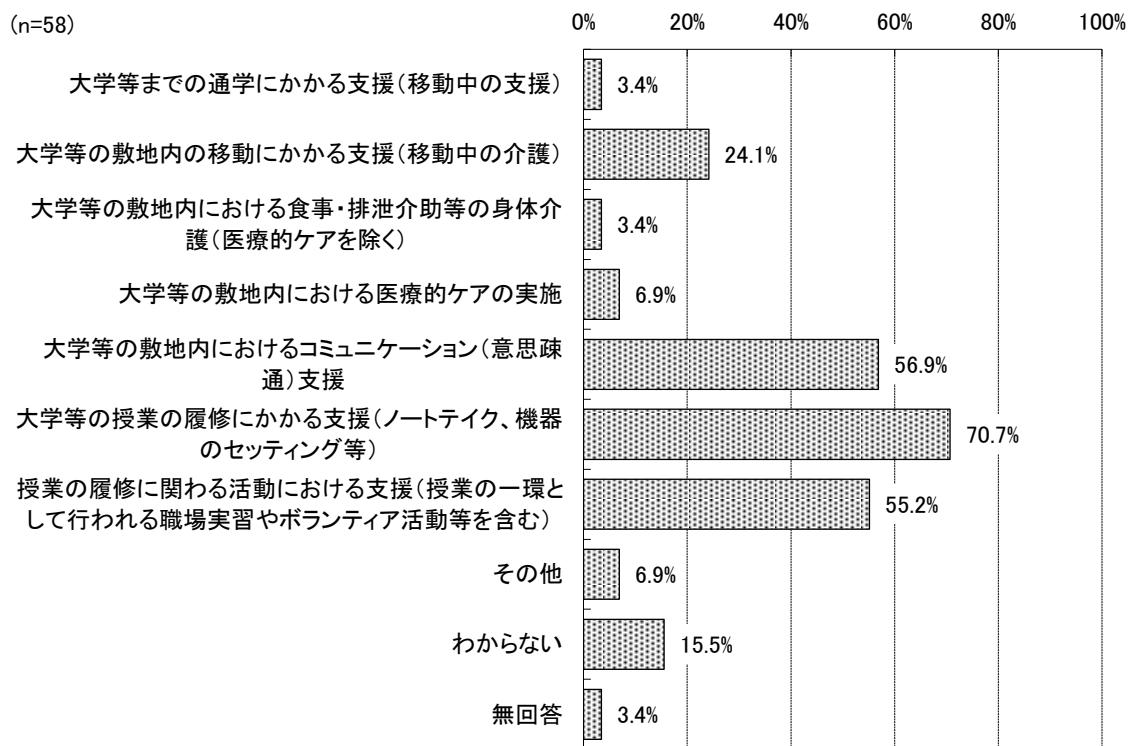
(注1) ヘルパーが実施するような対人援助を想定、且つ大学修学支援事業の活用を除いて回答いただいた。

(注2) 「その他」として、「ヘルパーの調整・確保」等の回答があった。

3) 重度障害者の修学に関して、今後の整備見込みを含め、大学等で行うことができると思われる最大限の支援の内容

「大学等の授業の履修にかかる支援（ノートテイク、機器のセッティング等）」の割合が最も高く70.7%となっている。次いで、「大学等の敷地内におけるコミュニケーション（意思疎通）支援（56.9%）」、「授業の履修に関わる活動における支援（授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む）（55.2%）」となっている。

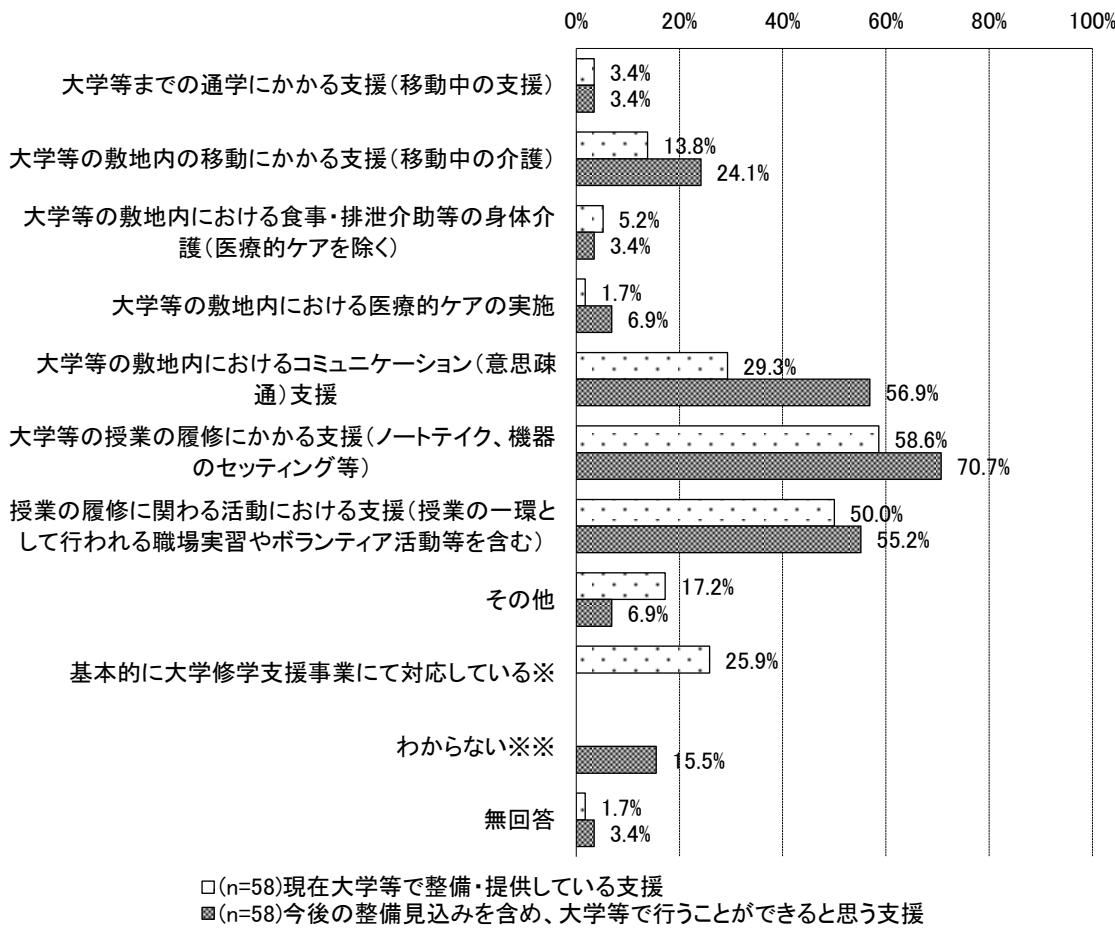
図表 3-36 重度障害者の修学に関して、今後の整備見込みを含め、大学等で行うことができると思われる最大限の支援の内容（複数選択）



(注1) ヘルパーが実施するような対人援助を想定、且つ大学修学支援事業の活用を除いて回答いただいた。

(注2) 「その他」として、「実習時間中の介護」等の回答があった。

図表 3-37 【参考】現在大学等で整備・提供している支援と、今後の整備見込みを含め大学等で行うことができると思われる最大限の支援の内容の比較（複数選択）



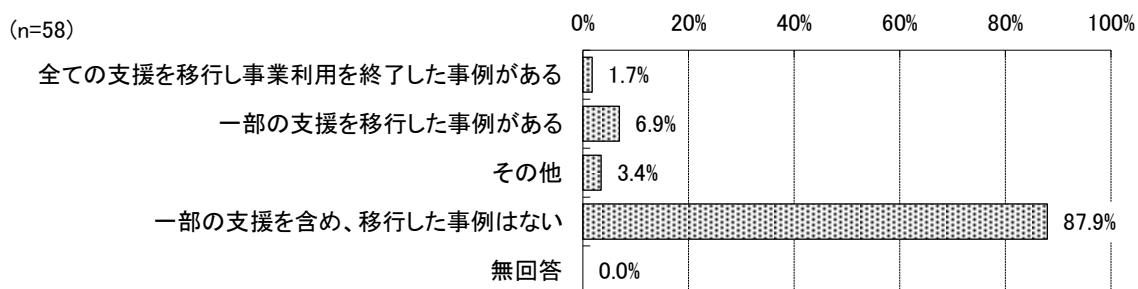
□(n=58)現在大学等で整備・提供している支援
■(n=58)今後の整備見込みを含め、大学等で行うことができると思われる最大限の支援

(注)「※」は現在大学等で整備・提供している支援の内容について、「※※」は今後の整備見込みを含め、大学等で行うことができると思う支援の内容について、それぞれお尋ねする際にのみ設問した。

4) ヘルパー事業所から大学等への支援の移行状況

「一部の支援を含め、移行した事例はない」の割合が最も高く 87.9%となっている。「一部の支援を移行した事例がある」は 6.9%となっている。

図表 3-38 ヘルパー事業所から大学等への支援の移行状況（複数選択）



5) 具体的な内容（支援を移行した事例がある場合）

支援を移行した事例の具体的な内容について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-39 具体的な内容（支援を移行した事例がある場合）（自由記述式）

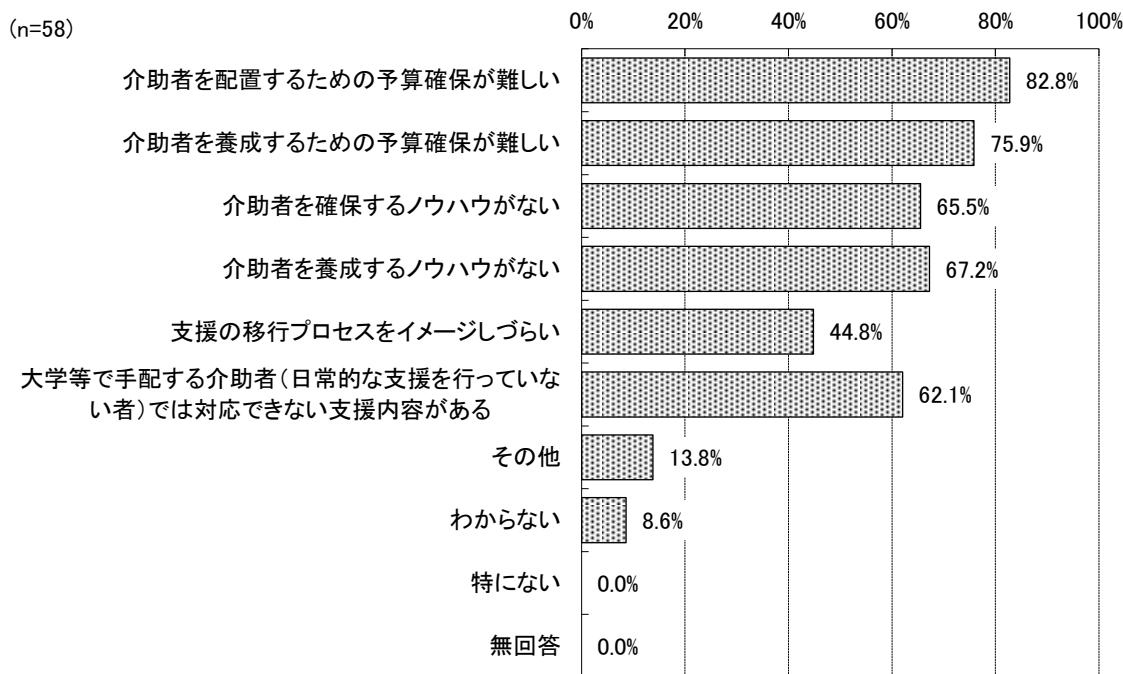
- ・ 介護事業所からヘルパーの確保ができない旨の利用学生に通告があり、止む無く大学において非常勤職員を雇用・対応した
- ・ 移乗介助補助のために必要な職員を1名雇用
- ・ 授業内における資料・情報機器の準備や動作確認、白衣の着脱、実験器具の補助などの支援のため、学生(TA)を配置

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

6) ヘルパー事業所から大学等への支援の移行に関する課題

「介助者を配置するための予算確保が難しい」の割合が最も高く 82.8%となっている。次いで、「介助者を養成するための予算確保が難しい（75.9%）」、「介助者を養成するノウハウがない（67.2%）」となっている。

図表 3-40 ヘルパー事業所から大学等への支援の移行に関する課題（複数選択）

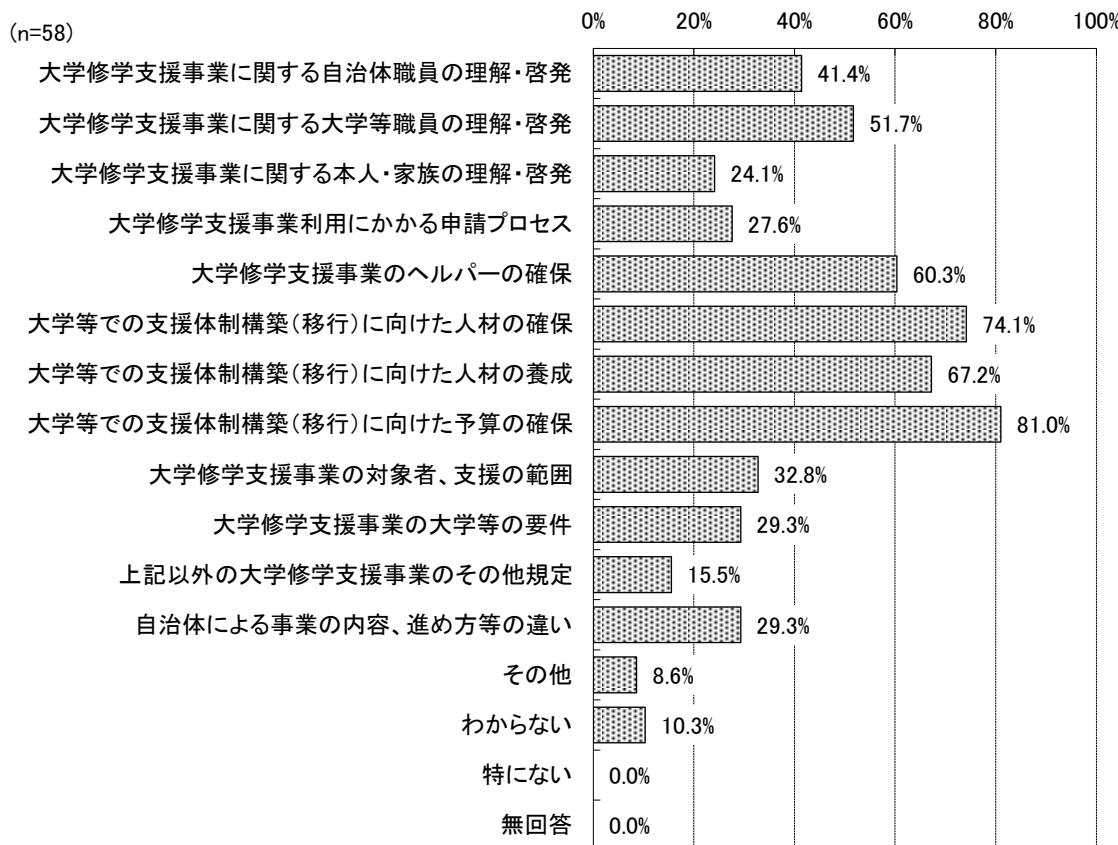


(注) 「その他」として、「学生が介助者となる場合、学生同士の個人情報の共有が課題。本人が学生同士の介助を希望しない」「学内の学生による支援は、支援する学生の負担との兼ね合いがある。また、入学してくる学生の状態によって支援内容、支援時間も変わるために、大学の支援体制が構築できる時期の設定は難しい」「何をもって「支援体制が構築された」といえるか、基準が明確でない。「本来業務に付随するとはいえない」重度訪問介護に相当する内容を、大学が実施する必要性について、大学内でコンセンサスを得る説明ができない」等の回答があった。

7) 大学修学支援事業全般に関する課題

「大学等での支援体制構築（移行）に向けた予算の確保」の割合が最も高く81.0%となっている。次いで、「大学等での支援体制構築（移行）に向けた人材の確保（74.1%）」、「大学等での支援体制構築（移行）に向けた人材の養成（67.2%）」となっている。

図表 3-41 大学修学支援事業全般に関する課題（複数選択）



(注)「その他」として、「医療的ケアがカバーできない」「学生の要求は合理的配慮では収まらない。教員の教育的配慮が必要」「相談支援専門員が関われない。居宅介護との連携」等の回答があった。

8) 課題の具体的な内容（課題が1つ以上ある場合）

課題の具体的な内容について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-42 課題の具体的な内容（課題が1つ以上ある場合、自由記述式）

【事業に関する理解・啓発】

- 障害学生支援に関する現状として、自治体職員や大学職員が大学修学支援事業について正しく理解していないケースが多く見受けられる。これにより、利用者に誤った情報が伝わるだけでなく、ニーズに応じた適切なサポートが提供されない事態が生じる
- 自治体によって、窓口の職員に制度が周知されていないことがあり、本当なら利用できる制度について、窓口で断られる事例があった

- ・相談支援の事業所について案内がされない(セルフプラン前提)、相談支援の事業所が制度の存在を知らない、特別支援学校の先生も知らないということがあった。制度についての周知や、利用手続きに関する情報発信、実施要領の雛形や計画書の作成例の提供など、利用開始のハードルを下げる情報共有がされるとよいと思う
- ・学生は通信教育課程に在籍しており、スクーリング(1回3日で年4回程度)での来校時に修学支援事業を使用している。修学支援事業の利用を学生が申請することになったが、単価設定が異なるため、普段利用している事業所でもヘルパーの確保が難しいなどの困難が生じた
- ・大学内の合理的配慮に関する理解を欠く提案(本質的な変更を含む提案)があり、修学支援事業を実施する上で担当者に適切な理解を持ってもらうことに課題を感じた

【ヘルパーの確保】

- ・ヘルパーの確保について大学によっては直接雇用を行うこともできるかと思うが、大学によっては、大学での生活支援を行えるヘルパーを見つけるのが難しいという問題も出てくる
- ・当制度のみを利用する場合、相談支援専門員をつけられず、ヘルパー手配が家族の負担になりやすい
- ・ヘルパーの確保が難しい学生があり、週に何日かヘルパーがいないため保護者が対応していた事例や、大学で介助をして欲しいと依頼があった事例がある
- ・本人が同性による介護を希望する場合等、ヘルパーの確保が困難であるために、事業の利用が難しいというケースがあるようだ
- ・ヘルパーの単価が低いことがヘルパーの確保の難しさにつながっていると聞く。休み時間の介護など短時間でもある程度人が配置できるような単価設定があるとよいと思う

【支援の移行に向けた取組】

- ・ヘルパー事業者からの大学への支援の移行は、大学の規模によっては費用や人員の面で現実的にかなり難しい
- ・学内での身体介護について大学でヘルパーを準備する予算の確保が難しい。また、学生ボランティアを育成する体制等も整えられていない
- ・大学での支援体制構築(移行)に向けた課題について、前提として、通学及び学内での身体介助は、大学設置の目的・内容・機能に照らし、本来の業務に付随するものではなく、また、合理的配慮は事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないとされることから現状本学では対応できていない。学内にソーシャルワークに関する知識・経験が豊富な教職員が恒常に配置されている状況ではなく、本事業全般に関する課題の整理も含め、個々の学生への支援や支援機関との連携を担う人材の養成・確保が必要である

【事業の対象者・範囲】

- ・対象者、支援の範囲について大学修学支援事業の対象者や支援の範囲を定めるのは、障害の種類や程度が多様であり、必要な支援が個々に異なるため一律の基準を設けるのが難しいことや、評価基準が明確でない上に限られたリソースではすべての対象者に十分な支援ができないと考えられる
- ・通学支援については、通学中の身体介護のみが補助金交付の対象となっており、福祉タクシーの利用は対象とならない
- ・事業内容に記載されている「イ 入学後に停学その他の処分を受けていない者 ウ 入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないな

ど、学修の意欲に欠ける者」という確認事項は差別的ではないか。事由により停学処分があったとしても、停学の解除は再び修学が認められたことと同義であるため、事業利用も認められるべきではないか

【自治体による違い】

- ・ 大学は、幅広い自治体から学生の受け入れを行うが、各自治体によって使える制度や使える期間、時間数が異なると、学生間で差が生じることになりかねず、場合によっては不利益が生じてしまう
- ・ 自治体により契約対象が異なる。(大学と自治体または利用学生と自治体)
- ・ 自治体によって説明や提出書類が異なるため、大学として対応に困る。体制整備や書類様式を統一してほしい

【予算の確保】

- ・ 毎年全体的に予算確保が厳しい。理由として授業料の値上げが十分でないことがある。大学における重度障害者の修学支援事業について、学生とその家族の負担を考えると大学としても何らかの対応をしなくてはならないと考えるが、他にも課題が山積しており、取り組みの順位は下がってしまっている
- ・ 複数名のヘルパーを雇用するための予算確保

【その他】

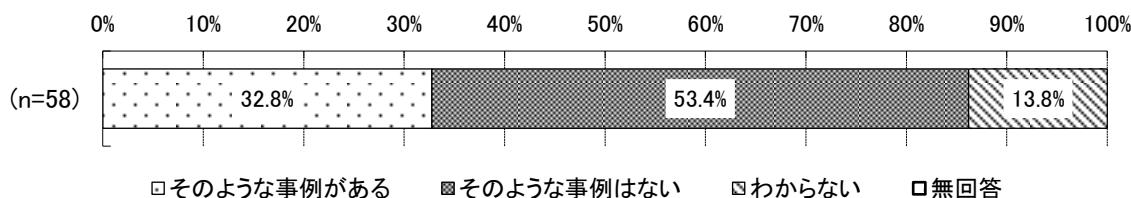
- ・ 自治体により採用人数が 1 名のみ(その自治体の中で複数の大学や対象者がいたとしても)となっていることに疑問を感じる
- ・ 大学修学支援事業の申請プロセスが複雑であるため、学生やその家族にとって大きな障壁となる可能性がある
- ・ 個人に対する一貫した支援といった意味で、大学等や就労といった場面ごとに異なった支援が提供される制度設計になっている状況では、自らが主体的に支援体制を整えること、つまり自立を十分に促進できないといった懸念がある

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

② 大学等における障害者の修学支援全般に関すること

- 1) 大学修学支援事業の対象となるような重度障害者で、事業を利用せずに大学等に通った事例の有無
「そのような事例がある」は 32.8% となっている。

図表 3-43 大学修学支援事業の対象となるような重度障害者で、
事業を利用せずに大学等に通った事例の有無



(注) 大学修学支援事業が創設された 2018 年以降の在籍者について回答いただいた。

- 2) 事業を利用しなかった理由・背景や修学に必要な身体介護等の提供方法（事例がある場合）

事業を利用しなかった理由・背景や、修学に必要な身体介護等の提供方法について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-44 事業を利用しなかった理由・背景や修学に必要な身体介護等の提供方法
(事例がある場合、自由記述式)

【制度が周知されていなかつたため】

- 制度が創設されたということの周知がなかった。それまでは保護者が送迎、付添をしていた。キャンパス内での移動支援は学生ソポーター、担当職員が行っていた
- 事業の存在を認識しておらず、当該学生は自身でヘルパーを利用していた
- 本人・家族が、通学時に利用できる制度があることを知らなかった。2年次までは、家族による送迎で通学。3年次に、卒業後を見据えて、障害学生支援室より公共交通機関を利用した通学練習を提案。週1回、帰宅時のみ練習を開始。ただ、その後も一人での利用は不安が大きく、公共交通機関の利用は定着しなかつた

【本人が希望しなかつたため】

- 学生の居住地に制度がなかった。家族による介助があった。本人が利用を希望しなかつた
- 車椅子利用の重度障害者の学生に大学修学支援事業を案内したが、本人が利用を希望しなかつた

【他のサービスを利用したため】

- 「大学修学支援事業」の適用ではなく、これ以外の地域生活支援事業における事業利用によって、修学周辺で必要となる身体介護等を行つたため
- 自治体が独自に重度訪問介護や移動支援の支給決定を行い、そのサービスを利用して大学生活をおくる(おくつた)学生が複数いる
- 自治体で移動支援の対象を柔軟に運用いただいて、通学にヘルパーを配置した事例があります。通信制の学部・大学院のスクーリングについては、通年・長期の外出に該当しないと判断いただいて、重度

訪問介護でのサービス利用が認められている事例がある

【その他】

- 四肢麻痺があり電動車椅子を使用している学生が 2020 年 3 月まで在籍していた。自治体の大学修学支援事業が 2021 年 4 月からの開始だったので利用できなかった。通学支援は家族が行い、トイレ介助等身体介護が必要な時は教職員で対応をしていた
- 入学後 2 年が経過し卒業年度だったこと、また、既に本学で独自の支援を行っていたため利用しなかつた。身体看護の提供については以下を実施。
 - ・保健室担当者が適宜健康状態を把握
 - ・疲労時に休息が取れる空間を確保
 - ・当日の体調により車椅子を利用その他、具体的な支援は以下を実施。
 - ・実習用具の軽量化
 - ・状況に応じ教員、事務職員、学生がソーターとして支援
 - ・3~4 年かけての卒業を目指し履修計画を立案
 - 他。上記支援により 3 年間 在学し卒業に至る
- 当該事例における自治体が大学修学支援事業の利用を 2 年間が限度と定めていたため、当該学生が自費でヘルパーを手配した

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

3) 大学等での障害者の修学支援構築のために、大学等に対して必要な支援とその理由

大学等に対して必要な支援とその理由について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-45 大学等での障害者の修学支援構築のために、大学等に対して必要な支援とその理由(自由記述式)

【大学修学支援事業に関する事】

- 身体介助や医療的ケアが必要であり、「大学修学支援事業」を利用する学生が増加している。この事業は前提として「大学が支援体制を構築できるまでの間」とされているが、実際、少ない財源の中で大学単独で学生の身体介助等の提供まで行うことは厳しく、授業や施設環境を整えるなど合理的配慮の対応をしていくことで精いっぱいの状況である。また、当事業について、利用できた際は身体介助等と授業支援を上手く調整しながら学生自身が自由度の高い学生生活を送ることができているが、一方で、利用について自治体の裁量に任されていることから、学生の居住地によって利用の有無や利用できる範囲に差が生じている。ぜひ、学生の身体介助や医療面の支援については、国が主体となり、どの学生も安定した利用ができるよう福祉サービスとしての提供をお願いしたい
- 現行の「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、学内(通学を含む)での身体介助のみになっていることから、日常生活において、重度訪問介護の利用を必要としている場合は、二つの制度を併用する必要がある。そうではなく、通学や学内の身体介助においても重度訪問介護を利用できるようになればより制度を使いやすい
- 大学が本来の業務である教育面の合理的配慮に専念できるよう、パーソナルな領域の支援については、しっかりと切り分けて対応してもらえる支援体制の構築を求める。また、障害学生の数は増加傾向にあり、本来業務の領域までも追いつかない状況にあるので、様々な事情を抱える障害のある学生が一人でも多く、修学できるよう、予算も含め、理解し、支援してもらえる体制・制度づくりが理想である

【財政的な支援】

- 障害のある学生を受け入れるための施設整備に対する資金提供。施設の修繕や、多くの学生がメリット

を享受できる施設の改修が優先となってしまうため

- ・各種支援を実施する上で必要な資金や補助など。(適切で円滑な支援につなげるため)
- ・授業料を安価に抑えている通信制の課程において、合理的配慮の義務化については、内容によっては経営面で非常に厳しい。採算を通学課程に頼らなければならぬようであれば、経営サイドにおいて課程の存続意義が検討される事態となる。学生を受け入れる私学としては、補助金等の支援を望みます
- ・収入のほぼすべてが学生納付金である私立大学に、修学支援以外の移動・食事・排泄等の生活支援の提供を求める事のないよう、国としての支援体制を整備されることを強く求める
- ・本学では、この事業を利用する学生が入学する前からトイレ介助のためのヘルパー配置を行っており、現在は教室間移動を行う体制も整えている。しかし、医療的ケアができる人材の確保や、通学支援などは予算の関係もあり難しいため、完全に移行することは現時点では困難な状況である。そのため、以下の項目について支援が必要であると考える。案としては、・大学修学支援事業に代わる補助金(整備した支援体制を継続させるために必要な資金等)・支援者的人材確保のための助言等・年間計画の作成に関する助言、手順等の教示(研修会など)

【ノウハウ・知見等の共有】

- ・障害学生への学修支援はまだ取り組みの経験が不足しており、判断に迷う機会が多くあります。各地で取り組まれている学習支援に関する実践的な情報交換の機会が欲しいです。また、同様の業務に従事している職員との経験交流などもあれば助かります
- ・大学内で介助者を養成するノウハウの伝達や、介助者を養成する講習などを聞いていただきたい。この理由は、大学内で重度障害者の介助ができるような体制を敷くことを理想とするのであれば、既存の教職員から介助者を養成する必要があるため。
- ・同等な規模を有する大学との情報共有や連携の促進

【その他】

- ・情報保障等、多くの人材確保が必要となる支援では、他大学や支援団体との連携を進めやすい体制が構築されること
- ・手続のプロセスや、実施要領等の行政側で準備すべきことについて、マニュアルや実施例の提示など情報共有がされると、行政側も導入のハードルが下がるよう思います。入学前の相談が、4月のサービス利用に間に合わなかったことがあります。大学入試のスケジュールとの関係で、サービス利用の継続性が保たれるような制度の柔軟性についても、検討いただけないとよいと思います。例えば、入学前に仮決定されていたサービスについては、入学後の正式なプランができるまでの間暫定的に利用できるようにするなど
- ・例えば、大学でヘルパーを雇用したとしても、当該学生が卒業すると雇用が継続できなくなる。学生サポートも同じで、育成しても要支援学生が卒業すると活動が止まってしまう。各大学で人材を育成・雇用するのではなく、地域全体で育成・雇用し、必要な場所へ派遣し回転させていく必要がある。学生が卒業後に就労し社会へ出していくことを想定すると、大学と就労で継続できるサポートを構築するほうがいい。そのためには、大学内だけで支援を構築して4年で終了となるよりは、地域で支援を構築して、地域が変わっても引き継いでいるような支援が望ましいと思われる

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

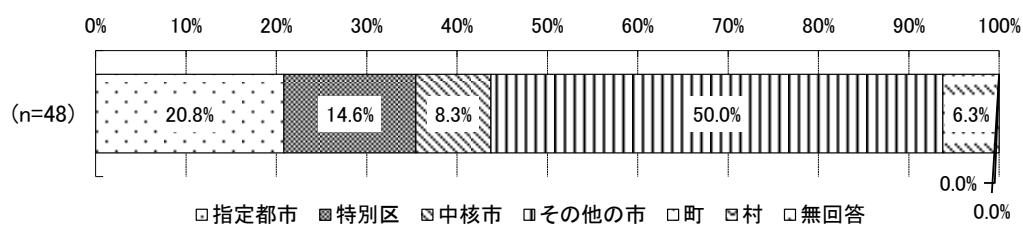
2. 自治体アンケート調査結果

(1) 基本情報

① 自治体の種類

「その他の市」の割合が最も高く 50.0%となっている。次いで、「指定都市（20.8%）」「特別区（14.6%）」となっている。

図表 3-46 自治体の種類



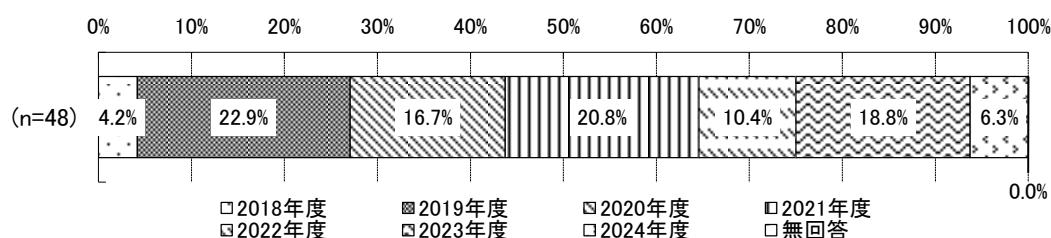
(2) 大学修学支援事業の実施状況

① 大学修学支援事業の実績

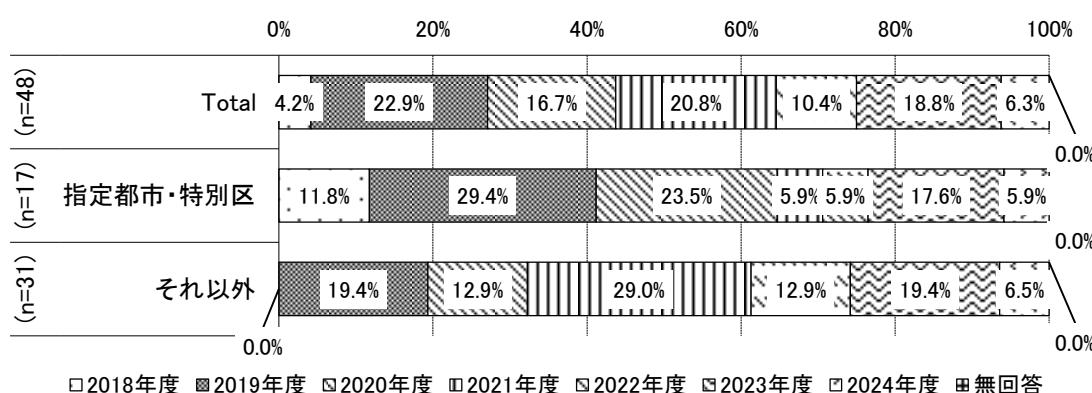
1) 大学修学支援事業の開始年度

「2019 年度」の割合が最も高く 22.9%となっている。次いで、「2021 年度（20.8%）」「2023 年度（18.8%）」となっている。

図表 3-47 大学修学支援事業の開始年度



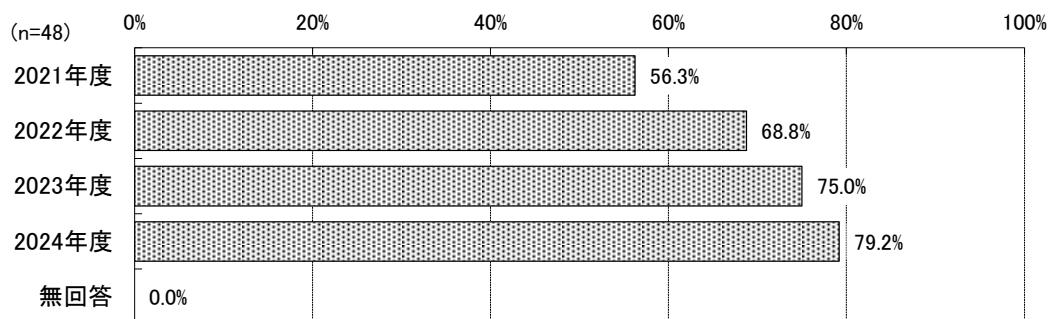
図表 3-48 大学修学支援事業の開始年度（自治体の種類別）



2) 2021～2024 年度の大学修学支援事業の実施状況

「2024 年度」の割合が最も高く 79.2%となっている。次いで、「2023 年度（75.0%）」、「2022 年度（68.8%）」となっている。

図表 3-49 2021～2024 年度の大学修学支援事業の実施状況（複数選択）



3) 2021～2024 年度における利用学生数と総支給決定時間数

2021～2024 年度における利用学生数と総支給決定時間数、利用学生一人当たりの総支給決定時間数は、次のとおり。

図表 3-50 利用学生数（年間、単位：人）

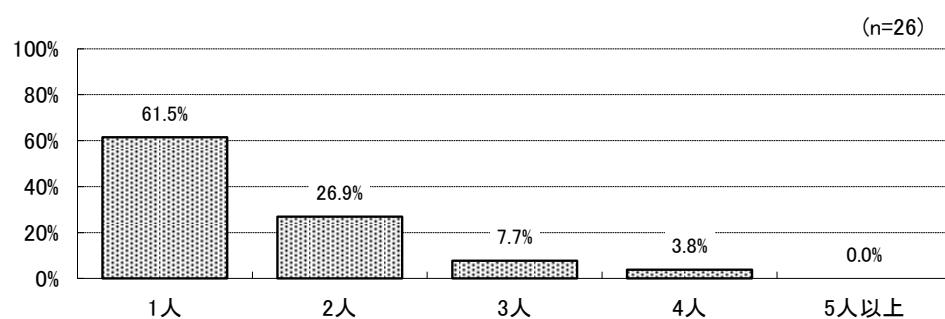
年度	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
2021 年度	26	1.00	4.00	1.54	0.81	1.00
2022 年度	32	1.00	5.00	1.63	0.98	1.00
2023 年度	36	1.00	6.00	1.83	1.40	1.00
2024 年度	37	1.00	7.00	1.78	1.51	1.00

（注1）2024 年度については、2024 年 9 月 1 日時点で回答いただいた。

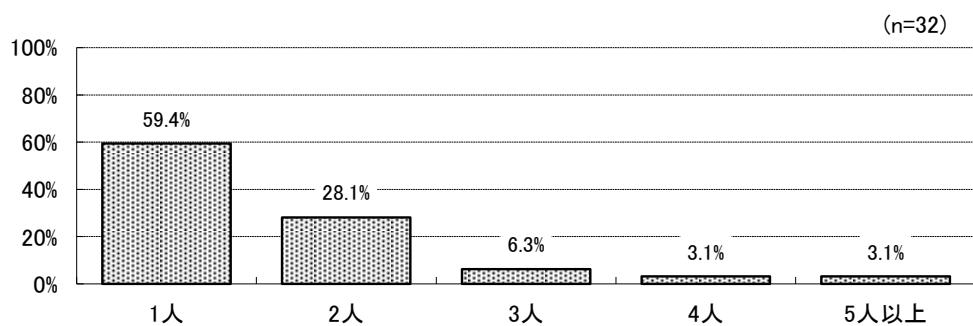
（注2）1 人以上利用があった場合に集計対象とした。

図表 3-51 利用学生数の分布

【2021 年度】

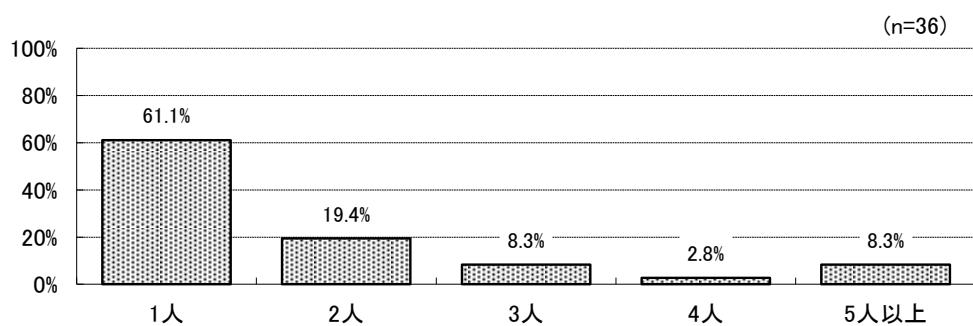


【2022 年度】



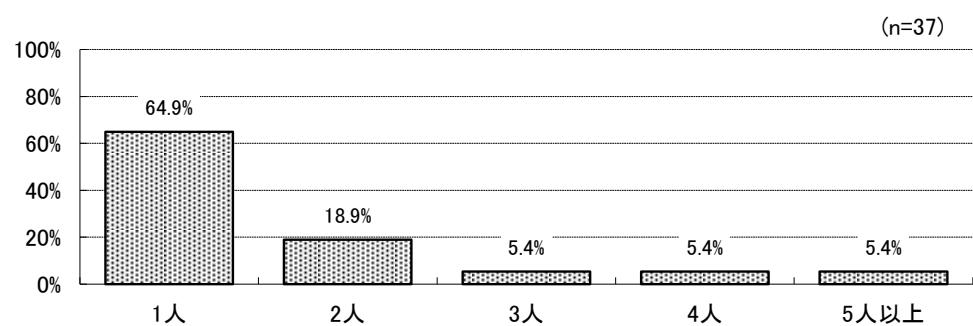
(n=32)

【2023 年度】



(n=36)

【2024 年度】



(n=37)

図表 3-52 利用学生数（年間、単位：人、自治体の種類別）

種別	年度	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
指定都市・ 特別区	2021 年度	10	1.00	4.00	2.10	0.99	2.00
	2022 年度	12	1.00	5.00	2.33	1.23	2.00
	2023 年度	15	1.00	6.00	2.67	1.80	2.00
	2024 年度	15	1.00	7.00	2.60	2.06	2.00
それ以外	2021 年度	16	1.00	2.00	1.19	0.40	1.00
	2022 年度	20	1.00	2.00	1.20	0.41	1.00
	2023 年度	21	1.00	3.00	1.24	0.54	1.00
	2024 年度	22	1.00	3.00	1.23	0.53	1.00

(注1) 2024 年度については、2024 年 9 月 1 日時点での回答をもとに算出しています。

(注2) 1 人以上利用があった場合に集計対象とした。

図表 3-53 総支給決定時間数（年間、単位：時間）

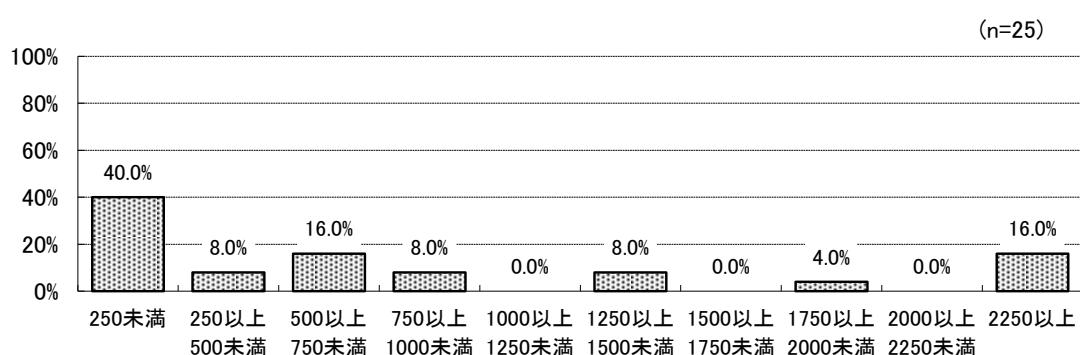
年度	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
2021 年度	25	10.00	5,676.00	1,066.28	1,459.19	500.00
2022 年度	31	19.50	7,776.00	1,140.57	1,553.01	613.00
2023 年度	34	3.00	6,126.00	1,062.32	1,289.12	749.50
2024 年度	35	20.00	3,294.00	992.33	971.52	617.00

(注1) 2024 年度については、2024 年 9 月 1 日時点で回答いただいた。

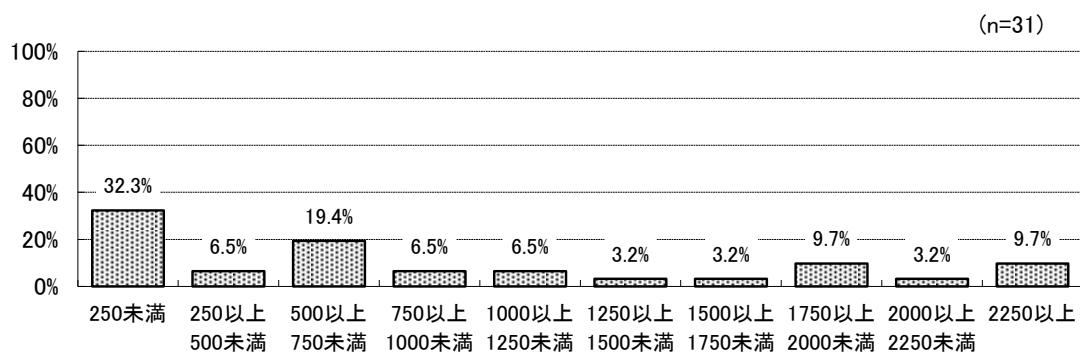
(注2) 1人以上利用があった場合に集計対象とした。

図表 3-54 総支給決定時間数の分布

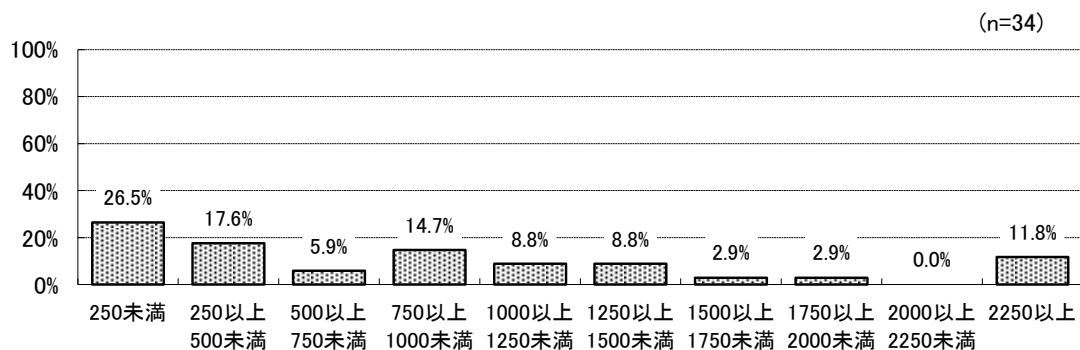
【2021 年度】



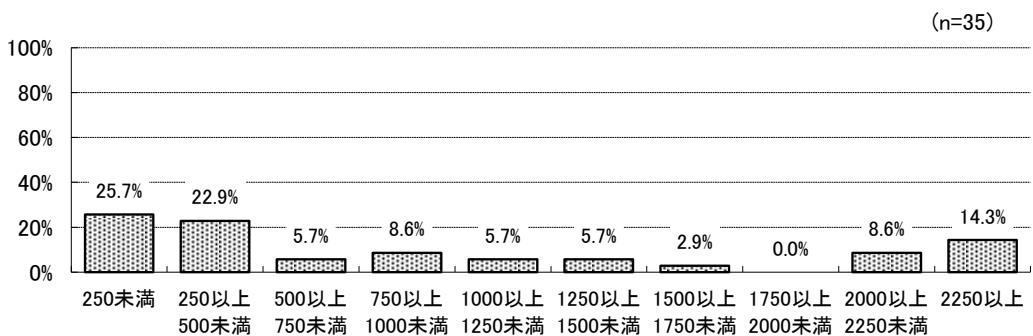
【2022 年度】



【2023 年度】



【2024 年度】



図表 3-55 総支給決定時間数（年間、単位：時間、自治体の種類別）

種別	年度	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
指定都市・特別区	2021 年度	10	170.00	5,676.00	1,477.85	1,651.17	886.50
	2022 年度	12	60.00	7,776.00	1,457.04	2,082.85	694.00
	2023 年度	15	3.00	6,126.00	1,213.47	1,586.81	723.00
	2024 年度	15	32.00	3,294.00	1,292.50	1,233.07	899.00
それ以外	2021 年度	15	10.00	4,320.00	791.90	1,302.23	210.00
	2022 年度	19	19.50	4,320.00	940.70	1,122.32	500.00
	2023 年度	19	76.25	4,320.00	942.99	1,026.76	776.00
	2024 年度	20	20.00	2,160.00	767.20	666.46	445.00

(注1) 2024 年度については、2024 年 9 月 1 日時点で回答いただいた。

(注2) 1 人以上利用があった場合に集計対象とした。

図表 3-56 利用学生一人当たりの総支給決定時間数（年間、単位：時間）

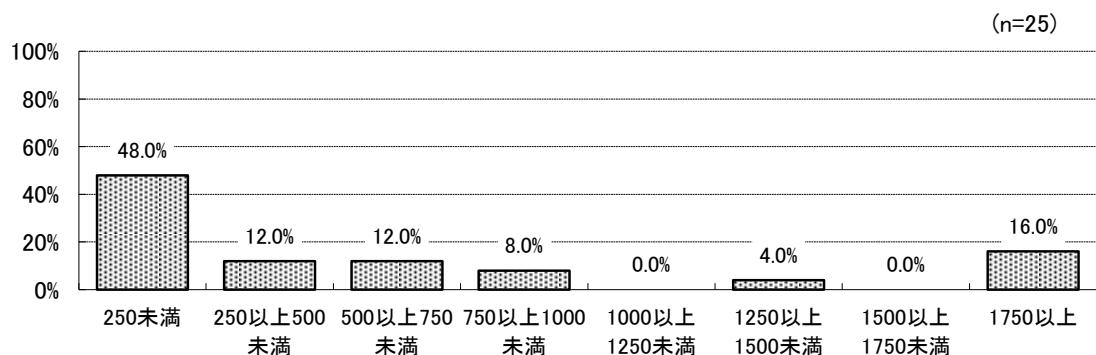
年度	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
2021 年度	25	10.00	3,107.50	700.86	888.09	304.50
2022 年度	31	19.50	2,670.00	690.64	685.31	500.00
2023 年度	34	3.00	2,280.00	652.11	625.24	395.00
2024 年度	35	20.00	3,037.50	698.64	787.24	415.00

(注1) 2024 年度については、2024 年 9 月 1 日時点で回答いただいた。

(注2) 利用学生数と総支給決定時間数の両方に回答があり、1 人以上利用があった場合に集計対象とした。

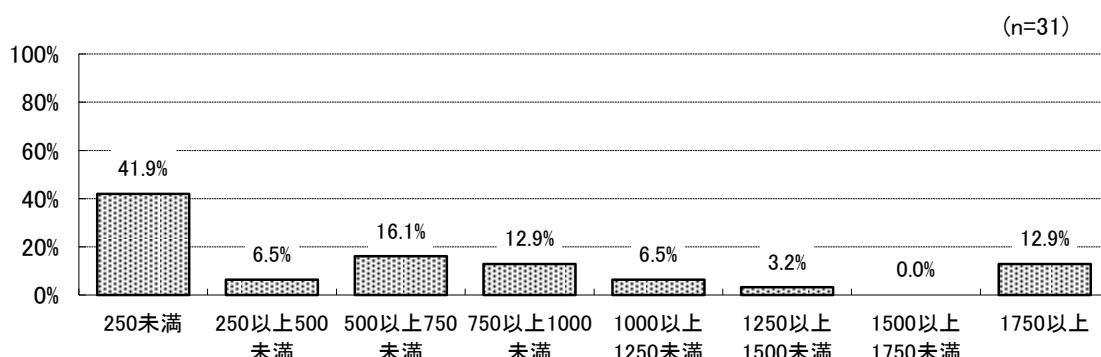
図表 3-57 利用学生一人当たりの総支給決定時間数の分布

【2021 年度】



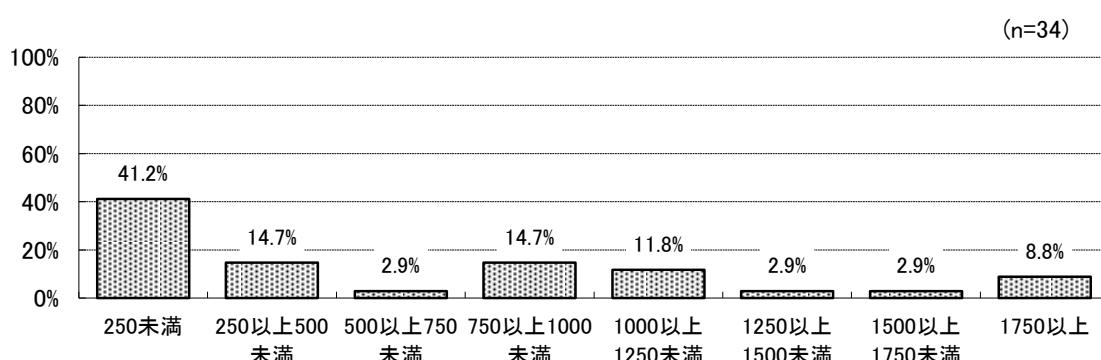
(n=25)

【2022 年度】



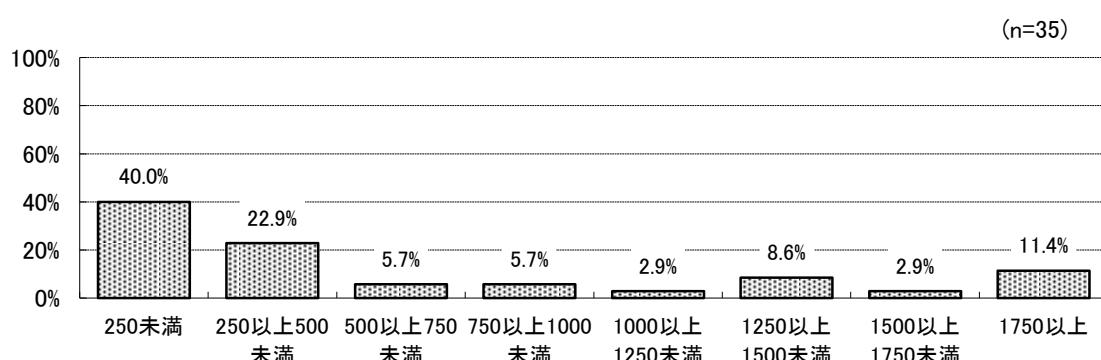
(n=31)

【2023 年度】



(n=34)

【2024 年度】



(n=35)

図表 3-58 利用学生一人当たりの総支給決定時間数（年間、単位：時間、自治体の種類別）

種別	年度	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
指定都市・特別区	2021 年度	10	85.00	2,783.00	876.55	891.55	571.25
	2022 年度	12	30.00	1,944.00	647.17	661.67	432.25
	2023 年度	15	3.00	1,531.50	484.78	478.13	244.00
	2024 年度	15	32.00	3,037.50	671.80	925.63	204.00
それ以外	2021 年度	15	10.00	3,107.50	583.73	896.84	210.00
	2022 年度	19	19.50	2,670.00	718.09	716.34	500.00
	2023 年度	19	61.25	2,280.00	784.22	705.08	625.00
	2024 年度	20	20.00	2,160.00	718.76	690.44	437.50

(注1) 2024 年度については、2024 年 9 月 1 日時点での回答をもとに算出しています。

(注2) 利用学生数と総支給決定時間数の両方に回答があり、1人以上利用があった場合に集計対象とした。

4) 大学等のか所数（2021～2024 年度）

大学等のか所数は以下のとおり。

図表 3-59 大学等のか所数（年間、単位：か所）

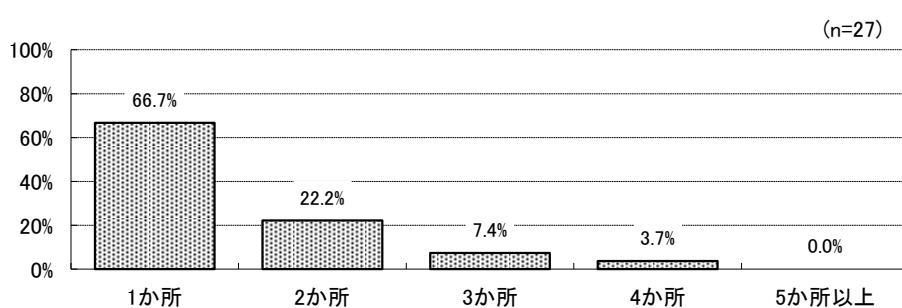
年度	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
2021 年度	27	1.00	4.00	1.48	0.80	1.00
2022 年度	33	1.00	5.00	1.58	0.97	1.00
2023 年度	36	1.00	5.00	1.69	1.12	1.00
2024 年度	37	1.00	7.00	1.65	1.23	1.00

(注1) 2024 年度については、2024 年 9 月 1 日時点での回答をもとに算出しています。

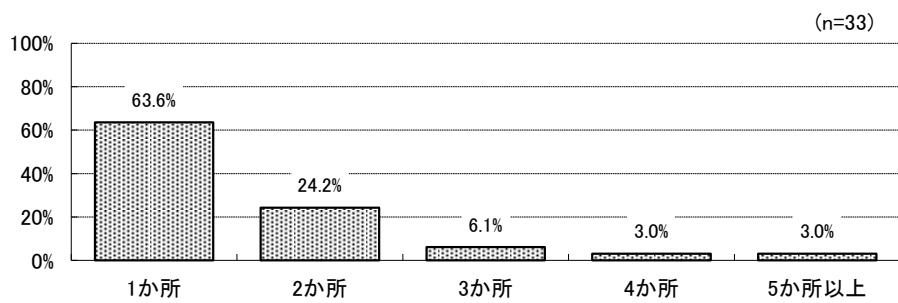
(注2) 1人以上利用があった場合に集計対象とした。

図表 3-60 大学等のか所数の分布

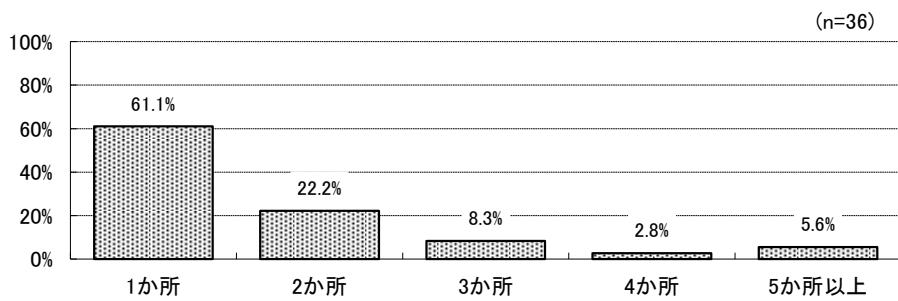
【2021 年度】



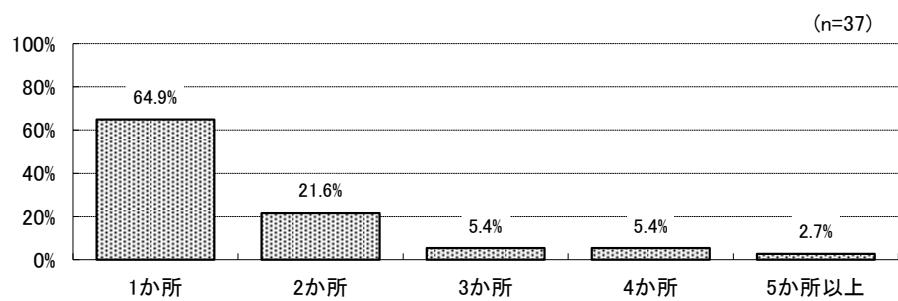
【2022 年度】



【2023 年度】



【2024 年度】



図表 3-61 大学等のか所数（年間、単位：か所、自治体の種類別）

種別	年度	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
指定都市・ 特別区	2021 年度	10	1.00	4.00	2.10	0.99	2.00
	2022 年度	12	1.00	5.00	2.33	1.23	2.00
	2023 年度	15	1.00	5.00	2.33	1.40	2.00
	2024 年度	15	1.00	7.00	2.33	1.63	2.00
それ以外	2021 年度	17	1.00	2.00	1.12	0.33	1.00
	2022 年度	21	1.00	2.00	1.14	0.36	1.00
	2023 年度	21	1.00	3.00	1.24	0.54	1.00
	2024 年度	22	1.00	3.00	1.18	0.50	1.00

(注1) 2024 年度については、2024 年 9 月 1 日時点での回答をもとに算出しています。

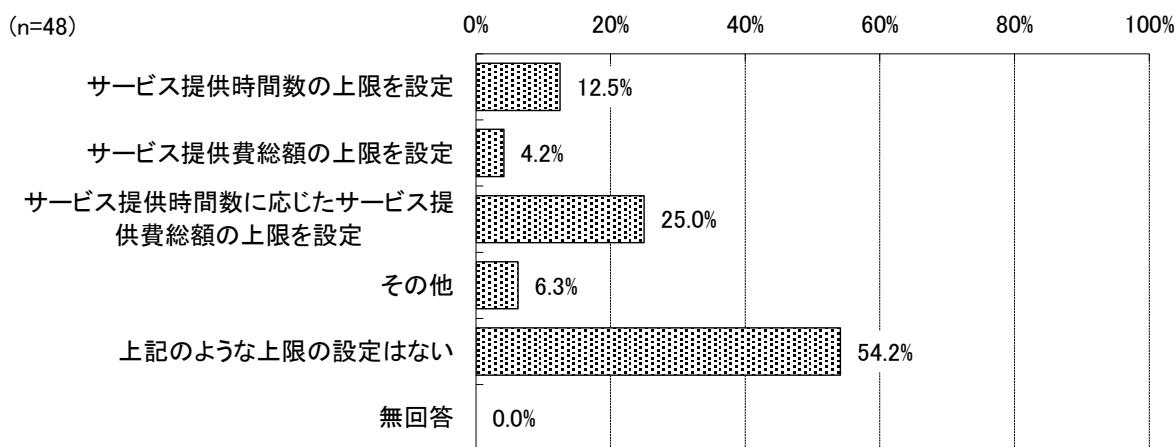
(注2) 1 人以上利用があった場合に集計対象とした。

② 大学修学支援事業の運用状況

1) 自治体の要綱等におけるサービス提供時間数やサービス提供費の上限に関する規定

「上記のような上限の設定はない」の割合が最も高く 54.2% となっている。次いで、「サービス提供時間数に応じたサービス提供費総額の上限を設定（25.0%）」、「サービス提供時間数の上限を設定（12.5%）」となっている。

図表 3-62 自治体の要綱等におけるサービス提供時間数やサービス提供費の上限に関する規定（複数選択）

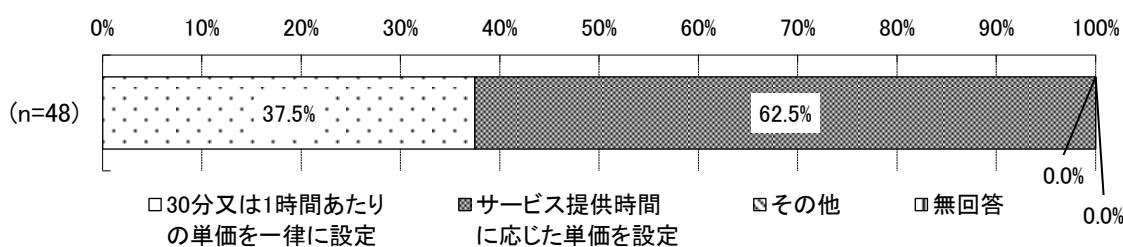


（注）「その他」として、「当該年度予算の範囲が上限」「サービス提供時間数の上限を設定しているが、協議により上限を超えた決定も可能としている」「ケアプランによって自治体にて判断」との回答があった。

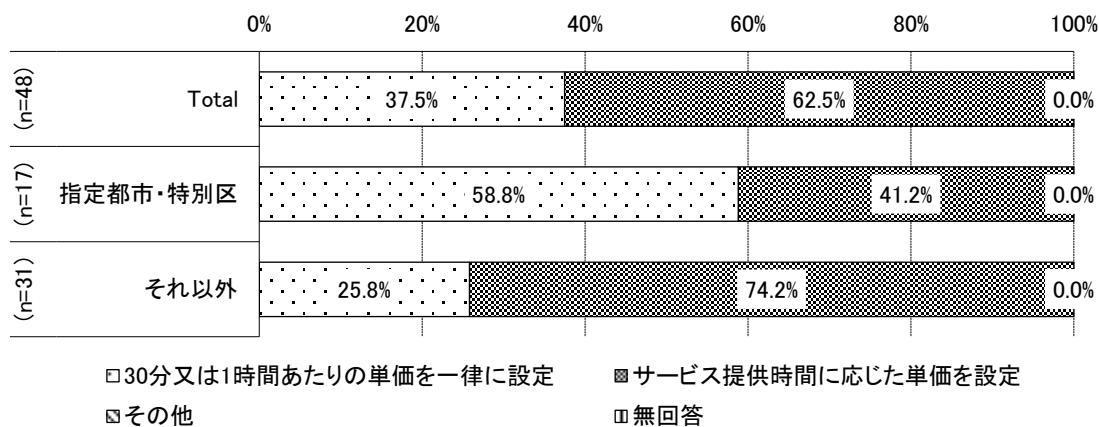
2) 自治体の要綱等におけるサービス提供（報酬）単価の設定状況

「サービス提供時間に応じた単価を設定」の割合が最も高く 62.5% となっている。次いで、「30 分又は 1 時間あたりの単価を一律に設定（37.5%）」となっている。

図表 3-63 自治体の要綱等におけるサービス提供（報酬）単価の設定状況



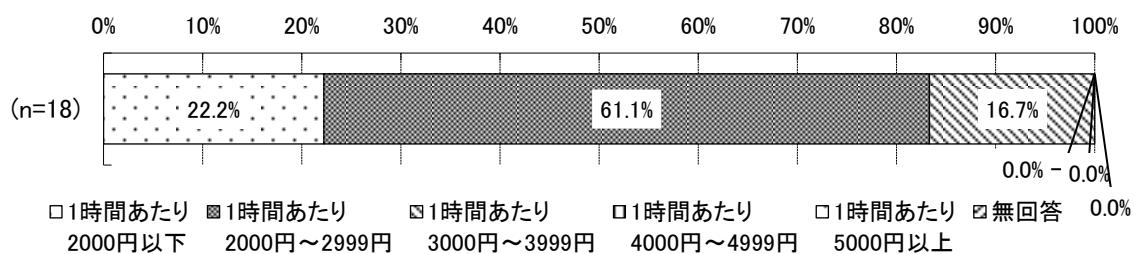
図表 3-64 自治体の要綱等におけるサービス提供（報酬）単価の設定状況（自治体の種類別）



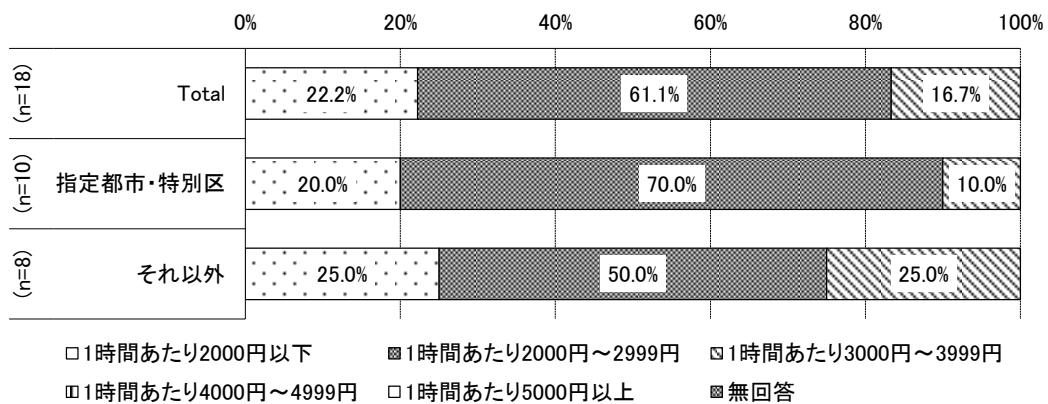
3) 1時間あたりのサービス提供（報酬）単価（単価を一律に設定している場合）

「1時間あたり 2000円～2999円」の割合が最も高く 61.1% となっている。次いで、「1時間あたり 2000円以下 (22.2%)」、「1時間あたり 3000円～3999円 (16.7%)」となっている。

図表 3-65 1時間あたりのサービス提供（報酬）単価（単価を一律に設定している場合）



図表 3-66 1時間あたりのサービス提供（報酬）単価（単価を一律に設定している場合、自治体の種類別）



図表 3-67 【参考】重度訪問介護の基本報酬単価（病院等に入院又は入所中の障害者以外の場合）

算定項目	単価
1時間未満	186 単位
1時間以上 1時間 30分未満	277 単位

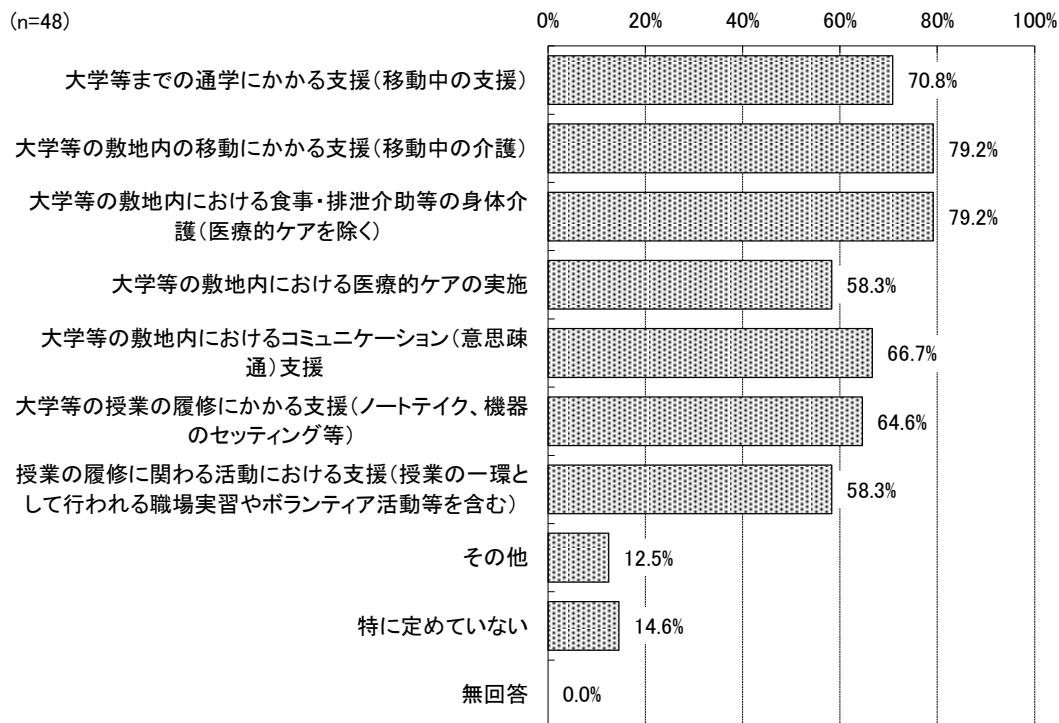
1時間30分以上2時間未満	369単位
2時間以上2時間30分未満	461単位
2時間30分以上3時間未満	553単位
3時間以上3時間30分未満	644単位
3時間30分以上4時間未満	736単位
4時間以上8時間未満	821単位に30分を増すごとに+85単位
8時間以上12時間未満	1,505単位に30分を増すごとに+85単位
12時間以上16時間未満	2,184単位に30分を増すごとに+81単位
16時間以上20時間未満	2,834単位に30分を増すごとに+86単位
20時間以上24時間未満	3,520単位に30分を増すごとに+80単位

(注) 厚生労働省「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」を基に作成。

4) 大学修学支援事業の支給対象としている支援の内容

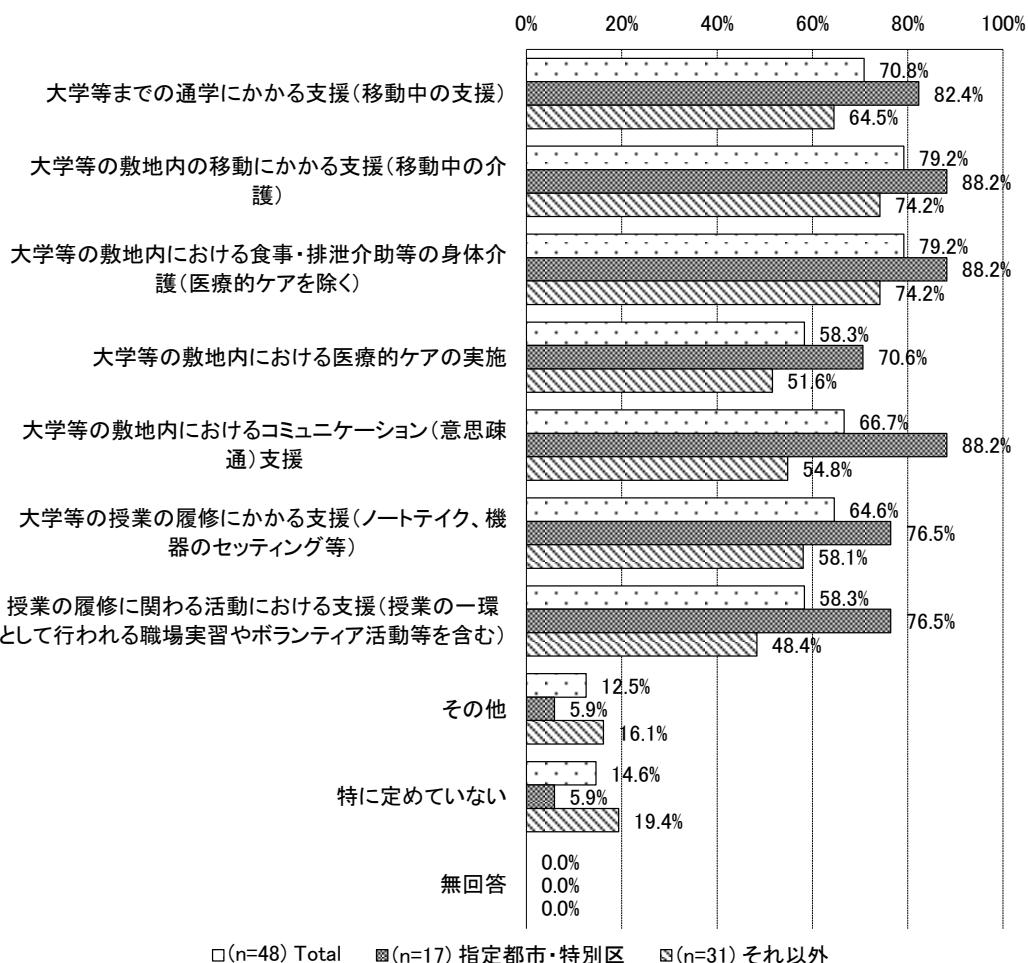
「大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護）」、「大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く）」の割合が高く、それぞれ 79.2% となっている。次いで、「大学等までの通学にかかる支援（移動中の支援）（70.8%）」、「大学等の敷地内におけるコミュニケーション（意思疎通）支援（66.7%）」となっている。

図表 3-68 大学修学支援事業の支給対象としている支援の内容（複数選択）



(注) 「その他」として、「利用者が大学等において修学するに当たり必要な大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等の提供に係るもの」「修学に関わらない活動への支援や重度訪問介護の利用の対象となる支援および大学等において構築された支援体制によって提供される支援は対象外」「重度訪問介護の内容とほぼ同義で、見守りまで含めている」「相談に応じて決定する」といった回答があった。

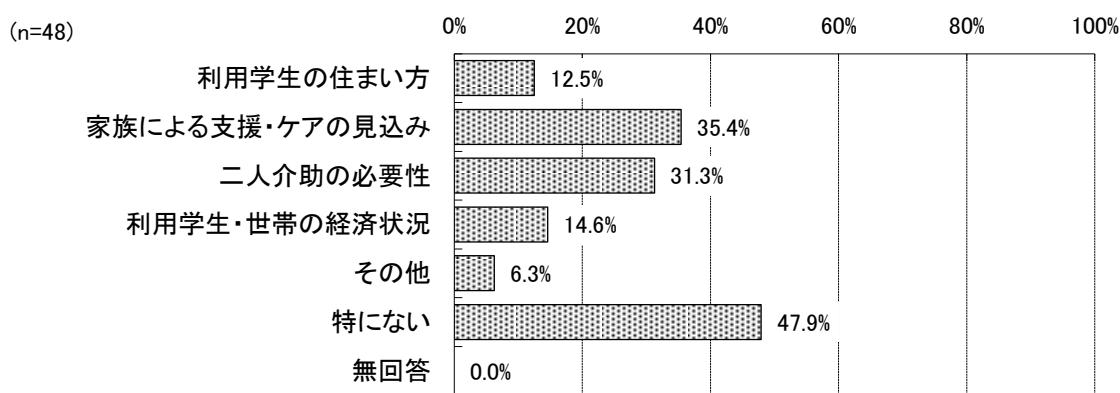
図表 3-69 大学修学支援事業の支給対象としている支援の内容（複数選択、自治体の種類別）



5) 支給対象者や支給時間数を検討する上で、本人の状況に関して考慮していること

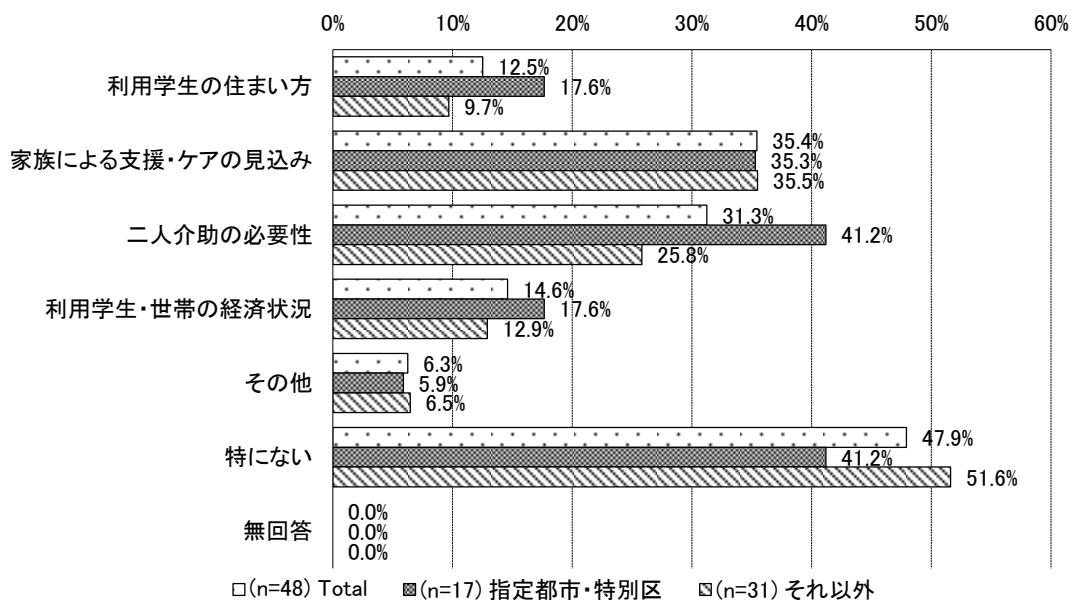
「特にない」の割合が最も高く 47.9%となっている。次いで、「家族による支援・ケアの見込み（35.4%）」、「二人介助の必要性（31.3%）」となっている。

図表 3-70 支給対象者や支給時間数を検討する上で、本人の状況に関して考慮していること（複数選択）



(注) 「その他」として、「医療的ケアの有無」「言語によるコミュニケーション」といった回答があった。

図表 3-71 支給対象者や支給時間数を検討する上で、本人の状況に関して考慮していること
(複数選択、自治体の種類別)



6) 具体的に考慮する内容と利用決定や支給時間数への反映方法（考慮していることがある場合）

具体的に考慮する内容と利用決定や支給時間数への反映方法について尋ねたところ、必要な介助や、家族を含め得られる支援の見込み等を総合的に踏まえて、利用決定・支給時間数等に反映しているといった回答が多く見られた。

図表 3-72 具体的に考慮する内容と利用決定や支給時間数への反映方法
(考慮していることがある場合、自由記述式)

【総合的に判断して反映】

- 必要な介助内容、家族の支援状況、大学等の支援内容、ボランティアの有無、ヘルパー事業所の確保状況等を考慮し、通学時間と時間割を確認の上、支給時間を決定している
- 支給対象者の身体状況、支給対象者が必要とするサービスの利用計画、大学等での支援・相談窓口の有無や支援体制の構築状況の聞き取りを行い、利用決定及び支給時間数へ反映している
- 二人介助の有無は予算要求に影響するため、確認は必須。時間数に関しては要綱で定めているため、その範囲内で支給決定。時間増加の検討の場合、こちらも予算要求に影響するため前年からの調整が必須。対象者に関しては基本的、事業の対象者の要件を満たしている場合は支給決定している
- 家族からの通学支援の有無により、支給決定時間の検討。重度訪問介護において二人介助の必要性の検討。本人の所得状況に応じた利用者負担額の変更

【家族による支援・ケアの見込み】

- 家族が支援をどこまで行うことができるかを確認し、支援内容、時間を決定している。また、二人介助の必要性も聞き取りの上検討する
- 家族による支援が予定されている時間は支給時間に含めない

【二人介助の必要性】

- ・ 二人介助の必要性が支給決定会議で決定されれば反映させる
- ・ 二人介助を要する場合は時間数を2倍とする

【経済状況】

- ・ 利用者本人の所得状況に応じた負担額を設定している

【その他】

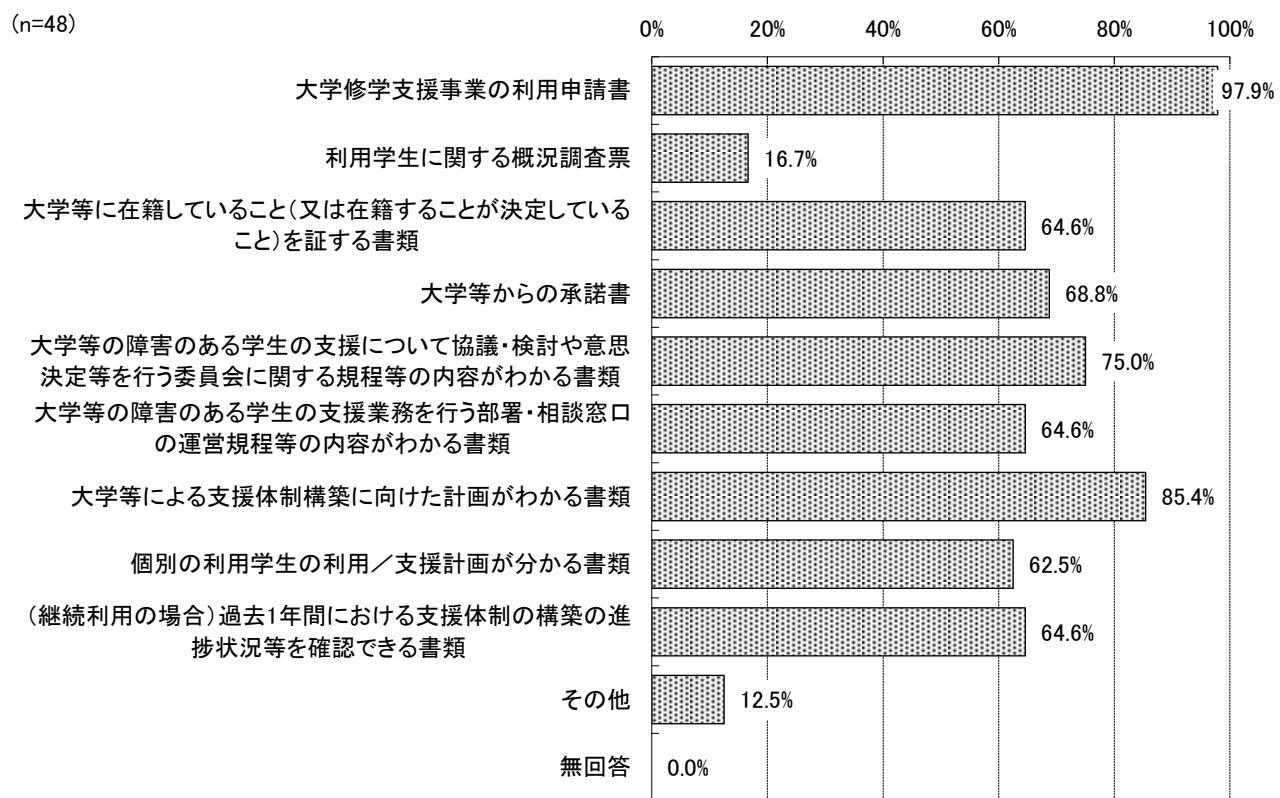
- ・ 履修のスケジュール上、空きコマが生じた際に自宅に戻って過ごす場合と、大学構内で過ごす場合とに分けて考え、支給決定時間数に反映している

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

7) 大学修学支援事業の利用に際し、利用学生及び大学等に求める書類

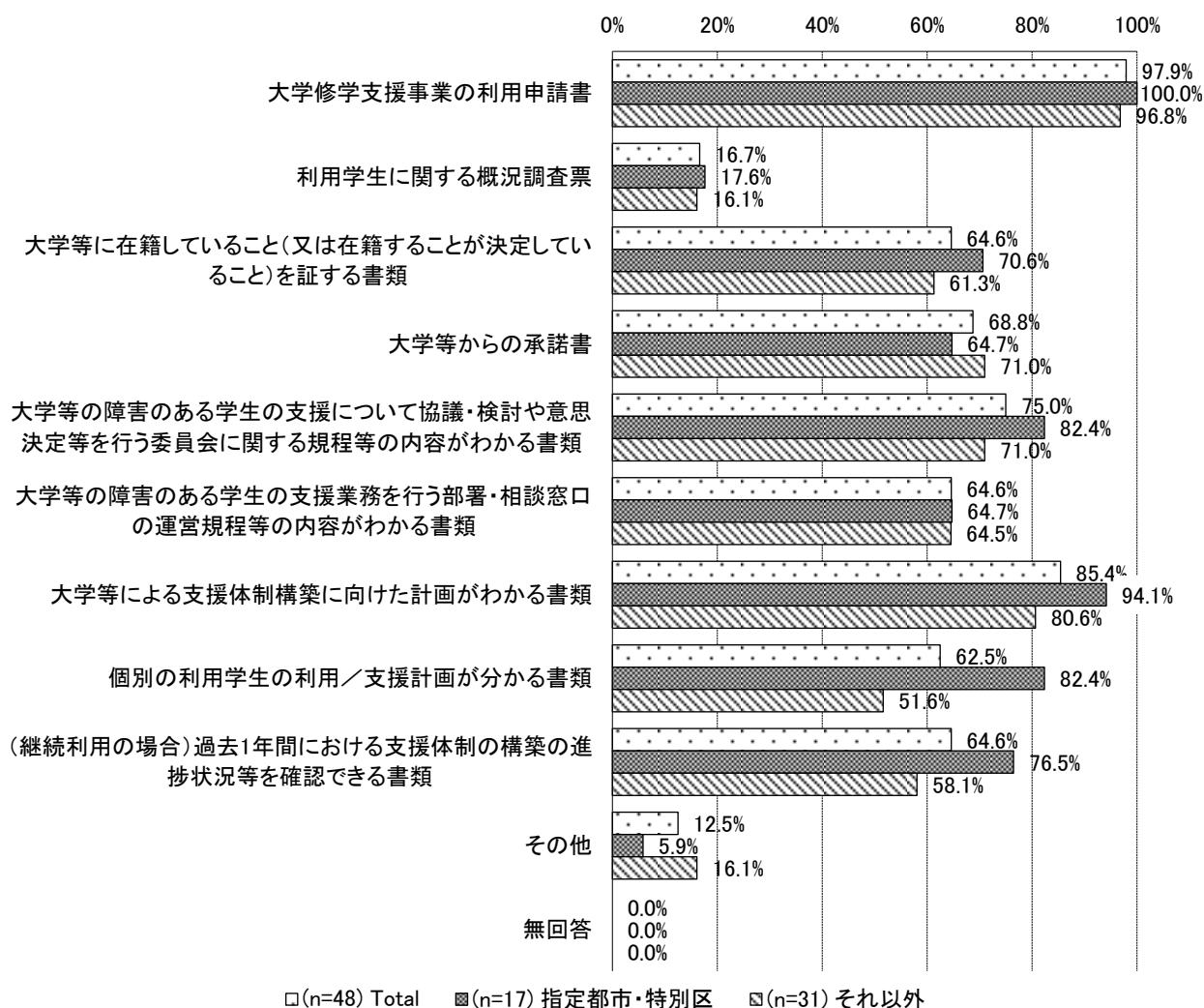
「大学修学支援事業の利用申請書」の割合が最も高く97.9%となっている。次いで、「大学等による支援体制構築に向けた計画がわかる書類（85.4%）」、「大学等の障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会に関する規程等の内容がわかる書類（75.0%）」となっている。

図表 3-73 大学修学支援事業の利用に際し、利用学生及び大学等に求める書類（複数選択）



(注) 「その他」として、「履修科目及び出席する授業日程を示す書類」「重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証」「大学の成績表」「課税状況確認の同意書」との回答があった。

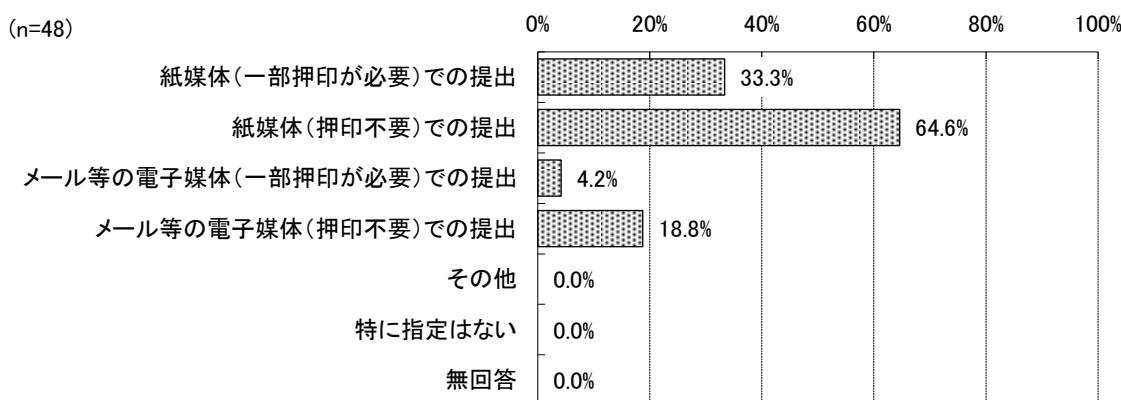
図表 3-74 大学修学支援事業の利用に際し、利用学生及び大学等に求める書類
(複数選択、自治体の種類別)



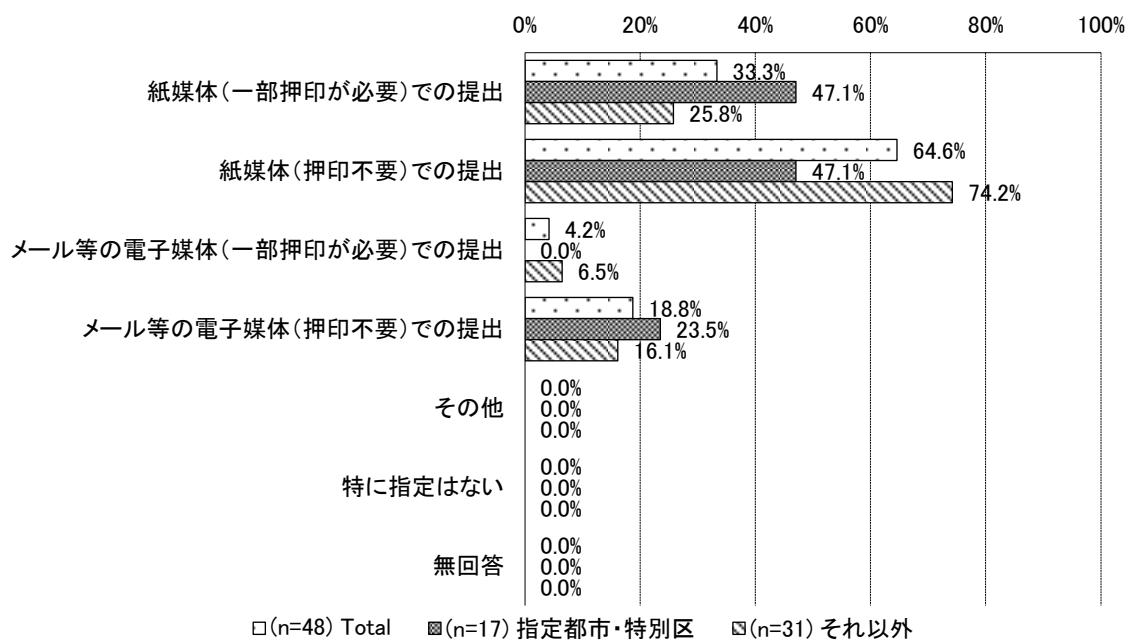
8) 大学修学支援事業の利用申請書の提出方法

「紙媒体（押印不要）での提出」の割合が最も高く 64.6% となっている。次いで、「紙媒体（一部押印が必要）での提出（33.3%）」、「メール等の電子媒体（押印不要）での提出（18.8%）」となっている。

図表 3-75 大学修学支援事業の利用申請書の提出方法（複数選択）



図表 3-76 大学修学支援事業の利用申請書の提出方法（複数選択、自治体の種類別）



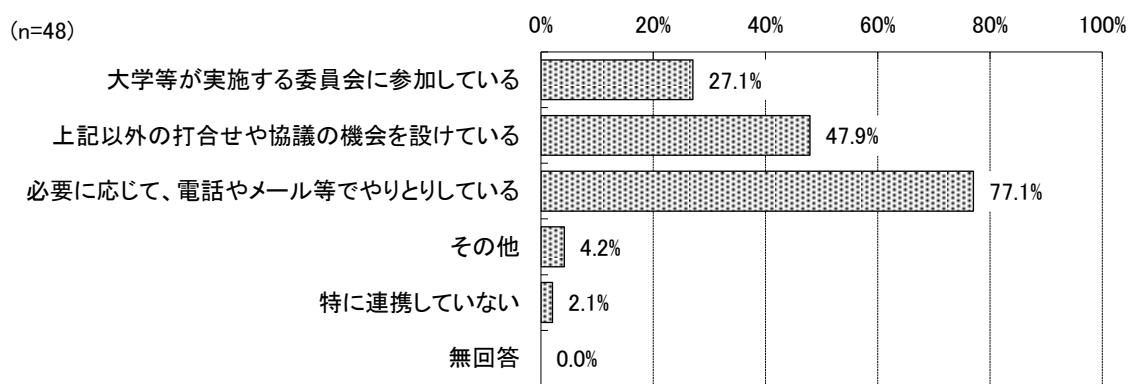
(3) 大学等との連携や、大学等への支援状況

直近で事業の利用があった年度について回答いただいた。

① 大学修学支援事業を行う大学等との連携状況

「必要に応じて、電話やメール等でやりとりしている」の割合が最も高く 77.1%となっている。次いで、「上記以外の打合せや協議の機会を設けている（47.9%）」、「大学等が実施する委員会に参加している（27.1%）」となっている。

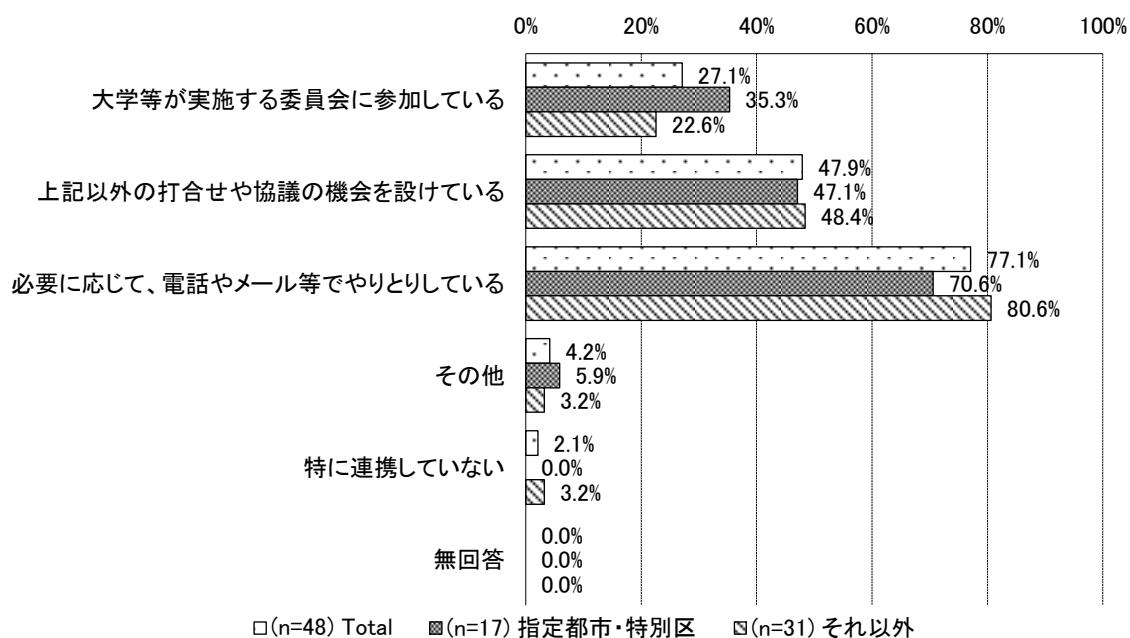
図表 3-77 大学修学支援事業を行う大学等との連携状況（複数選択）



（注1）利用申請段階のやり取りを除く。複数の大学等と連携している場合は、平均的な連携状況を回答いただいた。

（注2）「その他」として、「利用者の状況に応じてカンファレンスに参加」「まだ協議を開催できておらず、現在日程調整中」との回答があった。

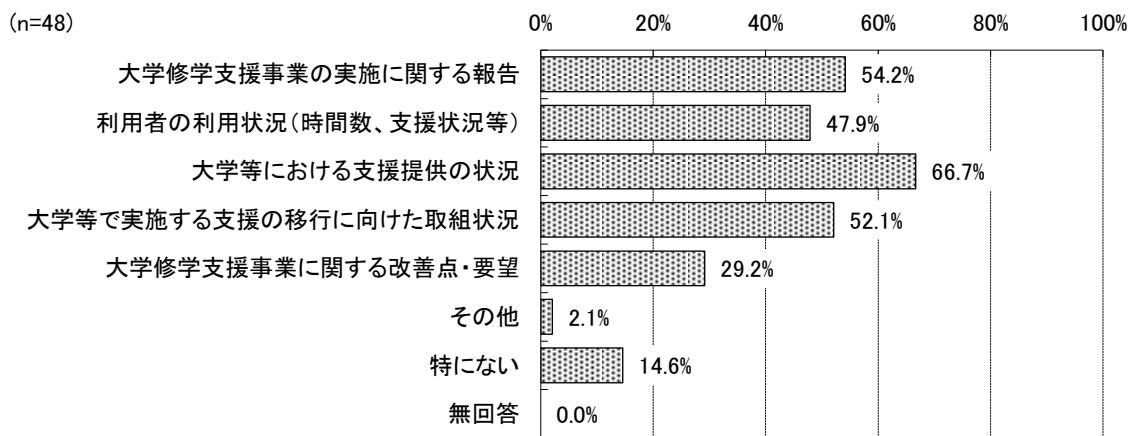
図表 3-78 大学修学支援事業を行う大学等との連携状況（複数選択、自治体の種類別）



② 大学修学支援事業の実施期間中に大学等と共有している内容

「大学等における支援提供の状況」の割合が最も高く 66.7%となっている。次いで、「大学修学支援事業の実施に関する報告（54.2%）」、「大学等で実施する支援の移行に向けた取組状況（52.1%）」となっている。

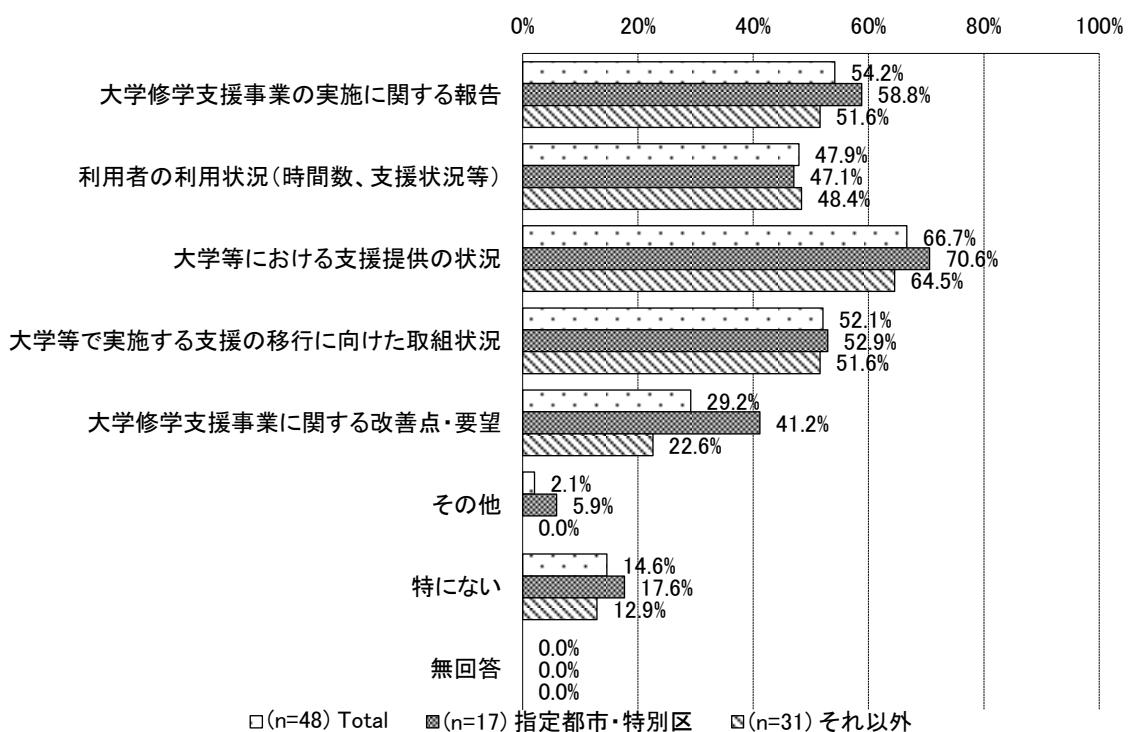
図表 3-79 大学修学支援事業の実施期間中に大学等と共有している内容（複数選択）



(注1) 利用申請段階のやり取りを除く。複数の大学等と連携している場合は、平均的な連携状況を回答いただいた。

(注2) 「その他」として、「支給決定を行ったばかりの対象者しかいないため、具体的な大学との連携はこれから行う予定」との回答があった。

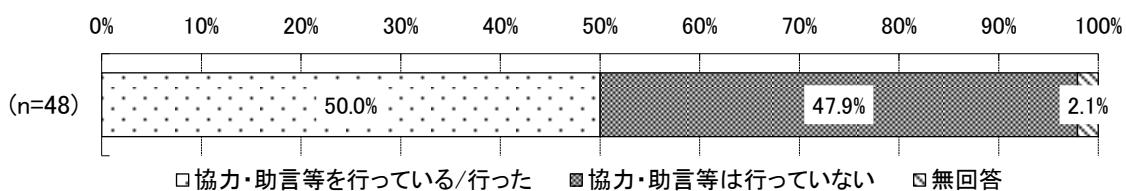
図表 3-80 大学修学支援事業の実施期間中に大学等と共有している内容（複数選択、自治体の種類別）



③ 大学等が行う支援体制構築に向けた計画の作成やその実施に対する協力・助言等の有無

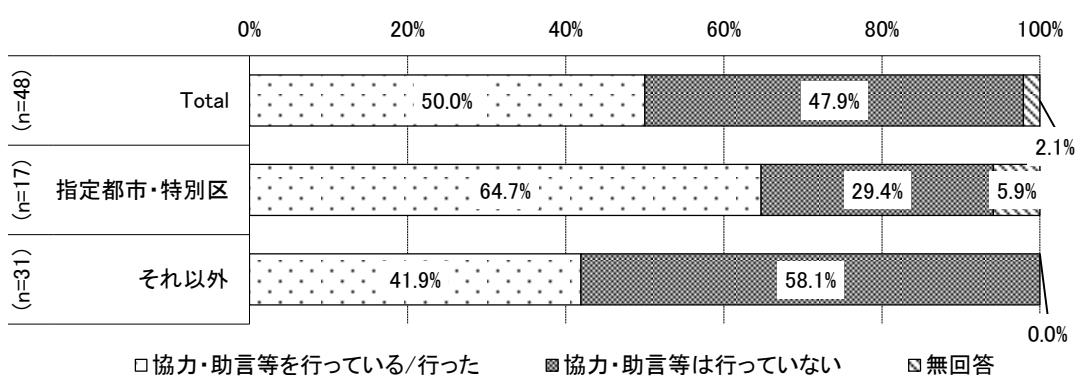
「協力・助言等を行っている/行った」の割合が最も高く50.0%となっている。

図表 3-81 大学等が行う支援体制構築に向けた計画の作成やその実施に対する協力・助言等の有無



図表 3-82 大学等が行う支援体制構築に向けた計画の作成やその実施に対する協力・助言等の有無

(自治体の種類別)



④ 行った協力・助言等の内容（行っている／行った場合）

協力・助言等を行っている／行った自治体に対し、その内容を尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-83 行った協力・助言等の内容（行っている／行った場合、自由記述式）

【情報提供】

- 制度や他大学の事例、大学への補助制度などの情報提供
- 他大学における支援事例を紹介
- 避難計画の作成、学生ボランティアについて

【助言】

- 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会への参加及び大学へのヒアリング・施設見学を行い、これまでの支援学生の状況や大学側の支援・課題等を市と共有した
- 大学等の授業の履修にかかる支援(ノートテイク、機器のセッティング等)、学生にボランティアによる支援体制について助言
- 障害についての基本的な考え方、行政との連携、個々の利用者に必要な支援・課題への対応

【その他】

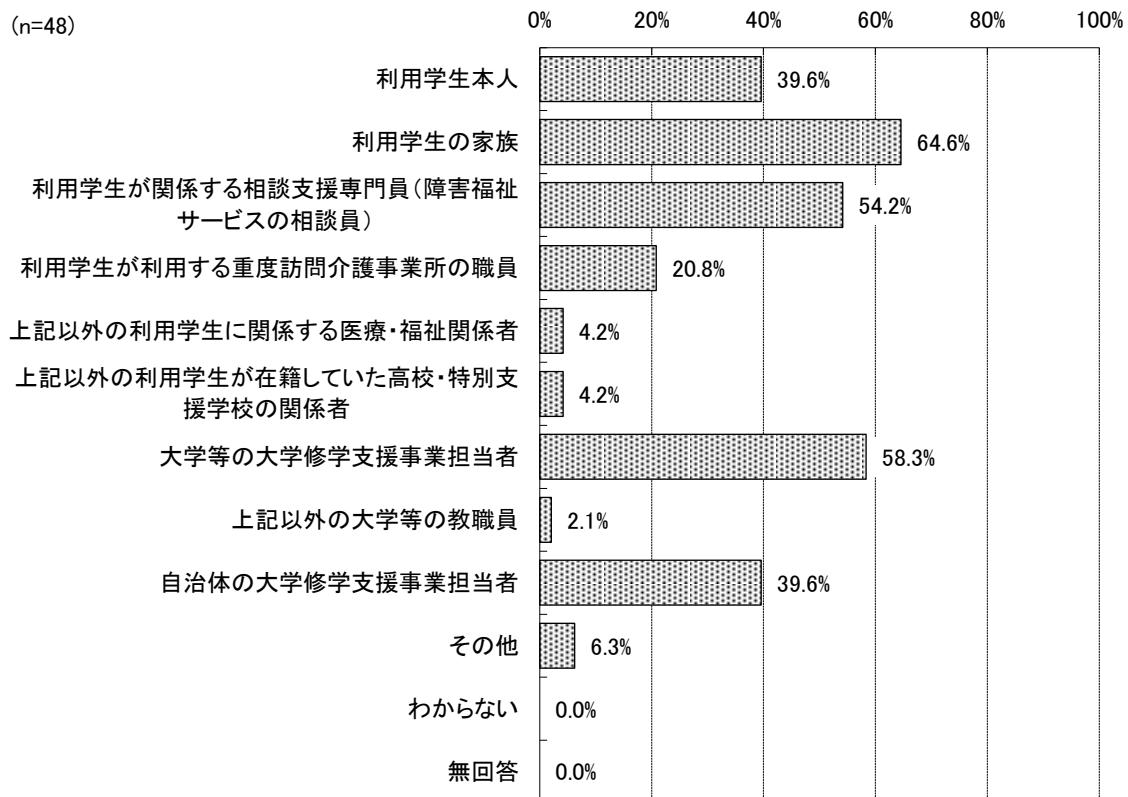
- 計画のひな型作成
- 就職活動においても、必要な支援を行うよう指示した

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

⑤大学修学支援事業の申請（継続を含む）など、事業の利用に際して中心となって調整を行った者

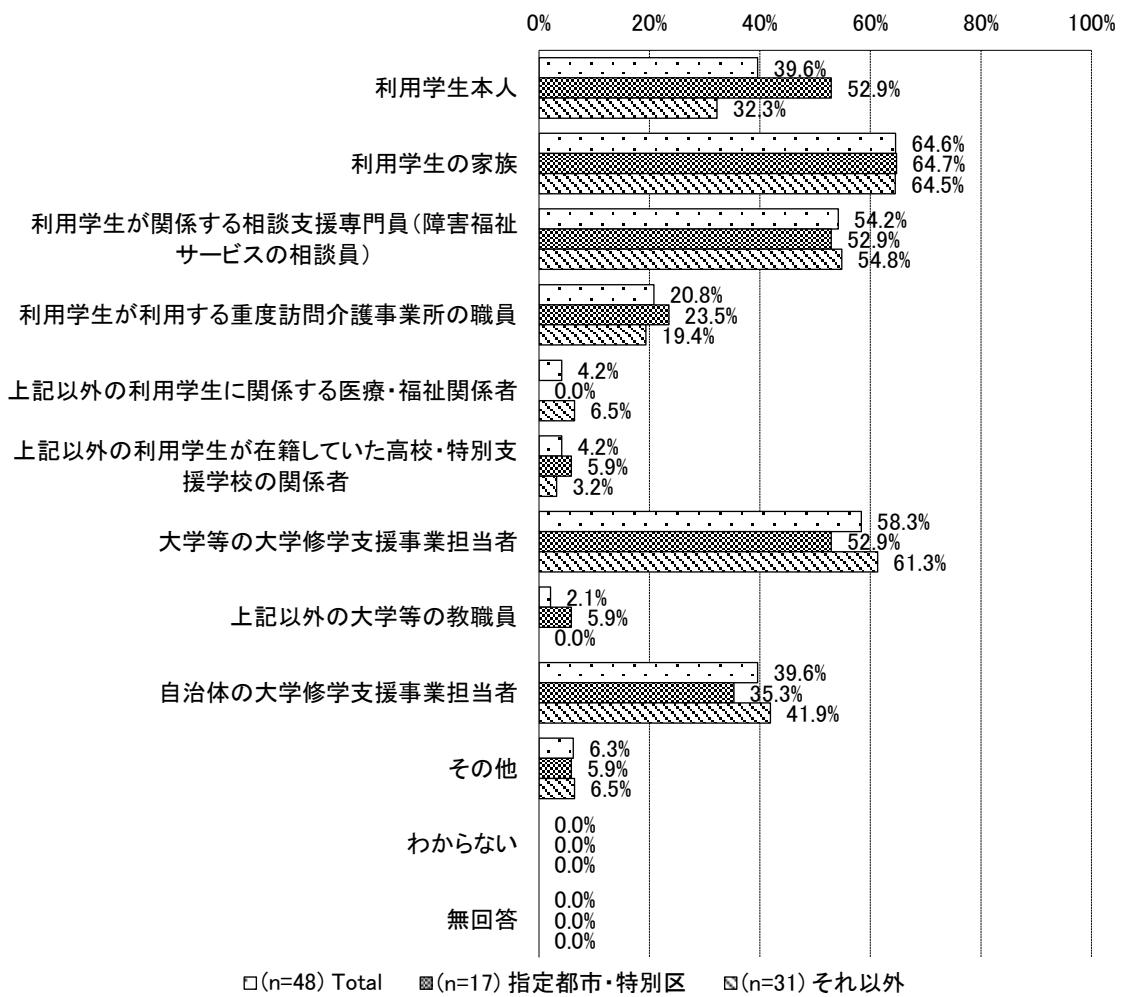
「利用学生の家族」の割合が最も高く 64.6% となっている。次いで、「大学等の大学修学支援事業担当者（58.3%）」、「利用学生が関係する相談支援専門員（障害福祉サービスの相談員）（54.2%）」となっている。

図表 3-84 事業の利用に際して中心となって調整を行った者（複数選択）



（注）「その他」として、「基幹相談支援センター」「行政職員（障害福祉所管課）から本人に事業の提案をし、申請までのフォローも行っている」との回答があった。

図表 3-85 事業の利用に際して中心となって調整を行った者（複数選択、自治体の種類別）



(4) 大学修学支援事業に係る課題等

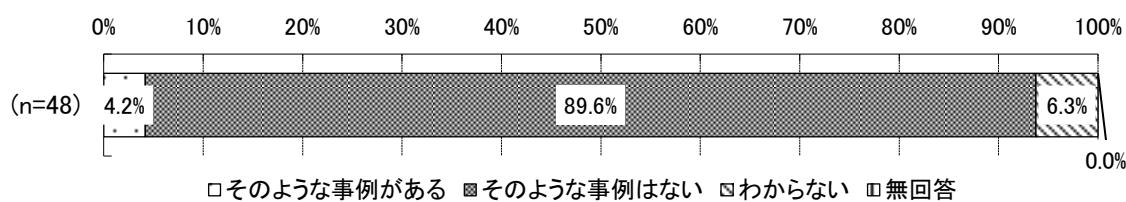
以降は、大学修学支援事業を実施している全ての年度を踏まえて回答いただいた。

① 利用を認めなかった事例や、利用に至らなかった事例等の状況

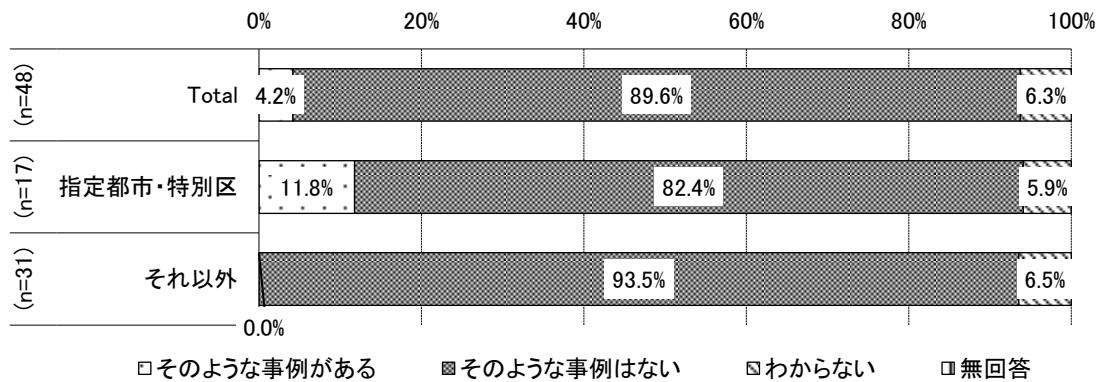
1) これまでに利用を認めなかった事例の有無

「そのような事例はない」の割合が最も高く89.6%、「そのような事例がある」の割合は4.2%となっている。

図表 3-86 これまでに利用を認めなかった事例の有無



図表 3-87 これまでに利用を認めなかった事例の有無（自治体の種類別）



2) 利用を認めなかった理由（事例がある場合）

利用を認めなかった事例がある場合に、その理由を尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-88 利用を認めなかった理由（事例がある場合、自由記述式）

- ・ 重度訪問介護の利用者でなかった
- ・ 認定調査を行った結果に応じて判断し、認めなかった。障害状況から、この事業の対象外となつたため

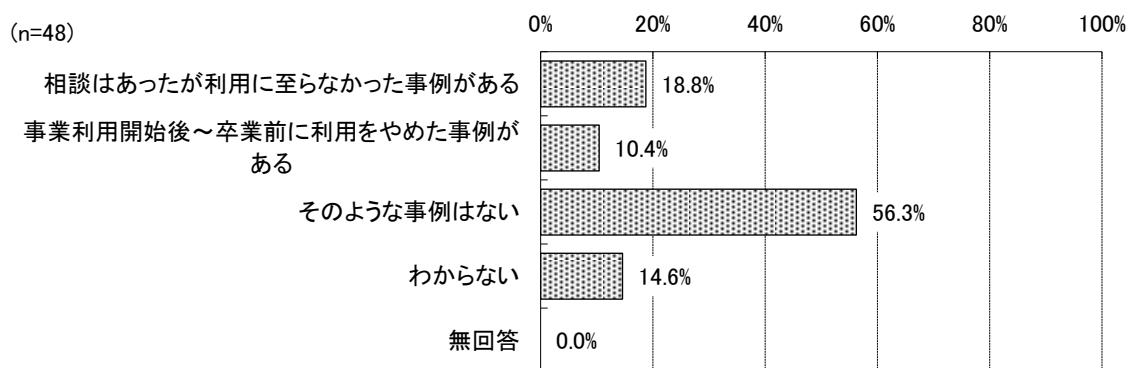
(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

3) 事業利用の相談があったが利用に至らなかった事例や、事業の利用開始後～大学等の卒業前に利用をやめた事例の有無

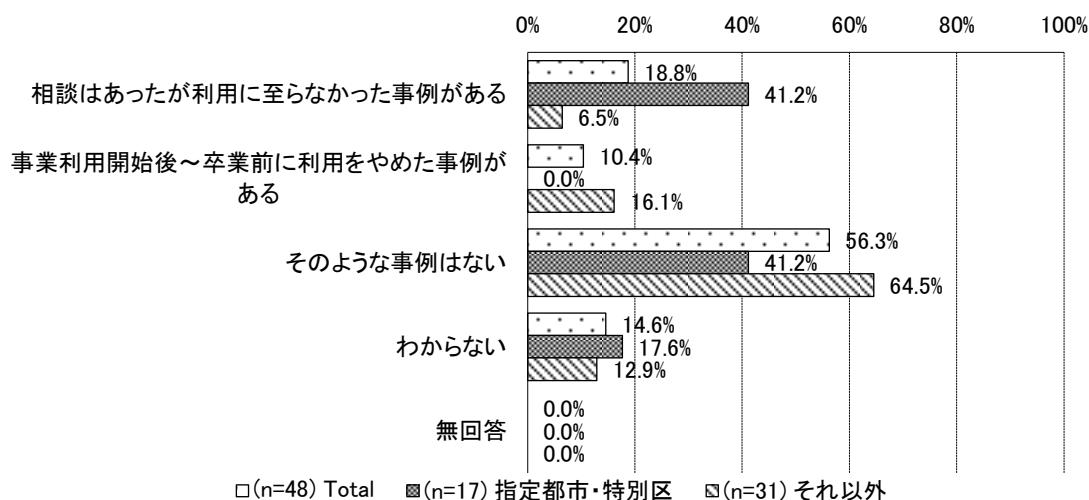
「そのような事例はない」の割合が最も高く56.3%となっている。

「相談はあったが利用に至らなかった事例がある」の割合は 18.8%、「事業利用開始後～卒業前に利用をやめた事例がある」の割合は 10.4%となっている。

図表 3-89 事業利用の相談があったが利用に至らなかった事例や、事業の利用開始後～大学等の卒業前に利用をやめた事例の有無（複数選択）



図表 3-90 事業利用の相談があったが利用に至らなかった事例や、事業の利用開始後～大学等の卒業前に利用をやめた事例の有無（複数選択、自治体の種類別）



4) 事例の具体的な理由（事例がある場合）

「相談はあったが利用に至らなかった事例がある」又は「事業利用開始後～卒業前に利用をやめた事例がある」を回答した場合に、その事例の具体的な理由を尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-91 事例の具体的な理由（事例がある場合、自由記述式）

■利用に至らなかった事例

【相談後申請がなかったケース】

- 相談はあったが、本人都合で申請はなかった
- 面談の中で利用の意向はあったが、その後当事者から連絡が無く、現時点では利用に至っていない

【事業の利用が不要だったケース】

- 大学修学支援事業利用の想定で問い合わせがあったが、通信制で大学等に通う方は通学の必要性がないため、重度訪問介護で対応可能と国から回答があった。この事から利用に至らなかった

【事業対象外のケース】

- ・ 同行援護利用者で、重度訪問介護利用者でなかった
- ・ 重度訪問介護の利用者ではなかった
- ・ ①自身の力で修学したい希望があった。②当該事業を支給するにあたっては重度訪問介護利用者であることが要件となっているが、居宅介護を利用しており、重度訪問介護への切り替えを希望しなかつたため（重度訪問介護も提供している事業所である。）

【その他】

- ・ 身体介護等を提供するサービス事業者との契約が締結できなかった。また、障害等福祉サービス業界の人材不足はもとより、大学等修学支援事業に対するサービス事業者の知識や理解がない点、区市町村により支給対象者との契約方法や支給決定自治体との契約方法が異なっているためサービス事業者にとってサービス提供までの手続きが煩雑になる点、当該事業の報酬単価や請求方法が区市町村により異なる点、障害者総合支援法で定める身体介護と同様のサービスを提供しても、国保連を通したオンライン請求できない点など、サービス提供事業者にとって事務負担の大きい事業となっていることが理由として考えられる
- ・ 大学側の支援等により、必要なくなったため

■利用開始後～卒業前に利用をやめた事例

- ・ 利用者本人が亡くなったため
- ・ 大学に進学するまで重度訪問介護等でヘルパーを利用したことが無かったため、常にヘルパーが同行することがストレスとなったため終了となった
- ・ 大学側で支援体制が構築されたため
- ・ 家族による支援で需要を充足できたため

（注）自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

② 大学修学支援事業への評価・課題等

1) 大学修学支援事業に対する評価

大学修学支援事業に対する評価について、自治体・大学等・その他についてそれぞれ尋ねたところ、以下の回答があつた。

図表 3-92 大学修学支援事業に対する評価_自治体（自由記述式）

【肯定的な評価】

- ・ 大学修学支援が保護者のレスパイトにもつながっているとの声を聴いている。また、利用者と支援事業者で必要な支援などについてやり取りする中で、利用者自身が少しづつ自立していく様子が見られたと伺っている
- ・ 通学の送迎や学内での身体介助等、大学等において必ずしも実施されない支援について、学生が安心して利用でき、修学をサポートできる点は非常に意義があるものと考えている
- ・ 対象者の幅を広げ、多くの方に学問を享受できる環境を作りたい

【単価の設定上の課題や、財政的な負担がある】

- 補助金について年間の利用時間で単価が替わる設定であると、市としては補助金単価を参考に単価設定をするため、単価設定が困難。大学に合格してから、大学とサービス利用の意向(将来的に大学で支援すること)について確認することが、時間がタイトであり難しい
- 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業は地域生活支援事業であるため各市区町村に報酬等の制度設計を委ねられておりますが、どの市区町村においても国庫補助の基準額に基づいて報酬を設定しており、その結果、障害福祉サービスの報酬とは違う単価設定をしております。障害福祉サービスと比べて報酬が少ないことを理由として担い手のヘルパーが見つからないことが課題となっている
- 事業実施自治体が少なく、情報収集に苦慮する。また、市町の持ち出しが多くなってしまう構造であるため、財政的に厳しいのが正直である

【その他】

- 大学等修学支援事業という制度はあっても、現実的に利用できない制度では意味がないと考える
- 支給期間を原則1年間としているが、大学側が1年のうちに支援体制(ヘルパーの雇用等)を整えることが難しく、実際には継続支給せざるを得ない
- 大学側の体制が完全に整備されず、支援が継続されるケースがある
- 大学入学に伴い転入してくる学生は全て当該自治体が実施責任を負う。本市は大学が多く、居住地特例などを導入してほしい
- 本来は大学が実施すべき支援と考える

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

図表 3-93 大学修学支援事業に対する評価_大学等（自由記述式）

【肯定的な評価】

- 大学においても合理的な配慮をはじめとした障害者の支援は進めているところであるが、どのような学生が入学してくれるかわからない中で、すべての支援の構築を行うのは簡単ではなく、特に身体的な介助をはじめとした「人」が必要な支援が本事業により支えられているところについては、大学としても非常に助かっている
- この事業の利用者が年々増加傾向にある。大学によって、実績が様々なため現在いる学生からの意見をもとに個別的に対応していきたい。また、他大学の事例等を参考にしていきたい

【大学等で行うべき合理的配慮の範囲が曖昧】

- どこまでが「合理的配慮」の範囲内であるかがケースバイケースであり、大学側が負担すべき部分、利用者が負担すべき部分等の境目が曖昧である
- 障害のある学生の学びの保障が責務であることはわかるが、「食事や排泄の介助」の保障は果たして大学の責務か？合理的配慮も「過度の負担」になるものは義務ではない
- 身体介護を大学側で用意するのは難しい

【支援の大学等への移行が進まない】

- 支援の構築を図ることが難しい。特にハード面において難しい
- 大学、特に私大だとそもそも身体介護の援助はしない方針が多く、要綱の前提条件と現実が乖離している。学業保障はするが、結局は卒業まで身体介護を行政が担うことが一般的である

- ・ 大学側の支援体制が整うまでの間の事業であるが、大学側が体制を整えることが費用の面でハードルが高く、入学から、卒業するまでの間事業を継続する形となった
- ・ 大学の支援体制構築が進みにくい(学内での介助に必要な人材の確保や施設設備等、対象者に対して必要な支援を大学において過不足なく行える体制の構築を大学の予算内で行うことが困難である)

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

図表 3-94 大学修学支援事業に対する評価_その他（自由記述式）

【利用学生】

- ・ 事業を利用することで安心して通学することができた。また通学中にトイレに行きたくなることがあったが、学校に付けばヘルパーがいると思うと、心強かった
- ・ 本人家族から次のような声があった。①通学中の余暇支援が支援対象に含まれていないため、友人関係を構築することが難しいと感じる ②授業のコマが連続にある日はよいが、こま切れの日は支援対象とならない空白の時間が発生してしまい、障害福祉サービス事業所から「採算がとれない」と言われ撤退されてしま困った
- ・ 本人が大学に合格しても、大学側が了承しないとサービスの利用ができないため、進学できるかわからない状況が続き、不安にかられる。ヘルパーを確保するのが、大変
- ・ 単価設定が低いことから、多事業所を利用する方が多い。年2回、時間割変更がある中で、事業所探しと調整に苦慮する
- ・ 本人より医療的ケアの支給量が上限の45時間では足りないと相談がある
- ・ 大学内でも重度訪問介護が利用できるようになってほしい

【事業所】

- ・ 特に車いすの学生は雨天や強風などの理由でも通学ができなくなるケースもあり、送迎ができることは本人の通学を支えるうえで非常に役立っていると感じているし、事業所としても、なるべく本人の希望に沿った支援を継続したい
- ・ 基本的なところは国の重度訪問介護と変わらず支援を行うことができた。カンファレンス等のやり取りを行うことで、関係機関と連携を上手く取ることができた
- ・ 当該事業の支給対象者や当該支給対象者を支援する計画相談事業所からは、どこのサービス提供事業者に契約相談しても断られるとの声が聞かれる
- ・ 障害福祉サービスの報酬の単価設定とは違うため、「同じサービスを提供しているのに報酬の単価が違うのはおかしい。」と意見をいただいている
- ・ 基幹相談支援センター：重度訪問介護に比べて報酬単価が低いため、ヘルパー事業所が見つからない

【その他】

- ・ 食事・排せつ等のスポット的支援のみが必要とされるケースにおいて、支援の必要のないヘルパーの「待ち時間」や「急変に備えた待機時間」をどのように扱うかが判断しがたい
- ・ 支援者のノートテイク技術。支援者は身体介護だけではなく勉強のサポートができるかも重要になる
- ・ 利用の上では相談支援専門員が付いていると良いが、障害福祉サービスの利用が無い場合、計画相談支援の利用ができない
- ・ 「重度障害者等が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において」という前提が

あるが、現実的には非常に困難。「各大学が独自にヘルパーによる支援の制度を設けよ」と言っているのと同じであり難しい

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

2) 利用学生や大学等からの事業に関する要望や、それに対する自治体での対応・検討状況

利用学生や大学等からの事業に関する要望や、それに対する自治体での対応・検討状況について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-95 利用学生や大学等からの事業に関する要望、自治体での対応・検討状況（自由記述式）

【利用学生】

- トイレの支援をする際にヘルパー支援を必要としているにも関わらず、大学の多目的トイレは狭いという意見をいただいた。当自治体としては、大学訪問時に確認をし、大学側へ意見を共有。トイレの設置や確認を検討していただいている
- 当市では要綱にて上限利用時間を設定している。すべてを上限内でカバーすることはできず、本人からは上限時間が少ないと訴えを頂く。毎年度、予算要求にあげるものを受け取れないことが続いている
- 大学修学支援事業のヘルパーへの報酬が低いのではヘルパー事業所に迷惑がかかってしまう。報酬の低さからヘルパー事業所がサービス提供から撤退する、サービス事業所が見つからない、サービス提供者が頻回に代わってしまう状況は避けてもらいたい
- ピンポイント(休み時間、昼食)で支援に入ってもらっているので、対応できない時間帯もある

【大学等】

- 国の地域生活支援促進事業に「大学等が対象者の修学に係る支援体制を構築できるまで」とあるが、「大学としてはどんな方でも利用できるようにハード面の整備はできるが、各個人の支援(ヘルパーの手配や費用の工面)まではできない。」と大学から言われました
- 要綱上示されている「必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において…」というフレーズについては、注視しているところ。本人に対して必要な支援を実施していく、合理的な配慮を進めていくところは間違いないが、小さい規模の大学では学生ボランティアや教員だけでは支援がカバーできない。また、自宅から学校までの通学支援などは特に対応に苦慮することが想定され、今後もヘルパーの支援については継続してもらいたい
- キャンパス内のバリアフリー化等の大学側の費用負担が大きい
- 緊急時の対応、ヘルパーの確保

【その他】

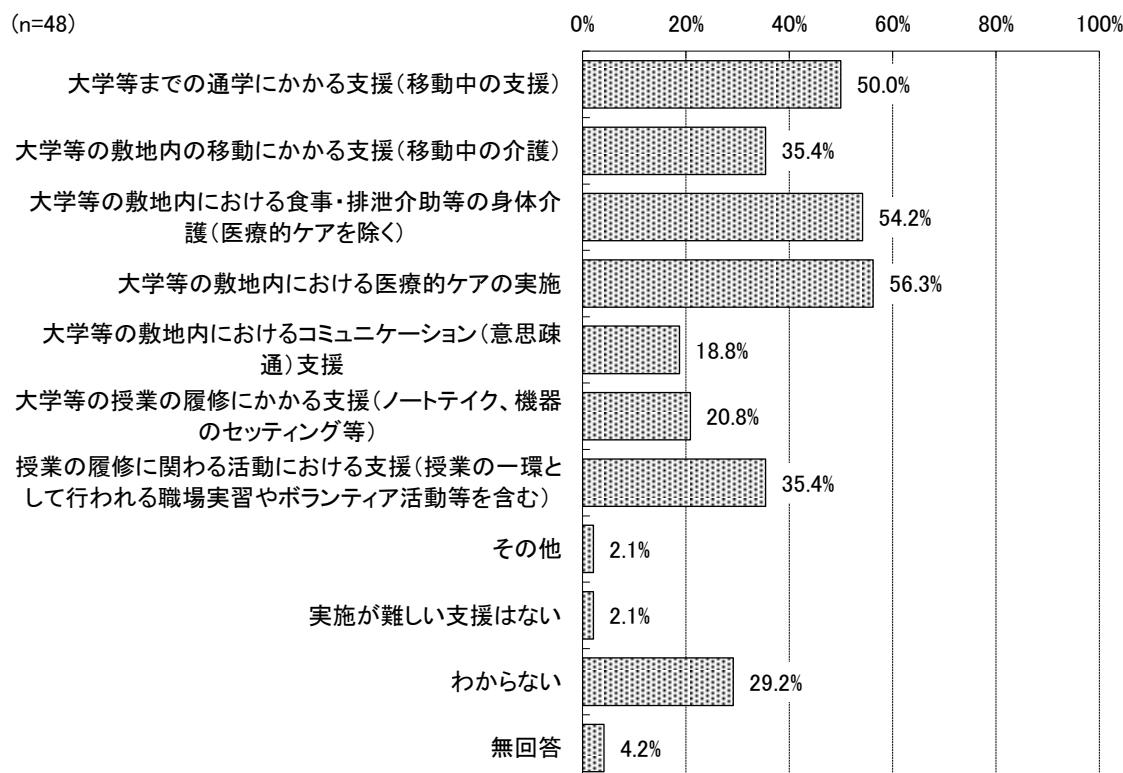
- 今後大学の対応も重度訪問介護の延長で対応できることが望ましい。国の制度と当事業の切り替えが難しい
- 障害福祉サービスの重度訪問介護で報酬算定できるようにしてもらいたい

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

3) 大学等で行う重度障害者の修学支援について、現在大学等で実施が難しい支援内容

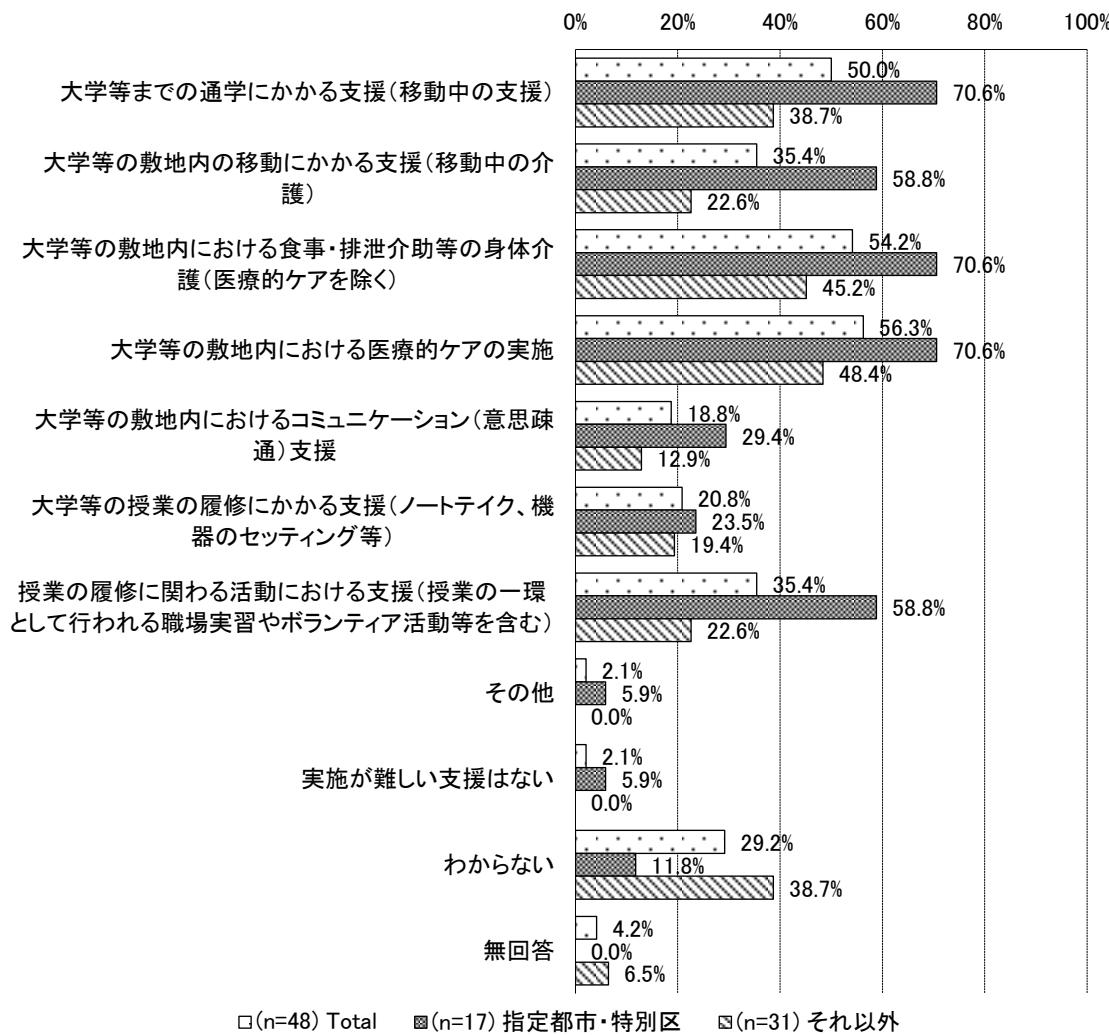
「大学等の敷地内における医療的ケアの実施」の割合が最も高く 56.3%となっている。次いで、「大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く）（54.2%）」、「大学等までの通学にかかる支援（移動中の支援）（50.0%）」となっている。

図表 3-96 大学等で行う重度障害者の修学支援について、現在大学等で実施が難しい支援内容（複数選択）



(注) ヘルパーが実施するような対人援助を想定、且つ大学修学支援事業の活用を除いて回答いただいた。

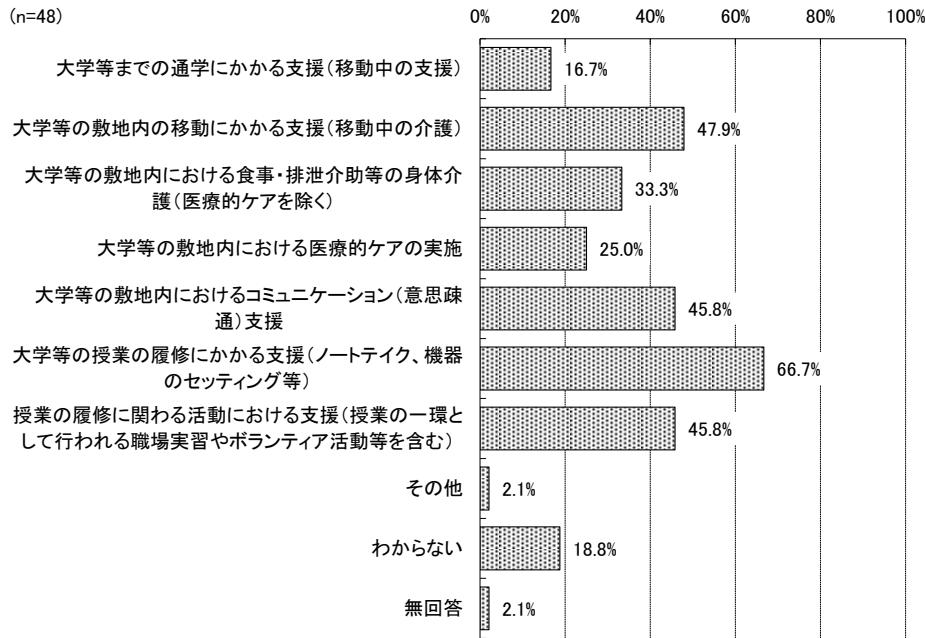
図表 3-97 大学等で行う重度障害者の修学支援について、現在大学等で実施が難しい支援内容
(複数選択、自治体の種類別)



4) 大学等で行う重度障害者の修学支援について、今後の整備見込みを含め、大学等で実施できる（実施すべき）と考える内容

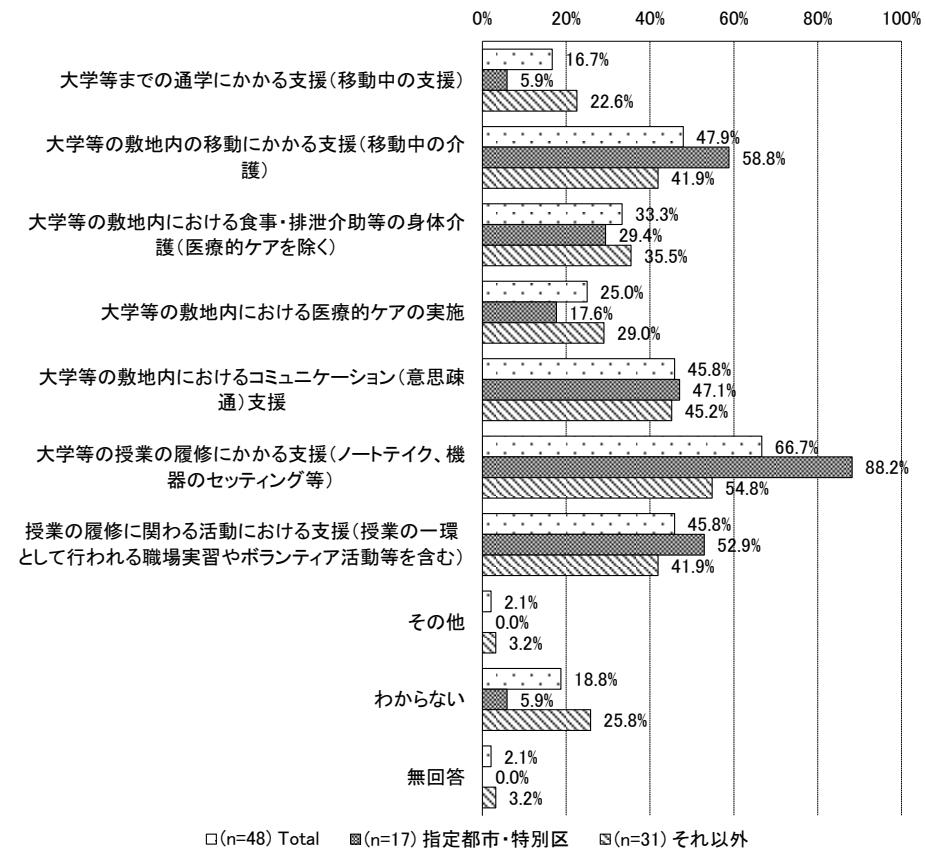
「大学等の授業の履修にかかる支援（ノートテイク、機器のセッティング等）」の割合が最も高く66.7%となっている。次いで、「大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護）（47.9%）」、「大学等の敷地内におけるコミュニケーション（意思疎通）支援（45.8%）」、「授業の履修に関わる活動における支援（授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む）（45.8%）」となっている。

**図表 3-98 大学等で行う重度障害者の修学支援について、今後の整備見込みを含め、大学等で実施できる
(実施すべき) と考える内容 (複数選択)**

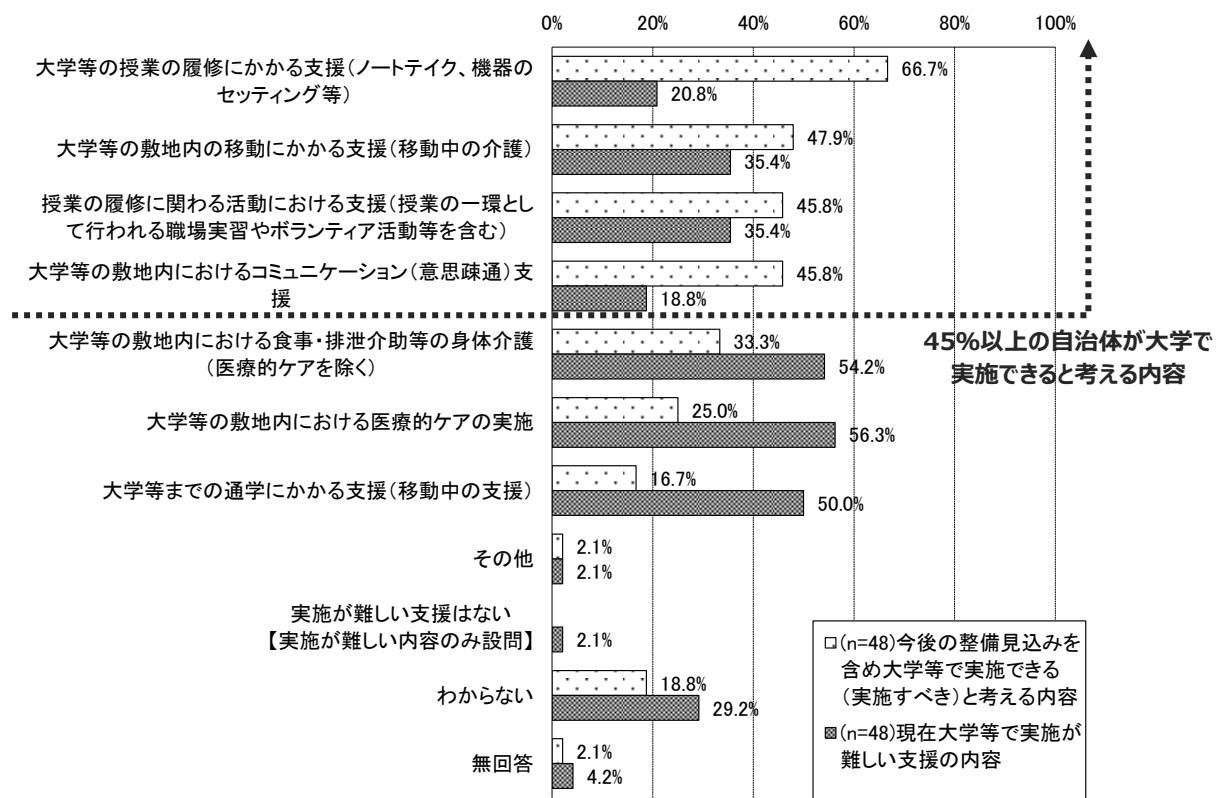


(注) ヘルパーが実施するような対人援助を想定、且つ大学修学支援事業の活用を除いて回答いただいた。

**図表 3-99 大学等で行う重度障害者の修学支援について、今後の整備見込みを含め、大学等で実施できる
(実施すべき) と考える内容 (複数選択、自治体の種類別)**



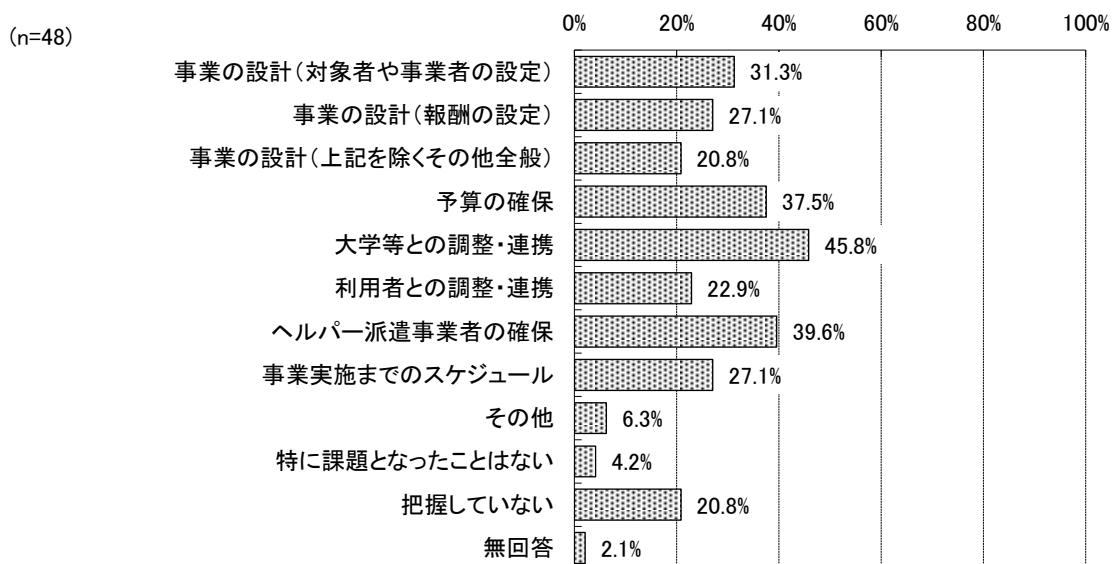
図表 3-100 【参考】今後の整備見込みを含め大学等で実施できる（実施すべき）と考える内容と、現在大学等で実施が難しい支援内容の比較（複数選択）



5) 自治体で大学修学支援事業を開始するにあたって課題となったこと

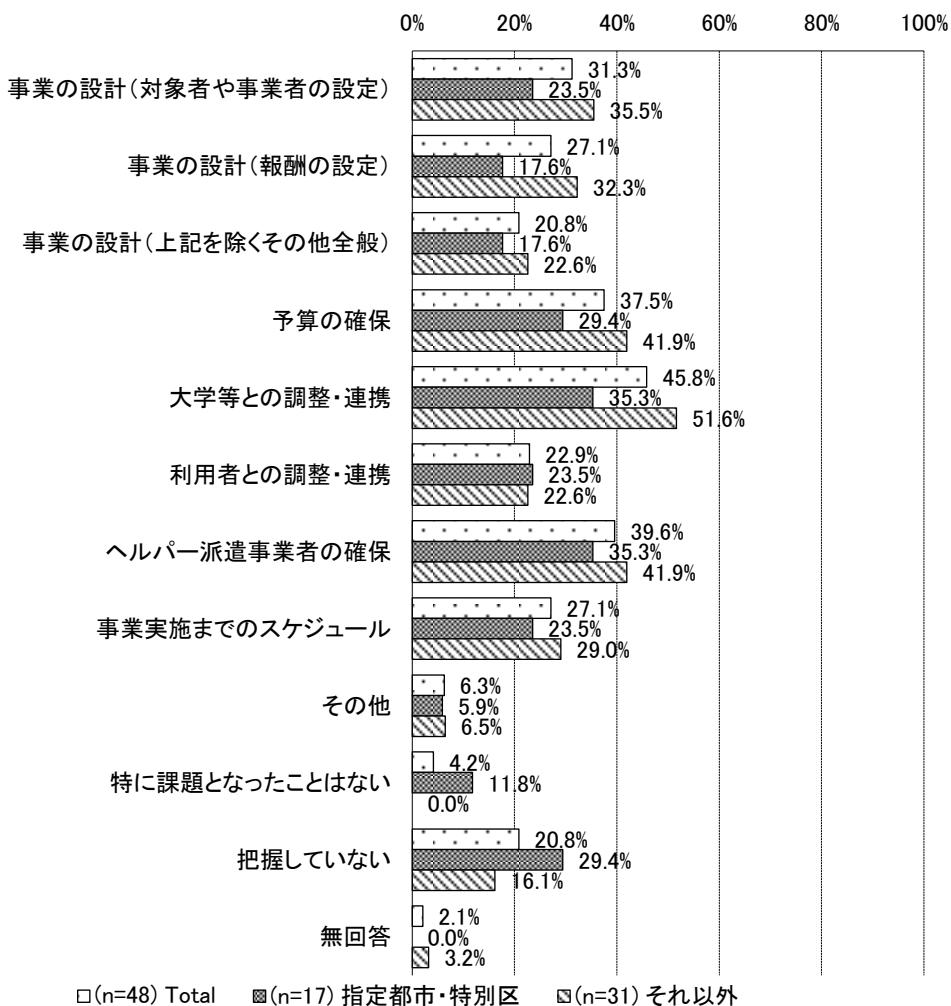
「大学等との調整・連携」の割合が最も高く 45.8%となっている。次いで、「ヘルパー派遣事業者の確保（39.6%）」、「予算の確保（37.5%）」となっている。

図表 3-101 自治体で大学修学支援事業を開始するにあたって課題となったこと（複数選択）



（注）「その他」として、「対象者数・ニーズ調査」「ボランティアの確保」「何も整備されていないため、自立支援給付も未熟だった職員として、非常に負担が大きかった」との回答があった。

図表 3-102 自治体で大学修学支援事業を開始するにあたって課題となったこと
(複数選択、自治体の種類別)



6) 事業開始時点における課題の具体的な内容（課題があった場合）

事業開始時点の課題について尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-103 事業開始時点における課題の具体的な内容（課題があった場合、自由記述式）

【情報収集】

- 事業の設計にあたり、事業を実施している自治体から参考意見を聞いたかったが、実施自治体がどこかわからず、また数も少なかったことから、探すことに時間を要した
- 利用市町村が少なく情報がない。予算を見込むのに、次年度の計画が立てづらい
- 近隣自治体に事業を実施している自治体がなく、何から始めればよいか困った

【事業の設計方法、定義づけ】

- 重度訪問介護と大学修学支援事業の範囲。例①授業と授業の間に外で食事等をするときは重度訪問介護か大学修学支援事業で対応か。例②「大学等の修学に必要なもの」にサークル活動、就職説明会

等を含めるか。例 排泄介助に時間がかかり授業に遅れるなど

- ・ 支援の範囲を「通学時」と「大学の敷地内」に限定するかどうか
- ・ 「必要な支援体制を大学が構築できるまで」という条件の解釈。(体制が構築できた状態とは? できたか否かの判断基準は?)

【設計～実施までのスケジュールや予算の見通し】

- ・ 本市における当該事業の開始は 2019 年6月の市議会での事業及び補正予算成立後であり、当該事業を円滑に且つできる限り早く利用できるよう、事業設計や当該事業に対する庁内合意が得られるかが課題となっていた
- ・ これまで本事業を実施していなかったため、実施要綱が無く、入学までに急ぎ準備する必要があった
- ・ 新規事業のため、事業としての予算の確保に時間がかかり、利用者が希望する通りに開始することが難しい
- ・ 履修、選択科目により利用時間が変わるため、申請時間の設定が難しく予算額の積算が困難

【各関係者との調整】

- ・ 初めてこの事業を開始する大学側との調整と、事業所の確保が課題であった
- ・ 本事業の認知度が低いため、ヘルパー事業所・大学には丁寧な説明・理解が必要となる
- ・ 支援体制計画の作成にあたり大学側も自治体側もイメージがわからず苦労した
- ・ ヘルパー事業所の確保、大学修学支援事業に対する理解
- ・ コロナ禍もあり、ギリギリまで授業のカリキュラムが定まらず、ヘルパーの派遣調整が難航した
- ・ 支援時間に応じたヘルパー派遣事業者が見つからない
- ・ 県内にて現単価でヘルパーの確保を行うのは困難
- ・ 利用者が大学へ通学するにあたり、家族と住む実家からは距離があったため、一人暮らしをすることとなり、バリアフリー対応の住居の確保に時間を要した
- ・ アパートから大学までの通学手段として、呼吸器の持ち運びがあるため、タクシーを利用する必要があるが、タクシーの確保に時間を要した

【その他】

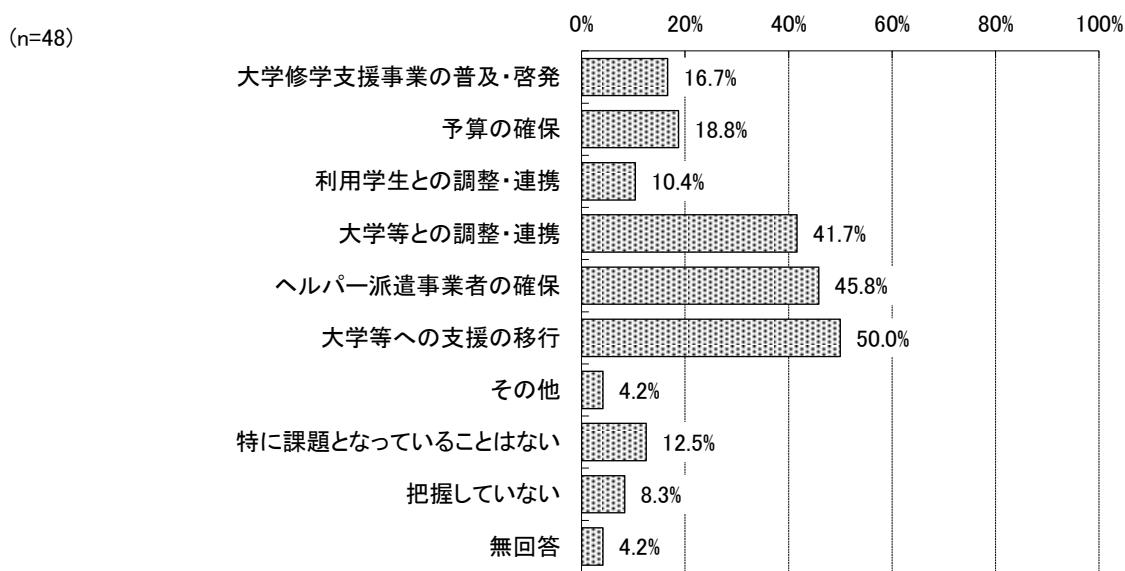
- ・ 要綱上、本事業は支援体制を大学側が構築するまでの間、実施するものとなっているが、サービス費用を大学側が全額負担する体制づくりが難しい状況である
- ・ 事業開始当初は移動支援事業の事業所のみを支援可能としていたことから、市外の大学近辺の事業所を利用する場合、本事業のために移動支援の事業所として市に登録していただく必要があるなど、事業所にとって負担が大きい状況であった。なお、令和6年度から重度訪問介護事業所を本事業の対象に拡充したことから、指定を受けている事業所であれば市外の事業所であっても利用できるため、以前よりスマートに利用を開始することが可能となっている

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

7) 事業実施後から現在に至るまでの大学修学支援事業に係る課題

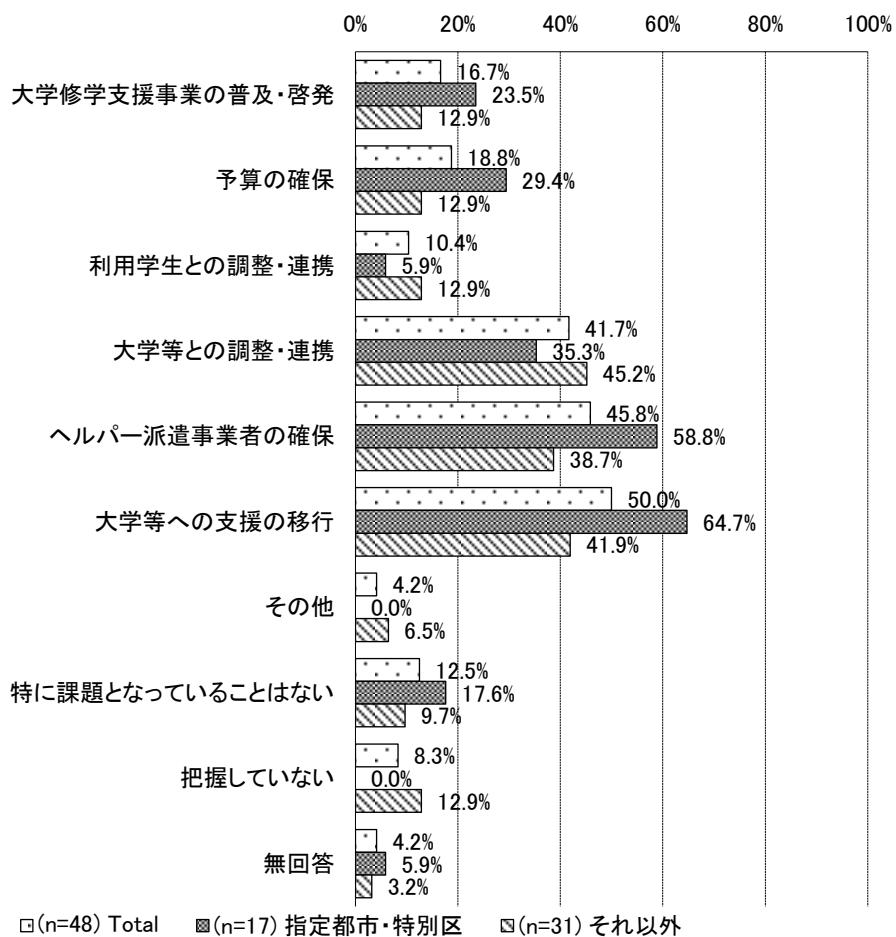
「大学等への支援の移行」の割合が最も高く 50.0%となっている。次いで、「ヘルパー派遣事業者の確保(45.8%)」、「大学等との調整・連携(41.7%)」となっている。

図表 3-104 事業実施後から現在に至るまでの大学修学支援事業に係る課題（複数選択）



(注)「その他」として、「ヘルパー事業者への報酬」「サービス支援事業所との調整・連携」との回答があった。

図表 3-105 事業実施後から現在に至るまでの大学修学支援事業に係る課題（複数選択、自治体の種類別）



8) 課題の具体的な内容（課題がある場合）

大学修学支援事業に係る課題がある場合にその内容を尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-106 課題の具体的な内容（課題がある場合、自由記述式）

【大学等の支援体制整備、支援の移行】

- 在籍期間が4年間ということもあり、大学の支援体制構築に関してはハード面での実施は難しく、本事業により卒業まで支援せざるを得ない状況がある。ハード面の補助金の拡充などを別施策の充実も併せて必要と感じる
- 大学等においては、本事業があることにより本来大学で担うべき支援においても、本事業を一つの資源ととらえているようなところもあり、大学等の障害者支援の促進については、その進度についても行政として丁寧に協議しながら本事業を実施していく必要があると考えている
- 大学等での支援体制が整うまでの間は当該事業の利用が可能となっているが、大学等側でも「障害がある学生等に対する支援方針」という旨の大目標はあるものの、当該事業利用対象者に対する大学等側の支援の現状は学生ボランティアに依存している感があり、大学等側の積極的な支援体制構築は遅々として進んでいないと感じる
- 事業予算的に十分ではない中で、最終的に大学側の支援体制がほとんど整わないまま、修学支援事業を活用して卒業する(できる)のであれば、大学側も本気で支援体制を構築しようとしているのか疑問であり、このような状況が続くようであれば事業の継続は困難な状況と考えている
- 大学が支援すべきことであるという、大学側の認識が十分ではないため、支援の実施を大学に移行することに時間を要すると感じています。一方、大学にとって費用だけでなく、人員・人材についても課題があることは理解できる

【大学等が提供する支援の範囲】

- ある大学から「身体介助・通学介助は『障害者差別解消法に基づく合理的配慮の範疇外』なので支援しない」と言われた。特に通学介助は「大学側が提供すべき支援」に該当しないことから、大学側が支援体制を構築したとしても卒業するまでは当事業を利用することになる
- 大学修学支援事業において、大学の支援構築が原則であるが、身体介護等の支援を大学側で補う事は厳しいのではと考える
- 排泄介助を大学側に求めることは非常に困難である

【事業の周知、ニーズ把握】

- 本事業は対象者が非常に限定されていることもあり利用者が少なく、事業が広く周知されているとは言い難い。大学等やヘルパー事業所などが本事業を認知していないことから、利用に繋がっていないようなケースもあるのではないかと危惧している
- 利用者が把握しにくい。潜在的なニーズがどのくらいあるのかわかりにくい

【予算確保】

- 次年度予算の算定時期(夏頃)では、進学先が未定で通学時間・カリキュラムも不明なため、積算が難しい
- 予算確保と本事業の事務等への時間を割くことが難しい。ほぼ個別給付になることや日常生活を送るの

- に必須ではないこと等から、根拠が弱く予算確保が難しい。実務においては、強度行動障害、医療的ケア等、重点的な支援が必要な方を優先せざるを得ない状況である
- ・ 大学の入学決定が2月頃のため、予算要求時期に新入学の対象者を把握することが困難であり、予算規模の予測が難しい。ヘルパー人材が不足しており、十分な支援が提供できていない。対象者が少ないため実績を積み上げることは難しく、大学等への支援移行については、文部科学省の対応事例を参考に助言することしかできない
- ・ サービス提供事業者の人材不足が要因であったとしても、当該事業の利用実績がなければ予算は削減される

【大学等との調整】

- ・ 大学と顔の見える関係ではなく、やりとりが不十分である
- ・ 大学が市外のため対面での調整がすぐにはできない
- ・ 大学から「支援体制の構築の進捗状況等を書面で求める」、「実施主体は大学等が実施する委員会に少なくとも年に1回以上参加する」ことの調整に時間を要した
- ・ 日程調整等が難しいため、大学側が委員会への自治体の参加を負担に感じている。実績報告書で内容確認してほしいという意見があった

【ヘルパーの確保】

- ・ 毎日長時間ヘルパーを派遣する必要があり、ヘルパーを確保できない時は、家族が対応している状況である。せめて大学内での支援は、介助できる職員を大学が雇用して対応できるよう制度の整備が必要だと感じる
- ・ 大学の授業は曜日により時間の変動があり、時間の長短が幅広いことから、ヘルパーの安定的な確保が困難である
- ・ 重度訪問介護と一体的に利用しているが、重度訪問介護事業者の数が少なく、ヘルパーの確保が困難
- ・ 区分6 該当者や重度障害者等包括支援対象者等は手厚い支援が必要だが、当事業は加算等の算定が無いため、障害者総合支援法の重度訪問介護の報酬より大幅に低くなる
- ・ 報酬単価が低いため、支援する事業所が見つかりづらい
- ・ 年間の利用時間が増えてしまうと、利益獲得につながらないこともあります、ヘルパー派遣事業者の確保が難しい

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

9) 大学等での障害者の修学支援体制構築のため国に求める支援とその理由

大学等での障害者の修学支援体制構築のため、国に求める支援・その理由を尋ねたところ、以下の回答があった。

図表 3-107 大学等での障害者の修学支援体制構築のため国に求める支援とその理由（自由記述式）

【大学修学支援事業に対する要望】

(事業の設計)

- ・ 国庫補助金の協議申請や実績報告では、詳細な資料の提出を求められ、打ち返しがある。大学への問い合わせや資料の提出も頻回になるため、国要綱で規定する「大学等が支援体制を構築できるまで」

「支援計画書」がどのようなものか具体的に例示してほしい

- ・ 大学では、設備の整備などのハード面のバリアフリー化は比較的実現可能だが、ヘルパー制度の整備は難しいと思われる。「重度障害者等が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において」という前提はなくすべきと考える。(例えば、授業中の支援は学生同士の支え合いである程度対応可能だが、身体介助を学生に頼るのは無理。ヘルパーによる支援が必要。)
- ・ 国からの補助内で事業を実施する場合、基準額の単価が、重度訪問介護よりも低いため、修学支援事業のみのヘルパー派遣に対し、事業者から難色を示されることもあり、ヘルパーを確保する上で、障壁となっている

(事業対象)

- ・ 自治体によって制度の違いがあり、大学側や事業所側も混乱している。国の制度として対象者が一律に支援を受けられるようにしてほしい
- ・ 重度障害者等就労支援特別事業は、同行援護と行動援護を対象者として認められているので、同行援護、行動援護も加えていただきたい
- ・ 重度訪問介護対象者にのみ大学内や通学の支援が認められ、その他の障害のある方には認められないことは理由がないため、対象者の拡大が必要と考える

【支援体制構築に向けて、大学等への支援の拡充】

- ・ 現在各大学で実施されている支援は個々の障害特性により様々であり、大学の規模にも差が非常に大きいため、すべての大学が即座に現在の支援を大学内において移行するのは困難。将来的に本事業において支援可能な範囲を明確化するのであれば、必要な支援体制を大学が構築できるよう、実施までの間に十分な期間を設けるなどの配慮が必要であると考える
- ・ 大学側から経済的・人員的な理由により身体介護等の支援構築を行うことが困難であるという意見もあった。大学からの意見を含め身体介護や生活面の支援を構築させるために、金銭面の補助や制度の確立をしていただきたい
- ・ 修学支援事業の内容を大学で負担することはかなり難しいため、恒久的なサービスにする必要があると思われる
- ・ 大学等に対して国から十分な財政措置をし、当初から大学等で支援体制を構築できるようにしてもらいたい
- ・ 1人の学生を通じて、市町村単位で大学側に環境整備等の理解を求めるのには限界がある。国から大学側に対して、環境整備に係る補助があると、大学修学支援の今後の継続に良い影響があると思う
- ・ 大学側が体制を整えるための支援を行っていただきたい。市区町村単位では、利用者本人の支援をすることが精いっぱいであり、対象となる大学が他県になる可能性もあるため、国で対応いただきたい

【国の教育行政側からの支援】

- ・ 大学に支援を望むのであれば、障害福祉サービスの実施主体を介さず、大学側と文部科学省等の国の機関で完結するような制度設計が望ましい
- ・ 教育の機会を障害の有無にかかわらず平等に提供するという立場に立てば、福祉だけでなく教育側(文部科学省)からの積極的な支援が必要と考える
- ・ 大学が体制整備できるよう、文部科学省からも何らかのサポートが必要と感じる。大学だけで、ヘルパー人材、医療的ケアまで整備するのは困難

- ・ 大学の管轄が文部科学省であり、ヘルパーの提供にかかる障害福祉サービスの管轄が厚生労働省であり、この重度訪問介護利用者の大学修学支援事業は大学や文部科学省にどこまで周知された制度なのか疑問に思う

【その他】

- ・ 共生社会の概念が浸透してきたことや、個々の大学等での合理的配慮の実施にも限界があること、当該事業を事業化していない自治体もあること等を勘案すると、各区市町村が障害者施策として実施している「大学等での修学に必要な通学や構内での支援」を一体的に支給決定している現状を改める時期に来ていると考える。そのため当該事業については、教育施策において障害学生を受け入れるための人員体制を含めたガイドライン等を定め、大学等側が「構内」で行う支援体制構築に必要な費用については、教育施策として大学等に対する直接補助に切り替えるべきと考える。このように、大学等の構内で行う支援はすべて教育施策で、通学に関する支援は障害者総合支援法を改正し、重度訪問介護等の既存障害者施策で担うよう切り分ける必要があると考える。重度障害者の就労支援事業においても同様、就労場所での支援はすべて就労施策で、通勤に関する支援は障害者施策で担うようにすべきと考える
- ・ サービス内容に差は無いのだから報酬単価を障害者総合支援法の重度訪問介護と同一にするか、障害者総合支援法において大学等への通学介助を対象にしてほしい
- ・ 障害福祉サービスの実施主体が主となるのであれば、障害福祉サービスの重度訪問介護でサービス提供を可能となるように制度設計してもらいたい
- ・ 自立支援給付の中に位置づけしてほしい。難しいとしても、対象者、サービス内容、支給時間、報酬、請求方法、事業所との関係(助成か委託か等)、大学は、そもそも身体介護は提供しないため卒業まで担う等、現実に応じた内容で具体的に策定してほしい
- ・ 身体障害の方は、特に、移動は排泄面で不安が大きいため、安心して学習に専念できるようオンライン履修のシステムや在宅勤務に対する充実した支援が必要である。障害福祉サービスでは原則、通学、通勤、在勤在学中の支援は想定されていないため、大学等や企業が障害者の生活状況を理解し、細やかな部分まで支援できるような仕組みや啓発が必要である

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

3. ヒアリング調査結果

大学修学支援事業を利用する大学等、学生、大学修学支援事業を実施する自治体を対象に、ヒアリング調査を実施した。

図表 3-108 調査対象、実施時期、実施方法

種別	対象	実施日	実施方法
自治体	横浜市（神奈川県）	令和7年1月20日	オンライン
自治体	栗東市（滋賀県）	令和7年1月23日	オンライン
大学等・学生	国公立大学	令和7年2月4日	オンライン
大学等・学生	私立大学	令和7年2月10日	オンライン

調査結果は以下の通り。

I. 横浜市（神奈川県）

1. 基本情報

（1）大学修学支援事業の利用大学数、利用学生数

- 令和2年度から重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下、「大学修学支援事業」とする）を実施。
- 令和2～6年度までの計5年間で、市内と都内の計5大学・5名の学生（実数）が大学修学支援事業を利用。大学修学支援事業を入学から卒業までの4年間継続して利用した方もいる。
- 利用学生の通学状況は様々で、居住地から遠方の大学に通っており通学に片道2時間程度かかる学生もいれば、大学近辺に居住し片道30分弱で通学できている学生もいる。
- 大学修学支援事業の利用状況について、月10～20時間といった比較的短時間の決定もあれば、常時支援が必要な学生や入学直後で履修する授業が多い学生だと、月100～150時間、多いと月200時間程度の支給決定をしている。

（2）大学修学支援事業の事業所

- 大学修学支援事業を利用するヘルパー事業所については、学生1名あたり1か所から最大3か所の事業所を利用している。1か所の利用よりは複数の事業所を利用する学生の方が多い。
- 大学修学支援事業の利用開始時、すでに重度訪問介護を利用している場合は、当該事業所に大学修学支援事業の依頼をする。他方で、普段から重度訪問介護を利用していった方ばかりではなく、大学入学後に事業所を探すケースもあった。当該ケースでは、必要な支援が短時間だったため、大学近辺の事業所を利用した。
- 当市の大学修学支援事業を実施するヘルパー事業所の要件としては、居宅介護又は重度訪問介護の指定があれば、市内外問わず利用可能としている。そのため、横浜市外のヘルパー事業所の利用もある。

2. 大学修学支援事業の実施状況

（1）事業の実施開始時期、経緯、事業実施にあたっての課題

- 国で大学修学支援事業が予算化されたことを受け、事業の実施に向けて準備を進め、令和2年度より事業を開始した。

- ・ 大学修学支援事業の実施に当たっては、大学進学の希望を含む当事者のニーズ調査に課題があったと聞いている。大学修学支援事業の対象とされていた重度訪問介護利用者で大学に通える方というと、自ずと肢体不自由者の利用が想定されたため、肢体不自由中心の特別支援学校向けの調査を検討した。その一方で、特別支援学校に通う児童（18歳未満）は重度訪問介護を利用できない上に、特別支援学校に通っていないが重度訪問介護を利用できる状態像に近い子どももいることから、市内における大学修学支援事業のニーズを把握することが難しかった。最終的には、進路対策研究会で大学進学を希望している生徒がいると分かった学校に連絡し利用者情報を聞き取り、ニーズの整理を試みたと聞いている。
- ・ その他課題となったこととして、他の自治体では地域生活支援事業の移動支援事業の枠組みで、大学修学支援事業を実施しているケースもあったので、当市として、どのような枠組みで事業を実施するのかは議論になったと聞いている。

（2）事業の申請～利用決定までの流れ

- ・ 大学修学支援事業の利用を希望する場合、まず利用希望者は居住地の区福祉保健センターに連絡・相談する。その後の流れについては、基本的には、当市の「大学修学支援事業の利用の手引き」6～8ページに記載している「手続きの流れ」に沿って、申請から利用決定までを行う。なお、当該手引きは、令和2年度の事業開始当初に整理し、市のホームページ上で公開している。

（利用を希望する場合の流れ【本人】）¹

- 利用を希望する場合、事前に区福祉保健センターへ相談する
- 修学先へ依頼し、利用の要件を確認できる書類を準備する
 - 承諾書
 - 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営規定
 - 大学等において常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画
 - （前年度から継続して利用している場合）前年度に提出した支援体制の構築に向けた計画について、過去1年間の進捗状況がわかるもの
- 事業者に対して、大学等での支援について打診する。調整後に委任状への記入を依頼する
- 区福祉保健センターに書類を添えて利用申請をする
 - 申請書、委任状、サービス利用計画、大学等が作成した書類3点
- 区福祉保健センターで利用要件を確認し、市が利用決定通知を発行する
- 事業者と利用契約を結び、利用計画に沿ってサービス提供を開始する
- ・ その他、手引きには記載していないが、市役所（本庁）でも大学修学支援事業のニーズ等を早期に把握できるよう、利用希望者から区役所に相談があった時点で、区役所にて相談受付表を作成し、市役所に共有してもらっている。市役所で受付表の内容を確認し、大学修学支援事業の対象外になるサービスがあれば、早めに伝えるようにしている。また、大学修学支援事業の対象になる場合、計画書の作成や、大学に対し本人からの依頼が必要なこともあるため、区役所から本人に対して事業の説明をしてもらっている。
- ・ 大学修学支援事業に関して相談があった際に、区役所から説明が行えるよう、事業に関しては区のマニュアルに記

¹ 横浜市「横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業利用の手引き（令和4年7月1日版）」p.8

- 載している。また、市から区に対しては、新人・新任の職員向けの研修での事業の周知や、大学での重度訪問介護の利用可否に関する相談があった際の事業の紹介等も行っている。
- ・ また、利用申請にあたっては、大学側でも、窓口の設定や、支援体制構築にかかる計画の作成といった体制整備が必要なため、そのケースや大学の状況に応じて、大学と連絡を取って記載内容の想定を事前に確認することもある。

(3) 主に事業の申請や調整を行う方、調整の状況

- ・ 基本的に、大学修学支援事業の申請や事業所の選定は、本人・家族が行うこととしている。
- ・ 他方で、利用希望者自身で事業所を探すことが困難な場合や、申請に際して関係機関同士の調整が必要な場合には、区福祉保健センターの地区担当職員が支援する。地区担当職員は、利用希望者が 18 歳以上の場合は高齢・障害支援課の障害担当、18 歳未満の場合はこども家庭支援課がそれぞれ担当している。例えば、早期から大学修学支援事業の利用を希望し、受験を準備している場合には、こども家庭支援課から市役所に連絡があり、18 歳になったら障害担当に引き継ぐ流れとなっている。
- ・ また、利用希望者が相談支援を利用していれば、相談支援専門員や基幹相談支援センターが中心となって、事業所を探すこともある。
- ・ 過去に、密な支援・配慮が必要な学生 1 名（大学修学支援事業の利用者の中でも障害が重く、姿勢の保持など常時支援が必要で、日々の状態の変化も大きい）に関して、相談支援専門員が中心となって学期と学期の間の時期に定期的なカンファレンス（本人、家族、行政、サービス事業所、大学等が参加）を開催し、次の学期に必要な支援や、大学修学支援事業を含む普段利用しているサービスの提供量等の確認を行うケースはあった。

(4) 大学との連携状況、これまでに行った支援・助言等の状況

- ・ 利用希望者から大学修学支援事業の利用希望があった時点（申請時点）では、進学先の大学側が事業のことを把握していないことが多いので、当市から事業の概要や、支援体制構築に関する計画の作成等の説明をしていた。
- ・ 大学等が実施する、障害のある学生の支援についての協議・検討や意思決定等を行う委員会への市の参加が、国の大学修学支援事業の実施要綱で定められている。当該委員会には、大学ごとに、年 1 回ずつは参加している。なお、委員会の議題に関しては、大学修学支援事業に関する内容に限定されはおらず、大学の開催する委員会に 1 つの議題として盛り込まれている形になる。
- ・ 委員会は、オンライン開催の場合と大学構内での対面開催の場合がある。委員会への出席と併せて、担当の大学職員に大学修学支援事業の課題を尋ねたり、対面開催の場合は、事業を利用する学生が使用する休憩室等の施設の見学を行ったりと、現場の様子を把握する機会として活用している。
- ・ 大学修学支援事業の実績を国に報告するに当たって、事業実施大学から報告をしてもらう必要がある。委員会と併せて最低でも年に 2 回は、各大学とやり取りをする。

(5) 大学での支援体制構築の状況

- ・ 授業後のアクションペーパーの提出における配慮や車いす専用の座席の設置、バリアフリー設備の整備など、授業の受講における障害のある学生への配慮は、多くの大学が取り組んでいる印象がある。学生センターによる学内の移動支援、ノートテイク等の取組も進んでいる。

- ・ 咳痰吸引等の医療的ケアが必要な場合、学生や職員では対応が難しく、ヘルパー等の専門職が必要になると聞いている。また、障害のある方への支援に特化しているわけではない学生サポーター等のボランティアでは、疾患・障害の状態によっては骨折しやすいなど、支援中に障害のある学生本人と支援者の双方に怪我のリスクがあり、心理的にも技術的にも対応が難しいケースがあると聞く。
- ・ 大学内での授業中のコミュニケーション支援や履修に係る支援に関しては、大学側が対応している場合が大半。学外での自主学習や授業課題の実施に関しては、大学修学支援事業のヘルパーが対応している。
- ・ 大学内での移動中の介護について、自分で車いすを操作して移動できる方と、一人では移動が難しい方がいる。後者のケースでは、現状は大学修学支援事業のヘルパーと一緒に移動していることが多いが、安全面に配慮ができるれば、学生サポーターの活用等により、今後大学側で対応できる可能性があると思う。

3. 大学修学支援事業の評価、課題等

(1) 事業の評価、課題、改善できると良い点

①評価

- ・ 大学修学支援事業を利用した卒業生から、この事業のおかげで卒業できたという話を聞いた。障害のある学生の修学の可能性や選択肢の幅が広がったのではないか。
- ・ 事業開始前には、家族が介護しなければ修学できなかった方も、事業を利用してことで、家族の介護負担の軽減にもつながっていると思う。

②関係機関の課題

- ・ ヘルパー事業所からは、大学修学支援事業と重度訪問介護の切り分けの難しさに関する意見があった。国の障害福祉サービスで、通年かつ長期にわたる外出も支援出来れば良いという意見がある。
- ・ 利用者からは、事業所探しが難しいとの意見があった。特に市外や県外の大学で利用する場合、居住地と大学のどちらに近い事業所が良いのか、判断が難しい。事業利用者の居住地から遠方の大学まで同行する場合、ヘルパーが大学まで同行して事業所まで戻ってくるとなると、事業所の負担も大きい。こうした利用者だと、家族からの協力によって大学に通えているケースもある。また、常時の介護が不要で、大学修学支援事業がスポット的な利用になる場合、対応してくれる事業所を探すのがさらに難しいと聞いている。
- ・ 大学の支援体制の構築が進むにつれて、ヘルパーによる支援が限られ、ヘルパーの待機時間が増えることは考えられる。実際に、排泄介助のみヘルパーを利用するケースはあった。そのケースでは、介助の時間を事前に決めてヘルパーが都度自転車で大学を訪問し、事業所がスポット的な支援を引き受けたが、全ての利用者が同様の利用を出来るわけではないと思う。
- ・ 大学では、すでに障害のある学生の受入れへの対応が進んではいるが、大学修学支援事業利用に当たっての要件（支援体制構築に向けた計画や、委員会での検討等）がどこまで求められるのかにおいて、大学としても当市としてもイメージがしにくい。計画についてこのような記載で良いのか、具体的などのどのようなことを書いたら良いか、といった大学からの質問もある。
- ・ 大学修学支援事業を利用していない大学から相談を受けた際には、大学がヘルパーを雇うのは経済的に難しく、大学の人員も不足しているため、排泄介助等の身体介護に関して、大学側で対応するのは現実的ではないとの意見があった。

③自治体の課題

- ・ 市は、過去の実績に基づいて各年度の大学修学支援事業の予算が決まること、また、国に補助を申請するときは実績に基づく利用者数で申請を行うことから、利用希望があれば全ての利用者に対応したい気持ちはありますつとも、利用希望者が急増した場合や年度途中で複数人から利用希望があった場合に、どこまで市で対応できるのか懸念はある。
- ・ 大学修学支援事業の立ち上げ当初、市内のニーズ調査を行ったが、現在は行えていない。最終的に利用に繋がらなかった人も含めて、区役所に事業利用の相談をした人は把握できているが、潜在的な利用希望者に対しては行政から能動的に働きかけられていない。利用希望者の実態把握は課題と感じている。
- ・ 大学修学支援事業の実施開始以来、重度訪問介護と大学修学支援事業の切り分けについて、利用者・事業所双方から質問がある。どこまで修学の範囲と認めるか整理が難しいと感じている。例えば、授業で出された課題に大学の外で取り組む時間は修学の範囲内と考えて、当市では大学修学支援事業の対象としている。その他、学外のゼミ活動やフィールドワークも対象としている。一方で、サークル活動については余暇的な要素が強いため、大学修学支援事業の対象外／重度訪問介護を利用してもらっている。また、帰宅途中に寄り道をしたいという相談は多いが、通学経路を外れる上に利用時間が長くなるため、重度訪問介護を利用してもらっている。どこからが寄り道か分かりづらく、事業所としても切り替えが難しいとは思う。
- ・ 現在は、大学修学支援事業の実施を始めた当初よりは事例が蓄積され、重度訪問介護との切り分けは整理しやすくなっているが、過去に類似の事例がない相談に関しては対応に苦慮する。

④その他

- ・ 障害のある学生に対する合理的配慮は大学に義務付けられている。大学からの支援を優先した上で、必要最低限の時間数で大学修学支援事業の支給決定を行うようにしている。一方で、大学修学支援事業の目指すゴールが、障害のある学生への支援を大学単独で完結することを考えると、現在の事業の形式（利用者に対する給付）のままでは実現は難しいと思う。今後の方向性として、大学側に対する補助等の支援を行うことが考えられると思う。ただし、福祉的な支援が不要になるということではないと思うので、福祉からの支援と教育からの支援を上手く併用しながら対応できれば良いと思う。

（2）事業を利用せずに修学する重い障害のある学生の有無、（いる場合）利用しているサービス等

- ・ 大学修学支援事業を利用せずに修学する、市内在住の重い障害のある学生の有無を把握できていないが、重い障害のある学生全員が当事業を利用しているわけではないと思う。家族が全て対応している場合があると思う。また、精神障害や発達障害のある方の修学に際して、保護者の付添いを可能としている場合があると聞く。
- ・ 当市では、学校等への通学で国の障害福祉サービスや移動支援事業を利用できないため、これらを利用して修学している人はいないと思う。ただし、国に確認の上、通信制の大学のオンライン講義に対して重度訪問介護の利用を認めたケースは過去にあったと聞いている。

II. 栗東市（滋賀県）

1. 基本情報

（1）大学修学支援事業の利用大学数、利用学生数

- ・ 今年度の重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下、「大学修学支援事業」とする）の利用大学は 1 校、利用学生は 2 名（2 名とも同じ大学）。
- ・ 令和 4 年度からの大学修学支援事業の延べ利用数としては、大学が 2 校、学生が 3 名。令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度にそれぞれ 1 名ずつ利用開始となった。
- ・ 今年度、大学修学支援事業を利用する大学は市外にあり、当市と大学のある市の両方の事業所を利用している。2 名とも複数の事業所を利用。
- ・ 当市では、当該事業を利用できる事業所の要件として、いずれかの自治体から居宅介護もしくは重度訪問介護の指定を受けた事業所と定めている。

2. 大学修学支援事業の実施状況

（1）事業の実施開始時期、経緯、事業実施にあたっての課題

- ・ 手元にある資料上では、令和 3 年に本人から相談があり、要綱策定をして、令和 4 年度から大学修学支援事業を開始している。
- ・ 最初の利用学生は、自宅から大学までの距離が近かったこと、また、授業数が少なかった背景があり、国庫補助を照らし合わせた内容で要綱を作成し運用したと聞いている。ただし、コロナ禍でオンライン授業が多く、実際の利用実績は少なかったと聞いている（最初の利用学生の卒業後、令和 5 年度から現在の担当者となった）。
- ・ これまでに利用をしたいずれの学生についても、利用希望の前年の秋頃までに相談をいただき、予算要求をして、年度が明けて利用する流れをとっている。
- ・ 大学修学支援事業の立ち上げ時期については、事業を実施している市町村が少なく、情報収集が難しかったと思う。偶然隣市で実施していたため、隣市の要綱に照らし合わせて要綱を作成した。当市では当該事業を委託契約で実施しているが、その方法で実施しているところは多くないと聞く。令和 4～5 年に全国から問い合わせがあり、国の要綱はあるが、実際に運用するまでに組み立てていく部分で、どの自治体も資料集めに苦慮している印象である。
- ・ 当市では、市とサービスを提供するヘルパー事業所で毎年委託契約をして、大学修学支援事業を実施している。

（2）事業の申請～利用決定までの流れ

- ・ 利用者には、利用希望の前年の春頃には相談してほしいと伝えている。基本的には、以下の流れとなる。
 - 利用者から市に利用の相談
 - 利用者が、相談支援事業所や基幹相談支援センター、行政と相談しながらヘルパー事業所に打診をし、利用計画を作成
 - 利用者から市へ申請書と利用計画を提出
 - 市が提出書類を確認し、利用者に決定通知書を発行する
 - 利用者はヘルパー事業所に決定通知書を提示しサービスを受ける
- ・ 春頃から相談を受け、基幹相談支援センターと相談をする。指定校推薦の場合は秋頃より市と基幹相談支援セ

- ンターが大学を訪問して、入試時の配慮、入学後の必要な支援や環境整備等の状況を確認。並行して、基幹相談支援センターが、事業所探しや事業所と大学のつなぎ等を実施。2～3月に会議で支援方針の確認をして、年度明けに、利用申請・決定通知書の発行となった。
- ・ 大学からは3月頃におおよその時間割を教えてもらい、その時間割を基に事業所との調整をしている。一般入試の後期日程の場合、合格が決まるのが3月中旬になるため調整が間に合わない。
 - ・ 2～3月の会議は、現在の担当者になって始めた。令和5年度は、Webを含めて複数回、開催している。市が大学に訪問し、実際の環境や必要な環境配慮の確認をしたところ、大学から行政による身体介護の依頼があったため、3月頃にサービス提供事業所が見つかったタイミングで、市とヘルパー事業所、基幹相談支援センター、本人、家族とWeb会議をして、事業の説明や請求事務等について伝えた。令和6年度はその土台があつたので、数を減らして要所要所で会議を実施している。
 - ・ なお、利用者から利用申請書を3月末に提出してもらい、決定通知書を4月1日以降に発行する。

(3) 主に事業の申請や調整を行う方、調整の状況

- ・ 基本的には、大学修学支援事業の申請は、本人・家族が行う。
- ・ セルフプランの場合は、基幹相談支援センターがついていた。大学への進級希望が確認できたタイミングで、基幹相談支援センターから行政に相談があり、事業所探しや大学との支援の調整も基幹相談支援センターが行った。
- ・ 大学からは、福祉については分からないという話があり、事業所の調整には関わっていない。
- ・ なお、本人の医療面での対応（緊急時の対応や搬送先、事前受診等）については、家族・大学・基幹相談支援センターで検討がなされた。

(4) 大学との連携状況、これまでに行った支援・助言等の状況

(大学との連携状況)

- ・ 支援の詳細等については、大学から基幹相談支援センターに質問があることが多い。請求や契約内容に関しては、都度行政が大学と連携している。
- ・ 行政としては、計画策定に関する支援を実施した。昨年度は委員会への出席はできなかつたが、今年度は委員会の参加とともに、3月末に支援者会議を実施予定。
- ・ 支援者会議では、本人、家族、大学、事業所、基幹相談支援センター、行政が参加し、1年の振り返りと支援をする中での困りごと、事業に対する質問、それを踏まえた来年度の対応を話しあう予定。委員会は参加者が限られるので、良い支援に繋げるために、全員に参加してもらい、課題抽出と顔合わせの機会として実施できると良い。その場で解決できるものは解決し、難しいものは持ち帰って事後報告とすることを検討している。対面の方が質問や意見が出やすいと思う。
- ・ このような連携について大学からの拒否感は少ない。声掛けをすると良く協力してくれ、場の提供もしてくれている。ただ、市からの助言や支援により大学の体制構築が進んだということはない。

(大学との連携での課題)

- ・ 大学との連携自体に課題はない。一方で、大学は福祉については不慣れで、会議の開催方法や期間についての感覚が違う。福祉サイドでは、困り事があればすぐ会議をする感覚があるが、大学側は、なぜ会議を開くのか、なぜ全員で集まるのかと照会がくることがある。現在連携している大学の担当者は看護の有資格者であり、チーム連携の基礎知識があるようで、話が進みやすい。前の担当者は事務職で、会議の必要性や会議時間について疑問を

もたれてしまい、都度説明はするがやりづらさを感じた。

(5) 大学での支援体制構築の状況

- ・ 学生支援センターが、本人・保護者と綿密に連携をしているようで、ソフトな支援体制ができている。保護者からの安心感と評価がある。
- ・ 大学では、授業中に教科書をめくる、レジュメを取りにいく等、授業の中の時間は学生ボランティアが担っている。授業の合間の排泄介助、移動介助、食事介助に関しては大学修学支援事業を活用している。
- ・ 在校中ずっとヘルパーがついている場合もあれば、スポット利用で授業の合間にだけヘルパーがきて介助する場合もある。

3. 大学修学支援事業の評価、課題等

(1) 事業の評価、課題、改善できると良い点

(公平性について)

- ・ 大学修学支援事業は、大学等に進学する人が対象のため、義務教育の期間の通学はカバーできない。医療的ケア児、重度心身障害児の通学が保障されていない中で、大学等に通う方だけが利用できる事業で不公平感がある。18歳未満の子どもの保護者の看護・監督はあるが、どうしても不公平に思う。都道府県で医療的ケア児の通学支援事業も実施しているが、1人あたり年12回で、そこと比較しても量が違う。
- ・ 当該事業は地域生活支援事業であり、自治体の持ち出しが多い。財政担当からも、当該2名の大学生への個別給付について公平性に欠けるとの指摘がある。

(計画相談支援の調整に対する評価がない、行政等による調整負担の大きさ)

- ・ 本事業は地域生活支援事業になるので、計画相談支援事業所が調整しても対価がないことが課題。本市では計画相談支援が不足しており、全員に相談支援専門員がついているわけではない。基幹相談支援センターや行政が対応している部分が大きく、マンパワー的に厳しい。

(事業所の確保)

- ・ 自立支援給付の重度訪問介護を提供する事業所が少ない状況に加えて、大学修学支援事業のサービスの単価設定が低く、事業所を探すことが困難。現在は事業所の厚意、学生を応援したいという善意に依拠しながら実施している。
- ・ また、居宅介護サービスを実施している事業所は、元々人気の高い時間帯の利用となるため探しにくい。夕方の時間帯についても同様であり、更に単価が低いとなると難しい。

(財源への影響、提供時間数の不足)

- ・ 国の要綱では、大学修学支援事業の利用は大学の支援体制が構築できるまでという時限付きとなっているが、大学側が身体介護を実施するのは財政的にもマンパワー的にも厳しい。大学からは行政側で支援してほしいと言われる。卒業まで時限付きではなく、卒業まで行政が担うことが通例化するだろう。
- ・ 国庫補助額に上限があるので、通学と授業の両方を補うと市の持ち出しが多くなる。市の財政支援も厳しい印象。
- ・ 本市の年間利用時間は290時間までとしているが、この時間数では利用者の授業時間と通学時間をカバーできていない。本来の支援ニーズに対応すると、上限を大きく超える印象がある。通学時を含めると時間数が不足するので、事業の利用開始の前年から、本人・家族に対して、利用時間の制限を設けているので通学を全てカバーすることは難しいと説明し、保護者の送迎や公共交通機関の利用で通学してもらっている。例えば、JRにホーム間の

移動を援助してもらう等（JR の合理的配慮の範疇で対応してもらう）、様々な機関と手筈を整えることでなんとか支援している。

(試行錯誤の中で実施する負担感)

- 他市に聞きとりをしながら実施しているが、地域性や交通事情等は自治体によって異なるので、どの自治体も手探りで実施していると思う。インターネット上にある実施要綱を参照して実施しても実態は異なる。様々な大学に聞き取ることもしているだろう。既存の業務と併せて対応することは難しい。

(事務負担軽減のための自立支援給付の枠組みでの対応)

- 事務的な作業量が多い。システム的に対応できるかもしれないが、他業務も兼ねているので整理まで手が回らない。予算要求も大変である。自立支援給付の枠組みで対応できると、システムの中で請求業務でき、利用実績や見込みも出しやすくなる。また、自治体として費用負担を工面しやすくなるか。

(国の要綱について)

- 大学が支援体制を構築できるまでという期間の定めがあるとやりづらい。
- 対象者について「イ 入学後に停学その他の処分を受けていない者」「ウ 入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠ける者」のような記載があるが、勤勉学生のような設定になっていることに違和感がある。
- 大学等の要件にある、「イ 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること」という点や、委員会への出席が必要という点が苦しい。
- また、運用の中で、修学に関わらない活動（サークル活動等）について、どこまでが大学でどこまでが余暇活動なのかの判断に迷う。

(2) 事業を利用せずに修学する重い障害のある学生の有無、（いる場合）利用しているサービス等

- 当該事業を利用せずに修学している重度障害者はいない。

(3) 重い障害のある方の大学修学のためにできると良いこと（国、大学等、その他）

- 国から大学等に大学修学支援事業の目的等を周知してもらえると有難い。市町村から依頼しても難しい。他市では、何度か私立大学に依頼したが取り合ってもらえなかつたと聞いた。国から、障害者差別解消法の合理的配慮の範疇で大学に取り組んでほしいと伝えてほしい。
- 国から参考資料になるようなものがあれば全て教えてほしい。移動支援であれば必須事業のため全市町村が実施しており、地域特性に応じて他自治体の資料を参考にできるが、大学修学支援事業はそうではない。また、異動によって障害に関する知識がない担当者になると難しい。自分が担当の時に、事務マニュアルや支援事業の目的を整理しているが、自立支援給付の事務処理要綱のようなものがあると有難い。
- 市町村への国庫補助ではなく、重度障害者を受け入れる大学に対して国から直接補助金を出してもらい、サポートとして市町村や基幹相談支援センターが入るという方向はどうか。大学側の補助金の中で対応する方が、大学にとってもやりやすいのではないか。自立支援給付は在宅生活・日中のすごしへの支援がベースにある。大学は自由進学であり、どこまで自由を保障していくのかが難しい。障害者総合支援法は本人の希望を応援する制度なので、理念に照らし合わせると、大学修学を支援するという考え方になると思うが、最低限度の保証（日中の在宅生活）だけで手一杯のため、プラスαの大学修学支援までが難しい。教育サイドで保障していく方が良いだろう。

- ・ 就労についても考えることが必要。大学に通えるということは知的レベルも高く、一般就労も見込めるが、そこの支援体制はどうなっているのか。就労を見据えて大学、難病相談・支援センター、障害者職業センターが早期から連携して、その中で必要なスキルを身に着ける講座等を実施できると良い。大学は4年しかないので、早めに動かなければ重度障害者の受け入れ先を見つけることが難しいのではないか。4年生になってから探し始めると、地域での調整や、住まいの予算確保等があるので難しくなる。特別支援学校では、1～2年生の段階で次の日中の過ごしの場を調整している。

III. 国公立大学

※特に記載のないものは大学からの聞き取り内容

1. 基本情報

(1) 大学修学支援事業の利用状況

- ・ 本学における重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下、「大学修学支援事業」とする）の担当部署は学生支援課。
- ・ 窓口業務は複数の部署が分担・連携をしている。
 - 事務の窓口：学生支援課
 - 学生・ヘルパーの窓口：学務課に在籍するコーディネーター
 - 学生の修学支援の相談窓口：障害学生の支援や合理的配慮の提供を推進する部署
- ・ 現在（2025年2月）まで事業を利用した学生は、本学での事業の利用開始から継続利用中の1名のみ。支給決定をしている自治体も1自治体（大学が所在する自治体）のみ。
- ・ 今後、就職室と連携して、大学修学支援事業利用学生の就職支援を行うことを予定している。
- ・ 大学修学支援事業の利用を検討したが最終的に利用に至らなかったケースは、記憶する限りではない。

(2) ご本人の状況

【学生】

- ・ 大学院の修士課程在籍。
- ・ 平日の週5日、大学に通学して、研究室で研究に取り組んでいる。
- ・ 大学修学支援事業以外に、重度訪問介護を普段より利用している。
- ・ 大学修学支援事業では、複数のヘルパー事業所を利用している。

2. 大学修学支援事業の利用までの経緯

(1) 大学修学支援事業の利用を開始したきっかけ・経緯

（事業利用開始のきっかけ）

- ・ 大学修学支援事業の利用開始時に本学に在籍していた教員（大学修学支援事業の前担当教員）が、前任校で当該事業に関する知識を得ていたことから、利用申請に繋がったと聞いている。事業を利用する学生が本学の入試を受験する段階で、当該教員が事業の内容を確認し、入学決定後、4月頃より自治体に対して事業利用の相談を行った。しかし、コロナ禍で授業がオンラインのみになり、事業の利用は対面授業が一部再開になった時期からになった。
- ・ 【学生】受験前の段階で知人から大学修学支援事業の存在を教えてもらった。その頃より、地元（大学所在地とは異なる自治体）の役場に事業利用の相談をしていた。また、当時利用していた相談支援専門員にも事業利用の相談をしていた。入学後、大学と連携して実際の事業利用の手続きを進めた。

（事業利用までの流れ）

- ・ 前担当教員が本学の所在する自治体の窓口を訪ね、大学修学支援事業利用の相談をしたことから始まったと聞いている。前担当教員が、他大学の事例等を収集して書類を作成し、自治体から利用の許可が下りた。その後、自治体・ヘルパー事業所・大学と連携して事業利用開始の準備を進めたと聞いている。なお、当該自治体で大

学修学支援事業を実施するのは初めてのことであり、前担当教員は、実績がないことで上手く事業利用が進まない可能性があると考えて、自治体との話を慎重に進めたようだ。

(毎年の申請時の流れ)

- ・ 毎年度の大学修学支援事業の申請に当たっては、事業を利用する学生の卒業を見据えた修学支援計画（どのように学習環境を構築するか、どのようなキャリア支援を行うか）を大学内で毎年作成・検討している。大学内で確認が取れた修学支援計画は、自治体に提出する。自治体内での確認の過程で確認事項・質問事項が生じた場合には、自治体から本学に対して連絡があり、質疑応答を行っている。なお、毎年度の大学修学支援事業の申請に当たって、事業利用学生本人から自治体に対して提出が必要な書類はない。

(2) 自治体からの支援や助言等で良かったこと

- ・ 大学修学支援事業の利用開始に際して、支給決定を行う自治体の担当者が、当時肢体不自由の学生を受け入れていた先進的な大学を訪問し、実際の受け入れ体制や学生への配慮を見学したと聞いている。具体的な進め方について、自治体の方で情報を集め、本学に情報を提供いただいていた。

(3) 利用開始まで課題となつたこと

- ・ 障害のある学生の生活面をヘルパーではなく大学がどのように支援するのかは課題になった。
- ・ 大学修学支援事業を利用する学生向けの休養室兼学習室の整備、授業補助者の確保、授業補助に必要な支援機器の整備といったインフラの整備は、対応が初めてのケースになるため、課題になった。

3. 現在の大学修学支援事業の利用状況

(1) 1日のスケジュールにおける大学／事業所での支援内容、体制

- ・ 大学修学支援事業を利用する学生は、事業を使用せずに通学をしている。
- ・ 対面授業の時間は、教室で授業を受け、その他の時間は、休養室兼学習室で授業の受講、研究を行う。休養室兼学習室が整備された背景としては、車いすに乗った状態で利用するには研究室や教員の部屋が狭いことや健康上の理由がある。休養室兼学習室内には、ベッドとパソコンを使用できる学習環境が整備されている。
- ・ 大学内では常にヘルパーが学生と一緒にいて、学習面以外の介助、大学内の移動の支援を行っている。授業中・研究中の学習面のサポート（代筆）は、本学の学生センターが対応している。ただし、その時間もヘルパーが緊急時には対応できるよう、授業中は傍で待機、研究中は別室で待機をしている。
- ・ 大学修学支援事業の利用開始当初から、大学は学習面の支援、ヘルパーは身体面の介助・支援を行うという棲み分けは概ね出来ていたと思う。
- ・ なお、休養室兼学習室での車いすとベッドの間の移乗の際には、ヘルパーに加えて、本学が雇用する移乗支援対応の職員が支援を行っている。ベッド移乗に2名の支援者が必要だったが、大学修学支援事業の枠組みで自治体がヘルパーを2名派遣するのは難しく、本人が安心して学習できる環境を整える観点から大学がベッド移乗の補助に限定して職員を雇用することになった。非常勤雇用で介護の有資格者を確保するのは難しく、介護の経験がある人材を対象に募集を行うことになったが、学生本人が意思表示をして支援の仕方を調整できており、トラブルの報告はない。現在は介護経験の有無に関わらず雇用を行っている。
- ・ 事業利用学生が県内や隣接する県でのフィールドワークを行う際には、ヘルパーが同乗する介護タクシーで移動をした。授業の一環としてのフィールドワークだったため、大学修学支援事業の対象として支援を行った。

(2) 支援内容やスケジュール等の調整方法（誰がどのように調整しているか）

- ヘルパーとの調整は学生本人が行うが、保護者が相談支援専門員と相談をしながら事業所と調整を行っている部分が大きい。調整に関して、大学は関与していない。

(3) 申請後の自治体との連携状況、自治体からの支援や助言等で良かったこと

- 大学修学支援事業の申請時、修学支援計画を提出する前後で、支給決定を行う自治体とメール・電話等でやり取りを行っている。
- 修学支援計画の提出後1年に1度、自治体と対面の会議を開催し、修学支援計画に関する意見交換、支援における課題やお互いの疑問の解消をしている。次の支援に繋がるヒントや気づき（例：事業利用学生が研究を行う際、ノートテイカーを挟まないとアウトプットが出せないなど、健常者よりも一つ一つ作業に手間も時間もかかるということ）を得ることが出来る場にもなっており、有意義な支援策を考えられると感じている。
- 自治体は、大学修学支援事業を利用する各ヘルパー事業所へのヒアリングなどを行っており、学生の状況把握に努めている。本学と自治体と、お互いに積極的に情報収集・共有に努めている。

(4) その他、重い障害のある方の修学支援に係る工夫・取組

(修学支援に係る直接的な工夫・取組)

- 大学修学支援事業の利用学生の入学当初に、学生本人と一緒に大学内の動線を確認しながら学内の整備を進めた。例えば、通学後校舎に入るまでの区間に、雨に濡れないようにカーポートを設置した。また、バリアフリー対応として、車いすで移動しやすいよう道の整備を行った。
- 学生本人が授業の時間割を決めたタイミングで、授業で使用する教室を確認し、車いすでの受講が難しい場合には、教室を変更している。
- 授業期間開始前にノートテイクを行う学生に対して研修を実施し、支援体制を整えている。また、大学修学支援事業を利用する学生本人とノートテイクを行う学生の前に置くモニター等の準備をするなど、ハード面でも学習環境の整備を行った。
- 合理的配慮を十分に提供できるよう、早め早めに学内で検討を行っている。

(他の工夫・取組)

- 2024年3月に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）²」が取りまとめられた。この内容に基づき、障害のある学生の修学支援に関する考え方や必要な対応についての理解を本学の教職員に浸透させることを目的としたフォーラムの開催を予定している。
- 大学修学支援事業を利用する学生が学部生の頃から、専攻長・学務委員長・コース長・アドバイザー教員・コーディネーター・障害学生の支援や合理的配慮の提供を推進する部署の教員等から成る特別支援グループを構築し、学部内・専攻内での情報共有を行っている。
- 学外のヘルパー事業所のヘルパーに学内での防災訓練に参加してもらい、有事に備えた訓練を行っている。
- 大学修学支援事業を利用する学生が、就職に向けて個人で活動をしているが、大学からの当該学生への就職支援に関しては、今後の対応となっている。

² 文部科学省（2024）「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）について」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html (2025年3月28日最終閲覧)

4. 大学修学支援事業の評価、課題等

(1) 大学修学支援事業に対して思われること

(大学修学支援事業を利用して良かったと思うこと)

- ・ 大学に対して障害福祉サービスのヘルパー派遣をしてもらえる点。
- ・ 【学生】障害福祉サービスのヘルパーが常に一緒にいるため、身体の負担や体調の変化を考慮して、負担が小さい形で授業を受講できる点は良かった。特に講義数が多く、体調面での負担が大きくなることが想定されていた、学部生の時に、大学修学支援事業を利用して負担を軽減することが出来て良かった。
- ・ 【学生】大学修学支援事業を利用して、安心すると感じる部分が多い。他の学生が当たり前に送る大学生活も自分にとっては難しい部分が多く、当初は同じような生活は送れない想定していた。他の学生と同じような大学生活を送っている点は前向きに捉えている。大学側としても大変な部分もあったと思うが、ハード面・ソフト面での支援をしていただきありがたく思う。

(事業を利用する上での課題・不便に思うこと、改善できると良い点)

- ・ 大学修学支援事業は単年度の事業。現在利用中の学生は複数年事業を利用しているが、自治体に対して毎年申請を行っている。大学としては、入学者として受け入れた以上、卒業まで支援を行いたい。一度の申請で、利用学生の卒業までの申請してもらえるとありがたい。
- ・ 修士課程は規定の修学年限が2年となっているが、理由がある場合に年限を伸ばす長期履修制度がある。障害のある方が、当該制度の利用を検討するケースは多い。このように修学年限が変わった場合にどのように大学修学支援事業の申請をすればよいか迷うことが多い。申請時のQ&Aのようなものを整備してもらえたと、取り組みやすくなると思う。
- ・ 大学修学支援事業の申請時の提出書類に関して、規定のフォーマットがなく、記載する項目について悩む部分がある。記載が必須の項目が整理され、フォーマットが整備されると、業務の見通しが立ちやすくなり、大学の職員の負担も軽減できるように思う。

【学生】

- ・ 長期帰省の間に大学修学支援事業の対応ができるヘルパー事業所の数が減っているということがあった。
- ・ オンライン授業を受講する場合、大学に通学する必要がなくなりヘルパー事業所としては休みになってしまったため、負担が大きい部分があったと思う。
- ・ 大学修学支援事業の単価が比較的低く、対応してくれる事業所が少ない中で、何とか大学内での支援をしてもらっている状況。事前に相談支援専門員から、利用するヘルパー事業所の変更等は難しいと言われていた。
- ・ 重度訪問介護で利用する事業所のヘルパーに大学修学支援事業でも支援をしていただきたいとは思う。

(2) 現在大学修学支援事業で提供している支援について、将来的な提供可能性、提供が難しい場合の理由

- ・ 支給決定を行う自治体から、大学での支援体制構築が進んでいるかを毎年確認される。その「支援体制構築」の中には、大学でのヘルパーの雇用が含まれていると思うが、大学で雇用するのは困難と考えている。仮に大学でヘルパーを雇用するとなった場合、予算の確保や支援対象の学生が卒業した際のヘルパーの取り扱いの問題が考えられる。
- ・ 大学修学支援事業は、大学において支援体制が構築されるまでの事業とされているが、「構築」という言葉の定義

をどう捉えれば良いか。大学のニーズと大学修学支援事業で求められている内容に差があると思う。学生本人の障害の程度によって変わるとと思うが、本学の場合はヘルパーの確保を支援体制の構築の範疇に含まれてしまうのは大変だと感じる。

- ・ 食事・排泄を含む身体介助においては、然るべきトレーニングを積んだ有資格者が対応すべきだと思う。ベッドの移乗に関して、介助「補助」担当の職員を雇用してはいるが、身体介助とは明確に分けて扱うべきと考える。

(3) 大学修学支援事業を利用せず修学する重い障害のある学生の状況

- ・ いない。

(4) 他にサポートがあれば挑戦できそう／してみたいこと

- ・ **【学生】**今後、就職活動や学会参加で宿泊を伴う移動が生じ、同行するヘルパーが2名以上必要になるため、金銭的な負担が大きくなることが想定される。現状は利用者が自費で賄う想定になっている。ヘルパー利用の部分に関して、金銭的な負担が小さくなれば、研究の視点や就職の選択肢の広がりに繋がると考えている。

(5) 重い障害のある方の大学修学のためにできると良いこと

- ・ 大学が支援体制を構築するまでではなく、大学が必要な時に必要な支援を受けられるような制度があると良いと思う。重度の障害のある方に対する支援として、大学修学支援事業でヘルパーを利用できたのは非常にありがたかった。カーポートの整備や動線の確保、教室の整備といったハード面の整備は大学で対応可能だが、重度の障害のある方への身体介助を含む、生活面に対する支援は大学では対応が難しい。学生の生活面を入学から卒業まで一貫して支援する公的な制度があると良い。
- ・ **【学生】**大学修学支援事業で利用できるヘルパー事業所の選択肢が、現状では非常に少ない。自分とは合わない事業所を我慢して利用している部分がある。より多くのヘルパー事業所が重い障害のある学生の修学支援に参加できるよう、制度を整えていただきたいと思う。

IV. 私立大学

<大学の回答>

1. 基本情報

(1) 体制

- 障害のある学生とボランティア活動への支援を行う部署に、3名の学生支援員（全員が社会福祉士）が在籍している。重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下、「大学修学支援事業」とする）を利用する学生の修学上の配慮・調整も行っている。
- 学生支援員は、障害のある学生からの相談対応や、合理的配慮の調整、それに伴う文書の作成等を行っている。
- 学生課では、大学修学支援事業の実施に伴う市町村とのやり取りを担っている。

(2) 大学修学支援事業の利用状況

- 2022年度より大学修学支援事業の利用を開始した。
- 2025年2月現在までに事業を利用した学生は、本学での事業利用開始から継続利用中の1名のみ。ただし、当該学生が転居したため、支給決定を行う自治体は2か所（実数）あった。

(3) ご本人の状況

- 2022年度に本学に入学。現在は学部3年生。
- 医療的ケアが必要。

2. 大学修学支援事業の利用までの経緯

(1) 大学修学支援事業の利用を開始したきっかけ・経緯

- 2021年12月下旬頃に、現在大学修学支援事業を利用している学生の入学が決定した。その後、2022年1月に当該学生が利用している計画相談員から本学に連絡があり、大学修学に係る調整を行う中で大学修学支援事業のことを知った。

(2) 利用開始までで課題となつたこと

- 当時の担当ではないので、詳細までは把握していないが、大学修学支援事業を利用する学生の障害の程度といった個人的な情報について、大学入学決定の段階まで把握できなかつたことが課題。入学までの3か月ほどの短期間で、本人の状態に合わせた支援体制の構築・調整を急いで行つたと聞いている。
- また、本学としては、医療的ケアが必要な学生の入学は初めてで、本人が在籍する学科の教員との調整や支援方法の検討に時間を要したと聞いている。
- 大学修学支援事業の利用に係る自治体とのやり取りに関しては、特に課題はなかつた。自治体から事業利用に必要な書類の様式が送られてきて、その様式に基づいて書類を作成・返送すれば良かったため、スムーズにやり取りができたと思う。

3. 現在の大学修学支援事業の利用状況

(1) 1日のスケジュールにおける大学／事業所での支援内容、体制

- ・ 通学：朝8時半頃、学生が大学（支援室）に来る。
- ・ 授業前：学生の到着にあわせてヘルパー（大学修学支援事業）が来て、当該学生の車いすへのテーブルの設置、授業のために使用する機器の準備等を行う。その後、同じヘルパーと一緒に教室に移動して授業を受講する。
- ・ 授業中：学生センターが当該学生の代筆サポートを行う。また、大学修学支援事業のヘルパーは、学生のそばで待機しており、必要に応じて、医療的ケアや身体介助を行えるようにしている。
- ・ 授業後～昼休憩：午前の授業が終わると、学生は支援室に戻る。医療的ケアへの対応は、午前中とは別の事業所のヘルパー（大学修学支援事業）が交代で支援に入る。ベッドが必要なため、支援室にベッドを備えた休憩室を整備している。
- ・ 学内の移動：大学修学支援事業のヘルパーが、授業間の移動や授業の準備（午後の授業を含む）を行う。その他、就職に関する相談のために就職支援を担当する部署に行く、学内の諸手続きのために各担当課に行くといった、授業以外の目的での学内の移動時にも対応する。
- ・ 排泄介助とそれに伴う車いすへの移乗：大学側が合理的配慮として支援室に配置しているヘルパーを利用する。
- ・ 帰宅：その日の授業が全て終わると、迎えが来るまで支援室で待機する。
- ・ 大学修学支援事業のヘルパーが対応できない場合、学内の移動や授業の準備等を学生支援員や学生アルバイトが行うこともあり、学生の状況に応じて臨機応変に対応している。
- ・ 大学修学支援事業で利用するヘルパー、支援室の学生支援員・学生アルバイト、支援室に常駐する排泄介助を行うヘルパーが、柔軟に大学修学支援事業を利用する学生への支援を行っている。一方で、各支援者の担う役割が多くなっており、一人あるいは一事業所が対応できなくなると、支援体制を維持するのに苦労がある。

(2) 支援内容やスケジュール等の調整方法（誰がどのように調整しているか）

(大学全体としての合理的配慮等の調整の流れ（入学前）)

- ・ 合理的配慮が必要な障害のある学生については、入学前（1～3月）に、支援室の職員と所属する学科の教員との面談を行っている。
- ・ 支援室に常駐のヘルパーを利用する場合は、面談時に当該ヘルパーとの顔合わせの日程調整を行い、入学前に顔合わせを行う。排泄介助や車いすへの移乗の方法についても入学前にヘルパーとすり合わせを行っている。

(大学修学支援事業の利用学生について)

- ・ 授業に関する学生からの相談対応や学生センターの調整は、支援室で対応している。
- ・ 大学修学支援事業で利用するヘルパー事業所のスケジュール調整は、学生本人と計画相談員が行っている。調整されたスケジュールは支援室と共有され、支援室で事業利用学生の時間割を確認し、必要に応じて調整を行っている。
- ・ 計画相談員が中心となり、必要に応じてサービス担当者会議等の会議が開かれる。参加者については、本学からは支援室の職員、必要に応じて学生課の職員や医務室の看護師が出席し、その他、学生が入所する施設職員、大学修学支援事業のヘルパー、大学が整備しているヘルパーが出席する。
- ・ 計画相談員について、当該学生の支援に関する不安を伝えるとすぐに対応してくれるので、頼もしく感じている。

(3) 申請後の自治体との連携状況、自治体からの支援や助言等で良かったこと

- 大学修学支援事業の利用開始当初は、自治体に提出する資料の作成例が示されていなかった。自治体に資料の作成例を作成してもらうようにお願いして、準備してもらった経緯がある。
- 本学における障害のある学生に対する支援体制の構築に係る計画については、学生が卒業するまでの4年分の計画を作成している。状況が変化するため、毎年度計画を修正する必要はあるが、作成例を準備してもらったおかげで作成しやすくなつたと思う。
- 大学修学支援事業利用学生の転居に伴い、支給決定を行う自治体が変わった。転居後の自治体は、それまで大学修学支援事業は実施していなかったが、当該学生が転居前から利用している計画相談員を中心となって調整を行ってくれたことで、今も継続して事業を利用できている。
- 自治体との連携状況について、障害のある学生の支援についての協議・検討や意思決定等を行う委員会の開催を含め、現時点では行っていない。事業利用学生の転居に伴い、支給決定を行う自治体が変わったこともあり、今後連携していくと良いと思う。

(4) その他、重い障害のある方の修学支援に係る工夫・取組

(大学の合理的配慮としてのヘルパー配置)

- 障害のある学生の排泄介助とそれに伴う車いすへの移乗支援を行うヘルパーについては、平日10時から16時半まで、少なくとも1名は支援室に常駐している。当該ヘルパーを利用する学生の時間割を考慮し、利用希望が多くなる昼休みの時間帯にヘルパーを2名配置している。
- 背景として、ある学生の保護者からの要望があり、ヘルパー事業所と委託契約を行う形で整備した。
- 現在は、数名の学生が当該ヘルパーを利用している。

(その他の取組)

- 障害のある学生に対して代筆サポートを行う学生センター制度を支援室が運用しており、学生センターの登録説明会を年に複数回行っている。また、学生センターの育成を目的に、ノートテイクの養成講座を年2回行っている。

4. 大学修学支援事業の評価、課題等

(1) 大学修学支援事業に対して思われること

(大学修学支援事業を利用して良かったと思うこと)

- 医療的ケアに関する知識のある職員が本学にはいないため、専門的な知識や技術を持つヘルパーに学生の支援をお願いできる点は安心感がある。
- 大学修学支援事業を利用するヘルパー事業所が多いからこそ、事業利用学生が各事業所と密にコミュニケーションを取りながら、学生生活を送っている様子が見られている。学生本人のコミュニケーション能力やスケジュール管理の勉強になっているように思う。

(事業を利用する上で課題・不便に思うこと、改善できると良い点)

- 自治体によっては、大学修学支援事業への馴染みがない可能性がある。現在事業を利用している学生とは別の学生が、学外の実習参加に際して事業の利用を検討した際に、自治体から利用を断られたという話を聞いたことがある。また、他大学が大学修学支援事業の利用を断られたケースを耳にしたことがある。今後入学する学生に関して、自治体から事業の利用を断られるのではないかという不安がある。

- ・ 毎年度の申請においては、学生課が窓口となって自治体とやり取りを行うが、申請時に提出する障害のある学生に対する本学の具体的な支援内容に関する資料は、支援室が作成する。資料提出の期日が連絡を受けた当日や翌日で、他業務もあったため、資料作成への対応が難しいことがあった。資料提出の期日についてはもう少し猶予があるとありがたい。

(2) 現在大学修学支援事業で提供している支援について、将来的な提供可能性、提供が難しい場合の理由

- ・ 授業中の代筆サポートを行う学生センターを配置しているが、障害のある学生の受講する全授業には配置できており、ニーズに対して 60～70%程度の配置状況となっている。学生センターの時間割との兼ね合いもあり、十分に配置ができていない。学生センターを配置できない授業では、障害のある学生が友人に代筆を頼んだり、板書や授業スライドを写真に撮ったりして対応している。支援室としては、全授業で学生センターの配置を行えるように取り組んでいる。
- ・ 大学修学支援事業を現在利用している学生に対する支援体制の移行について、今後大学だけで構築していくとした場合、ヘルパーの配置に当たっては、医療的ケアを含め対応してくれる事業所があるのか不安に思う。また、ヘルパーを養成するノウハウの不足や人材の確保が課題になると感じている。

(3) 大学修学支援事業を利用せず修学する重い障害のある学生の状況

- ・ 学生個人がセルフプランを作成して、ヘルパー事業所と個別に契約・調整を行っているケースがある。当該学生は学内でヘルパーから食事介助と排泄介助を受けている。大学修学支援事業の対象に該当するか不明で、対象に該当するかもしれないが、本人から事業利用の要望がないため、利用には至っていない。なお、当該学生が学外での研修や実習に参加する際、ヘルパーをどのように利用するか相談する中で、本学から大学修学支援事業の存在を伝えている。

(4) 重い障害のある方の大学修学のためにできると良いこと

- ・ 本学では、排泄介助を行う常駐のヘルパーを配置しているが、予算の関係もあり、医療的ケアを行える人材の確保や通学支援までは難しい。大学修学支援事業に変わる補助金や、整備した支援体制を継続するための資金等があるとありがたい。
- ・ また、人材確保や障害のある学生の支援に関する年間計画の作成への助言や、研修会を行っていただけすると、障害のある学生の支援に対する理解を深めることができると思う。
- ・ 私立大学に対する国からの補助金と大学の予算だけで、障害のある学生の支援を行うことには限界があると思う。入学する 2～3 か月前まで配慮が必要な学生の状況を把握できないため、計画的な予算計上は難しい。そのため、私立大学に対する国の補助金に頼らざるを得ない。今後少子化により大学の収入が減少することが明らか一方、障害のある学生を受け入れていく必要性も高まっており、そのジレンマを感じている。

<学生の回答>

(1) ご本人の状況

- ・ 大学 3 年生。
- ・ 学習スタイルについて、主に通学して対面で授業を受けている。平日週 5 日通学していて忙しい。
- ・ 障害者施設に入所中。入所施設のヘルパーに移動支援を依頼し通学している。

(2) 大学修学支援事業の利用までの経緯

- ・ 医療的ケアが必要で、大学でヘルパーから医療的ケアを受けることができるようにするために当該事業の利用を開始した。計画相談員が役所の人とやりとりをして調整した。
- ・ 1年生のときは、コロナのため対面とオンラインの両方の授業があり、その時も通学していた。
- ・ ヘルパーが調整できなければ、親に大学に来て支援してもらう必要があるのではないかと不安になっていたが、ヘルパーを利用して良かったと思う。
- ・ 事業の申請については、計画相談員が丁寧に進めてくれたので、自分自身への負担はなかった。

(3) 現在の大学修学支援事業の利用状況

- ・ 通学時は、移動支援サービスのヘルパーと交代する形で、他事業所のヘルパー（大学修学支援事業）が支援に入る。昼食時には、また別の事業所のヘルパー（大学修学支援事業）に交代して注入する。その後は、そのまま同じヘルパーが午後の授業に対応することもあるが、基本的には、注入終了後は他事業所のヘルパーと交代となる。午後は授業中にお願いしたいことや何かあったときのためにいてもらえる。帰るときはデイサービスに引き継いでもらえる。
- ・ 現在、複数のヘルパー事業所を利用している。事業所は、インターネットで調べたり、紹介してもらしながら確保した。現在は、ほぼ毎日ヘルパーについてもらっているが、以前は、サービスの関係で入れない等があり、事業所探しに苦労した。特に、医療的ケアに対応できる事業所の確保が難しかった。
- ・ ヘルパーのシフトについては、ある程度ヘルパーを固定している事業所と、固定していない事業所がある。どちらの事業所もしっかりと支援をしてくれているので、今のところ問題はない。

(4) 大学修学支援事業の評価、課題等

①評価

- ・ 最初はどうなることかと思ったが、計画相談員や役所のおかげで制度を利用できた。色々なヘルパーとコミュニケーションが取れたり、自分のしたいことを叶えるためにヘルパーが入ってくれて良かった。
- ・ この「自分のしたいこと」というのは、例えば、希望する場所に連れていくってもらうこと。自由に色々なところへ行けるように電動車いすを使用しているものの、まだ自分で操縦することが難しいことが多いため、今はヘルパーが操縦を手伝ってくれる。そのように自分のしたいことを叶えてくれていて、嬉しく思う。

②課題

- ・ 休み時間にヘルパーにマッサージをしてもらいたい時がある。当該事業の中にマッサージの項目がないので、なかなか対応が難しいと言われた。
- ・ 当該事業ではサークル活動の支援が難しいと聞いた。サークル活動でも制度を利用できると良いと思う。大学に通っている間は、そのようなサークル活動の支援も当該事業で対応できると良い。
- ・ 現在、時間帯が合わないためサークル活動には参加していない。一昨日、重度訪問介護の移動支援で、サークル活動へ行ってみた。今後もそのようにして行くことができるかもしれない。

③他にサポートがあれば挑戦できそう／してみたいこと

- ・ 電動車いすの操縦が自分でできるようになりたい。狭い場所等でも上手く操縦できるようになりたい。

4. まとめ

(1) 本調査で得られた結果の整理

本調査研究では、大学修学支援事業（以下、「事業」とする）を活用する大学等、及び事業を実施する自治体を対象としたアンケート調査、大学等と自治体、学生を対象としたヒアリング調査を行った。以下では、これらの調査を通じて得られた結果を整理する。

① 大学等における大学修学支援事業を活用した支援の状況（大学等調査）

1) 障害のある学生の支援体制

- ・ 障害のある学生への支援業務を行う部署・機関については、専門部署・機関がある割合が 63.8%、専門部署・機関はないが、他の部署・機関が対応している割合が 32.8%となっており、回答のあった大学等の 9 割以上で、支援業務を行う部署・機関が明確となっていた。また、支援業務の主な担当者として、約 6 割が障害のある学生への支援を担当するコーディネーターを設置していた。
- ・ 障害のある学生への支援（対人援助）を行う際の体制としては、大学が運営する組織に登録する学生や、援助目的でのアルバイト・パートの雇用が 3～4 割であった。他方で、学生やボランティア等による支援体制はないとした大学が約 3 割あった。

2) 施設の整備状況

- ・ 障害のある学生を受け入れるため、学内全体または現在必要な箇所に整備をしている割合が、「バリアフリートイレ（多目的トイレ等を含む）」、「車椅子移動等に必要なスペース」、「手すり」、「スロープ等」、「専用駐車場」、「エレベーター」で 7 割を超えていた。整備の状況が半数に満たないものは、「点字ブロック、点字案内板等」、「点字ブレード等」、「聴覚障害者用の屋内信号機装置」、「磁気誘導ループ」に限られており、大学内の基礎的環境整備は推進されている実態がうかがえた。ヒアリング調査を行った大学では、個人の状況に合わせて、バリアフリー設備の整備や休憩室の設置など、丁寧な環境整備が行われていた。

3) 大学修学支援事業の利用学生

- ・ 事業の利用学生について、医療的ケアを必要とする学生がいる／いた割合は 29.3% であった。
- ・ 事業の利用学生の居住地は、大学等の所在する区市町村内は 4 割にとどまり、区市町村外（同一都道府県内）が 51.7%、都道府県外が 13.8% であった。なお、通学時に事業を利用しているのは 58.6% であり、家族の送迎・付添いが 53.4% あった。

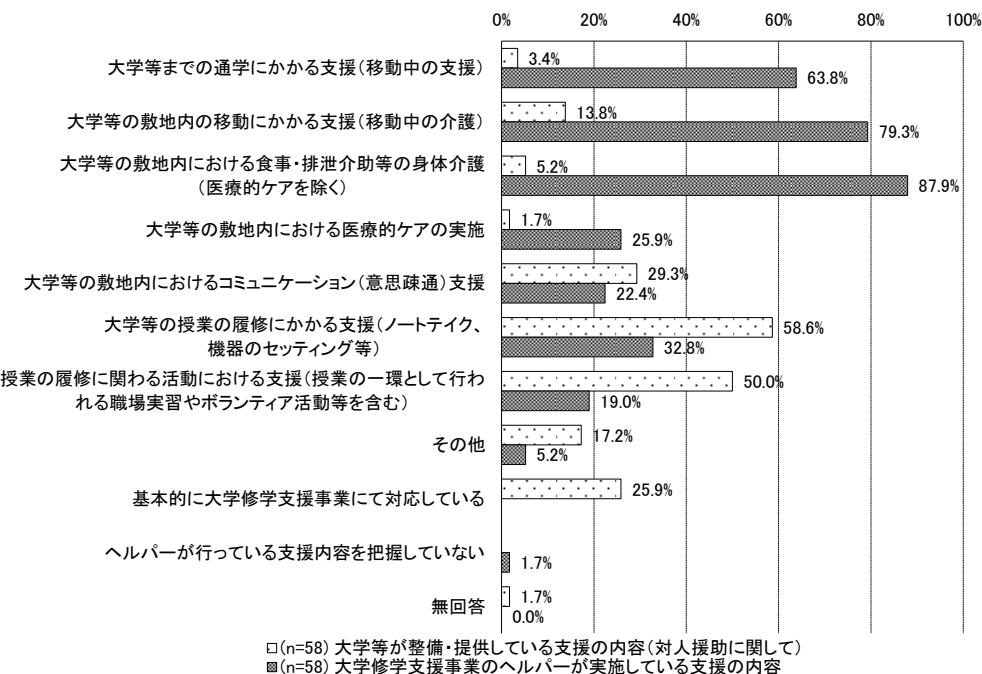
4) 大学修学支援事業の利用学生への支援状況

- ・ 大学等における調整・コーディネートの内容として、「利用学生との面談・配慮事項の聞き取り」、「利用学生の履修登録や授業に関する学内での調整（学生ボランティアや教職員等との調整を含む）」が約 8 割で行われていた。事業に直接的にかかわる内容としては、利用学生への事業に関する説明とヘルパー事業所との調整が約 5 割、利用学生が作成・提出する自治体向け申請書の作成支援が約 2 割であった。
- ・ 大学等が実施する対人援助の内容で半数以上が行っているものは、「大学等の授業の履修にかかる支援（ノートテイク、機器のセッティング等）」、「授業の履修に関わる活動における支援（授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む）」であり、学習に関する支援が中心と推察できた。なお、「基本的に大学修学支

援事業にて対応している」が 25.9%あり、授業の履修に係る支援を含め全てをヘルパーに依頼している大学等が 4 分の 1 を占めた。

- 他方で、事業のヘルパーが実施する支援は、「大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く）」、「大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護）」、「大学等までの通学にかかる支援（移動中の介護）」で 6 割を超えていた。身体介助や医療的ケアが中心的な業務となるが、授業の履修に係る支援も 32.8%で実施されていた。
- なお、大学等とヘルパーでの役割分担等を自由記述式で尋ねたところ、大学等が学内の移動支援やトイレ・食事介助を行うケース、ヘルパーがノートテイクを行うケースも確認されている。学習に係る支援は大学等が行い、身体介護や医療的ケアについてはヘルパーが行う傾向があるものの、大学等によって個別の対応状況は異なっていた。

図表 3-109 【大学等調査】大学等が整備・提供している支援の内容（対人援助に関して）／大学修学
支援事業のヘルパーが実施している支援の内容



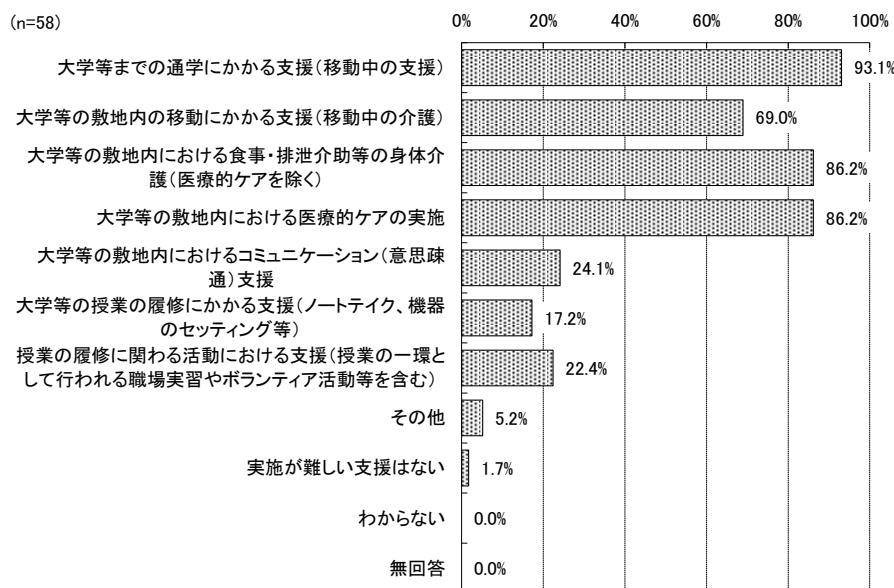
5) 自治体等との連携状況

- 自治体との調整・連携はほぼすべての大学で行われており、必要に応じての電話やメール等でのやりとりが約 8 割、打合せや協議の機会の設定が約 5 割と、柔軟に連携している実態がうかがえた。他方で、国の要綱で示されている自治体担当者による大学等が実施する委員会への参加は 25.9%にとどまった。
- 具体的な連携内容としては、委員会の事業に関係のある時間帯のみ自治体に参加してもらう、年 1 回相談支援専門員や本人を含めた打合せの設定等があった。ヒアリング調査では、対面の会議で意見交換等を行うことで、大学等が次の支援に繋がるヒントや気づきを得られるという意見があった。
- ヘルパー事業所との連携状況については、55.2%で実施があった。連携内容としては、利用開始前の学内や履修に係る情報提供や調整、定期的な情報共有、ヘルパーの確保に向けたチラシ掲載や学内での研修場所の提供等があった。

6) 大学修学支援事業の評価や課題等

- 事業に対する評価について尋ねた結果は以下のとおり。
 - 学生：当該事業のおかげで大学生活をおくれているなど肯定的な評価があった。一方で、申請手続きやヘルパーの確保など、事業利用に関する負担感も示された。
 - 大学：事業が、安心安全な修学機会の保障につながっているという評価があった。他方で、利用のための自治体との調整や運用の煩雑さに対する負担感が示された。また、生命維持や身体介助（日常生活の食事、排泄など）の支援は大学の本来業務に付随すると考えるのは難しく、修学上の合理的配慮の観点だけではなく、支援の連続性を担保する観点からも、大学での支援は困難であり、障害福祉サービスでの対応を期待する意見もあった。
- 重度障害者の修学に関して、現在、大学等では実施が難しい支援の内容を尋ねたところ、「大学等までの通学にかかる支援（移動中の支援）」、「大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く）」、「大学等の敷地内における医療的ケアの実施」は85%を超えていた。これらの項目は、今後の整備見込みを含めて行える最大限の支援を尋ねても、実施可能とした大学等が1割未満であり、大学等として極めて実施が難しい内容と推察できる。

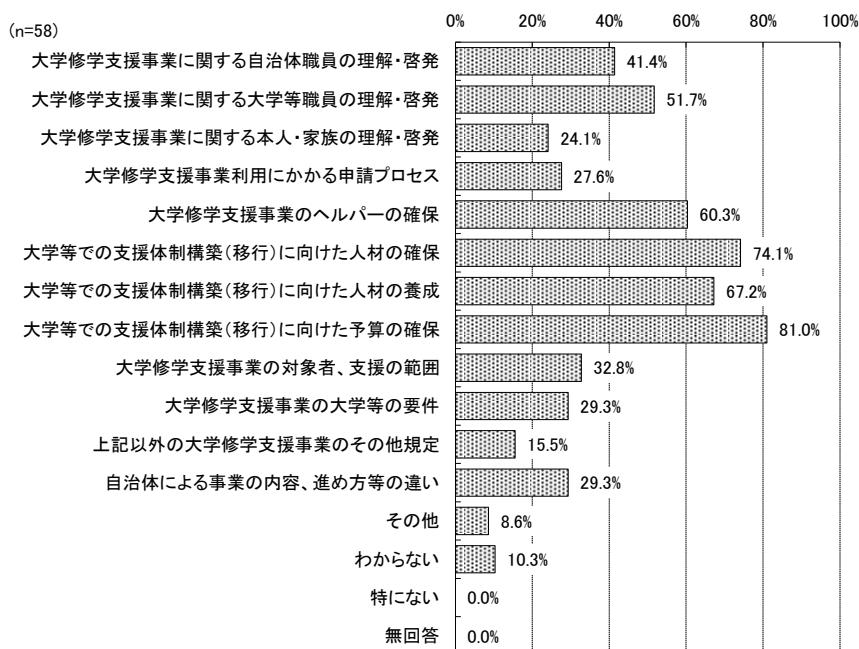
図表 3-110 【大学等調査】重度障害者の修学に関して、現在、大学等では実施が難しい支援の内容（複数選択）



- なお、ヘルパー事業所から大学等への支援の移行は、87.9%で移行した事例はなかった。移行にあたっては、約6～8割が、介助者を配置・養成するための予算確保とノウハウを課題としていた。
- ヒアリング調査では、ベッド移乗の補助に限定して職員を雇用していた大学があつたが、介助「補助」担当として雇用したまでであり、食事・排泄を含む身体介助は、然るべきトレーニングを積んだ有資格者が対応すべきという考えが示されていた。また、別の大学では、他の障害のある学生を含めた合理的配慮の一環として、排泄介助とそれに伴う車いすへの移乗支援を行うヘルパーを1名常駐していた。ただし、予算の関係もあり、医療的ケアを行える人材の確保や通学支援までは難しいとされていた。

- 事業全般に関する課題については、大学等での支援体制構築（移行）に向けた予算の確保（81.0%）、人材の確保（74.1%）、人材の養成（67.2%）が順に多く、支援の移行が大きな課題となっていた。次いで、事業のヘルパー確保、事業に関する大学等職員や自治体職員の理解・啓発が多くなっていた。
- 具体的な課題の内容としては、自由記述で、自治体職員・大学等職員・相談支援専門員等への事業に対する理解・啓発、ヘルパーの確保の難しさ、支援移行に向けた学内でのヘルパー配置の財政面・人材確保面での難しさ、自治体による事業の運用の違い等が示された。
- 国に対する要望としては、事業に関することとして、自治体間での差が生じない利用や本人の利便性等を理由とした障害福祉サービスや重度訪問介護の提供への希望が示された。また、大学等に対しての財政的な支援、大学等に生活支援の提供体制を求めずに済む国としての支援体制の整備、大学等への支援としての講習や情報交換の機会の設定等が挙げられた。

図表 3-111 【大学等調査】大学修学支援事業全般に関する課題（複数選択）



② 自治体における大学修学支援事業の運用の状況（自治体調査）

1) 大学修学支援事業の実績

- 2021～2024 年度での 1 自治体当たりの利用学生数は、平均値では 1.54～1.83 人、最大値では 4 人～7 人であった。利用学生 1 人当たりの総支給決定時間数は、平均値では約 600～700 時間だが、最小値、最大値を見ると、数時間から 2,000～3,000 時間まで幅が見られた。

2) 大学修学支援事業の運用状況

- 要綱等におけるサービス提供時間数やサービス提供費の上限については、設定していない自治体が半数以上だったが、「サービス提供時間数に応じたサービス提供費総額の上限を設定」が 25.0%、「サービス提供時間数の上限を設定」が 12.5%、「サービス提供費総額の上限を設定」が 4.2%と、上限管理を行っている自治体もあった。

- 報酬単価は、サービス提供時間に応じた単価の設定が約 6 割、30 分又は 1 時間あたりの単価について一律の設定が約 4 割であった。単価を一律に設定している場合、1 時間あたり 3,000 円未満とする自治体が 83.3% であった。
- 事業の利用に際し、利用学生及び大学等に求める書類は、「大学修学支援事業の利用申請書（97.9%）」、「大学等による支援体制構築に向けた計画がわかる書類（85.4%）」、「大学等の障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会に関する規程等の内容がわかる書類（75.0%）」の順に多く、これらを含め、8 つの書類が 6 割を超えていた。また、利用申請書の提出方法は、紙媒体での提出としている割合が高く、押印不要での紙媒体での提出が 64.6%、一部押印が必要での紙媒体での提出が 33.3% であった。

3) 大学等との連携状況

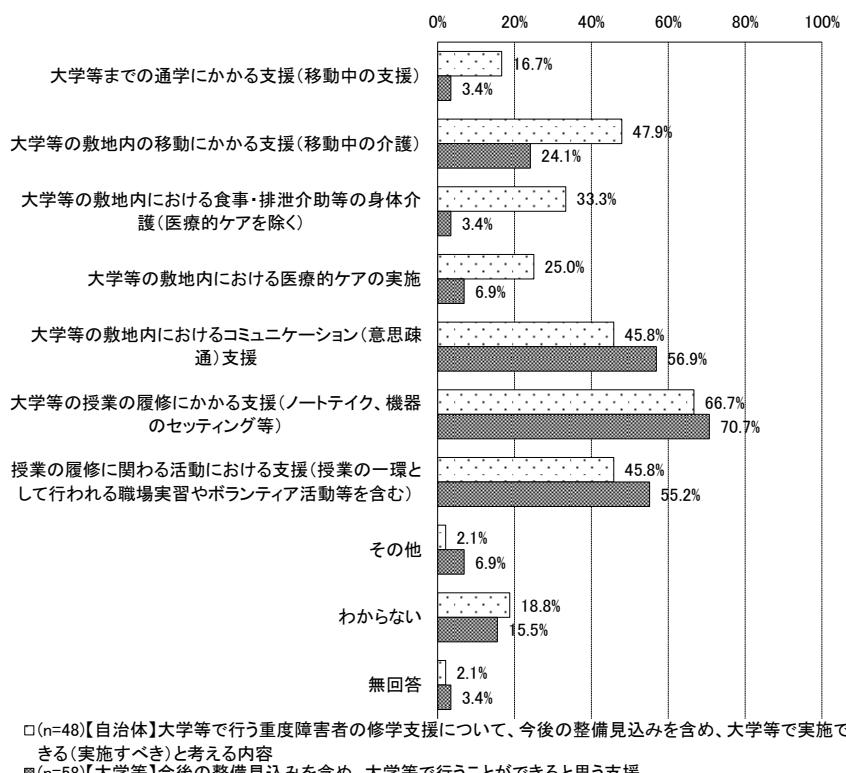
- 大学等との調整・連携はほぼすべての自治体で行われていた。必要に応じての電話やメール等でのやりとりが約 8 割、打合せや協議の機会の設定が約 5 割と、大学等を対象にした調査と同様の傾向が見られた。
- 大学等が行う支援体制構築に向けた計画の作成やその実施に対する協力・助言を行っている/行ったの割合は、50.0% であった。具体的な内容としては、他大学での支援事例の情報提供、履修に係る支援やボランティアによる支援体制構築に向けた助言等があった。
- ヒアリング調査では、委員会が大学構内の開催の場合は、大学職員に事業の課題を尋ねたり、学生が使用する休憩室等の施設見学を行ったりと、現場の様子を把握する機会としても活用していた自治体があった。また、本人・家族を含む関係者が一堂に会し、1 年の振り返り、課題、次年度の対応等を行う支援者会議の開催予定がある自治体もあった。

4) 大学修学支援事業への評価・課題等

- 事業に対する評価（自治体以外は、把握している評価）について尋ねた結果は以下のとおり。
 - 自治体：本人が自立している様子が見られた、学生が安心して修学できる等の肯定的な評価があった。一方で、事業実施自治体が少なく情報収集に苦慮することや、市町村の財政的な負担、障害福祉サービスと比べて報酬が少ないことを理由として担い手のヘルパーが見つからないなどの意見があった。また、本来は大学が実施すべき支援であるとの意見もあった。
 - 大学等：「人」が必要な支援を当該事業が支えており助かっているという評価があった。他方で、合理的配慮の範囲が曖昧、費用面で支援移行が難しいという意見があった。
 - 学生：安心して通学できるという声がある一方で、ヘルパーの確保や市町村が決めた支給量では時間数が足りない、大学側の了承がないと利用できないため不安がある等の声があった。また、学内での重度訪問介護の利用を希望する意見もあった。
 - 事業所：関係機関と上手く連携を取って実施できたという評価があった。また、障害福祉サービスの報酬の単価設定と異なること、単価が低いことに対する指摘があった。
- 事業を開始するにあたっての課題は、「大学等との調整・連携」が 45.8%、次いで、「ヘルパー派遣事業者の確保（39.6%）」、「予算の確保（37.5%）」が多かった。事業の設計、予算確保、大学等・利用者との調整・連携、ヘルパー派遣事業者の確保、事業実施までのスケジュールなど幅広い内容で 2 ~ 3 割の回答があり、具体的な課題の内容としても、情報収集、事業の設計方法、予算確保、スケジュール調整など多岐にわたる課題が示された。事業実施自治体が少なく参考情報が限られる中で、利用者の利用開始に間に合うよう、自治体が悩みながら事業を立ち上げた姿がうかがえた。

- 事業実施後から現在に至るまでの事業に係る課題は、「大学等への支援の移行」、「ヘルパー派遣事業者の確保」が約5割、「大学等との調整・連携」が約4割であった。具体的な課題の内容として、自由記述では、大学側の認識が十分でなく移行が進んでいない、身体介護を大学等で担うことの難しさがあげられた。また、当該事業の周知、利用者のニーズの把握、利用者が確定する前での予算確保、不規則な利用時間や報酬の低さ等を要因とするヘルパー事業所の確保、なども課題として指摘された。大学等との連携においては、顔の見える関係性が構築できないことや、調整の難しさが示された。
- 自治体が、今後の整備見込みを含め大学等で実施できる（実施すべき）と考える内容は、「大学等の授業の履修にかかる支援（ノートテイク、機器のセッティング等）」、「大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護）」、「大学等の敷地内におけるコミュニケーション（意思疎通）支援」、「授業の履修に関わる活動における支援（授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む）」の順に多かった。大学等が回答した、今後の整備見込みを含め、行うことができると思われる最大限の支援内容と比較すると、「大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介助（医療的ケアを除く）」、「大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護）」、「大学等の敷地内における医療的ケアの実施」の項目で、ギャップが大きくなっている。

図表 3-112 【大学等調査】重度障害者の修学に関して、今後の整備見込みを含め、大学等で行うことができると思われる最大限の支援／【自治体調査】大学等で行う重度障害者の修学支援について、今後の整備見込みを含め、大学等で実施できる（実施すべき）と考える内容（複数選択）



(注) 重度障害者の修学に関して、今後の整備見込みを含め、大学等で行うことができると思われる最大限の支援の内容については、ヘルパーが実施するような対人援助を想定、且つ大学修学支援事業の活用を除いて回答いただいた

- ・ 国に対する要望としては、事業に関することとして、国の要綱で示されている「大学等が支援体制を構築できるまで」「支援計画書」等の具体的な例示、事業対象者の拡大、自治体単位ではなく国による統一的な支援の構築等の意見があった。また、大学等での支援体制の構築にあたり、移行に向けた財政的な支援の必要性、当初から大学等で支援体制を構築できるような国の支援の必要性、特に、国の教育行政側からの支援を求める意見があった。また、障害福祉サービスの重度訪問介護による実施を求める意見もあった。

(2) 今後に向けて

平成 30 年度の事業開始以降、多くの障害のある学生が事業を利用し、修学してきた。本調査では、大学等、自治体、学生等を対象に事業の良い点や課題、改善すべき点の調査を行い、ワーキンググループ（以下、WG とする）において、有識者、学校関係者、自治体関係者、当事者による検討を行った。今後の事業を活用した重度障害者の修学支援の充実に向けて、事業に対する評価、課題等を整理する。

① 大学修学支援事業の良い点

- ・ 大学等において、通学時の支援や学内等での身体介助の実施が難しい現状においては、重度障害のある学生が安心して修学できる制度として、事業は重要な役割を果たしていた。
- ・ 本調査では、大学等や自治体を通した事業の利用学生の間接的な声として、「事業を活用することで、大学院での研究・学びが充実したものになっている。～（中略）～ここでの経験が、今後社会へ出ていく際いきてくれると思う」、「事業を利用することで安心して通学することができた」等の肯定的な意見が確認できた。また、ヒアリング調査においても、学生本人から、「他の学生が当たり前に送る大学生活も自分にとっては難しい部分が多く、当初は同じような生活は送れないと想定していた。他の学生と同じような大学生活を送っている点は前向きに捉えている」、「ヘルパーが調整できなければ、親に大学に来て支援してもらう必要があるのではないかと不安になっていたが、ヘルパーを利用できて良かったと思う」との発言があった。
- ・ 事業によって、修学の可能性や選択肢が拡大し、本人の自立につながっていることが確認された。また、日常的に支援する、本人の状態を熟知したヘルパーが支援することで、些細な変化に配慮した支援が受けられるという利点も確認された。事業利用前には修学のために介護をしていた家族の負担軽減や、大学等での医療的ケア等の専門性の高い支援の実現につながっているという評価もあった。

② 大学修学支援事業の課題、改善が必要な点

事業の課題、改善が必要な点を以下の項目建てで整理する。

- 普及啓発について
- 事業の設計について
- 調整・連携について
- 自治体の財源確保等について
- ヘルパー事業所の確保について
- 大学等における支援体制の構築、支援の移行について
- その他

1) 普及啓発について

- ・ 大学等へのアンケート調査では、事業に関する課題として、自治体職員、大学等職員の理解・啓発の割合が、それぞれ 41.4%、51.7% であった。自治体へのアンケート調査でも、事業実施後から現在までの事業に係る課題として、事業の普及・啓発が 16.7% となっている。実際に、事業を利用希望する学生がいても、自治体の担当者の理解不足により利用を断られた事例が挙げられており、事業の存在の認知や理解が十分ではないことで、一部

学生にとっては不利益が生じていると考えられる。

- ・ また、その他の支援者として、相談支援専門員、特別支援学校における周知・理解不足も課題として挙げられている。現に、当該事業の対象になりうる学生が、事業を認知しておらず、自費でヘルパー利用をしていたケースが確認されており、利用の拡大に向けて、本人・家族、自治体、大学等、特別支援学校、相談支援事業所、ヘルパー事業所など幅広い主体に対する普及啓発が必要とされている。

2) 事業の設計について

a) 自治体への事業設計に係る情報提供、自治体における事業の差

- ・ 事業開始時においては事業設計等で課題が生じており、国からの情報提供が期待されていた。自治体へのアンケート調査では、事業実施自治体が少なく事業設計の情報収集に苦慮することや、支援の範囲等の細かな事業設計、利用者の修学時期に合わせた予算の確保など、幅広い課題が見られており、ヒアリング調査でも、通常業務と並行しての事業設計への負担について言及があった。また、自治体からは、国に対して、要綱で規定する「大学等が支援体制を構築できるまで」や「支援計画書」の具体的な例示や参考資料の提供を求める意見があった。WGにおいても、事業開始時の体制構築や行政の仕組み作りで負荷が大きく、最初の1歩を踏み出しづらい状況になっていることを踏まえ、国による情報提供の支援が必要という意見があった。
- ・ 大学等からは、自治体ごとに制度設計（対象者、利用期間・時間数、事業所との契約方法、申請書類）が異なることで、学生間で不公平が生じることや事務負担が拡大することについて課題が示された。

b) 対象者の設定

- ・ 国の要綱にある対象者要件については、公費による支援として条件が設けられていると考えるが、入学後に停学その他の処分を受けていない者、修学意欲に欠けていない者という要件は必要ないのではないかという意見が自治体やWGにおいて出された。また、WGの委員からは、奨学金の給付要件に類似するが、この要件によって障害のある学生が修学できなくなる可能性もあるのではないかとの意見があった。
- ・ また、対象者の設定については、重度訪問介護以外の同行援護や行動援護の利用者の追加の要望があった。

c) 活動の範囲の設定

- ・ 活動範囲については、学生から、通学中の余暇支援が支援対象外のため友人関係の構築が難しい、就労に向けた活動も支援してほしい等の意見が確認できた。これらの支援は、重度訪問介護で支援可能と思われる内容であり、自治体による柔軟な運用が期待される。
- ・ なお、複数の自治体からは、サークル活動や就職説明会への参加を「大学等の修学に必要なもの」とするか、判断が難しいという指摘があった。WGでは、通学支援中の寄り道、サークル活動等については、重度訪問介護と当該事業の並行利用を円滑に行えるよう、一定の整理が必要ではないかという意見が出された。

3) 調整・連携について

- ・ 申請手続きについては、学生、大学等から、自治体からの書類作成の作業量の多さや提出スケジュールの短さが課題として挙げられた。自治体へのアンケート調査では、事業の利用に際し、自治体が利用学生及び大学等に多岐にわたる書類提出を求めていることが確認できた。また、提出締切が当日や翌日などに設定されているという例が確認されており、自治体における申請スケジュール上の配慮や手続きの煩雑さを軽減する試みは必要と思われる。

- 利用申請書は紙媒体で提出を求める自治体が多く、重度障害のある本人が申請をする場合、紙の書類を作成・郵送するという負担感も課題と推察された。他方で、ヒアリング調査では、相談支援専門員や基幹相談支援センターが間に入ることで、円滑に調整が進んだ事例が確認できており、コーディネートを担う職種の介在によって調整負担は軽減できる可能性がある。WG では、調整負担が大きい現状において、大学等と自治体の間に立って支援の調整を行える存在として、相談支援専門員の果たす役割が大きいとの指摘があった。ただし、当該事業が地域生活支援事業であることから、相談支援専門員の調整に対する報酬については課題と考えられる。
- 自治体と大学等の連携は概ね実施できているものの、自治体からは、顔の見える関係性が構築しづらい、大学側が連携に消極的だったり、負担に感じたりしている等の課題が見られた。

4) 自治体の財源確保等について

- 自治体へのアンケート調査では、事業開始の課題として、予算の確保が 37.5%（指都市・特別区以外の自治体に限定すると 41.9%）であった。事業実施後から現在に至るまでの事業に係る課題でも、予算の確保は 18.8%となっている。自由記述やヒアリング調査では、具体的に、障害福祉サービスとは異なる報酬の単価設定や単価の低さ、自治体の持ち出しの多さ、利用希望者の増加や年度途中での対応への懸念等が挙げられた。また、自治体の予算が十分ではない中で、大学への支援の移行が進まないのであれば、事業の継続は困難という自治体の意見も見られた。

5) ヘルパー事業所の確保について

- ヘルパー事業所の確保は、喫緊の課題となっている。事業全般に関する課題として大学等の約 6 割、事業実施後から現在に至るまでの事業に係る課題として自治体の約 5 割が、ヘルパー事業所の確保を挙げた。自由記述でも、自治体、大学等、学生、事業所から多数の指摘があり、ヘルパーの確保が難しい学生について週数日は保護者が対応した事例や大学に介助依頼があった事例が確認された。
- ヘルパー事業所の確保が難しい背景には、地域によって事業所の絶対数が不足していることに加え、障害福祉サービスよりも低い報酬単価や不規則な通学・一部時間帯等のスポットでの利用などから、事業所の採算確保の難しさが想定される。また、WG では、学生生活に慣れる中で、支援が短時間となることやナチュラルサポートへ移行する可能性があり、このような支援の移行に事業所も協力しやすくなるような事業の仕組みにしていくことも必要との意見があった。一部の地域や利用形態によっては、現状は、事業所の厚意や学生を応援したいという善意に依拠した状況にあると推察される。

6) 大学等における支援体制の構築、支援の移行について

a) 大学等とヘルパーの役割分担

- 現在の支援体制は、主に大学が、基礎的な環境整備を行ったうえで、授業の履修や履修にかかる活動への支援（対人援助）を行い、事業のヘルパーが身体介護や医療的ケアを行うという役割分担の傾向が見られた。
- ただし、授業の履修に係る支援を含め全てをヘルパーに依頼している大学等が約 25%あり、大学の合理的配慮で実施すべきノートテイク等のサポートに対して、事業を活用している実態があった。この点は、大学等の事業活用の課題と考えられる。WG の委員からは、教育の一環であるノートテイクやページめくり等は、大学等が合理

的配慮として実施する必要があり、速やかに大学側の支援体制を整備するなど改善が必要ではないかという意見があった。合理的配慮にあたるものには事業を利用できない旨を要綱に記載する提案も出された。

b) 支援の移行

- ・ 大学等へのアンケート調査では、87.9%が、ヘルパー事業所から大学等へ支援の移行はないと回答していた。当該事業では、必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間の支援を想定したものだが、移行はほぼ進んでいない状況にあり、支援の移行の難しさを感じる大学等や自治体が多かった。
- ・ 大学等では、介助者の配置・養成に向けた予算確保とノウハウが課題となっており、具体的には、合理的配慮として身体介助を実施することの困難さや、大学の規模による財政的な負担の大きさが指摘されていた。また、生命維持や身体介助（日常生活の食事、排泄など）の支援が、大学の本来業務に付随すると考えるのは難しく、身体介護については障害福祉サービスで対応し、環境整備や学習に係る支援は大学が実施することが望ましいという意見も見られた。ヒアリング調査では、一部、支援移行を進めた事例が確認されたが、大学等では補助者の配置に限界がある（身体介助を行える有資格者の配置は困難）、医療的ケアや通学支援などの個別支援は予算上実施が難しい、との見解が見られた。
- ・ 自治体からは、教育の機会を障害の有無にかかわらず平等に提供するという立場に立てば、福祉だけではなく教育側からの積極的な支援が必要といった意見や、当初から大学等で支援体制を構築できるような国の支援の必要性、特に、国の教育行政側からの支援を求める意見があった。
- ・ 合理的配慮の考え方については、大学等と自治体の双方で理解を深める必要性があると考えられる。また、中長期的には、大学等における支援について、一定の整理（事業で担うのか、大学等への技術面、財政面での支援の充実により大学側で支援体制を構築するか等）が必要ではないかと思われる。

7) その他

- ・ 事業の多岐にわたる課題（予算確保と実施のタイミングの乖離、手続きの煩雑さ・事務負担の多さ、報酬の設定等）や、自治体や大学等の組織に応じて多様な運用がなされていることを背景に、事業を通じての支援ではなく、障害福祉サービスの重度訪問介護を大学等でも利用可能とすることへの要望や、国の教育行政による支援拡充によって大学等での直接支援を可能とすべきとの要望が示された。
- ・ 卒業後の就労への移行に向けて、就職活動への支援を課題とする言及もあった。ヒアリング調査では、就職活動の金銭的な負担が軽減されることで、就職の選択肢が広がるという学生の意見や、就労に向けた早期の支援体制の構築が必要であるという自治体の意見があった。事業の利用学生については、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の活用も想定されることから、教育、労働、福祉の分野横断的な連携支援も今後は必要になると思われる。

最後に、本調査は、事業の活用を前提とした調査、分析であることを申し添える。事業の対象となるような学生でも、事業を利用せずに修学している実態が確認された（例：自治体が実施する移動支援を学内で利用するケース、通信制のスクーリングは通年・長期の外出ではないとして重度訪問介護を利用するケース、私費でヘルパーを利用するケース等）。今後は、これらを含め、重度障害者の大学等への修学状況の概観を整理したうえで、事業の位置づけや課題について検討することも必要と思われる。

第4章 訪問系サービスにおける外出支援の状況調査結果

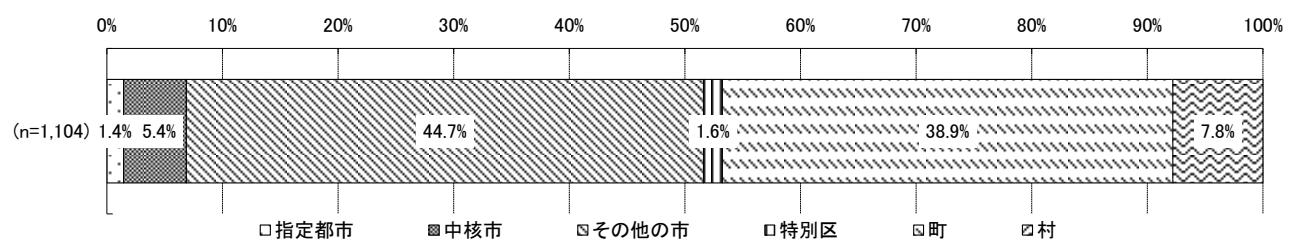
1. 自治体アンケート調査結果

(1) 基本情報

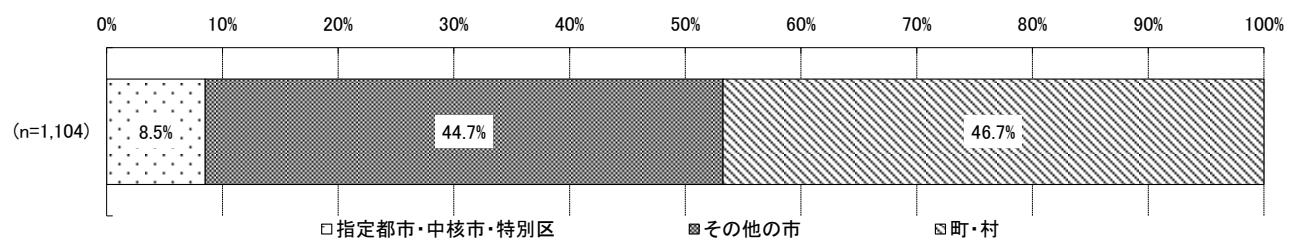
① 自治体の種類

「その他の市」の割合が最も高く44.7%となっている。次いで、「町（38.9%）」「村（7.8%）」となっている。

図表 4-1 自治体の種類



図表 4-2 【参考】自治体の種類（指定都市・中核市・特別区、町・村について合算）



(2) 重度訪問介護・同行援護・行動援護における外出支援の実施状況

① 各サービスの実施状況

1) 自治体に所在する各サービスの事業所数（令和6年10月1日時点）

a) 重度訪問介護事業所数

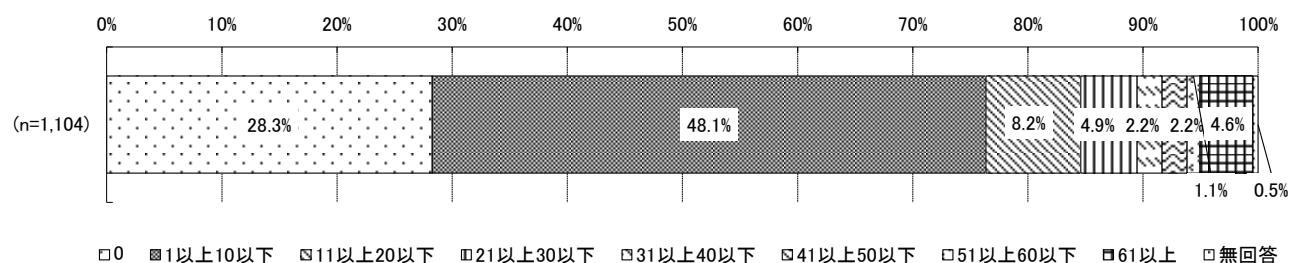
平均値 16.0、最小値 0.0、最大値 2,028.0、標準偏差 77.9 となっている。

図表 4-3 重度訪問介護事業所数（単位：事業所）

自治体の種類	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	1,099	0.0	2,028.0	16.0	77.9	3.0
指定都市・中核市・特別区	94	6.0	2,028.0	125.2	239.6	60.0
その他の市	491	0.0	91.0	10.6	12.7	6.0
町・村	514	0.0	11.0	1.2	1.8	0.0

(注) 令和6年10月1日時点の集計が難しい場合は、直近の数字を回答。

図表 4-4 重度訪問介護事業所数の分布（単位：事業所）



b) 同行援護事業所数

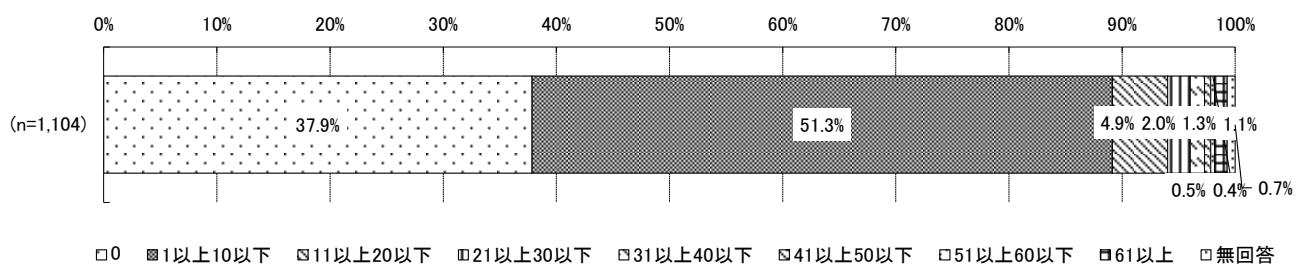
平均値 5.9、最小値 0.0、最大値 859.0、標準偏差 30.9 となっている。

図表 4-5 同行援護事業所数（単位：事業所）

自治体の種類	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	1,096	0.0	859.0	5.9	30.9	1.0
指定都市・中核市・特別区	94	2.0	859.0	45.1	97.0	22.5
その他の市	491	0.0	49.0	4.1	4.9	2.0
町・村	511	0.0	8.0	0.5	1.0	0.0

(注) 令和6年10月1日時点の集計が難しい場合は、直近の数字を回答。

図表 4-6 同行援護事業所数の分布（単位：事業所）



c) 行動援護事業所数

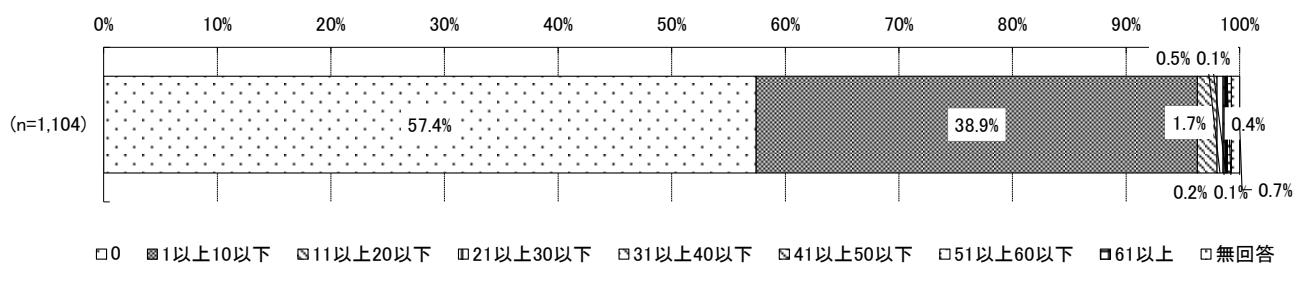
平均値 2.2、最小値 0.0、最大値 217.0、標準偏差 10.3 となっている。

図表 4-7 行動援護事業所数（単位：事業所）

自治体の種類	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	1,096	0.0	217.0	2.2	10.3	0.0
指定都市・中核市・特別区	94	0.0	217.0	15.4	31.7	6.0
その他の市	490	0.0	16.0	1.6	2.4	1.0
町・村	512	0.0	6.0	0.3	0.7	0.0

(注) 令和 6 年 10 月 1 日時点の集計が難しい場合は、直近の数字を回答。

図表 4-8 行動援護事業所数の分布（単位：事業所）



2) 自治体における各サービスの支給決定者数（令和 6 年 10 月 1 日時点）

a) 重度訪問介護の支給決定者数

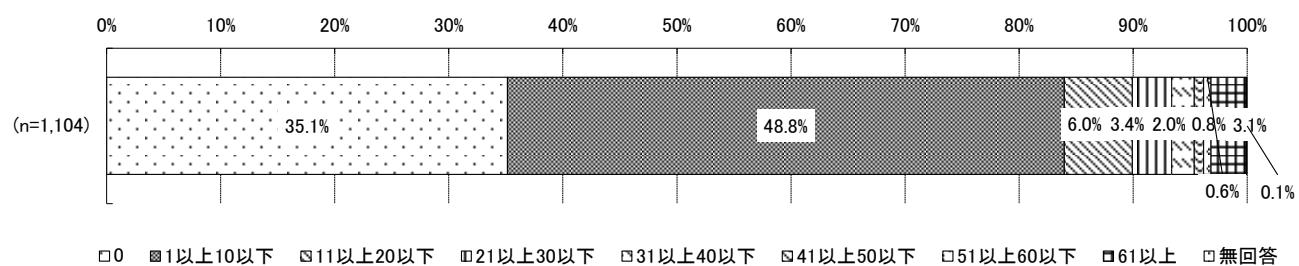
平均値 12.3、最小値 0.0、最大値 1,785.0、標準偏差 79.2 となっている。

図表 4-9 重度訪問介護の支給決定者数（単位：人）

自治体の種類	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	1,103	0.0	1,785.0	12.3	79.2	1.0
指定都市・中核市・特別区	94	1.0	1,785.0	102.0	253.9	35.5
その他の市	494	0.0	127.0	7.2	12.9	3.0
町・村	515	0.0	7.0	0.8	1.3	0.0

(注) 令和 6 年 10 月 1 日時点の集計が難しい場合は、直近の数字を回答。

図表 4-10 重度訪問介護の支給決定者数の分布（単位：人）



b) 同行援護の支給決定者数

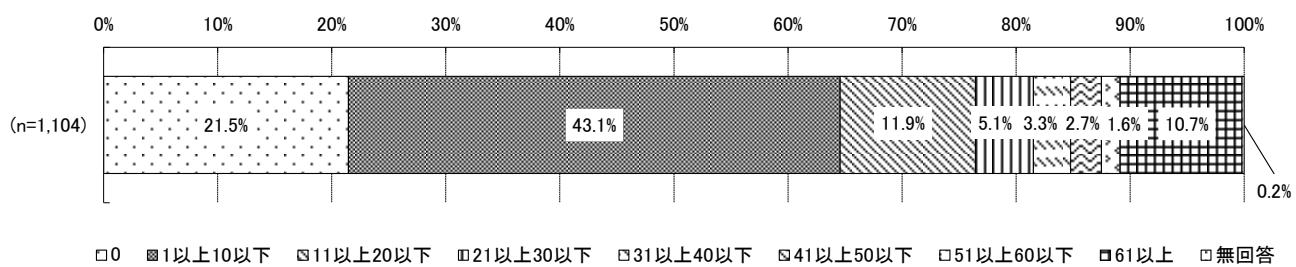
平均値 27.9、最小値 0.0、最大値 1,869.0、標準偏差 94.8 となっている。

図表 4-11 同行援護の支給決定者数（単位：人）

自治体の種類	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	1,101	0.0	1,869.0	27.8	94.8	5.0
指定都市・中核市・特別区	94	0.0	1,869.0	203.4	260.9	129.0
その他の市	494	0.0	219.0	21.1	24.5	12.5
町・村	513	0.0	33.0	2.1	3.5	1.0

(注) 令和 6 年 10 月 1 日時点の集計が難しい場合は、直近の数字を回答。

図表 4-12 同行援護の支給決定者数の分布（単位：人）



c) 行動援護の支給決定者数

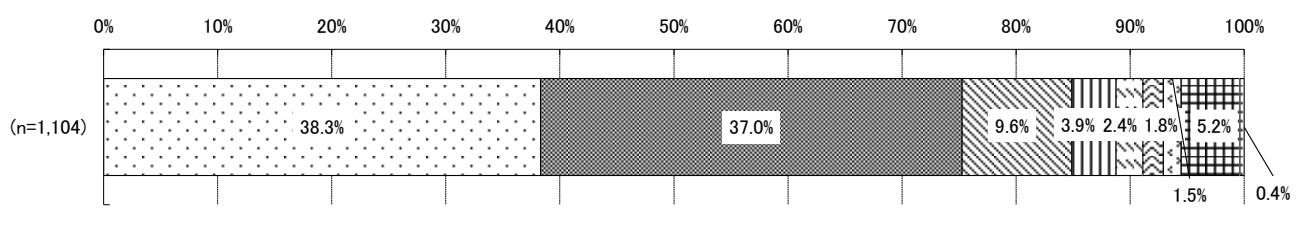
平均値 17.2、最小値 0.0、最大値 1,772.0、標準偏差 82.7 となっている。

図表 4-13 行動援護の支給決定者数（単位：人）

自治体の種類	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	1,100	0.0	1,772.0	17.2	82.7	2.0
指定都市・中核市・特別区	94	0.0	1,772.0	116.7	256.4	37.0
その他の市	494	0.0	192.0	14.3	25.9	4.0
町・村	512	0.0	47.0	1.8	4.3	0.0

(注) 令和 6 年 10 月 1 日時点の集計が難しい場合は、直近の数字を回答。

図表 4-14 行動援護の支給決定者数の分布（単位：人）



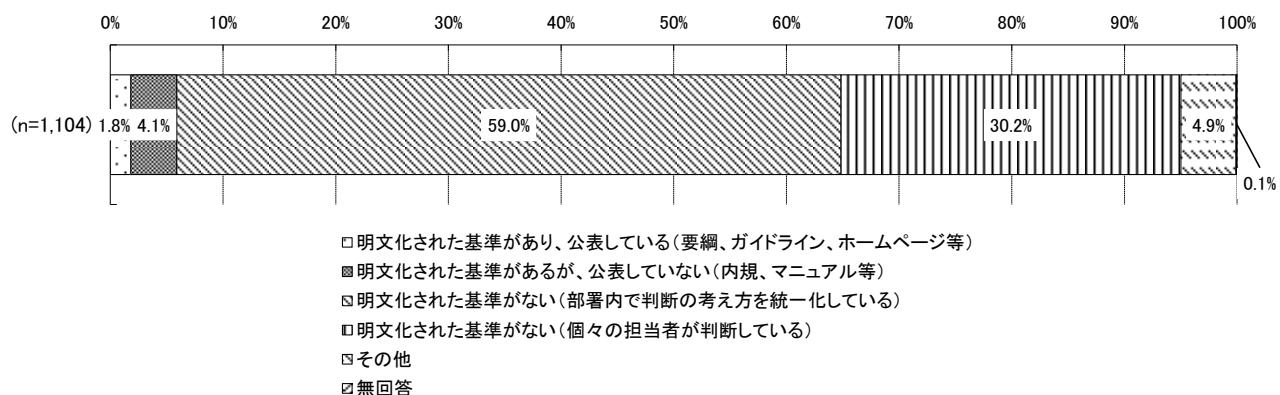
② 各サービスの支給決定に関する取り決め

1) 「通年かつ長期にわたる外出」について

a) 「通年かつ長期にわたる外出」に該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況

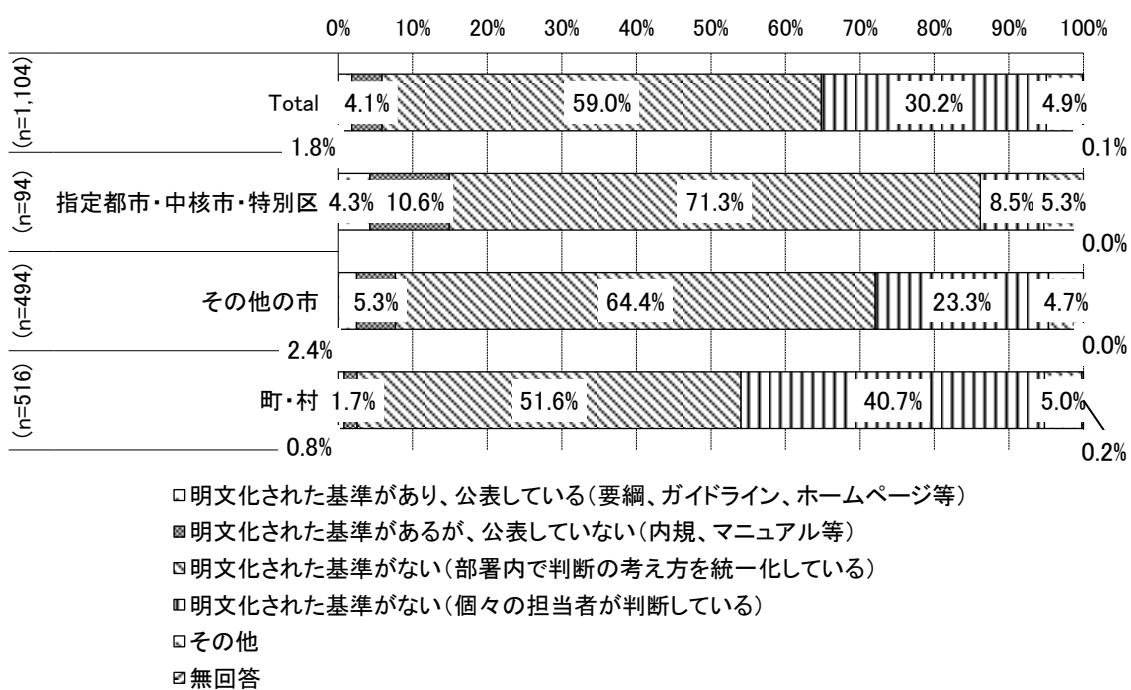
「明文化された基準がない（部署内で判断の考え方を統一化している）」の割合が最も高く 59.0% となっている。次いで、「明文化された基準がない（個々の担当者が判断している）（30.2%）」、「その他（4.9%）」となっている。

図表 4-15 「通年かつ長期にわたる外出」に該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況



(注) 「その他」として、「移動支援ガイドラインを策定し、準じている」、「事務処理要領に準ずる」、「明文化された基準ではなく、ケースごとに部署内で協議している」、「支給決定者がなく、未検討」等の回答があった。

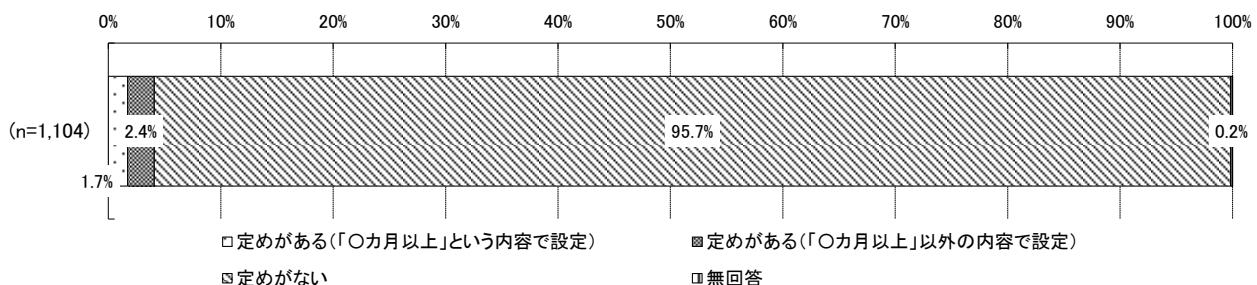
図表 4-16 【自治体の種類別】「通年かつ長期にわたる外出」に該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況



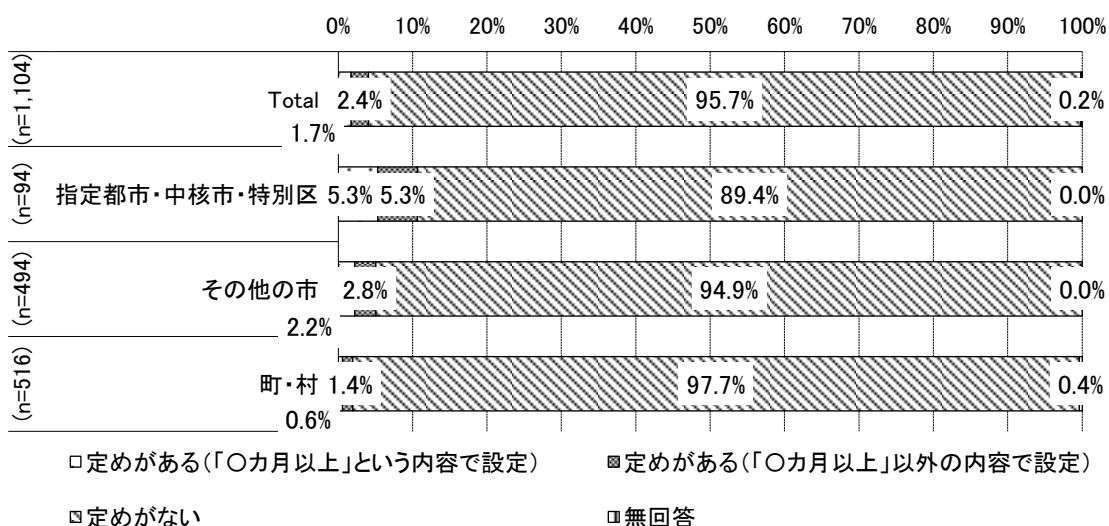
b) 「通年かつ長期にわたる外出」の「通年」の具体的な期間の設定状況

「定めがない」の割合が最も高く 95.7%となっている。次いで、「定めがある（「〇ヶ月以上」以外の内容で設定）（2.4%）」、「定めがある（「〇ヶ月以上」という内容で設定）（1.7%）」となっている。

図表 4-17 「通年かつ長期にわたる外出」の「通年」の具体的な期間の設定状況



図表 4-18 【自治体の種類別】「通年かつ長期にわたる外出」の「通年」の具体的な期間の設定状況

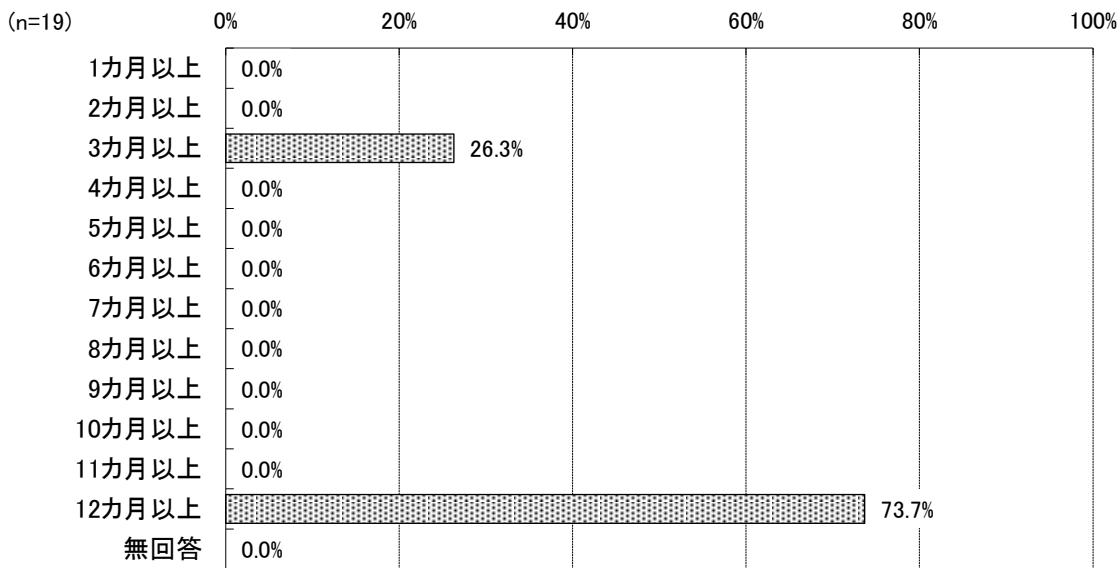


c) 「通年かつ長期にわたる外出」の「通年」の具体的な期間（「○カ月以上」という内容で設定）

「12カ月以上」の割合が73.7%、「3カ月以上」の割合が26.3%である。

図表 4-19 「通年かつ長期にわたる外出」の「通年」の具体的な期間

（定めがある（「○カ月以上」という内容で設定）場合）



(注)「通年」の具体的な期間について定めがあり、「○カ月以上」という内容で設定している場合に、定めている月数について尋ねた結果を整理した。

d) 「通年かつ長期にわたる外出」の「通年」の具体的な期間（「○カ月以上」以外の内容で設定）

「通年かつ長期にわたる外出」の「通年」の具体的な期間（「○カ月以上」以外の内容で設定）として、以下のような回答があった。

図表 4-20 「通年かつ長期にわたる外出」の「通年」の具体的な期間

（定めがある（「○カ月以上」以外の内容で設定）場合、自由記述式）

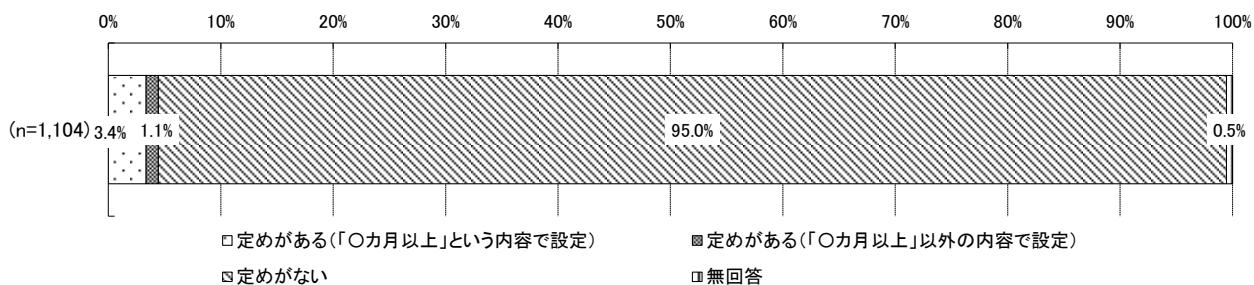
- ・ 一年を通してその用務のための外出支援が定期的に必要な場合。
- ・ 移動支援の内規を準用している。一年を通じて定期的に外出支援が必要な場合。
- ・ 標準支給量を超えて、1週間に一定程度、同一目的のために、3か月以上の期間にわたり定期的に行う外出。
- ・ 週単位・月単位で利用日が定められて利用を行うもので、終了が長期にわたるもの、または終了見込みが明確でないもの。

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

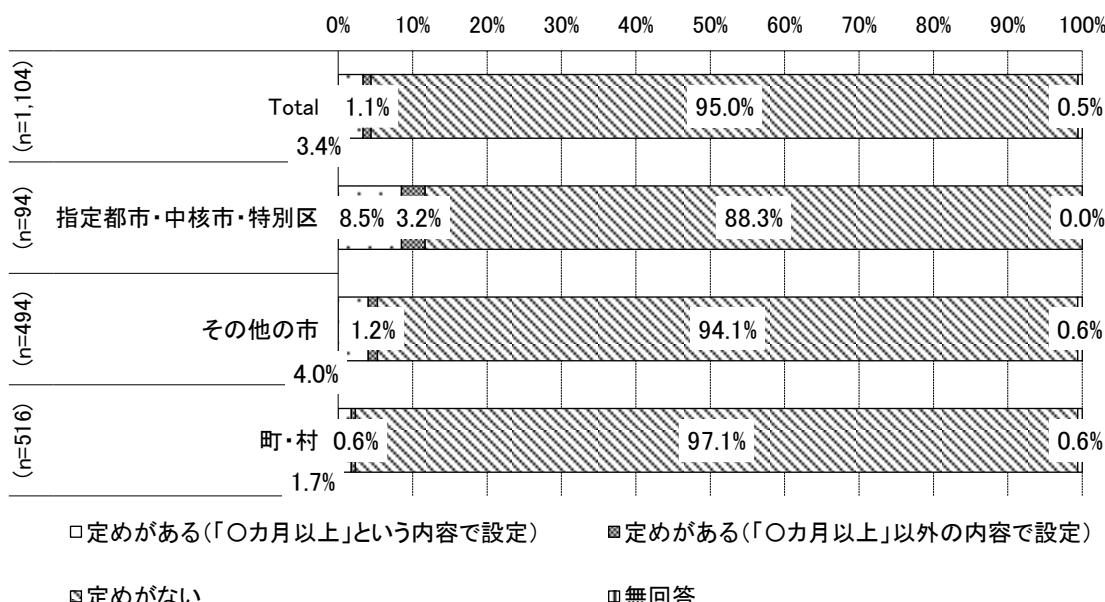
e) 「通年かつ長期にわたる外出」の「長期」の具体的な期間の設定状況

「定めがない」の割合が最も高く 95.0%となっている。次いで、「定めがある（「〇ヶ月以上」という内容で設定）（3.4%）」、「定めがある（「〇ヶ月以上」以外の内容で設定）（1.1%）」となっている。

図表 4-21 「通年かつ長期にわたる外出」の「長期」の具体的な期間の設定状況



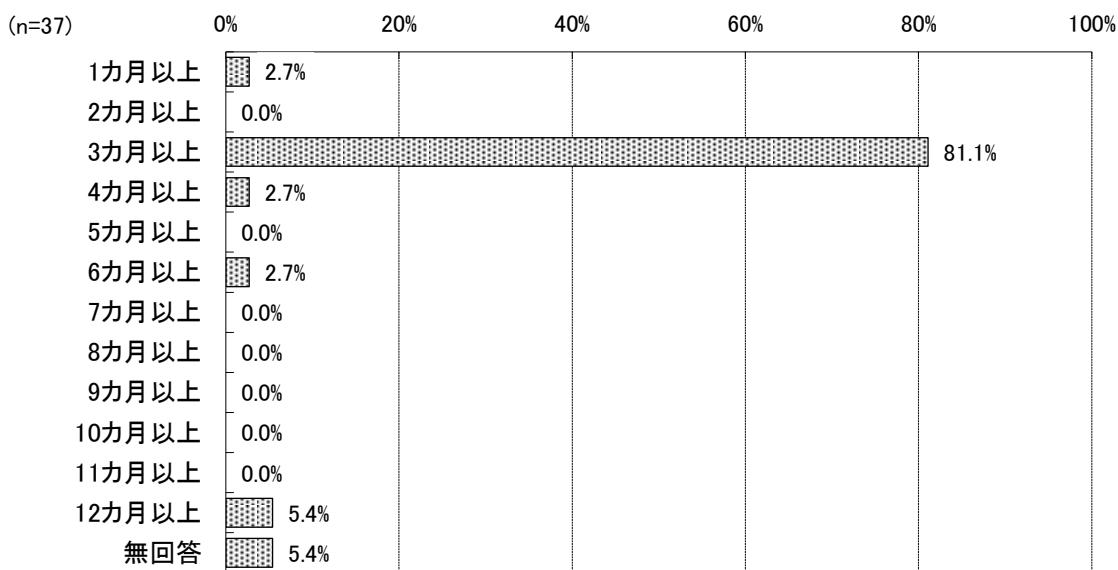
図表 4-22 【自治体の種類別】「通年かつ長期にわたる外出」の「長期」の具体的な期間の設定状況



f) 「通年かつ長期にわたる外出」の「長期」の具体的な期間（「○カ月以上」という内容で設定）

「3カ月以上」の割合が最も高く81.1%となっている。次いで、「12カ月以上（5.4%）」、「無回答（5.4%）」となっている。

図表 4-23 「通年かつ長期にわたる外出」の「長期」の具体的な期間
(定めがある（「○カ月以上」という内容で設定）場合)



(注)「長期」の具体的な期間について定めがあり、「○カ月以上」という内容で設定している場合に、定めている月数について尋ねた結果を整理した。

g) 「通年かつ長期にわたる外出」の「長期」の具体的な期間（「○カ月以上」以外の内容で設定）

「通年かつ長期にわたる外出」の「長期」の具体的な期間（「○カ月以上」以外の内容で設定）として、以下のような回答があった。

図表 4-24 「通年かつ長期にわたる外出」の「長期」の具体的な期間
(定めがある（「○カ月以上」以外の内容で設定）場合、自由記述式)

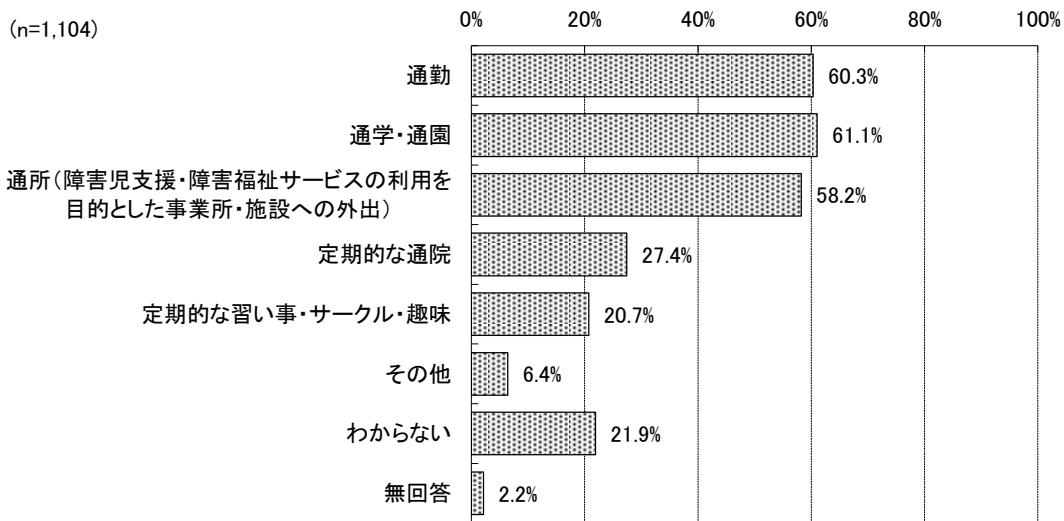
- ・ 一定期間以上継続する場合をいい、一定期間とは、3ヶ月を超える期間とする。
- ・ 移動支援の内規を準用している。概ね3ヶ月を超える期間を継続すること。
- ・ 標準支給量を超えて、1週間に一定程度、同一目的のために、3か月以上の期間にわたり定期的に行う外出。

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

h) 「通年かつ長期にわたる外出」としている外出の内容

「通学・通園」の割合が最も高く 61.1%となっている。次いで、「通勤（60.3%）」、「通所（障害児支援・障害福祉サービスの利用を目的とした事業所・施設への外出）（58.2%）」となっている。

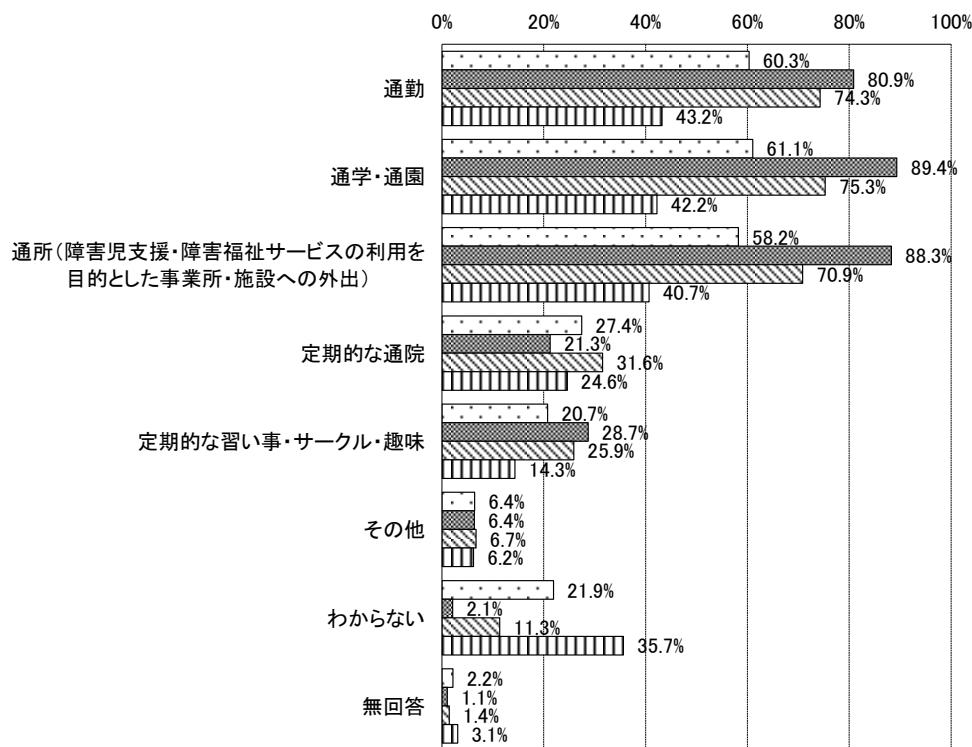
図表 4-25 「通年かつ長期にわたる外出」としている外出の内容（複数選択）



(注 1) 「通年かつ長期にわたる外出」に該当する外出かどうかを判断するための明文化された基準がある場合はその基準に記載のある外出を、明文化された基準がない場合は実際の運用の中で「通年かつ長期にわたる外出」と判断している外出を選択。

(注 2) 「その他」として、「いずれも該当しない」、「その都度、課内で検討する」、「事例なし」等の回答があった。

図表 4-26 【自治体の種類別】「通年かつ長期にわたる外出」としている外出の内容（複数選択）



□(n=1,104) Total □(n=94) 指定都市・中核市・特別区 □(n=494) その他の市 □(n=516) 町・村

- i) 「定期的な通院」あるいは「定期的な習い事・サークル・趣味」における「定期的」の具体的な頻度
「定期的な通院」あるいは「定期的な習い事・サークル・趣味」における「定期的」の具体的な頻度として、以下のような回答があつた。

図表 4-27 「定期的な通院」あるいは「定期的な習い事・サークル・趣味」における
「定期的」の具体的な頻度（「定期的な通院」あるいは「定期的な習い事・サークル・趣味」を
「通年かつ長期にわたる外出」としている場合、自由記述式）

- ・ 移動支援において「週 2 回以上」と定めがあり、その考え方を準用する。
- ・ 週 3 回以上の利用が 3 か月以上続くと見込まれるもの。
- ・ 週単位や月単位で利用日が定められているもの。

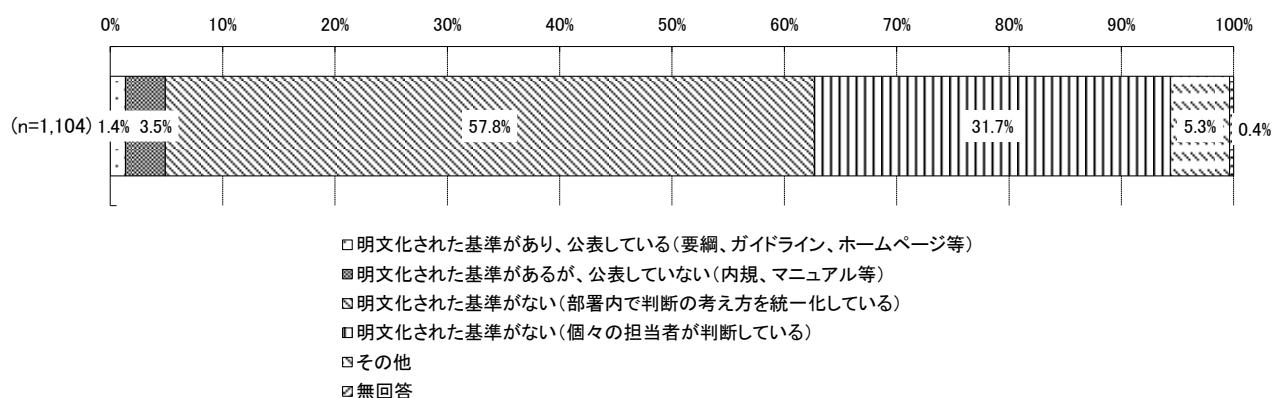
(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

2) 「社会通念上適当でない外出」について

a) 「社会通念上適当でない外出」に該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況

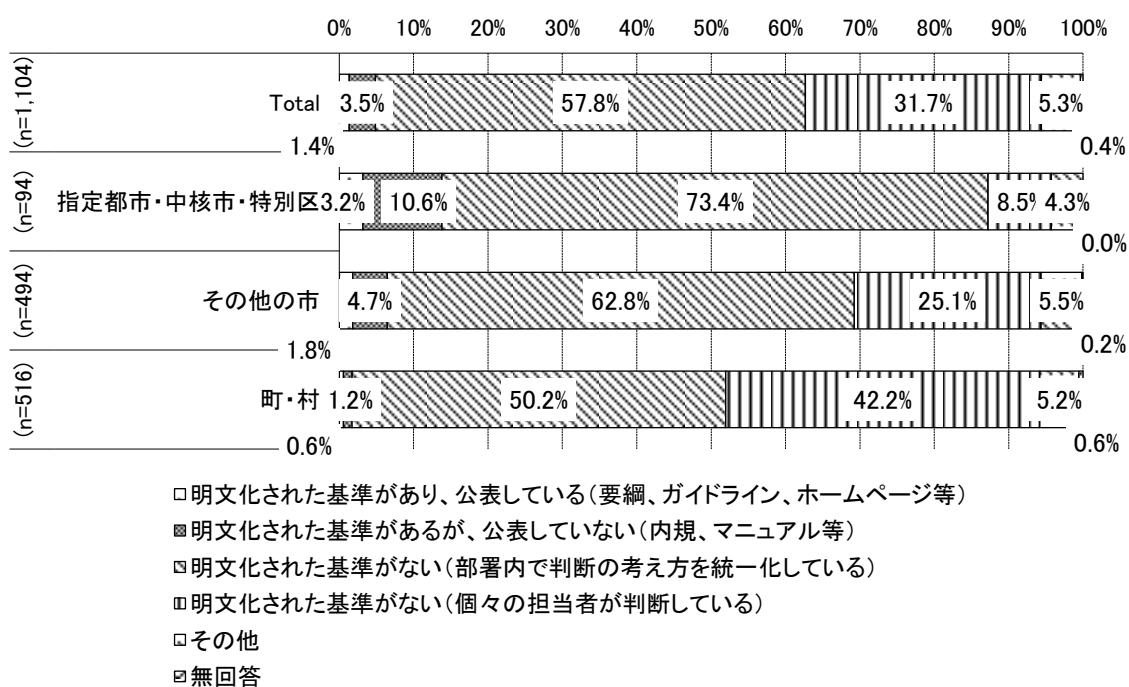
「明文化された基準がない（部署内で判断の考え方を統一化している）」の割合が最も高く57.8%となっている。次いで、「明文化された基準がない（個々の担当者が判断している）（31.7%）」「その他（5.3%）」となっている。

図表 4-28 「社会通念上適当でない外出」に該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況



(注)「その他」として、「法令等に照らしあわせ判断している」、「移動支援ガイドラインを策定し、準じている」、「事務処理要領に準ずる」、「明文化された基準ではなく、ケースごとに部署内で協議している」、「支給決定者がなく、未検討」等の回答があった。

図表 4-29 【自治体の種類別】「社会通念上適當でない外出」に該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況



b) 「社会通念上適当でない外出」としている外出の内容

「社会通念上適当でない外出」としている外出の内容として、以下のような回答があった。

図表 4-30 「社会通念上適当でない外出」としている外出の内容（自由記述式）

【通勤・営業活動等の経済活動に係る外出】

- ・ 営業活動等の経済活動に係る外出
- ・ 通勤
- ・ 商品販売

【通園・通学・通所】

- ・ 通学
- ・ 通学、通所時の利用

【政治活動】

- ・ 政治活動(講演会や投票所への外出等は可)
- ・ デモ活動

【宗教活動】

- ・ 宗教活動
- ・ 布教活動や勧誘等の活動(冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加や一般的に行われる宗教行事は可)
- ・ 宗教上の儀式行事

【趣味・余暇活動等】

- ・ ゲームセンター、麻雀店、パチンコ店
- ・ スナック、バー等飲酒を目的とする場所
- ・ 風営法第2条第1項第1号～第5号までに規定されている営業等を実施している店舗への外出

【旅行、宿泊を伴う移動】

- ・ 長期にわたる旅行や海外渡航等
- ・ 買い物や余暇活動等の日常生活外の外出(例:バスツアーなど)

【ギャンブル】

- ・ ギャンブル
- ・ 競馬、競輪、競艇
- ・ 賭博性が高いまたは可能性を秘めた遊戯を目的とする場所への外出

【公序良俗に反するもの】

- ・ 公序良俗に反する行為が伴う外出(つきまとい等迷惑行為)
- ・ 違法行為
- ・ 反社会的勢力の活動に参加するための外出
- ・ 競馬、パチンコ、居酒屋、スナック等のうち常習化し、利用者の日常生活が破綻することが明らかであるもの

【危険を伴うもの】

- ・ 危険を伴う活動

- ・ 深夜帯の外出

【必要性のないもの】

- ・ 明らかに必要性の感じられないもの

- ・ 生活するうえで必要な外出以外

【他のサービスで対応しているもの】

- ・ 入院中や医療機関での診療中など保健医療サービスを利用している間

- ・ 他の福祉サービスを利用している間

【児童への対応】

- ・ 保護者の付き添いのない児童の受診

- ・ 障害児で学齢年齢未満の者や保護者等による育児、養育等が適当と認められる障害児の移動

- ・ 保護者の都合や仕事等による預かり行為

【その他の外出】

- ・ 募金

- ・ 嗜好品(煙草・酒)のみの買い出し

- ・ 特定の利益を目的とする団体活動に伴う利用

- ・ 自分のためではなく、他人のための外出(○○さんに××を買ってあげたい等)

- ・ 公費での支援が適切でないもの

【個別判断】

- ・ 個別事例で判断

- ・ 利用者のニーズに合わせて判断している

- ・ 社会通念上適当でない外出については○○の場合は不可など、一律の判断をしていない

【事例がない】

- ・ 現在、支給決定している者がおらず、希望があった場合、検討し判断する

- ・ 「社会通念上適当でない外出」と判断した事例がない

【その他】

- ・ 時代に応じて変化するものと考える

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。また、回答いただいた内容について、外出の内容単位で整理した。自治体単位で見ると、複数の外出の内容を記載している場合がある。

3) その他

a) 社会参加のための外出等として、重度訪問介護・同行援護・行動援護の支援の対象としている外出の内容

社会参加のための外出等として、重度訪問介護・同行援護・行動援護の支援の対象としている外出の内容として、以下のような回答があった。

図表 4-31 社会参加のための外出等として、重度訪問介護・同行援護・行動援護の支援の対象としている外出の内容（自由記述式）

【通園・通学】
・ 介護者の疾病等やむを得ない理由により、通学・通所が困難となった場合で、自治体が認めた場合（最長3か月以内）
【障害福祉サービス事業所の見学】
・ 障害福祉サービス事業所の見学
【訓練】
・ 通学・通所開始時における、一人で通えるようになるためのトレーニングの目的（最長3か月以内） ・ 公共交通機関の乗車訓練等
【政治活動】
・ 選挙演説等の傍聴 ・ 選挙投票
【儀式等への参加】
・ 冠婚葬祭（結婚式、葬式、法事等の会場） ・ 墓参り、初詣等の社会的習慣 ・ 礼拝等の宗教活動（布教活動は除く）
【諸手続き】
・ 行政機関等に関わる手続き ・ 金融機関の利用（銀行、郵便局等） ・ 今後の生活において必要な手続きで、継続性のないもの（月数回程度を想定）
【医療機関の利用等】
・ 医療機関への受診、出産・入退院等の手続き ・ リハビリ目的の病院受診の介助 ・ お見舞い、健康診断、予防接種など治療（診察）行為が伴わない場合の医療機関
【障害に関わる活動】
・ 福祉関連イベントの参加 ・ 障害者団体の会議やイベント ・ 自身の障害に関する啓発活動
【買い物】
・ 生活必需品の買い物

- ・社会生活一般で必要と考えられる買い物(趣味、嗜好に関するもの)
- ・個人の嗜好による買物等

【趣味・余暇活動】

- ・余暇・スポーツ・文化活動(ギャンブル等社会通念上不適当なものは除く)
- ・個人の趣味・趣向による余暇活動等の時間
- ・生活の内容や質の充実、向上を図るための外出(映画鑑賞、カラオケ、コンサート、外食、個人の嗜好による買物(衣類、雑貨、本、CD等)、各種団体の行事や会合等)
- ・文化施設等(美術館、映画館、コンサート会場等)の利用、遊園地、動物園

【旅行、宿泊を伴う移動】

- ・旅行
- ・観光
- ・宿泊を伴う外出

【自己啓発活動、学習等】

- ・生涯学習(自己啓発)活動
- ・自己啓発や教養を高めるための外出(美術館、博物館、図書館、文化センター、市民センター、公民館等)
- ・勉強会、講演会(講演する側で金銭の受け取りがある場合は除く)
- ・フォーラム等の自主参加

【健康の維持・増進を図るための外出】

- ・健康増進を図るための外出(トレーニングジムやプール等)
- ・体育施設(体育館、競技場、プール等)の利用、スポーツイベント
- ・医師等の指導に基づく健康状況の維持等を目的とした運動
- ・コミュニティーセンター等での老化防止等のための外出

【ボランティア活動】

- ・ボランティア活動(通年かつ長期ではない)

【地域活動】

- ・地域によるイベント等、町内会の会合に出席
- ・自治体において開催される催しや大会、研修会などに参加するための外出
- ・地域生活に欠かせないと判断できる外出(地域の自治会、婦人会、子ども会等の行事、祭りへの参加)

【家族・知人に関わるもの】

- ・入院、入所中の家族の見舞い
- ・利用者の子どもの学校行事への参加のための外出、友人・親戚等の自宅訪問
- ・社会生活一般で考えられる付き合いのための外出

【その他の内容】

- ・日常生活に必要な外出先
- ・生きがいのための外出
- ・明文化された基準はないが、実際の運用の中で、社会参加・避難訓練・筋力アップを兼ねたウォーキングを支援対象と判断している。

【個別判断】

- ・ 不可能なことはほとんどないが、利用方法と状況による
- ・ その都度、協議をする

【事例なし】

- ・ 社会参加のための外出等と判断した例がない
- ・ 事例がないので、今後あれば、都度、国の指針や他市町村の動向を調査し、判断する

【その他】

- ・ 余暇活動などの社会参加のための外出等は「移動支援」の対象としている

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。また、回答いただいた内容について、外出の内容単位で整理した。自治体単位で見ると、複数の外出の内容を記載している場合がある。

b) 重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定において、判断に迷う外出の内容とその対応

重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定において、判断に迷う外出の内容とその対応として、以下のような回答があった。

図表 4-32 重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定において、
判断に迷う外出の内容とその対応（自由記述式）

判断に迷う外出の内容	その対応
学校内での支援、部活動に関する支援	学校の管理下で行われることは学校に管理責任があり、ケアの必要な児童への支援も教育の一環と考えられるため、公的サービスとしての福祉サービス利用はそぐわないと考える。
宗教活動の範囲(布教活動と宗教を主体とした趣味のサークルの違い等)、主催者がヘルパーを用意すべきと判断される行事	総合的に状況を勘案して判断をしている。講師活動等で謝礼が発生する場合、経済的活動に当たらないかの観点で金額等を確認する。
忘年会など飲酒を伴う食事会	飲酒を税金の公費負担対象とすることに議論はあるが、健常者が社会一般的に行う行為の範疇とも言え、飲酒行為のみ切り分けて不可とすることも現実的ではないため、通常一般的な食事の範囲であれば可としている。
生活介護終了後、就労中の家族が帰宅するまでの間に行われる行動援護(日中一時支援や延長支援を行える事業所が無いこと、本人の状態変化に応じて支援内容を切り替えられることから希望がある)	その他の方策が無く、強度行動障害がある方等に特例的に認めている。しかし、事業所からの送迎的利用も兼ねている側面があること、通年かつ長期にわたる内容になっていることから、都度給付の判断に悩んでいる。
①家族が対応できない場合等における、通所事業所や短期入所等への送迎(自宅を起点・終点としない外出を含む)	①本人や家族の状況等を踏まえ、代替手段がない場合に、支援が必要な期間のみ、特例として認めている。なお、重度障害・行動障害・視覚障害のない事

判断に迷う外出の内容	その対応
<p>②施設入所支援利用中の外出支援としての各サービスの併用</p> <p>③通学・通所・通勤等(通年かつ長期にわたる外出)に係る、自宅からバス停・駅等までの移動(単独での移動ができるようになるための練習としての一時的な外出支援)</p>	<p>例においては、保護者の急病等で送迎が困難な場合に、3か月までの期間限定で移動支援の利用を認めている。</p> <p>②基本的には認めていない(事務処理要領に記載されているとおり、一時帰宅中であって、施設入所支援等の報酬が全く算定されない期間においては認めていない)。</p> <p>③本人や家族の状況等を踏まえ、代替手段がない場合に、支援が必要な期間のみ、特例として認めている。なお、重度障害・行動障害・視覚障害のない事例においては、支援が必要な期間のみ、移動支援の利用を認めている。</p>
介護保険の認定を受けている方の通院時の支援	支援内容によって、介護保険でのサービスになるのか、障害福祉サービスになるのか等、介護保険担当課やケアマネジャーも含めた調整、確認が必要になる。

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

(3) 移動支援事業（地域生活支援事業）の実施状況

① サービスの実施状況

1) 自治体に所在する移動支援事業所数（令和6年10月1日時点）

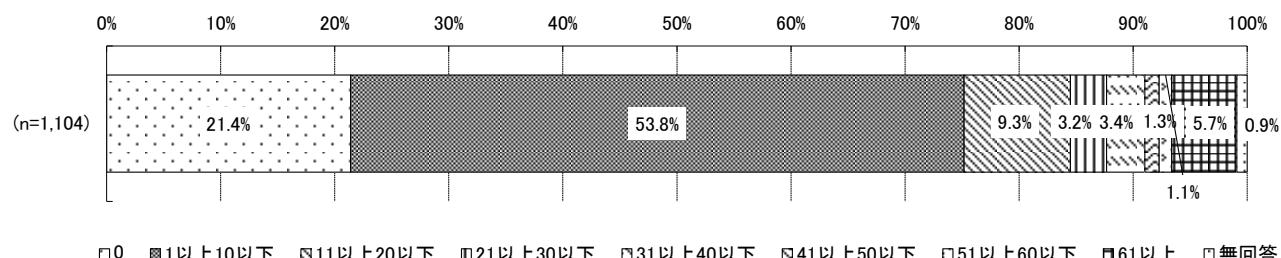
平均値 17.3、最小値 0.0、最大値 1,765.0、標準偏差 73.1 となっている。

図表 4-33 自治体に所在する移動支援事業所数（単位：事業所）

自治体の種類	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	1,094	0.0	1,765.0	17.3	73.1	2.0
指定都市・中核市・特別区	93	3.0	1,765.0	126.6	218.1	61.0
その他の市	488	0.0	195.0	12.6	20.5	6.0
町・村	513	0.0	52.0	1.9	5.0	1.0

(注) 令和6年10月1日時点の集計が難しい場合は、直近の数字を回答。

図表 4-34 自治体に所在する移動支援事業所数の分布（単位：事業所）



□0 □1以上10以下 □11以上20以下 □21以上30以下 □31以上40以下 □41以上50以下 □51以上60以下 □61以上 □無回答

2) 自治体における移動支援事業の利用決定者数（令和6年10月1日時点）

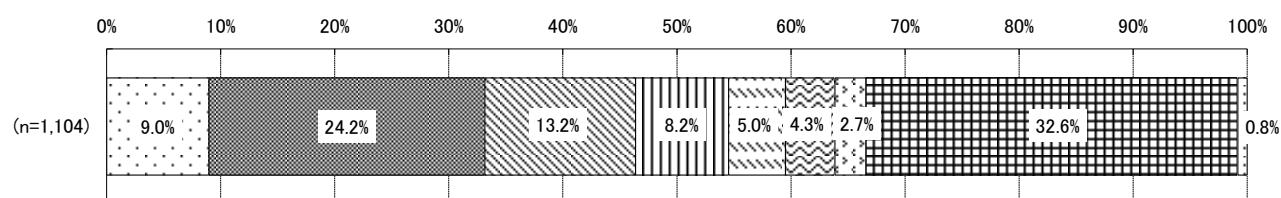
平均値 192.2、最小値 0.0、最大値 12,206.0、標準偏差 733.1 となっている。

図表 4-35 自治体における移動支援事業の利用決定者数（単位：人）

自治体の種類	回答数 (n)	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
Total	1,095	0.0	12,206.0	192.2	733.1	25.0
指定都市・中核市・特別区	93	8.0	12,206.0	1,504.1	2,069.1	828.0
その他の市	489	0.0	1,271.0	128.4	178.9	61.0
町・村	513	0.0	174.0	15.1	22.2	7.0

(注) 令和6年10月1日時点の集計が難しい場合は、直近の数字を回答。

図表 4-36 自治体における移動支援事業の利用決定者数の分布（単位：人）



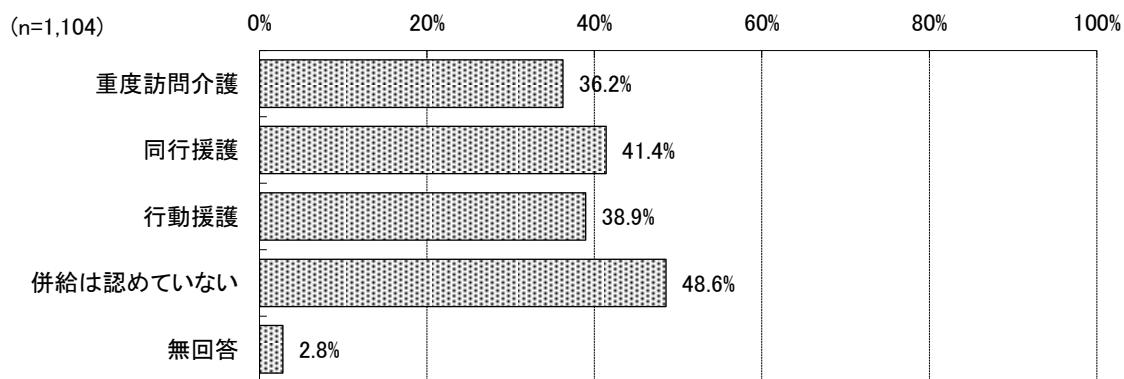
□0 □1以上10以下 □11以上20以下 □21以上30以下 □31以上40以下 □41以上50以下 □51以上60以下 □61以上 □無回答

② 利用決定に関する取り決め

1) 移動支援事業との併給を認めているサービス

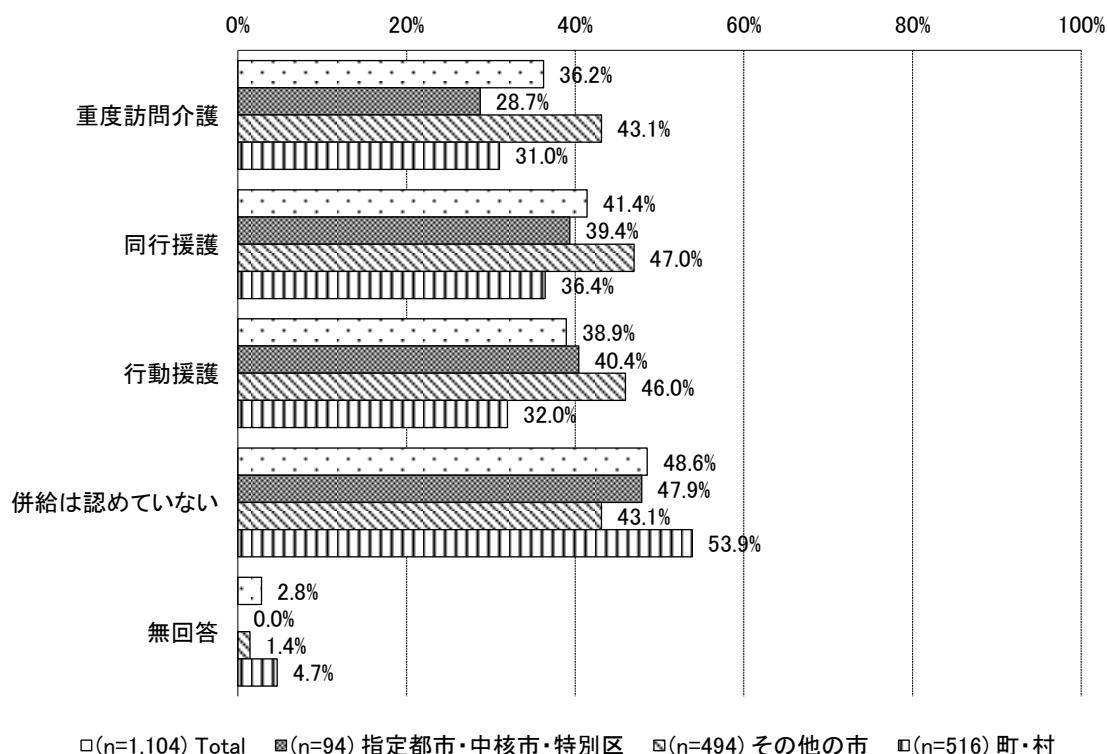
「併給は認めていない」の割合が最も高く48.6%となっている。次いで、「同行援護（41.4%）」、「行動援護（38.9%）」となっている。

図表 4-37 移動支援事業との併給を認めているサービス（複数選択）



(注) 自治体における一般的な判断（個別の事由を勘案しない）を回答。

図表 4-38 【自治体の種類別】移動支援事業との併給を認めているサービス（複数選択）

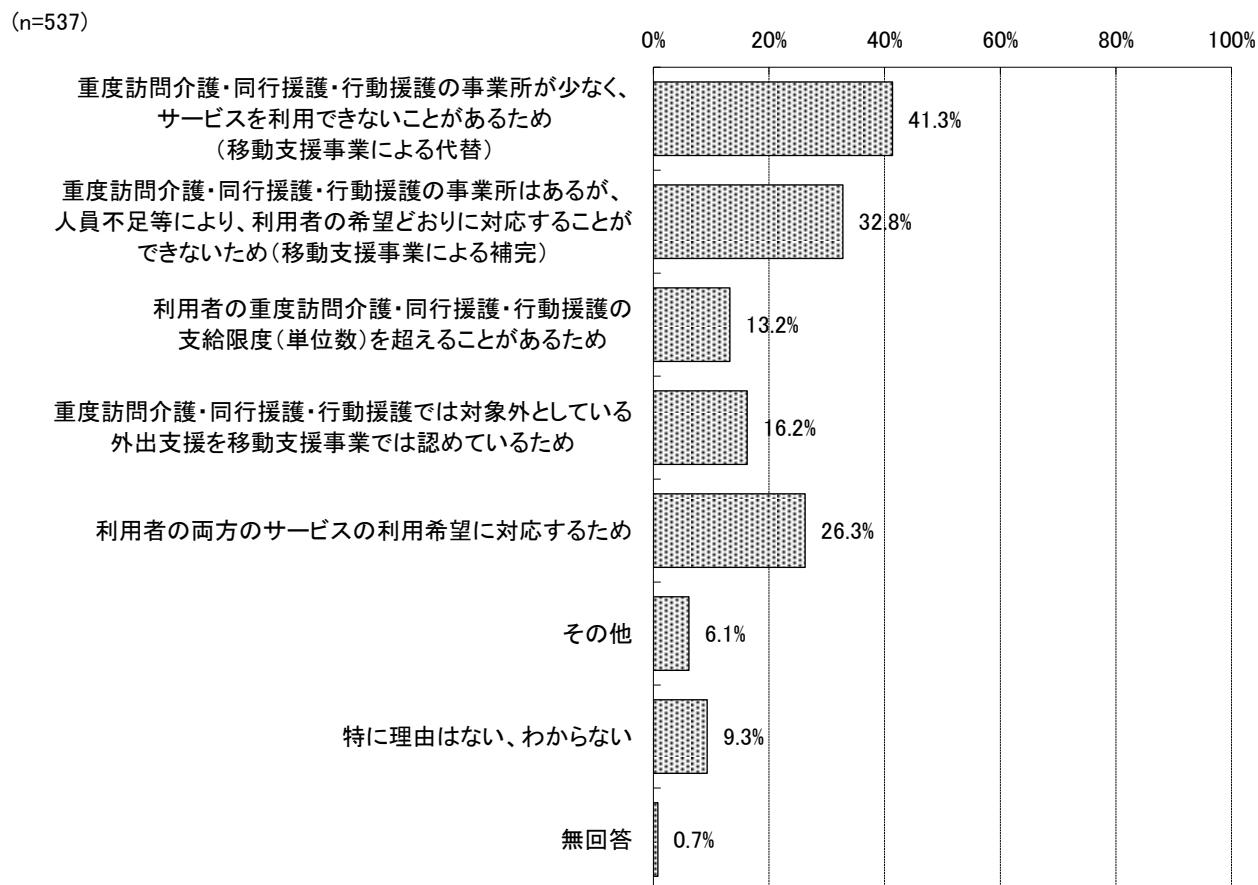


□(n=1,104) Total ■(n=94) 指定都市・中核市・特別区 □(n=494) その他の市 □(n=516) 町・村

2) 移動支援事業と重度訪問介護・同行援護・行動援護との併給を認めている理由

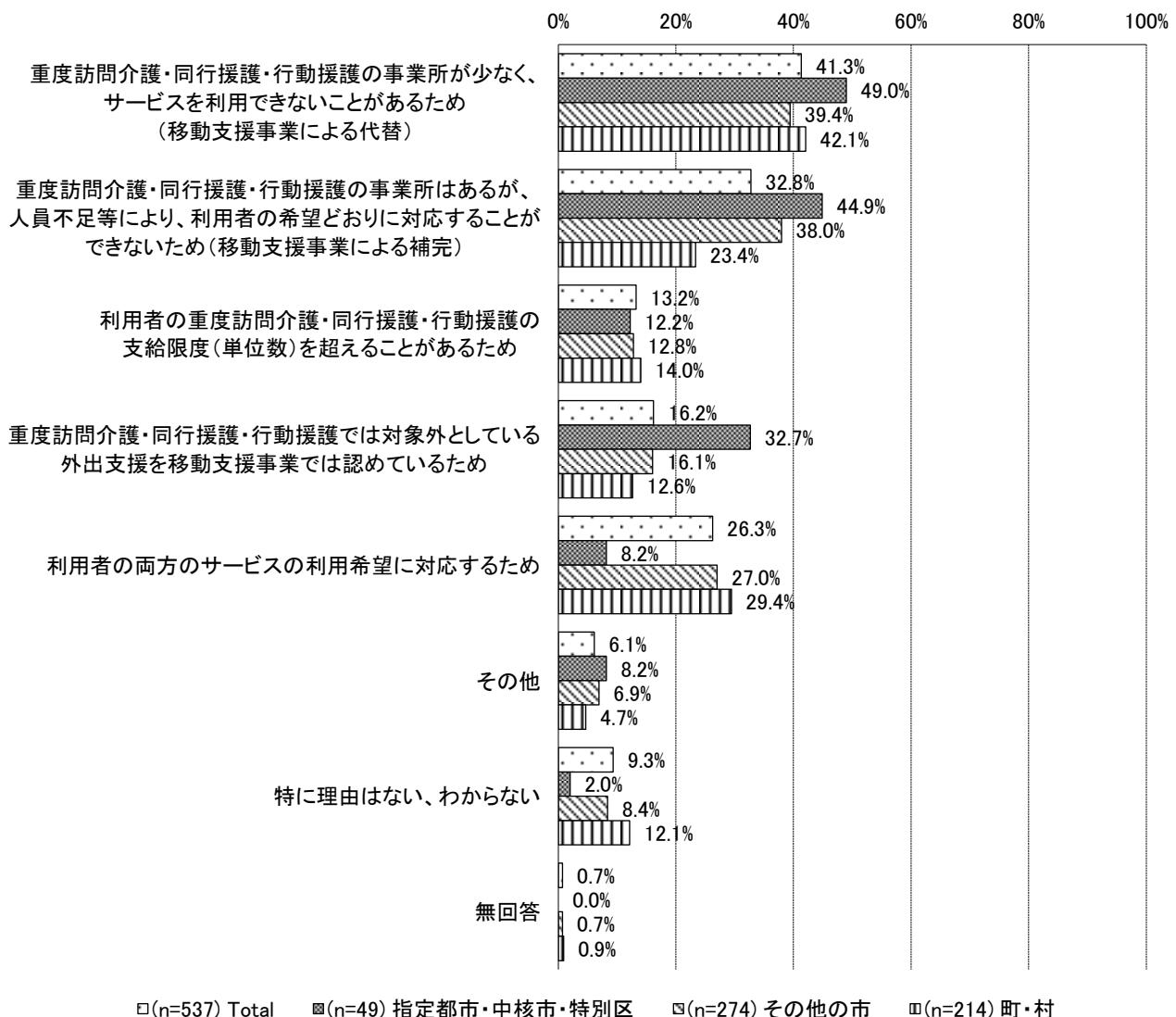
「重度訪問介護・同行援護・行動援護の事業所が少なく、サービスを利用できないことがあるため（移動支援事業による代替）」の割合が最も高く41.3%となっている。次いで、「重度訪問介護・同行援護・行動援護の事業所はあるが、人員不足等により、利用者の希望どおりに対応することができないため（移動支援事業による補完）（32.8%）」、「利用者の両方のサービスの利用希望に対応するため（26.3%）」となっている。

図表 4-39 移動支援事業と重度訪問介護・同行援護・行動援護との併給を認めている理由
(併給を認めている場合、複数選択)



(注)「その他」として、「緊急時対応」、「移動支援のグループ支援の支給を希望する利用者がいるため」、「事業所の車両による移動の支援（車両移送型）との併用は、必要に応じて認めている。ヘルパーによる移動の支援（ヘルパー支援型）との併用は、原則認めていない」、「同日に併用しなければ対応することができる」等の回答があった。

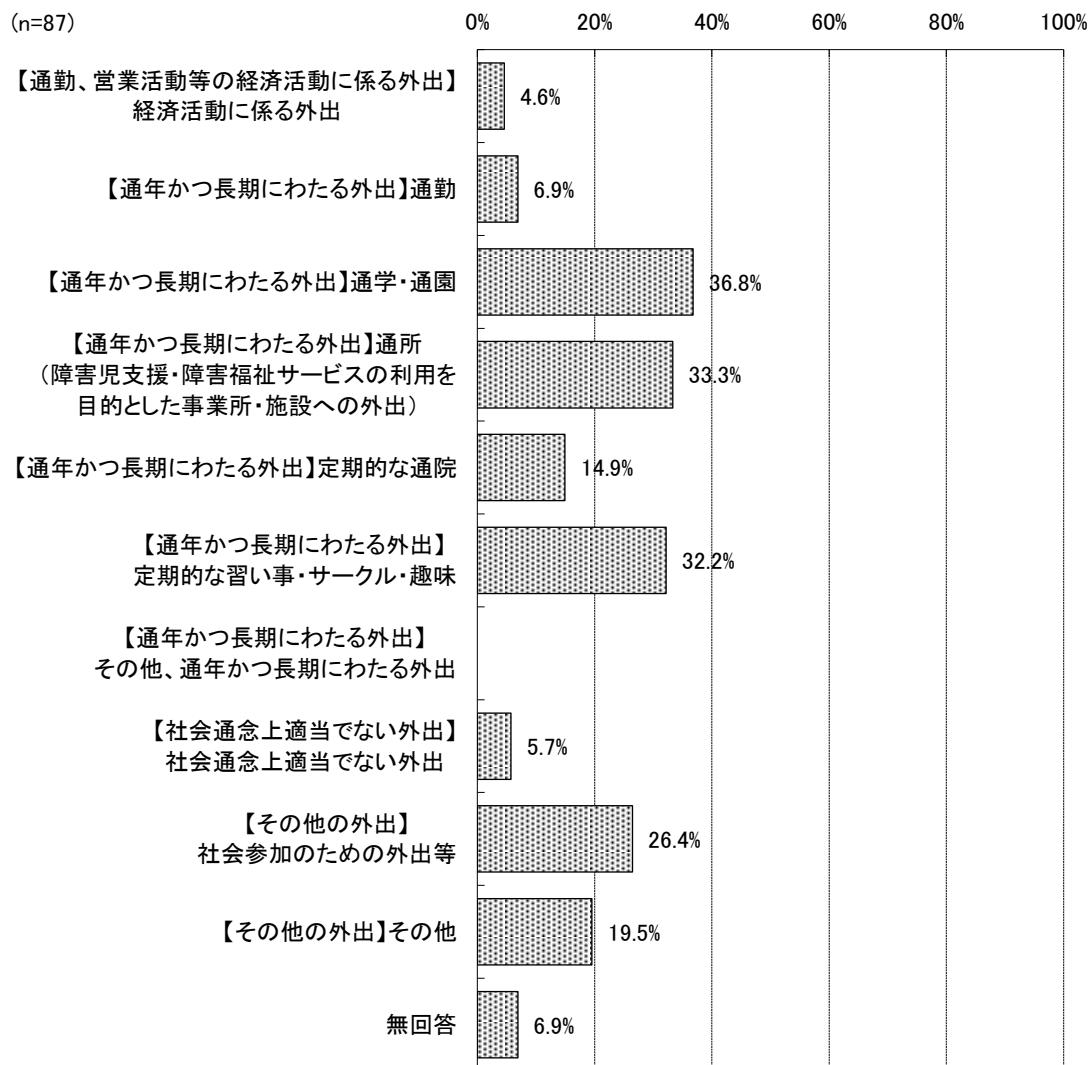
図表 4-40 【自治体の種類別】移動支援事業と、重度訪問介護・同行援護・行動援護との併給を認めている理由（複数選択）



3) 重度訪問介護・同行援護・行動援護では対象外だが、移動支援事業では対象としている外出の内容

「【通年かつ長期にわたる外出】通学・通園」の割合が最も高く36.8%となっている。次いで、「【通年かつ長期にわたる外出】通所（障害児支援・障害福祉サービスの利用を目的とした事業所・施設への外出）（33.3%）」、「【通年かつ長期にわたる外出】定期的な習い事・サークル・趣味（32.2%）」となっている。

図表 4-41 重度訪問介護・同行援護・行動援護では対象外だが、移動支援事業では対象としている外出の内容（重度訪問介護・同行援護・行動援護では対象外としている外出支援を移動支援事業では認めている場合、複数選択）

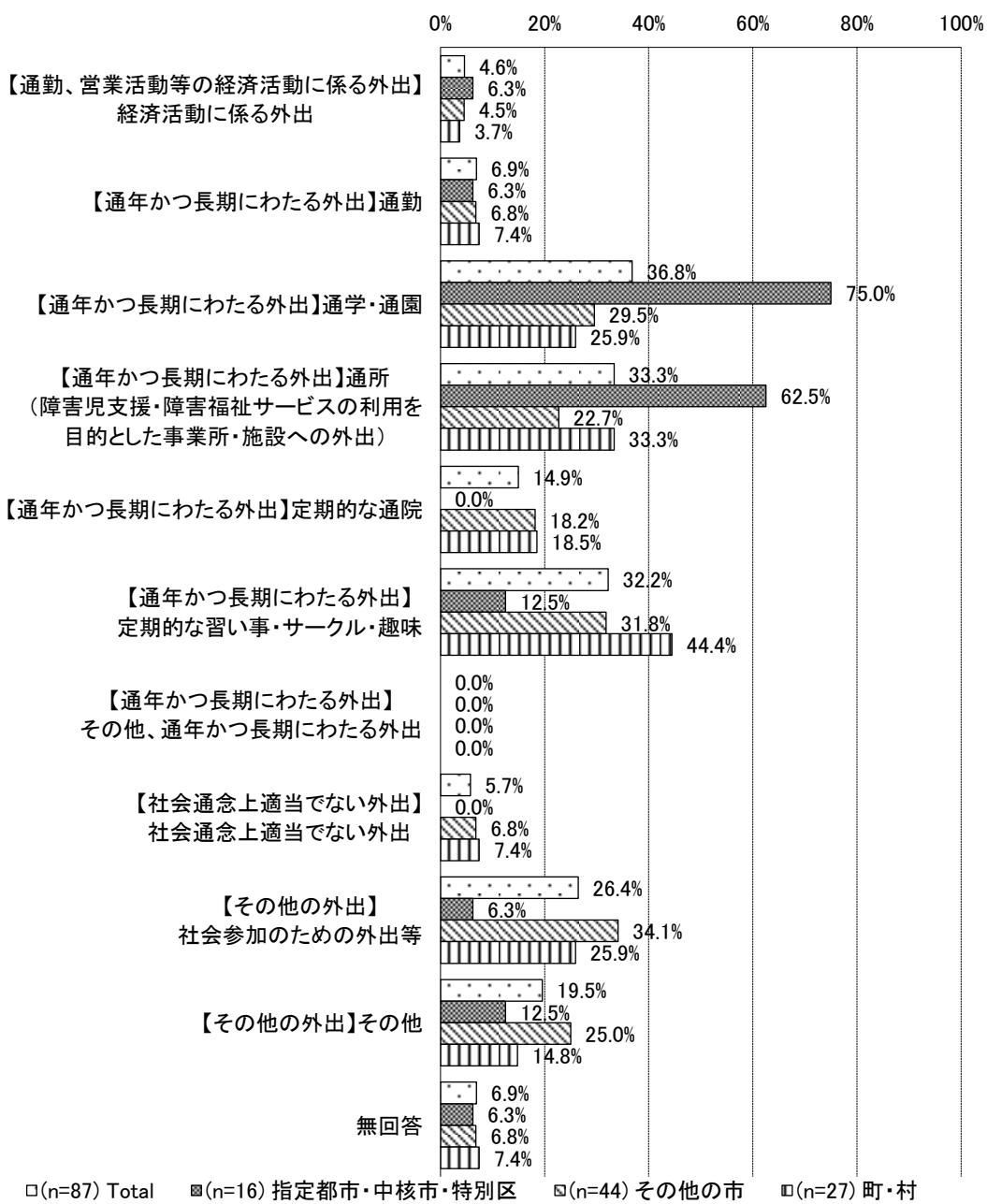


(注1) 移動支援事業において、【社会通念上適当でない外出】として、具体的な内容を自由記述式で尋ねたところ、「政治的な集会、宗教的活動」、「風俗、パチンコ」、「スナック」等の回答があった。

(注2) 移動支援事業において、【その他の外出】の「社会参加のための外出等」として、具体的な内容を自由記述式で尋ねたところ、「余暇活動」、「冠婚葬祭式典等への出席・病気見舞い、金融機関への相談及び手続きの外出・今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性がないもの（就職先決定前の企業説明会など）」、「知人との交流、日用品以外の買い物、親族内のイベント」、「理容院、美容院への外出」、「通学（中学生未満の者については保護者が付き添えない場合に限る）」等の回答があった。

(注3) 移動支援事業において、【その他の外出】の「その他」として、具体的な内容を自由記述式で尋ねたところ、「グループ単位の移動支援」、「余暇活動」、「家族の支援が得られない場合など、緊急性や支援の必要性が高い場合での通院、通所など」等の回答があった。

図表 4-42 【自治体の種類別】重度訪問介護・同行援護・行動援護では対象外だが、移動支援事業では対象としている外出の内容（複数選択）



參考資料

令和6年度 障害者総合福祉推進事業費

「重度障害者等の就労・修学の支援の在り方等に関する調査研究」

障害者の就労に関するアンケート調査 【サービス事業者向け】調査票サンプル

【回答にあたって】

本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答ください。

【回答用 URL】

本調査の対象は、重度訪問介護、居宅介護、同行援護、行動援護のサービス事業所を想定しています。

<入力制限等について>

SA は単数回答（1つだけ選択）、NA は数値入力のことです。

「その他」等の選択肢の後にある（ ）は自由回答欄です。

数値を入力する際、該当する人等がない・ない場合は「0（ゼロ）」をご回答ください。わからない場合や把握していない場合は空欄にしてください。

「[問 で] を選択した場合」等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っております。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

（1）貴事業所について（令和6年10月31日時点）

設問	形式	選択肢
問1. 貴事業所にて提供している障害福祉サービス	SA	1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 同行援護 4. 行動援護
本人宛の依頼状の冒頭右上に記載しているサービス種別を記載		

居宅介護事業所で、居宅介護と重度訪問介護の2種類で依頼状が届いている場合は、「1.居宅介護」を選択してください

ここからは、問1で選択したサービスの利用者についてお伺いします。

設問	形式	選択肢
問2. 利用者数	NA	()人
問3. 利用者の一般就労の状況	SA	1. 一般就労している利用者がいる 2. 一般就労している利用者はいない 3. 分からない

「一般就労している」とは、以下のいずれかの就労形態のこと

(1) 通勤又は在宅により企業等で雇用されている (2) 自営や請負等により何等かの収入を得て働いている 雇用形態（正規、非正規）、所定労働時間は問わない 障害福祉サービス等の利用における就労（就労継続支援A型・B型事業所、地域活動支援センターでの就労）、就労移行支援事業所の利用を除く		
（問3で「1.」を選択した場合） 問4. 一般就労している利用者の人数、 ：うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数、 ：うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数 いない場合は「0」と回答して下さい 分からぬ場合は、無回答で結構です	NA	一般就労している人数()人 うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数()人 うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数()人
問5. 利用者の福祉サービス事業所等における就労状況 「福祉サービス事業所等における就労」とは、障害福祉サービス等の利用における就労（就労継続支援A型・B型事業所、地域活動支援センターでの就労）、就労移行支援事業所の利用のこと	SA	1. 福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる 2. 福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない 3. 分からない
（問5で「1.」を選択した場合） 問6. 福祉サービス事業所等に就労している利用者の人数 分からぬ場合は、無回答で結構です	NA	福祉サービス事業所等に就労している人数()人

問1にて「1.居宅介護」を選択した場合は、以下についてもご回答ください。

設問	形式	選択肢
問7. 貴事業所における重度訪問介護の提供の有無	SA	1. 提供している 2. 提供していない

ここで調査終了です

設問	形式	選択肢
(問7で「1.」を選択した場合)	NA	()人
問8. 重度訪問介護の利用者数		
問9. 重度訪問介護利用者の一般就労の状況 「一般就労している」とは、以下のいずれかの就労形態のこと (1) 通勤又は在宅により企業等で雇用されている (2) 自営や請負等により何等かの収入を得て働いている 雇用形態(正規、非正規) 所定労働時間は問わない 障害福祉サービス等の利用における就労 (就労継続支援A型・B型事業所、地域活動支援センターでの就労) 就労移行支援事業所の利用を除く	SA	<p>1. 一般就労している利用者がいる 2. 一般就労している利用者はいない 3. 分からない</p>
(問9で「1.」を選択した場合)	NA	<p>一般就労している重度訪問介護利用者の人数 ()人</p> <p>: うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数 ()人 : うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数 ()人</p>
問10. 一般就労している重度訪問介護利用者の人数、 : うち、通勤又は在宅により企業等で雇用されている人数、 : うち、自営や請負等により何等かの収入を得て働いている人数 いない場合は「0」と回答して下さい 分からない場合は、無回答で結構です		
問11. 重度訪問介護利用者の福祉サービス事業所等における就労状況 「福祉サービス事業所等における就労」とは、障害福祉サービス等の利用における就労(就労継続支援A型・B型事業所、地域活動支援センターでの就労) 就労移行支援事業所の利用のこと	SA	<p>1. 福祉サービス事業所等に就労している利用者がいる 2. 福祉サービス事業所等に就労している利用者はいない 3. 分からない</p>
(問11で「1.」を選択した場合)	NA	()人
問12. 福祉サービス事業所等に就労している重度訪問介護利用者の人数		

設問	形式	選択肢
分からない場合は、無回答で結構です		
設問	形式	選択肢
F1 都道府県名	SA	
F2 市区町村名	SA	

以上

令和6年度 障害者総合福祉推進事業費

「重度障害者等の就労・修学の支援の在り方等に関する調査研究」

障害者の就労に関するアンケート調査

【利用者向け】調査票サンプル

【回答にあたって】

本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答ください。

[回答用 URL]

本調査の対象は、重度訪問介護、居宅介護、同行援護、行動援護のサービス利用者を想定しています。

現在、就労をしていない方、就労を希望しない方も対象です

<入力制限等について>

SA は単数回答（1つだけ選択）、MA は複数回答（あてはまるもの全てを選択）、FA は自由回答、NA は数値入力のことです。

「その他」等の選択肢の後にある（ ）は自由回答欄です。

数値を入力する際、わからない場合や把握していない場合は空欄にしてください。

「[同時選択不可]」は、MA（複数回答）の設問で、他の選択肢と同時に選択できない選択肢に記載しています。

「[問 で を選択した場合]」等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っております。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

(1) 本アンケート調査の案内について

設問	形式	選択肢
問1. 本アンケート調査の案内を行ったサービス事業所（「依頼状」の冒頭右上記載している事業所）の種別	SA	1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 同行援護 4. 行動援護

(2) ご本人の状況について（令和6年10月31日時点）

設問	形式	選択肢
問2. ご本人の年齢	NA	() 歳
問3. 障害の内容	MA	1. 身体障害 2. 知的障害 3. 精神障害（発達障害のみの方を除く） 4. 発達障害 5. 高次脳機能障害 6. 難病

設問	形式	選択肢
		7. その他（ ）
（問3で「1.」を選択した場合） 問4. 身体障害の状況	MA	1. 視覚障害 2. 聴覚言語障害（聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能） 3. 肢体不自由 4. 内部障害
問5. 障害支援区分	SA	1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. 非該当 8. 障害支援区分の申請を行っていない 9. 分からない
問6. 障害者手帳の保有状況	MA	1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳など） 3. 精神障害者保健福祉手帳 4. いずれも保有していない【同時選択不可】
（問6で「1.」を選択した場合） 問7. 身体障害者手帳の等級	NA	() 級 最も重いものについて回答
（問6で「2.」を選択した場合） 問8. 療育手帳の等級	SA	1. 重度 2. それ以外（中度/軽度）
（問6で「3.」を選択した場合） 問9. 精神障害者保健福祉手帳の等級	NA	() 級
（3）現在利用しているサービスについて（令和6年10月31日時点）		
設問	形式	選択肢
問10. 現在、利用している障害福祉サービス	MA	1. 居宅介護 2. 重度訪問介護

設問	形式	選択肢
		3. 同行援護 4. 行動援護 5. 重度障害者等包括支援 6. 生活介護 7. 短期入所 8. 共同生活援助（グループホーム） 9. 自立訓練（生活訓練、機能訓練） 10. 自立生活援助 11. 就労移行支援 12. 就労継続支援（A, B） 13. 就労定着支援 14. その他（ ）
問11. 移動支援（地域生活支援事業）の利用状況	SA	1. 利用している 2. 利用していない 3. 分からない

（4）就労の状況について（令和6年10月31日時点）

設問	形式	選択肢
問12. 一般就労の状況 「一般就労している」とは、以下のいずれかの就労形態のこと (1)通勤又は在宅により企業等で雇用されている (2)自営や請負等により何等かの収入を得て働いている 雇用形態（正規、非正規）、所定労働時間は問わない 障害福祉サービス等の利用における就労（就労継続支援A型・B型事業所、地域活動支援センターでの就労）、就労移行支援事業所の利用を除く	SA	1. 現在、一般就労している 2. 現在は一般就労していないが、過去に一般就労をしていったことがある 3. 今までに一般就労をしたことがない

（4）-1 現在、一般就労している場合（問12で「1.」を選択した場合）

設問	形式	選択肢
問13. いつから障害があるか	SA	1. 現在の一般就労での就職前（現在の勤務先に就職する前／現在の自営業・請負を始める前） 2. 現在の一般就労での就職後（現在の勤務先に就職した後／現在の自営業・請負を始めた後）
問14. 職業 選択肢の詳細については、 ハローワーク のホームページをご参照ください。 当てはまるものが複数ある場合は、業務の割合として最も多い職業を選択してください	SA	1. 管理的職業 2. 研究・技術の職業 3. 法務・経営・文化芸術等の専門的職業 4. 医療・看護・保健の職業 5. 保育・教育の職業 6. 事務的職業 7. 販売・営業の職業 8. 福祉・介護の職業 9. サービスの職業 10. 警備・保安の職業 11. 農林漁業の職業 12. 製造・修理・塗装・製図等の職業 13. 配送・輸送・機械運転の職業 14. 建設・土木・電気工事の職業 15. 運搬・清掃・包装・選別等の職業 16. その他（ ）
問15. 具体的な業務内容（例：データ入力、プログラミング、書類・物品の管理、電話対応、清掃作業、部品の製造等）	FA	（上記の具体的な業務内容）
問16. 1か月の賃金収入（令和6年10月） 一般就労における賃金収入（手当等を含めたもの。税金等を差し引く前の金額）について回答	NA	（ ）円
問17. 就労形態 選択肢1, 2いずれもある場合は、主な	SA	1. 通勤又は在宅により企業等で雇用されている 2. 自営や請負等により収入を得て働いている

設問	形式	選択肢
就労形態についてお答えください		る
(問17で「1.」を選択した場合) 問18. 雇用枠 ここでいう「障害者雇用」は、障害者雇用率制度（従業員の一定割合以上の障害者の雇用の義務づけ）の対象として企業に雇用されている場合のこと。	SA	1. 障害者雇用 2. 選択肢1以外の一般雇用 3. 分からない
(問17で「1.」を選択した場合) 問19. 雇用先 「特例子会社」とは、厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受け、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をして設立した会社のこと	SA	1. 特例子会社による雇用 2. 選択肢1以外の企業 3. 分からない
(問17で「1.」を選択した場合) 問20. 主な勤務場所	SA	1. 在宅（自宅等） 2. 雇用されている企業内 3. その他（ ）
(問17で「1.」を選択した場合) 問21. 雇用形態	SA	1. 正社員・正職員 2. 契約社員 3. 派遣社員 4.嘱託 5.パート・アルバイト 6. その他（ ）
問22. 勤務年数 現在、一般就労している企業や自営業等について回答（休職期間は含まない）	NA	()年
問23. 現在の勤務時間（週当たり） 企業で雇用されている場合は、雇用契約上で定められたあなたの所定労働時間について回答	SA	1. 10時間未満／週 2. 10時間以上20時間未満／週 3. 20時間以上30時間未満／週 4. 30時間以上／週
問24. 現在の勤務日数（週当たり）	NA	()日／週
問25. 通勤方法（通常勤務時）	MA	1. 徒歩 2. 公共交通機関（バス、鉄道等）

設問	形式	選択肢
		3. 自家用車 4. 事業所（企業）が手配するバス等 5. その他（ ） 6. 通勤していない（在宅等）【同時選択不可】
(問25で「6.」以外を選択した場合) 問26. 「通勤中」における援助者による支援の有無	SA	1. 援助者による移動の支援を受けている 2. 特に援助者による移動の支援は受けていない
(問26で「1.」を選択した場合) 問27. 「通勤中」の支援の提供者（援助者）	MA	1. 家族、親戚 2. 勤務先の同僚 3. 自身、家族等が依頼した援助者（有償・無償ボランティア、自費ヘルパー等） 4. 事業主が委託している援助者（5.を除く） 5. 雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」（ ）による援助者 6. その他（ ）
「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」として、通勤援助については、障害者の通勤を容易にするための通勤援助者の委託に係る費用の一部を雇用する企業に対し助成する取組「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」や、助成金を活用しても支障が残る場合、自営業者等として働く場合等で自治体が必要と認めた場合に支援する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」がある（令和2年10月から実施）。 事業主が委託している援助者について、5を利用しているか分からない場合は、「4」を選択してください		
問28. 「勤務中」に受けている支援の内容 休憩時間を除く	MA	1. 業務に関する支援 2. 上記を除く、身体等の介助に関する支援 3. その他（ ） 4. 特に支援は受けていない【同時選択不可】
(問28にて「1.」を選択した場合) 問29. 勤務中の「業務に関する支援」の提供者（援助者）	MA	1. 家族、親戚 2. 勤務先の同僚等 3. 自身、家族等が依頼した援助者（有償・無償ボランティア、自費ヘルパー等）

設問	形式	選択肢	設問	形式	選択肢
<p>「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」として、業務中の援助については、障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱に係る費用の一部を雇用する企業に対し助成する取組「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」や、助成金を活用しても支障が残る場合、自営業者等として働く場合等で自治体が必要と認めた場合に支援する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」がある（令和2年10月から実施）。</p> <p>事業主が委託している援助者について、5を利用しているか分からぬ場合は、<u>「4」を選択してください</u></p>		<p>4. 事業主が委託している援助者（5. を除く）</p> <p>5. 雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」（）による援助者</p> <p>6. その他（）</p>	<p>いては、障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱に係る費用の一部を雇用する企業に対し助成する取組「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」や、助成金を活用しても支障が残る場合、自営業者等として働く場合等で自治体が必要と認めた場合に支援する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」がある（令和2年10月から実施）。</p> <p>事業主が委託している援助者について、5を利用しているか分からぬ場合は、<u>「4」を選択してください</u></p>		<p>5. 雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」（）による援助者</p> <p>6. その他（）</p>
<p>(問28にて「1.」を選択した場合)</p> <p>問30. 勤務中の「業務に関する支援」で援助者が行っている支援の内容</p>	MA	<p>1. 業務上の移動、外出の付き添い</p> <p>2. 書類等の整理、配置</p> <p>3. 機器の準備や調整</p> <p>4. 機器操作の補助</p> <p>5. 書類のページめくりの補助</p> <p>6. 拡大文字、音声ソフト等の準備や調整</p> <p>7. 書類の読み書きの補助、録音図書作成</p> <p>8. 手話通訳</p> <p>9. 筆談、メール等による補助</p> <p>10. 文字盤、口文字等の読み取り</p> <p>11. 業務内容の指示理解の補助</p> <p>12. 職場の同僚やクライアント等とのコミュニケーションの補助</p> <p>13. 自宅内、職場内の業務に関する見守り</p> <p>14. その他（）</p>	<p>(問28にて「2.」を選択した場合)</p> <p>問32. 身体等の介助に関して、勤務中に家族、職場の同僚、ヘルパー等が行っている支援の内容</p>	MA	<p>1. 見守り（身体等の介助に係る見守り）</p> <p>2. 姿勢調整</p> <p>3. 体位交換</p> <p>4. 給水</p> <p>5. 食事介助</p> <p>6. トイレ介助</p> <p>7. 衣服着脱</p> <p>8. その他（）</p>
<p>(問28にて「2.」を選択した場合)</p> <p>問31. 勤務中の「身体等の介助に関する支援」の提供者（援助者）</p> <p>「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」として、業務中の援助につ</p>	MA	<p>1. 家族、親戚</p> <p>2. 勤務先の同僚等</p> <p>3. 自身、家族等が依頼した援助者（有償・無償ボランティア、自費ヘルパー等）</p> <p>4. 事業主が委託している援助者（5. を除く）</p>	<p>(問28にて「2.」を選択した場合)</p> <p>問33. あなたが希望する援助者</p> <p>実際に可能かどうかは問いません。 希望する援助者を回答してください。</p>	MA	<p>1. 家族がよい</p> <p>2. 職場の同僚がよい</p> <p>3. ヘルパーなど、家族や職場の同僚以外の援助者がよい</p> <p>4. その他（）</p> <p>5. 分からない</p>
			<p>問34. 「休憩中」における支援の有無</p>	SA	<p>1. 支援を受けている</p> <p>2. 特に支援は受けていない</p>
			<p>(問34にて「1.」を選択した場合)</p> <p>問35. 「休憩中」における支援の提供者（援助者）</p> <p>「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援」として、業務中の援助については、障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱に係る費用の一部を</p>	MA	<p>1. 家族、親戚</p> <p>2. 勤務先の同僚</p> <p>3. 自身、家族等が依頼した援助者（有償・無償ボランティア、自費ヘルパー等）</p> <p>4. 事業主が委託している援助者（5. を除く）</p> <p>5. 雇用施策と福祉施策が連携した「重度障害者等に対する通勤や職場等における支</p>

設問	形式	選択肢
雇用する企業に対し助成する取組「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」や、助成金を活用しても支障が残る場合、自営業者等として働く場合等で自治体が必要と認めた場合に支援する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」がある（令和2年10月から実施） 事業主が委託している援助者について、5を利用しているかわからない場合は、「4」を選択してください		<p>援」()による援助者</p> <p>6. 障害福祉サービス（重度訪問介護等）のヘルパー</p> <p>7. その他()</p>
(問17にて「1.」を選択した場合) 問36. 雇用している企業等が行っている合理的配慮	MA	<p>(働き方の配慮)</p> <p>1. 勤務時間の配慮（短時間勤務、フレックステ勤務、始業・終業時間の調整等）</p> <p>2. 働く場所の配慮（テレワーク等）</p> <p>3. 通院、体調管理、休養等への配慮</p> <p>4. 相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等）</p> <p>(働く環境の整備)</p> <p>5. 職場内の移動負担を軽減する設備の設置</p> <p>6. 作業を容易にする／可能にする設備・機器の設置（音声読み上げソフト、異常がわかる機器等）</p> <p>7. 仕事に集中できる環境や設備、休憩スペース等の確保</p> <p>(業務内容・業務中の支援)</p> <p>8. 業務内容への配慮</p> <p>9. 作業工程の単純化、指示の工夫</p> <p>10. 業務に必要な職務上の介助（PC等の準備・調整や入力・出力等に係る操作、書類等の整理等）</p> <p>11. 業務中の身体介助</p> <p>12. 意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等）</p> <p>(通勤について)</p> <p>13. 通勤時の移動手段、駐車場の確保等</p>

設問	形式	選択肢
		<p>14. 通勤時の援助・介助</p> <p>15. 通勤時間帯への配慮（ラッシュ、人混みを避ける等）</p> <p>(その他)</p> <p>16. その他()</p> <p>17. 合理的配慮は受けていない【同時選択不可】</p> <p>18. 分からない【同時選択不可】</p>
問37. 就労を継続する上で助けになっていること	MA	<p>1. 通勤手段が確保できている</p> <p>2. 通勤時の援助者が確保できている</p> <p>3. 就業時の職場環境が整っている</p> <p>4. 就業時に必要な業務についての援助がある</p> <p>5. 就業時に必要な身体等の介助についての援助がある</p> <p>6. 就業時に必要な意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等）がある</p> <p>7. 休憩中に必要な援助がある</p> <p>8. 状況に応じて勤務時間を柔軟に対応してもらえる</p> <p>9. 状況に応じて働く場所を柔軟に対応してもらえる</p> <p>10. 状況に応じて休暇等の制度を柔軟に対応してもらえる</p> <p>11. 困りごと等を相談できる環境が整っている</p> <p>12. 同じ職場で働く同僚が、障害に対する理解がある</p> <p>13. その他()</p> <p>14. 特に助けになっていることはない【同時選択不可】</p> <p>15. 分からない【同時選択不可】</p>
問38. 就労を継続するにあたって課題となっていること	MA	<p>1. 通勤手段の確保が難しい</p> <p>2. 通勤時の援助者の確保が難しい</p> <p>3. 就業時の業務に関する職場環境の整備が</p>

設問	形式	選択肢
		<p>十分ではない、制約がある</p> <p>4. 就業時の業務に関する援助が十分ではない、制約がある</p> <p>5. 就業時の身体等の介助に関する援助が十分ではない、制約がある</p> <p>6. 就業時の意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等）が十分ではない、制約がある</p> <p>7. 休憩時間に必要な援助が十分ではない、制約がある</p> <p>8. 勤務時間の対応が柔軟ではない、制約がある</p> <p>9. 働く場所の対応が柔軟ではない、制約がある</p> <p>10. 休暇等の制度が柔軟ではない、制約がある</p> <p>11. 困りごと等を相談できる環境が職場がない、あるが機能していない</p> <p>12. 同じ職場で働く同僚等の障害に対する理解が浸透していない</p> <p>13. その他（ ）</p> <p>14. 特に課題はない【同時選択不可】</p>
(問38で選択肢14以外を選択した場合)	FA	(上記選択の具体的な内容)
問39. 具体的な課題内容		

(4)-2 現在は一般就労をしていないが、過去に一般就労をしていたことがある場合
 (問12で「2.」を選択した場合)

複数か所で就労していた場合は、最も長期間就労していた職業について回答

障害のある時に離職した一般就労について回答

設問	形式	選択肢
問40. いつから障害があったか	SA	<p>1. 就職前（離職した勤務先に就職する前／離職した自営業・請負を始める前）</p> <p>2. 就職後（離職した勤務先に就職した後／離職した自営業・請負を始めた後）</p>

設問	形式	選択肢
問41. 職業	SA	<p>1. 管理的職業</p> <p>2. 研究・技術の職業</p> <p>3. 法務・経営・文化芸術等の専門的職業</p> <p>4. 医療・看護・保健の職業</p> <p>5. 保育・教育の職業</p> <p>6. 事務的職業</p> <p>7. 販売・営業の職業</p> <p>8. 福祉・介護の職業</p> <p>9. サービスの職業</p> <p>10. 警備・保安の職業</p> <p>11. 農林漁業の職業</p> <p>12. 製造・修理・塗装・製図等の職業</p> <p>13. 配送・輸送・機械運転の職業</p> <p>14. 建設・土木・電気工事の職業</p> <p>15. 運搬・清掃・包装・選別等の職業</p> <p>16. その他（ ）</p>
問42. 具体的な業務内容（例：データ入力、プログラミング、書類・物品の管理、電話対応、清掃作業、部品の製造等）	FA	(上記の具体的な業務内容)
問43. 就労形態	SA	<p>1. 通勤又は在宅により企業等で雇用されていた</p> <p>2. 自営や請負等により収入を得て働いていた</p>
(問43で「1.」を選択した場合)	SA	<p>1. 障害者雇用</p> <p>2. 選択肢1.以外の一般雇用</p> <p>3. 分からない</p>
問44. 雇用枠		ここでいう「障害者雇用」は、障害者雇用率制度（従業員の一定割合以上の障害者の雇用の義務づけ）の対象として企業に雇用されている場合のこと。
(問43で「1.」を選択した場合)	SA	<p>1. 特例子会社による雇用</p> <p>2. 選択肢1.以外の企業</p> <p>3. 分からない</p>
問45. 雇用先		「特例子会社」とは、厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受け、事業主が障害者の雇用に特別の配慮

設問	形式	選択肢
をして設立した会社のこと		
(問43で「1.」を選択した場合) 問46. 勤務場所	SA	1. 在宅（自宅等） 2. 雇用されている企業内 3. その他()
(問43で「1.」を選択した場合) 問47. 雇用形態	SA	1. 正社員・正職員 2. 契約社員 3. 派遣社員 4. パート・アルバイト 5.嘱託 6. その他()
問48. 勤務年数 一般就労していた企業や自営業等について回答（休職期間は含まない）	NA	()年
問49. 勤務時間（週当たり） 企業で雇用されていた場合は、雇用契約上で定められたあなたの所定労働時間について回答	SA	1. 10時間未満／週 2. 10時間以上20時間未満／週 3. 20時間以上30時間未満／週 4. 30時間以上／週
問50. 勤務日数（週当たり）	NA	()日／週
問51. 離職した理由	MA	1. 自身の心身等の状況が悪化したため 2. 通勤手段の確保が難しくなったため 3. 通勤時の援助の確保が難しくなったため 4. 就業時に必要な業務についての援助が十分に得られなかつたため 5. 就業時に必要な身体等の介助についての援助が十分に得られなかつたため 6. 就業時に必要な意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声認証等）が十分に得られなかつたため 7. 休憩時間に必要な援助が十分ではなかつたため 8. 働く時間について、勤務時間や休暇制度等による柔軟な対応が難しかつたため 9. 働く場所について、在宅勤務などの柔軟

設問	形式	選択肢
		な対応が難しかつたため 10. 同じ職場の同僚等の障害に対する理解が十分ではなかつたため 11. 職場内に相談する人や窓口がなかつたため 12. 仕事自体が合わなかつたため（心身の状態によらず） 13. 企業内での人間関係が合わなかつたため 14. 希望する賃金ではなかつたため 15. 家族の転勤等 16. 会社の都合（倒産・解雇等） 17. 他に良い就職先が見つかったため 18. その他()
問52. 具体的な内容	FA	(上記選択の具体的な内容)

(5) 一般就労の希望について（問12にて「2.」「3.」を選択した場合）

設問	形式	選択肢
問53. 現時点での一般就労の希望	SA	1. 要件が整えば、一般就労したいと考えている 2. 一般就労は考えていない 3. 分からない
(問53で「1.」を選択した場合) 問54. 就労形態の希望	SA	1. 企業等での雇用（通勤又は在宅） 2. 自営や請負等による就労 3. その他() 4. 分からない
(問54で「1.」を選択した場合) 問55. 雇用枠の希望	SA	1. 障害者雇用 2. 選択肢1以外の一般雇用 5. 分からない
		ここでいう「障害者雇用」は、障害者雇用率制度（従業員の一定割合以上の障害者の雇用の義務づけ）の対象として企業に雇用されている場合のこと。
(問54で「1.」を選択した場合) 問56. 勤務場所の希望	SA	1. 在宅（自宅等） 2. 雇用される企業内

設問	形式	選択肢
		3. その他() 4. 分からない
(問54で「1.」を選択した場合) 問57. 雇用形態の希望	SA	1. 正社員・正職員 2. 契約社員 3. 派遣社員 4. パート・アルバイト 5. その他() 6. 分からない
(問53で「1.」を選択した場合) 問58. 勤務時間(週当たり)の希望	SA	1. 10時間未満/週 2. 10時間以上20時間未満/週 3. 20時間以上30時間未満/週 4. 30時間以上/週 5. 分からない
(問53で「1.」を選択した場合) 問59. 勤務日数(週当たり)の希望	NA	()日/週
(問53で「1.」を選択した場合) 問60. 就労するに当たって必要な要件	MA	1. 就労に向けた相談、支援体制がある 2. 通勤手段が確保できる 3. 通勤中にヘルパーによる移動に関する援助がある 4. バリアフリーなど職場の施設環境が整備されている(もしくはサポートがある) 5. 自身の状況に応じた執務環境が整備されている 6. 業務に必要な機材等が整備されている 7. 職場内で同僚等による業務に関する援助がある 8. 職場内でヘルパーによる業務に関する援助がある 9. 職場内で同僚等による身体等の介助に関する援助がある 10. 職場内でヘルパーによる身体等の介助に関する援助がある 11. 意思疎通支援(手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等)がある 12. 働く時間について、自身の状況に応じた柔軟な勤務時間や休暇制度などが整備さ

設問	形式	選択肢
		れている 13. 働く場所について、自身の状況に応じた柔軟な選択ができる 14. 困りごと等を相談できる環境が職場内に整備されている 15. 十分な賃金が得られる 16. 希望する職務内容に携われる 17. その他() 18. 特にない【同時選択不可】 19. 分からない【同時選択不可】
問61. 具体的な要件の内容	FA	(上記選択の具体的な内容)
(問60で「3.」「8.」「10.」を選択した場合(ヘルパーによる支援が必要と回答した方にお尋ねします)) 問62. 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援()についての意見・要望	FA	現在、障害者雇用納付金制度に基づく助成金や、自治体の補助事業(雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業)により、 <u>重度障害者等に対する通勤や職場等における支援として、重度障害者等に対するヘルパーによる身体介助等の支援を実施</u> しています。この支援を含め、 <u>重度障害者等に対する通勤や職場等の就労支援についてご意見・ご要望</u> がありましたら、記載してください。

以上

障害者の就労に関するアンケート調査【企業調査】

調査票サンプル

【回答にあたって】

本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答ください。

【回答用 URL】

本調査の対象は、障害のある方を雇用している企業 を想定しています。貴社での障害のある方の就業の状況や支援の内容等を把握している方 がご回答ください。

複数の事業所で障害のある方が就労している場合は、事業所単位でご回答いただいても問題ございません。

調査の入力画面では、回答の一時保存ができません。本調査票サンプルをご確認の上、ご回答いただくことを推奨しております。

<入力制限等について>

SA は単数回答（1つだけ選択）、MA は複数回答（あてはまるもの全てを選択）、FA は自由回答、NA は数値入力のことです。

「その他」等の選択肢の後にある（ ）は自由回答欄です。

数値を入力する際、該当する人等がない・ない場合は「0（ゼロ）」をご回答ください。わからない場合や把握していない場合は空欄にしてください。

「[同時選択不可]」は、MA（複数回答）の設問で、他の選択肢と同時に選択できない選択肢に記載しています。

「[問_____で_____を選択した場合]」等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っております。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

（1）貴事業所（貴社）の概要（令和6年11月1日時点）

事業所単位でご回答いただく場合には貴事業所について、企業単位でご回答いただく場合には貴社について回答ください

設問	形式	選択肢
問1. 貴事業所（貴社）の所在地	SA	Web 上では都道府県名が表示されます 複数に拠点がある場合は、主な所在地を回答
問2. 貴事業所（貴社）の主な業種	SA	8. 農業、林業、漁業 9. 鉱業、採石業、砂利採取業 10. 建設業 11. 製造業 12. 電気・ガス・熱供給・水道業 選択肢の詳細については、 <u>ハローワーク</u> のホームページをご参照ください。 選択肢の具体例は、本資料の末尾にも記載

設問	形式	選択肢
しています		13. 情報通信業 14. 運輸業、郵便業 15. 卸売業、小売業 16. 金融業、保険業 17. 不動産業、物品賃貸業 18. 学術研究、専門技術サービス業 19. 宿泊業、飲食サービス業 20. 生活関連サービス業、娯楽業 21. 教育、学習支援業 22. 医療、福祉 23. 複合サービス事業 24. サービス業（他に分類されないもの） 25. 公務（他に分類されるものを除く） 26. 分類不能の産業
問3. 貴事業所（貴社）の形態	SA	1. 特例子会社 2. 一般的の事業所・企業（1.以外）
問4. 事業所単位、企業単位での従業員規模 (常用雇用労働者数)	NA	【事業所単位での回答の場合】 企業の常用雇用労働者数： () 人 事業所の常用雇用労働者数： () 人 【企業単位での回答の場合】 企業の常用雇用労働者数： () 人 Web 上では 事業所の常用雇用労働者数が表示されますが、記載不要です
問5. 貴事業所（貴社）が障害者雇用にあたり 活用した助成等 「雇用施策との連携による重度障害者等 就労支援特別事業」の利用がある場合は、 問15で回答ください（本設問での回答は 不要です）	MA	1. 重度訪問介護サービス利用者等職場介助 助成金 2. 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助 助成金 3. 特定求職者雇用開発助成金 4. トライアル雇用助成金 5. キャリアアップ助成金 6. 障害者作業施設設置等助成金 7. 障害者福祉施設設置等助成金

設問	形式	選択肢
		8. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 9. 障害者介助等助成金 10. 職場適応援助者助成金 11. 重度障害者等通勤対策助成金 12. 障害者雇用相談援助助成金 13. 障害者職場実習等支援事業 14. その他() 15. わからない 【同時選択不可】 16. 特になし 【同時選択不可】

(2) 貴事業所(貴社)で雇用している障害のある方の概要(令和6年11月1日時点)

障害者雇用率制度の対象かを問わず、貴事業所(貴社)の常用雇用労働者のうち、障害のある方として合理的配慮を提供している人について回答してください。ただし、障害者雇用率制度の対象外の方についての回答が難しい場合は、障害者雇用率制度の対象者に限定しての回答で問題ありません。

貴事業所(貴社)で雇用している障害のある方全員を網羅的に回答することが難しければ、回答者が把握している人に限定して回答いただいても結構です。

設問	形式	選択肢						
問6. 貴事業所(貴社)が雇用している障害のある方の人数(実人数) 障害者雇用率制度の対象者に限定して回答する場合は、「1」「2」はいずれも、障害者雇用率制度の対象者数(同じ人数)を記載ください。	NA	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 雇用している障害のある方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. このうち、障害者雇用率制度の対象となる方</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		人数	1. 雇用している障害のある方		2. このうち、障害者雇用率制度の対象となる方	
	人数							
1. 雇用している障害のある方								
2. このうち、障害者雇用率制度の対象となる方								

設問	形式	選択肢																		
問7. 貴事業所(貴社)が雇用している障害のある方について、主たる障害の種類別の人数 複数の障害がある方については、最も重いもので回答 問6の「雇用している障害のある方」の人数と本設問で記載する合計人数が一致するようにしてください	MA NA	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる障害の種類</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 身体障害(視覚障害)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 身体障害(聴覚・音声・言語・平衡障害)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 身体障害(肢体不自由)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 身体障害(内部障害)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 知的障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 精神障害(発達障害のみの方を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 発達障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主たる障害の種類	人数	1. 身体障害(視覚障害)		2. 身体障害(聴覚・音声・言語・平衡障害)		3. 身体障害(肢体不自由)		4. 身体障害(内部障害)		5. 知的障害		6. 精神障害(発達障害のみの方を除く)		7. 発達障害		8. その他	
主たる障害の種類	人数																			
1. 身体障害(視覚障害)																				
2. 身体障害(聴覚・音声・言語・平衡障害)																				
3. 身体障害(肢体不自由)																				
4. 身体障害(内部障害)																				
5. 知的障害																				
6. 精神障害(発達障害のみの方を除く)																				
7. 発達障害																				
8. その他																				

Web上では、主たる障害の種類を選択したうえで、その人数を記載ください

【問7で1~4に回答した場合】	NA	【問7で5に回答した場合】	NA														
問8. 主たる障害が「身体障害」の方の程度別の人数 複数ある方については、最も重いもので回答 該当する人がいない場合は「0(ゼロ)」を記載してください 問7の1~4に記載した人数の合計と一致するようにしてください	<table border="1"> <thead> <tr> <th>身体障害者手帳の1級、2級</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳の3級、4級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳の5級、6級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者手帳の1級、2級	人数	身体障害者手帳の3級、4級		身体障害者手帳の5級、6級		わからない		<table border="1"> <thead> <tr> <th>重度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重度	人数	重度以外		わからない		
身体障害者手帳の1級、2級	人数																
身体障害者手帳の3級、4級																	
身体障害者手帳の5級、6級																	
わからない																	
重度	人数																
重度以外																	
わからない																	

【問7で5に回答した場合】	NA
問9. 主たる障害が「知的障害」の方の程度別の人数 該当する人がいない場合は「0(ゼロ)」を記載してください 問7の5に記載した人数と一致するようにしてください 重度:以下に該当する方 ・療育手帳(愛の手帳等他)のA(愛の手帳の場合は1度・2度) ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健	

設問	形式	選択肢												
福祉センター、精神保健指定医から療育手帳のA相当の判定書がある ・障害者職業センターで重度知的障害者と判定														
【問7で6～7に回答した場合】 問10. 主たる障害が「精神障害」、「発達障害」の方の程度別の人数 該当する人がいない場合は「0（ゼロ）」を記載してください 問7の6.～7.に記載した人数の合計と一致するようにしてください	NA	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳1級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳2級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳3級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳なし (医師の診断書等で状態を確認)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		人数	精神障害者保健福祉手帳1級		精神障害者保健福祉手帳2級		精神障害者保健福祉手帳3級		精神障害者保健福祉手帳なし (医師の診断書等で状態を確認)		わからない	
	人数													
精神障害者保健福祉手帳1級														
精神障害者保健福祉手帳2級														
精神障害者保健福祉手帳3級														
精神障害者保健福祉手帳なし (医師の診断書等で状態を確認)														
わからない														
問11. 貴事業所（貴社）が雇用している障害のある方の週所定労働時間	MA	<ol style="list-style-type: none"> 10時間未満／週 10時間以上20時間未満／週 20時間以上30時間未満／週 30時間以上／週 												
問12. 貴事業所（貴社）が雇用している障害のある方の職務内容 選択肢の詳細については、 ハローワークのホームページ をご参照ください。 また、選択肢の具体例は、本資料の末尾にも記載しています	MA	<ol style="list-style-type: none"> 管理的職業 研究・技術の職業 法務・経営・文化芸術等の専門的職業 医療・看護・保健の職業 保育・教育の職業 事務的職業 販売・営業の職業 福祉・介護の職業 サービスの職業 警備・保安の職業 農林漁業の職業 製造・修理・塗装・製図等の職業 配達・輸送・機械運転の職業 建設・土木・電気工事の職業 運搬・清掃・包装・選別等の職業 												
問13. 貴事業所（貴社）が雇用している障害のある方の具体的な職務内容 例：データ入力、プログラミング、書類・物品の管理、電話対応、清掃作業、部品の製造等	FA													
問14. 貴事業所（貴社）が雇用している	MA	1. 在宅勤務のみ												

設問	形式	選択肢
障害のある方の勤務の形態		<ol style="list-style-type: none"> 職場勤務のみ 在宅勤務と職場勤務の組み合わせ
問15. 貴事業所（貴社）が雇用している障害のある方のうち、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の利用者の有無	SA	<ol style="list-style-type: none"> 利用者がいる 利用者はいない わからない

**（3）貴事業所（貴社）で雇用している障害のある方への合理的配慮・支援
(令和6年11月1日時点)**

設問	形式	選択肢
問16. 貴事業所（貴社）が雇用している障害のある方について、 <u>本人の支援ニーズ</u> から必要と考えられる合理的配慮・支援の内容	MA	<p>（働き方の配慮）</p> <ol style="list-style-type: none"> 勤務時間の配慮（短時間勤務、フレックス勤務、始業・終業時間の調整等） 働く場所の配慮（テレワーク等） 通院、体調管理、休養等への配慮 相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等） <p>（働く環境の整備）</p> <ol style="list-style-type: none"> 職場内の移動負担を軽減する設備の設置 作業を容易にする／可能にする設備・機器の設置（音声読み上げソフト、異常がわかる機器等） 仕事に集中できる環境や設備、休憩スペース等の確保 <p>（業務内容・業務中の支援）</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務内容への配慮 作業工程の単純化、指示の工夫 業務に必要な職務上の介助（PC等の準備・調整や入力・出力等に係る操作、書類等の整理等） 業務中の身体介助 意思疎通支援＊（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等） <p>（通勤について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 通勤時の移動手段、駐車場の確保等

設問	形式	選択肢
		14. 通勤時の援助・介助 15. 通勤時間帯への配慮（ラッシュ、人混みを避ける等） （その他） 16. その他（ ） 17. 支援ニーズがない 【同時選択不可】
問17. 貴事業所（貴社）が雇用している障害のある方について、 <u>貴事業所（貴社）が現在実施している合理的配慮・支援の内容</u> 休憩時間を含め、勤務開始～終了までの状況について回答 複数名いる場合は全員分をまとめて回答 * 意思疎通支援：聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者や、点訳・代筆・代読・音声訳等による支援を行うことを想定	MA	<p>(働き方の配慮)</p> 1. 勤務時間の配慮（短時間勤務、フレックス勤務、始業・終業時間の調整等） 2. 働く場所の配慮（テレワーク等） 3. 通院、体調管理、休養等への配慮 4. 相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等） <p>(働く環境の整備)</p> 5. 職場内の移動負担を軽減する設備の設置 6. 作業を容易にする／可能にする設備・機器の設置（音声読み上げソフト、異常がわかる機器等） 7. 仕事に集中できる環境や設備、休憩スペース等の確保 <p>(業務内容・業務中の支援)</p> 8. 業務内容への配慮 9. 作業工程の単純化、指示の工夫 10. 業務に必要な職務上の介助（PC等の準備・調整や入力・出力等に係る操作、書類等の整理等） 11. 業務中の身体介助 12. 意思疎通支援＊（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等） <p>(通勤について)</p> 13. 通勤時の移動手段、駐車場の確保等 14. 通勤時の援助・介助 15. 通勤時間帯への配慮（ラッシュ、人混みを避ける等） <p>(その他)</p> 16. その他（ ）

設問	形式	選択肢
		17. 行っている支援はない 【同時選択不可】
【問17で11を選択した場合】 問18. 「業務中の身体介助」の支援者	MA	1. 事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等） 2. 上記を除く従業員 3. その他（ ）
【問17で11を選択した場合】 問19. 「業務中の身体介助」を行っている時間帯	MA	問18で選択した支援者ごとに選択（Web上では、問18で選択した支援者ごとに選択肢が表示されます） --- 1. 業務を実施する時間（休憩時間を除く） 2. 休憩時間
【問17で11を選択した場合】 問20. 「業務中の身体介助」の具体的な内容	MA	問18で選択した支援者ごとに選択（Web上では、問18で選択した支援者ごとに選択肢が表示されます） --- 9. 姿勢調整 10. 体位交換 11. 給水 12. 食事介助 13. トイレ介助 14. 衣服着脱 15. 見守り（身体等の介助に係る見守り） 16. その他（ ）
【問17で12を選択した場合】 問21. 「意思疎通支援」の支援者	MA	1. 事業所が雇用・委託した意思疎通支援専任者 2. 上記を除く従業員 3. その他（ ）
【問17で12を選択した場合】 問22. 「意思疎通支援」の具体的な内容	FA	問21で複数の支援者を選択した場合は、誰がどのような支援をしているかわかるように記載
【問17で14を選択した場合】 問23. 「通勤時の援助・介助」の支援者	MA	1. 事業所が雇用・委託した援助専任者（ヘルパー等） 2. 上記を除く従業員 3. その他（ ）
問24. 障害のある方の支援ニーズに対して、貴事業所（貴社）では対応ができる	MA	<p>(働き方の配慮)</p> 1. 勤務時間の配慮（短時間勤務、フレック

設問	形式	選択肢
<p>いない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容</p> <p>休憩時間を含め、勤務開始～終了までの状況について回答</p> <p>本人が期待する支援について、貴事業所（貴社）では対応できていない内容、何らかの手段でニーズに応えようとしているが十分ではない内容について回答</p> <p>本人のニーズに応えられているかどうかという観点で判断ください（例えば、就業中は常時専任のヘルパー配置が期待される方について、休憩時間のみのヘルパー利用、同僚による支援、在宅勤務での家族介助等で対応した場合は「11」を選択）</p>		<p>ス勤務、始業・終業時間の調整等)</p> <p>2. 働く場所の配慮（テレワーク等）</p> <p>3. 通院、体調管理、休養等への配慮</p> <p>4. 相談しやすい環境づくり（相談窓口の設置、相談支援体制の確保等） (働く環境の整備)</p> <p>5. 職場内の移動負担を軽減する設備の設置</p> <p>6. 作業を容易にする／可能にする設備・機器の設置（音声読み上げソフト、異常がわかる機器等）</p> <p>7. 仕事に集中できる環境や設備、休憩スペース等の確保 (業務内容・業務中の支援)</p> <p>8. 業務内容への配慮</p> <p>9. 作業工程の単純化、指示の工夫</p> <p>10. 業務に必要な職務上の介助（PC等の準備・調整や入力・出力等に係る操作、書類等の整理等）</p> <p>11. 業務中の身体介助</p> <p>12. 意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等の担当者によるコミュニケーション支援、点訳・代筆・代読・音声訳等） (通勤について)</p> <p>13. 通勤時の移動手段、駐車場の確保等</p> <p>14. 通勤時の援助・介助</p> <p>15. 通勤時間帯への配慮（ラッシュ、人混みを避ける等） (その他)</p> <p>16. その他（ ）</p> <p>17. 支援ニーズがない【同時選択不可】</p> <p>18. 必要な支援は実施できている【同時選択不可】</p>
<p>【問 24 で 17・18 以外を選択した場合】</p> <p>問25. 十分な配慮・対応ができていない方の障害の内容・程度</p>	MA	<p>1. 身体障害（身体障害者手帳1・2級）</p> <p>2. 身体障害（身体障害者手帳3・4級）</p> <p>3. 身体障害（身体障害者手帳5・6級）</p> <p>4. 身体障害（その他）</p> <p>5. 知的障害（重度）</p>

設問	形式	選択肢
		<p>6. 知的障害（重度以外）</p> <p>7. 知的障害（その他）</p> <p>8. 精神障害・発達障害（精神障害者保健福祉手帳1級）</p> <p>9. 精神障害・発達障害（精神障害者保健福祉手帳2級）</p> <p>10. 精神障害・発達障害（精神障害者保健福祉手帳3級）</p> <p>11. 精神障害・発達障害（その他）</p> <p>12. その他</p>
<p>【問 24 で 17・18 以外を選択した場合】</p> <p>問26. 問 24 で選択した配慮・対応について、 十分な配慮・対応ができていない方の障害の具体的な内容、状態：</p> <p>対応できていない配慮・対応の具体的な内容、理由</p> <p>複数の事例がある場合は、　・　での対応関係がわかるように記載</p>	FA	
<p>【問 24 で 17・18 以外を選択した場合】</p> <p>問27. 問 24・26 で回答した「障害のある方の支援ニーズに対して、貴事業所（貴社）では対応ができない又はニーズに対して十分に対応できていない合理的配慮・支援の内容」について、どのように対応しているか</p>	MA	<p>1. 十分ではないが、ニーズに対応できるよう、代替手段や工夫等で何らか支援している</p> <p>2. 支援ニーズへの対応はできなかった</p>
<p>【問 27 で 1 を選択した場合】</p> <p>問28. 実際に対応している内容 例)本人のニーズとして1日6時間の勤務で常時介助者の配置があったが、介助者が付けられるように短時間勤務とした／在宅勤務なので家族に介助を依頼</p>	FA	

設問	形式	選択肢
した		
【問 24 で 17・18 以外を選択した場合】 問29. 別の方法での対応や対応ができたことで生じた影響	MA	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本人が望む働き方をできなかった 2. 本人が望む職務内容に制限が生じた 3. 本人の業務効率が低下した 4. 本人の精神的・身体的な負担が増した 5. 他の職員の負担が増した 6. 家族、親族等の負担が増した 7. その他() 8. 特に影響はなかった(本人が望む働き方ができた)

(4) 責事業所(貴社)では雇用に至らなかった事例

設問	形式	選択肢
問30. 障害者の雇用にあたり、貴事業所(貴社)では十分な合理的配慮・支援が難しく、雇用に至らなかったケースの有無	SA	<ol style="list-style-type: none"> 1. ある 2. ない 3. わからない
【問 30 で 1 を選択した場合】 問31. 雇用に至らなかったケースについて、障害のある方の障害の具体的な内容、状態： 貴事業所(貴社)で対応が難しかった合理的配慮・支援の内容：	FA	

設問	形式	選択肢
性や状態像と共に、求める支援内容を記載 問33. その他、障害者の雇用についての課題、国に求める支援等	FA	

◆ 本アンケート調査結果を踏まえ、ヒアリング調査の実施を予定しております。ヒアリング調査にご協力いただける方は、以下の「個人情報の取扱い」にご同意の上、ご連絡先等をご記入ください。ご協力が難しい場合は回答不要です。

<個人情報の取扱いについて>

- ・ 以降でお預かりする個人情報は、ヒアリング調査のご連絡のために利用させていただきます。
- ・ お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- ・ お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」 <http://www.murc.jp/corporate/privacy> および「個人情報の取り扱いについて」 <https://www.murc.jp/corporate/privacy02/> に従って適切に取り扱います。
- ・ お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、次の連絡先までご連絡ください。
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
- ・ 以下の内容にご回答いただけない場合、ヒアリング調査に関するお問い合わせに対し、弊社からお答えできない場合があります。

設問	形式	選択肢
F1. ご担当部署名、ご連絡先(メールアドレス、電話番号)等	FA	<p>貴事業所(貴社)名： 貴担当部署名： ご担当者様氏名： ご担当者様氏名(ふりがな)： メールアドレス： 電話番号： 備考欄(ご自由にご活用ください。特にお心当たりがなければ空欄で結構です)：</p>

以上

(5) その他

設問	形式	選択肢
問32. 重度障害者等の雇用に際して、外部に求める支援 外部からの支援が必要な場合は、障害特	FA	

令和6年度 障害者総合福祉推進事業費

「重度障害者等の就労・修学の支援の在り方等に関する調査研究」

大学等における重度障害者の修学支援に関するアンケート調査

【大学等向け】 調査票サンプル

<回答にあたって>

本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答ください。

【回答用 URL】

WEB の回答画面では、回答の一時保存ができません。回答前に設問内容を確認されたい場合は、本調査票サンプルをご活用ください。本調査サンプルの郵送・メールによる回答は不要です。

本調査の対象は、令和3~6年度大学修学支援事業を実施した/している大学等です。

過去に事業を活用し、令和6年度事業を活用していない場合も調査対象です

本調査では、貴学として1回のご回答で結構です。回答方法に迷われる場合は、調査事務局までご連絡ください。

市区町村にご協力いただきご案内しております関係で、複数の市区町村よりご案内される場合がございます。複数の案内が届いた場合でも、ご回答は貴学として1回で結構です。

反対に、令和3~6年度に複数の市区町村と連携した実績があり、調査協力の依頼がなかった市区町村がある場合、依頼の有無にかかわらず、令和3~6年度の利用実績等についてご回答ください。

<入力制限等について>

SA は単数回答（1つだけ選択）MA は複数回答（あてはまるもの全てを選択）FA は自由回答、NA は数値入力のことです。

「その他」等の選択肢の後にある（ ）は、FA（自由回答）欄です。

「【同時選択不可】」は、MA（複数回答）の設問で、他の選択肢と同時に選択できないよう設定されています。

「【問でを選択した場合】」等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っております。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

1. 基本情報

現在の状況についてご回答ください。

設問	形式	選択肢
問1. 貴学の学校種別	SA	27. 大学 28. 短期大学 29. 高等専門学校 30. その他（ ）
問2. 貴学の設置主体	SA	1. 国立 2. 公立

設問	形式	選択肢
問3. 貴学に在籍する障害のある学生の障害の種類 大学修学支援事業の利用の有無は問わない 重複する場合は当時はまるもの全てを選択。1人で重複がある場合、重複する選択肢全てを選択（例：慢性の呼吸器疾患のある肢体不自由者の場合、「3」「4」を選択） 各障害の定義は別添の「ご協力のお願い」に記載	MA	3. 私立 1. 視覚障害 2. 聴覚障害 3. 肢体不自由 4. 病弱 5. 発達障害 6. 精神障害（発達障害を除く） 7. 知的障害 8. その他（ ）
問4. 障害のある学生への支援業務を行う部署・機関の状況	SA	1. 専門部署・機関がある（障害学生支援センター、バリアフリー支援室等） 2. 専門部署・機関はないが、他の部署・機関が対応している（学生課、保健管理施設等） 3. その他（ ） 4. 障害のある学生支援業務を所掌する部署・機関はない
【問4で1~3.のいずれかを選択した場合】 問5. 問4で回答いただいた部署・機関において、障害のある学生への支援業務を行う主な担当者（兼務を含む）	MA	1. 障害学生支援を担当するコーディネーター 2. 上記を除き、障害学生を担当するカウンセラー 3. 上記を除き、障害学生を担当する医師 4. 上記を除き、障害学生を担当する保健師・看護師 5. 上記を除き、障害学生への専門的な支援技術（手話通訳、点認等）を持つ教職員 6. 上記を除き、教員 7. 上記を除き、事務職員 8. その他（ ）
問6. 障害のある学生への支援（対人援助）を行うに当たっての体制整備 ここでいう「組織」とは、障害のある学生に対して学内での支援を提供することを目的とした組織を想定 障害のある学生が個人的に支援を学生に依頼する等、貴学が関わっていない場合は除	MA	1. 援助の提供を目的とした正規職員を雇用 2. 援助の提供を目的としたアルバイト・パートを雇用 3. 貴学が運営する組織に登録している学生に依頼している 4. 学生が自主的に運営する組織に参加している学生に依頼している

設問	形式	選択肢																																																																														
く		5. その他() 6. 基本的に、学生やボランティア等による支援体制はない【同時選択不可】																																																																														
問7. 障害のある学生を受け入れるための施設の整備状況 回答方法について、「道路の舗装、段差の解消等」～「磁気誘導ループ」の各12項目について、選択肢1～5のうち当てはまるものを1つずつご回答ください	SA	<p><選択肢></p> 1. 学内全体に整備 2. 現在必要な箇所に整備 3. 部分的に整備しているが不十分 4. 整備中又は年度内に整備予定 5. 未整備 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>選択肢の番号</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路の舗装、段差の解消等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手すり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スロープ等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点字ブロック、点字案内板等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用駐車場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動扉等の出入口</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車椅子移動等に必要なスペース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点字プレート等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者用の屋内信号機装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バリアフリートイレ(多目的トイレ等を含む)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>磁気誘導ループ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	選択肢の番号	1	2	3	4	5	道路の舗装、段差の解消等						手すり						スロープ等						点字ブロック、点字案内板等						専用駐車場						自動扉等の出入口						エレベーター						車椅子移動等に必要なスペース						点字プレート等						聴覚障害者用の屋内信号機装置						バリアフリートイレ(多目的トイレ等を含む)						磁気誘導ループ					
選択肢の番号	1	2	3	4	5																																																																											
道路の舗装、段差の解消等																																																																																
手すり																																																																																
スロープ等																																																																																
点字ブロック、点字案内板等																																																																																
専用駐車場																																																																																
自動扉等の出入口																																																																																
エレベーター																																																																																
車椅子移動等に必要なスペース																																																																																
点字プレート等																																																																																
聴覚障害者用の屋内信号機装置																																																																																
バリアフリートイレ(多目的トイレ等を含む)																																																																																
磁気誘導ループ																																																																																

2. 大学修学支援事業の実績や利用学生の状況

以降では、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下、「大学修学支援事業」とする）」について、お伺いします。

大学修学支援事業とは、「重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進すること」を目的とした、市町村実施事業です（厚生労働省：地域生活支援促進事業）。

（1）大学修学支援事業の実績について

設問	形式	選択肢								
問8. 貴学としての大学修学支援事業の利用開始年度	NA	西暦()年度								
問9. 大学修学支援事業の利用学生数 利用学生がいない場合は「0」を記入 令和6年度については、令和6年9月1日時点の数字をご回答ください 基本的に1大学につき1回答をお願いしております。1大学につき複数の回答を行う場合は、回答する利用学生の状況等の実績・内容が重複しないようにしてください	NA	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>2021(令和3)年度</td> <td>()人</td> </tr> <tr> <td>2022(令和4)年度</td> <td>()人</td> </tr> <tr> <td>2023(令和5)年度</td> <td>()人</td> </tr> <tr> <td>2024(令和6)年度</td> <td>()人</td> </tr> </table>	2021(令和3)年度	()人	2022(令和4)年度	()人	2023(令和5)年度	()人	2024(令和6)年度	()人
2021(令和3)年度	()人									
2022(令和4)年度	()人									
2023(令和5)年度	()人									
2024(令和6)年度	()人									
問10. 大学修学支援事業を実施し貴学と連携する自治体数（問9で回答した利用学生の事業利用決定を行った自治体） 自治体がない場合は「0」を記入 令和6年度については、令和6年9月1日時点の数字をご回答ください 基本的に1大学につき1回答をお願いしております。1大学につき複数の回答を行う場合は、回答する利用学生の状況等の実績・内容が重複しないようにしてください	NA	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>2021(令和3)年度</td> <td>()か所</td> </tr> <tr> <td>2022(令和4)年度</td> <td>()か所</td> </tr> <tr> <td>2023(令和5)年度</td> <td>()か所</td> </tr> <tr> <td>2024(令和6)年度</td> <td>()か所</td> </tr> </table>	2021(令和3)年度	()か所	2022(令和4)年度	()か所	2023(令和5)年度	()か所	2024(令和6)年度	()か所
2021(令和3)年度	()か所									
2022(令和4)年度	()か所									
2023(令和5)年度	()か所									
2024(令和6)年度	()か所									

（2）大学修学支援事業の利用学生の状況について

直近で事業の利用があった年度についてご回答ください。

（例：2021（令和3）～2022（令和4）年度に利用実績がある場合は、「2022（令和4）年度」の状況について回答、2024（令和6）年度から利用がある場合は、今年度の状況について回答）
回答対象となる年度で、複数名の利用学生がいる場合は、複数名全員の状況を踏まえてご回答ください。（例：大学1年生（通学）と、大学院2年生（通学）がいた場合に、問11では「2」「3.」を選択）

設問	形式	選択肢
問11. 利用学生が在籍する課程 「通学」とは、通信課程を除く課程を想定（一部の授業をオンラインで受講する場合を含む）	MA	1. 【通学】短期大学 2. 【通学】大学 3. 【通学】大学院 4. 【通信制】短期大学 5. 【通信制】大学 6. 【通信制】大学院 7. その他()
問12. 医療的ケアを必要とする利用学生の有無	SA	1. 医療的ケアを必要とする学生がいる/いた

設問	形式	選択肢
医療的ケアとは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」のこと。具体的には、人工呼吸器の管理や、気管切開の管理、酸素療法、吸引、経管栄養、導尿、排便管理等。		2. 医療的ケアを必要とする学生はいない／いなかった 3. わからない
【問12で1.を選択した場合】 問13. 必要とする医療的ケアの具体的な内容	FA	
問14. 利用学生の居住地	MA	1. 大学等の所在する区市町村内 2. 大学等の所在する区市町村外（同一都道府県内） 3. 大学等の所在する都道府県外 4. 把握していない【同時選択不可】
問15. 利用学生の主な通学方法	MA	1. 大学修学支援事業を利用 2. 大学等が送迎の支援を実施 3. 家族が送迎・付き添い 4. その他() 5. 把握していない【同時選択不可】
問16. 利用学生の主な通学手段	MA	1. 公共交通機関を利用する 2. 介護タクシーを利用する 3. 徒歩（車いす）での移動のみ 4. その他() 5. 把握していない【同時選択不可】

3. 大学修学支援事業を活用した支援体制構築等の状況

直近で事業の利用があった年度についてご回答ください。

(例：2021(令和3)～2022(令和4)年度に利用実績がある場合は、「2022(令和4)年度」の状況について回答、2024(令和6)年度から利用がある場合は、今年度の状況について回答)

(1) 支援体制や支援内容について

設問	形式	選択肢
問17. 大学修学支援事業の利用学生への支援に関して、貴学が行った/行っている調整・コーディネートの内容 事業の申請時、事業の利用前、利用後など時点は問いません 複数名の利用学生がいる場合、1名でも把握している内容があればその内容をご回答	MA	1. 利用学生に対する大学修学支援事業に関する説明 2. 利用学生との面談・配慮事項の聞き取り 3. 大学修学支援事業利用のため、利用学生が作成・提出する自治体向け申請書の作成支援(大学等が作成・提出を求められている書類の準備を除く)

設問	形式	選択肢
ください。全員の状況について把握していない場合は「9.」をご回答ください		4. 利用学生の履修登録や授業に関する学内での調整（学生ボランティアや教職員等との調整を含む） 5. 大学修学支援事業のヘルパー事業所との調整 6. 5.を除き、利用学生に関係する医療・福祉関係者との調整 7. その他() 8. 特になし【同時選択不可】 9. わからない【同時選択不可】
問18. 貴学が整備・提供している支援の内容（対人援助に関して） 大学修学支援事業利用学生への支援についてご回答ください 大学修学支援事業のヘルパーが行う支援内容については問20でご回答ください	MA	1. 大学等までの通学にかかる支援（移動中の支援） 2. 大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護） 3. 大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く） 4. 大学等の敷地内における医療的ケアの実施 5. 大学等の敷地内におけるコミュニケーション（意思疎通）支援 6. 大学等の授業の履修にかかる支援（ノートテイク、機器のセッティング等） 7. 授業の履修に関わる活動における支援（授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む） 8. その他() 9. 基本的に大学修学支援事業にて対応している【同時選択不可】
【問18で9.以外を選択した場合】 問19. 貴学が提供・調整する支援を実際に行っている者 ここでいう「組織」とは、障害のある学生に対して学内での支援を提供することを目的とした組織を想定 障害のある学生本人が個人的に支援を学生に依頼する等、貴学が関わっていない場合は除く	MA	1. 援助の提供を目的とした正規職員を雇用 2. 援助の提供を目的としたアルバイト・パートを雇用 3. 貴学が運営する組織に登録している学生に依頼している 4. 学生が自主的に運営する組織に参加している学生に依頼している 5. その他()

設問	形式	選択肢
問20. 大学修学支援事業のヘルパーが実施している支援の内容 複数名の利用学生がいる場合、1名でも把握している内容があればその内容をご回答ください。全員の状況について把握していない場合は「9.」をご回答ください	MA	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学等までの通学にかかる支援（移動中の介護） 2. 大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護） 3. 大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く） 4. 大学等の敷地内における医療的ケアの実施 5. 大学等の敷地内におけるコミュニケーション（意思疎通）支援 6. 大学等の授業の履修にかかる支援（ノートテイク、機器のセッティング等） 7. 授業の履修に関わる活動における支援（授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む） 8. その他（ ） 9. ヘルパーが行っている支援内容を把握していない【同時選択不可】
問21. 大学修学支援事業のヘルパーが実施する支援と、貴学が実施する支援の提供における役割分担・すみ分けや、工夫していること <u>役割分担を行っていない場合等、回答が難しい場合は空欄で結構です</u> (例)授業内及び授業間の移動・それに付随する身体介護や、履修に必要な合理的配慮(ノートテイク等)は本学が実施。それ以外の学生の自宅・大学の移動とそれに付随する身体介護は大学修学支援事業にて実施。 (例)授業中の合理的配慮(ノートテイク等)は本学が実施し、授業中の身体介護は大学修学支援事業のヘルパーが実施。 (例)同じヘルパーがシームレスに対応できるよう、授業内での介助におけるヘルパー人件費は大学が全額負担、授業以外は大学修学支援事業を活用。	FA	
問22. 大学修学支援事業の利用学生の受入	FA	授業支援：

設問	形式	選択肢
れに際し、行っている合理的配慮の内容 介助者が対応する内容は除く 授業支援として、講義・演習や、環境面での整備、試験・評価等の場面、授業以外の支援として、学生生活上の支援やその他授業以外の支援等の場面を想定		授業以外の支援：

（2）自治体等との連携状況について

設問	形式	選択肢
問23. 自治体との調整・連携の状況	MA	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自治体担当者が、大学等が実施する委員会に参加する 2. 上記を除き、打合せや協議の機会を設けている 3. 上記を除き、必要に応じて、電話やメール等でやりとりしている 4. その他（ ） 5. 特に連携していない【同時選択不可】
【問23で1.~4.のいずれかを選択した場合】	FA	
問24. 連携の具体的な内容（例：共有している内容や、頻度等）		
問25. 大学等が行う支援体制構築に向けた計画の策定やその実施に対して、市町村から受けた協力や助言等の有無	SA	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力・助言等がある/あった 具体的な内容（ ） 2. 協力・助言等はない/なかつた 3. わからない
問26. 大学修学支援事業における支援体制の構築において、貴学とヘルパー事業所との連携状況 連携とは、利用申請時のヘルパー事業所への情報提供や、ヘルパーの確保や養成に関する協力（チラシの掲示、研修場所の提供等）等を含む	SA	<ol style="list-style-type: none"> 1. 連携している/した 2. 連携していない/しなかつた
【問26で1.を選択した場合】	FA	
問27. 具体的な内容		

4. 大学修学支援事業の評価や課題等

（1）大学修学支援事業に関すること

以降は、大学修学支援事業を利用している全ての年度を踏まえてご回答ください。

設問	形式	選択肢
問28. 大学修学支援事業に対する評価(利用学生、貴学、その他)	FA	利用学生： 貴学： その他：
問29. 重度障害者の修学に関して、 <u>現在、貴学では実施が難しい支援の内容</u> ヘルパーが実施するような対人援助を想定してご回答ください 大学修学支援事業の活用は除いてご回答ください 実施が難しい支援の具体的な内容については、問34-35(事業全般に関する課題)にてご回答いただけますと幸いです	MA	1. 大学等までの通学にかかる支援(移動中の支援) 2. 大学等の敷地内の移動にかかる支援(移動中の介護) 3. 大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護(医療的ケアを除く) 4. 大学等の敷地内における医療的ケアの実施 5. 大学等の敷地内におけるコミュニケーション(意思疎通)支援 6. 大学等の授業の履修にかかる支援(ノートテイク、機器のセッティング等) 7. 授業の履修に関わる活動における支援(授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む) 8. その他() 9. 実施が難しい支援はない【同時選択不可】 10. わからない【同時選択不可】
問30. 重度障害者の修学に関して、 <u>今後の整備見込みを含め、貴学で行うことができると思われる最大限の支援の内容</u> ヘルパーが実施するような対人援助を想定してご回答ください 大学修学支援事業の活用は除いてご回答ください	MA	1. 大学等までの通学にかかる支援(移動中の支援) 2. 大学等の敷地内の移動にかかる支援(移動中の介護) 3. 大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護(医療的ケアを除く) 4. 大学等の敷地内における医療的ケアの実施 5. 大学等の敷地内におけるコミュニケーション

設問	形式	選択肢
		ヨン(意思疎通)支援 6. 大学等の授業の履修にかかる支援(ノートテイク、機器のセッティング等) 7. 授業の履修に関わる活動における支援(授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む) 8. その他() 9. わからない【同時選択不可】
問31. 大学修学支援事業は、「重度障害者が修学するために必要な支援体制を大學が構築できるまでの間にあいて、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供」することとしています。 ヘルパー事業所から貴学への支援の移行状況	MA	1. 全ての支援を移行し事業利用を終了した事例がある 2. 一部の支援を移行した事例がある 3. その他() 4. 一部の支援を含め、移行した事例はない【同時選択不可】
【問31で1.又は2.を選択した場合】 問32. 支援を移行した事例について、具体的な内容(事例の経過、移行した支援の内容、大学として取り組んだ内容等)	FA	
問33. ヘルパー事業所から大学等への支援の移行に関する課題	MA	1. 介助者を配置するための予算確保が難しい 2. 介助者を養成するための予算確保が難しい 3. 介助者を確保するノウハウがない 4. 介助者を養成するノウハウがない 5. 支援の移行プロセスをイメージしづらい 6. 大学等で手配する介助者(日常的な支援を行っていない者)では対応できない支援内容がある 7. その他() 8. わからない【同時選択不可】 9. 特にない【同時選択不可】
問34. 大学修学支援事業全般に関する課題	MA	1. 大学修学支援事業に関する <u>自治体職員</u> の理解・啓発 2. 大学修学支援事業に関する <u>大学等職員</u> の理解・啓発 3. 大学修学支援事業に関する <u>本人・家族</u> の理解・啓発

設問	形式	選択肢
		<p>4. 大学修学支援事業利用にかかる申請プロセス</p> <p>5. 大学修学支援事業のヘルパーの確保</p> <p>6. 大学等での支援体制構築(移行)に向けた人材の確保</p> <p>7. 大学等での支援体制構築(移行)に向けた人材の養成</p> <p>8. 大学等での支援体制構築(移行)に向けた予算の確保</p> <p>9. 大学修学支援事業の対象者、支援の範囲</p> <p>10. 大学修学支援事業の大学等の要件(障害のある学生の支援にかかる委員会や窓口の設置、支援体制の構築に向けた計画作成と実行等)</p> <p>11. 大学修学支援事業のその他規定(9,10以外)</p> <p>12. 自治体による事業の内容、進め方等の違い</p> <p>13. その他()</p> <p>14. わからない【同時選択不可】</p> <p>15. 特にない【同時選択不可】</p>
【問 34 で 1 つ以上課題を選択した場合】 問35. 課題の具体的な内容	FA	

(2) 大学等における障害者の修学支援全般に関すること

設問	形式	選択肢
問36. 大学修学支援事業の対象となるような重度障害者で、事業を利用せずに大学に通った事例の有無 大学修学支援事業が創設された 2018 年以降の在籍者についてご回答ください	SA	<p>1. そのような事例がある</p> <p>2. そのような事例はない</p> <p>3. わからない</p>
【問 36 で 1 を選択した場合】 問37. 当該事例における、事業を利用しなかった理由・背景や、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等の提供方法 (例)申請が煩雑になるため申請しなかった。 通信制課程のスクーリング(数日間)のため、	FA	

設問	形式	選択肢
重度訪問介護で修学に必要な身体介護等をㄌバーした。		
問38. 大学等での障害者の修学支援構築のために、大学等に対して必要な支援とその理由(国・自治体) 大学修学支援事業に限らずご回答いただけて結構です	FA	

5 . その他

◆ 本アンケート調査結果を踏まえ、ヒアリング調査の実施を予定しております。ヒアリング調査にご協力いただける方は、以下の<個人情報の取扱い>にご同意の上、ご連絡先等をご記入ください。ご協力が難しい場合は、回答不要です。

<個人情報の取扱いについて>

- ・ 以降でお預かりする個人情報は、ヒアリング調査のご連絡のために利用させていただきます。
- ・ お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- ・ お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」 <http://www.murc.jp/corporate/privacy> および「個人情報の取り扱いについて」 <https://www.murc.jp/corporate/privacy02/> に従って適切に取り扱います。
- ・ お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、次の連絡先までご連絡ください。
- ・ 以下の内容にご回答いただけない場合、ヒアリング調査に関するお問い合わせに対し、弊社からお答えできない場合があります。

設問	形式	選択肢
F1. ご担当部署名、ご連絡先(メールアドレス、電話番号)等	FA	<p>貴大学等名 : 貴担当部署名 : ご担当者様氏名 : ご担当者様氏名(ふりがな) : メールアドレス : 電話番号 : 備考欄(ご自由にご活用ください。特にお心当たりがなければ空欄で結構です):</p>

ご回答いただいた皆様にお伺いいたします。

設問	形式	選択肢
F2. 都道府県名【必須回答】 貴学の主たる所在地の都道府県名をご回答ください	SA	

以上

令和6年度 障害者総合福祉推進事業費
「重度障害者等の就労・修学の支援の在り方等に関する調査研究」

大学等における重度障害者の修学支援に関するアンケート調査

【市区町村向け】調査票サンプル

<回答にあたって>

本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答ください。
【回答用 URL】
WEB の回答画面では、回答の一時保存ができません。回答前に設問内容を確認されたい場合は、本調査票サンプルをご活用ください。本調査サンプルの郵送・メールによる回答は不要です。
本調査の対象は、令和3~6年度大学修学支援事業を実施した/している市区町村です。

<入力制限等について>

SA は単数回答（1つだけ選択）MA は複数回答（あてはまるもの全てを選択）FA は自由回答、
NA は数値入力のことです。
「その他」等の選択肢の後にある（ ）は、FA（自由回答）欄です。
【同時選択不可】は、MA（複数回答）の設問で、他の選択肢と同時に選択できないことがあります。
【問でを選択した場合】等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っております。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

1. 大学修学支援事業の実施状況

以降では、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下、「大学修学支援事業」とする）」について、お伺いします。

大学修学支援事業とは、「重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進すること」を目的とした事業です（厚生労働省：地域生活支援促進事業）。

（1）大学修学支援事業の実績

設問	形式	選択肢
問1. 大学修学支援事業の実施開始年度	NA	西暦（ ）年度
問2. 大学修学支援事業の実施年度 令和3~6 年度のうち実施した/している年 度をご回答ください 【必須回答】	MA	1. 2021（令和3）年度 2. 2022（令和4）年度 3. 2023（令和5）年度 4. 2024（令和6）年度
問3. 令和3~6 年度における利用学生数と総	NA	Web 上では、問2で選択した実施年度に応じて、回答欄が表示されます

設問	形式	選択肢
支給決定時間数（年間） 令和6 年度については、令和6 年9月1 日時点の数字をご回答ください 複数人が利用している場合は、支給決定した時間を合算した合計時間数をご回答ください		て、回答欄が表示されます
		利用学生数 総支給決定時間数
2021（令和3）年度	人	時間
2022（令和4）年度	人	時間
2023（令和5）年度	人	時間
2024（令和6）年度	人	時間

問4. 大学等 のか所数 「大学等」とは、大学（大学院及び短期大学を含む）高等専門学校、専修学校及び各種学校のこと 令和6 年度については、令和6 年9月1 日時点の数字をご回答ください	NA	Web 上では、問2で選択した実施年度に応じて、回答欄が表示されます
		2021（令和3）年度 () か所
		2022（令和4）年度 () か所
		2023（令和5）年度 () か所
		2024（令和6）年度 () か所

（2）大学修学支援事業の運用状況

現在の状況についてご回答ください。

設問	形式	選択肢
問5. 貴自治体の要綱等において、サービス提供時間数やサービス提供費の上限に関する規定	MA	1. サービス提供時間数の上限を設定 2. サービス提供費総額の上限を設定 3. サービス提供時間数に応じたサービス提供費総額の上限を設定 4. その他() 5. 上記のような上限の設定はない【同時選択不可】
問6. 貴自治体の要綱等において、サービス提供（報酬）単価の設定状況 例えば、サービス提供時間が年間 500 時間以上／以内で単価が変わるのは「2.」を選択	SA	1. 30 分又は 1 時間あたりの単価を一律に設定 2. サービス提供時間に応じた単価を設定 3. その他()
【問6で1を選択した場合】	SA	1. 1 時間あたり 2000 円以下 2. 1 時間あたり 2000 円～2999 円 3. 1 時間あたり 3000 円～3999 円
問7. 1 時間あたりのサービス提供（報酬）単価		

設問	形式	選択肢
30分あたり単価を設定している場合は、30分×2の金額を選択		4. 1時間あたり 4000円～4999円 5. 1時間あたり 5000円以上
問8. 貴自治体において、大学修学支援事業の支給対象としている支援の内容	MA	1. 大学等までの通学にかかる支援（移動中の支援） 2. 大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護） 3. 大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く） 4. 大学等の敷地内における医療的ケアの実施 5. 大学等の敷地内におけるコミュニケーション（意思疎通）支援 6. 大学等の授業の履修にかかる支援（ノートテイク、機器のセッティング等） 7. 授業の履修に関わる活動における支援（授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む） 8. その他（ ） 9. 特に定めていない【同時選択不可】
問9. 支給対象者や、支給時間数を検討する上で、 <u>本人の状況</u> に関して考慮していること 国の地域生活支援事業要綱に示されている内容を除く 履修登録や大学での支援計画を除く	MA	1. 利用学生の住まい方 2. 家族による支援・ケアの見込み 3. 二人介助の必要性 4. 利用学生・世帯の経済状況 5. その他（ ） 6. 特にない【同時選択不可】
【問9で1.~4.のいずれかを選択した場合】	FA	
問10. 具体的に考慮する内容と、利用決定や支給時間数への反映方法		
問11. 大学修学支援事業の利用に際し、利用学生及び大学等に求める書類	MA	1. 大学修学支援事業の利用申請書 2. 利用学生に関する概況調査票 3. 大学等に在籍していること（又は在籍することが決定していること）を証する書類 4. 大学等からの承諾書 5. 大学等の障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会に関する規程等の内容がわかる書類 6. 大学等の障害のある学生の支援業務を行

設問	形式	選択肢
		う部署・相談窓口の運営規程等の内容がわかる書類 7. 大学等による支援体制構築に向けた計画がわかる書類 8. 個別の利用学生の利用／支援計画が分かる書類 9. （継続利用の場合）過去1年間における支援体制の構築の進捗状況等を確認できる書類 10. その他（ ）
問12. 大学修学支援事業の利用申請書の提出方法 慣例／実態として、よく案内している提出方法をご回答ください。上記を考慮しても回答が難しい場合は、状況に応じて「5.」「6.」を選択してください	MA	1. 紙媒体（一部押印が必要）での提出 2. 紙媒体（押印不要）での提出 3. メール等の電子媒体（一部押印が必要）での提出 4. メール等の電子媒体（押印不要）での提出 5. その他（ ） 6. 特に指定はない【同時選択不可】

2. 大学等との連携や、大学等への支援状況

直近で事業の利用があった年度についてご回答ください。

（例：2021（令和3）～2022（令和4）年度に利用実績がある場合は、「2022（令和4）年度」の状況について回答、2024（令和6）年度から利用がある場合は、今年度の状況について回答）

設問	形式	選択肢
問13. 大学修学支援事業を行う大学等との連携状況 利用申請段階のやり取りを除く 複数の大学等と連携している場合、平均的な連携状況をご回答ください	MA	1. 大学等が実施する委員会に参加している 2. 上記を除き、打合せや協議の機会を設けている 3. 上記を除き、必要に応じて、電話やメール等でやりとりしている 4. その他（ ） 5. 特に連携していない【同時選択不可】
問14. 大学修学支援事業を実施している期間に、大学等と共有している内容 利用申請段階のやり取りを除く 複数の大学等と連携している場合、平均的な連携状況をご回答ください	MA	1. 大学修学支援事業の実施に関する報告 2. 利用者の利用状況（時間数、支援状況等） 3. 大学等における支援提供の状況 4. 大学等で実施する支援の移行に向けた取組状況 5. 大学等修学支援事業に関する改善点・要

設問	形式	選択肢
		望 6. その他() 7. 特にない【同時選択不可】
問15. 大学等が行う支援体制構築に向けた計画の作成やその実施に対して、貴自治体が行った協力・助言等の有無 複数の大学等と連携している場合、1か所でも大学等に対して協力・助言などを行った場合は「1.」をご回答ください	SA	1. 協力・助言等を行っている/行った 具体的な内容() 2. 協力・助言等は行っていない
問16. 大学修学支援事業の申請(継続を含む)など、事業の利用に際して、中心となって調整を行った者 複数の利用学生がいる場合、それぞれのケースについてご回答ください(例:学生 A のケースでは「3.」、学生 B のケースでは「1.」「6.」が当てはまる場合、「1.」「3.」「6.」の全てを選択)	MA	1. 利用学生本人 2. 利用学生の家族 3. 利用学生が関係する相談支援専門員(障害福祉サービスの相談員) 4. 利用学生が利用する重度訪問介護事業所の職員 5. 上記を除き、利用学生に関係する医療・福祉関係者 6. 上記を除き、利用学生が在籍していた高校・特別支援学校の関係者 7. 大学等の大学修学支援事業担当者 8. 上記を除き、大学等の教職員 9. 自治体の大学修学支援事業担当者 10. その他() 11. わからない【同時選択不可】

3. 大学修学支援事業に係る課題等

以降は、大学修学支援事業を実施している全ての年度を踏まえてご回答ください。

(1) 利用を認めなかった事例や、利用に至らなかった事例等の状況

設問	形式	選択肢
問17. これまでに利用を認めなかった事例の有無 例:重度訪問介護を利用していないケース(問18にて、重度訪問介護対象者が否かを含めケースの状態や認めなかった理由をご回答ください)	SA	1. そのような事例がある 2. そのような事例はない 3. わからない
【問17で1.を選択した場合】	FA	

設問	形式	選択肢
問18. 利用を認めなかった具体的な理由		
問19. 事業利用の相談があったが利用に至らなかった事例や、事業の利用開始後～大学等の卒業前に利用をやめた事例の有無	MA	1. 相談はあったが利用に至らなかった事例がある 2. 事業利用開始後～卒業前に利用をやめた事例がある 3. 上記のような事例はない【同時選択不可】 4. わからない【同時選択不可】
【問19で1.又は2.を選択した場合】 問20. 事例の具体的な理由	FA	Web上では、問19での回答に応じて、回答欄が表示されます 利用に至らなかった事例： 利用開始後～卒業前に利用をやめた事例：

(2) 大学修学支援事業への評価・課題等

設問	形式	選択肢
問21. 大学修学支援事業に対する評価(貴自治体、大学等、その他) 貴自治体として、あるいは大学等やその他関係者(例:利用学生、障害福祉サービス事業者等)の声として把握していることがあればご回答ください(特になければ空欄で結構です) 貴自治体や大学等関係者以外(利用学生、障害福祉サービス事業者等)の評価は「その他」にご回答ください。また、その際は評価者の属性をあわせてご回答ください 「大学等」とは、大学(大学院及び短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校及び各種学校のこと	FA	貴自治体： 大学等： その他：
問22. 大学等修学支援事業に関して、利用学生や大学等からの要望や、その要望に対する貴自治体での対応・検討状況 把握していることがあればご回答ください。 特に思い当たることがなければ空欄で結構です	FA	利用学生： 大学等： その他：

設問	形式	選択肢
す 「大学等」とは、大学（大学院及び短期大学を含む）高等専門学校、専修学校及び各種学校のこと		
問23. 大学等で行う重度障害者の修学支援について、 <u>現在</u> 、大学等で実施が難しい支援の内容 ヘルパーが実施するような対人援助を想定してご回答ください 大学修学支援事業の活用は除いてご回答ください 実施が難しい支援の具体的な内容については、以降の課題に関する設問の中でご回答いただけますと幸いです	MA	11. 大学等までの通学にかかる支援（移動中の支援） 12. 大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護） 13. 大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く） 14. 大学等の敷地内における医療的ケアの実施 15. 大学等の敷地内におけるコミュニケーション（意思疎通）支援 16. 大学等の授業の履修にかかる支援（ノートテイク、機器のセッティング等） 17. 授業の履修に関わる活動における支援（授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む） 18. その他（ ） 19. 実施が難しい支援はない【同時選択不可】 20. わからない【同時選択不可】
問24. 大学等で行う重度障害者の修学支援について、 <u>今後の整備見込みを含め</u> 、大学等で実施できる（実施すべき）と考える内容 ヘルパーが実施するような対人援助を想定してご回答ください 大学修学支援事業の活用は除いてご回答ください	MA	10. 大学等までの通学にかかる支援（移動中の支援） 11. 大学等の敷地内の移動にかかる支援（移動中の介護） 12. 大学等の敷地内における食事・排泄介助等の身体介護（医療的ケアを除く） 13. 大学等の敷地内における医療的ケアの実施 14. 大学等の敷地内におけるコミュニケーション（意思疎通）支援 15. 大学等の授業の履修にかかる支援（ノートテイク、機器のセッティング等） 16. 授業の履修に関わる活動における支援（授業の一環として行われる職場実習やボランティア活動等を含む） 17. その他（ ）

設問	形式	選択肢
		18. わからない【同時選択不可】
問25. 貴自治体で大学修学支援事業を開始するにあたって、課題となったこと	MA	1. 事業の設計（対象者や事業者の設定） 2. 事業の設計（報酬の設定） 3. 事業の設計（上記を除くその他全般） 4. 予算の確保 5. 大学等との調整・連携 6. 利用者との調整・連携 7. ヘルパー派遣事業者の確保 8. 事業実施までのスケジュール 9. その他（ ） 10. 特に課題となったことはない【同時選択不可】 11. 把握していない【同時選択不可】
【問25で10.又は11.以外を選択した場合】 問26. 事業開始時点における課題の具体的な内容	FA	
問27. 事業実施後から現在に至るまでの大学修学支援事業に係る課題	MA	1. 大学修学支援事業の普及・啓発 2. 予算の確保 3. 利用学生との調整・連携 4. 大学等との調整・連携 5. ヘルパー派遣事業者の確保 6. 大学等への支援の移行 7. その他（ ） 8. 特に課題となっていることはない【同時選択不可】 9. 把握していない【同時選択不可】
【問27で8.又は9.以外を選択した場合】 問28. 課題の具体的な内容	FA	
問29. 大学等での障害者の修学支援構築のため、国に求める支援とその理由 大学修学支援事業に限らずご回答いただい て結構です	FA	

4. その他

△ 本アンケート調査結果を踏まえ、ヒアリング調査の実施を予定しております。ヒアリング調査にご協力いただける方は、以下の「個人情報の取扱い」にご同意の上、ご連絡先等をご記入ください。
ご協力が難しい場合は回答不要です。

<個人情報の取扱いについて>

- 以降でお預かりする個人情報は、ヒアリング調査のご連絡のために利用させていただきます。
- お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」 <http://www.murc.jp/corporate/privacy> および「個人情報の取り扱いについて」 <https://www.murc.jp/corporate/privacy02/> に従って適切に取り扱います。
- お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、次の連絡先までご連絡ください。
- 以下の内容にご回答いただけない場合、ヒアリング調査に関するお問い合わせに対し、弊社からお答えできない場合があります。

設問	形式	選択肢
F2. ご担当課名、ご連絡先（メールアドレス、電話番号）	FA	責課名： ご担当者様氏名： ご担当者様氏名(ふりがな)： メールアドレス： 電話番号： 備考欄（ご自由にご活用ください。特にお心当たりがなければ空欄で結構です）：

ご回答いただいた皆様にお伺いいたします。

設問	形式	選択肢
F3. 貴自治体の種類 【必須回答】	SA	1. 政令指定都市 2. 特別区 3. 中核市 4. その他の市 5. 町 6. 村
F4. 自治体名 【必須回答】 政令指定都市の場合は、区まで選択可能ですか。任意の区をお選びください。	SA	都道府県名 市区町村名

令和6年度 障害者総合福祉推進事業「重度障害者等の就労・修学の支援の在り方等に関する調査研究」

障害福祉サービスにおける外出支援等に関するアンケート調査 調査票サンプル

[回答にあたって]

本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答ください。

[回答用 URL]

本調査の回答者は、貴市区町村で重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定を担当する方を想定しています。

調査の入力画面では、回答の一時保存ができません。本調査票サンプルをご確認の上、ご回答いただくことを推奨しております。

<入力制限等について>

SA は単数回答（1つだけ選択）、MA は複数回答（あてはまるもの全てを選択）、FA は自由回答、NA は数値入力のことです。

「その他」等の選択肢の後にある（ ）は自由回答欄です。

数値を入力する際、該当する人等がない・ない場合は「0（ゼロ）」をご回答ください。わからない場合や把握していない場合は空欄にしてください。

「[同時選択不可]」は、MA（複数回答）の設問で、他の選択肢と同時に選択できない選択肢に記載しています。

「[問 で を選択した場合]」等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っております。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

(1) 重度訪問介護・同行援護・行動援護における外出支援の実施状況

各サービスの実施状況

設問	形式	選択肢
問1. 貴自治体に所在する各サービスの事業所数（令和6年10月1日時点） 令和6年10月1日時点の集計が難しい場合は、直近の数字をご回答ください。	NA	重度訪問介護：()事業所 同行援護：()事業所 行動援護：()事業所
問2. 貴自治体における各サービスの支給決定者数（令和6年10月1日時点） 令和6年10月1日時点の集計が難しい場合は、直近の数字をご回答ください。	NA	重度訪問介護：()人 同行援護：()人 行動援護：()人

各サービスの支給決定に関する取り決め

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)では、重度訪問介護・同行援護・行動援護について、外出に係る支援は「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く」とされています。

以降の設問では、この「通年かつ長期にわたる外出」と「社会通念上適当でない外出」についてお尋ねします。

1)「通年かつ長期にわたる外出」について

設問	形式	選択肢
問3. 貴自治体の重度訪問介護・同行援護・行動援護の運用において、「 <u>通年かつ長期にわたる外出</u> 」に該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況	SA	<ol style="list-style-type: none"> 明文化された基準があり、公表している（要綱、ガイドライン、ホームページ等） 明文化された基準があるが、公表していない（内規、マニュアル等） 明文化された基準がない（部署内で判断の考え方を統一化している） 明文化された基準がない（個々の担当者が判断している） その他（ ）
問4. 貴自治体の重度訪問介護・同行援護・行動援護の運用における「通年かつ長期にわたる外出」の「 <u>通年</u> 」の具体的な期間の設定状況 「〇ヶ月以上」という内容で設定している場合は、1.を選択して、具体的な月数を数字でご回答ください。 「週 日以上かつ〇ヶ月以上」のように月数以外の条件がある内容で設定している場合は、2.を選択して、その内容を記載欄に記入してください。	SA NA FA	<ol style="list-style-type: none"> 定めがある（「〇ヶ月以上」という内容で設定） 定めている内容：（ ）ヶ月以上 定めがある（1.以外の内容で設定） 定めている内容：（ ） 定めがない
問5. 貴自治体の重度訪問介護・同行援護・行動援護の運用における「通年かつ長期にわたる外出」の「 <u>長期</u> 」の具体的な期間の設定状況 「〇ヶ月以上」という内容で設定している場合は、1.を選択して、具体的な月数を数字でご回答ください。 「週 日以上かつ〇ヶ月以上」のように月数以外の条件がある内容で設定している場合は、2.を選択して、その内容を記載欄に記入してください。	SA NA FA	<ol style="list-style-type: none"> 定めがある（「〇ヶ月以上」という内容で設定） 定めている内容：（ ）ヶ月以上 定めがある（1.以外の内容で設定） 定めている内容：（ ） 定めがない

設問	形式	選択肢
問6. 貴自治体の重度訪問介護・同行援護・行動援護の運用において、「 <u>通年かつ長期にわたる外出</u> 」としている外出の内容 問3で明文化された基準があると回答した場合は、その基準に記載のある外出を選択してください。また、明文化された基準がないと回答した場合も、実際の運用の中で「通年かつ長期にわたる外出」と判断している外出を選択してください。	MA	<ol style="list-style-type: none"> 通勤 通学・通園 通所(障害児支援・障害福祉サービスの利用を目的とした事業所・施設への外出) 定期的な通院 定期的な習い事・サークル・趣味 その他（ ） わからない【同時選択不可】
【問6で4.または5.を選択した場合】 問7. 問6で回答した「定期的な通院」あるいは「定期的な習い事・サークル・趣味」における「 <u>定期的</u> 」の具体的な頻度 例) 1週間に1回以上 具体的な頻度の定めがない場合は空欄にしてください。	FA	

2)「社会通念上適当でない外出」について

設問	形式	選択肢
問8. 貴自治体の重度訪問介護・同行援護・行動援護の運用において、「 <u>社会通念上適当でない外出</u> 」に該当する外出かどうかを判断するための基準の設定・公表状況	SA	<ol style="list-style-type: none"> 明文化された基準があり、公表している（要綱、ガイドライン、ホームページ等） 明文化された基準があるが、公表していない（内規、マニュアル等） 明文化された基準がない（部署内で判断の考え方を統一化している） 明文化された基準がない（個々の担当者が判断している） その他（ ）
問9. 貴自治体の重度訪問介護・同行援護・行動援護の運用において、「 <u>社会通念上適當でない外出</u> 」としている外出の内容（可能な限り列挙） 問8で明文化された基準があると回答した場合は、その基準に記載のある外出を記載してください。また、明文化された基準がないと回答した場合も、実際の運用の中で「社会通念上適當でない外出」と判断している外出を記載してください。	FA	

3) その他

設問	形式	選択肢
問10. 貴自治体において、社会参加のための外出等として、重度訪問介護・同行援護・行動援護の支援の対象としている外出の内容（可能な限り列挙） 明文化された基準がある場合は、その基準に記載のある外出を記載してください。 また、明文化された基準がない場合も、実際の運用の中で、社会参加のための外出等と判断している外出を記載してください。	FA	
問11. 貴自治体での重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定において、判断に迷う外出の内容 その対応 複数ある場合は、・・・での対応関係がわかるように記載してください。	FA	判断に迷う外出の内容 : () その対応 : ()

(2) 移動支援事業（地域生活支援事業）の実施状況

サービスの実施状況

設問	形式	選択肢
問12. 貴自治体に所在する移動支援事業の事業所数（令和6年10月1日時点） 令和6年10月1日時点の集計が難しい場合は、直近の数字をご回答ください。	NA	()事業所
問13. 貴自治体における移動支援事業の利用決定者数（令和6年10月1日時点） 令和6年10月1日時点の集計が難しい場合は、直近の数字をご回答ください。	NA	()人

利用決定に関する取り決め

設問	形式	選択肢
問14. 貴自治体において、移動支援事業との併給を認めているサービス 貴自治体における一般的な判断をご回答ください。（個別の事由を勘案しない）	MA	1. 重度訪問介護 2. 同行援護 3. 行動援護 4. 上記サービスとの併給は認めていない 【同時選択不可】
【問14で1.~3.のいずれかを選択した場	MA	1. 重度訪問介護・同行援護・行動援護の事

設問	形式	選択肢
合】 問15. 貴自治体において、重度訪問介護・同行援護・行動援護との併給を認めている理由		業所が少なく、サービスを利用できないことがあるため（移動支援事業による代替） 2. 重度訪問介護・同行援護・行動援護の事業所はあるが、人員不足等により、利用者の希望どおりに対応することができないため（移動支援事業による補完） 3. 利用者の重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給限度（単位数）を超えることがあるため 4. 重度訪問介護・同行援護・行動援護では対象外としている外出支援を移動支援事業では認めているため 5. 利用者の両方のサービスの利用希望に対応するため 6. その他（ ） 7. 特に理由はない、わからない【同時選択不可】
【問15で4.を選択した場合】 問16. 貴自治体において、重度訪問介護・同行援護・行動援護では対象外だが、移動支援事業では対象としている外出の内容	MA	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 1. 経済活動に係る外出 通年かつ長期にわたる外出 2. 通勤（1.を除く） 3. 通学・通園 4. 通所（障害児支援・障害福祉サービスの利用を目的とした事業所・施設への外出） 5. 定期的な通院 6. 定期的な習い事・サークル・趣味 7. その他、通年かつ長期にわたる外出 内容：（ ） 社会通念上適当でない外出 8. 社会通念上適當でない外出 内容：（ ） その他の外出 9. 社会参加のための外出等 内容：（ ） 10. その他 内容：（ ）

(3) その他

❖ 本アンケート調査結果を踏まえ、ヒアリング調査の実施を予定しております。ヒアリング調査にご協力いただける方は、以下の「個人情報の取扱いについて」にご同意の上、ご連絡先等をご記入ください。ご協力が難しい場合は、回答不要です。

<個人情報の取扱いについて>

- 以降でお預かりする個人情報は、ヒアリング調査のご連絡のために利用させていただきます。
- お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」<http://www.murc.jp/corporate/privacy> および「個人情報の取り扱いについて」<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/> に従って適切に取り扱います。
- お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、次の連絡先までご連絡ください。
- 以下の内容にご回答いただけない場合、ヒアリング調査に関するお問い合わせに対し、弊社からお答えできない場合があります。

設問	形式	選択肢
問17. ご担当課名、ご連絡先（メールアドレス、電話番号）	FA	貴課名： ご担当者様氏名： ご担当者様氏名（ふりがな）： メールアドレス： 電話番号： 備考欄（ご自由にご活用ください。特にお心当たりがなければ空欄で結構です）：

以降の設問は、ご回答いただいた皆様にお伺いいたします。

設問	形式	選択肢
問18. 貴自治体の種類【必ず回答】	SA	7. 指定都市 8. 中核市 9. その他の市 10. 特別区 11. 町 12. 村

設問	形式	選択肢
F1. 都道府県名【必ず回答】	SA	Web上では都道府県名が表示されます
F2. 市区町村名【必ず回答】	SA	Web上では市区町村名が表示されます <u>指定都市の場合は任意の区を回答してください</u>

以上

厚生労働省 令和6年度 障害者総合福祉推進事業
重度障害者等の就労・修学の支援の在り方等に関する調査研究 報告書
令和7（2025）年3月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
